令和７年度

東 京 都 水 防 計 画

東京都

目　次

第１章　総則 …… １－１
１．１　目的 …… １－１
１．２　東京都地域防災計画との関係 …… １－１
１．３　用語の解説 …… １－２

第２章　水防組織と責任 …… ２－１
２．１　東京都下の水防組織 …… ２－１
２．２　都の水防組織 …… ２－１
２．３　東京都水防本部の組織 …… ２－２
２．４　水防関係機関一覧表 …… ２－３
２．４．１　水防本部 …… ２－３
２．４．２　建設事務所、支庁 …… ２－３
２．４．３　水防管理団体 …… ２－４
２．４．４　国の関係機関 …… ２－８
２．４．５　県の関係機関 …… ２－10
２．４．６　庁内の関係機関 …… ２－11
２．４．７　その他関係機関 …… ２－11
２．５　水防の責任等 …… ２－13
２．５．１　都の責任 …… ２－13
２．５．２　水防管理団体（区市町村）の責任 …… ２－13
２．５．３　消防機関の責任 …… ２－14
２．５．４　気象庁の責任 …… ２－14
２．５．５　国土交通省の責任 …… ２－15
２．５．６　報道・通信機関の責任 …… ２－15
２．５．７　ダム設置者の責任 …… ２－15
２．５．８　居住者等の責任 …… ２－15
２．６　水防連絡会 …… ２－15
２．７　水防訓練等 …… ２－15
２．８　河川管理者の協力 …… ２－16
２．９　下水道管理者の協力 …… ２－16

第３章　水防時の態勢 …… ３－１
３．１　都の態勢 …… ３－１
３．１．１　水防本部の設置・廃止・統合 …… ３－２
３．１．２　夜間水防連絡員 …… ３－２
３．１．３　建設事務所等の態勢 …… ３－２
３．１．４　水防態勢の確立 …… ３－２
３．２　水防管理団体の態勢 …… ３－３
３．３　消防機関の態勢 …… ３－３

第４章　防災情報 …… ４－１
４．１　都及び水防管理団体等の水防活動 …… ４－１
４．２　水防活動時に活用する情報の種類 …… ４－２
４．３　水防活動時の情報伝達 …… ４－２
４．４　雨量・水位等の観測・監視 …… ４－３
４．４．１　水防本部における観測・監視 …… ４－３
４．４．２　建設事務所等における観測・監視 …… ４－３
４．４．３　水防管理団体等における観測・監視 …… ４－３

4．5　河川・海岸の防災情報の発表 ……………………………… 4－5
4．5．1　洪水予報河川（国管理・都管理・県管理）……………… 4－7
4．5．1．1　洪水予報河川（国管理） ……………………………… 4－7
4．5．1．2　洪水予報河川（都管理） ……………………………… 4－11
4．5．1．3　洪水予報河川（埼玉県管理）…………………………… 4－20
4．5．2　水位周知河川（国管理・都管理・県管理）……………… 4－22
4．5．2．1　水位周知河川（国管理） ……………………………… 4－22
4．5．2．2　水位周知河川（都管理・水防警報河川と一致しない河川）…… 4－24
4．5．2．3　水位周知河川（都管理・水防警報河川と一致する河川）…… 4－31
4．5．2．4　水位周知河川（神奈川県管理）………………………… 4－34
4．5．3　水防警報河川（国管理・都管理・県管理）……………… 4－37
4．5．3．1　水防警報河川（国管理） ……………………………… 4－37
4．5．3．2　水防警報河川（都管理） ……………………………… 4－44
4．5．3．3　水防警報河川（神奈川県管理）………………………… 4－47
4．5．4　その他河川　（都管理） ……………………………… 4－49
4．5．5　水位周知海岸（都管理） ……………………………… 4－50
4．6　土砂災害警戒情報の発表 ……………………………… 4－55
4．6．1　目的 ……………………………… 4－55
4．6．2　発表方法 ……………………………… 4－55
4．6．3　役割分担 ……………………………… 4－55
4．6．4　土砂災害警戒情報の様式 ……………………………… 4－56
4．6．5　土砂災害警戒情報伝達系統図 ……………………………… 4－57
4．6．6　土砂災害警戒情報の留意点 ……………………………… 4－57
4．7　気象情報の伝達 ……………………………… 4－58
4．7．1　気象情報 ……………………………… 4－58
4．7．2　水防活動用警報・注意報 ……………………………… 4－58
4．7．3　その他の気象情報 ……………………………… 4－72
4．7．4　気象情報伝達系統図 ……………………………… 4－73

第５章　水門等の操作情報 ……………………………… ５－１
5．1　水門、排水機場等の操作 ……………………………… 5－1
5．2　水門等の操作時の情報伝達 ……………………………… 5－1
5．3　水門、閘門、排水機場等 ……………………………… 5－2
5．3．1　国河川 ……………………………… 5－2
5．3．2　都河川 ……………………………… 5－4
5．3．3　港湾局管理 ……………………………… 5－7
5．4　水門、排水機場等の操作について ……………………………… 5－9
5．5　水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図 ……………… 5－9
5．6　都内の水門操作状況一覧伝達系統図 ……………………………… 5－19
5．7　樋門、高潮防潮扉 ……………………………… 5－20
5．7．1　樋門・高潮防潮扉（区部） ……………………………… 5－20
5．7．2　樋門（流域下水道） ……………………………… 5－20

第６章　水防活動 ……………………………… ６－１
6．1　河川等の巡視 ……………………………… 6－1
6．2　水防上注意を要する箇所 ……………………………… 6－1
6．2．1　都管理の水防上注意を要する箇所 ……………………………… 6－1
6．2．2　国管理の重要水防箇所 ……………………………… 6－1
6．3　他の水防機関との連絡・調整 ……………………………… 6－2

６．４　水防活動時の留意点 ･･ ６－２
６．４．１　安全対策 ･･ ６－２
６．４．２　優先通行 ･･ ６－２
６．４．３　緊急通行 ･･ ６－２
６．４．４　警戒区域の設定 ･･ ６－２
６．４．５　援助・応援 ･･ ６－２
６．４．６　居住者に対する水防従事命令 ････････････････････････････････････ ６－３
６．４．７　公用負担 ･･ ６－３
６．４．８　水防活動に対する自衛隊の災害派遣･･････････････････････････････ ６－３
６．５　決壊に際しての措置 ･･ ６－３
６．５．１　決壊の通知 ･･ ６－３
６．５．２　決壊後の措置 ･･ ６－３
６．６　避難のための立退 ･･ ６－３
６．７　排水作業 ･･ ６－４
６．７．１　大規模な高潮等により広範囲な浸水が発生した場合･･････････････ ６－４
６．７．２　上記以外の浸水が発生した場合 ･･････････････････････････････ ６－４
６．８　費用負担 ･･ ６－４

第７章　水防工法及び水防資器材等の整備、運用 ･･････････････････････････ **７－１**
７．１　水防工法 ･･ ７－１
７．２　水防資器材の整備 ･･ ７－１
７．２．１　資器材等の整備 ･･ ７－１
７．２．２　資器材等の運用 ･･ ７－２
７．２．３　輸送 ･･ ７－２
７．３　移動式排水ポンプの配備 ･･ ７－２

第８章　水防活動等に関する情報の報告 ･･････････････････････････････････ **８－１**
８．１　巡視等の水防活動についての報告 ････････････････････････････････････ ８－２
８．２　避難情報の発表についての報告 ･･････････････････････････････････････ ８－３
８．３　河川の氾濫発生についての報告 ･･････････････････････････････････････ ８－３
８．４　一般資産の浸水被害の発生についての報告･･････････････････････････ ８－４
８．５　土砂災害に関する被害の発生についての報告･･････････････････････････ ８－４
８．６　公共土木施設に関する被害の発生についての報告･･････････････････････ ８－５

第９章　通信連絡 ･･ **９－１**
９．１　通信施設 ･･ ９－１
９．１．１　通信連絡網の概要 ･･ ９－１
９．１．２　通信連絡に関する用語 ･･ ９－２
９．２　通信方法 ･･ ９－３
９．２．１　水防本部（都庁舎）から各機関への通信方法･･････････････････････ ９－３
９．２．２　建設事務所・江東治水事務所・支庁から各機関への通信方法･･････････ ９－４
９．２．３　区市町村から各機関への通信方法 ････････････････････････････････ ９－７
９．２．４　他県から各機関への通信方法 ････････････････････････････････････ ９－８
９．２．５　国土交通省から各機関への通信方法･･････････････････････････････ ９－８
９．２．６　画像伝送システム端末 ･･ ９－９
９．３　防災行政無線系統図 ･･ ９－10
９．４　通信優先利用 ･･ ９－11

第１０章 防災情報の提供 ･･ **10－１**
10．１　過去の水害記録 ･･ 10－１
10．２　洪水浸水想定区域図 ･･ 10－１
10．３　洪水ハザードマップ ･･ 10－１
10．４　東京都における排水作業準備計画 ･･ 10－２
10．５　土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所マップ･･････････････････ 10－２
10．６　雨量・河川水位等の情報提供 ･･ 10－２
10．７　大雨警報・洪水警報の危険度分布 ･･ 10－４
10．８　東京都防災Ｘによる情報提供 ･･ 10－４

第１章　総　　則

１．１　目的

この計画は、水防法[1]第７条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防ぎょし、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定するものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表する。（法７①、③、⑤[2]）

なお、土砂災害に対応する必要性もあることから、土砂災害警戒情報についても本計画に記載する。

１．２　東京都地域防災計画との関係

東京都地域防災計画[3]は風水害対策計画を定めているが、このうち水防活動に関する具体的事項については、本計画によるものとされている。

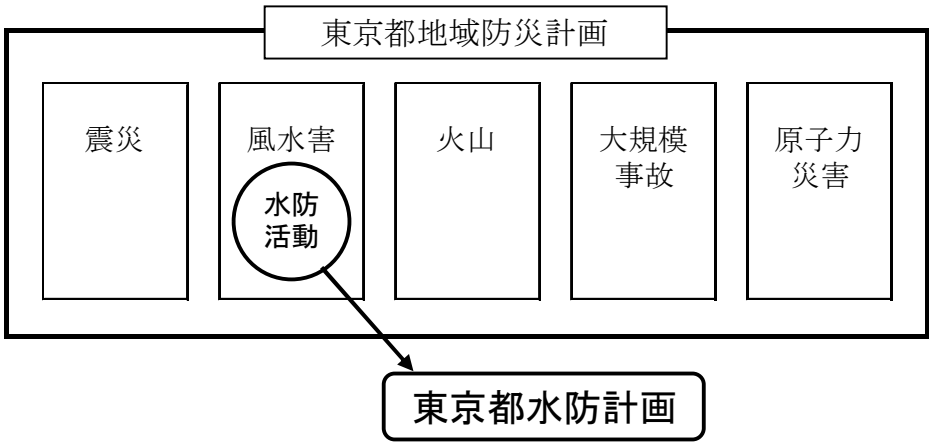

[1] 水防法：昭和２４．６．４　法律第１９３号

[2] 法７①、②、③：水防法第７条第１、２、３項を意味する凡例（以後、同様）

[3] 災害対策基本法第４０条の規定により、東京都下における防災に関する基本的事項を総合的に定めた計画

１．３　用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のように解説する。

水防活動		水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減する活動をいう。巡視活動、水防工法のほか、避難誘導・救助活動等も含まれる。
水防管理団体・ 水防管理者		水防管理団体とは、水防の責任を有する区市町村をいう。水防管理者とは区市町村の長をいう。（法2②、③）
水防団		水防管理団体が、水防活動を行うために設置するもの。（法5①）東京都においては、水防団単独の組織はないため、水防活動は消防機関（東京消防庁、市町村消防本部、消防団）等が分担して行っている。
東京都水防本部		洪水・高潮等により災害が発生するおそれがある場合に、東京都における水防を総括するため東京都建設局に設置する。（本部長:建設局長）
水防計画		円滑な水防活動の実施のために必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水門等の操作や水防管理団体同士の協力、応援、水防施設や資器材の整備、運用に関する計画で、水防協議会に諮り決定される。（法2⑥、法7）
水防協議会		水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために設置するもの。東京都では毎年4月に開催している。（法8）
洪水予報河川		洪水のおそれがあるという情報を都民に提供する河川をいう。（法10②、法11①） 対象河川では、気象庁が雨量等を、都（または国土交通省）が河川水位等を予測し、洪水予報を気象庁と都（または国土交通省）が共同で発表する。
	氾濫発生情報	国管理河川において、洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したときに発表する防災情報。都管理河川においては、基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは氾濫を確認したときに発表する防災情報。
	氾濫危険情報	国管理河川において、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表する防災情報。都管理河川においては、概ね 1 時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する防災情報。
	氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれたときに発表する防災情報。
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する防災情報。
水位周知河川		洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を都民に提供する河川をいう。（法13①、②）対象河川では、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときに氾濫危険情報を、氾濫発生水位に達したとき氾濫発生情報を、都（または国土交通省）が発表する。
	氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは氾濫を確認したときに発表する防災情報。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する防災情報。
	洪水特別 警戒水位	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。（法13①、②）
水位周知下水道		内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等をいう。（法13の2①、②） 指定した下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。 ※令和7年４月現在、東京都では指定していない。
	雨水出水特別 警戒水位	内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。（法13の2①、②）

水位周知海岸		高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。（法13－3①、②） 指定した海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、都が氾濫発生情報を発表する。
	氾濫発生情報	高潮特別警戒水位に到達したときに発表する。
	高潮特別警戒水位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。（法13－3①、②）
水防警報河川		洪水のおそれがあるときに、水防活動に入るための河川の水位情報を水防管理団体・水防団に対し提供する河川をいう。（法2⑧、法16①） 都管理河川では境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、県管理河川では鶴見川、麻生川、真光寺川、境川、国管理河川では江戸川、旧江戸川、中川、綾瀬川、荒川、隅田川、多摩川、浅川、大栗川が対象河川。 対象河川ではあらかじめ定めてある水位に達したときに、都（または神奈川県、国土交通省）が水防警報を発表する。
土砂災害警戒情報		大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、区市町村ごとに都と気象庁が共同で発表する。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法27、気象業務法11）
水防要員		水防要員とは、水防活動を行う上で必要となる人材を指す。水防要員の人数を人員とする。
氾濫発生水位		水位観測所の近辺において、河川から水が溢れ、家屋浸水等の被害が発生する水位。
氾濫危険水位		洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位。
避難判断水位		区市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位。
氾濫注意水位		水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位。
水防団待機水位		水防警報河川において、各水防機関が水防体制に入る水位。
高潮特別警戒水位		高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。

【水位概念図】

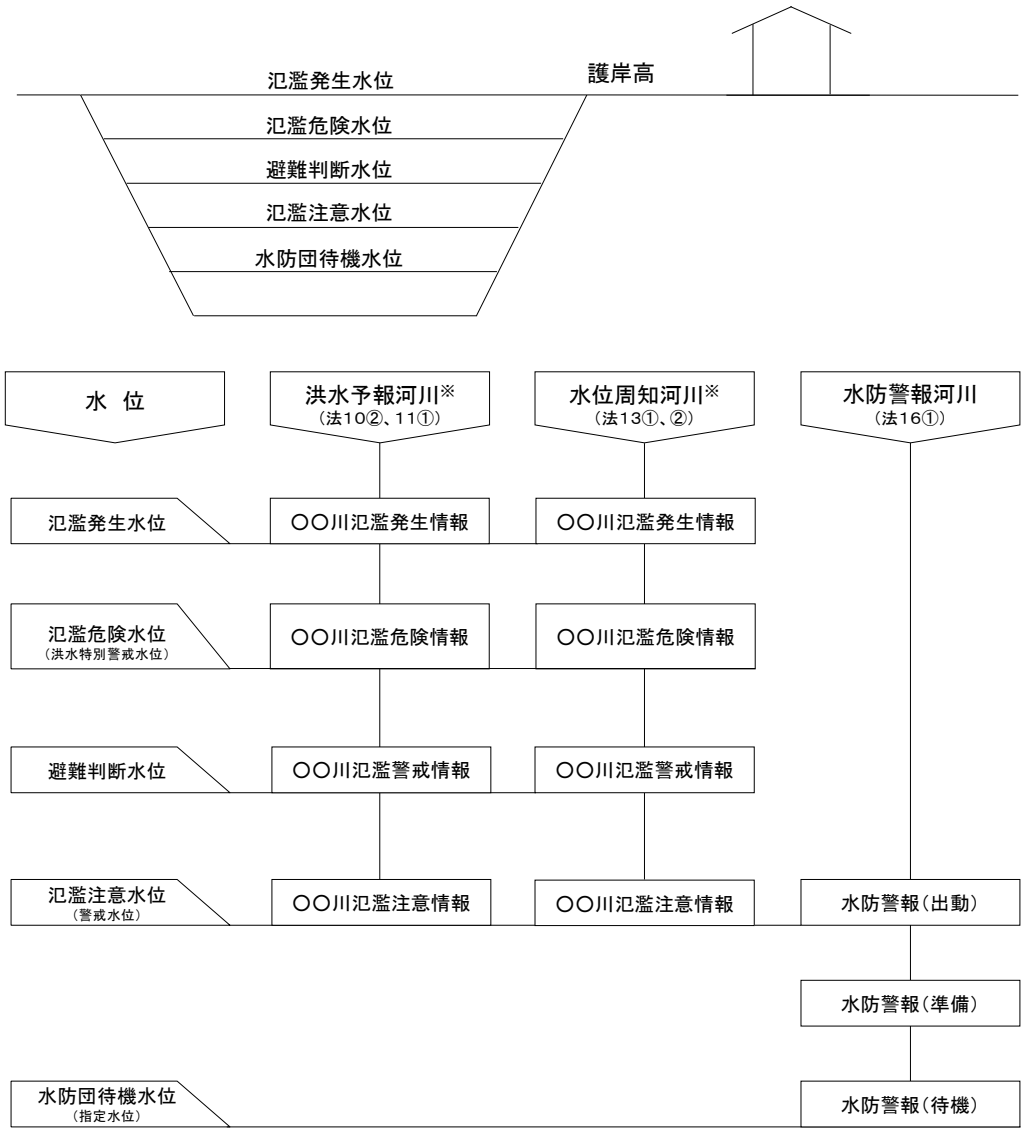

※　都管理河川の洪水予報河川（芝川・新芝川をのぞく）と水位周知河川は、氾濫発生情報と氾濫危険情報を発表

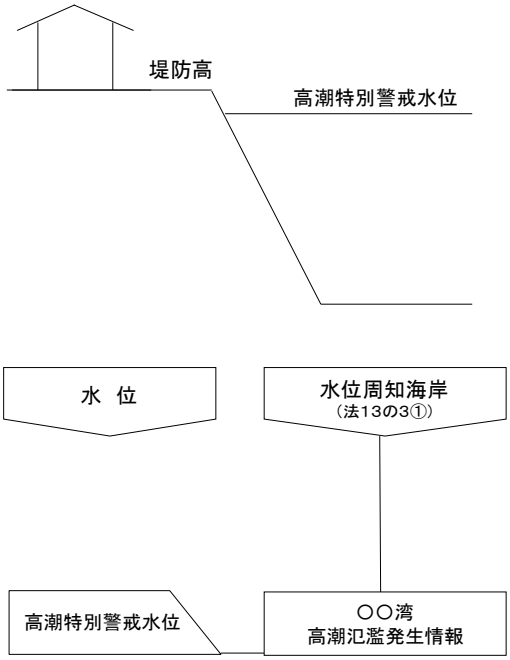

第２章　水防組織と責任

２．１　東京都下の水防組織

洪水又は高潮の際には、東京都、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警視庁、東京消防庁等関係機関が水防に当たるものとする。

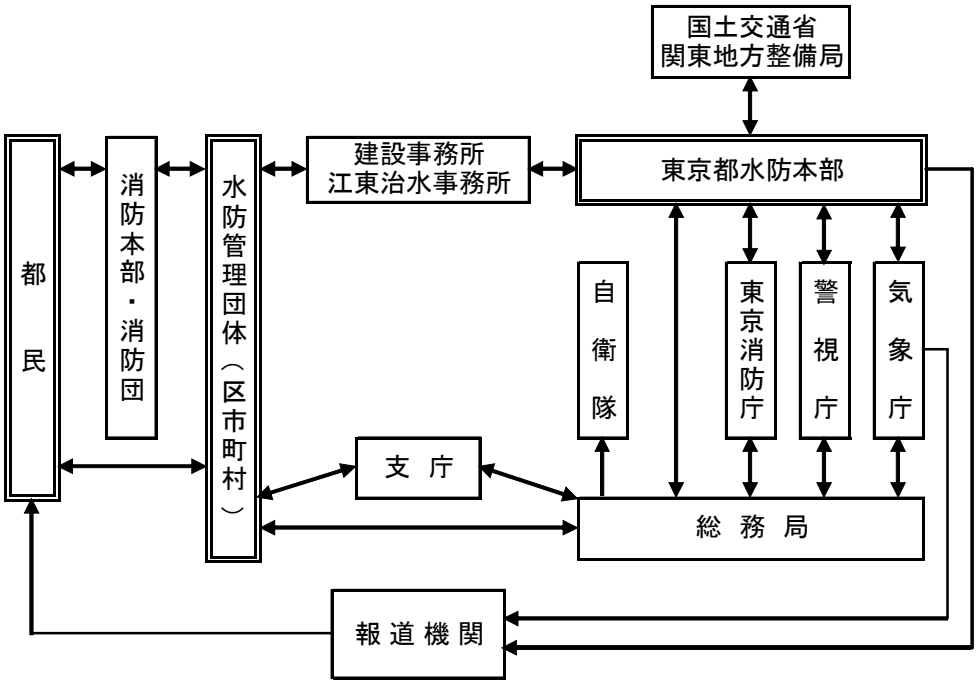

２．２　都の水防組織

水防に関係する都の組織は以下のとおりである。

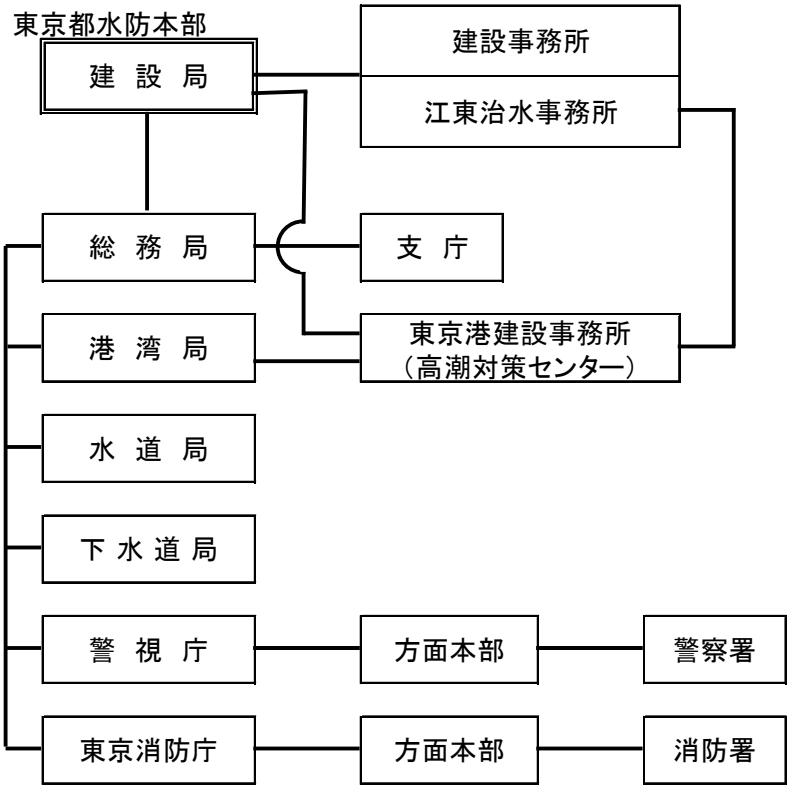

２．３　東京都水防本部の組織

東京都建設局に水防本部を設置した場合の組織図は次のとおりである。

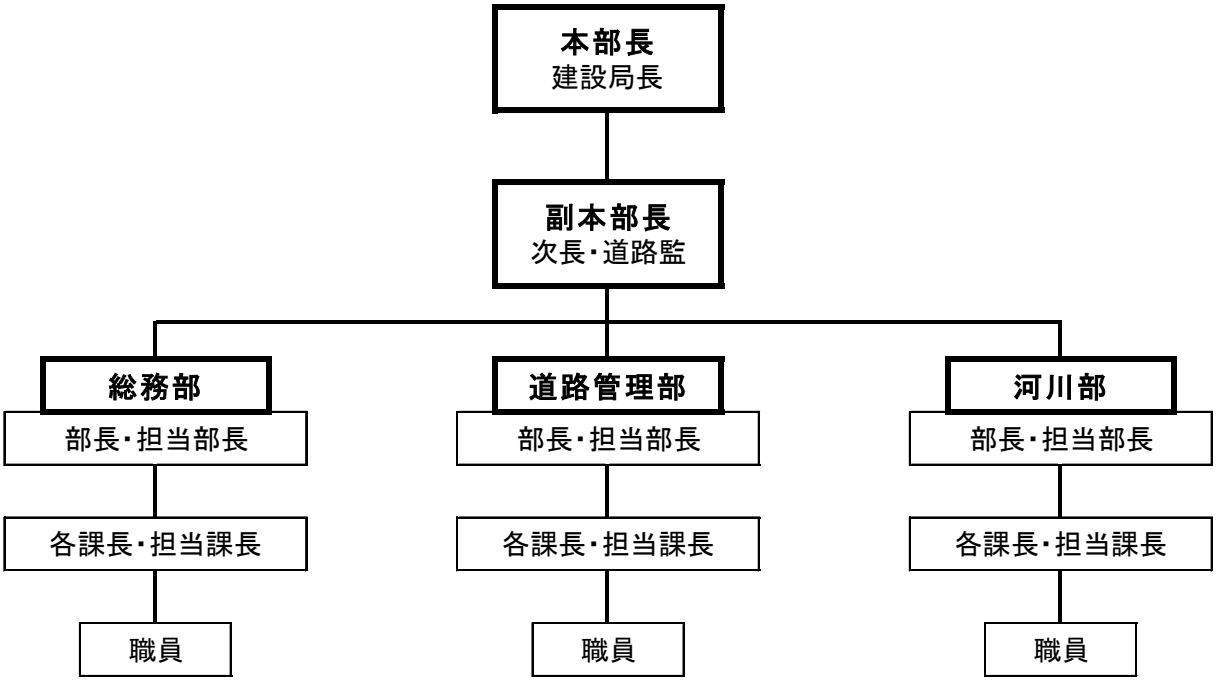

２．４　水防関係機関一覧表

２．４．１　水防本部

名称	所在地	担当部課	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
東京都水防本部	新宿区西新宿 2-8-1	防災対策室	03-5320-5435 70972, 70983	（受信優先）03-5388-1535 （送信優先）03-5388-1534 （受令確認）03-5388-1539 70098, 70071

２．４．２　建設事務所、支庁

名称	所在地	担当課担当名	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
第一建設事務所	中央区明石町 2-4	工事課工務担当	03-3542-1292 75411	03-3541-7678 75401
第二建設事務所	品川区広町 2-1-36	工事第二課工務担当	03-3774-6658 75511	03-3774-0328 75501
第三建設事務所	中野区中野 4-11-19	工事第二課工務担当	03-3387-5137 75611	03-3387-8851 75601
第四建設事務所	豊島区南大塚 2-36-2	工事第二課工務担当	03-5978-1734 75711	03-5978-1748 75701
第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11	工事課工務担当	03-3692-4709 75811	03-3692-4582 75801
第六建設事務所	足立区千住東 2-10-10	工事課工務担当	03-3882-1408 75911	03-3882-7066 75901
西多摩建設事務所	青梅市東青梅 3-20-1	工事第二課工務担当	0428-22-7315 83011	0428-22-7994 83001
南多摩東部建設事務所	町田市中町 1-31-12	工事課工務担当	042-720-8641 83111	042-720-6563 83101
南多摩西部建設事務所	八王子市明神町 3-19-2	工事課工務担当	042-643-2648 83211	042-648-9399 83201
北多摩南部建設事務所	府中市緑町 1-27-1	工事第二課工務担当	042-330-1845 83311	042-369-3890 83301
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町 2-15-19	工事第二課工務担当	042-540-9521 83411	042-525-9746 83401
江東治水事務所 （水門管理センター）	江東区清澄 1-2-37	水門管理課 運転監視担当	03-5620-2490 72211	03-5620-2491 72201
大島支庁	大島町元町字オンダシ 222-1	土木課 管理担当	04992-2-4441 84611	04992-2-2770 84601
三宅支庁	三宅村伊豆 642	土木港湾課 管理担当	04994-2-1313 84711	04994-2-0232 84701
八丈支庁	八丈町大賀郷 2466-2	土木課管理担当	04996-2-1114 84811	04996-2-4508 84801
小笠原支庁	小笠原村父島字西町	土木課工務担当	04998-2-2123 84911	04998-2-2302 84901

２．４．３　水防管理団体

名称	担当部課名		ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
千代田区	環境まちづくり部 道路公園課	（水防担当）	03-5211-4239	03-3221-3410
	政策経営部 災害対策･危機管理課	（避難情報発令担当）	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001
中央区	環境土木部 管理調整課	（水防担当）	03-3546-5402	03-3546-5639
	総務部 防災危機管理課	（避難情報発令担当）	03-3546-5087 73111	03-3546-5708 73101
港区	街づくり支援部 土木課	（水防担当）	03-3578-2217 03-3578-2546（夜間･休日）	03-3578-2369 03-3578-2534（夜間･休日）
	防災危機管理室 防災課	（避難情報発令担当）	03-3578-2541 03-3578-2546（夜間･休日） 73211	03-3578-2539 03-3578-2534（夜間･休日） 73201
新宿区	みどり土木部 道路課	（水防担当）	03-5273-3525	03-3209-5595
	危機管理担当部 危機管理課	（避難情報発令担当）	03-5273-4592 73311	03-3209-4069 73301
文京区	土木部 管理課	（水防担当）	03-5803-1241	03-5803-1359
	危機管理室 防災課	（避難情報発令担当）	03-5803-1179 73411	03-5803-1344 73401
台東区	都市づくり部 道路管理課	（水防担当）	03-5246-1302	03-5246-1319
	総務部 危機・災害対策課	（避難情報発令担当）	03-5246-1092 73511	03-5246-1099 73501
墨田区	都市整備部 都市整備課	（水防担当）	03-5608-6290	03-5608-6409
	都市計画部 危機管理担当防災課	（避難情報発令担当）	03-5608-6206 73611	03-5608-6425 73601
江東区	土木部 河川公園課	（水防担当）	03-3647-2538	03-3647-9216
	総務部危機管理室 防災課	（避難情報発令担当）	03-3647-9584 03-3647-9105（夜間･休日） 73711	03-3647-8440 03-3647-9105（夜間･休日） 73701
	水門操作担当部署		03-3645-8200	03-3645-8201
品川区	防災まちづくり部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	03-5742-6695 03-3777-1111（夜間･休日） 73811	03-3777-1181 73801
目黒区	都市整備部 道路公園課	（水防担当）	03-5722-9775	03-3712-5129
	危機管理部 防災課	（避難情報発令担当）	03-5723-8700 73911	03-5723-8725 73901
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課	（水防担当）	03-5744-1304	03-5744-1527
	総務部 防災危機管理課	（避難情報発令担当）	03-5744-1236 74011	03-5744-1519 74001

名称	担当部課名		ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
世田谷区	道路・交通計画部 道路管理課	（水防担当）	03-6432-7917	03-6432-7990
	危機管理部 災害対策課	（避難情報発令担当　）	03-5432-2262 74111	03-5432-3014 74101
渋谷区	土木部 企画管理課	（水防担当）	03-3463-2773	03-5458-4908
	危機管理対策部 防災課	（避難情報発令担当）	03-3463-4475 74211	03-5458-4923 74201
中野区	総務部 防災危機管理課	（避難情報発令担当）	03-3228-8933 03-3389-1142（夜間・休日） 74311	03-3228-5647 74301
	都市基盤部 道路管理課	（水防担当）	03-3228-5592	03-3228-5668
杉並区	都市整備部 土木計画課	（水防担当）	03-5307-0739	03-3316-2470
	危機管理室 防災課	（避難情報発令担当）	03-5307-0705 74411	03-3312-9402 74401
豊島区	都市整備部 道路整備課	（水防担当）	03-3981-4878	03-3981-1008
	総務部 防災危機管理課	（避難情報発令担当）	03-3981-2100 74511	03-3981-5018 74501
北区	土木部 道路公園課	（水防担当）	03-3908-9213	03-3908-1291
	危機管理室 防災・危機管理課	（避難情報発令担当）	03-3908-8184 74611	03-3908-4016 74601
荒川区	防災都市づくり部 土木管理課	（水防担当）	03-3802-0714	03-3802-6230
	区民生活部 防災課	（避難情報発令担当）	03-3803-8711 74711	03-5810-6262 74701
板橋区	土木部 土木計画・交通安全課	（水防担当）	03-3579-2520	03-3579-5435
	危機管理部 防災危機管理課	（避難情報発令担当）	03-3579-2159 74811	03-3963-0150 74801
練馬区	土木部 道路公園課	（水防担当）	03-5984-1343	03-5984-1224
	危機管理室 危機管理課	（避難情報発令担当）	03-5984-2762 74911	03-3993-1194 74901
足立区	都市建設部 都市建設課	（水防担当）	03-3880-5478	03-3880-5719
	危機管理部 災害対策課	（避難情報発令担当）	03-3880-5836 75011	03-3880-5607 75001
葛飾区	都市整備部 調整課	（水防担当）	03-3695-1197	03-3697-1660
	地域振興部 危機管理課	（避難情報発令担当）	03-3695-1195 75111	03-5698-1503 75101

名称	担当部課名		ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
江戸川区	土木部 施設管理課	（水防担当）	03-5662-1884	03-3652-9858
	危機管理部 防災危機管理課	（避難情報発令担当）	03-5662-2037 75211	03-3652-9891 75201
	水門操作担当部署		03-5662-0096	03-3652-9858
八王子市	生活安全部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-620-7207･7208 80011	042-626-1271 80001
立川市	市民生活部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-523-2561 80111	042-528-4333 80101
武蔵野市	防災安全部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	0422-60-1821 80211	0422-51-9184 80201
三鷹市	防災安全部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	0422-24-9102 80311	0422-45-1190 80301
青梅市	市民安全部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	0428-22-1111(内 2504) 80411	0428-22-3508 80401
府中市	総務管理部 防災危機管理課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-335-4098 80511～2	042-335-6395 80501
昭島市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-541-5625 80611	042-544-7552 80601
調布市	総務部 総合防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-481-7346 80711	042-481-7255 80701
町田市	防災安全部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-724-2107（昼） 042-724-2105（夜） 80811	042-725-3280（昼） 042-724-2769（夜） 80801
小金井市	総務部 地域安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-387-9807 80911	042-384-6426 80901
小平市	総務部 防災危機管理課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-346-9519 81011	042-346-9513 81001
日野市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-585-1100 81111	042-587-5666 81101
東村山市	防災安全部 防災防犯課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-393-5111(内 3402) 81211	042-393-6846 81201
国分寺市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-325-0124 81311	042-326-3624 81301
国立市	行政管理部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-576-2111(内 145～7) 81411	042-576-0264 81401
福生市	総務部 防災危機管理課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-551-1638 042-551-1511(夜間･休日) 81611	042-553-3339 81601
狛江市	総務部 安心安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	03-3480-5500 81711	03-3480-5500 81701
東大和市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-562-7395 81811	042-563-5931 81801

名称	担当部課名		ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
清瀬市	総務部 防災防犯課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-492-5111（内 3421） 81911	042-492-2415 81901
東久留米市	環境安全部 防災防犯課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-470-7769 82011	042-470-7807 82001
武蔵村山市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-565-1111（内 335） 82111	042-563-0793 82101
多摩市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-338-6802（昼） 042-338-6855（夜） 82211	042-339-7422（昼） 042-338-6835（夜） 82201
稲城市	消防本部 防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-377-7119 82311	042-377-0119 82301
羽村市	総務部 防災安全課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-555-1111（内 211） 82411	042-554-2921 82401
あきる野市	総務部 地域防災課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-558-1111（内 2343） 82511	042-558-1115 82501
西東京市	総務部 危機管理課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-438-4010 81511	042-438-2820 81501
瑞穂町	協働推進部 安全・安心課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-557-7610 82611	042-556-3401 82601
日の出町	生活安全安心課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-588-5067 82711	042-597-4369 82701
檜原村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	042-598-1011 82811	042-598-1009 82801
奥多摩町	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	0428-83-2349 82911	0428-83-2344 82901
大島町	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04992-2-1443 83611	04992-2-1371 83601
利島村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04992-9-0011 83711	04992-9-0190 83701
新島村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04992-5-0240 83811	04992-5-1304 83801
神津島村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04992-8-0011 84011	04992-8-1242 84001
三宅村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04994-5-0935 84111	04994-5-0932 84101
御蔵島村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04994-8-2121 84211	04994-8-2239 84201
八丈町	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04996-2-1121 84311	04996-2-3874 84301
青ヶ島村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当）	04996-9-0111 84411	04996-9-0001 84401
小笠原村	総務課	（水防担当） （避難情報発令担当　）	04998-2-3111 84511	04998-2-3222 84501

注）一覧表には、各水防関係機関の代表担当課を記載。
　　その他の担当課等は、資２．２、資２．３、資２．４の業務分担表に記載。

２．４．４　国の関係機関

名称	所在地	担当部課	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
国土交通省	千代田区霞が関 2-1-3	水管理・国土保全局 河川環境課	03-5253-8111 (内 35458)	03-5253-1603 35499
		水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8111 (内 35733)	03-5253-1607 35899
		水管理・国土保全局 砂防部保全課	03-5253-8111 (内 36213)	03-5253-1611 36299
国土交通省 関東地方整備局	埼玉県さいたま市 中央区新都心 2-1	災害対策室	048-600-1419 6391、6392	048-600-1420 2939
		河川部 水災害予報センター	048-600-1947 3852、3861	048-600-1428 3798
		河川部 水災害対策センター	048-600-1482 3882、3893	048-600-1428 3798
		河川部 地域河川課	048-600-1903 3823	048-600-1918 3849
国土交通省 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	防災対策課	(災害対策室) 0480-52-9839 711-591	(災害対策室) 0480-52-9852 711-599
大利根出張所	埼玉県加須市新川通 700-6		0480-72-8360 711-6322	0480-72-8363 711-6340
国土交通省 江戸川河川事務所	千葉県野田市宮崎 134	防災対策課	04-7125-7436 04-7125-7332 (災害対策室) 731-591	04-7123-6741 731-599
中川出張所	埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-41		048-962-2634 731-6522	048-965-8482 731-6540
中川下流出張所	葛飾区高砂 1-3-15		03-3694-2757 731-6622	03-3693-3932 731-6640
江戸川河口出張所	江戸川区東篠崎町 250		03-3679-1460 731-6322	03-3679-1648 731-6340
国土交通省 荒川上流河川事務所	埼玉県川越市新宿町 3-12	防災対策課	049-246-6384 049-246-6715 (災害対策室) 732-591～595	049-246-6391 732-599
西浦和出張所	埼玉県さいたま市桜区 田島 8-17-1		048-861-9129 732-6422	048-839-4670 732-6440
国土交通省 荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	流域治水課　品質 確保･防災企画室	03-3903-6821～4 733-574～6	03-3902-6676 733-562
小名木川出張所	江東区大島 8-33-26		03-3681-6131 733-6225	03-3683-7453 733-6240
国土交通省 京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央 2-18-1	災害対策室	045-503-4054 772-591～593	045-503-3174 772-550、551
多摩川上流出張所	福生市南田園 3-64-2		042-552-0667 772-6525	042-530-1386 772-6540
多摩出張所	稲城市大丸 3117-1		042-377-7403 772-6425	042-377-3552 772-6440
田園調布出張所	大田区田園調布本町 31-1		03-3721-4288 772-6325	03-3721-4289 772-6340
気象庁	港区虎ノ門 3-6-9	大気海洋部 予報課	03-6758-3900 (内)4830 主：79671(LTE)、 副：79679(MCA)	03-3434-9103 79670
東京管区気象台	清瀬市中清戸 3-235	気象防災部 地域防災推進課	042-497-7216 77411	042-495-3159 77401
熊谷地方気象台	埼玉県熊谷市桜町 1-6-10		048-521-0058	

名称	所在地	担当部課	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
陸上自衛隊 第一師団司令部	練馬区北町 4-1-1	第２部情報班	03-3933-1161(昼) (内)2120 76613 03-3933-1161(夜) (内)2708 76614	03-3933-8220 76601
陸上自衛隊 第一普通科連隊	練馬区北町 4-1-1	第２科	03-3933-1161(昼) (内)2520 03-3933-1161(夜) (内)2505	03-3933-1161 2522
海上自衛隊 横須賀地方総監部	神奈川県 横須賀市西逸見町	第３幕僚室	0468-22-3500 (内)2222 86481	0468-23-1009 86480

２．４．５　県の関係機関

名称		担当部課	ＮＴＴ電話 無線電話	ＦＡＸ番号 無線ＦＡＸ	担当河川
神奈川県		県土整備局 河川下水道部 河港課	（水防室直通） 045-210-6520 ―	045-210-8890 ―	
	厚木土木事務所 東部センター		（水防室直通） 0467-79-2894～5 ―	0467-79-2893 ―	境川
	厚木土木事務所 津久井治水センター		042-784-1111(代) ―	042-784-7696 ―	境川
	横浜川崎治水事務所		（水防室直通） 045-411-2529 ―	045-411-2530 ―	鶴見川、恩田川
	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター		（宿直室直通） 044-932-7211 （水防室直通） 044-932-1312 ―	044-932-8259 ―	鶴見川、麻生川、 真光寺川
	横浜市	総務局 危機管理室 緊急対策課	045-671-2064 ―	045-641-1677 ―	境川、恩田川
	川崎市	総務局 危機管理室 初動対策担当	044-200-2890 ―	044-200-3972 ―	鶴見川
	相模原市	危機管理局 危機管理統括部 防災対策担当	042-751-9128 ―	042-751-9112 ―	境川
		消防局 指令課	042-751-9111 ―	042-751-9284 ―	
	大和市	危機管理室	046-260-5777（昼） ―	046-261-4592(昼) ―	境川
		消防本部 指令課	046-261-1119（夜） ―	046-264-8327(夜) ―	
埼玉県		県土整備部 河川砂防課	（水防室直通） 048-830-5137 200-6-5137	048-830-4865 200-6-4865	
	さいたま 県土整備事務所		048-861-2495 511-21	048-866-9713 511-95	芝川・新芝川
	朝霞 県土整備事務所		048-471-4661 522-21	048-471-4666 522-95	新河岸川、 白子川、黒目川
	川越 県土整備事務所		049-243-2023 513-21	049-243-2134 513-95	柳瀬川
	飯能 県土整備事務所		042-973-2281 514-21	042-975-1417 514-95	霞川、成木川
	越谷 県土整備事務所		048-964-5221 520-21	048-960-1530 520-95	毛長川、垳川、 伝右川、大場川

２．４．６　庁内の関係機関

名称	担当部課	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
総務局	総合防災部 防災対策課（昼）※１	03-5388-2456 70227	03-5388-1260 70013
	夜間防災連絡室 （夜）※２	03-5388-2459 70349	03-5388-1958 70023
港湾局	総務部総務課	03-5320-5521 70581、70582	03-5388-1575 70081
	港湾整備部	03-5320-5608	03-5388-1578
港湾局 東京港建設事務所	高潮対策センター	03-3521-3013 76111	03-3521-2969 76101
交通局	総務部 安全対策推進課	03-5320-6064 70611	70078
交通局 発電事務所		0428-78-8567㈱※1 0428-78-9368㈱※2 85751	0428-78-8939 85750
水道局	総務部総務課	03-5320-6313 70621	03-5388-1675 70085
	浄水部浄水課	03-5320-6447 70624	03-5802-9039 70085
水道局 羽村取水管理事務所		042-554-2053 85791	042-555-8968 85790
水道局 小河内貯水池管理事務所		0428-86-2211 85801	0428-86-2738 85800
下水道局	総務部総務課	03-5320-6528 70631	03-5388-1700 70091
警視庁	警備部 災害対策課	03-3581-4321 (内)55541～4 夜（内）55151～3 76311	03-3502-1450 76301
東京消防庁	警防部 特殊災害課 （昼）※３	03-3212-2111 (内)3682 71511	03-3213-1476 71501
	警防部 警防課指揮隊 （夜）※４	03-3212-2111 (内)3531～3 71511	

※１（昼）＝　平日（09:00～17:15）
※２（夜）＝　平日（17:15～09:00）、土日休日（終日）
※３（昼）＝　平日（08:30～17:15）
※４（夜）＝　平日（17:15～08:30）、土日休日（終日）

２．４．７　その他関係機関

名称	担当部課	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
東京地下鉄		03-3837-7147 03-3941-8265 86893, 86891	03-3837-7159 03-5395-1547 86890

参考　水防管理団体及び建設事務所・支庁

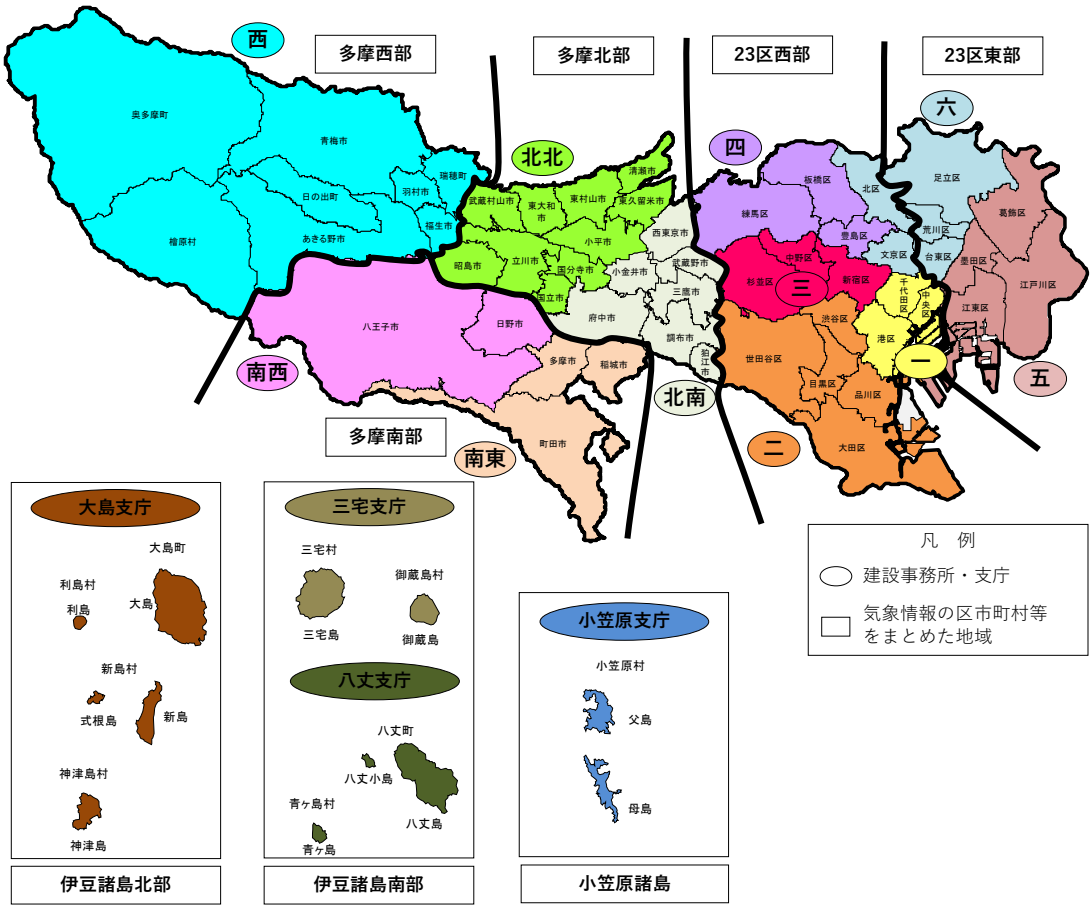

建設事務所･支庁	水防管理団体	気象情報の区市町村等をまとめた地域
第一建設事務所	千代田区、中央区、港区	23区西部
第二建設事務所	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区	
第三建設事務所	新宿区、中野区、杉並区	
第四建設事務所	豊島区、板橋区、練馬区	
第五建設事務所	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	23区東部
第六建設事務所	台東区、荒川区、足立区	
	文京区、北区	23区西部
西多摩建設事務所	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	多摩西部
南多摩東部建設事務所	町田市、多摩市、稲城市	多摩南部
南多摩西部建設事務所	八王子市、日野市	
北多摩南部建設事務所	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	多摩北部
北多摩北部建設事務所	立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	
江東治水事務所	23区東部及び中央区･大田区･所内稼働工事現場該当区	
大島支庁	大島町	大島
	利島村、新島村、神津島村	新島
三宅支庁	三宅村、御蔵島村	三宅島
八丈支庁	八丈町、青ヶ島村	八丈島
小笠原支庁	小笠原村	小笠原諸島

２．５　水防の責任等

２．５．１　都の責任

（１）都内の水防態勢を確立し、水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法３の６）

（２）水防事務の調整及びその円滑な実施のため、毎年「東京都水防計画」に検討を加え、必要があるときは変更する。変更する場合に、東京都水防協議会に諮り、要旨を公表する。（法７）

（３）水防資器材の備蓄、水防倉庫の設置、河川管理者の水防活動への協力等を水防計画に定める。（法２⑥）

（４）国の洪水予報河川において、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防計画に定める水防関係機関に通知する。（法１０）

（５）都の洪水予報河川において、気象庁と共同で洪水予報を発表し、水防計画で定める水防関係機関に通知する。（法１１）

（６）都の水位周知河川において、氾濫危険情報を発表し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。（法１３②）

（７）国の水位周知河川において、国が発表する氾濫危険情報等の通知を受けたときは、水防計画に定める水防関係機関に通知する。（法１３③）

（８）都の水位周知海岸において、氾濫発生情報を発表し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。（法１３の３）

（９）避難情報の判断に資するため、洪水予報河川の洪水予報及び水位周知河川の氾濫危険情報に係る通知に係る事項を関係区市町村の長に通知する。（法１３の４）

（１０）都の洪水予報河川、水位周知河川、その他国土交通省令で定める基準に該当する河川について、洪水浸水想定区域を指定、公表し、関係区市町村の長に通知する。（法１４）

（１１）都の水位周知海岸について、高潮浸水想定区域を指定、公表し、関係区市町村に通知する。（法１４の３）

（１２）都道府県大規模氾濫減災協議会を設置する。（法１５の１０）

（１３）国の水防警報河川において、国が発表する水防警報の通知を受けたときは、水防計画に定める水防関係機関に通知する。（法１６）

（１４）都の水防警報河川において、水防警報を発表し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。（法１６）

（１５）水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。（法４７）

（１６）気象庁と共同で土砂災害警戒情報を発表し、区市町村に通知する。

（１７）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２、下水道法第 23 条の２）

２．５．２　水防管理団体（区市町村）の責任

（１）水防管理団体はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法３）

（２）水防資器材の備蓄及び水防倉庫の設置を行う。

（３）区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者に連絡する。（法９）

（４）市町村地域防災計画において、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域ごとに、下記を定める。（法１５）

１）洪水予報等の伝達方法
２）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
３）浸水想定区域内に存する、地下街等、要配慮者利用施設、大規模な工場その他の施設の名称及び所在地

（５）避難確保・浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすることができる。（法１５の２）

（６）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすることができる。（法１５の３）

（７）水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要なときは、水防団及び消防機関に出動または出動の準備をさせる。（法１７）

（８）水防管理者は緊急の場合、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者は、できる限りその求めに応じなければならない。（法２３①）

（９）堤防等が決壊した場合、関係者に通報し、氾濫による被害が拡大しないように努める。（法２５、２６）

（１０）水防に関する報告を都又は国に行う。（法４７）

（１１）消防事務と競合する場合の調整をあらかじめ行う。（法５０）

２．５．３　消防機関の責任

（１）区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者に報告する。（法９）

（２）消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は水防作業の必要があるときは、直ちに出動し、水防作業を行う。（法１７）

（３）堤防等が決壊した場合、関係者に通報し、氾濫による被害が拡大しないように努める。（法２５、２６）

（４）水防に際し、危険の切迫した者の人命救助を行う。

２．５．４　気象庁の責任

（１）気象などの状況により、大雨、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その状況を水防活動用警報・注意報（「４．７気象情報の伝達」参照。以下、「水防用気象情報」という。）等の気象情報として、都、他に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。（法１０、気象業務法１３、１４の２、１５）

（２）国の洪水予報河川において、国土交通省と共同で洪水予報を発表し、都に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。（法１０②、気象業務法１４の２、１５）

（３）都の洪水予報河川において、都と共同で洪水予報を発表し、関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。（法１１、気象業務法１４の２，１５）

（４）都と共同で土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。

２．５．５　国土交通省の責任

（１）　国の洪水予報河川において、気象庁と共同で洪水予報を発表し、水防関係機関に通知する。また、氾濫後においては氾濫により浸水する区域及びその水深を都に通知し、一般に周知する。（法１０①、②）

（２）　国の水位周知河川において、氾濫危険情報等を発表し、水防関係機関に通知する。（法１３①）

（３）　避難情報の判断に資するため、洪水予報河川の洪水予報及び水位周知河川の氾濫危険情報に係る通知に係る事項を関係区市町村の長に通知する（法１３の４）

（４）　国の水防警報河川において、水防警報を発表し、水防関係機関に通知する。（法１６①）

（５）　洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要するときに特定緊急水防活動を行うことが出来る。（法３２）

２．５．６　報道･通信機関の責任

（１）　報道機関は、気象庁発表の水防用気象情報、国土交通省・気象庁共同発表の洪水予報、都・気象庁共同発表の洪水予報及び国、都発表の氾濫危険情報（水位周知河川）等を一般に周知するよう努める。

（２）　通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力する。（法２７）

２．５．７　ダム設置者の責任

ダム設置者は、洪水の発生又はそのおそれがある場合、水位や流量等の観測結果やダムの操作状況を河川管理者及び関係県に通知する。（河川法４６）

２．５．８　居住者等の責任

水防のためやむを得ない場合、水防管理者又は消防機関の長からの要請を受けた都民やその場にいる者は水防に従事する。（法２４）

２．６　水防連絡会

都は、水防関係機関との連絡及び協力を密にし、水防活動を円滑化するため、建設局並びに各建設事務所単位で水防連絡会を設置し、水防計画の意見聴取、水防上注意を要する箇所や水防に関する課題・情報の共有等を行う。本連絡会の名称は、「東京都建設局水防連絡会」「東京都○○建設事務所水防連絡会」とする。

２．７　水防訓練等

（１）　都、水防管理団体及び警察・消防機関は実際の水防活動に備え、出水期前に関係機関と連携した水防訓練を実施する。（法３２の２②）

都は、訓練に対する資器材の供与、技術者の派遣等の協力に努める。

（２）　建設事務所は、毎年出水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との水防連絡会を開催し、危険箇所の現地確認を行う。

２．８　河川管理者の協力

（１）　河川管理者（国土交通省関東地方整備局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。（法７③）

１）河川に関する情報の提供
２）水防訓練等への参加
３）資器材の提供及び人材の派遣
４）重要水防箇所の水防管理者と消防機関等による合同点検の実施
５）その他水防活動を行う上で必要な事項

※５）については、その都度協議を行うものとする。

（２）　河川管理者（東京都知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。（法７③）

１）河川に関する情報の提供
２）水防訓練等への参加
３）資器材の提供及び人材の派遣
４）水防上注意を要する箇所の水防管理者と消防機関等による合同点検の実施
５）その他水防活動を行う上で必要な事項

※５）については、その都度協議を行うものとする。

２．９　下水道管理者の協力

下水道管理者（東京都下水道局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。（法７④）

第３章　水防時の態勢

３．１　都の態勢

都は気象状況等により、洪水、高潮、津波等のおそれがあるときは、直ちに以下の態勢をとる。

	態勢種別	基準及び内容	人員
	連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象･雨量･水位等の情報の収集･連絡を行う態勢 １．水防活動用注意報※1が発表されたとき ２．国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき	若干名
水防本部の設置	警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象･雨量･水位等の情報の収集･連絡に加えて水防活動に対応できる態勢 １．東京地方に水防活動用警報※2が発表されたとき ２．国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき ３．都管理の洪水予報河川、水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき ４．国管理・都県境の水位周知河川に、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき ５．国管理の洪水予報河川に、氾濫注意情報・氾濫警戒情報が発表されたとき ６．都県境の洪水予報河川に、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき	水防要員のおおむね1/15
	第１非常配備態勢	局地的な水害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき １．都管理河川に、氾濫発生情報が発表されたとき ２．都県境の洪水予報河川に、氾濫発生情報が発表されたとき ３．国管理の洪水予報河川に、氾濫危険情報が発表されたとき	水防要員のおおむね1/10
	第２非常配備態勢	複数の区域で水害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき １．都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき ２．国管理の洪水予報河川に、氾濫発生情報が発表されたとき	水防要員のおおむね1/5
	第３非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね1/3
	第４非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員全員

※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。

※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。
気象、津波、高潮、洪水の警報がある。

３．１．１　水防本部の設置･廃止･統合

（１）水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢･非常配備態勢のとき、または必要と認めたとき、水防本部を設置する。

（２）水防本部長は、警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれがなくなったと認めたとき、水防本部を廃止する。

（３）水防本部を設置または廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。

（４）水防本部の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。

（５）水防本部は、災害対策本部等が設置されたときには、以下のとおりとする。

① 東京都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。

② 東京都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。

③ 東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

（６）水防本部の設置、廃止に関する情報の伝達系統図は以下のとおりである。

●水防本部設置･廃止に関する伝達系統図

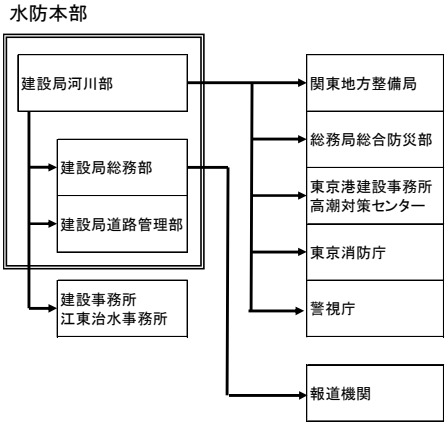

関係機関				無線番号 TEL	無線番号 FAX	NTT回線 TEL	NTT回線 FAX
建設局河川部				70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	(優先)03-5388-1535 03-5388-1534
関東地方整備局	災害対策室			6391、6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
関東地方整備局	河川部	水災害予報センター		3852、3861	3798	048-600-1947	048-600-1428
関東地方整備局	河川部	水災害対策センター		3882、3893	3798	048-600-1482	048-600-1428
関東地方整備局	河川部	地域河川課		3823	3849	048-600-1903	048-600-1918
総務局　総合防災部			昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
総務局　総合防災部			夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京港建設事務所 高潮対策センター			昼 夜	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
東京消防庁			昼	71511	71501	03-5388-2456	03-3213-1476
東京消防庁			夜			03-5388-2459	
警視庁			昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4	03-3502-1450
警視庁			夜			内55151～3	
建設局　総務部(庶務) 建設局　総務部(広報)				70553 70552	70056	03-5320-5221 03-5320-5212	03-5388-1526 03-5388-1525
報道機関				報道機関の一覧は資5．15			

３．１．２　夜間水防連絡員

迅速かつ的確な初動態勢を確立するため、平日夜間及び休祭日に、気象情報や河川水位、雨量の監視や関係機関への通報連絡業務を行う夜間水防連絡員を、河川部防災課に配置する。

３．１．３　建設事務所等の態勢

各建設事務所、江東治水事務所の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。なお、各事務所の態勢人員等は、あらかじめ河川部長に協議の上、業務分担および所管地域の特性等を考慮して各事務所長が定める。

⇒資２．３

３．１．４　水防態勢の確立

気象情報等を受けた河川部防災課は別途定める緊急連絡表により連絡し、河川部及び建設事務所等の態勢を確保する。

３．２　水防管理団体の態勢

（１）　水防管理団体は、水防業務を円滑に行うため、あらかじめ必要な水防態勢を定めておく。

（２）　水防管理団体は、水防団を置くことができる。（法５）

（３）　水防管理団体は、水防用気象情報や洪水予報等が発表されたとき、状況に応じて必要な水防活動を開始する。

３．３　消防機関の態勢

都においては、水防法上の水防団は現在存在しない。消防機関（東京消防庁、市町村消防本部、消防団）等が水防活動を行う。

消防機関等は、気象の状況、台風の進路・規模、水災発生危険及び被害発生の状況を総合的に判断し、所要の態勢をとる。

第４章　防災情報

４．１　都及び水防管理団体等の水防活動

都及び水防管理団体等は、気象状況等により、洪水、高潮、津波、土砂災害等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、第２章２．５に記述した「責任」の他、以下の水防活動を行う。

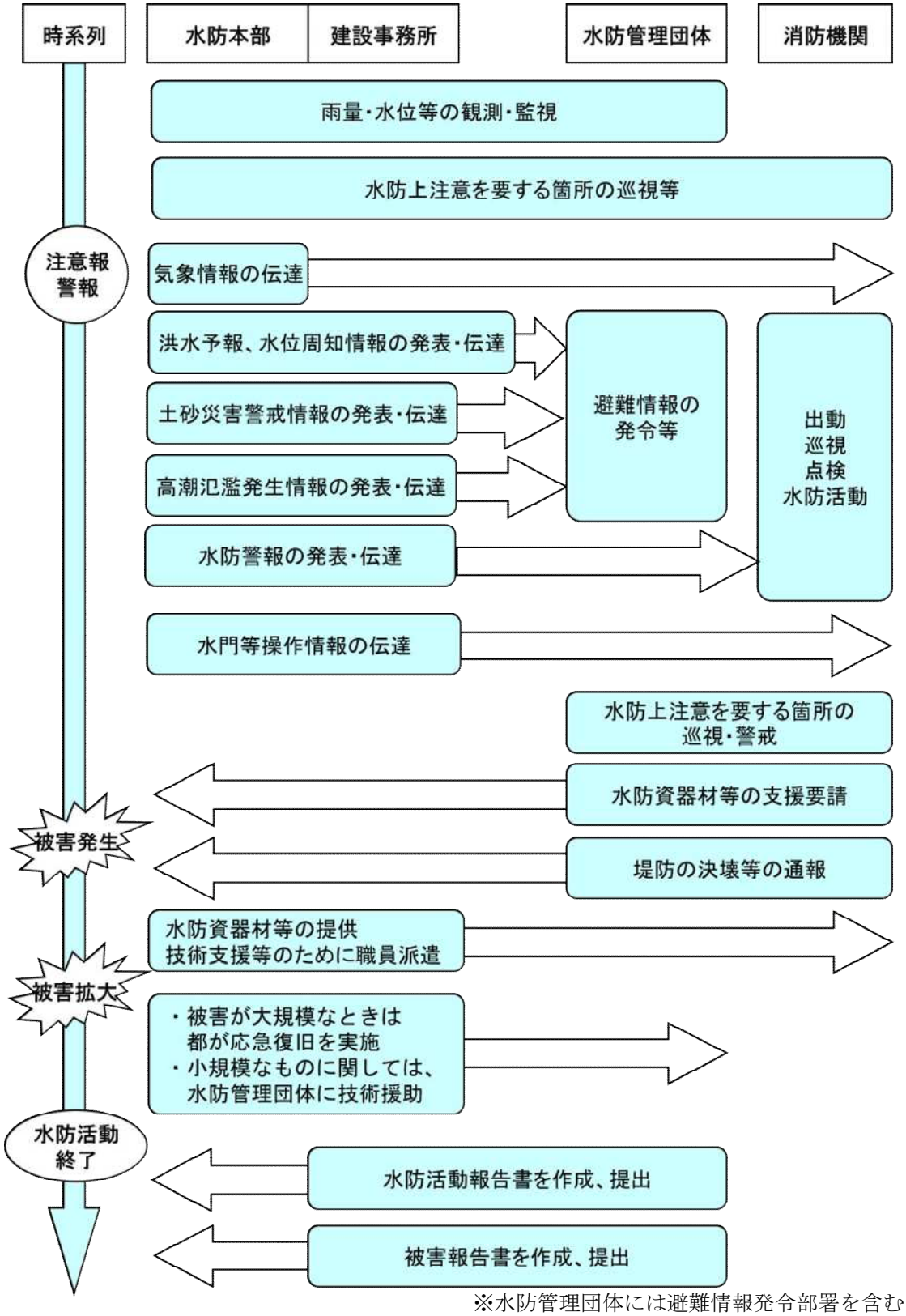

※水防管理団体には避難情報発令部署を含む

４．２　水防活動時に活用する情報の種類

水防活動時に活用する主な情報については以下の通りである。

- 洪水予報河川における洪水予報　⇒ ４．５．１
- 水位周知河川における水位周知　⇒ ４．５．２
- 水防警報河川における水防警報　⇒ ４．５．３
- 水位周知海岸における水位周知　⇒ ４．５．５
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報　⇒ ４．６
- 気象庁が行う予報及び警報　⇒ ４．７
- 水門等の操作情報　⇒ 第５章

４．３　水防活動時の情報伝達

（１）水防活動時の情報伝達の原則

水防活動時の情報伝達は、以下の点に十分留意するものとする。

- 情報別に定められた伝達系統図に基づき、情報を迅速かつ確実に伝達する。
- 情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はＦＡＸにより受令確認を行う。
  ただし、「気象情報」、「水門等操作情報」、「土砂災害警戒情報の発表対象外の区市町村への伝達」は受令確認を不要とする。

（２）ホットメールによる情報伝達

- 東京都が管理する洪水予報河川及び水位周知河川において、この水防計画で情報伝達先として定めている自治体に対し、直接、氾濫危険情報等をメールする「ホットメール」を運用している。
- 東京都が管理する水位周知海岸において、この水防計画で情報伝達先として定めている自治体に対し、直接、高潮氾濫発生情報をメールする「ホットメール」を運用している。
- 土砂災害警戒区域等において、この水防計画で情報伝達先として定めている自治体に対し、直接、土砂災害警戒情報をメールする「ホットメール」を運用している。

（３）情報伝達手段

水防活動時の情報伝達手段は以下のとおりである。

【東京都総務局】

無線 FAX

【東京都建設局】

無線 FAX、NTTFAX、メール

ホットメール（伝達系統図には「HM」と表記）、

水防システム（伝達系統図には「システム」と表記）

【国土交通省の機関】

メール、NTTFAX

４．４　雨量・水位等の観測・監視

４．４．１　水防本部における観測・監視

水防本部では、以下のシステム等を使って、雨量・河川水位等を監視し、被害の軽減に努める。

（１） 東京都水防災総合情報システム（以下、「水防システム」という。）

本システムは平成３年４月から建設局河川部防災課において稼動しており、平成１１年４月、平成２２年４月、令和３年５月にシステム更新を行った。

このシステムは、都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測情報をリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画している。

（箇所）

	都管理	区市管理	合計	
雨量観測所	102	47	149	⇒ 資３．１
水位観測所	161	57	218	⇒ 資３．４
調節池（貯留量観測局あり）	24	―	24	
潮位観測所	30	―	30	⇒ 資３．７
映像監視所	175	―	175	⇒ 資３．８

システムにおける雨量及び水位の詳細については資料編を参照のこと。

⇒ 資３．１１、資３．１２

その他、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプの稼働状況等も確認することができる。

これらのうち、雨量と水位情報については、都のホームページ上で、都民への情報提供を行っている。 ⇒ 第１０章

（２）洪水予報・水位周知システム、洪水予警報等作成システム

河川の水位を監視するほか、氾濫危険情報等の発表を行う。また、雨量・水位情報をもとに１時間後までの水位を予測し、気象庁とともに洪水予報河川における情報発表の準備・協議を行う。

（３）土砂災害警戒情報作成システム

土砂災害発生の危険度を監視し、気象庁とともに土砂災害警戒情報発表の準備・協議を行う。

（４）河川監視カメラの動画配信

都内の河川においては、集中豪雨などで急激に水位が上昇することから、河川の状況をわかりやすく提供するため、YouTube を活用し動画を配信している。

４．４．２　建設事務所等における観測・監視

建設事務所、江東治水事務所、支庁に「東京都水防災総合情報システム」の端末を設置しており、上記４．４．１（１）と同様のデータを監視することができるほか、気象情報や土砂災害警戒情報についても情報収集することができる。

４．４．３　水防管理団体等における観測・監視

雨量、河川水位の情報は、都庁ＬＡＮを経由して都総務局所有の「東京都災害情報システム」（ＤＩＳ）に送られており、このシステム端末を所有する関係各局、区市町村、気象庁、警視庁、東京消防庁等においても、リアルタイムの情報を入手することができる。

参考　雨量・水位を監視するときには・・・

「東京都水防災総合情報システム」で雨量・水位を表示するときには、監視しやすいように雨量や水位に応じて、色を変えている。

雨量の表示色

	10分間雨量（ミリ）	1時間雨量（ミリ）
紫	30以上	80以上
赤	20～29	50～79
橙	15～19	30～49
黄	10～14	20～29
青	5～9	10～19
水	3～4	5～9
空	1～2	1～4
白	1未満	1未満
灰	休止・欠測	休止・欠測

水位の表示色

黒	氾濫発生水位
紫	80%水位/氾濫危険水位
黄	50%水位/氾濫注意水位
緑	水防団待機水位
青	平常
灰	休止・欠測

一般の河川については、下図のようにシステム上水位の目安として、護岸高の５割を「５０％水位」、８割を「８０％水位」としている。

「洪水予報河川」「水位周知河川」「水防警報河川」については、対象河川の基準地点毎に設定した水位を表示している。

⇒ ４．５．１
４．５．２　参照
４．５．３

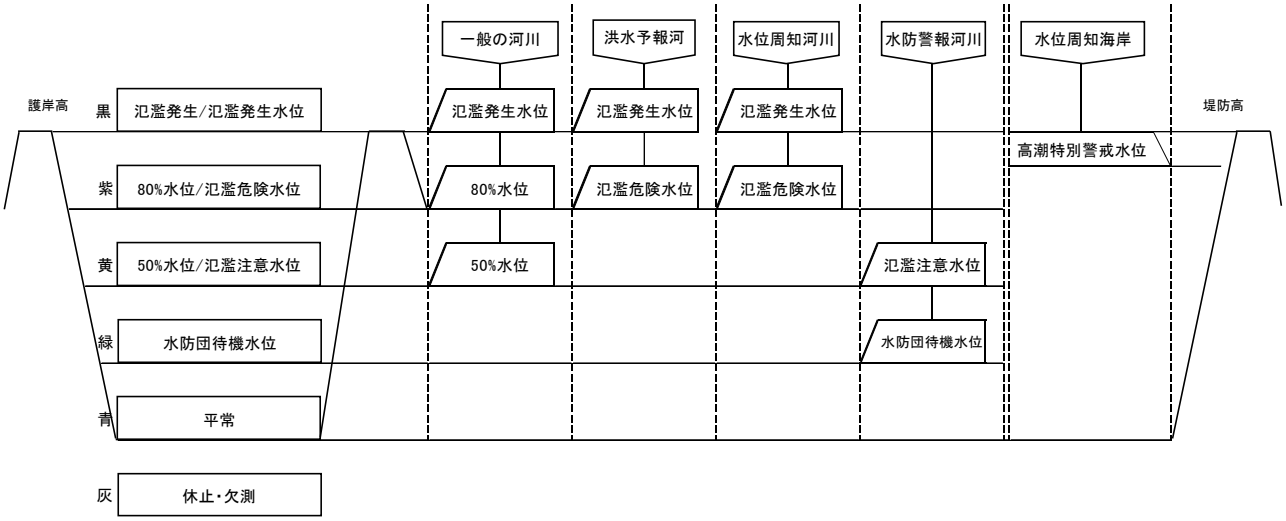

４．５　河川・海岸の防災情報の発表

水防法では、「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」、「水位周知海岸」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。

洪水予報河川

国管理

1～6時間後の河川水位を予測し、都民に情報を発表する（法10）

●国土交通省と気象庁が共同発表

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

利根川上流部、江戸川、中川、綾瀬川（谷古宇区間）、荒川、入間川・小畔川、多摩川、浅川

（計9河川）

都管理

1時間後の河川水位を予測し、都民に情報を発表する（法11）

●都と気象庁が共同発表

氾濫危険情報・氾濫発生情報

神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川

（計8河川）

1～3時間後の河川水位を予測し、都民に情報を発表する（法11）

●都、埼玉県、気象庁、熊谷地方気象台が共同発表

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

芝川・新芝川

（計2河川）

県管理

1～3時間後の河川水位を予測し、都民に情報を発表する（法11）

●埼玉県、熊谷地方気象台が共同発表

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

新河岸川

（計1河川）

水防警報河川

国管理

現在の水位により、水防管理者へ情報を提供する（法16）

●国土交通省が発表

水防警報（待機・準備・出動・指示・解除）

江戸川・旧江戸川【松戸】、中川【高砂】、綾瀬川【谷古宇】

荒川・隅田川【治水橋、岩淵水門（上）、南砂町】

多摩川【調布橋、日野橋、石原、田園調布（上）、多摩川河口】

浅川【浅川橋】、大栗川【報恩橋】

（計9河川）

都管理

現在の水位により、水防管理者へ情報を提供する（法16）

●都が発表

水防警報（待機・出動・解除）

鶴見川【下川戸橋】、恩田川【高瀬橋】、真光寺川【矢崎橋】、境川【根岸橋、境橋】

（計4河川）

県管理

現在の水位により、水防管理者へ情報を提供する（法16）

●県が発表

水防警報（待機・準備・出動・指示・解除）

鶴見川【岡上橋】、麻生川【新三輪橋】、真光寺川【矢崎橋】、境川【風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋】

（計4河川）

水位周知河川

国管理

現在の水位により、都民に情報を発表する（法13）

●国土交通省が発表

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報

大栗川

都管理

現在の水位により、都民に情報を発表する（法13）

●都が発表

氾濫危険情報・氾濫発生情報

善福寺川、谷沢川、丸子川、呑川、白子川、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川

柳瀬川、空堀川、奈良橋川、入間川

（計13河川）

県管理

現在の水位により、都民に情報を発表する（法13）

●県が発表

氾濫警戒情報・氾濫危険情報

鶴見川、麻生川、真光寺川、境川

（計4河川）

水位周知海岸

都管理

現在の水位により、都民に情報を発表する（法13の3）

●都が発表

高潮氾濫発生情報

水位周知の実施区間【基準点：辰巳水門】

東京湾沿岸（東京都区間）、

江戸川、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、荒川、隅田川、神田川、日本橋川、石神井川、新河岸川、多摩川、海老取川、目黒川、呑川、古川、立会川

洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川、水位周知海岸の水位及び発表する情報を模式的に以下に表す。

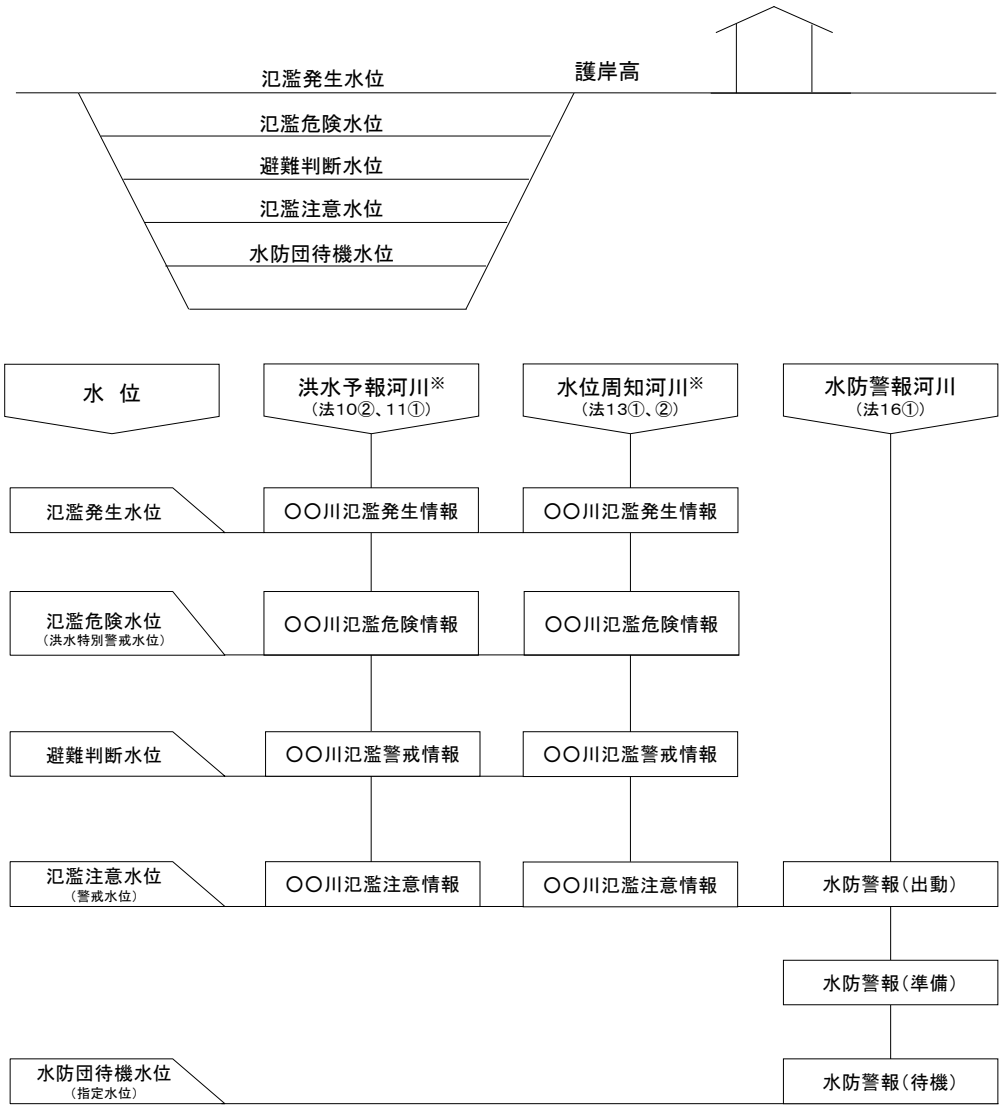

※　都管理河川の洪水予報河川（芝川・新芝川をのぞく）及び水位周知河川は、氾濫発生情報と氾濫危険情報を発表

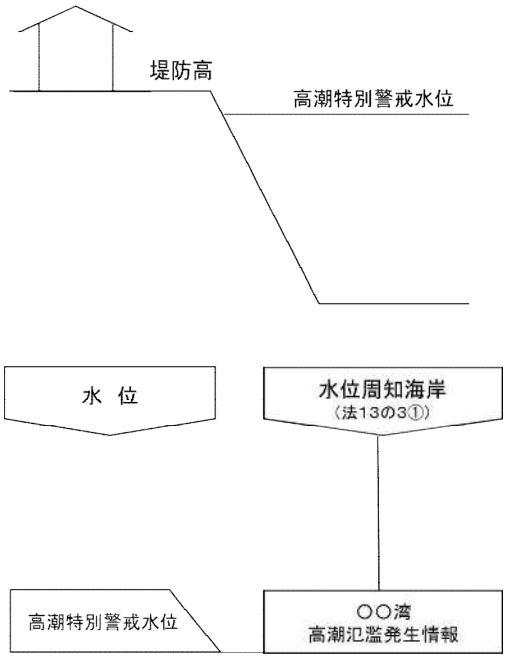

４.５.１　洪水予報河川（国管理・都管理・県管理）

４．５．１．１　洪水予報を行う河川（国管理）

国土交通省と気象庁は、２以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について洪水予報を共同発表する。（法１０）

都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体へ通知する。（法１０）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	洪水予報区間	基準地点
利根川 上流部	左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで 右岸　群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から 江戸川分派点まで	八斗島（やったじま） 栗橋（くりはし）
江戸川	左岸　利根川からの分派点から海まで 右岸　利根川からの分派点から海まで（旧川を除く）	西関宿（にしせきやど） 野田（のだ）
中川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647-1地先から 東京都葛飾区高砂2丁目55-3地先まで 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937-1地先から 東京都葛飾区青戸2丁目623-1地先まで	吉川（よしかわ）
綾瀬川 （谷古宇区間）	左岸　埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793-3地先から 東京都足立区神明1丁目30-1地先まで 右岸　埼玉県草加市金明町字中取出し1362-7地先から 東京都足立区南花畑3丁目23-1地先まで	谷古宇（やこう）
荒川 （旧川を除く）	左岸　埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から 海まで（旧川を除く） 右岸　埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から 海まで（旧川を除く）	熊谷（くまがや） 治水橋（じすいはし） 岩淵水門（上）（いわぶちすいもんかみ）
入間川 ・ 小畔川 ※	左岸　埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から 荒川への合流点まで 右岸　埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から 荒川への合流点まで	小ヶ谷（おがや） 菅間（すがま）
多摩川	左岸　東京都青梅市大柳町1575地先から 海まで 右岸　東京都青梅市畑中1丁目18番地から 海まで	調布橋（ちょうふばし） 石原（いしはら） 田園調布（上）（でんえんちょうふかみ）
浅川	左岸　東京都八王子市中野上町4丁目3895番地先から 多摩川合流点まで 右岸　東京都八王子市元本郷町4丁目483番地先から 多摩川合流点まで	浅川橋（あさかわばし）

※入間川の洪水予報は、入間川と小畔川の情報を含む流域洪水予報として発表されるが、
氾濫により都内に浸水が想定される河川は入間川のみである。
このため、上記の洪水予報区間は入間川のみを表記。

（２）洪水予報の種類と発表基準

種　　類	発　　表　　基　　準
（○○川）氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
（○○川）氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
（○○川）氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
（○○川）氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
（○○川）氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（３）発表基準水位

河川名（発表単位）	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高※2
利根川上流部	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m	Y.P. +45.232m
	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m	9.90m	Y.P. +11.070m
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50m	6.10m	8.10m	8.90m	9.121m	Y.P. +8.500m
	野田	千葉県野田市中野台	4.60m	6.30m	8.50m	9.10m	9.341m	Y.P. +3.500m
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30m	3.60m	4.30m	4.70m	4.750m	A.P. +0.000m
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加市松江	2.80m	3.00m	3.10m	3.50m	4.102m	A.P. +0.000m
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P. +26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.80m	13.30m	14.599m	A.P. −0.229m
	岩淵水門（上）	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P. +0.000m
入間川・小畔川※1	小ヶ谷（入間川）	埼玉県川越市小ヶ谷	2.00m	2.50m	2.90m	3.30m	5.003m	A.P. +19.546m
	菅間（入間川）	埼玉県川越市鹿飼	7.00m	8.00m	11.50m	12.00m	12.641m	A.P. +3.913m
	八幡橋（小畔川）	埼玉県川越市名細	3.00m	3.50m	3.60m	4.20m	5.411m	A.P. +14.991m
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長渕	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P. +148.500m
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P. +27.420m
	田園調布（上）	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P. +0.000m
浅川	浅川橋	東京都八王子市大横町	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m	3.58m	A.P. +112.500m

※1入間川の洪水予報は、入間川と小畔川の情報を含む流域洪水予報として発表される。
　このため、入間川と小畔川の基準水位を表記。

※2東京湾平均海面（T.P.）：1.134m、江戸川工事基準面（Y.P.）：0.294m、荒川工事基準面（A.P.）：0.000m

（４）伝達系統図

各河川の伝達系統図は以下のとおりとする。

●利根川上流、江戸川、荒川、多摩川

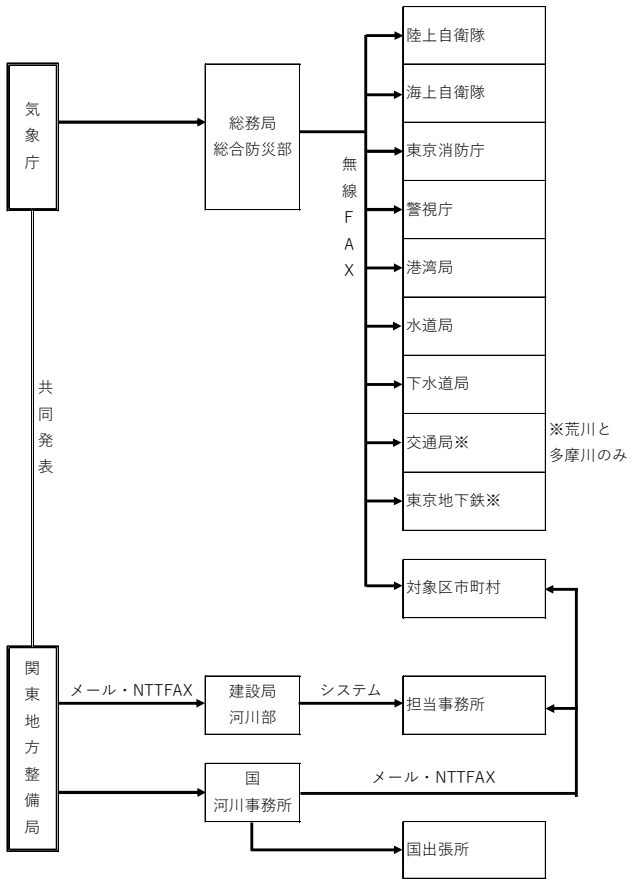

●中川、綾瀬川、入間川、浅川

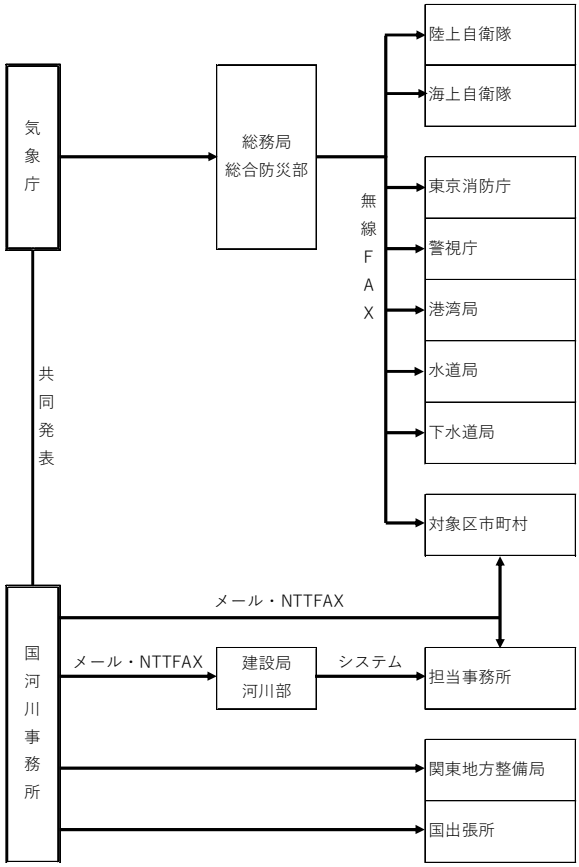

（５）伝達先区市町村、担当事務所

河川名 （発表単位）	基準地点	国 河川事務所	担当事務所	対象区市町村
利根川 上流部	八斗島 栗橋	利根川上流 河川事務所	第五建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	葛飾区、江戸川区、 足立区
江戸川	西関宿 野田	江戸川 河川事務所	第五建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	葛飾区、江戸川区、 足立区
中川	吉川	江戸川 河川事務所	第五建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	葛飾区、江戸川区、 足立区
綾瀬川 （谷古宇区間）	谷古宇	江戸川 河川事務所	第五建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	葛飾区、足立区
荒川 （旧川を除く）	熊谷 治水橋	荒川上流 河川事務所	第一建設事務所、 第四建設事務所、 第五建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	北区、板橋区、足立区、荒川区、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
	岩淵水門（上）	荒川下流 河川事務所		
入間川 ・ 小畔川※	小ヶ谷、菅間 （入間川） 八幡橋（小畔川）	荒川上流 河川事務所	第四建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	北区、板橋区
多摩川	調布橋 石原 田園調布（上）	京浜河川事務所 （田園調布出張所 多摩川上流出張所 多摩出張所）	第二建設事務所、 西多摩建設事務所、 南多摩東部建設事務所、 南多摩西部建設事務所、 北多摩南部建設事務所、 北多摩北部建設事務所	品川区、大田区、世田谷区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、日野市、国立市、福生市、羽村市、あきる野市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市
浅川	浅川橋	京浜河川事務所 （多摩出張所）	南多摩東部建設事務所、 南多摩西部建設事務所、	八王子市、日野市、 多摩市

※入間川の洪水予報は、入間川と小畔川の情報を含む、流域洪水予報として発表される。
　このうち、氾濫により都内に浸水が想定される河川は入間川のみである。

４．５．１．２　洪水予報を行う河川（都管理）

都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定し（洪水予報河川）、洪水予報を共同発表する。（法１１）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	洪水予報区間	受け持ち区間 （ブロック）	基準地点
神田川	左岸：三鷹市井の頭3丁目（井の頭池） ～台東区柳橋1丁目 （隅田川合流点） 右岸：三鷹市井の頭3丁目（井の頭池） ～中央区東日本橋2丁目 （隅田川合流点）	左岸：三鷹市井の頭3丁目（井の頭池）～杉並区和泉4丁目（方南橋） 右岸：三鷹市井の頭3丁目（井の頭池）～杉並区和泉4丁目（方南橋）	番屋橋（ばんやばし）
		左岸：杉並区和泉4丁目（方南橋）～中野区中野本町5丁目（中野新橋） 右岸：杉並区和泉4丁目（方南橋）～中野区弥生町2丁目（中野新橋）	和田見橋（わだみばし）
		左岸：中野区中野本町5丁目（中野新橋）～豊島区高田3丁目（高田橋） 右岸：中野区弥生町2丁目（中野新橋）～豊島区高田3丁目（高田橋）	南小滝橋（みなみおたきばし）
		左岸：豊島区高田3丁目（高田橋）～台東区柳橋1丁目（隅田川合流点） 右岸：豊島区高田3丁目（高田橋）～中央区東日本橋2丁目（隅田川合流点）	飯田橋（いいだばし）
目黒川	左岸：目黒区大橋1丁目（大橋） ～品川区東品川1丁目（河口） 右岸：目黒区東山3丁目（大橋） ～品川区東品川3丁目（河口）	左岸：目黒区大橋1丁目（大橋）～目黒区中目黒1丁目（船入場調節池） 右岸：目黒区東山3丁目（大橋）～目黒区中目黒1丁目（船入場調節池）	青葉台（あおばだい）
		左岸：目黒区中目黒1丁目（船入場調節池）～品川区東品川1丁目（河口） 右岸：目黒区中目黒1丁目（船入場調節池）～品川区東品川3丁目（河口）	荏原調節池上流（えばらちょうせつちじょうりゅう）
渋谷川 ・古川	左岸：渋谷区笹塚1丁目（稲荷橋） ～港区海岸1丁目（河口） 右岸：渋谷区笹塚1丁目（稲荷橋） ～港区芝浦1丁目（河口）	左岸：渋谷区笹塚1丁目（稲荷橋）～渋谷区広尾5丁目（天現寺橋） 右岸：渋谷区笹塚1丁目（稲荷橋）～渋谷区恵比寿2丁目（天現寺橋）	渋谷橋（しぶやばし）
		左岸：渋谷区広尾5丁目（天現寺橋）～港区海岸1丁目（河口） 右岸：渋谷区恵比寿2丁目（天現寺橋）～港区芝浦1丁目（河口）	四ノ橋（しのはし）
野川 ・仙川	左岸：小金井市貫井南町４丁目 （鞍尾根橋） ～世田谷区鎌田3丁目 （野川合流点） 右岸：小金井市貫井南町４丁目 （鞍尾根橋） ～世田谷区鎌田4丁目 （野川合流点）	左岸：小金井市貫井南町４丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢2丁目（大沢池上） 右岸：小金井市貫井南町４丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢6丁目（大沢池上）	大沢池上（おおさわいけうえ）
		左岸：三鷹市大沢2丁目（大沢池上）～世田谷区玉川3丁目（多摩川合流点） 右岸：三鷹市大沢6丁目（大沢池上）～世田谷区玉川3丁目（多摩川合流点）	鎌田橋野川（かまたばしのがわ）
		左岸：三鷹市新川6丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田3丁目（野川合流点） 右岸：三鷹市新川6丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田4丁目（野川合流点）	鎌田橋仙川（かまたばしせんかわ）
妙正寺川	左岸：杉並区清水3丁目（妙正寺池） ～新宿区下落合1丁目 （神田川合流点） 右岸：杉並区清水3丁目（妙正寺池） ～新宿区下落合1丁目 （神田川合流点）	左岸：杉並区清水3丁目（妙正寺池）～中野区野方5丁目（新昭栄橋） 右岸：杉並区清水3丁目（妙正寺池）～中野区野方5丁目（新昭栄橋）	鷺盛橋（ろせいばし）
		左岸：中野区野方5丁目（新昭栄橋）～新宿区下落合1丁目（神田川合流点） 右岸：中野区野方5丁目（新昭栄橋）～新宿区下落合1丁目（神田川合流点）	千歳橋（ちとせばし）
石神井川	左岸：小平市花小金井南町 （小金井公園） ～北区堀船3丁目 （隅田川合流点） 右岸：小平市花小金井南町 （小金井公園） ～北区堀船3丁目 （隅田川合流点）	左岸：小平市花小金井南町（小金井公園） ～西東京市東伏見3丁目（富士見調節池） 右岸：小平市花小金井南町（小金井公園） ～西東京市東伏見3丁目（富士見調節池）	向台（むこうだい）
		左岸：練馬区関町北3丁目（富士見調節池）～練馬区石神井台1丁目（蛍橋） 右岸：練馬区関町北3丁目（富士見調節池）～練馬区石神井台3丁目（蛍橋）	稲荷橋（いなりばし）
		左岸：練馬区石神井台1丁目（蛍橋）～北区王子本町1丁目（飛鳥山公園） 右岸：練馬区石神井台3丁目（蛍橋）～北区滝野川2丁目（飛鳥山公園）	加賀橋（かがばし）
		左岸：北区王子本町1丁目（飛鳥山公園）～北区堀船3丁目（隅田川合流点） 右岸：北区滝野川2丁目（飛鳥山公園）～北区堀船3丁目（隅田川合流点）	溝田橋（みぞたばし）
芝川・ 新芝川 ※	左岸：埼玉県さいたま市 緑区大間木地先八丁橋下流 ～新芝川を経て荒川合流点 右岸：埼玉県さいたま市 緑区大間木地先八丁橋下流 ～新芝川を経て荒川合流点	左岸：埼玉県さいたま市緑区大間木地先八丁橋下流 ～新芝川を経て荒川合流点 右岸：埼玉県さいたま市緑区大間木地先八丁橋下流 ～新芝川を経て荒川合流点	青木水門（あおきすいもん）

※　芝川･新芝川洪水予報は、東京都･埼玉県･気象庁･熊谷地方気象台の共同発表

（２）洪水予報の種類と発表基準

● 神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川

種　　類	発　　表　　基　　準
（○○川） 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
（○○川） 氾濫危険情報	基準地点のいずれか１地点の水位が、概ね１時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
（○○川）氾濫 注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

● 芝川･新芝川

種　　類	発　　表　　基　　準
芝川･新芝川 氾濫注意情報	青木水門の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
芝川･新芝川 氾濫警戒情報	青木水門の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
芝川･新芝川 氾濫危険情報	青木水門の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
芝川･新芝川 氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
芝川･新芝川 氾濫注意情報解除	青木水門の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（３）発表基準水位

（基準：A.P.）

河川名 (発表単位)	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
神田川	番屋橋	杉並区和泉	－	－	34.10 m	34.93 m
	和田見橋	中野区弥生町	－	－	29.72 m	30.59 m
	南小滝橋	新宿区北新宿	－	－	17.96 m	20.10 m
	飯田橋	文京区後楽	－	－	3.67 m	5.27 m
目黒川	青葉台	目黒区青葉台	－	－	10.05 m	11.94 m
	荏原調節池上流	品川区西五反田	－	－	4.47 m	5.42 m
渋谷川・古川	渋谷橋	渋谷区恵比寿	－	－	9.19 m	11.08 m
	四ノ橋	港区南麻布	－	－	4.88 m	6.67 m
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	－	－	39.89 m	40.45 m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	－	－	14.54 m	16.21 m
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	－	－	16.15 m	17.24 m
妙正寺川	鷺盛橋	中野区大和町	－	－	35.60 m	37.19 m
	千歳橋	中野区沼袋	－	－	33.14 m	34.73 m
石神井川	向台	西東京市向台	—	－	58.64 m	59.12 m
	稲荷橋	練馬区石神井台	—	－	46.78 m	47.51 m
	加賀橋	板橋区加賀	—	－	14.50 m	16.50 m
	溝田橋	北区堀船	—	－	4.70 m	5.42 m

河川名 (発表単位)	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位
芝川・新芝川	青木水門	埼玉県川口市辻	3.15 m	3.75 m	3.88 m	4.63 m

（４）洪水予報区間と基準地点位置図

神田川

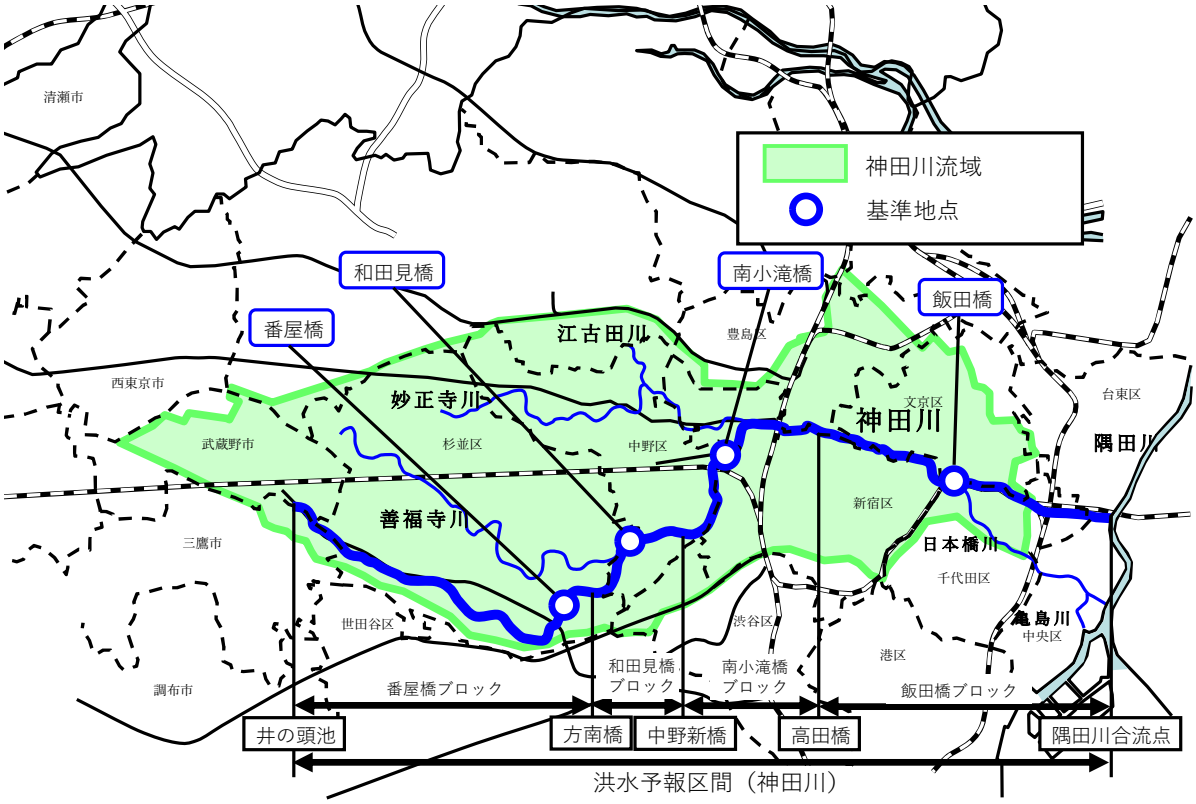

目黒川

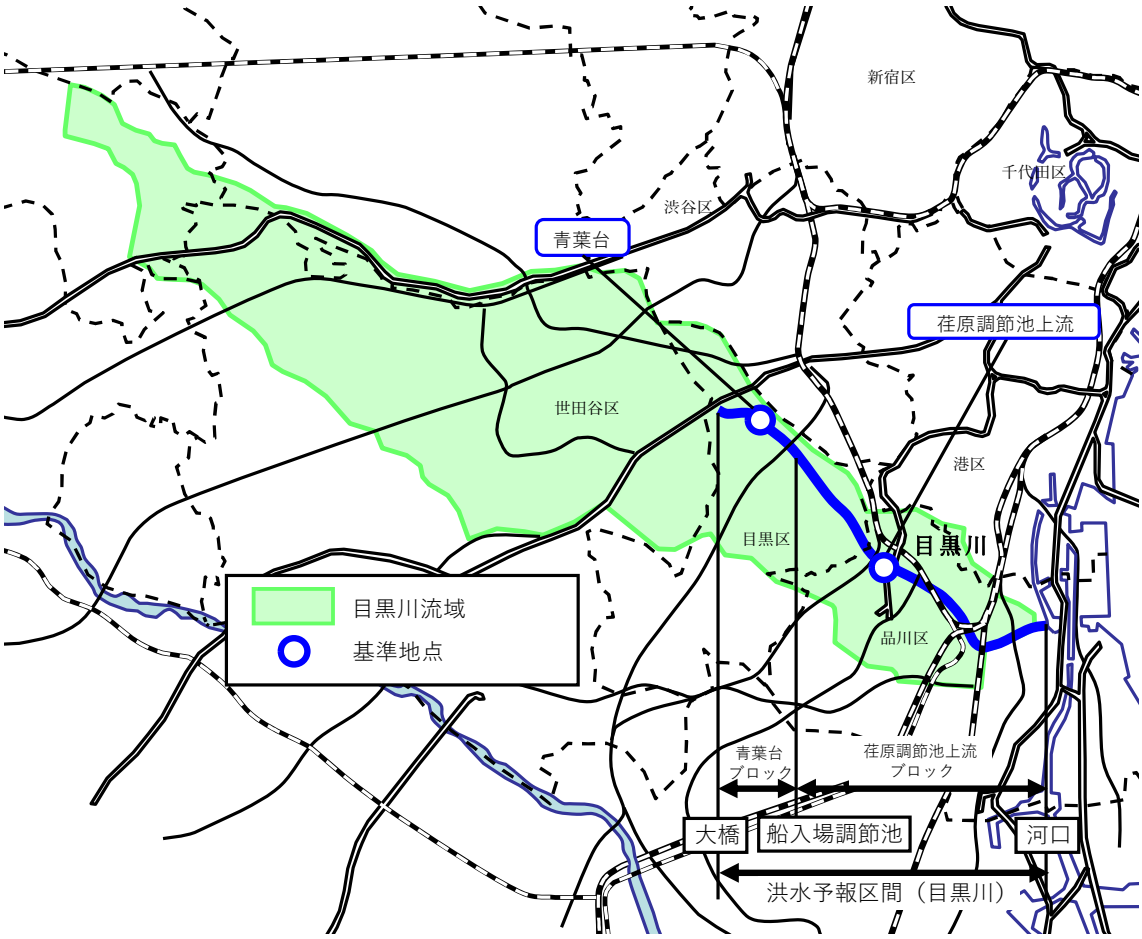

渋谷川・古川

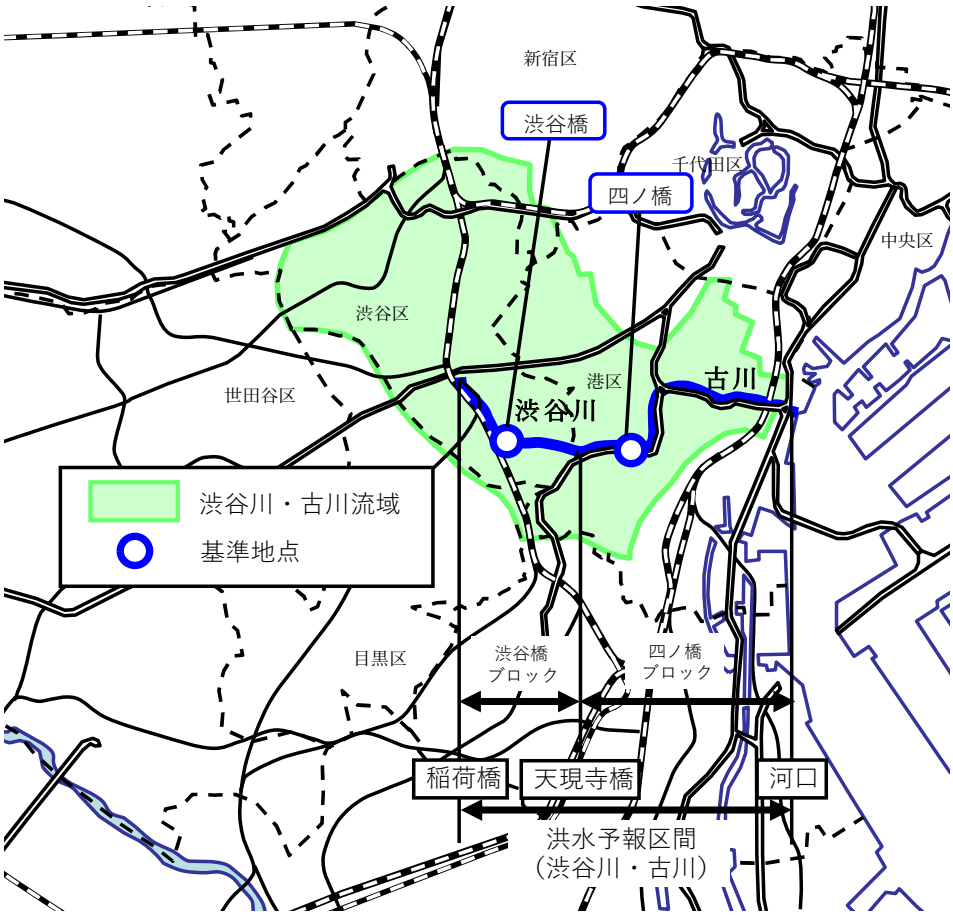
新宿区
渋谷橋
千代田区
四ノ橋
中央区
渋谷区
港区
古川
世田谷区
渋谷川
渋谷川・古川流域
基準地点
目黒区
渋谷橋
ブロック
四ノ橋
ブロック
稲荷橋
天現寺橋
河口
洪水予報区間
（渋谷川・古川）

野川・仙川

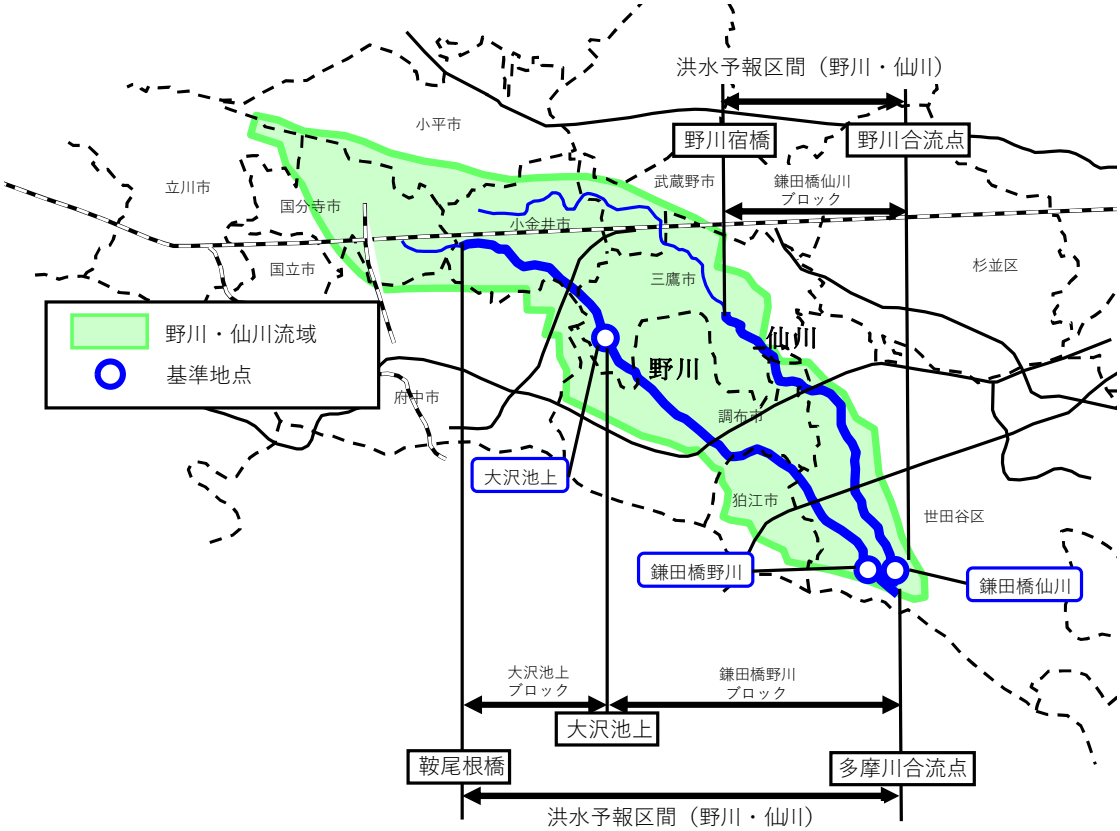
洪水予報区間（野川・仙川）
小平市
野川宿橋
野川合流点
立川市
武蔵野市
鎌田橋仙川
ブロック
国分寺市
小金井市
国立市
三鷹市
杉並区
野川・仙川流域
基準地点
仙川
野川
府中市
調布市
大沢池上
狛江市
世田谷区
鎌田橋野川
鎌田橋仙川
大沢池上
ブロック
鎌田橋野川
ブロック
大沢池上
鞍尾根橋
多摩川合流点
洪水予報区間（野川・仙川）

妙正寺川

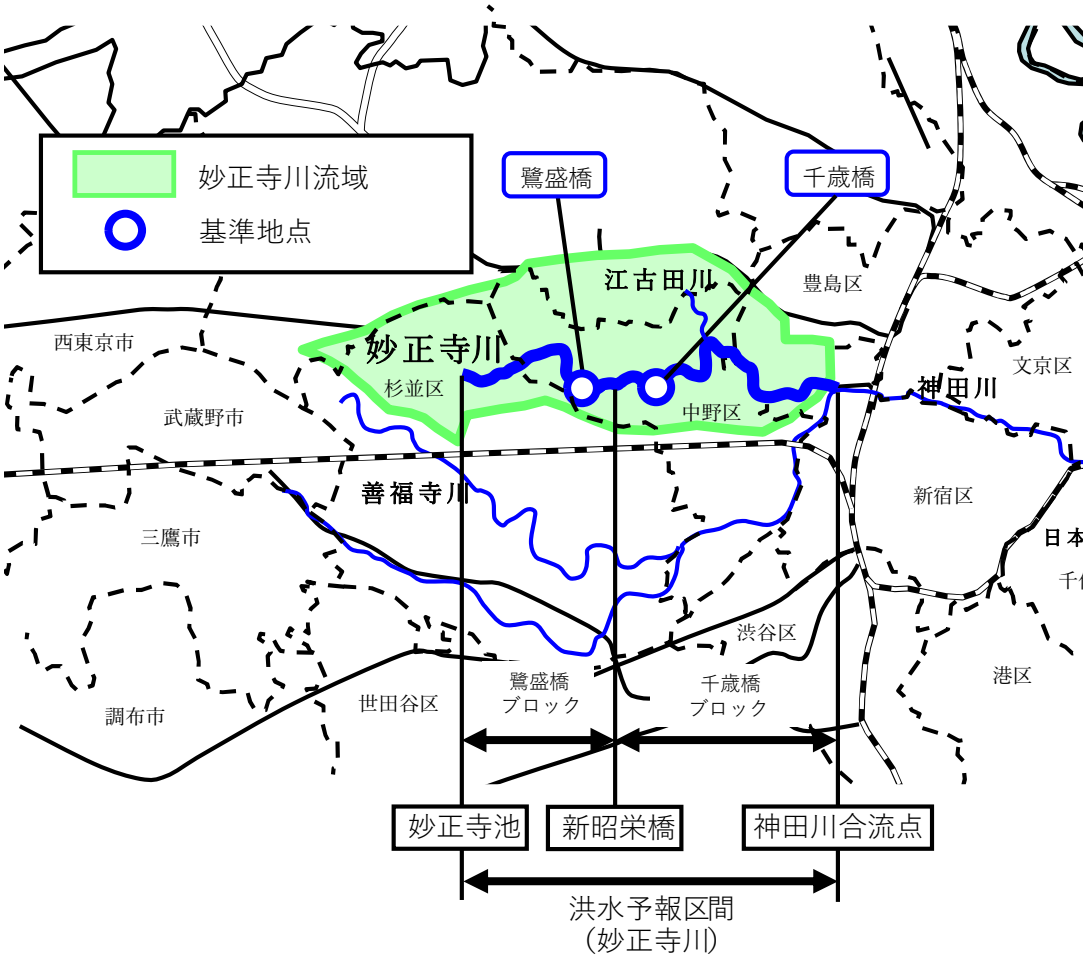
妙正寺川流域
基準地点
鷺盛橋
千歳橋
江古田川
豊島区
西東京市
妙正寺川
杉並区
中野区
文京区
神田川
武蔵野市
善福寺川
新宿区
三鷹市
渋谷区
港区
調布市
世田谷区
鷺盛橋
ブロック
千歳橋
ブロック
妙正寺池
新昭栄橋
神田川合流点
洪水予報区間
（妙正寺川）

石神井川

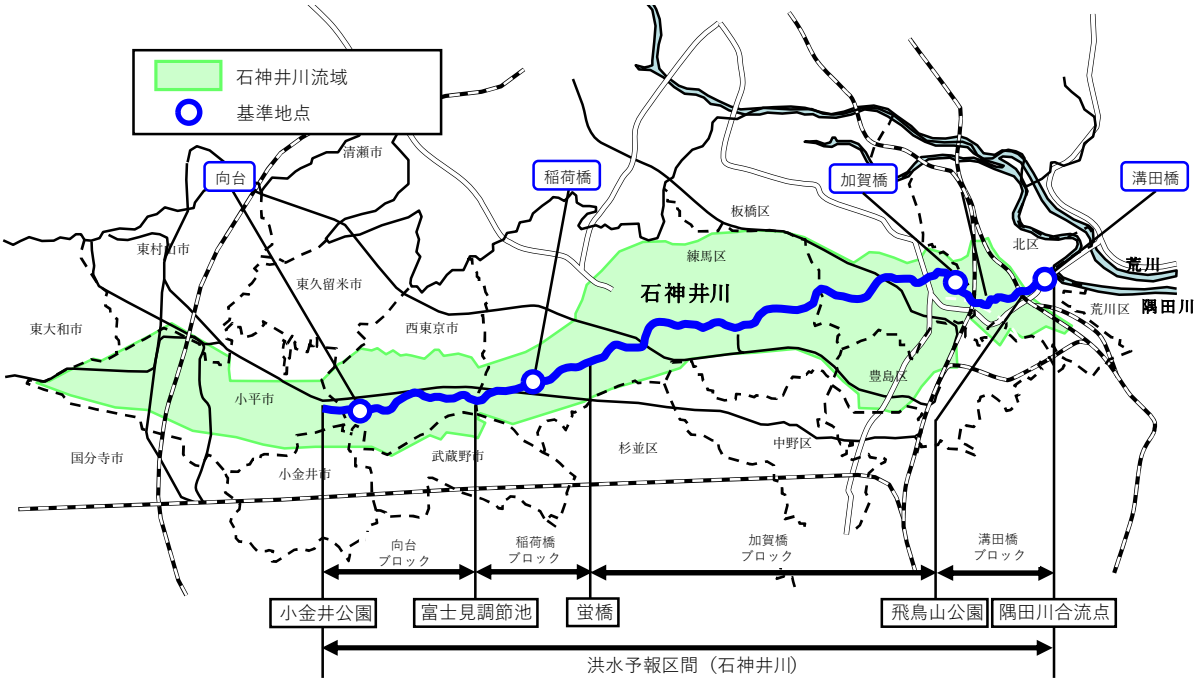
石神井川流域
基準地点
清瀬市
向台
稲荷橋
加賀橋
溝田橋
板橋区
練馬区
北区
荒川
東村山市
東久留米市
石神井川
荒川区
隅田川
東大和市
西東京市
豊島区
小平市
国分寺市
小金井市
武蔵野市
杉並区
中野区
向台
ブロック
稲荷橋
ブロック
加賀橋
ブロック
溝田橋
ブロック
小金井公園
富士見調節池
蛍橋
飛鳥山公園
隅田川合流点
洪水予報区間（石神井川）

芝川・新芝川

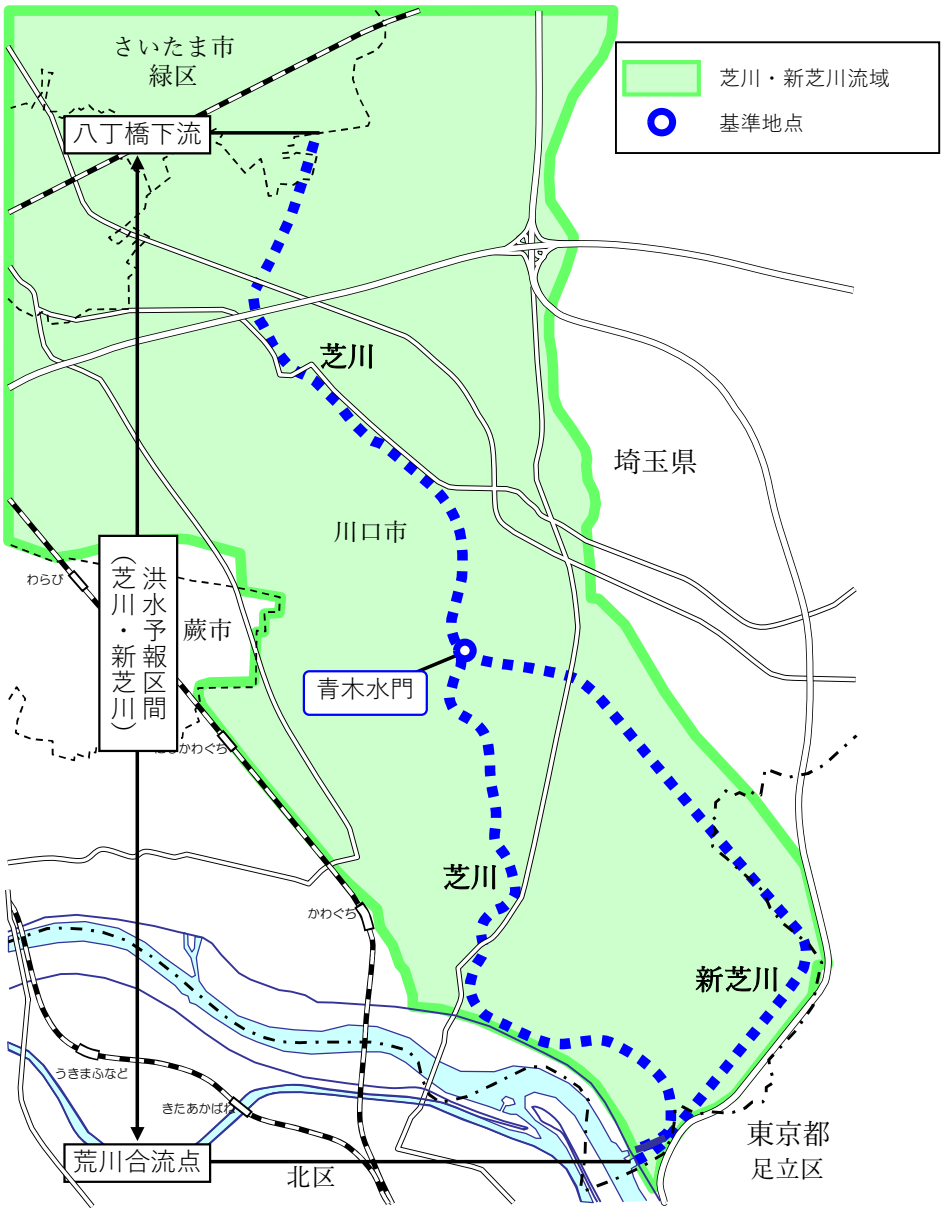
さいたま市
緑区
八丁橋下流
芝川・新芝川流域
基準地点
芝川
埼玉県
川口市
洪水予報区間
（芝川・新芝川）
わらび
蕨市
青木水門
かわぐち
芝川
かわぐち
新芝川
うきまふなど
きたあかばね
荒川合流点
北区
東京都
足立区

（５）伝達系統図

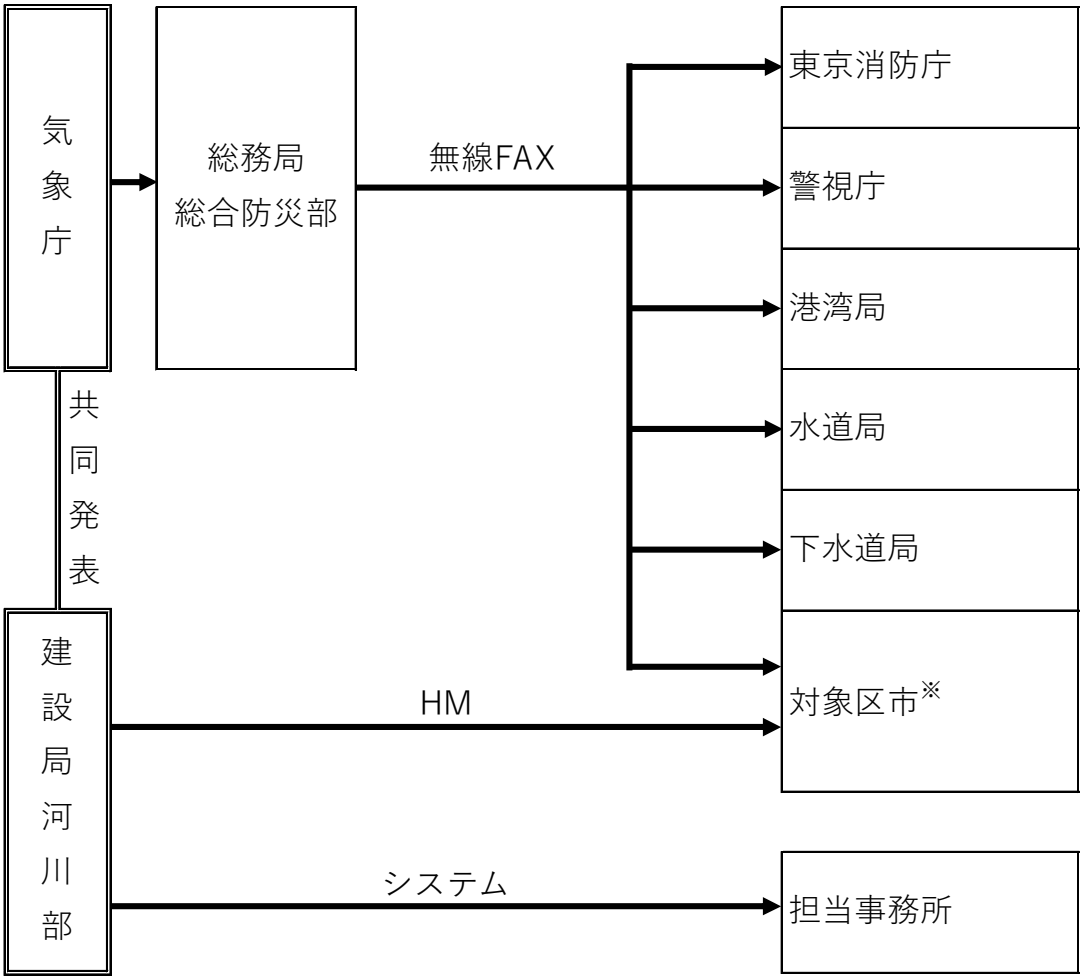

・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達
・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（6）参照
・各機関の連絡先は第２章参照
※無線FAXは避難情報発令担当へ、
　HMは避難情報発令担当と水防担当へ伝達

（６）伝達先区市町村、担当事務所

河川名	基準地点	担当事務所	対象区市町村
神田川	番屋橋	第一建設事務所、 第二建設事務所、 第三建設事務所、 第四建設事務所、 第六建設事務所、 北多摩南部建設事務所、 江東治水事務所	豊島区、新宿区、台東区、中央区、文京区、 千代田区、中野区、渋谷区、杉並区、 三鷹市、武蔵野市
	和田見橋		
	南小滝橋		
	飯田橋		
目黒川	青葉台	第二建設事務所	品川区、目黒区
	荏原調節池上流		
渋谷川 ・古川	渋谷橋	第一建設事務所、 第二建設事務所	港区、渋谷区
	四ノ橋		
野川 ・仙川	大沢池上	第二建設事務所、 北多摩南部建設事務所	世田谷区、狛江市、調布市、 三鷹市、小金井市、府中市
	鎌田橋野川		
	鎌田橋仙川		
妙正寺川	鷺盛橋	第三建設事務所	中野区、新宿区、杉並区
	千歳橋		
石神井川	向台	第四建設事務所、 第六建設事務所、 北多摩南部建設事務所、 北多摩北部建設事務所 江東治水事務所	荒川区、北区、練馬区、板橋区、 西東京市、小平市、小金井市
	稲荷橋		
	加賀橋		
	溝田橋		
芝川 ・新芝川	青木水門	第五建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所	足立区、葛飾区

４．５．１．３　洪水予報を行う河川（埼玉県管理）

（１）対象河川

河川名（発表単位）	洪水予報区間（受け持ち区間）	基準地点
新河岸川	左岸：川越市大字大仙波1259-1地先から和光市下新倉4197地先まで 右岸：川越市扇河岸243-2地先から和光市下新倉6 丁目4198-1地先まで	宮戸橋（みやどはし）

（２）洪水予報の種類と発表基準

種　　類	発　　表　　基　　準
（○○川）氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
（○○川）氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
（○○川）氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
（○○川）氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき

（３）発表基準水位

（基準：A.P.）

河川名 （発表単位）	基準地点	所在地	水防団 待機水位 （指定水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難 判断水位	氾濫 危険水位
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸	4.50 m	6.00 m	7.12 m	7.48 m

（４）伝達系統図

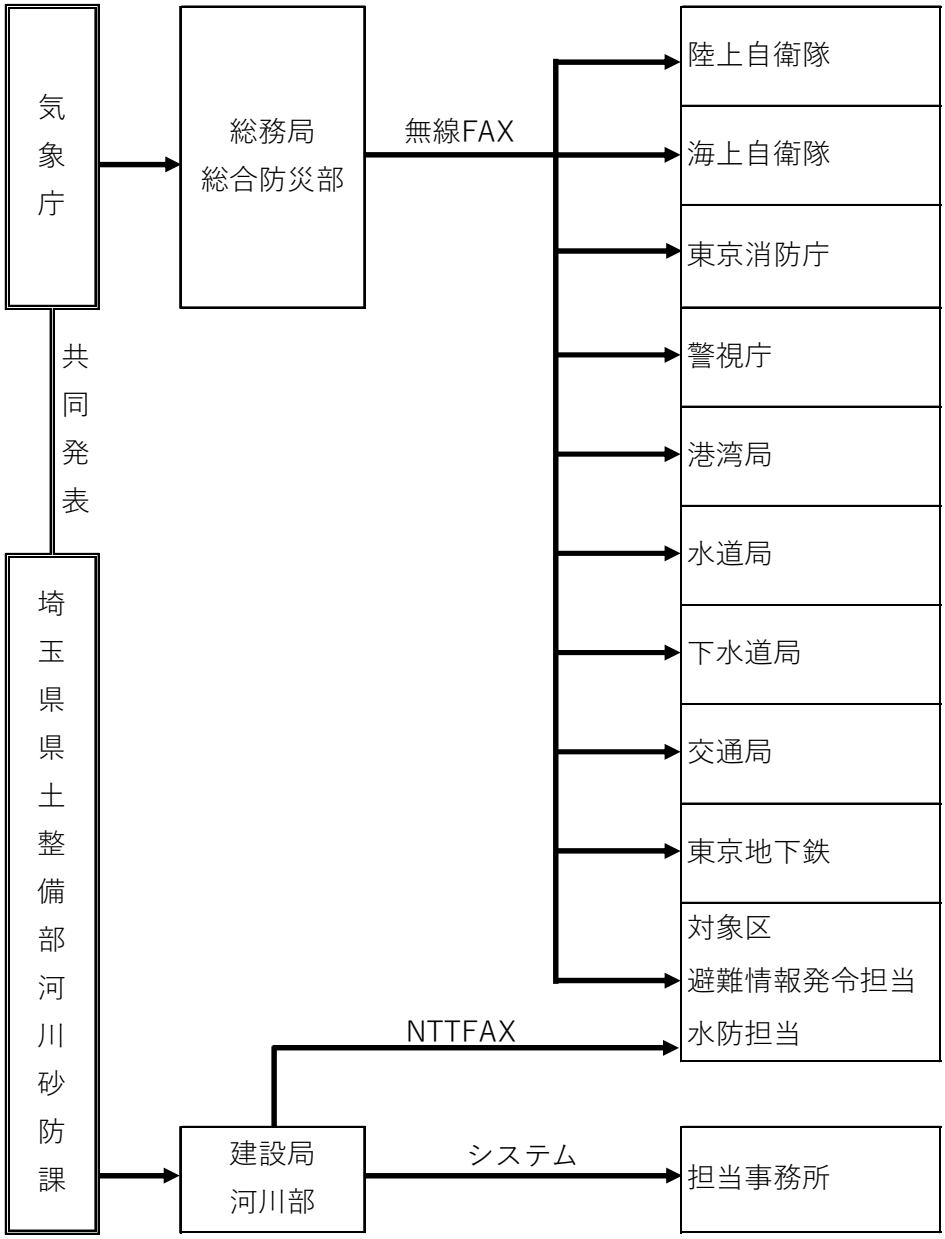

・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（5）参照

・各機関の連絡先は第２章参照

（５）伝達先区市町村、担当事務所

河川名 （発表単位）	基準地点	埼玉県 所管部署	対象区市町村	担当事務所
新河岸川	宮戸橋（みやどはし）	県土整備部 河川砂防課	板橋区、北区、 荒川区、台東区	第四建設事務所、 第六建設事務所、 江東治水事務所

４.５.２　水位周知河川（国管理・都管理・県管理）

４．５．２．１　水位周知河川（国管理）

国土交通省は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。（法１３）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水位周知区間	基準地点
大栗川	左岸：新大栗橋下流端　（多摩市関戸3丁目16番地先） 　　～多摩川合流点 右岸：新大栗橋下流端　（多摩市関戸5丁目1番地先） 　　～多摩川合流点	報恩橋（ほうおんばし）

（２）水位周知の種類と発表基準

種　類	発 表 基 準
大栗川氾濫注意情報	報恩橋における水位が氾濫注意水位に到達したとき。
大栗川氾濫警戒情報	報恩橋における水位が避難判断水位に到達したとき。
大栗川氾濫危険情報	報恩橋における水位が氾濫危険水位に到達したとき。

（３）発表基準水位

河川名 （発表単位）	基準地点	所在地	水防団 待機水位 （指定水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高水位	零点高
大栗川	報恩橋	多摩市連光寺	1.30 m	2.00 m	2.00 m	2.50m	3.69 m	A.P. +47.00m

水防警報河川（４．５．３）参照

（４）伝達系統図

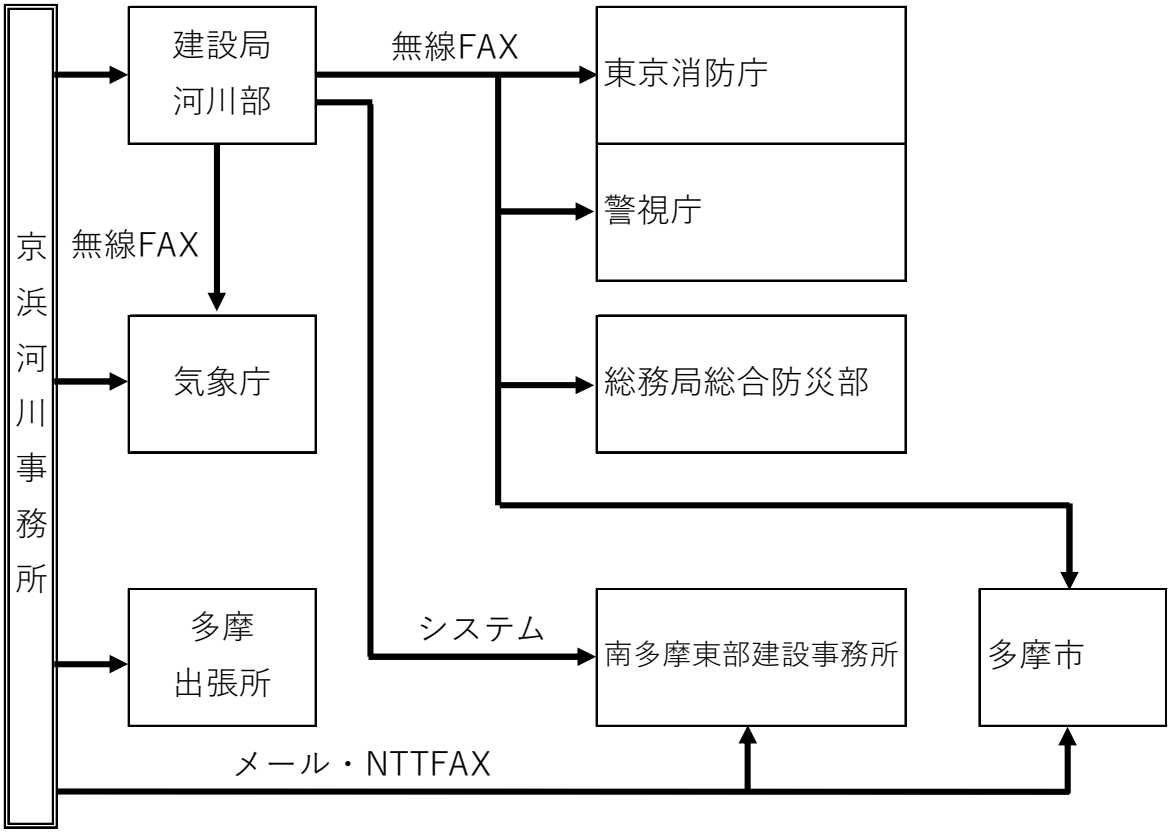

・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（5）参照

・各機関の連絡先は第２章参照

（５）伝達先区市町村、担当事務所

河川名 (発表単位)	基準地点	国 河川事務所	対象区市町村	担当事務所
大栗川	報恩橋（ほうおんばし）	京浜 河川事務所	多摩市	南多摩東部 建設事務所

４．５．２．２　水位周知河川（都管理・水防警報河川と一致しない河川）

東京都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。（法１３）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水位周知区間	受け持ち区間 （ブロック）	基準地点
善福寺川	左岸：杉並区善福寺2丁目（上流端） ～杉並区和田1丁目（神田川合流点） 右岸：杉並区善福寺2丁目（上流端） ～中野区弥生町6丁目（神田川合流点）	同左	にし　た　ばばし 西田端橋
谷沢川	左岸：世田谷区用賀2丁目（上流端） ～世田谷区玉堤2丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区玉川台1丁目（上流端） ～世田谷区野毛1丁目（多摩川合流点）	左岸：世田谷区用賀2丁目（上流端） ～世田谷区中町3丁目（宮前橋） 右岸：世田谷区玉川台1丁目（上流端） ～世田谷区中町3丁目（宮前橋）	まるやまばし 丸山橋
		左岸：世田谷区中町3丁目（宮前橋） ～世田谷区玉堤2丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区中町3丁目（宮前橋） ～世田谷区野毛1丁目（多摩川合流点）	やがわばし 矢川橋
丸子川	左岸：世田谷区岡本3丁目（上流端） ～大田区田園調布1丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区岡本3丁目（上流端） ～大田区田園調布1丁目（多摩川合流点）	同左	たきのはし 滝ノ橋
呑川	左岸：目黒区大岡山2丁目（九品仏川合流点） ～大田区大森南5丁目（河口） 右岸：目黒区緑が丘3丁目（九品仏川合流点） ～大田区東糀谷6丁目（河口）	同左	いけがみ 池上
白子川	左岸：練馬区南大泉4丁目（上流端） ～埼玉県和光市下新倉6丁目 （新河岸川合流点） 右岸：練馬区東大泉7丁目（上流端） ～板橋区美園2丁目 （新河岸川合流点）	左岸：練馬区南大泉4丁目（上流端） ～練馬区西大泉1丁目（宮の橋上流） 右岸：練馬区東大泉7丁目（上流端） ～練馬区東大泉4丁目（宮の橋上流）	まつどのばし 松殿橋
		左岸：練馬区西大泉1丁目（宮の橋上流） ～練馬区大泉町6丁目（比丘尼橋） 右岸：練馬区東大泉4丁目（宮の橋上流） ～練馬区東大泉2丁目（比丘尼橋）	みつ　はし 三ツ橋
		左岸：練馬区大泉町6丁目（比丘尼橋） ～埼玉県和光市下新倉6丁目 （新河岸川合流点） 右岸：練馬区東大泉2丁目（比丘尼橋） ～板橋区美園2丁目（新河岸川合流点）	こ　やすばし 子安橋
柳瀬川	左岸：埼玉県所沢市久米（埼玉県境） ～埼玉県所沢市坂之下（埼玉県境） 右岸：東村山市久米川町5丁目（埼玉県境） ～清瀬市下宿3丁目（埼玉県境）	左岸：埼玉県所沢市久米（埼玉県境） ～清瀬市中里2丁目（空堀川合流点） 右岸：東村山市久米川町5丁目（埼玉県境） ～清瀬市中里2丁目（空堀川合流点）	よもぎ橋 ばし
		左岸：清瀬市中里2丁目（空堀川合流点） ～埼玉県所沢市坂之下（埼玉県境） 右岸：清瀬市中里2丁目（空堀川合流点） ～清瀬市下宿3丁目（埼玉県境）	きよせ　ばし 清瀬橋
空堀川	左岸：武蔵村山市本町4丁目（上流端） ～清瀬市中里2丁目（柳瀬川合流点） 右岸：武蔵村山市本町4丁目（上流端） ～清瀬市中里2丁目（柳瀬川合流点）	左岸：武蔵村山市本町4丁目（上流端） ～東大和市高木3丁目（奈良橋川合流点） 右岸：武蔵村山市本町4丁目（上流端） ～東大和市高木3丁目（奈良橋川合流点）	なかすなばし 中砂橋
		左岸：東大和市高木3丁目（奈良橋川合流点） ～清瀬市中里2丁目（柳瀬川合流点） 右岸：東大和市高木3丁目（奈良橋川合流点） ～清瀬市中里2丁目（柳瀬川合流点）	あおばちょう 青葉町
奈良橋川	左岸：東大和市芋窪4丁目（宮田橋） ～東大和市高木3丁目（空堀川合流点） 右岸：東大和市芋窪4丁目（宮田橋） ～東大和市高木3丁目（空堀川合流点）	同左	にちげつばし 日月橋
入間川	左岸：調布市東つつじヶ丘1丁目 ～調布市入間町2丁目（野川合流点） 右岸：調布市東つつじヶ丘1丁目 ～狛江市東野川3丁目（野川合流点）	同左	いりまがわ 入間川

（２）水位周知の種類と発表基準

種　　類	発 表 基 準
（○○川） 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき
（○○川） 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
（○○川） 情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（３）発表基準水位

（基準：A.P.）

河川名 （発表単位）	基準地点	所在地	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位
善福寺川	西田端橋	杉並区荻窪	40.56 m	40.86 m
谷沢川	丸山橋	世田谷区中町	31.06 m	31.46 m
	矢川橋	世田谷区野毛	12.76 m	13.36 m
丸子川	滝ノ橋	世田谷区野毛	10.63 m	10.93 m
呑川	池上	大田区池上	5.82 m	7.22 m
白子川	松殿橋	練馬区東大泉	44.06 m	44.87 m
	三ツ橋	練馬区東大泉	35.81 m	36.54 m
	子安橋	練馬区旭町	16.59 m	17.06 m
柳瀬川	よもぎ橋	東村山市秋津町	50.97 m	51.21 m
	清瀬橋	清瀬市中里	37.23 m	37.87 m
空堀川	中砂橋	武蔵村山市中央	110.08 m	110.41 m
	青葉町	東村山市青葉町	56.45 m	57.09 m
奈良橋川	日月橋	東大和市奈良橋	94.31 m	94.71 m
入間川	入間川	調布市 東つつじヶ丘	31.23 m	31.93 m

（４）水位周知区間と基準地点位置図

善福寺川

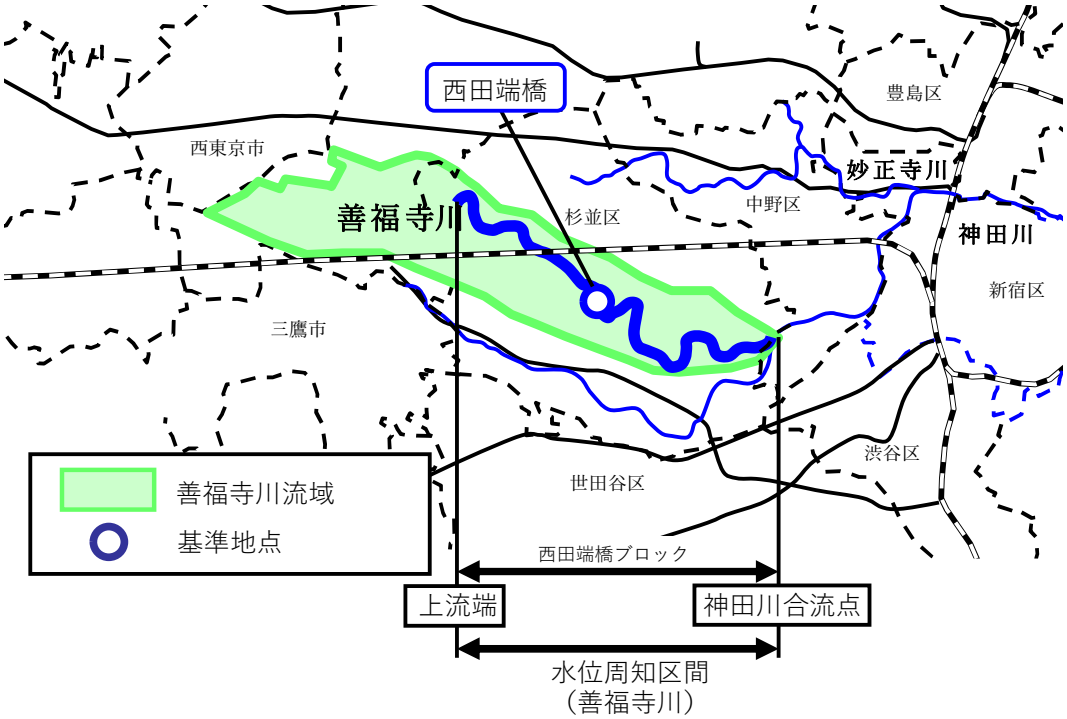

谷沢川、丸子川

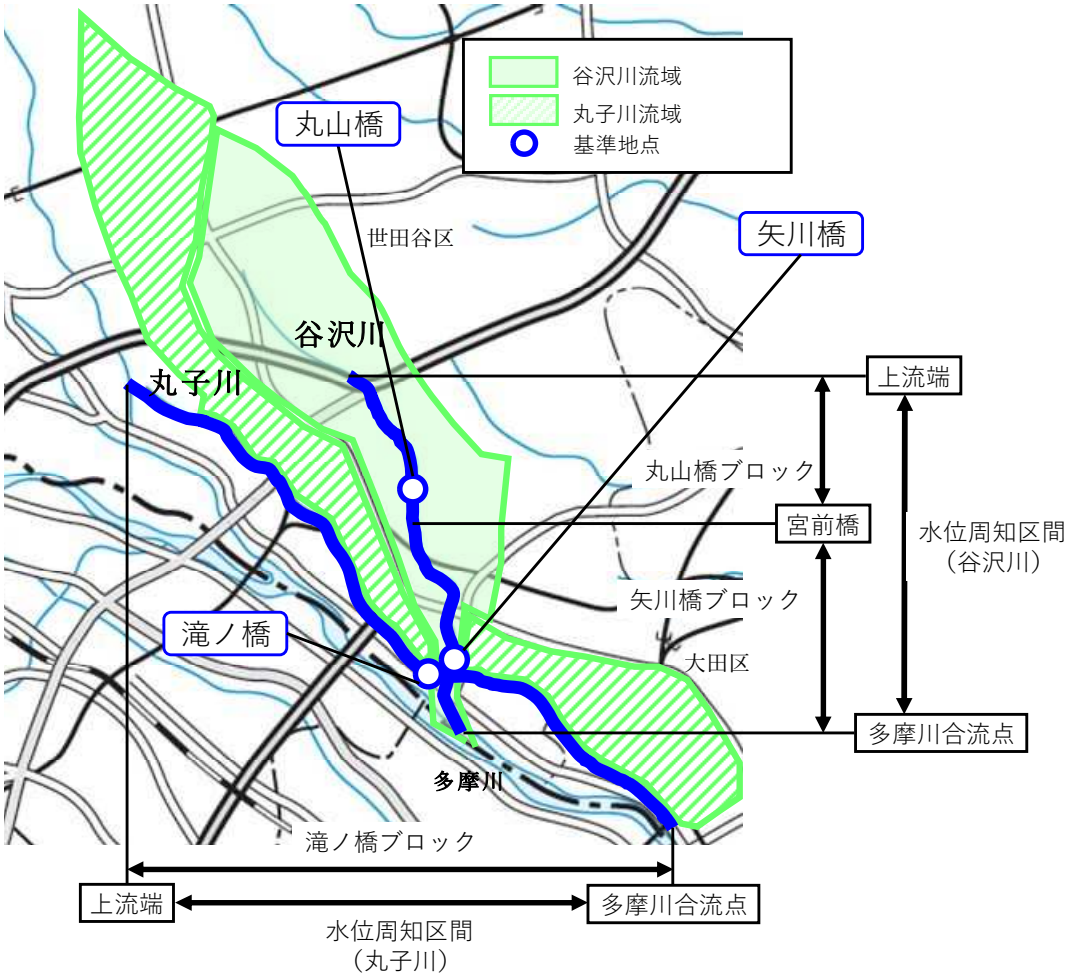

呑川

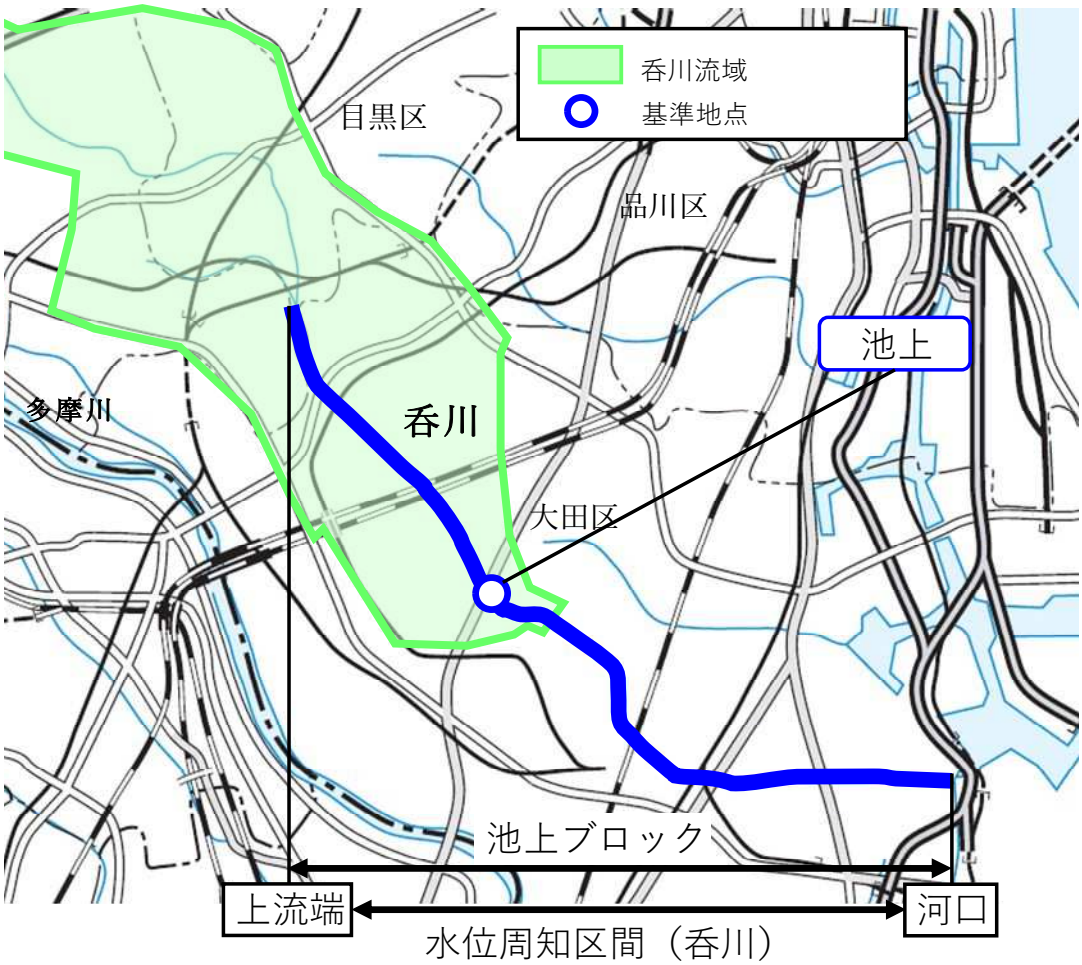
呑川流域
基準地点
目黒区
品川区
池上
多摩川
呑川
大田区
池上ブロック
上流端
河口
水位周知区間（呑川）

白子川

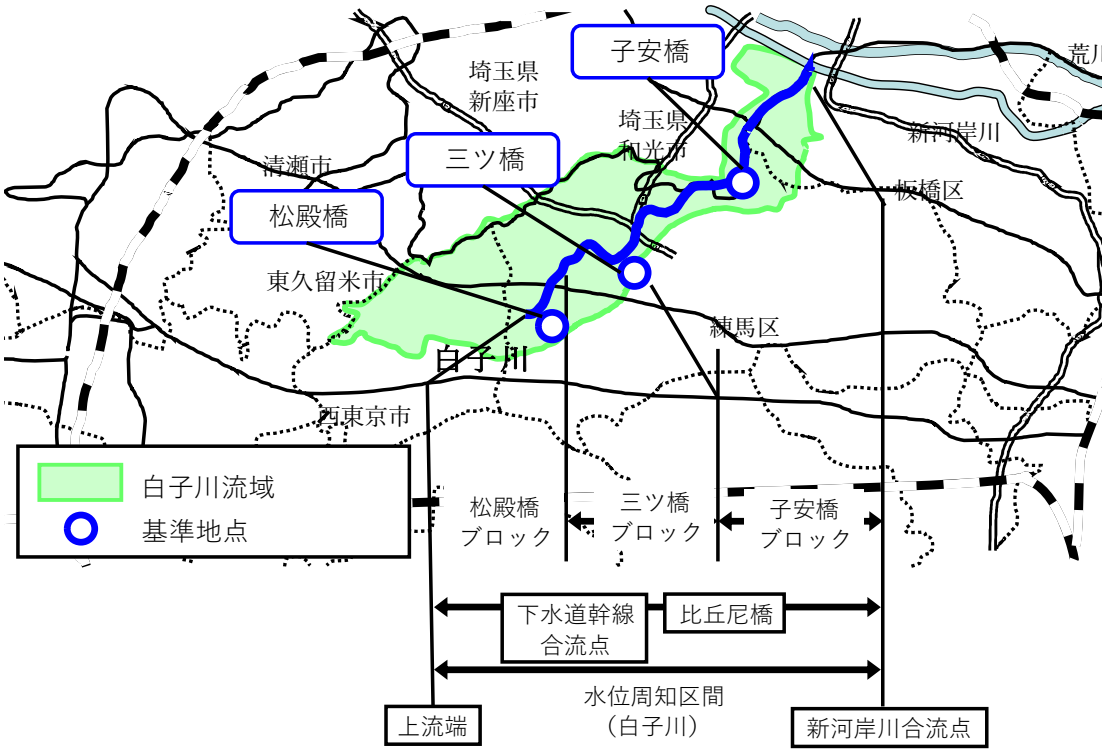
子安橋
埼玉県
新座市
埼玉県
和光市
三ツ橋
清瀬市
松殿橋
新河岸川
板橋区
東久留米市
練馬区
白子川
西東京市
白子川流域
基準地点
松殿橋
ブロック
三ツ橋
ブロック
子安橋
ブロック
下水道幹線
合流点
比丘尼橋
水位周知区間
（白子川）
上流端
新河岸川合流点

柳瀬川、空堀川、奈良橋川

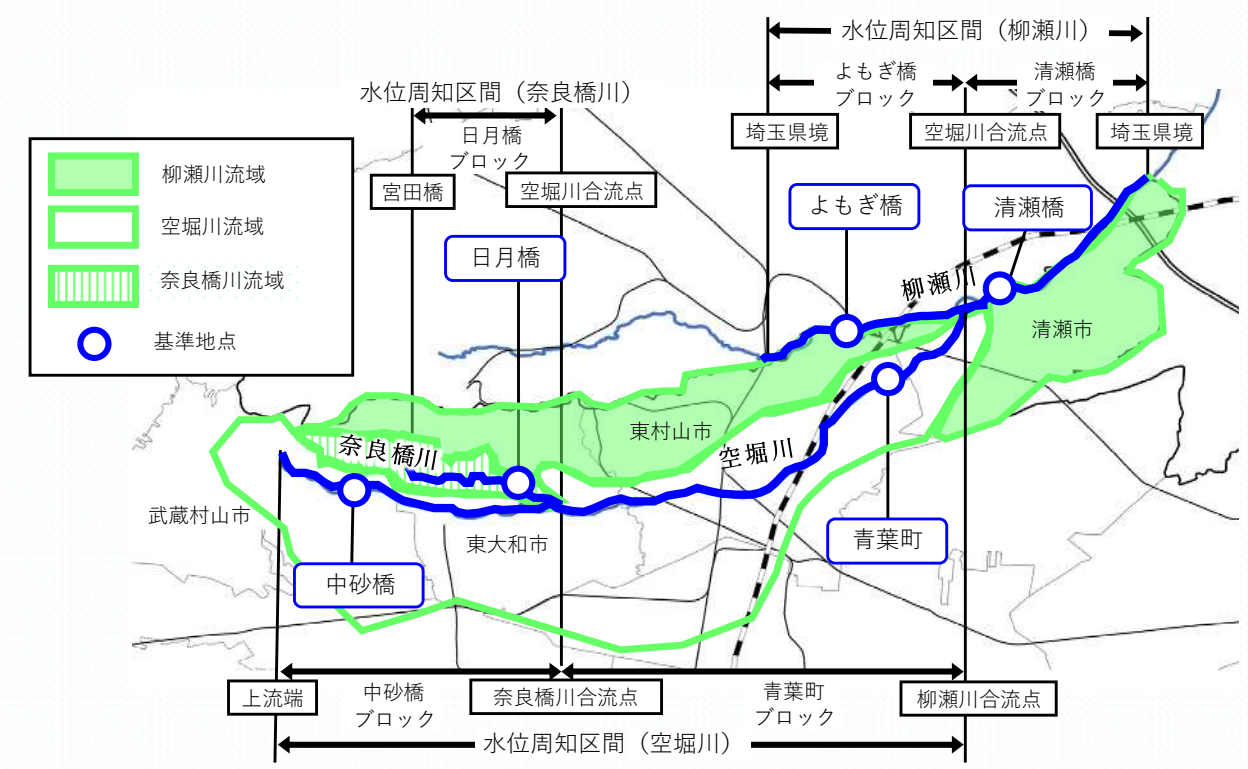

入間川

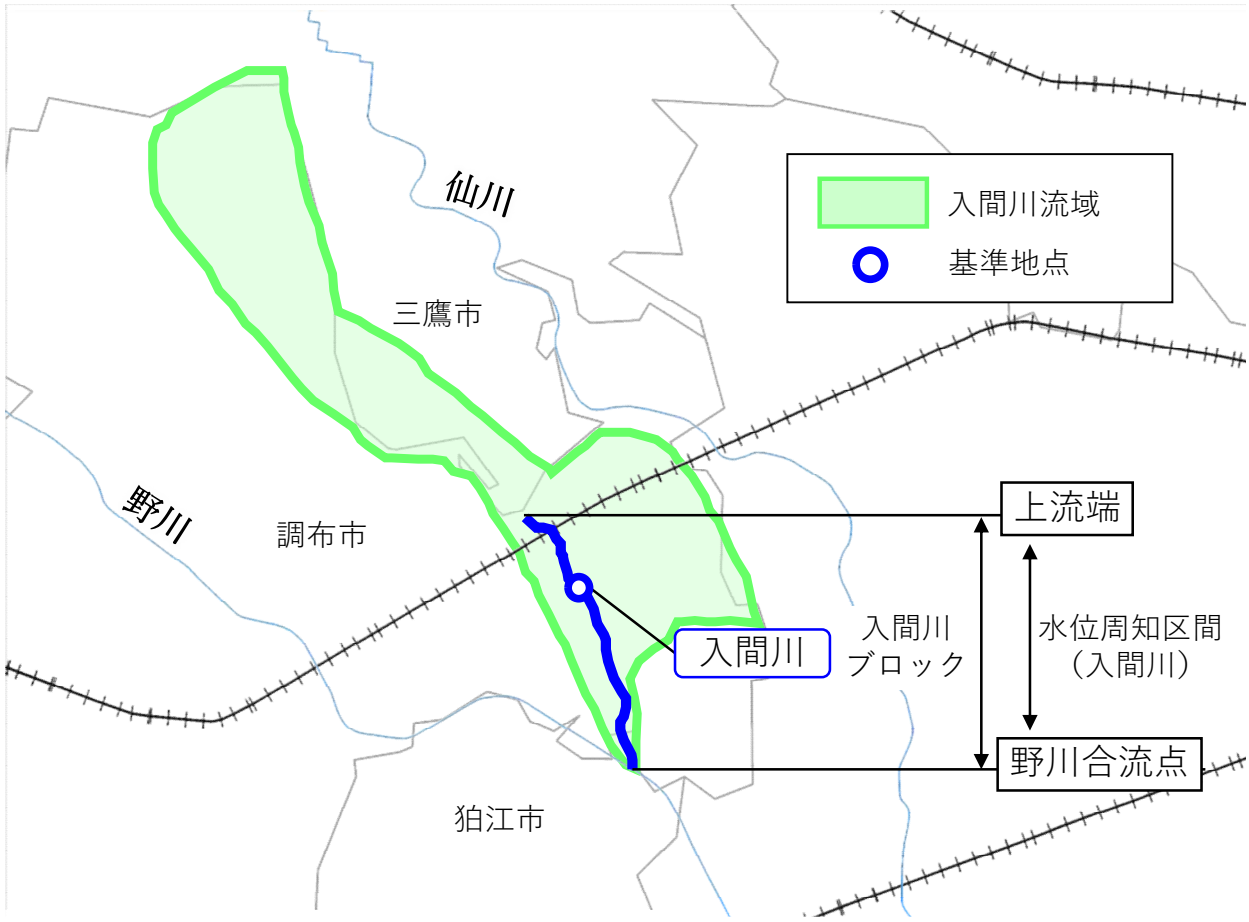

（５）伝達系統図

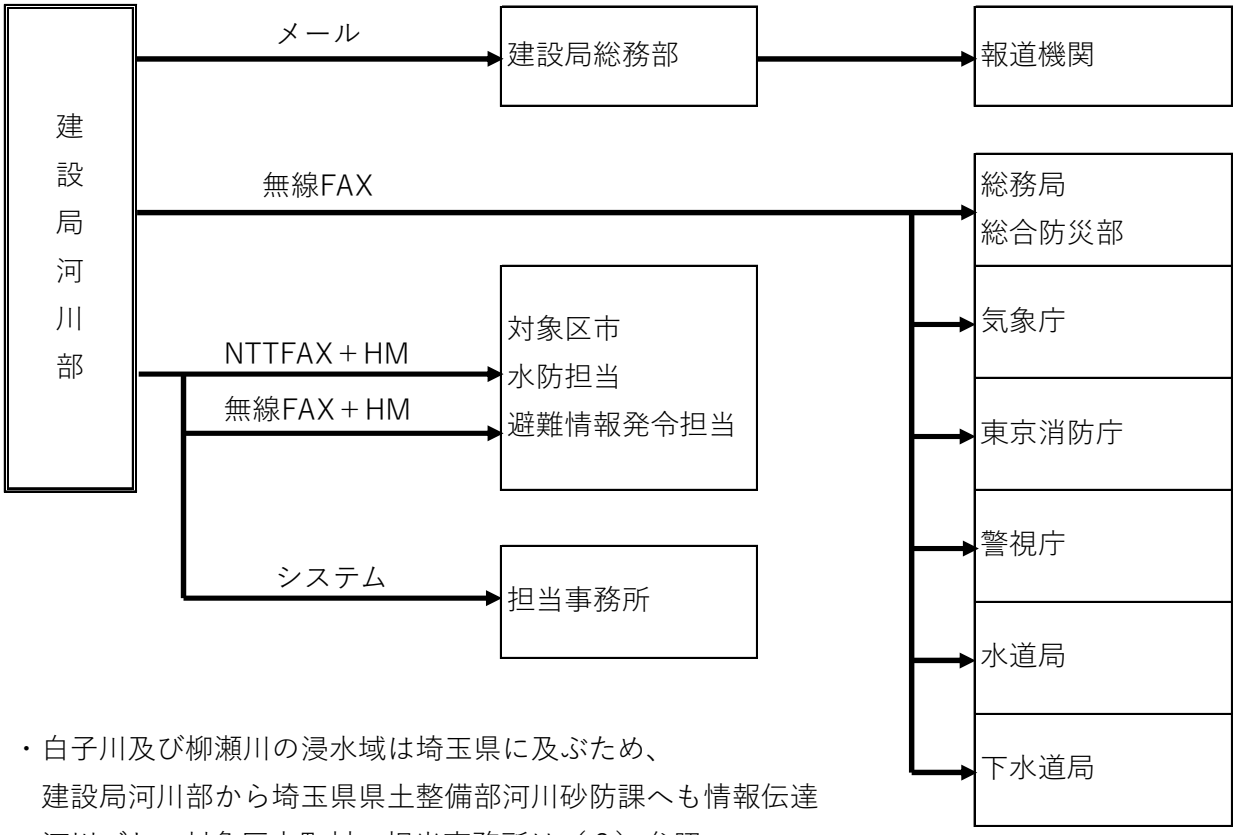

・白子川及び柳瀬川の浸水域は埼玉県に及ぶため、
　建設局河川部から埼玉県県土整備部河川砂防課へも情報伝達
・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（６）参照
・各機関の連絡先は第２章参照

（６）伝達先区市町村、担当事務所

河川名	基準地点	担当事務所	対象区市町村
善福寺川	西田端橋	第三建設事務所	杉並区、中野区
谷沢川	丸山橋	第二建設事務所	世田谷区
	矢川橋	第二建設事務所	世田谷区
丸子川	滝ノ橋	第二建設事務所	世田谷区、大田区
呑川	池上	第二建設事務所	目黒区、大田区、世田谷区
白子川	松殿橋	第四建設事務所	練馬区、板橋区
	三ツ橋	第四建設事務所	練馬区、板橋区
	子安橋※	第四建設事務所	練馬区、板橋区
柳瀬川	よもぎ橋※	北多摩北部 建設事務所	東村山市、清瀬市
	清瀬橋※	北多摩北部 建設事務所	清瀬市
空堀川	中砂橋	北多摩北部 建設事務所	東村山市、東大和市、清瀬市、 武蔵村山市
	青葉町	北多摩北部 建設事務所	東村山市、東大和市、清瀬市
奈良橋川	日月橋	北多摩北部 建設事務所	東大和市
入間川	入間川	北多摩南部 建設事務所	調布市、狛江市、三鷹市

※白子川及び柳瀬川の浸水域は埼玉県に及ぶため、建設局河川部から埼玉県県土整備部河川砂防課へも情報伝達する。

４．５．２．３　水位周知河川（都管理・水防警報河川と一致する河川）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水位周知区間	受け持ち区間 （ブロック）	基準地点
鶴見川	左岸：町田市野津田町（丸山橋） ～町田市三輪町（神奈川県境） 右岸：町田市野津田町（丸山橋） ～町田市三輪町（神奈川県境）	同左	下川戸橋（しもかわどはし）
恩田川	左岸：町田市本町田（上流端） ～町田市成瀬6丁目（神奈川県境） 右岸：町田市本町田（上流端） ～町田市南成瀬8丁目（神奈川県境）	同左	高瀬橋（たかせばし）
真光寺川	左岸：町田市広袴3丁目（上流端） ～町田市能ヶ谷3丁目（神奈川県境） 右岸：町田市広袴3丁目（上流端） ～町田市能ヶ谷3丁目（神奈川県境）	同左	矢崎橋（やさきばし）
境川	左岸：町田市根岸1丁目（根岸橋） ～町田市鶴間（神奈川県境）	左岸：町田市根岸1丁目（根岸橋） ～町田市原町田1丁目（境橋）	根岸橋（ねぎしばし）
		左岸：町田市原町田1丁目（境橋） ～町田市鶴間（神奈川県境）	境橋（さかいばし）

（２）水位周知の種類と発表基準

種　　類	発 表 基 準
（○○川） 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき
（○○川） 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
（○○川） 情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（３）発表基準水位

（基準：A.P.）

河川名 （発表単位）	基準地点	所在地	水防団 待機水位 （指定水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	氾濫 危険水位 （洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位
鶴見川	下川戸橋	町田市大蔵町	35.96 m	37.38 m	37.88 m	38.68 m
恩田川	高瀬橋	町田市西成瀬	47.16 m	47.56 m	47.96 m	48.56 m
真光寺川	矢崎橋	町田市能ヶ谷	32.37 m	32.87 m	33.17 m	33.77 m
境川	根岸橋	町田市根岸	95.23 m	95.93 m	96.73 m	97.53 m
	境橋	町田市原町田	75.72 m	76.42 m	77.22 m	78.02 m

水防警報河川（4.5.6）参照

（４）水位周知区間と基準地点位置図

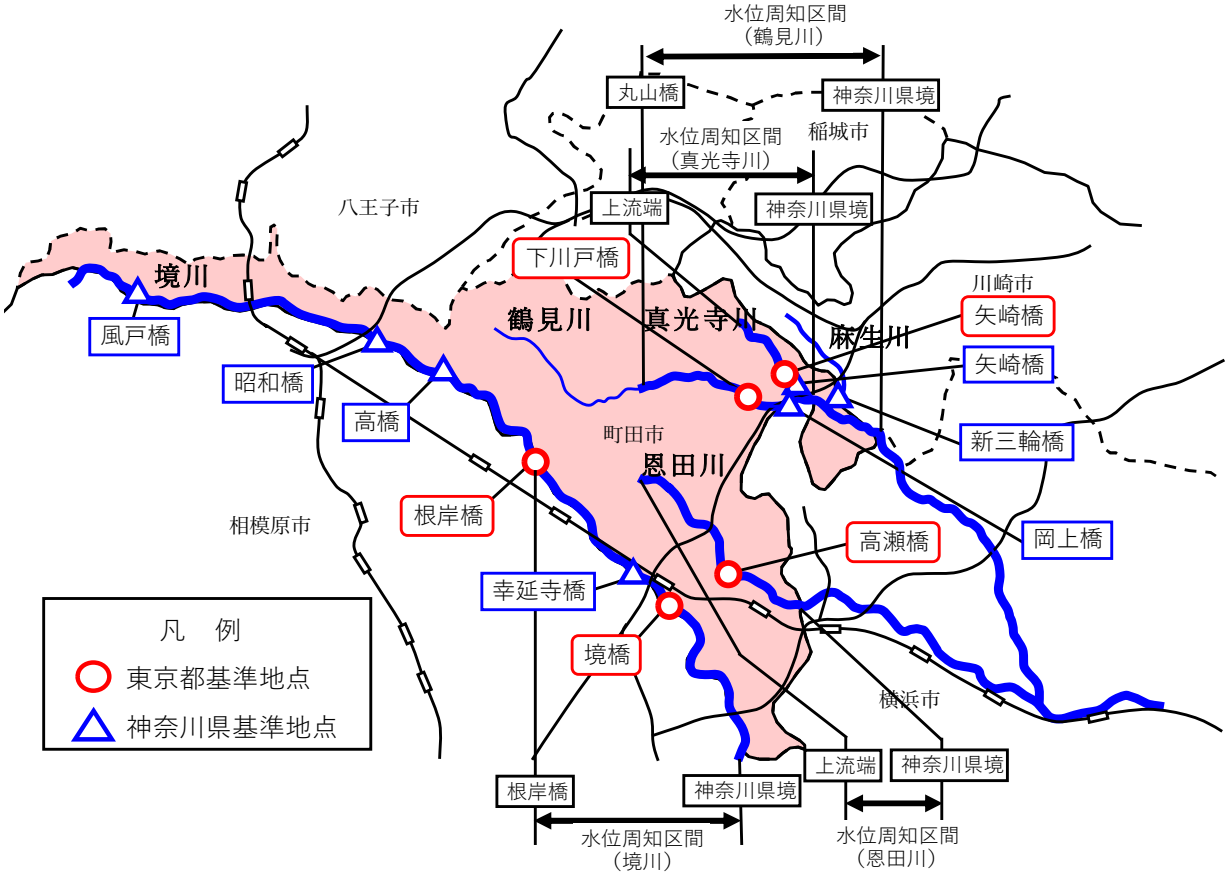

（５）伝達系統図

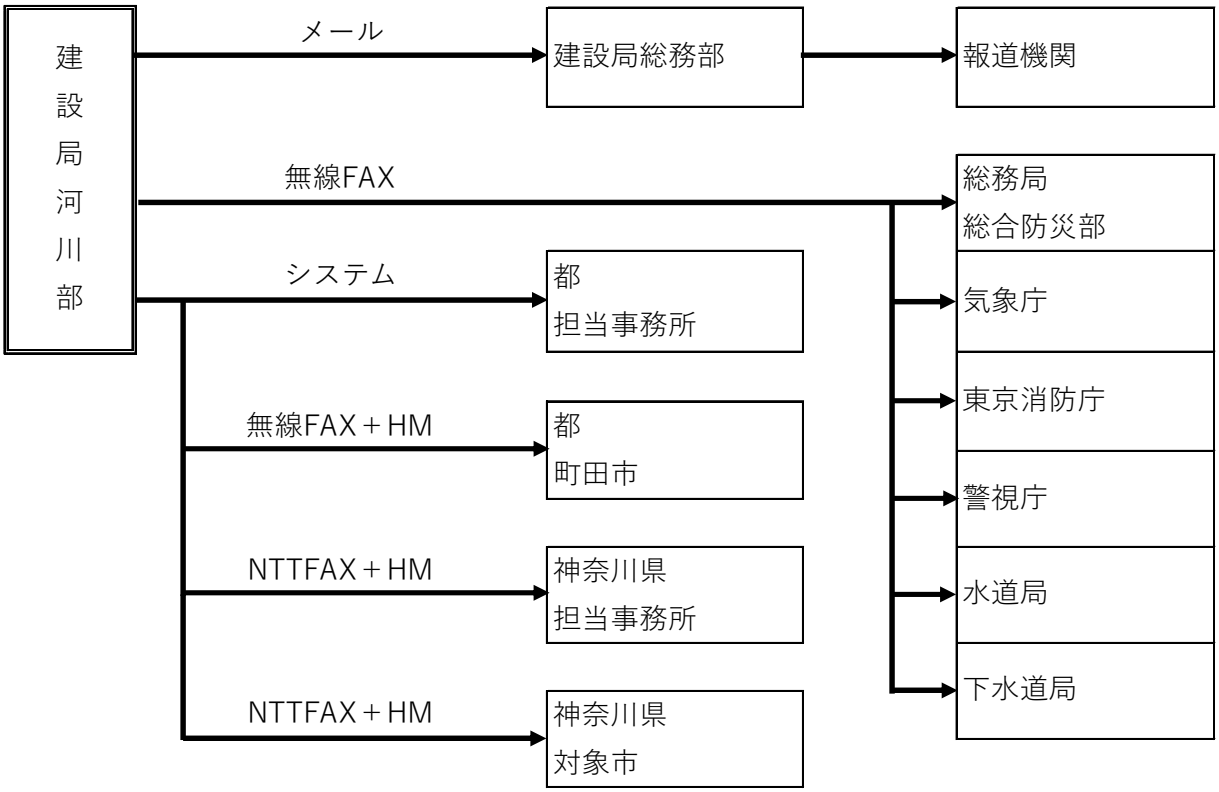

・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（６）参照

・各機関の連絡先は第２章参照

（６）伝達先区市町村、担当事務所

河川名	基準地点	都 担当事務所	都 対象市	神奈川県 担当事務所	神奈川県 対象市
鶴見川	下川戸橋	南多摩東部 建設事務所	町田市	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	川崎市
恩田川	高瀬橋			横浜川崎治水事務所	横浜市
真光寺川	矢崎橋			横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	―
境川	根岸橋、境橋			厚木土木事務所 津久井治水センター	相模原市
				厚木土木事務所 東部センター	大和市、横浜市

４．５．２．４　水位周知河川（神奈川県管理）

鶴見川、麻生川、真光寺川、境川の神奈川県管理区間で発表される氾濫危険情報等のうち、都民への情報提供が必要なものは以下のとおりである。

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水位周知区間 （受け持ち区間）	基準地点
鶴見川	左岸：東京都境～横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端 右岸：東京都境～横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端	おかがみばし 岡上橋
麻生川	左岸：神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 ～鶴見川合流点 右岸：神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 ～鶴見川合流点	しんみわばし 新三輪橋
真光寺川	左岸：東京都境～鶴見川合流点 右岸：東京都境～鶴見川合流点	やさきばし 矢崎橋
境川	右岸：相模原市緑区川尻 ～厚木土木事務所東部センター管内境 （大和市境）	かざとばし 風戸橋 しょうわばし 昭和橋 たかはし 高橋 こうえんじばし 幸延寺橋
	左岸：横浜市瀬谷区五貫目町～藤沢土木事務所管内境 右岸：厚木土木事務所津久井治水センター管内境（相模原市境） ～藤沢土木事務所管内境	－

（２）水位周知の種類と発表基準

種　類	発　表　基　準
（○○川） 氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき
（○○川） 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき

（３）発表基準水位

（基準：A.P.）

河川名（発表単位）	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	零点高(河床高)	天端高
鶴見川	岡上橋	神奈川県川崎市麻生区岡上	28.072m	29.672m	29.772m	30.672m	26.972m	31.472m
麻生川	新三輪橋	神奈川県川崎市麻生区上麻生	23.728m	25.128m	25.128m	25.678m	22.528m	27.328m
真光寺川	矢崎橋	町田市能ヶ谷	32.370m	32.870m	32.870m	33.170m	30.010m	33.770m
境川	風戸橋	町田市相原町	168.531m	168.831m	168.831m	169.231m	167.931m	170.631m
	昭和橋	町田市小山町	115.936m	116.436m	116.436m	117.236m	114.436m	118.036m
	高橋	町田市小山町	107.076m	107.776m	108.176m	108.776m	105.976m	109.376m
	幸延寺橋	町田市森野	75.676m	76.376m	76.376m	77.176m	74.376m	78.376m

水防警報河川（４．５．６）参照

（４）伝達系統図

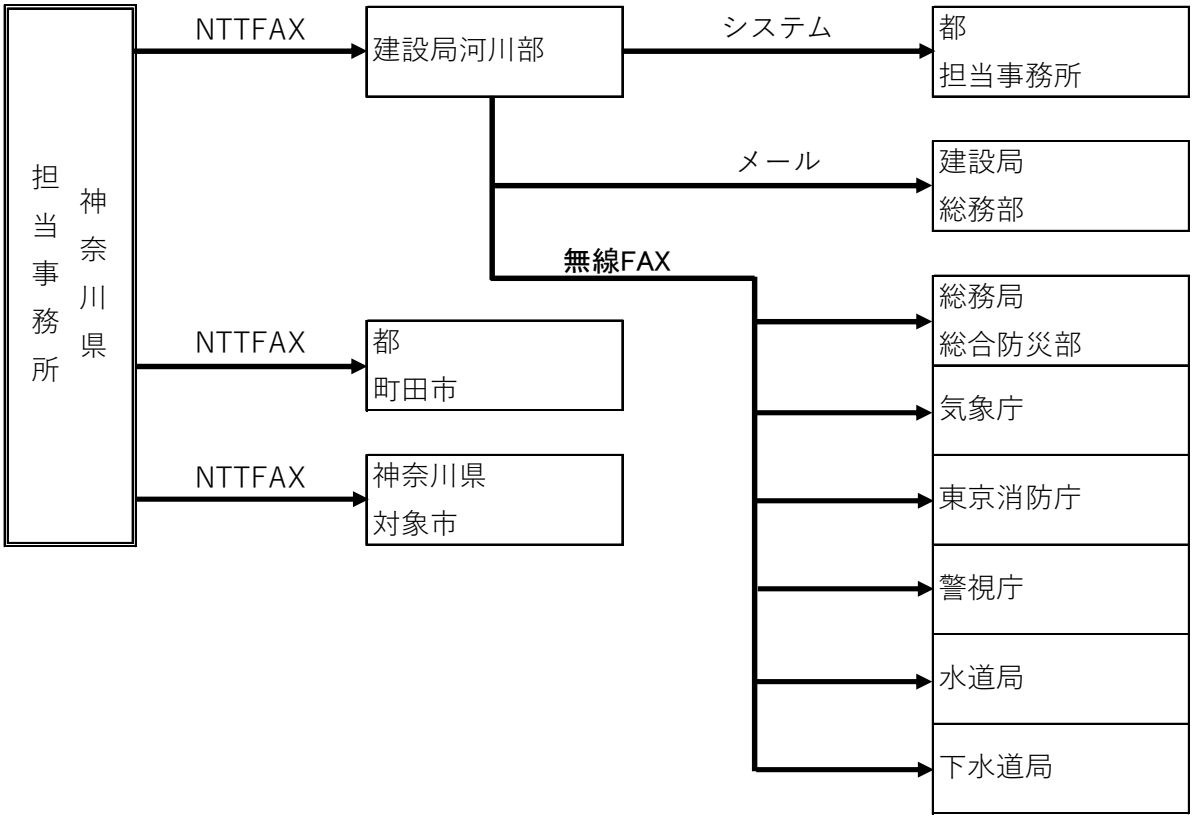

・境川（昭和橋・幸延寺橋）のみ、厚木土木事務所東部センターを経て大和市へ伝達

・真光寺川（矢崎橋）は都水位周知河川の伝達を行うため、神奈川県からの伝達は建設局河川部での受信のみ

・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（５）参照

・各機関の連絡先は第２章参照

（５）伝達先区市町村、担当事務所

<table>
<tr><th>河川名
（発表単位）</th><th>基準地点</th><th>神奈川県
対象市</th><th>神奈川県
担当事務所</th><th>都
対象市</th><th>都
担当事務所</th></tr>
<tr><td>鶴見川</td><td>岡上橋</td><td>川崎市</td><td rowspan="3">神奈川県
横浜川崎治水事務所
川崎治水センター</td><td rowspan="2">町田市</td><td rowspan="2">南東建</td></tr>
<tr><td>麻生川</td><td>新三輪橋</td><td>川崎市</td></tr>
<tr><td>真光寺川</td><td>矢崎橋</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td></tr>
<tr><td>境川</td><td>風戸橋
昭和橋
高橋
幸延寺橋</td><td>相模原市
（大和市）</td><td>厚木土木事務所
津久井治水センター
（東部センター）</td><td>町田市</td><td>南東建</td></tr>
</table>

※真光寺川（矢崎橋）は都水位周知河川の伝達を行うため、神奈川県からの伝達は受信のみであり、以降の伝達は行わない。

４.５.３　水防警報河川（国管理・都管理・県管理）

４．５．３．１　水防警報河川（国管理）

国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体･消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。（法１６）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水防警報区間		基準地点
江戸川	右岸	葛飾区東金町8丁目4927番-1地先～海	松戸（まつど）
旧江戸川	左岸	江戸川分派点～江戸川区東篠崎1丁目の標杭	
	右岸	江戸川分派点～江戸川区東篠崎1丁目39-22地先	
中川	左岸	大場川合流点～葛飾区高砂2丁目55-3地先	高砂（たかさご）
	右岸	垳川合流点～葛飾区青戸2丁目623-1地先	
綾瀬川	左岸	埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793-3地先～足立区神明町1丁目30-1地先	谷古宇（やこう）
	右岸	埼玉県草加市金明町字中取出し1362-7地先～足立区南花畑3丁目23-1地先	
荒川	左岸	埼玉県上尾市大字平方字横町433番の5地先～埼玉県戸田市早瀬1丁目4335番地先	治水橋（じすいはし）
	右岸	埼玉県川越市大字中老袋字田島301番の1地先～板橋区三園2丁目80番1地先	
	左岸	埼玉県戸田市早瀬1丁目4329番地先～海	岩淵水門（上）（いわぶちすいもん かみ）
	右岸	板橋区三園2丁目80番5地先～海	南砂町（みなみすなまち）
隅田川	左岸	荒川分派点～北区志茂4丁目地先	－
	右岸	荒川分派点～北区志茂4丁目地先	
多摩川	左岸	青梅市大柳町1575番地先～福生市福生大字熊川南134番地先	調布橋（ちょうふばし）
	右岸	青梅市畑中1丁目18番地先～あきる野市小川東1丁目1番地先	
	左岸	昭島市拝島町3丁目1549番地先～国立市泉2丁目6番地先	日野橋（ひのばし）
	右岸	八王子市高月町2402番地先～日野市落川1397番地先	
	左岸	府中市四谷6丁目58番地先～狛江市駒井町3丁目434番地先	石原（いしはら）
	右岸	多摩市一ノ宮1丁目45番地先～神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目2246番地先	
	左岸	世田谷区喜多見町2丁目4540番地先～大田区仲六郷4丁目30番地先	田園調布（上）（でんえんちょうふ かみ）
	右岸	神奈川県川崎市多摩区堰1丁目429番地先～神奈川県川崎市川崎区本町2丁目13番地先	
	左岸	大田区東六郷3丁目25番地先～海	多摩川河口（たまがわかこう）
	右岸	神奈川県川崎市川崎区旭町1丁目3番地先～海	
浅川	左岸	八王子市中野上町4丁目3895番地先～幹川合流点	浅川橋（あさかわばし）
	右岸	八王子市元本郷4丁目483番地先～幹川合流点	
大栗川	左岸	多摩市関戸3丁目16番地先～幹川合流点	報恩橋（ほうおんばし）
	右岸	多摩市関戸5丁目1番地先～幹川合流点	

（２）水防警報の種類と発表基準

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量･水位の状況、水位予測、河川･流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

（３）発表基準水位

河川名 （発表単位）	基準地点	所在地	水防団 待機水位 （指定水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難 判断水位	氾濫 危険水位 （洪水 特別警戒水位）	計画高水位	零点高 ※1
江戸川 旧江戸川	松戸	千葉県 松戸市松戸	4.00 m	5.70 m	－	－	8.129 m	Y.P. ＋ 0.000m
中川	高砂	東京都 葛飾区青戸	2.50 m	2.70 m	－	－	3.410 m	A.P.＋ 0.000m
綾瀬川	谷古宇	埼玉県 草加市松江	2.80 m	3.00 m	3.10m	3.50 m	4.102 m	A.P.＋ 0.000m
荒川	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00 m	7.50 m	12.80m	13.30m	14.599 m	A.P.－ 0.229m
	岩淵水門（上）	東京都 北区志茂5丁目	3.00 m	4.10 m	6.50 m	7.70 m	8.57 m	A.P.＋ 0.000m
	南砂町	東京都 江東区新砂町3丁目	2.00m※2	3.00m※2	－	－	5.10 m 計画 高潮位	A.P.＋ 0.000m
隅田川	－	－	－	－	－	－	－	－
多摩川	調布橋	東京都 青梅市上長渕	0.20 m	1.00 m	1.20m	1.60 m	4.70 m	A.P. ＋ 148.500m
	日野橋	東京都 日野市大字日野	2.00 m	2.80 m	－	3.60 m	4.71 m	A.P. ＋ 65.200m
	石原	東京都 調布市多摩川3丁目	4.00 m	4.30 m	4.30m	4.90m	5.94 m	A.P. ＋ 27.420m
	田園調布（上）	東京都 大田区田園調布	4.50 m	6.00 m	7.60m	8.40m	10.35 m	A.P. ＋ 0.000m
	多摩川河口	神奈川県 川崎市川崎区殿町	2.30 m	2.80 m	－	3.80 m	3.80 m （計画高潮位）	A.P. ＋ 0.000m
浅川	浅川橋	東京都 八王子市大横町	1.90 m	2.20 m	2.20m	2.60m	3.58 m	A.P. ＋ 112.500m
大栗川	報恩橋	東京都 多摩市連光寺	1.30 m	2.00 m	2.00m	2.50m	3.69 m	A.P. ＋ 47.000m

※1東京湾平均海面（T.P.）：1.134m、江戸川工事基準面（Y.P.）：0.294m、荒川工事基準面（A.P.）：0.000m

※2気象庁が発表する二次細分区域のうち江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域で高潮警報が発表されているとき（江戸川区の高潮警報は用いない）

（４）伝達系統図

国土交通省が発表する各河川の水防警報の伝達については以下のとおりとする。

●江戸川水防警報（松戸）

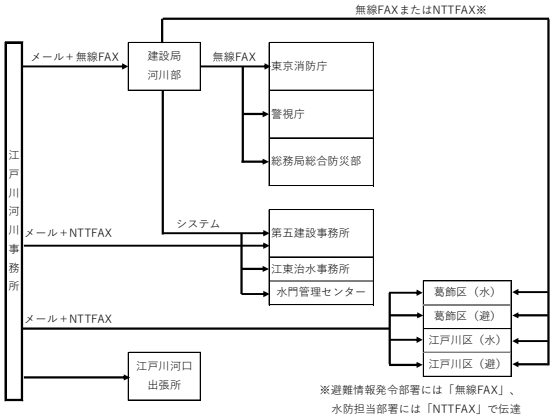

●中川水防警報（高砂）

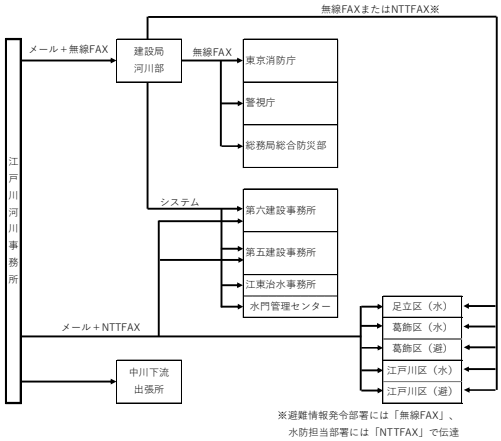

●綾瀬川水防警報（谷古宇）

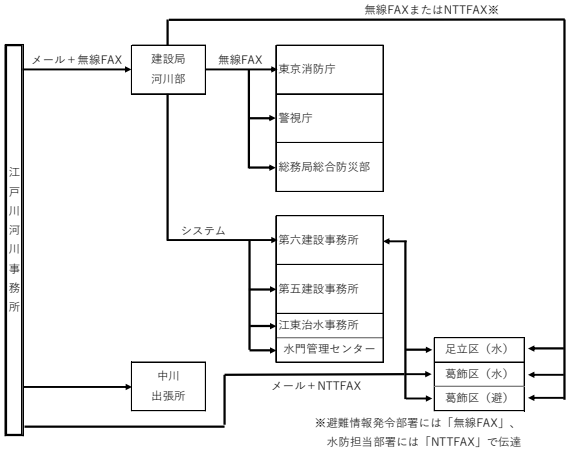

●荒川水防警報（治水橋）

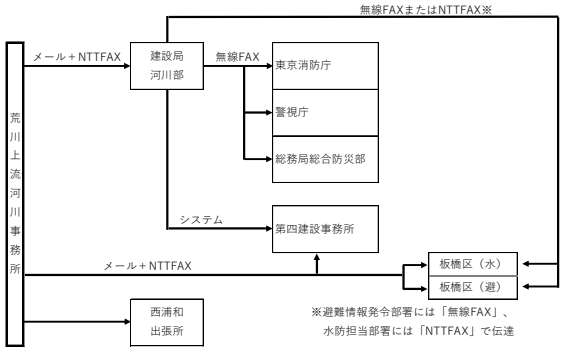

●荒川水防警報（岩淵水門上・南砂町）

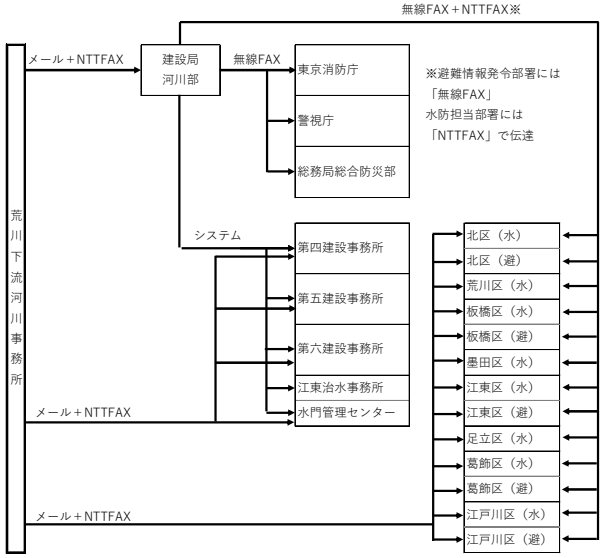

●多摩川水防警報（調布橋）

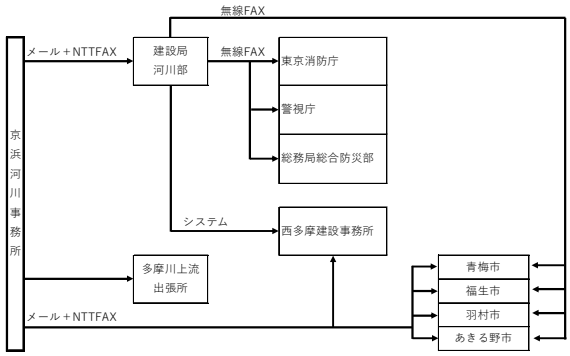

●多摩川水防警報（日野橋）

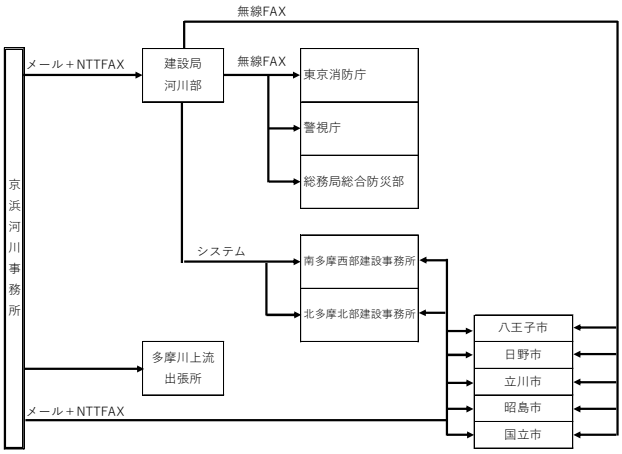

●多摩川水防警報（石原）

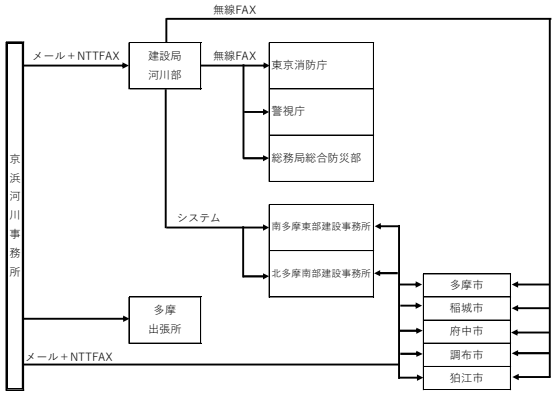

●多摩川水防警報（田園調布（上））

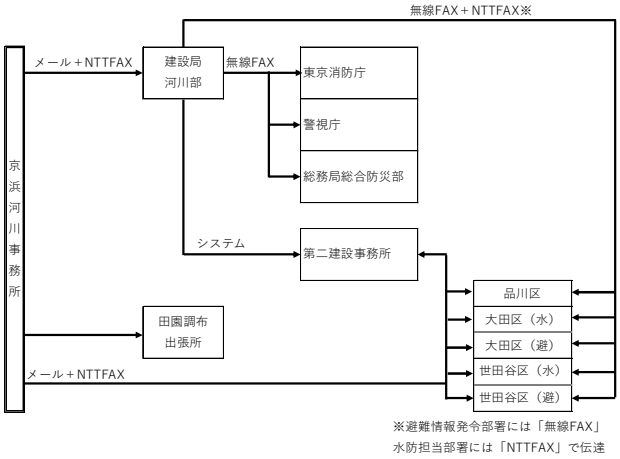

●多摩川水防警報（多摩川河口）

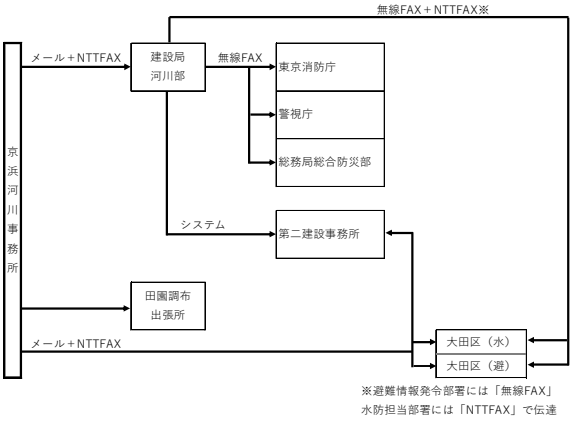

●浅川水防警報（浅川橋）

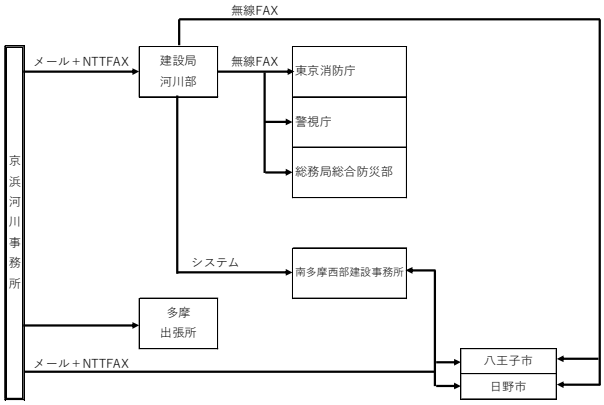

●大栗川水防警報（報恩橋）

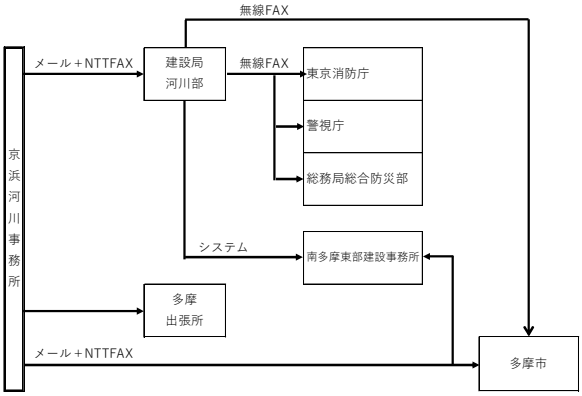

（５）伝達先区市町村、担当事務所

河川名 （発表単位）	基準地点	国 河川事務所	国 出張所	担当事務所	対象区市町村
江戸川	まつど 松戸	江戸川 河川事務所	江戸川河口 出張所	第五建設 事務所	葛飾区、江戸川区
旧江戸川				江東治水 事務所	—
中川	たかさご 高砂		中川下流 出張所	第五建設 事務所	葛飾区、江戸川区
				第六建設 事務所	足立区
				江東治水 事務所	—
綾瀬川	やこう 谷古宇		中川 出張所	第五建設 事務所	葛飾区
				第六建設 事務所	足立区
				江東治水 事務所	—
荒川	じすいはし 治水橋	荒川上流 河川事務所	西浦和 出張所	第四建設 事務所	板橋区
	いわぶちすいもんかみ 岩淵水門（上） みなみすなまち 南砂町	荒川下流 河川事務所	—	第四建設 事務所	板橋区
				第五建設 事務所	墨田区、江東区、 葛飾区、江戸川区
				第六建設 事務所	北区、足立区、 荒川区
隅田川	—			江東治水 事務所	—
多摩川	ちょうふばし 調布橋	京浜 河川事務所	多摩川上流 出張所	西多摩 建設事務所	青梅市、福生市、 羽村市、あきる野 市
	ひのばし 日野橋		多摩川上流 出張所	南多摩西部 建設事務所	八王子市、日野市
				北多摩北部 建設事務所	立川市、昭島市、 国立市
	いしはら 石原		多摩 出張所	南多摩東部 建設事務所	多摩市、稲城市
				北多摩南部 建設事務所	府中市、調布市、 狛江市
	でんえんちょうふかみ 田園調布（上）		田園調布 出張所	第二建設 事務所	品川区、大田区、 世田谷区
	たまがわかこう 多摩川河口		田園調布 出張所	第二建設 事務所	大田区
浅川	あさかわばし 浅川橋		多摩 出張所	南多摩西部 建設事務所	八王子市、日野市
大栗川	ほうおんばし 報恩橋		多摩 出張所	南多摩東部 建設事務所	多摩市

４．５．３．２　水防警報河川（都管理）

東京都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体･消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。（法１６）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水防警報区間	基準地点
鶴見川	左岸：町田市野津田町（丸山橋）～町田市三輪町（神奈川県境） 右岸：町田市野津田町（丸山橋）～町田市三輪町（神奈川県境）	しもかわどはし 下川戸橋
恩田川	左岸：町田市本町田（上流端）～町田市成瀬6丁目（神奈川県境） 右岸：町田市本町田（上流端）～町田市南成瀬8丁目（神奈川県境）	たかせばし 高瀬橋
真光寺川	左岸：町田市広袴3丁目（上流端）～町田市能ヶ谷3丁目（神奈川県境） 右岸：町田市広袴3丁目（上流端）～町田市能ヶ谷3丁目（神奈川県境）	やさきばし 矢崎橋
境川	左岸：町田市根岸1丁目（根岸橋）～町田市原町田1丁目（境橋）	ねぎしばし 根岸橋
	左岸：町田市原町田1丁目（境橋）～町田市鶴間（神奈川県境）	さかばし 境橋

（２）水防警報の種類と発表基準

４．５．３．１（２）と同様。

（３）発表基準水位

河川名 （発表単位）	基準地点	所在地	水防団 待機水位 （指定水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	氾濫 危険水位 （洪水特別警戒水位）
鶴見川	下川戸橋	町田市大蔵町	35.96 m	37.38 m	37.88 m
恩田川	高瀬橋	町田市西成瀬	47.16 m	47.56 m	47.96 m
真光寺川	矢崎橋	町田市能ヶ谷	32.37 m	32.87 m	33.17 m
境川	根岸橋	町田市根岸	95.23 m	95.93 m	96.73 m
	境橋	町田市原町田	75.72 m	76.42 m	77.22 m

水位周知河川（４．５．２）参照

（４）水防警報区間と基準地点位置図

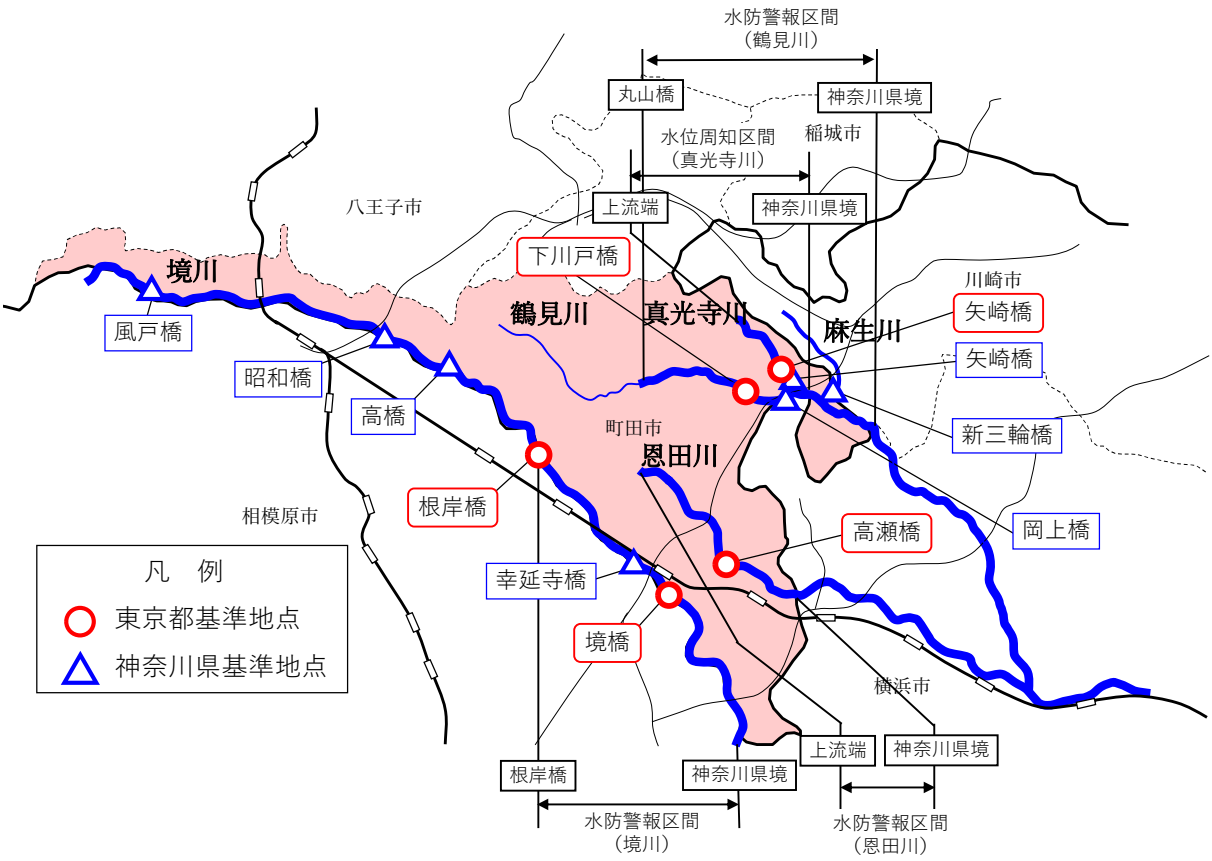

（５）伝達系統図

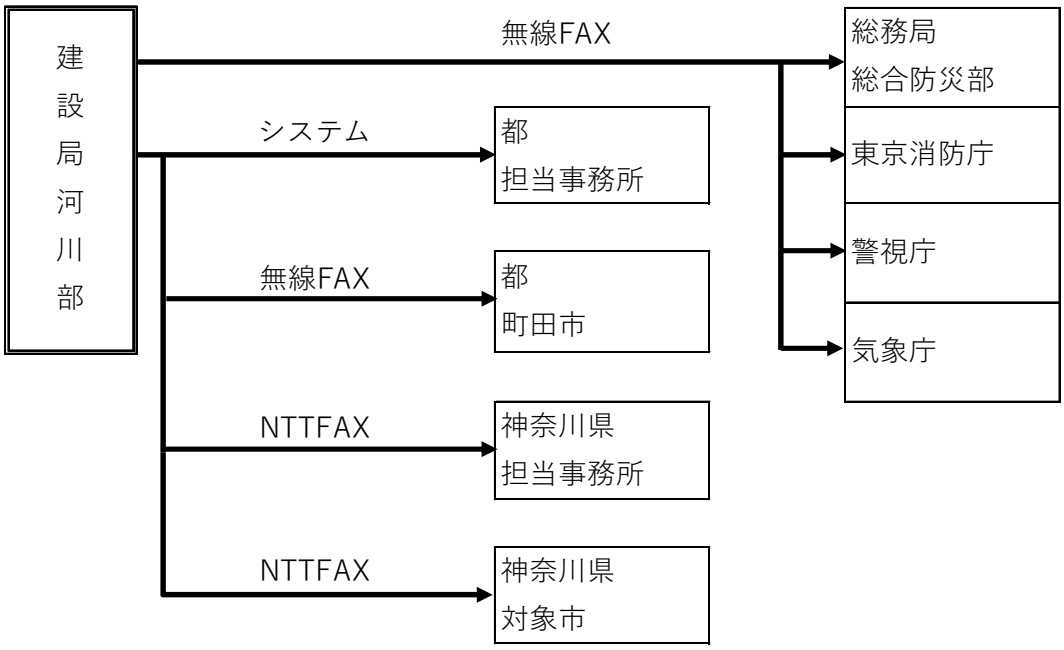

・真光寺川（矢崎橋）は、都及び神奈川県の基準点（同一基準）
　（都発表の水防警報のみ情報伝達を行う。）
・河川ごとの対象市、担当事務所は（６）参照
・各機関の連絡先は第２章参照

（６）伝達先区市町村、担当事務所

河川名	基準地点	都 担当事務所	都 対象市	神奈川県 担当事務所	神奈川県 対象市
鶴見川	下川戸橋	南多摩東部 建設事務所	町田市	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	川崎市
恩田川	高瀬橋			横浜川崎治水事務所	横浜市
真光寺川	矢崎橋			横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	
境川	根岸橋			厚木土木事務所 津久井治水センター	相模原市
	境橋			厚木土木事務所 東部センター	大和市、横浜市

４．５．３．３　水防警報河川（神奈川県管理）

神奈川県は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体･消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。（法１６）

（１）対象河川

河川名 （発表単位）	水防警報区間 （受け持ち区間）	基準地点
鶴見川	左岸：東京都境～横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端 右岸：東京都境～横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端	おかがみばし 岡上橋
麻生川	左岸：神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 ～鶴見川合流点 右岸：神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 ～鶴見川合流点	しんみわばし 新三輪橋
真光寺川	左岸：東京都境～鶴見川合流点 右岸：東京都境～鶴見川合流点	やさきばし 矢崎橋
境川	右岸：相模原市緑区川尻 ～厚木土木事務所東部センター管内境 （大和市境）	かざとばし 風戸橋 しょうわばし 昭和橋 たかはし 高橋 こうえんじばし 幸延寺橋
	左岸：横浜市瀬谷区五貫目町～藤沢土木事務所管内境 右岸：厚木土木事務所津久井治水センター管内境（相模原市境） ～藤沢土木事務所管内境	－

（２）水防警報の種類と発表基準

４．５．３．１（２）と同様。

（３）発表基準水位

（基準：A.P.）

河川名（発表単位）	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	零点高（河床高）	天端高
鶴見川	岡上橋	神奈川県川崎市麻生区岡上	28.072m	29.672m	29.772m	30.672m	26.972m	31.472m
麻生川	新三輪橋	神奈川県川崎市麻生区上麻生	23.728m	25.128m	25.128m	25.678m	22.528m	27.328m
真光寺川	矢崎橋	町田市能ヶ谷	32.370m	32.870m	32.870m	33.170m	30.010m	33.770m
境川	風戸橋	町田市相原町	168.531m	168.831m	168.831m	169.231m	167.931m	170.631m
	昭和橋	町田市小山町	115.936m	116.436m	116.436m	117.236m	114.436m	118.036m
	高橋	町田市小山町	107.076m	107.776m	108.176m	108.776m	105.976m	109.376m
	幸延寺橋	町田市森野	75.676m	76.376m	76.376m	77.176m	74.376m	78.376m

水位周知河川（４．５．２）参照

（４）伝達系統図

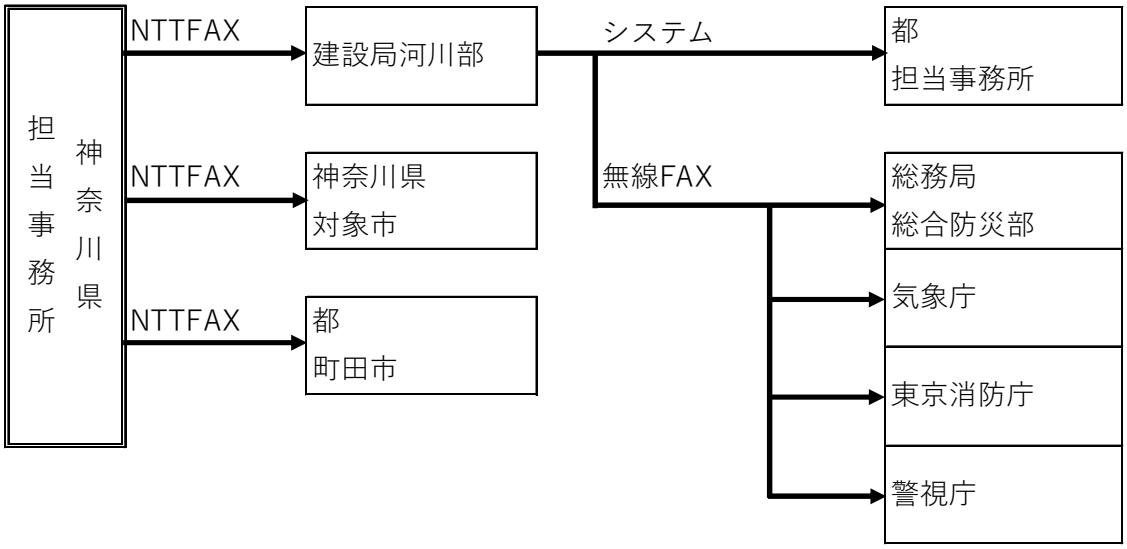

・真光寺川（矢崎橋）は、都及び神奈川県の基準点（同一基準）
　（都発表の水防警報のみ情報伝達を行う。）
・河川ごとの対象区市町村、担当事務所は（5）参照
・各機関の連絡先は第２章参照

（５）伝達先区市町村、担当事務所

河川名	基準地点	神奈川県 担当事務所	神奈川県 対象市	都 担当事務所	都 対象市
鶴見川	おかがみばし 岡上橋	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	川崎市	南多摩東部 建設事務所	町田市
麻生川	しんみわばし 新三輪橋		川崎市		
真光寺川	やさきばし 矢崎橋		川崎市	※	※
境川	かざとばし 風戸橋 しょうわばし 昭和橋 たかはし 高橋 こうえんじばし 幸延寺橋	厚木土木事務所 津久井治水センター	相模原市	南多摩東部 建設事務所	町田市
		厚木土木事務所 東部センター	大和市、横浜市		

※真光寺川（矢崎橋）は都水防警報河川の伝達を行うため、神奈川県からの伝達は受信のみであり、
　以降の伝達は行わない。

４．５．４　その他河川（都管理）

洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川の指定区間を除く東京都管理河川において、河川の氾濫を確認したときは、氾濫発生情報を発表する。

（１）発表基準

種　　類	発　表　基　準
（○○川） 氾濫発生情報	氾濫を確認したとき
（○○川） 情報解除	氾濫のおそれがなくなったとき

（２）伝達系統図

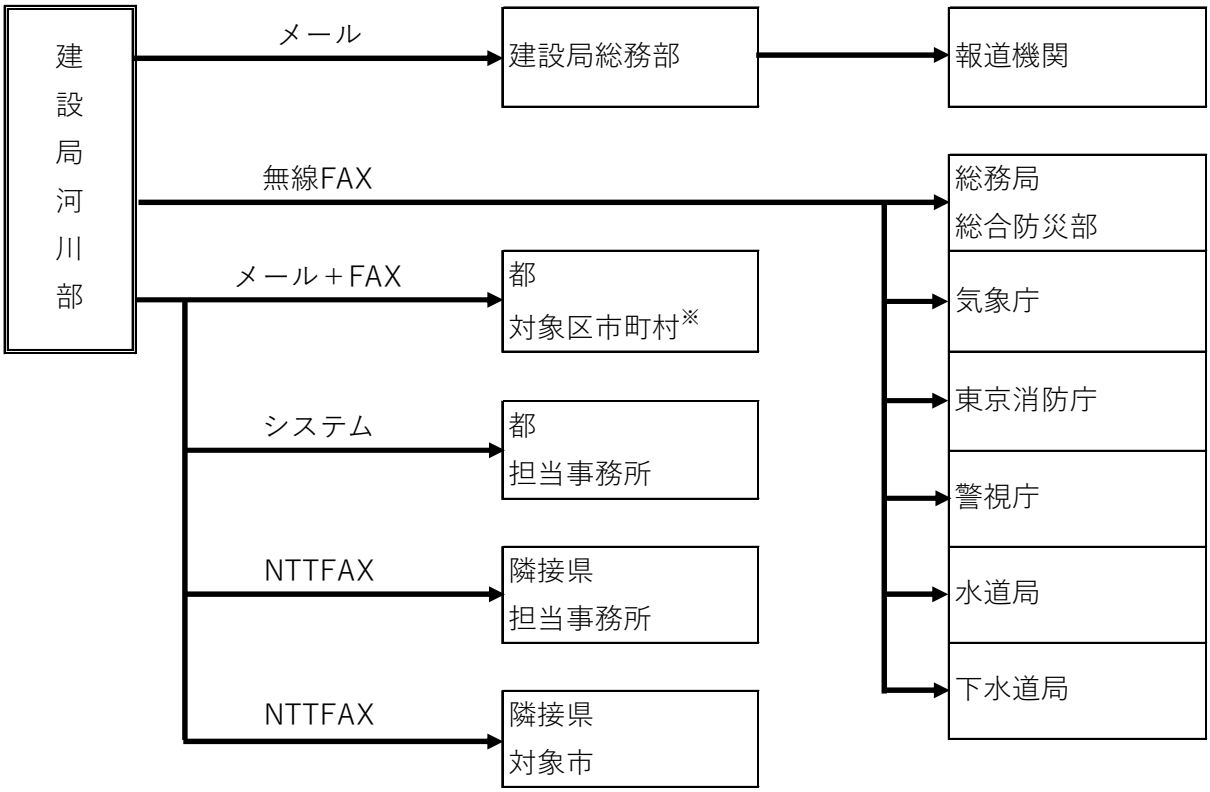

※ 水防担当にはNTTFAX、避難情報発令担当には無線FAXで伝達

・各機関の連絡先は第２章参照

（３）伝達先区市町村、担当事務所

情報伝達先の区市町村等は、氾濫発生情報を発表する河川の洪水浸水想定区域図において、浸水が想定される範囲とする。

４.５.５　水位周知海岸（都管理）

都は、区域内に存する海岸で、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある海岸を指定し（水位周知海岸）、高潮特別警戒水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

（１）対象海岸

海岸名	水位周知区間		
東京湾沿岸（東京都区間）	東京湾沿岸（東京都区間）		大田区羽田6丁目地先（都県界）～江戸川区臨海町6丁目地先（都県界）
	利根川水系	江戸川	左岸　；　―
			右岸　；　葛飾区柴又5丁目地先～江戸川区篠崎町3丁目地先（旧江戸川分派点）
		旧江戸川	左岸　；　―
			右岸　；　江戸川区篠崎町3丁目地先（江戸川分派点）～海
		中川	左岸　；　葛飾区西水元4丁目地先（都県界）～海
			右岸　；　足立区六木3丁目地先（都県界）～海
		新中川	左岸　；　葛飾区高砂2丁目地先（中川分派点）～江戸川区江戸川4丁目地先（旧江戸川合流点）
			右岸　；　葛飾区高砂1丁目地先（中川分派点）～江戸川区江戸川4丁目地先（旧江戸川合流点）
		綾瀬川	左岸　；　足立区神明1丁目地先（都県界）～葛飾区東四つ木1丁目地先（中川合流点）
			右岸　；　足立区南花畑4丁目地先～葛飾区東四つ木1丁目地先（中川合流点）
	荒川水系	荒川	左岸　；　葛飾区堀切1丁目地先～海
			右岸　；　墨田区墨田4丁目地先～海
		新河岸川	左岸　；　板橋区新河岸3丁目地先（都県界）～北区志茂4丁目地先（隅田川合流点）
			右岸　；　板橋区三園2丁目地先（都県界）～北区志茂4丁目地先（隅田川合流点）
		隅田川	左岸　；　北区志茂4丁目地先（岩淵水門）～海
			右岸　；　北区志茂4丁目地先（岩淵水門）～海
		石神井川	左岸　；　北区王子1丁目地先～北区堀船3丁目地先（隅田川合流点）
			右岸　；　北区堀船1丁目地先～北区堀船3丁目地先（隅田川合流点）
		旧綾瀬川	左岸　；　墨田区墨田5丁目地先（隅田水門）～墨田区堤通2丁目地先（隅田川合流点）
			右岸　；　足立区千住曙町地先（隅田水門）～足立区千住曙町地先（隅田川合流点）
		神田川	左岸　；　文京区水道2丁目地先～台東区柳橋1丁目地先（隅田川合流点）
			右岸　；　新宿区水道町地先～中央区東日本橋2丁目地先（隅田川合流点）
		日本橋川	左岸　；　千代田区神田三崎町3丁目地先（神田川分派点）～中央区日本橋箱崎町地先（隅田川合流点）
			右岸　；　千代田区飯田橋3丁目地先（神田川分派点）～中央区新川1丁目地先（隅田川合流点）
	独立水系	古川	左岸　；　港区南麻布2丁目地先～海
			右岸　；　港区三田2丁目地先～海
		目黒川	左岸　；　目黒区下目黒1丁目地先～海
			右岸　；　目黒区下目黒2丁目地先～海
		立会川	左岸　；　品川区東大井6丁目地先～海
			右岸　；　品川区南大井5丁目地先～海
		呑川	左岸　；　大田区中央8丁目地先～海
			右岸　；　大田区西蒲田1丁目地先～海
	多摩川水系	多摩川	左岸　；　大田区南六郷2丁目地先～海
			右岸　；　―
		海老取川	左岸　；　大田区羽田6丁目地先（多摩川分派点）～海
			右岸　；　―

（２）水位周知の種類と発表基準

種　類	発　表　基　準
東京湾沿岸 （東京都区間） 高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき
東京湾沿岸 （東京都区間） 高潮氾濫発生情報 解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回ったとき

（３）発表基準水位

海岸名	基準水位観測所	区間名	高潮特別警戒水位
東京湾沿岸 （東京都区間）	辰巳水門	A.P.+4.2m区間	A.P.+4.2m
		A.P.+3.6m区間	A.P.+3.6m

（４）水位周知区間と基準水位観測所位置図

（５）伝達系統図

各実施区間の高潮氾濫発生情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

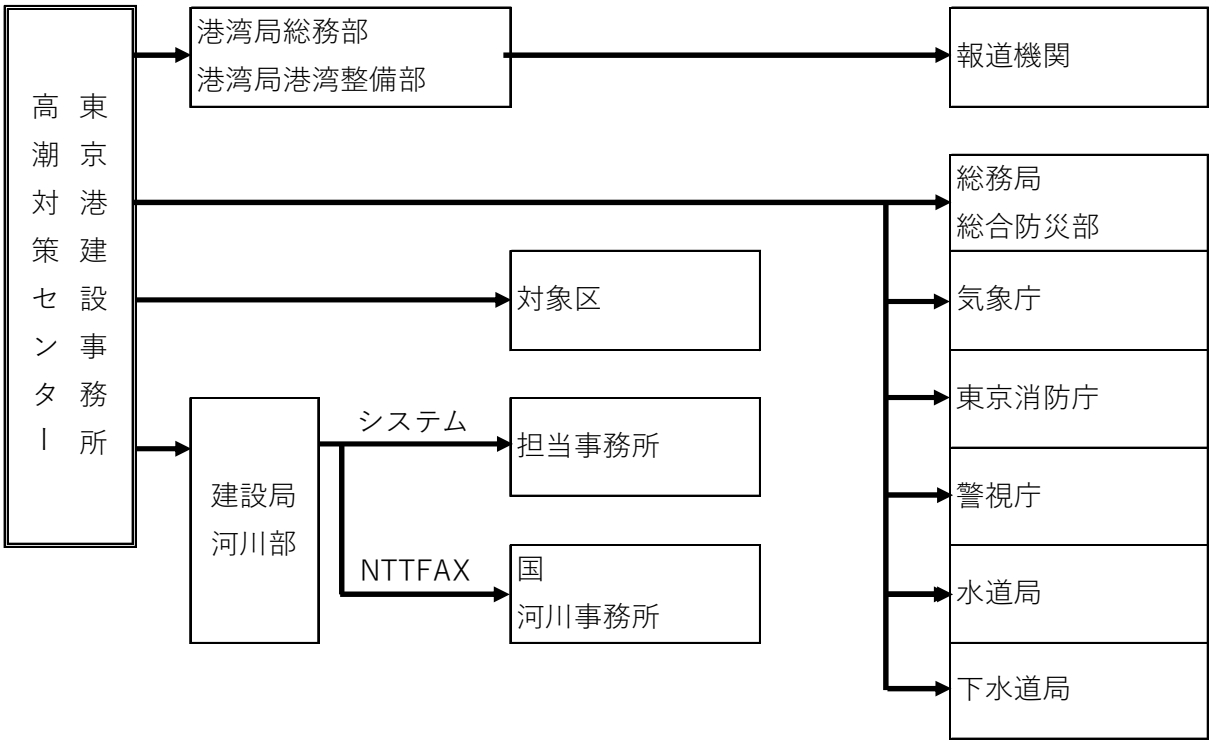

（６）伝達先区市町村、担当事務所

海岸名	基準 水位観測所	区間名	対象区市町村	国 河川事務所	担当事務所
東京湾沿岸 (東京都区間)	辰巳水門	A.P.+4.2m 区間	千代田区・新宿区・ 文京区・台東区・ 墨田区・江東区・ 品川区・目黒区・ 北区・荒川区・ 板橋区・足立区・ 葛飾区・江戸川区	荒川下流 河川事務所 ・ 江戸川 河川事務所	一建、二建、 三建、四建、 五建、六建、 治水
		A.P.+3.6m 区間	中央区・港区・ 大田区	京浜 河川事務所	一建、二建、 治水

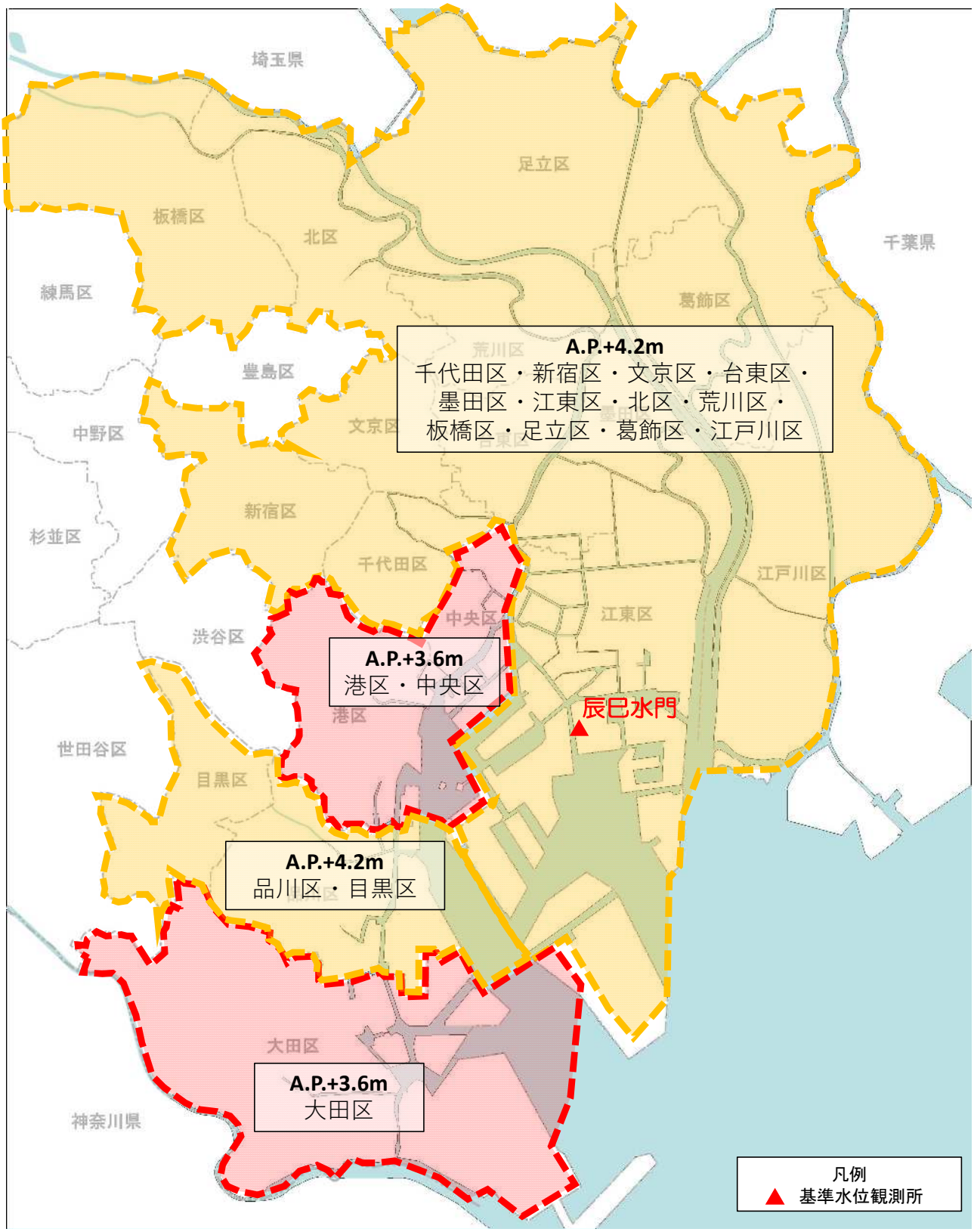
埼玉県
足立区
板橋区
北区
千葉県
練馬区
葛飾区
A.P.+4.2m
千代田区・新宿区・文京区・台東区・
墨田区・江東区・北区・荒川区・
板橋区・足立区・葛飾区・江戸川区
荒川区
豊島区
中野区
文京区
新宿区
杉並区
千代田区
江戸川区
中央区
江東区
渋谷区
A.P.+3.6m
港区・中央区
港区
辰巳水門
世田谷区
目黒区
A.P.+4.2m
品川区・目黒区
大田区
A.P.+3.6m
大田区
神奈川県
凡例
基準水位観測所

４．６　土砂災害警戒情報の発表

４．６．１　目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村長が防災活動や避難情報等の災害応急対応を適時適切に行うための支援、及び住民の自主的な避難判断等の参考となるように区市町村毎に発表する。

４．６．２　発表方法

土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表する。

都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第２７条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある区市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

気象庁は、気象業務法第１３条（予報及び警報、以下第１５条まで適用）に基づき大雨注意報・警報を通知するとともに、同法１１条（観測成果等の発表）に基づいた気象情報の１つとして、土砂災害警戒情報を関係機関に通知する。

４．６．３　役割分担

都では、土砂災害警戒情報の作成・運用に関する作業を建設局河川部で行い、伝達に関する作業は、総務局総合防災部にて行う。

区市町村は、土砂災害警戒情報が発表されたら、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や住民に対する避難情報の円滑な発令に活用する。

建設事務所や支庁は、土砂災害警戒情報が発表されたら、関係自治体及びその他関係機関との密接な連絡・調整の上で、状況の的確な把握に努め、警戒すべき箇所の周知や管理施設の巡回など区市町村に対する助言及び支援を行う。

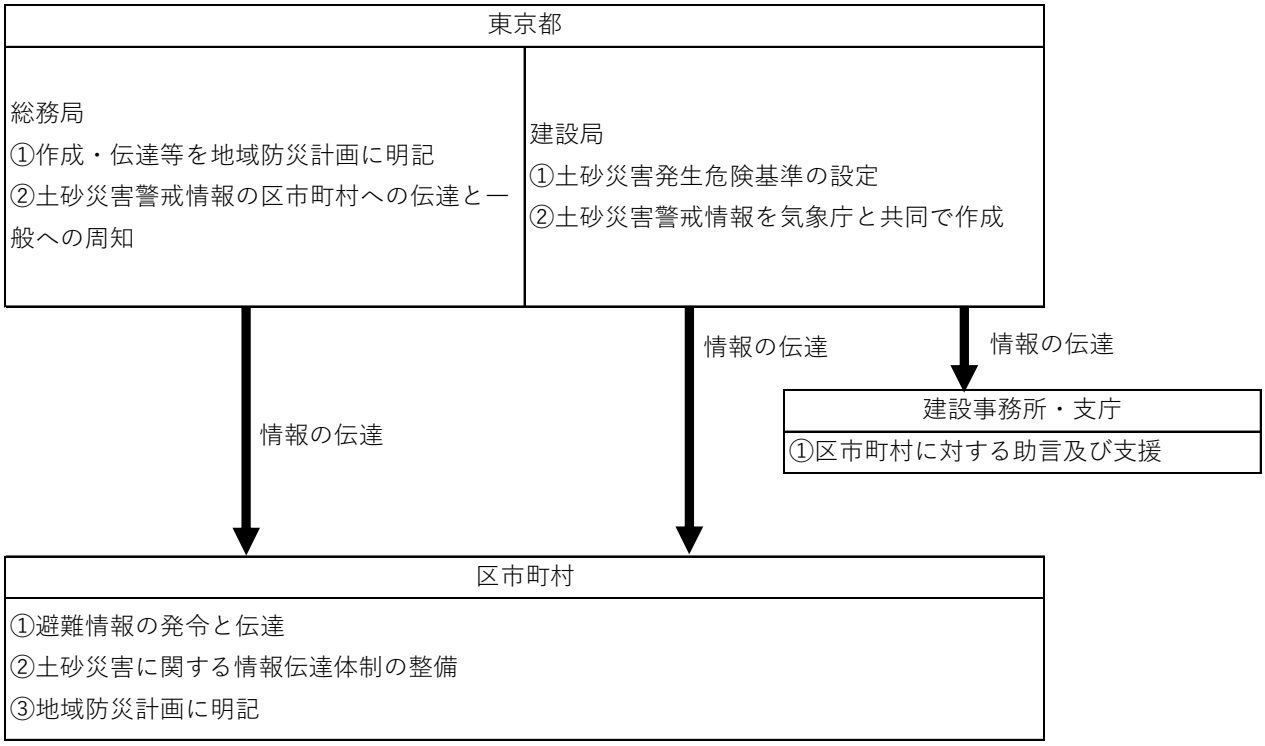

４．６．４　土砂災害警戒情報の様式

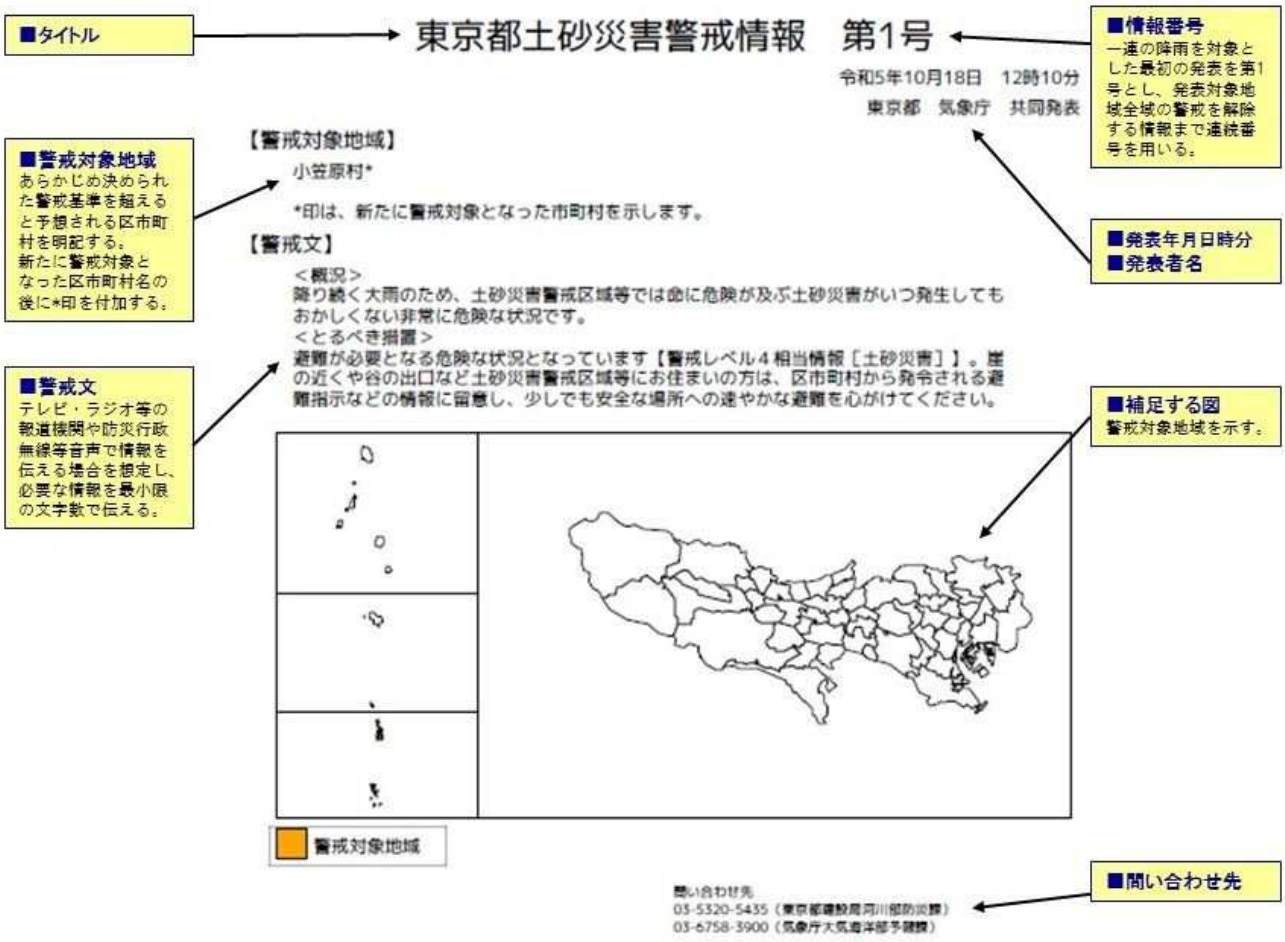

４．６．５　土砂災害警戒情報伝達系統図

東京都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

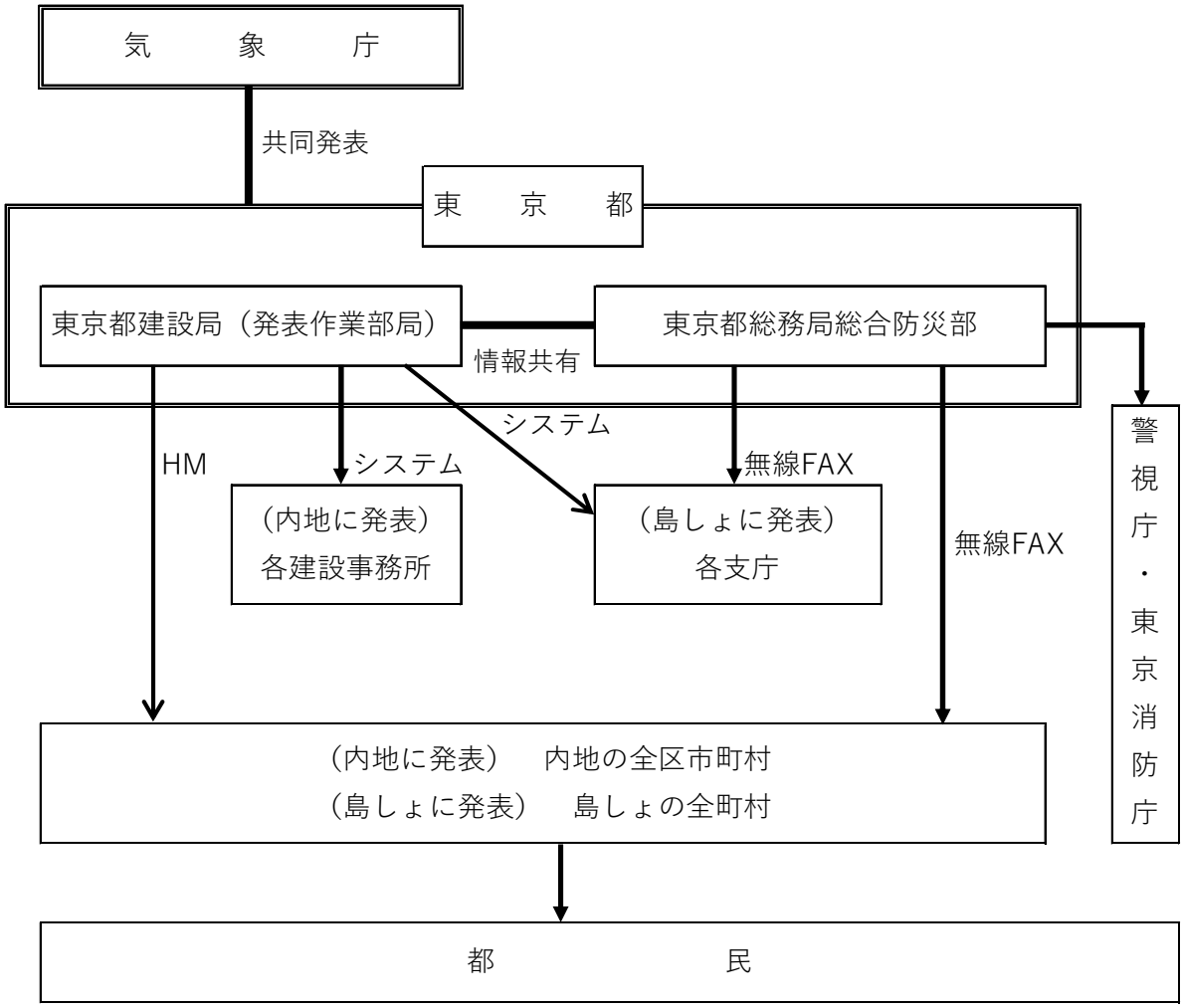

４．６．６　土砂災害警戒情報の留意点

（１）土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、区市町村毎に発表する。
　　中央区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市は発表の対象外とする。

（２）発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。

（３）発表対象としない土砂災害は、技術的に降雨から予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊・地すべりとする。

（４）降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等を詳細に特定するものではない。

（５）地震や火山噴火、大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。

４．７　気象情報の伝達

４．７．１　気象情報

気象情報は、水防活動のための基礎的情報である。都は防災情報提供システムにより気象庁から入手している。都及び水防管理団体は、これらの情報の目的、内容、さらに伝達系統及びその方法等について十分に理解し、情報を有効利用して効果的な水防活動に努める。

４．７．２　水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

（１）「大雨」、「高潮」特別警報発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

（２）「大雨」、「洪水」、「高潮」

警報基準

種類	一次細分区域	区市町村等をまとめた地域	発表基準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合		
	東京地方	23区西部	**表1**による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	
		新島	
	伊豆諸島南部	三宅島	
		八丈島	
	小笠原諸島		
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合		
	東京地方	23区西部	**表3**による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	
		新島	
	伊豆諸島南部	三宅島	
		八丈島	
	小笠原諸島		
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。		
	東京地方	23区西部	**表5**による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	
		新島	
	伊豆諸島南部	三宅島	
		八丈島	
	小笠原諸島		

注意報基準

種類	一次細分区域	区市町村等をまとめた地域	発表基準
大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合		
	東京地方	23区西部	**表2**による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	
		新島	
	伊豆諸島南部	三宅島	
		八丈島	
	小笠原諸島		
洪水注意報	洪水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合		
	東京地方	23区西部	**表4**による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	
		新島	
	伊豆諸島南部	三宅島	
		八丈島	
	小笠原諸島		
高潮注意報	台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために行う予報。		
	東京地方	23区西部	**表5**による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	
		新島	
	伊豆諸島南部	三宅島	
		八丈島	
	小笠原諸島		

表１　大雨警報基準表

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区西部	千代田区	34	140
	中央区	30	―
	港区	27	133
	新宿区	19	138
	文京区	18	140
	品川区	17	135
	目黒区	17	142
	大田区	22	131
	世田谷区	22	143
	渋谷区	20	141
	中野区	20	149
	杉並区	23	145
	豊島区	21	147
	北区	21	140
	板橋区	20	138
	練馬区	20	139
23区東部	台東区	23	147
	墨田区	29	―
	江東区	30	―
	荒川区	22	141
	足立区	29	―
	葛飾区	30	―
	江戸川区	32	―
多摩北部	立川市	16	167
	武蔵野市	24	―
	三鷹市	21	132
	府中市	33	133
	昭島市	16	179
	調布市	30	139
	小金井市	20	133
	小平市	15	151
	東村山市	19	159
	国分寺市	20	161
	国立市	34	177
	狛江市	30	147
	東大和市	18	167
	清瀬市	25	150
	東久留米市	17	132
	武蔵村山市	25	167
	西東京市	17	145
多摩西部	青梅市	25	148
	福生市	28	199
	羽村市	29	159
	あきる野市	25	148
	瑞穂町	22	184
	日の出町	20	146
	檜原村	18	141
	奥多摩町	16	129
多摩南部	八王子市	22	154
	町田市	19	144
	日野市	22	177
	多摩市	19	138
	稲城市	21	136
大島	大島町	21	135
新島	利島村	13	138
	新島村	24	120
	神津島村	20	138
八丈島	八丈町	19	133
	青ヶ島村	11	107
三宅島	三宅村	20	144
	御蔵島村	14	150
小笠原諸島	小笠原村	17	115

表２　大雨注意報基準表

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区西部	千代田区	18	119
	中央区	16	165
	港区	13	113
	新宿区	11	117
	文京区	12	119
	品川区	11	114
	目黒区	10	120
	大田区	11	111
	世田谷区	12	121
	渋谷区	10	119
	中野区	11	126
	杉並区	11	123
	豊島区	11	124
	北区	11	119
	板橋区	12	117
	練馬区	14	118
23区東部	台東区	18	124
	墨田区	16	165
	江東区	14	165
	荒川区	14	119
	足立区	20	165
	葛飾区	17	165
	江戸川区	17	165
多摩北部	立川市	10	148
	武蔵野市	11	165
	三鷹市	13	117
	府中市	12	118
	昭島市	12	159
	調布市	18	123
	小金井市	13	118
	小平市	11	134
	東村山市	10	141
	国分寺市	16	143
	国立市	18	157
	狛江市	18	130
	東大和市	11	148
	清瀬市	13	133
	東久留米市	9	117
	武蔵村山市	13	148
	西東京市	9	129
多摩西部	青梅市	12	106
	福生市	20	143
	羽村市	19	114
	あきる野市	11	106
	瑞穂町	13	132
	日の出町	8	105
	檜原村	12	101
	奥多摩町	11	92
多摩南部	八王子市	12	110
	町田市	12	103
	日野市	14	127
	多摩市	11	99
	稲城市	16	97
大島	大島町	13	116
新島	利島村	8	118
	新島村	14	103
	神津島村	14	118
八丈島	八丈町	8	101
	青ヶ島村	7	81
三宅島	三宅村	12	109
	御蔵島村	9	114
小笠原諸島	小笠原村	12	89

表３　洪水警報基準表（１／２）

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=12.4	神田川流域=(26, 28)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	日本橋川流域=16, 隅田川流域=50	神田川流域=(26, 28.1)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区		－	渋谷川・古川[渋谷橋・四ノ橋]
	新宿区		神田川流域=(8, 19.6), 妙正寺川流域=(8, 11.1)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 妙正寺川[鷺盛橋・千歳橋]
	文京区		神田川流域=(11, 22.1)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	立会川流域=10.6	目黒川流域=(9, 12.9)	目黒川[青葉台・荏原調節池上流]
	目黒区		目黒川流域=(17, 12.5)	目黒川[青葉台・荏原調節池上流]
	大田区	呑川流域=12.2	多摩川流域=(10, 61.2), 呑川流域=(22, 10.5)	多摩川[田園調布(上)]
	世田谷区	谷沢川流域=5.2, 丸子川流域=3.8	多摩川流域=(9, 69.3), 谷沢川流域=(19, 4.7), 仙川流域=(9, 10.9)	多摩川[石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	渋谷区		渋谷川流域=(20, 8.2), 神田川流域=(20, 13)	渋谷川・古川[渋谷橋・四ノ橋], 神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中野区		神田川流域=(20, 13), 妙正寺川流域=(14, 9.1)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 妙正寺川[鷺盛橋・千歳橋]
	杉並区	善福寺川流域=10.4	妙正寺川流域=(16, 4.4), 神田川流域=(23, 10.3), 善福寺川流域=(16, 9.1)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 妙正寺川[鷺盛橋・千歳橋]
	豊島区		神田川流域=(8, 23)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	北区	新河岸川流域=46.3, 隅田川流域=46.4	石神井川流域=(10, 16.7), 新河岸川流域=(14, 39.5), 隅田川流域=(18, 31)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)], 石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
	板橋区	白子川流域=12.5 新河岸川流域=46.2	石神井川流域=(15, 13), 白子川流域=(20, 11), 新河岸川流域=(20, 38.1)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)], 石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
	練馬区	白子川流域=8.1	石神井川流域=(20, 7.2), 白子川流域=(18, 7.2)	石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
23区東部	台東区	隅田川流域=47.8	隅田川流域=(18, 28.7)	荒川[岩淵水門(上)], 神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	墨田区	隅田川流域=47.5	－	荒川[岩淵水門(上)]
	江東区	隅田川流域=50	－	荒川[岩淵水門(上)]
	荒川区	隅田川流域=47.6	－	荒川[岩淵水門(上)], 石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
	足立区	隅田川流域=47.5, 綾瀬川流域=25.1, 毛長川流域=10.9	－	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 芝川・新芝川[青木水門], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
	葛飾区	中川流域=38.8, 綾瀬川流域=25.2, 大場川流域=12.2	－	中川[吉川], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
	江戸川区	中川流域=42.3, 旧江戸川流域=18.4	－	中川[吉川], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

表３　洪水警報基準表（２／２）

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
多摩北部	立川市	残堀川流域=15.7	残堀川流域=(16, 10.1)	多摩川[調布橋]
	武蔵野市	仙川流域=8.5	－	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	三鷹市		神田川流域=(21, 5.4)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	府中市		－	多摩川[調布橋・石原], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	昭島市	残堀川流域=18.4	－	多摩川[調布橋]
	調布市	入間川流域=6.8	入間川流域=(18, 6.1)	多摩川[調布橋・石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	小金井市	仙川流域=6.8	－	野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川], 石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
	小平市		－	石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
	東村山市	空堀川流域=17, 柳瀬川流域=12.2, 北川流域=7	柳瀬川流域=(20, 10.9)	－
	国分寺市	野川流域=9.6	野川流域=(20, 7)	－
	国立市		－	多摩川[調布橋・石原]
	狛江市		多摩川流域=(10, 67), 野川流域=(24, 12.7)	多摩川[調布橋・石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	東大和市	空堀川流域=11.4, 奈良橋川流域=5.6	空堀川流域=(10, 10.4)	－
	清瀬市	空堀川流域=17.1, 柳瀬川流域=24.5	－	－
	東久留米市	黒目川流域=14.5, 落合川流域=11	黒目川流域=(13, 11.3)	－
	武蔵村山市	残堀川流域=12.7, 空堀川流域=6.2	－	－
	西東京市		石神井川流域=(17, 7.2)	石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]
多摩西部	青梅市	多摩川流域=49.1 霞川流域=9.5, 黒沢川流域=8, 成木川流域=14.1, 北小曽木川流域=5.7	多摩川流域=(9, 44.1)	多摩川[調布橋]
	福生市		－	多摩川[調布橋]
	羽村市		－	多摩川[調布橋]
	あきる野市	養沢川流域=11.5, 秋川流域=29.5, 平井川流域=14	秋川流域=(8, 25.9)	多摩川[調布橋]
	瑞穂町	残堀川流域=11.9	残堀川流域=(10, 8)	－
	日の出町	平井川流域=14.4, 北大久野川流域=5.5	－	－
	檜原村	神戸川流域=9.2, 秋川流域=18.7, 北秋川流域=17.2	－	－
	奥多摩町	多摩川流域=41, 日原川流域=22.6, 大丹波川流域=10.7	－	－
多摩南部	八王子市	湯殿川流域=14.2, 山田川流域=6.5, 南浅川流域=17.3, 大栗川流域=13.4, 城山川流域=11.3, 川口川流域=11.7, 谷地川流域=11, 山入川流域=8.7, 秋川流域=32.4, 大沢川流域=5.5, 醍醐川流域=8.6, 兵衛川流域=6.3	南浅川流域=(9, 15.3), 谷地川流域=(9, 10.7), 多摩川流域=(9, 55.8)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	町田市	境川流域=19.1, 恩田川流域=11.4, 鶴見川流域=12.6, 真光寺川流域=4.5, 麻生川流域=8.1	境川流域=(9, 18.9), 鶴見川流域=(9, 11.9), 真光寺川流域=(15, 4.8)	－
	日野市	程久保川流域=7.6, 谷地川流域=11.8	－	多摩川[調布橋・石原], 浅川[浅川橋]
	多摩市	乞田川流域=11.9, 大栗川流域=15.6	－	多摩川[調布橋・石原], 浅川[浅川橋]
	稲城市	三沢川流域=10.3	－	多摩川[石原]
大島	大島町		－	－
新島	利島村		－	－
	新島村		－	－
	神津島村		－	－
八丈島	八丈町		－	－
	青ヶ島村		－	－
三宅島	三宅村		－	－
	御蔵島村		－	－
小笠原諸島	小笠原村		－	－

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

表４　洪水注意報基準表（１／２）

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=9.9, 神田川流域=23.6	日本橋川流域=(14, 9.9), 神田川流域=(13, 23.6)	－
	中央区	日本橋川流域=12.8, 隅田川流域=40, 神田川流域=23.6	日本橋川流域=(8, 12.8), 隅田川流域=(13, 39.2), 神田川流域=(13, 23.6)	－
	港区	古川流域=7.6	古川流域=(11, 6.7)	－
	新宿区	神田川流域=17.6, 妙正寺川流域=9.9	神田川流域=(5, 17.6), 妙正寺川流域=(5, 9.9)	－
	文京区	神田川流域=22	神田川流域=(7, 17.9)	－
	品川区	立会川流域=8.4, 目黒川流域=14.4	立会川流域=(5, 8.4), 目黒川流域=(6, 11.6)	－
	目黒区	目黒川流域=14	目黒川流域=(7, 11.3)	－
	大田区	呑川流域=9.7	多摩川流域=(10, 55.1), 呑川流域=(6, 7)	多摩川[田園調布(上)]
	世田谷区	野川流域=12, 谷沢川流域=4.1, 仙川流域=9.7, 丸子川流域=3	多摩川流域=(9, 61.6), 野川流域=(6, 11.5), 谷沢川流域=(10, 4.1), 仙川流域=(6, 8.1), 丸子川流域=(6, 2.2)	多摩川[田園調布(上)]
	渋谷区	渋谷川流域=8, 神田川流域=12	渋谷川流域=(10, 7.2), 神田川流域=(8, 9.4)	－
	中野区	神田川流域=12, 妙正寺川流域=8.3	神田川流域=(8, 9.4), 妙正寺川流域=(11, 8.2)	－
	杉並区	妙正寺川流域=5.5, 神田川流域=9.1, 善福寺川流域=8.3	妙正寺川流域=(10, 4), 神田川流域=(11, 9.1), 善福寺川流域=(11, 8.2)	－
	豊島区	神田川流域=20.7	神田川流域=(5, 20.7)	－
	北区	石神井川流域=14.8, 新河岸川流域=37, 隅田川流域=37.1	石神井川流域=(10, 11.8), 新河岸川流域=(12, 35.6), 隅田川流域=(10, 20)	荒川[岩淵水門(上)]
	板橋区	石神井川流域=16.6, 白子川流域=10 新河岸川流域=36.9	石神井川流域=(6, 11.7), 白子川流域=(12, 9.3), 新河岸川流域=(10, 29.5)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	練馬区	石神井川流域=9.5, 白子川流域=6.4	石神井川流域=(11, 6.1), 白子川流域=(10, 5.3)	－
23区東部	台東区	隅田川流域=38.2	隅田川流域=(8, 25.8)	－
	墨田区	隅田川流域=38	隅田川流域=(9, 25.6), 荒川流域=(12, 78.7)	荒川[岩淵水門(上)]
	江東区	隅田川流域=40	隅田川流域=(7, 32), 荒川流域=(9, 78.7)	荒川[岩淵水門(上)]
	荒川区	隅田川流域=38	隅田川流域=(12, 22.2)	荒川[岩淵水門(上)]
	足立区	隅田川流域=38, 綾瀬川流域=20, 毛長川流域=9.7	隅田川流域=(14, 38), 綾瀬川流域=(14, 19.8), 荒川流域=(10, 78.8), 毛長川流域=(10, 8.7)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[岩淵水門(上)]
	葛飾区	中川流域=31, 綾瀬川流域=20.1, 大場川流域=9.7	中川流域=(8, 20.9), 綾瀬川流域=(13, 15.9), 江戸川流域=(13, 14.2)	中川[吉川], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
	江戸川区	中川流域=33.8, 旧江戸川流域=14.7	荒川流域=(10, 78.6), 中川流域=(8, 33.8), 旧江戸川流域=(8, 14.7), 江戸川流域=(14, 14.4)	江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]

＊1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

表４　洪水注意報基準表（２／２）

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
多摩北部	立川市	残堀川流域=12.5	多摩川流域=(12, 49.2), 残堀川流域=(6, 9.1)	多摩川[調布橋]
	武蔵野市	仙川流域=6.8	仙川流域=(11, 6.8)	－
	三鷹市	野川流域=10.9, 仙川流域=8.4, 神田川流域=4.8	野川流域=(10, 10.9), 仙川流域=(11, 7.9), 神田川流域=(13, 4.1)	－
	府中市	野川流域=10.2	多摩川流域=(10, 58.3)	多摩川[石原]
	昭島市	残堀川流域=14.7	多摩川流域=(10, 38.2), 残堀川流域=(6, 14.7)	多摩川[調布橋]
	調布市	野川流域=12, 入間川流域=5.4	多摩川流域=(10, 59), 野川流域=(17, 10), 入間川流域=(12, 5.4)	多摩川[石原]
	小金井市	野川流域=9.5, 仙川流域=5.4	野川流域=(13, 9.5), 仙川流域=(13, 4.5)	－
	小平市	石神井川流域=4.9	石神井川流域=(9, 4.2)	－
	東村山市	空堀川流域=13.6, 柳瀬川流域=9.7, 北川流域=5.6	空堀川流域=(5, 13.4), 柳瀬川流域=(5, 9.7)	－
	国分寺市	野川流域=7.6	野川流域=(11, 6.2)	－
	国立市		多摩川流域=(11, 48.7)	多摩川[調布橋]
	狛江市	野川流域=13.2	多摩川流域=(10, 59.6), 野川流域=(17, 11.4)	多摩川[石原]
	東大和市	空堀川流域=9.1, 奈良橋川流域=4.4	空堀川流域=(6, 9.1)	－
	清瀬市	空堀川流域=13.6, 柳瀬川流域=19.6	空堀川流域=(10, 13.6), 柳瀬川流域=(10, 19.6)	－
	東久留米市	黒目川流域=11.6, 落合川流域=8.8	黒目川流域=(9, 10.2), 落合川流域=(9, 8.8)	－
	武蔵村山市	残堀川流域=10.1, 空堀川流域=4.9	残堀川流域=(6, 10.1), 空堀川流域=(10, 4.9)	－
	西東京市	石神井川流域=8.1	石神井川流域=(9, 6.5)	－
多摩西部	青梅市	多摩川流域=39.2 霞川流域=7.6, 黒沢川流域=6.4, 成木川流域=11.2, 北小曽木川流域=4.6	多摩川流域=(9, 39.2), 霞川流域=(6, 7), 黒沢川流域=(6, 6.4), 成木川流域=(10, 9.1), 北小曽木川流域=(10, 3.6)	多摩川[調布橋]
	福生市		多摩川流域=(12, 41.2)	多摩川[調布橋]
	羽村市		多摩川流域=(8, 40.1)	多摩川[調布橋]
	あきる野市	養沢川流域=9.2, 秋川流域=23.6, 平井川流域=11.2	秋川流域=(8, 23.2), 平井川流域=(5, 11.2)	多摩川[調布橋]
	瑞穂町	残堀川流域=9.5	残堀川流域=(8, 4)	－
	日の出町	平井川流域=11.5, 北大久野川流域=4.4	平井川流域=(8, 8), 北大久野川流域=(6, 3.5)	－
	檜原村	神戸川流域=7.3, 秋川流域=14.9, 北秋川流域=13.7	秋川流域=(11, 11.9)	－
	奥多摩町	多摩川流域=32.8, 日原川流域=18, 大丹波川流域=8.5	多摩川流域=(9, 32.8)	－
多摩南部	八王子市	湯殿川流域=11.3, 山田川流域=5.2, 南浅川流域=13.8, 大栗川流域=10.7, 城山川流域=9, 川口川流域=9.3, 谷地川流域=8.8, 山入川流域=6.9, 秋川流域=25.9, 大沢川流域=4.4, 醍醐川流域=6.8, 兵衛川流域=4.9	湯殿川流域=(6, 11.3), 山田川流域=(6, 5.2), 南浅川流域=(6, 13.6), 浅川流域=(6, 22.8), 大栗川流域=(6, 10.7), 城山川流域=(6, 9), 川口川流域=(6, 9), 谷地川流域=(8, 4.4), 山入川流域=(6, 6.9), 多摩川流域=(9, 49.6), 秋川流域=(9, 20.7)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	町田市	境川流域=15.2, 恩田川流域=9.1, 鶴見川流域=10, 真光寺川流域=3.7, 麻生川流域=6.4	境川流域=(6, 15.2), 恩田川流域=(6, 9.1), 鶴見川流域=(6, 10), 真光寺川流域=(10, 2.8)	－
	日野市	程久保川流域=6, 谷地川流域=9.4	浅川流域=(7, 29), 程久保川流域=(13, 6), 多摩川流域=(11, 47.8)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	多摩市	乞田川流域=9.5, 大栗川流域=12.4	多摩川流域=(5, 42.2), 乞田川流域=(7, 8.9), 大栗川流域=(5, 12.4)	多摩川[石原]
	稲城市	三沢川流域=5.5	三沢川流域=(8, 5.5), 多摩川流域=(8, 56.5)	多摩川[石原]
大島	大島町		－	－
新島	利島村		－	－
	新島村		－	－
	神津島村		－	－
八丈島	八丈町		－	－
	青ヶ島村		－	－
三宅島	三宅村		－	－
	御蔵島村		－	－
小笠原諸島	小笠原村		－	－

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

表５　高潮警報、注意報基準表

（基準:T.P.）

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	潮位	
		警報	注意報
23区西部	千代田区	4.0m※	2.0m
	中央区	4.0m※	2.0m
	港区	2.4m※	2.0m
	新宿区	※	－
	文京区	4.0m※	2.0m
	品川区	2.4m※	2.0m
	目黒区	※	－
	大田区	3.0m※	2.0m
	世田谷区	－	－
	渋谷区	－	－
	中野区	－	－
	杉並区	－	－
	豊島区	－	－
	北区	4.0m※	2.0m
	板橋区	4.0m※	2.0m
	練馬区	－	－
23区東部	台東区	4.0m※	2.0m
	墨田区	4.0m※	2.0m
	江東区	4.0m※	2.0m
	荒川区	4.0m※	2.0m
	足立区	4.0m※	2.0m
	葛飾区	4.0m※	2.0m
	江戸川区	3.1m※	2.0m

（基準:T.P.）

区市町村等をまとめた地域	区市町村等	潮位	
		警報	注意報
多摩北部	立川市	－	－
	武蔵野市	－	－
	三鷹市	－	－
	府中市	－	－
	昭島市	－	－
	調布市	－	－
	小金井市	－	－
	小平市	－	－
	東村山市	－	－
	国分寺市	－	－
	国立市	－	－
	狛江市	－	－
	東大和市	－	－
	清瀬市	－	－
	東久留米市	－	－
	武蔵村山市	－	－
	西東京市	－	－
多摩西部	青梅市	－	－
	福生市	－	－
	羽村市	－	－
	あきる野市	－	－
	瑞穂町	－	－
	日の出町	－	－
	檜原村	－	－
	奥多摩町	－	－
多摩南部	八王子市	－	－
	町田市	－	－
	日野市	－	－
	多摩市	－	－
	稲城市	－	－
大島	大島町	2.5m	2.0m
新島	利島村	3.2m	2.0m
	新島村	2.3m	2.0m
	神津島村	2.5m	2.0m
八丈島	八丈町	3.0m	2.0m
	青ヶ島村	3.1m	2.0m
三宅島	三宅村	2.3m	1.8m
	御蔵島村	3.3m	1.5m
小笠原諸島	小笠原村	1.4m	0.9m

※東京都が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。

大雨、洪水及び高潮警報･注意報基準表の解説

① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が表の基準に達すると予想される区市町村等に対して発表する。

② 大雨、洪水、高潮の警報・注意報基準における「…以上」の「以上」を省略した。

③ 表の市町村等をまとめた地域の欄中、( ) 内は府県予報区または一次細分区域を示す。

④ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準[1]及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準[2]、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。

⑤ 大雨警報については、表面雨量指数基準[3]に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

⑥ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

⑦ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、表１及び２の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照。

⑧ 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

⑨ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、表３及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁 HP
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照。

⑩ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照。

⑪ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水

---

[1]土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html）を参照。

[2]流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html）を参照。

[3]表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html）を参照。

注意報を発表する」ことを意味する。

⑫　高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

⑬　大地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

（３）大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については約２分）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

この時、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、 精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>定性的表現での発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m＜高さ</td><td>10m 超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>５ｍ＜高さ≦10m</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>３ｍ＜高さ≦５ｍ</td><td>５ｍ</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高い所で１ｍ を超え、３ｍ以下の場合</td><td>１ｍ＜高さ≦３ｍ</td><td>３ｍ</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合</td><td>0.2m≦高さ≦１ｍ</td><td>１ｍ</td><td>（表記なし）</td><td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

イ　津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

ウ　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。）

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ　津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報でお知らせする。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。※　この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報（＊１）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報（＊２）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 ｍ	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

オ　津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

カ　都の津波予報区

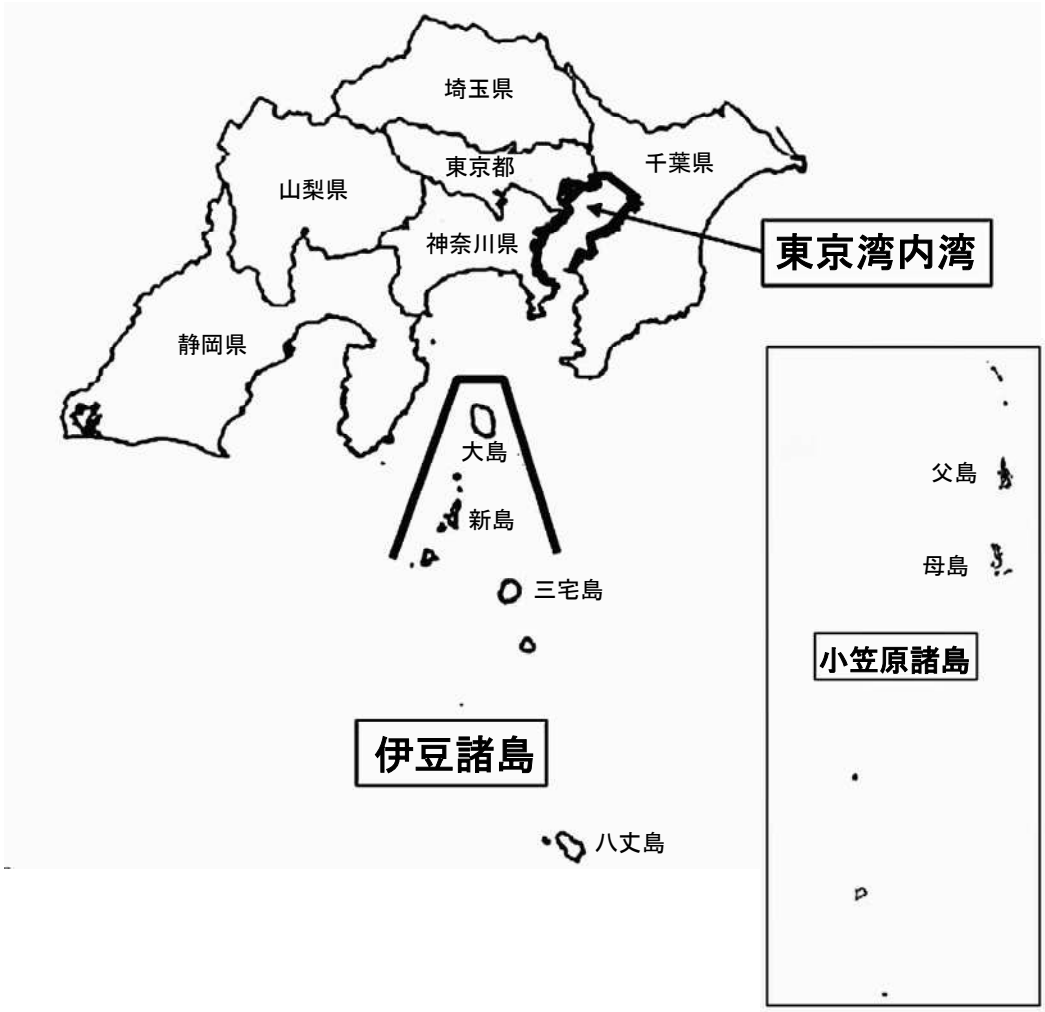

津波予報区	区　域	対応する東京都の区市町村	対応する建設事務所等
東京湾内湾	千葉県 （富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都 （特別区に限る。） 神奈川県 （観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	江戸川区、江東区、 中央区、港区、品川区、 大田区	一建、二建、五建、 六建※、江東治水
伊豆諸島	東京都 （大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。）	大島町、新島村、 利島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村	大島支庁、 三宅支庁、 八丈支庁
小笠原諸島	東京都（小笠原支庁に限る。）	小笠原村	小笠原支庁

※六建は隅田川の監視のため

４．７．３　その他の気象情報

① 記録的短時間大雨情報

数年に１度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したときに発表する情報。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表するもの。雨量基準は１時間雨量として東京地方および伊豆諸島では 100㎜、小笠原諸島では 80㎜ である。

② 全般台風情報

台風が発生した時や、台風及び熱帯低気圧が日本に影響を及ぼすおそれがある時、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風及び熱帯低気圧の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。

③ 全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起するためや、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、「○○に関する全般気象情報」や「○○に関する関東甲信地方気象情報」、「○○に関する東京都気象情報」などを発表する。また、これらの一種として、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」がある。加えて、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、半日程度前から、これらの気象情報において「線状降水帯」というキーワードを使った呼びかけを行っている。

４．７．４　気象情報伝達系統図

気象庁から入手した気象情報を、都は下図のとおり伝達する。

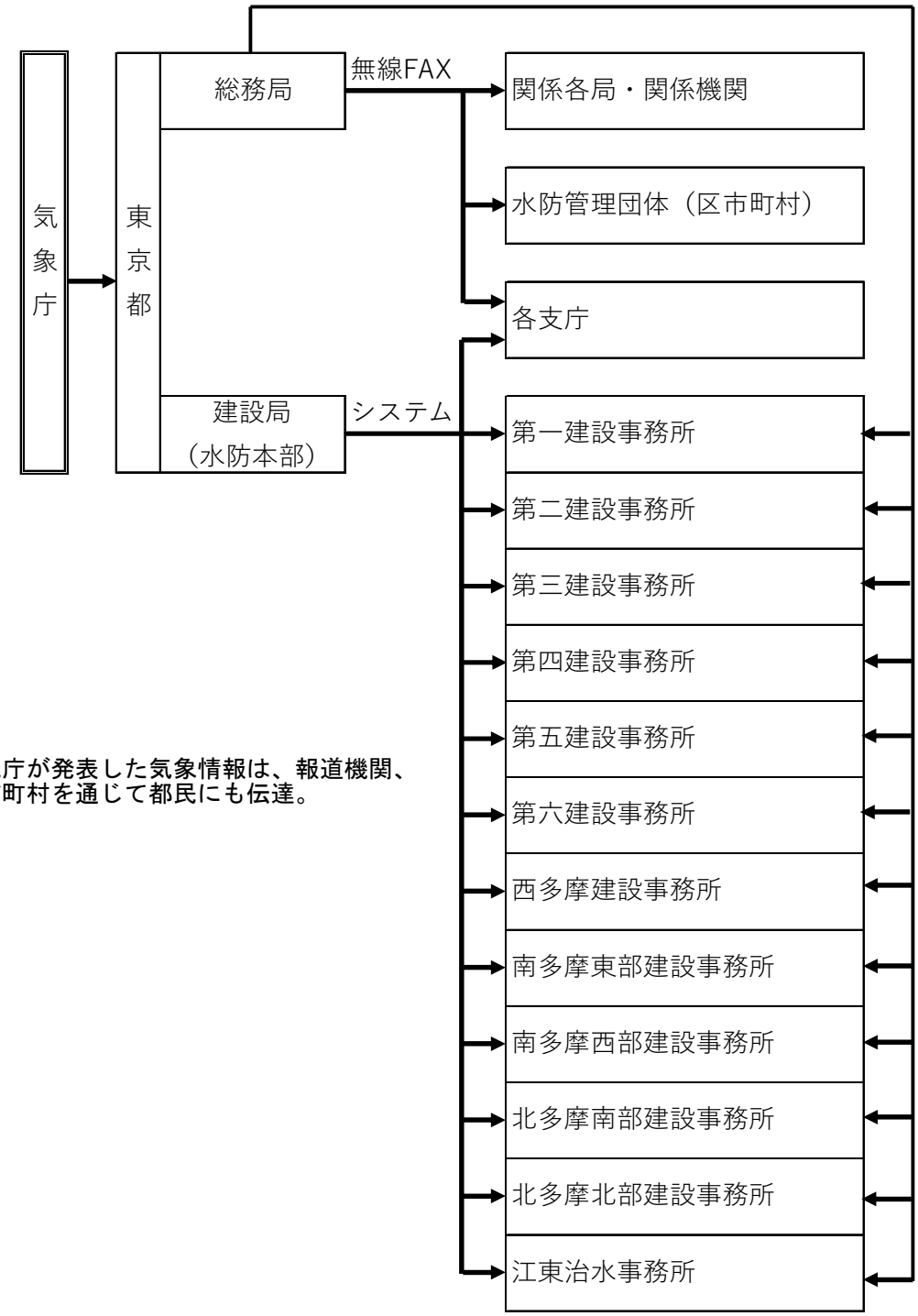

・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。

参考　気象用語の解説

解析雨量	解析雨量と速報版解析雨量は、国土交通省水管理・国土保全局、道路局と気象庁が全国に設置しているレーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせて、1時間の降水量分布を1km四方の細かさで求めたもの。解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに作成され、雨量計の観測網にかからないような局所的な強雨を把握することができる。
降水短時間予報	6時間先までは10分間隔で発表され、各1時間降水量を1km四方の細かさで予報し、7時間先から15時間先までは1時間間隔で発表され、各1時間降水量を5km四方の細かさで予報したもの。6時間先までは、解析雨量から求めた雨域の移動速度に、地形による雨雲の発達なども考慮して予想雨量を求め、これと物理的理論により求めた予測雨量とを組み合わせて予測し、7時間先から15時間先までは、物理的理論により予測したもの。
高解像度降水ナウキャスト	最新の雨量の実況分布をもとに、降水量と降水の強さを、30分先までは250m四方ごと、1時間先までは1km四方ごとに、5分間隔で予測したもの。降水域の内部を立体的に解析することにより、精度向上が図られている。
土壌雨量指数	降った雨がどれだけ土壌中に蓄えられているかを推定した指数で土砂災害の危険性を判断するために用いている。
流域雨量指数	対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を推定した指数で洪水災害の危険性を判断するために用いている。
表面雨量指数	降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを推定した指数で浸水災害の危険性を判断するために用いている。
高潮	台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。
異常潮位	潮位が比較的長期間（1週間～数ヶ月程度）継続して平常よりも高く（あるいは低く）なる現象。
津波	大きな地震によって、海底に地殻変動が生じた結果、海水が押し上げられ、あるいは引き下げられ、これが波となって周囲に広がっていく現象。陸地に近づくと速度は遅くなり、津波の高さは急速に高くなる。
時間	別表1参照。
雨の強さ	別表2参照。

【別表１】一日の時間細目

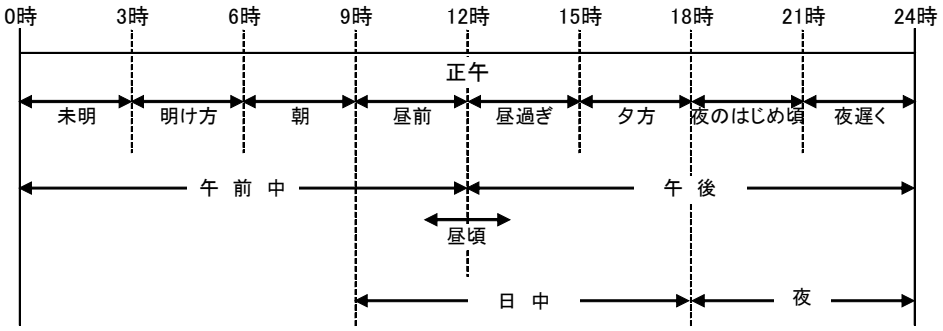

【別表２】雨の強さに関する用語

1時間雨量（ミリ）	予報用語
10～20未満	やや強い雨
20～30未満	強い雨
30～50未満	激しい雨
50～80未満	非常に激しい雨
80以上	猛烈な雨

【別表３】「一時」「時々」「のち」の違い

一時	現象が連続的に起こり、その現象の発現期間が予報期間の1/4未満のとき
時々	現象が断続的に起こり、その現象の発現期間の合計時間が予報期間の1/2未満のとき
のち	予報期間内の前と後で現象が異なるとき、その変化を示すときに用いる

「連続的」：現象の切れ間がおよそ1時間未満
「断続的」：現象の切れ間がおよそ1時間以上

第５章　水門等の操作情報

５．１　水門、排水機場等の操作

水門、閘門（こうもん）、樋門（ひもん）、排水機場、陸閘（りっこう）等の管理者は、気象状況による水位の変動を十分監視し、操作規則等に基づき遅滞なく操作を行う。このために、これらの施設管理者（操作担当者を含む）は、日常の点検整備により施設の状況を良好に保っておくとともに、定期的な訓練を行うなど迅速かつ正確に操作できるようにしておく。

施設管理者、水防管理者、河川管理者は施設の操作とその情報連絡について予め協議し、水害の未然防止に万全を期すものとする。

水門等の操作に伴う情報を受けた東京都水防本部（河川部防災課）は情報を集約し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。

５．２　水門等の操作時の情報伝達

水門等の操作時の情報伝達は以下のとおりである。

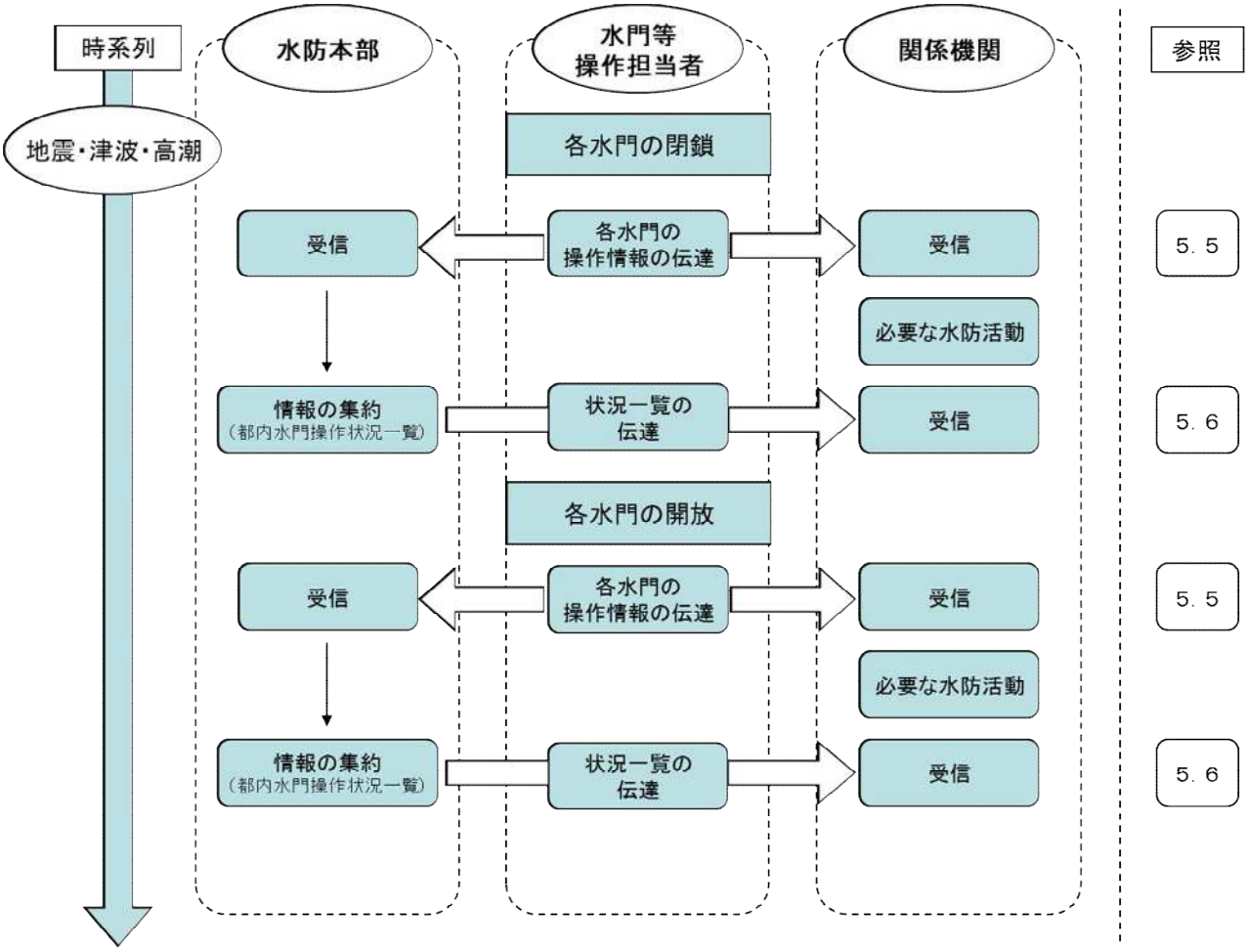

５．３　水門、閘門、排水機場等

水防上重要な水門、閘門、排水機場等の施設と操作担当部所は次表のとおりである。

５．３．１　国河川

施設名	河川名	所在地	操作担当部所	電話
えどがわ 江戸川水閘門	旧江戸川	江戸川区東篠崎町	江戸川河川事務所 （江戸川河口出張所）	03-3679-1460
あらかわ 荒川ロックゲート	荒川・旧中川	江戸川区小松川1丁目 江東区東砂2丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
しんおおばがわ 新大場川水門	中川・大場川	埼玉県八潮市古新田(右岸) 葛飾区西水元4丁目(左岸)	江戸川河川事務所 （三郷出張所）	048-952-7015
むつぎ 六ツ木水門	中川・花畑川	足立区六木3-5-13	足立区	03-3880-5014
いわぶち 岩淵水門	荒川・隅田川	北区志茂5丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
あやせ 綾瀬水門	荒川・綾瀬川	葛飾区堀切4丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
すみだ 隅田水門	荒川・旧綾瀬川	墨田区墨田5丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
なかがわ 中川水門	荒川・中川	葛飾区西新小岩3丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
ほりきりしょうぶ 堀切菖蒲水門	綾瀬川	葛飾区堀切1丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
はねだいいち 羽田第一水門	多摩川	大田区羽田6丁目	京浜河川事務所 （田園調布出張所）	03-3721-4288
はねだいに 羽田第二水門	多摩川	大田区羽田2丁目	京浜河川事務所 （田園調布出張所）	03-3721-4288
ろくごう 六郷水門	多摩川	大田区南六郷2-35	大田区	03-5713-2007
ぜんべい 善兵衛樋管	江戸川	江戸川区北小岩8-29	江戸川区	03-5662-0096
こうのう 興農樋管	江戸川	江戸川区北篠崎1-9	江戸川区	03-5662-0096
ほんごう 本郷樋管	江戸川	江戸川区篠崎町1-44先	江戸川区	03-5662-0096
たまがわはいすい 玉川排水樋管	多摩川・谷沢川	世田谷区野毛1-1先	世田谷区	03-6432-7976
しんたまがわはいすい 新玉川排水樋管	多摩川	世田谷区玉川1-6先	世田谷区	03-6432-7976
これまさはいすいひかん 是政排水樋管	多摩川	府中市是政六丁目地内	府中市	042-335-4384
やざきとしげすいろはきぐち 矢崎都市下水路吐口	多摩川	府中市是政五丁目地内	府中市	042-335-4384
ちょうふはいすいひかん 調布排水樋管	多摩川	調布市染地二丁目地内	調布市	042-481-7230

施　設　名	河　川　名	所　在　地	操作担当部所	電　話
いのがたはいすい 猪方排水樋管	多摩川	狛江市駒井町三丁目501番地先	狛　江　市	03-3430-1111 (内2524)
ろくごうはいすいひかん 六郷排水樋管	多摩川	狛江市元和泉三丁目3660番地先	狛　江　市	03-3430-1111 (内2524)
みさと 三郷排水機場	江戸川・ 三郷放水路	埼玉県三郷市新和2-442	江戸川河川事務所 (三郷出張所)	048-952-7015
やしお 八潮排水機場	中川・ 綾瀬川放水路	埼玉県八潮市鶴ヶ曽根2118	江戸川河川事務所 (中川出張所)	048-962-2634
でんうがわ 伝右川排水機場	綾瀬川・伝右川	足立区花畑7丁目、8丁目	江戸川河川事務所 (中川出張所)	048-962-2634
あやせ 綾瀬排水機場	荒川・綾瀬川	葛飾区小菅1丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
ぎょうとく 行徳可動堰	江戸川	千葉県市川市稲荷木2丁目(左岸) 千葉県市川市河原(右岸)	江戸川河川事務所 (江戸川河口出張所)	03-3679-1460
にかりょうしゅくがわら 二ケ領宿河原堰	多摩川	狛江市猪方4丁目	京浜河川事務所 (施設管理課)	045-503-4095
おざく 小作取水堰	多摩川	羽村市羽西2-4-5	水道局羽村取水 管理事務所	042-554-2053
はむら 羽村取水堰	多摩川	羽村市羽東3-8-32	水道局羽村取水 管理事務所	042-554-2053
ちょうふ 調布取水堰	多摩川	大田区田園調布1-57-20	水　道　局 調布取水所	03-3721-2456
ひの 日野用水堰	多摩川	八王子市平町	日　野　市	042-514-8309
にしふようすい 西府用水ポンプ取水場	多摩川	国立市泉2丁目先	西府用水組合 (府中市産業振興課内)	042-335-4143
おおまる 大丸用水堰	多摩川	稲城市大丸	稲　城　市	042-378-2111 内673
にかりょうかみがわら 二ケ領上河原堰	多摩川	川崎市多摩区 調布市	川崎市監督官詰所 堰管理事務所	044-945-0758
たまがわにし 玉川西陸閘	多摩川	世田谷区玉川1-9先	世田谷区	03-6432-7976
たまがわひがし 玉川東陸閘	多摩川	世田谷区玉川1-8先	世田谷区	03-6432-7976
くじ 久地陸閘	多摩川	世田谷区鎌田1-4先	世田谷区	03-6432-7976
ちょうふしだいいち 調布市第一陸閘	多摩川	調布市多摩川5丁目地先	調　布　市	042-481-7405
ちょうふしだいよん 調布市第四陸閘	多摩川	調布市多摩川4丁目地先	調　布　市	042-481-7405

５．３．２　都河川

施　設　名	河　川　名	所　在　地	操作担当部所	電　話
おごうち 小河内ダム	多摩川	西多摩郡奥多摩町原5	水道局小河内貯水池管理事務所	0428-86-2211
しろまる 白丸ダム	多摩川	西多摩郡奥多摩町棚沢671	交通局発電事務所	0428-78-8567
おうぎばし 扇橋閘門	小名木川	江東区猿江1-5-18	江東治水事務所	03-3631-1373 03-5620-2490
げんもりがわ 源森川水門	隅田川・北十間川	墨田区吾妻橋1-24-5	江東治水事務所	03-5620-2490
たてかわ 竪川水門	隅田川・竪川	墨田区千歳1-3-11	江東治水事務所	03-5620-2490
しんおなぎがわ 新小名木川水門	隅田川・小名木川	江東区常盤1-19-1	江東治水事務所	03-5620-2490
おおしまがわすいもん 大島川水門	隅田川・大横川	江東区永代1-7-15	江東治水事務所	03-5620-2490
つきしまがわ 月島川水門	隅田川・月島川	中央区月島3-25-11	江東治水事務所	03-5620-2490
すみよし 住吉水門	隅田川・佃支川	中央区佃1-1-18	江東治水事務所	03-5620-2490
かめじまがわ 亀島川水門	隅田川・亀島川	中央区新川二丁目地内	江東治水事務所	03-5620-2490
にほんばし 日本橋水門	日本橋川・亀島川	中央区日本橋茅場町1-14-4	江東治水事務所	03-5620-2490
かみひらい 上平井水門	中川	葛飾区西新小岩三丁目地内	江東治水事務所	03-5620-2490
いまい 今井水門	旧江戸川・新中川	江戸川区江戸川四丁目地内	江東治水事務所	03-5620-2490
はなはた 花畑水門※1	綾瀬川・花畑川	足立区神明1-14-1	足立区 （河川法99条）	03-3880-5014
うちかわ 内川水門	内川	大田区大森東3-28-2	大田区 （河川法99条）	03-5764-0631
へいきゅう 平久水門	平久川・汐浜運河	江東区木場1-1	江東区 （特例条例）	土木部 施設保全課 03-3642-5027 平久水門 03-3645-8200
すざきみなみ 洲崎南水門	大横川南支川・汐浜運河	江東区木場6-15	江東区 （特例条例）	土木部 施設保全課 03-3642-5027 ※2平久水門 03-3645-8200
よこじゅっけんがわ 横十間川水門	横十間川	江東区北砂1-2	江東区	※3 土木部 施設保全課 03-3642-5027
しんさこんがわ 新左近川水門	中川・新左近川	江戸川区臨海町1-4先	江戸川区	03-5662-0096

※1　施設更新のため運用停止中

※2　洲崎南水門は平久水門にて操作

※3　横十間川水門は江東区土木部施設保全課にて操作

施　設　名	河　川　名	所　在　地	操作担当部所	電　話
北十間川樋門※（きたじゅっけんがわ）	北十間川	墨田区吾妻橋3-4-7	江東治水事務所	03-5620-2490
新川東樋門（第二樋門）（しんかわひがし）	新川	江戸川区東葛西1-49-13	江戸川区（河川法99条）	03-5662-0096
中の堀川樋門（なか　ほりかわ）	中の堀川・大島川西支川	江東区佐賀2-12	江東区	土木部 施設保全課 03-3642-5027
前野樋門（まえの）	旧江戸川	江戸川区東篠崎2-1先	江戸川区	03-5662-0096
宿川樋門（しゅくがわ）	旧江戸川	江戸川区江戸川3-10地先	江戸川区	03-5662-0096
稲荷樋門（いなり）	旧江戸川	江戸川区江戸川5-28地先	江戸川区	03-5662-0096
千種樋門（ちぐさ）	旧江戸川	江戸川区東葛西3-15先	江戸川区	03-5662-0096
左近樋門（さこん）	旧江戸川・新左近川	江戸川区東葛西9-3先	江戸川区	03-5662-0096
無名圦（むめいいり）	新中川	江戸川区一之江1-17先	江戸川区	03-5662-0096
春江樋門（はるえ）	新中川	江戸川区一之江2-22先	江戸川区	03-5662-0096
大杉樋門（おおすぎ）	新中川	江戸川区大杉3-25先	江戸川区	03-5662-0096
椿樋門（つばき）	新中川	江戸川区春江町2-3先	江戸川区	03-5662-0096
興宮樋門（おきのみや）	新中川	江戸川区南小岩5-3先	江戸川区	03-5662-0096
西小松樋門（にしこまつ）	中川	江戸川区東小松川3-3先	江戸川区	03-5662-0096
松葉堀樋門（まつばほり）	三沢川	稲城市矢野口2110-3地先	稲城市	042-378-2111 内314
木下川排水機場（きねがわ）	旧中川	江戸川区平井7-34-25	江東治水事務所	03-3612-5321 03-3619-7156 03-5620-2490
小名木川排水機場（おなぎがわ）	旧中川	江東区東砂2-17-1	江東治水事務所	03-5620-2490
清澄排水機場（きよすみ）	仙台堀川	江東区清澄1-2-37	江東治水事務所	03-5620-2490
新川排水機場（しんかわ）	中川・新川	江戸川区北葛西1-16-22	江戸川区（河川法99条）	03-5662-0096
内川排水機場（うちかわ）	内川	大田区大森東3-28-2	大田区（河川法99条）	03-5764-0631

※　北十間川樋門は、施設更新のため運用停止中

施設名		河川名	所在地	操作担当部所	電話
えどがわきょうていじょう 江戸川競艇場陸閘		中川	江戸川区東小松川3丁目地内	関東興業㈱	03-3656-6111
あやせしんばし 綾瀬新橋陸閘		綾瀬川	足立区綾瀬4-29～6-1地先(左岸) 足立区青井3-9～弘道2-30地先(右岸)	足立区	03-3880-5008
せんじゅあけぼのちょう 千住曙町陸閘		旧綾瀬川	足立区千住曙町38番地先	足立区	03-3880-5008
えっちゅうじま 越中島陸閘		隅田川 (派川)	江東区越中島2丁目地内	国立大学法人 東京海洋大学	03-5245-7305
りゅうけいばし 隆慶橋	差蓋	神田川	文京区後楽2-3～2-7地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区新小川町1番地(右岸)	新宿区	03-5273-3525
なかのはし 中之橋	陸閘	〃	文京区水道1-3地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区新小川町6、7番地先(右岸)	新宿区	03-5273-3525
こざくらばし 小桜橋	陸閘	〃	文京区水道1-4～2-1地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区東五軒町6番地(右岸)	新宿区	03-5273-3525
にしえどがわばし 西江戸川橋	陸閘	〃	文京区水道2-1～2-4地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区西五軒町11、12番地先(右岸)	新宿区	03-5273-3525
いしきりばし 石切橋	陸閘	〃	文京区水道2-5～2-6地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区水道町3、4番地先(右岸)	新宿区	03-5273-3525
ふるかわばし 古川橋	差蓋	〃	文京区水道2-6～2-7地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
	陸閘		文京区関口1-17～1-18地先(右岸)		
かもんばし 掃部橋	差蓋	〃	文京区水道2-7～2-8地先(左岸) 文京区関口1-18～1-19地先(右岸)	文京区	03-5803-1241
はなみずばし 華水橋	差蓋	〃	文京区水道2-8～2-9地先(左岸) 文京区関口1-21地先(右岸)	文京区	03-5803-1241
ちゅうおう おろしうりしじょう 中央卸売市場 つきじしじょうあとちさぶた 築地市場跡地差蓋		隅田川	中央区築地5丁目2番地先	中央卸売市場 管理部	03-5320-7933
目黒川・蛇崩川合流点 遊び場出入口止水板		目黒川	目黒区上目黒1-26地先	目黒区	03-5722-9775
環状七号線地下調節池 神田川取水施設		神田川	杉並区和泉4丁目地先	第三建設事務所	03-5305-3540
環状七号線地下調節池 善福寺川取水施設		善福寺川	杉並区堀ノ内2丁目地先	第三建設事務所	03-5305-3540
環状七号線地下調節池 妙正寺川取水施設		妙正寺川	中野区野方5丁目地先	第三建設事務所	03-5305-3540
白子川地下調節池 白子川取水施設		白子川	練馬区大泉町2丁目地先	第四建設事務所	03-5978-1734
白子川地下調節池 石神井川取水施設		石神井川	練馬区高松3丁目地先	第四建設事務所	03-5978-1734

５．３．３　港湾局管理

施　設　名	河　川　名	所　在　地	操作担当部所	電　話
新砂水門（しんすな）	砂町運河	江東区新砂3-8地先	東京港建設事務所 高潮対策センター	03-3521-2791
あけぼの水門	曙運河	江東区辰巳2-8-1地先	〃	03-3521-2791
辰巳水門（たつみ）	辰巳運河	江東区辰巳1-1-44地先	〃	03-3521-2791
東雲水門（しののめ）	東雲運河	江東区豊洲5-6-5地先	〃	03-3521-2791
豊洲水門（とよす）	豊洲運河	江東区越中島3-1-1地先	〃	03-3521-2791
佃水門（つくだ）	朝潮運河	中央区晴海1-1-26地先	〃	03-3521-3019
朝潮水門（あさしお）	朝潮運河	中央区晴海5-1-62地先	〃	03-3521-3019
浜前水門（はまさき）	新月島運河	中央区勝どき3-14-13地先	〃	03-3521-3019
築地川水門（つきじがわ）	築地川	中央区浜離宮庭園1-1先	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	03-3471-7818
汐留川水門（しおどめかわ）	汐留川	中央区浜離宮庭園1-1先	〃	03-3471-7818
古川水門（ふるかわ）	芝浦運河	港区海岸2-1-4地先	〃	03-3471-7818
日の出水門（ひので）	芝浦東運河	港区海岸3-25-4地先	〃	03-3471-7818
高浜水門（たかはま）	高浜運河	港区港南3-9-63地先	〃	03-3471-7818
天王洲水門（てんのうず）	天王洲運河	港区港南4-5-7地先	〃	03-3471-7818
目黒川水門（めぐろがわ）	天王洲運河	品川区東品川2-6-16地先	〃	03-3471-7818
辰巳排水機場（たつみ）	辰巳運河	江東区辰巳1-1-44地先	〃	03-3521-2791
芝浦排水機場（しばうら）	高浜運河	港区港南3-9-63地先	〃	03-3471-7818

水門等全体図（都内）

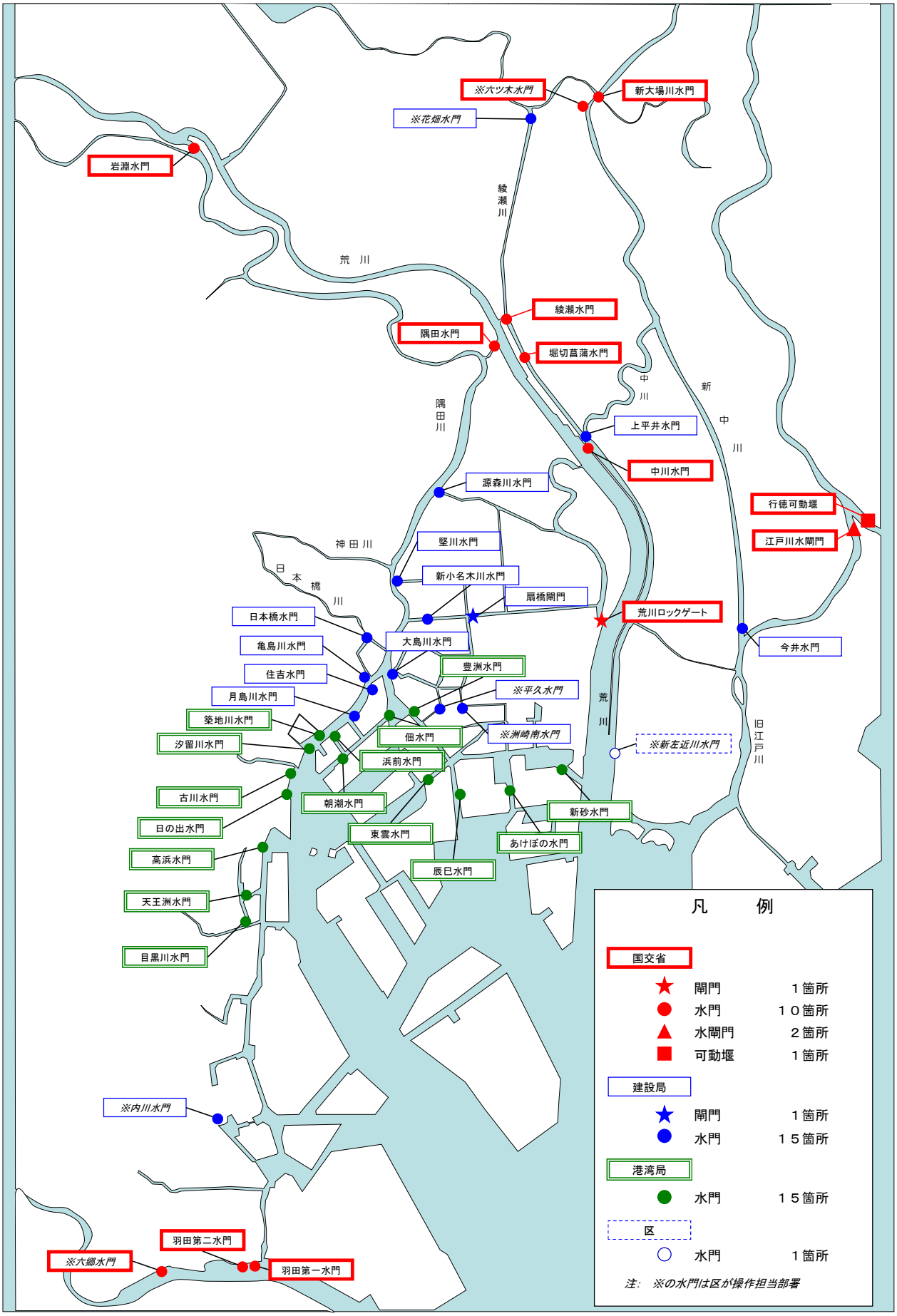
※六ツ木水門
新大場川水門
※花畑水門
岩淵水門
綾瀬川
荒　川
綾瀬水門
隅田水門
堀切菖蒲水門
中川
新中川
隅田川
上平井水門
中川水門
源森川水門
行徳可動堰
江戸川水閘門
神田川
堅川水門
日本橋川
新小名木川水門
扇橋閘門
荒川ロックゲート
日本橋水門
今井水門
亀島川水門
大島川水門
住吉水門
豊洲水門
月島川水門
※平久水門
荒川
築地川水門
佃水門
※洲崎南水門
汐留川水門
※新左近川水門
旧江戸川
浜前水門
古川水門
朝潮水門
新砂水門
日の出水門
東雲水門
あけぼの水門
高浜水門
辰巳水門
天王洲水門
目黒川水門
凡　例
国交省
閘門　１箇所
水門　１０箇所
水閘門　２箇所
可動堰　１箇所
建設局
閘門　１箇所
水門　１５箇所
港湾局
水門　１５箇所
区
水門　１箇所
注：　※の水門は区が操作担当部署
※内川水門
羽田第二水門
※六郷水門
羽田第一水門

５．４　水門、排水機場等の操作について

水防上重要な水門、閘門、排水機場等の操作は「資料編６　水門等の操作に関する規則等」により操作する。

⇒資６．１～資６．３５

５．５　水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図

水門、排水機場等の施設の操作に伴う情報の伝達系統図は以下のとおりとする。

なお、水防態勢時に限り情報伝達を行う。

●小河内ダム放流通報

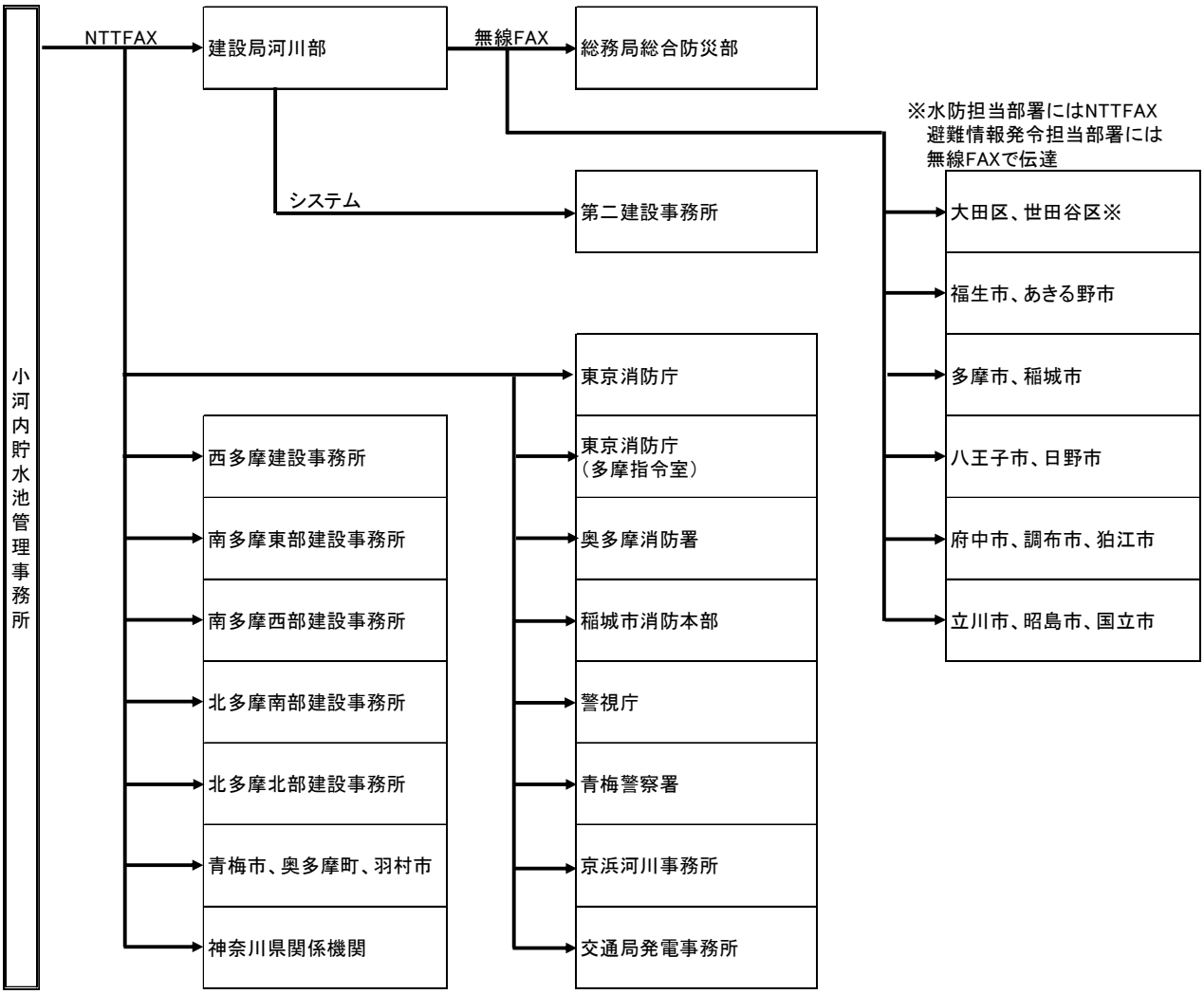

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、事前放流等により洪水調節機能を強化する多摩川水系治水協定を締結している。

本協定による事前放流時の連絡先は資 6.35　小河内ダム事前放流実施要領を参照

●白丸ダム放流通報

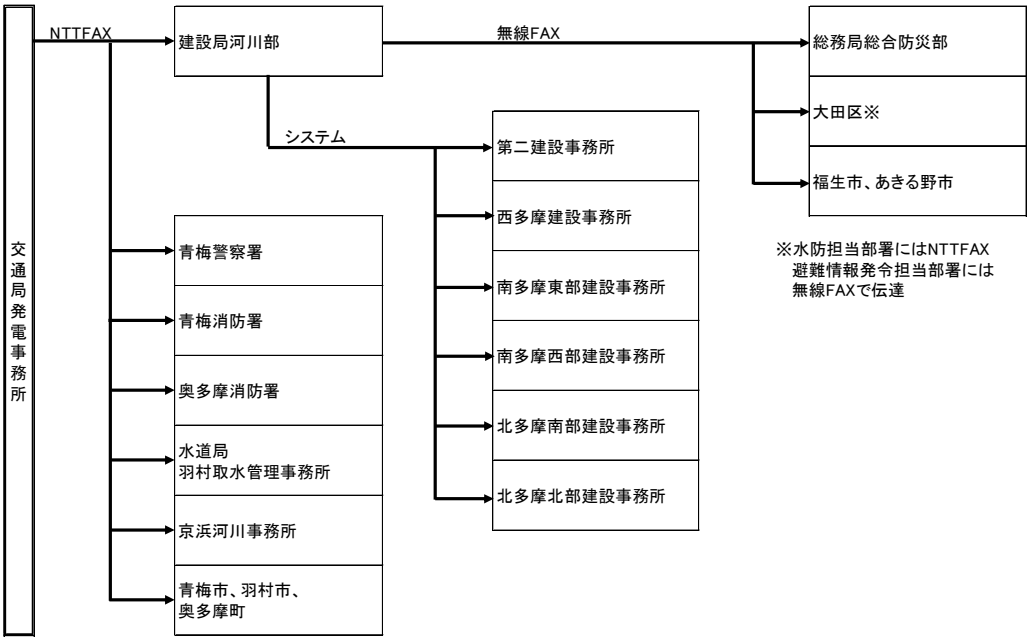

●羽村投渡堰通報

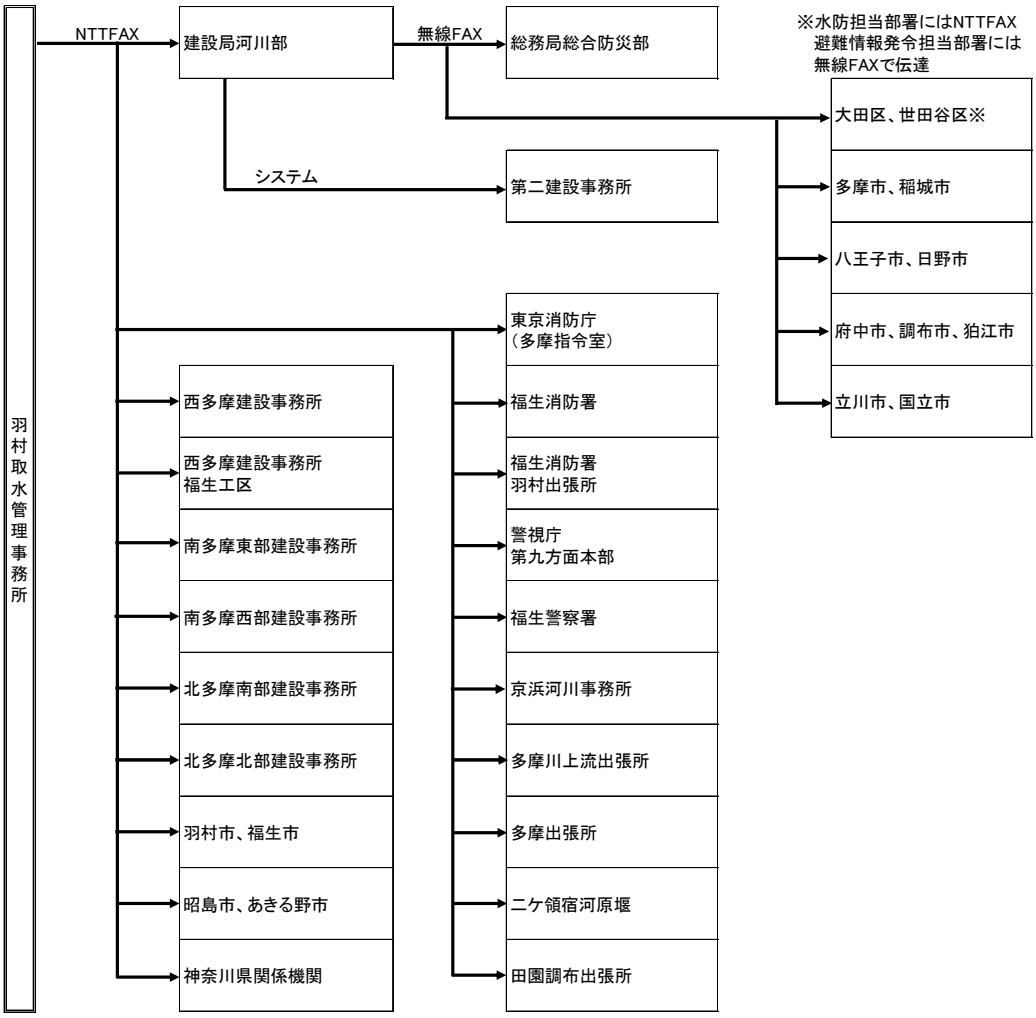

○連絡先一覧（国 ダム・堰）

関係機関		防災行政無線		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
小河内ダム		85801	85800	0428-86-2211	0428-86-2738
交通局発電事務所	昼	85751	85750	0428-78-8567	0428-78-8939
	夜			0428-78-9368	
羽村取水管理事務所		85791	85790	042-554-2053	042-555-8968
京浜河川事務所		772-591～593	772-550,551	045-503-4013	045-503-4023
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
総務局 総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
第二建設事務所		75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
西多摩建設事務所		83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
福生工区		―	―	042-551-6420	042-551-0969
南多摩東部建設事務所		83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
南多摩西部建設事務所		83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
北多摩南部建設事務所		83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
北多摩北部建設事務所		83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
大田区		74011	74001	03-5744-1236	03-5744-1519
世田谷区		74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
八王子市		80011	80001	042-620-7207･8	042-626-1271
立川市		80111	80101	042-523-2561	042-528-4333
青梅市		80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
府中市		80511	80501	042-335-4098	042-335-6395
昭島市		80611	80601	042-541-5625	042-544-7552
調布市		80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
日野市		81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
国立市		81411	81401	042-576-2111 内 145～7	042-576-0264
福生市		81611	81601	042-551-1511 内2323	042-553-3339
狛江市		81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500
多摩市	昼	82211	82201	042-338-6802	042-339-7422
	夜			042-338-6855	042-338-6835
稲城市		82311	82301	042-377-7119	042-377-0119
羽村市		82411	82401	042-555-1111 内211	042-554-2921
あきる野市		82511	82501	042-559-1224	042-558-1115
奥多摩町		82911	82901	0428-83-2349	0428-83-2344
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
東京消防庁(多摩指令室)		―	―	042-525-1999	042-528-2316
奥多摩消防署		―	―	0428-83-2299 内340	0428-83-3098
稲城市消防本部		82311	82301	042-377-7119	042-377-0119
青梅消防署		―	―	0428-22-0119	0428-24-9402
福生消防署		―	―	042-552-0119	042-551-0119
福生消防署羽村出張所		―	―	042-554-0119	042-554-9433
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4	03-3502-1450
	夜			内55151～3	
青梅警察署		―	―	0428-22-0110	0428-23-3560
警視庁第九方面本部		―	―	0426-25-0110	0426-25-2693
福生警察署		―	―	042-551-0110	042-553-8044
多摩川上流出張所		772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386
多摩出張所		772-6425	772-6440	0423-77-7403	0423-77-3552
二ケ領宿河原堰		―	―	044-900-8374	044-900-8467
田園調布出張所		772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289

●水門等操作伝達系統（荒川ロックゲート）

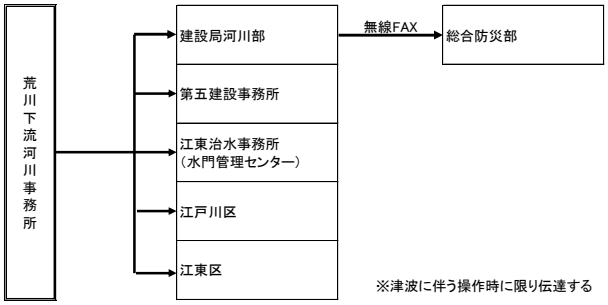

●水門等操作伝達系統（岩淵水門）

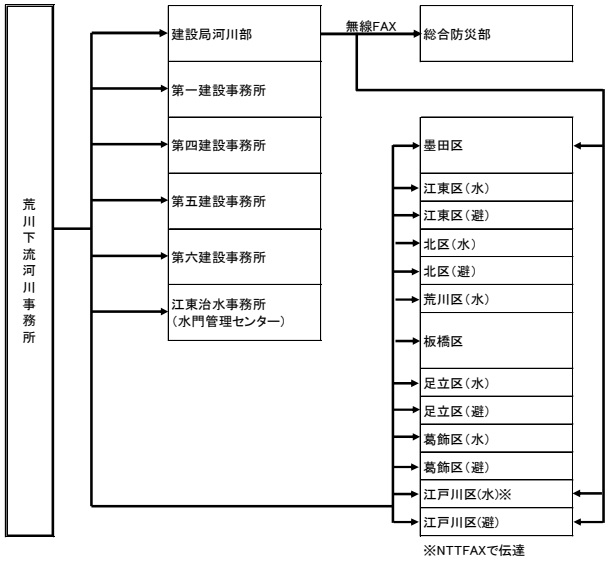

●水門等操作伝達系統（隅田水門）

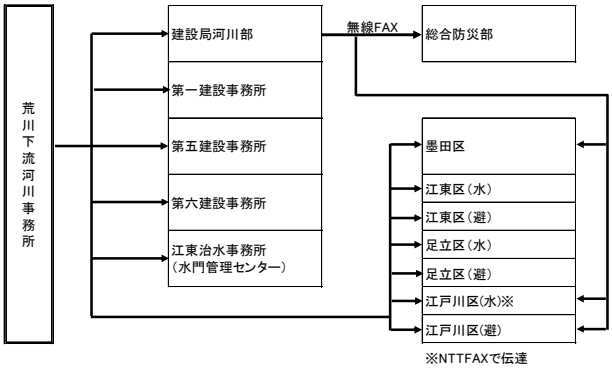

●水門等操作伝達系統（中川水門）

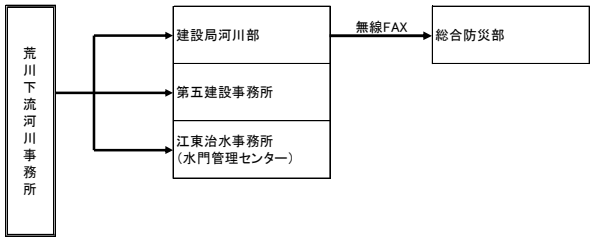

●水門等操作伝達系統（綾瀬水門、綾瀬排水機場、堀切菖蒲水門）

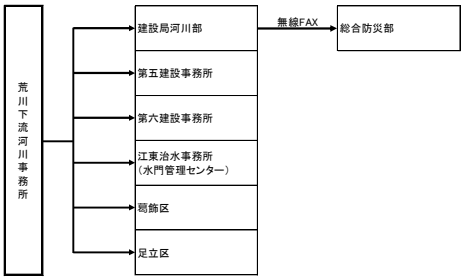

●水門等操作伝達系統（江戸川水閘門、行徳可動堰）

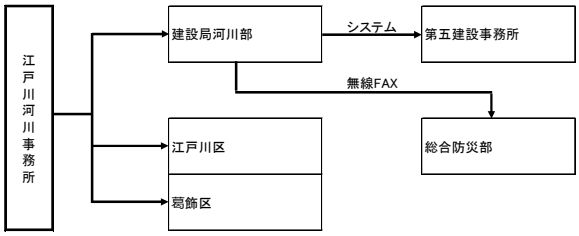

●水門等操作伝達系統（三郷排水機場）

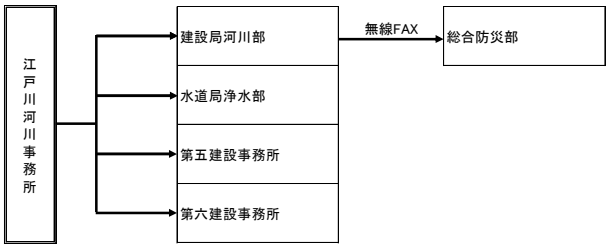

●水門等操作伝達系統（六ツ木水門）

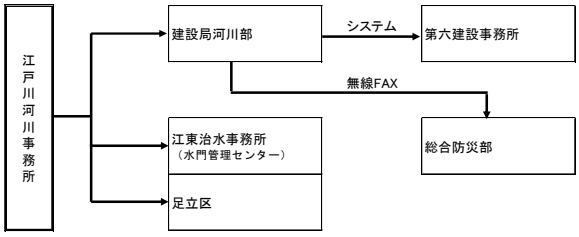

●水門等操作伝達系統（羽田第一水門、羽田第二水門）

●水門等操作伝達系統（六郷水門）

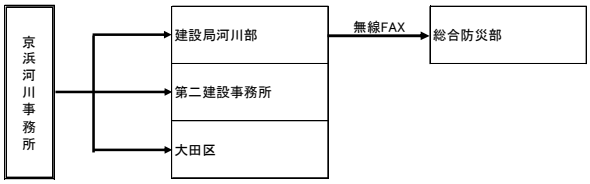

●水門操作伝達系統（新左近川水門）

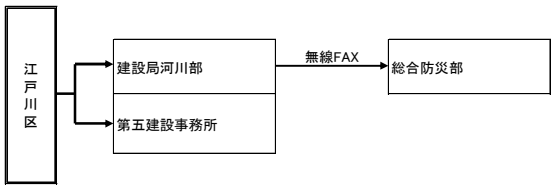

●水門操作伝達系統（平久水門、洲崎南水門）

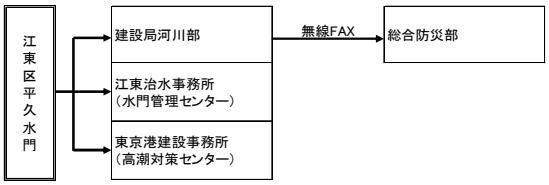

●水門操作伝達系統（新川東樋門（第二樋門）、花畑水門、内川水門）

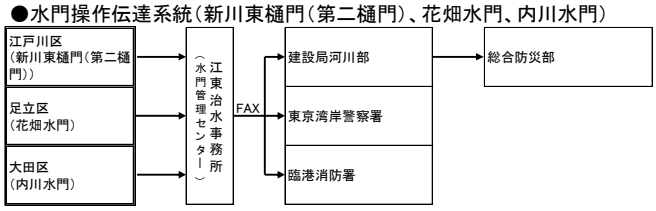

● 水門等操作伝達系統（都管理水門、排水機場等）

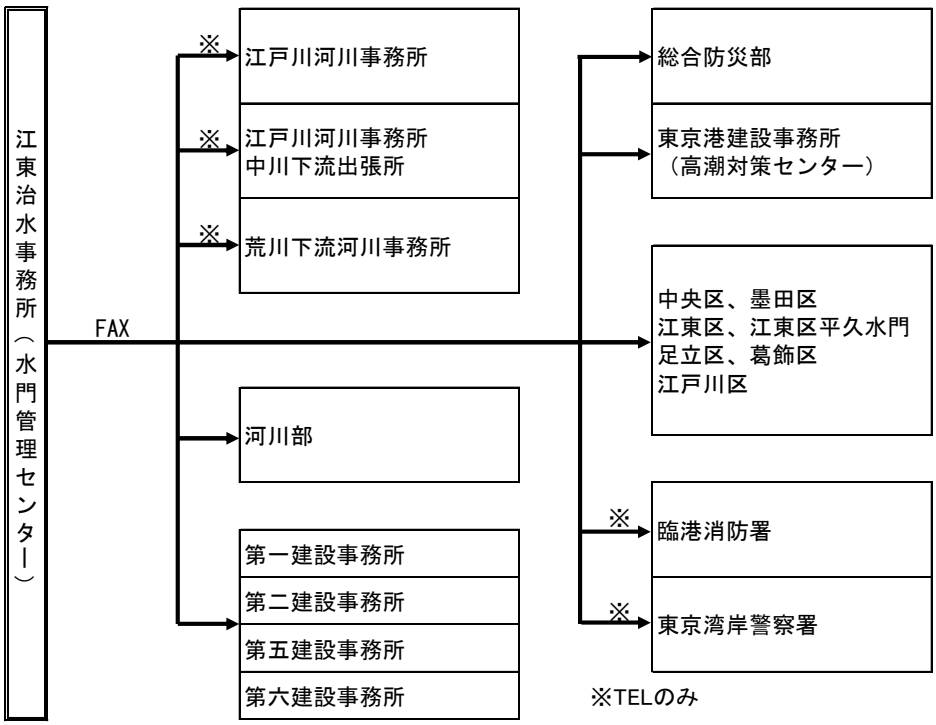

●水門操作伝達系統
江東地区５水門（新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門、豊洲水門）

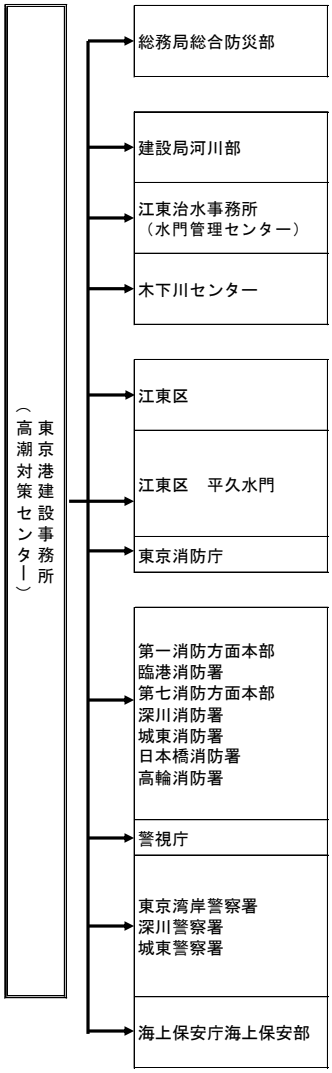

関係機関		無線番号		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所（高潮対策センター）		76111	76101	03-3521-3015	03-3521-2969
総務局総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535
江東治水事務所（水門管理センター）		72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
木下川センター		77122	77102	03-3612-5321	―
江東区	昼	―	―	03-3647-2538	03-3647-9216
	夜	―	―	03-3647-9105	03-3647-9105
江東区　平久水門		―	―	03-3645-8200	03-3645-8201
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111	03-3213-1474
第一消防方面本部		―	―	03-3222-0119	03-3222-0250
臨港消防署		―	―	03-3534-0119	03-3531-0120
第七消防方面本部		―	―	03-3633-0119	03-3633-0138
深川消防署		―	―	03-3642-0119	03-3641-4422
城東消防署		―	―	03-3637-0119	03-3683-5380
日本橋消防署		―	―	03-3666-0119	03-3661-1667
高輪消防署		―	―	03-3446-0119	03-3447-1421
警視庁		76311	76301	03-3581-4321	03-3502-1450
東京湾岸警察署		―	―	03-3570-0110	03-3592-2402
深川警察署		―	―	03-3641-0110	03-3641-6250
城東警察署		―	―	03-3699-0110	03-3615-3570
海上保安庁海上保安部		76413	76401	03-5564-2021	03-3599-0924

★詳細な伝達先については、東京港建設事務所高潮対策センター「令和６年度水防活動の手引き」を参照

●水門操作伝達系統

全15水門（新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門、豊洲水門、浜前水門、佃水門、目黒川水門、汐留川水門、古川水門、日の出水門、高浜水門、築地川水門、天王洲水門、朝潮水門）

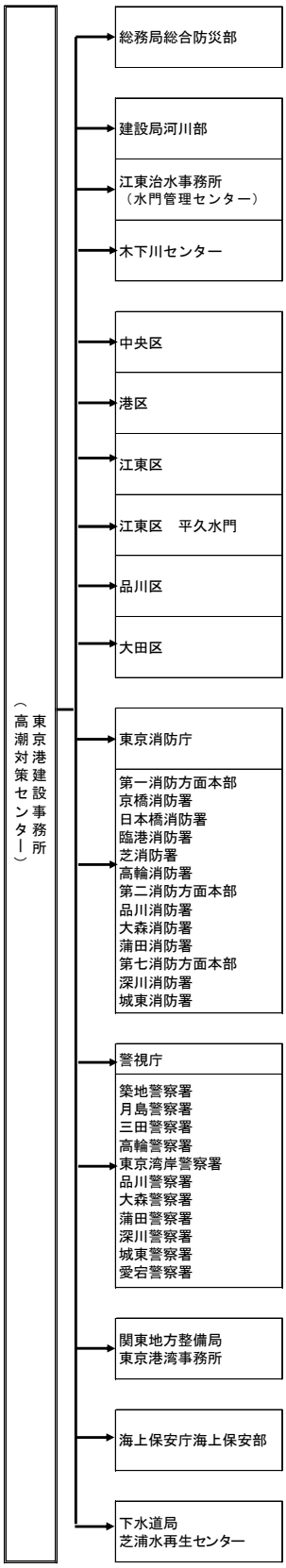

関係機関		無線番号		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所（高潮対策センター）		76111	76101	03-3521-3015	03-3521-2969
総務局総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535
江東治水事務所（水門管理センター）		72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
木下川センター		77122	77102	03-3612-5321	―
中央区	昼	73111	73101	03-3546-5402	03-3546-5639
	夜			03-3546-5692	03-3546-5708
港区	昼	73211	73201	03-3578-2541	03-3578-2539
	夜			03-3578-2546	03-3578-2534
江東区	昼	―	―	03-3647-2538	03-3647-9216
	夜	―	―	03-3647-9105	03-3647-9105
江東区　平久水門		―	―	03-3645-8200	03-3645-8201
品川区	昼	73811	73801	03-5742-6695	03-3777-1181
	夜	―	―	03-3777-1111	
大田区	昼	74011	74001	03-5744-1236	03-5744-1519
	夜	―	―	03-5744-1112	
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111	03-3213-1474
第一消防方面本部		―	―	03-3222-0119	03-3222-0250
京橋消防署		―	―	03-3564-0119	03-3564-0606
日本橋消防署		―	―	03-3666-0119	03-3661-1667
臨港消防署		－	－	03-3534-0119	03-3531-0120
芝消防署		－	－	03-3431-0119	03-3433-1920
高輪消防署		－	－	03-3446-0119	03-3447-1421
第二消防方面本部		－	－	03-3763-0119	03-3763-0180
品川消防署		－	－	03-3474-0119	03-3458-1250
大森消防署		－	－	03-3766-0119	03-3764-3610
蒲田消防署		－	－	03-3735-0119	03-3739-3943
第七消防方面本部		－	－	03-3633-0119	03-3633-0138
深川消防署		－	－	03-3642-0119	03-3641-4422
城東消防署		―	―	03-3637-0119	03-3683-5380
警視庁		76311	76301	03-3581-4321	03-3502-1450
築地警察署		－	－	03-3543-0110	03-3543-3420
月島警察署		－	－	03-3534-0110	03-3536-1380
三田警察署		－	－	03-3454-0110	03-3454-2200
高輪警察署		－	－	03-3440-0110	03-3440-0350
東京湾岸警察署		－	－	03-3570-0110	03-3592-2402
品川警察署		－	－	03-3540-0110	03-3450-5073
大森警察署		－	－	03-3762-0110	03-3762-0560
蒲田警察署		－	－	03-3731-0110	03-3731-0264
深川警察署		－	－	03-3641-0110	03-3641-6250
城東警察署		－	－	03-3699-0110	03-3615-3570
愛宕警察署		－	－	03-3437-0110	03-3437-0340
関東地方整備局 東京港湾事務所		－	－	03-5534-1369	03-5534-1369
海上保安庁 海上保安部		76413	76401	03-5564-2021	03-3599-0924
下水道局 芝浦水再生センター		86316	－	03-3472-6438	03-3472-6438

★詳細な伝達先については、東京港建設事務所高潮対策センター「令和６年度水防活動の手引き」を参照

●陸閘・差蓋伝達系統（江戸川競艇場陸閘）

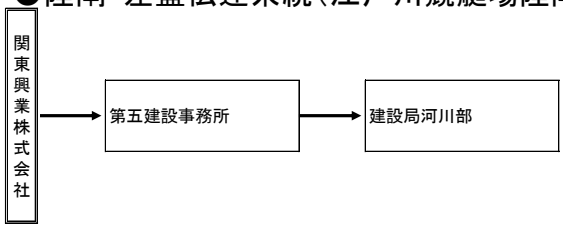

●陸閘・差蓋伝達系統（千住曙町陸閘）

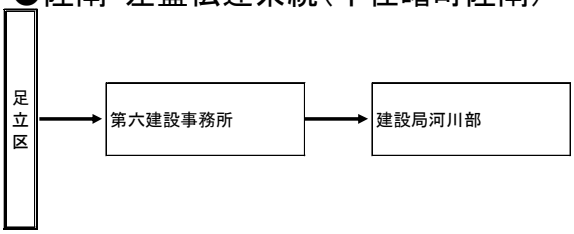

●陸閘・差蓋伝達系統（綾瀬新橋陸閘）

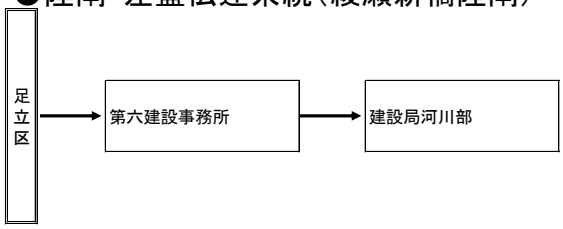

●陸閘・差蓋伝達系統（越中島陸閘）

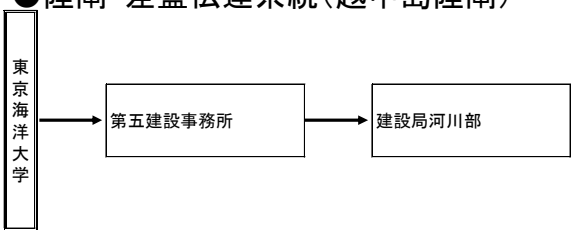

●陸閘・差蓋伝達系統（隆慶橋差蓋、中之橋陸閘、小桜橋陸閘、西江戸川橋陸閘、石切橋陸閘）

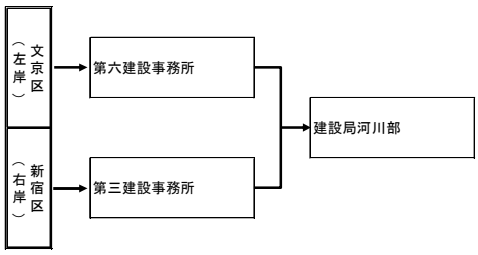

●陸閘・差蓋伝達系統
（中央卸売市場築地市場跡地差蓋）

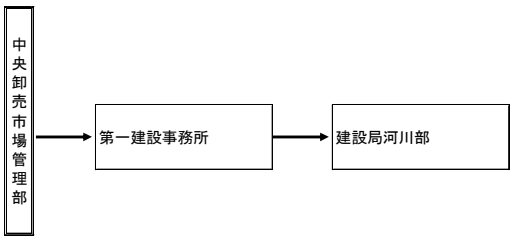

●陸閘・差蓋伝達系統（古川橋陸閘・差蓋、掃部橋差蓋、華水橋差蓋）

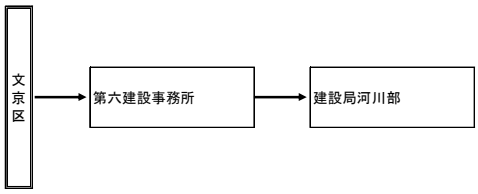

●陸閘・差蓋伝達系統
（目黒川・蛇崩川合流点遊び場出入口止水板）

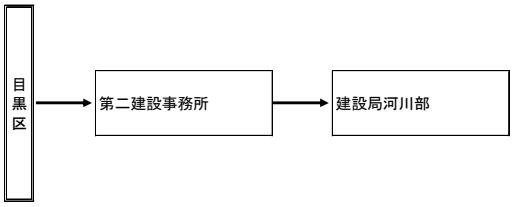

●陸閘・差蓋伝達系統（常盤橋公園防潮板）

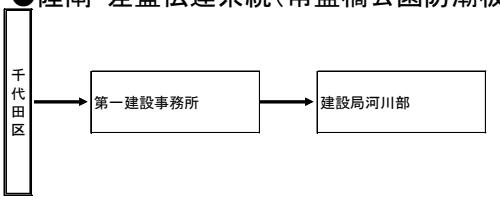

●樋管操作伝達系統（玉川排水樋管）

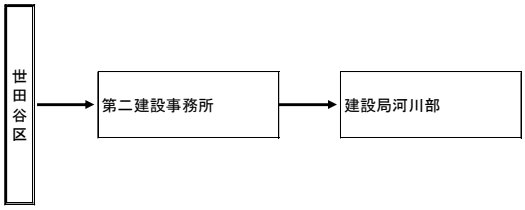

○連絡先（陸閘・差蓋）

関係機関		防災行政無線		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
千代田区（道路公園課）		―	―	03-5211-4239	03-3221-3410
新宿区		―	―	03-5273-3525	03-3209-5595
文京区		―	―	03-5803-1241	03-5803-1359
目黒区（道路公園課）		―	―	03-5722-9775	03-3712-5129
足立区		―	―	03-3880-5478	03-3880-5719
関東興業株式会社		―	―	03-3656-6111	03-3656-0151
国立大学法人東京海洋大学		―	―	03-5245-7305	03-5245-7330
中央卸売市場管理部 財務課築地市場跡地管理担当		―	―	03-5320-7933	03-5388-1590
	第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
	第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
	第三建設事務所	75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
	第五建設事務所	75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582
	第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-7066
	建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 （03-5388-1534）

○連絡先（樋管）

関係機関		防災行政無線		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
世田谷区（土木計画調整課）		―	―	03-6432-7954	03-6432-7993
	第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
	建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 （03-5388-1534）

●環状七号線地下調節池に関する情報

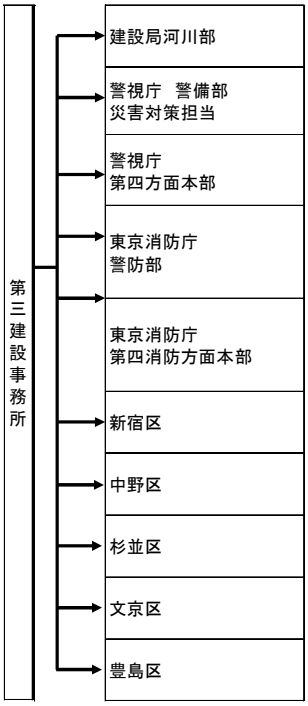

関係機関		無線番号		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
第三建設事務所		75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
警視庁　警備部 災害対策担当		—	—	03-3581-4321(代) 内55541	03-3502-1450
警視庁 第四方面本部		—	—	03-3581-4321(代) 内7858-6642	03-3387-3264
東京消防庁 警防部	特殊災害課(昼)	—	—	03-3212-2111(代) 内3682	03-3213-1476
	警防課指揮隊(夜間・休日)	—	—	03-3212-2111(代) 内3531～3	
東京消防庁 第四消防方面本部		—	—	03-3209-0119	03-3207-3779
新宿区		—	—	03-5273-3525	03-3209-5595
中野区		—	—	03-3228-8844	03-3228-5674
杉並区		—	—	03-5307-0739	03-3316-2470
文京区	土木部管理課	—	—	03-5803-1241	03-5803-1359
	総務部防災課	73411	73401	03-5803-1179	03-5803-1344
豊島区		—	—	03-3981-4878	03-3981-1008

●白子川地下調節池に関する情報

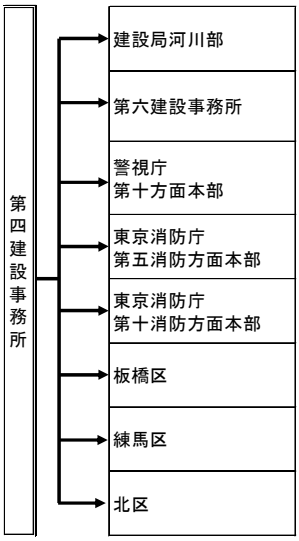

関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1348
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-7066
警視庁 第十方面本部	—	—	03-3581-4321(代) 内7867-6642	03-3900-0224
東京消防庁 第五消防方面本部	—	—	03-3590-0119	03-3590-0121
東京消防庁 第十消防方面本部	—	—	03-3936-0119	03-3936-0120
板橋区	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
練馬区	—	—	03-5984-1343	03-5984-1224
北区	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291

※　ゲートに重大な支障が生じた時のみ伝達を行う。

５．６　都内の水門操作状況一覧伝達系統図

「５．５　水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図」の水門操作に伴い、建設局河川部は、資６．３４の「都内水門操作状況一覧」を作成し、下記の伝達先へ適時情報提供する。なお、この情報提供は水防態勢時に限り実施する。

● 水門操作状況一覧伝達系統

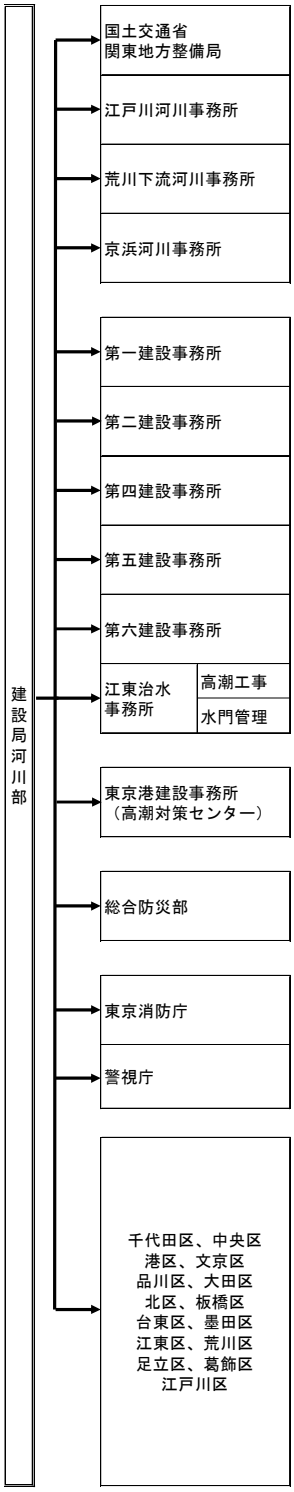

関係機関		無線番号		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 （03-5388-1534）
国土交通省 関東地方整備局　※		6391、6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
江戸川河川事務所		731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
荒川下流河川事務所		733-574～6	733-562	03-3903-6821～4	03-3902-6676
京浜河川事務所		772-591～593	772-550～551	045-503-4054	045-503-3174
第一建設事務所		75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
第二建設事務所		75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
第四建設事務所		75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第五建設事務所		75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582
第六建設事務所		75911	75901	03-3882-1408	03-3882-7066
江東治水事務所		77112	－	03-3692-4865	03-3692-9955
水門管理センター		72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京港建設事務所 （高潮対策センター）		76111	76101	03-3521-3015	03-3521-2969
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541～3	03-3502-1450
	夜			内55151～3	
千代田区		73011	73001	03-5211-4187	03-3264-1673
中央区	昼	73111	73101	03-3546-5402	03-3546-5639
	夜			03-3546-5692	03-3546-5708
港区	昼	73211	73201	03-3578-2217	03-3578-2369
				03-3578-2541	03-3578-2539
	夜			03-3578-2546	03-3578-2534
文京区		73411	73401	03-5803-1179	03-5803-1344
品川区		73811	73801	03-5742-6695	03-3777-1181
大田区		74011	74001	03-5744-1236	03-5744-1519
北区（水）		－	－	03-3908-9213	03-3908-1291
北区（避）		74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
板橋区（避）		74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
台東区		73511	73501	03-5246-1302	03-5246-1319
墨田区（避）		73611	73601	03-5608-6206	03-5608-6425
江東区（水）		－	－	03-3647-2538	03-3647-9216
江東区（避）	昼	73711	73701	03-3647-9584	03-3647-8440
	夜・休日	73711	73701	03-3647-9105	03-3647-9105
荒川区（水）		－	－	03-3802-0714	03-3802-6230
荒川区（避）		74711	74701	03-3802-8711	03-3802-6262
足立区（水）		－	－	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区（避）		75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
葛飾区（水）		－	－	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区（避）		75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区（水）		－	－	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区（避）		75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891

★個別の水門の操作状況については「5．5　水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図」を参照

※関東地方整備局への情報提供は高潮・津波発生時のみ

５．７　樋門、高潮防潮扉

東京都下水道局が管理する樋門、防潮扉は次表のとおりである。

５．７．１　樋門・高潮防潮扉（区部）

施設名称	施設番号	所在地	河川名
高潮防潮扉	1	板橋区新河岸三丁目1番地	新河岸川
	2	板橋区高島平六丁目1番地	新河岸川
	3	板橋区高島平六丁目1番地	新河岸川
	4	板橋区高島平九丁目48番地	新河岸川
	5	板橋区東坂下二丁目13番地	新河岸川
	6	板橋区東坂下二丁目1番地	新河岸川
	7	板橋区小豆沢四丁目29番地	新河岸川
	8	板橋区小豆沢四丁目26番地	新河岸川
	9	北区赤羽北二丁目21番地	新河岸川
	10	北区赤羽北一丁目17番地	新河岸川
	11	北区赤羽三丁目29番地	新河岸川
	12	北区岩淵町41番地	新河岸川
	13	北区神谷三丁目10番地	隅田川
	14	北区豊島四丁目16番地	隅田川
	15	北区豊島三丁目28番地	隅田川
	16	荒川区東尾久八丁目6番地	隅田川
	17	台東区花川戸二丁目1番地	隅田川
	18	千代田区神田佐久間町一丁目11番地	神田川
	19	中央区東日本橋二丁目20番地	隅田川
	20	中央区東日本橋一丁目10番地	隅田川
	21	中央区東日本橋一丁目11番地	隅田川

施設名称	施設番号	所在地	河川名
高潮防潮扉	22	中央区日本橋浜町一丁目11番地	隅田川
	23	台東区蔵前一丁目1番地	隅田川
	24	中央区日本橋一丁目19番地	日本橋川
	25	中央区勝どき五丁目5番地	隅田川
	26	中央区勝どき六丁目7番地	月島埠頭
	27	港区海岸二丁目7番地	芝浦運河
	28	港区海岸二丁目4番地	日の出埠頭
	29	江東区豊洲二丁目3番地	晴海運河
	30	中央区日本橋小網町8番地	日本橋川
	31	中央区日本橋茅場町一丁目1番地	日本橋川
	32	中央区湊二丁目16番地	隅田川
	33	江東区夢の島	曙運河
	34	大田区田園調布南14番地	多摩川
樋門	35	大田区田園調布一丁目57番地	多摩川
	36	大田区田園調布五丁目56番地	多摩川
	37	世田谷区玉堤一丁目21番地	多摩川
	38	世田谷区野毛二丁目29番地	多摩川
	39	世田谷区玉川三丁目3番地	多摩川
	40	世田谷区宇奈根二丁目2番地	多摩川

※34は、高潮防潮扉と樋門の両方の機能を備えています。

５．７．２　樋門（流域下水道）

施設番号	所在地	河川名
1	府中市押立町五丁目18番地先	多摩川
2	府中市四谷五丁目41番地先	多摩川
3	昭島市宮沢町三丁目15番地先	多摩川

樋門・高潮防潮扉位置図（区部）

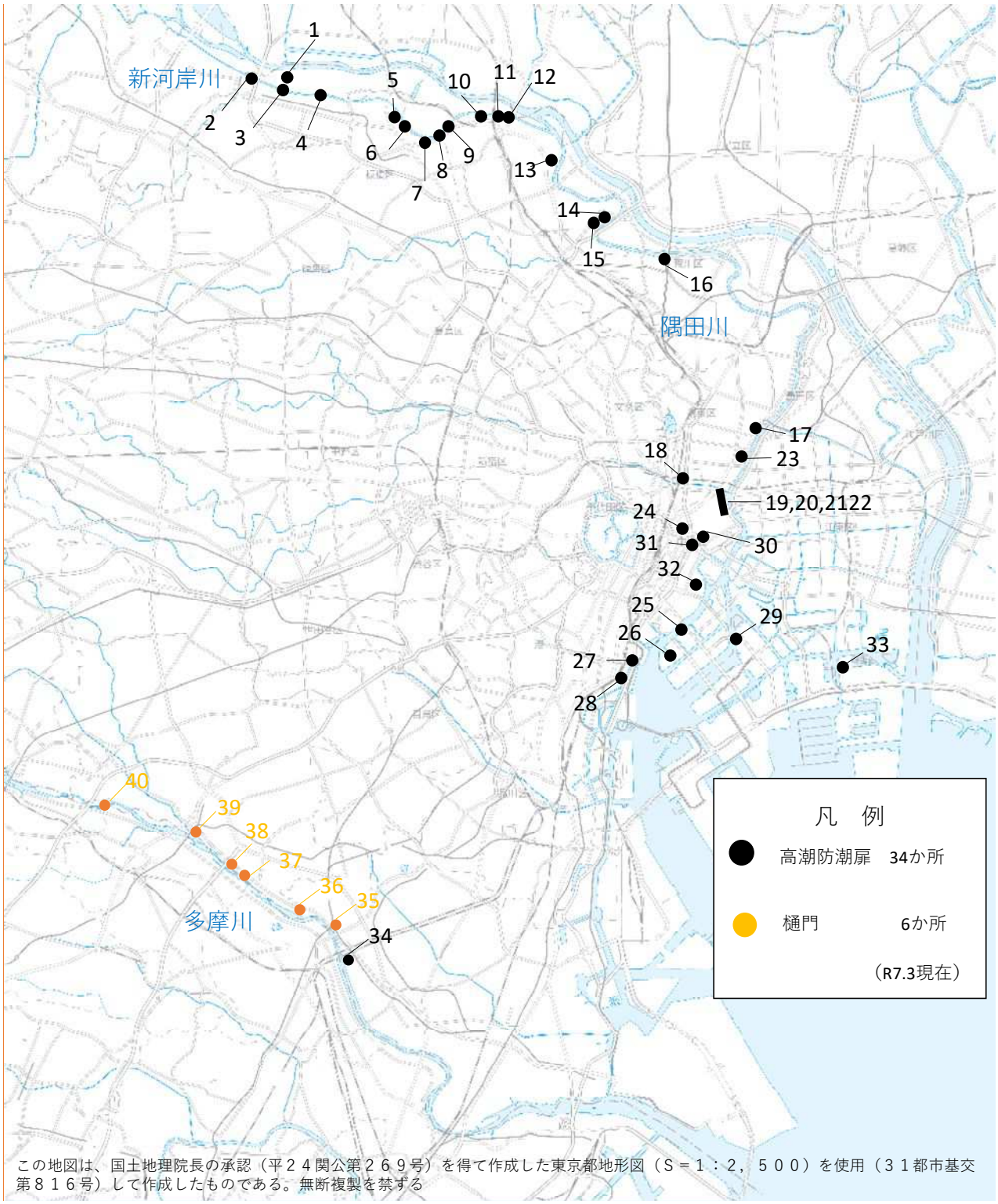

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３１都市基交第８１６号）して作成したものである。無断複製を禁ずる

樋門位置図（流域）

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３１都市基交第９６６号）して作成したものである。無断複製を禁ずる

※流域下水道管理の３箇所の樋門は、晴天時には処理水、雨天時には処理水及び宅地側で降った雨水などを流しています。

第６章　水防活動

６．１　河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は区域内の河川･海岸堤防等を巡視する（法９）。巡視にあたっては、次の事項に留意する。

（１）水防上注意を要する箇所の現況把握に努め、その対策を確立する。

（２）上記以外に維持、修繕等の応急的な措置を必要とする箇所があるときは、直ちに河川、海岸堤防等の管理者に連絡をして、必要な措置を求める。

（３）水防活動時の安全対策（第６章６．４．１参照）をとる。

６．２　水防上注意を要する箇所

６．２．１　都管理の水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関等が合同で点検を行うなど平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒を更に厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。

都内の一級・二級河川（国管理を除く）における水防上注意を要する箇所の基準は、次のとおりとする。

種別	基　　準
洪　水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	（解説）過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高　潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	（解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	（解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸（りく）　閘（こう）	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	（解説）原則として出水期（６月～１０月）に堤防を開削または、河積内に桟橋等を設置する工事箇所

都管理の水防上注意を要する箇所の一覧　⇒　資４．１

それぞれの位置については、「水防上注意を要する箇所図」を参照。

６．２．２　国管理の重要水防箇所

都内の国管理の重要水防箇所については、資料編　資４．２、それぞれの位置については、「国土交通省管理河川重要水防箇所図」を参照。

６．３　他の水防機関との連絡・調整

都は埼玉県及び神奈川県と「水防情報の協力に関する協定」により、関連する河川について必要な情報を相互に連絡し、被害の軽減に努める。　⇒ 資５．２、資５．３

６．４　水防活動時の留意点

６．４．１　安全対策

（１）水防活動時には、大雨･洪水･高潮･津波等の気象情報を常に確認する。

（２）情報を確認するための通信手段を確保する。

（３）避難時間が短いと想定される津波の予報が発表された場合には活動を中止し､安全な場所へ避難する。

（４）予報等がいつ発表されても直ちに避難できる場所を常に考えながら水防活動を行う。

（５）水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

６．４．２　優先通行

（１）「東京都水防信号等に関する規則」の第１号で定められた標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。（法１８）

⇒ 資１．１１

（２）警察官は災害時に都公安委員会が指定した通行禁止区域等において､自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法７６の３第１項）

（３）警察官は上記（２）の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は､自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。（災害対策基本法７６の３第２項）

（４）警察官がその場にいない場合､消防職員､自衛官には水防用の車両の通行のため､上記（２）、（３）と同じ権限が与えられる。（災害対策基本法７６の３第３項、第４項）

６．４．３　緊急通行

消防職員及び水防団員並びに水防管理者から委任を受けた者が、水防上緊急の必要がある場所に行くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。（法１９）

６．４．４　警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。（法２１）

６．４．５　援助・応援

水防管理者は、水防のため必要がある場合は警察署長に対して、警察官の出動を求めることができ、また他の水防管理者又は消防機関の長に対して、応援を求めることができる。（法２２、２３）応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。（法２３）

６．４．６　居住者に対する水防従事命令

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときには、その水防管理団体の区域内に居住する者又はその場にいる者を水防に従事させることができる。（法２４）

６．４．７　公用負担

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。（法２８）

（１） 必要な土地の一時利用
（２） 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
（３） 車両、その他の運搬用機器または器具の使用
（４） 排水用機器の使用
（５） 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記（１）から（４）（（２）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、これらにより損害を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

６．４．８　水防活動に対する自衛隊の災害派遣

水防管理者は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（都総務局総合防災部）にその旨を依頼する。

知事はこの依頼を受けたときはその内容を検討し、必要があると認めた場合、又は依頼によらず知事が自らの判断で必要と認めた場合は、直ちに要請の手続きをとる。（自衛隊法８３）

なお、詳細は「東京都地域防災計画」によるものとする。

６．５　決壊に際しての措置

６．５．１　決壊の通知

堤防その他の施設が決壊、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、関係者に通報する。（法２５）

６．５．２　決壊後の措置

堤防等が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。（法２６）

６．６　避難のための立退

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫し、居住者が避難のために立退く必要があるときは、知事、その命を受けた都職員又は水防管理者は迅速かつ確実にその区域の居住者に対して立退またはその準備を指示する。なお、水防管理者が指示する場合には所轄の警察署長にその旨を通知する。（法２９）

６．７　排水作業

６．７．１　大規模な高潮等により広範囲な浸水が発生した場合

都は、浸水状況や堤防の被害状況等を踏まえた排水計画を作成し、水防管理団体と連携して速やかに排水作業を実施する。なお、水防法第３２条に基づく特定緊急水防活動に位置付けられた場合には、国土交通省が主体となり排水計画を作成し、排水作業を実施する。

排水計画は、東部低地帯など長期間浸水の継続が想定される区域を対象に、排水施設への燃料補給ルートや移動式排水ポンプ車の配置候補地などをとりまとめた「東京都における排水作業準備計画」に基づき作成する。

⇒ １０．４　参照

６．７．２　上記以外の浸水が発生した場合

水防管理者等は、浸水状況等を確認した上で、必要に応じて移動式排水ポンプ車の出動を建設事務所へ要請する。都は、水防管理団体と連携して速やかに排水作業を実施する。

６．８　費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。（法４１）ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担する。（法２３③）その額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と、求められた水防管理団体が協議して決める。（法２３④）

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定め、協議が成立しないときは知事にあっせんを申請することができる。（法４２）

都または都知事の行う事務に要する費用は、都が負担する。（法４３）

第７章　水防工法及び水防資器材等の整備、運用

７．１　水防工法

水防作業時における工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。標準的な工法は以下のとおりである。 ⇒資７．５

- 積土のう工
- 鋼板防護法
- 護岸裏積み土のう工
- かま段工
- 月の輪工
- 吸水性水のう工
- シート張り工
- 立てかご工
- 川倉工
- 五徳縫い工
- 杭打ち継ぎ工
- 木流し工

７．２　水防資器材の整備

水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

都は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急時の場合に際し、応急支援するため資器材の備蓄に努める。

７．２．１　資器材等の整備

（１）水防管理団体は、以下の水防資器材標準備蓄量を参考にし、地域特性にあわせた資器材の備蓄を行う。

水防資器材標準備蓄量（破堤（越水）１か所（75m）当り）

品　名	単位	備蓄量	備　　考
土のう	袋	1,875	連結水のう、吸収性水のうを含む
土のう留杭	本	300	
シート	㎡	220	
縄	m	135	ロープを含む
運搬資器材		若干	一輪車など
その他水防工法に必要な資器材		若干	ショベル、救命胴衣など
大型土のう等	袋	375	
その他資器材		若干	照明器具、排水ポンプ、発電機など

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、木材等を調査するなどし、緊急時に調達しうる数量の確認に努めること。

（２）都は、水防管理者の行う水防活動に対して効果的な援助・協力ができるよう水防倉庫及び水防資器材を整備する。また、水防活動が円滑に行えるよう、水防機関にその資器材をあらかじめ配備できるものとする。

水防用備蓄資器材等の配置　⇒　資７．１、資７．２
水防用土砂採取箇所　⇒　資７．３、資７．４

７．２．２　資器材等の運用

（１）建設事務所は、管内の水防活動に対して応援を行う。

（２）水防本部は、水防管理団体への応援が２以上の建設事務所にまたがるときはその調整を行う。

（３）水防管理団体及び建設事務所は、大量の資器材が必要になることを想定し、最寄りの業者等の手持資器材を常に把握しておく。

７．２．３　輸送

（１）水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

（２）建設事務所は、応援資器材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を確保するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。
なお、水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

７．３　移動式排水ポンプの配備

都では西多摩建設事務所を除く 10 建設事務所に河川からの溢水や内水氾濫に対応できるよう移動式排水ポンプ車を配備している。 ⇒ 資７．６

第８章　水防活動等に関する情報伝達及び報告

巡視等の水防活動の実施、避難情報の発表、被害が発生したときは、水防関係機関が情報共有し、被害の軽減や災害の早期復旧に努める。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>水防活動時</th><th>水防活動後</th></tr>
<tr><td colspan="2">巡視等の水防活動</td><td colspan="2">８．１　参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難情報の発表</td><td colspan="2">８．２　参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">河川の氾濫</td><td colspan="2">８．３　参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害発生</td><td>一般資産の浸水被害</td><td colspan="2">８．４　参照</td></tr>
<tr><td>土砂災害に関する被害</td><td colspan="2">８．５　参照</td></tr>
<tr><td>公共土木施設に関する被害</td><td colspan="2">８．６　参照</td></tr>
</table>

一般資産の浸水被害　　：宅地や事業所等に生じた浸水棟数・面積等の被害
土砂災害に関する被害　　：がけ崩れ、土石流、地すべり等による被害
公共土木施設に関する被害　：河川・海岸・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、下水道、公園の被害

８．１　巡視等の水防活動についての報告

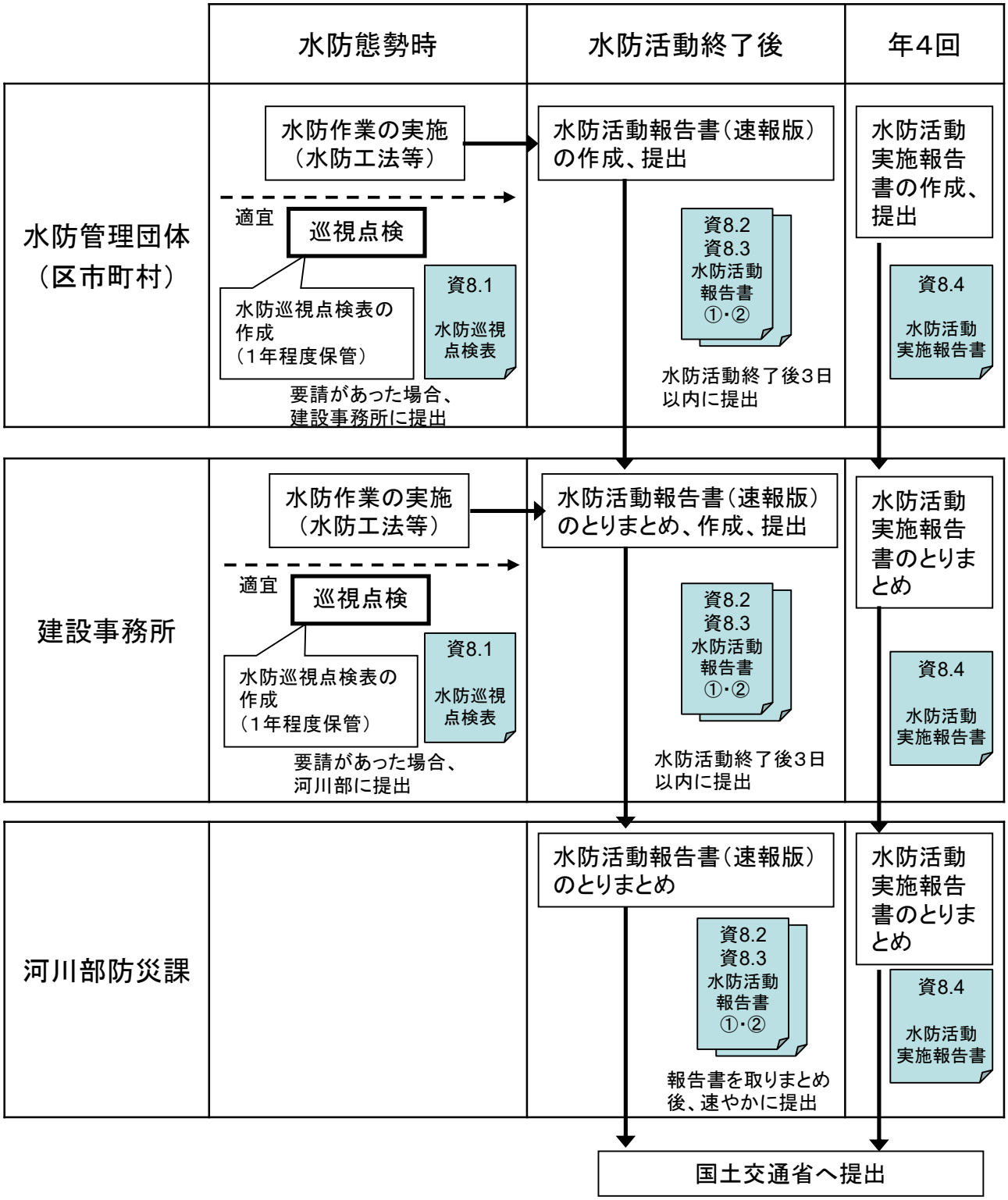

【備考】

国管理河川において、水防活動を行った場合、水防管理団体は、所管の河川事務所出張所へ直接水防活動報告書を提出する。

詳細については、各河川事務所の洪水対策計画書を参照のこと。

８．２　避難情報の発表についての報告

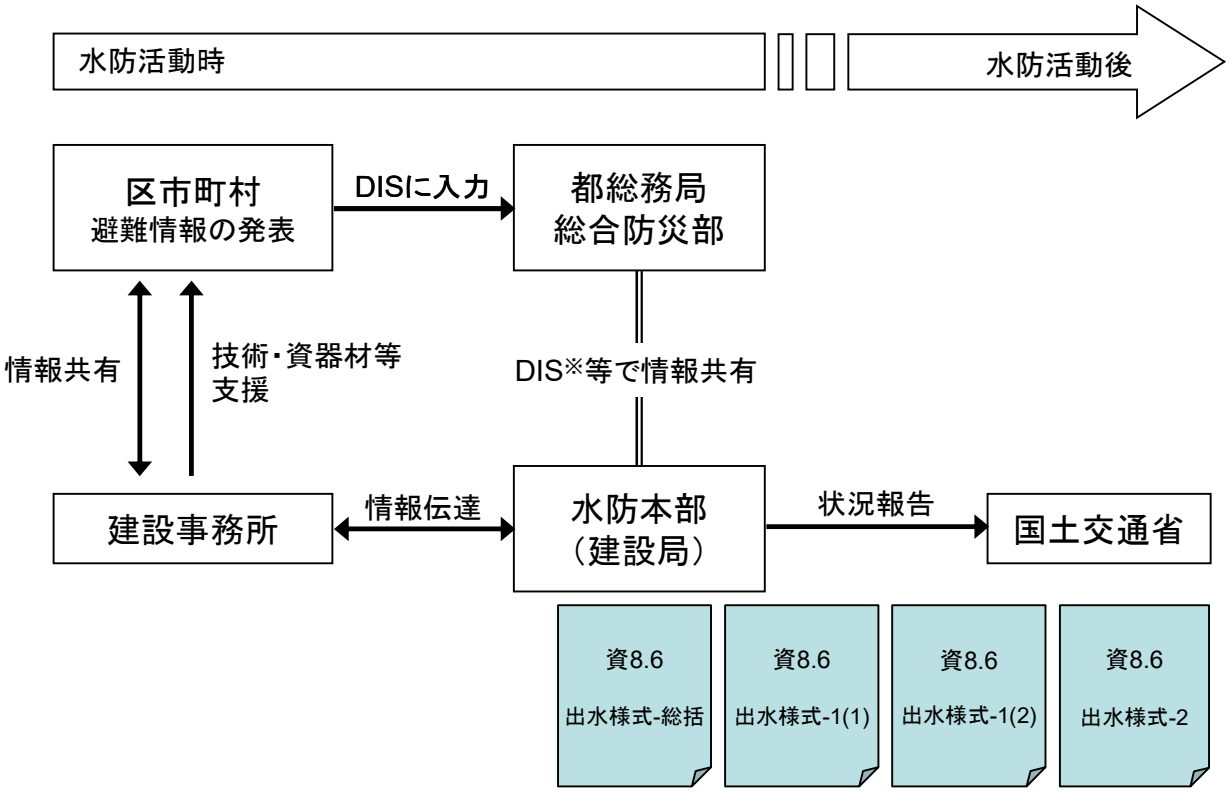

※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

※DIS：東京都災害情報システム

８．３　河川の氾濫発生についての報告

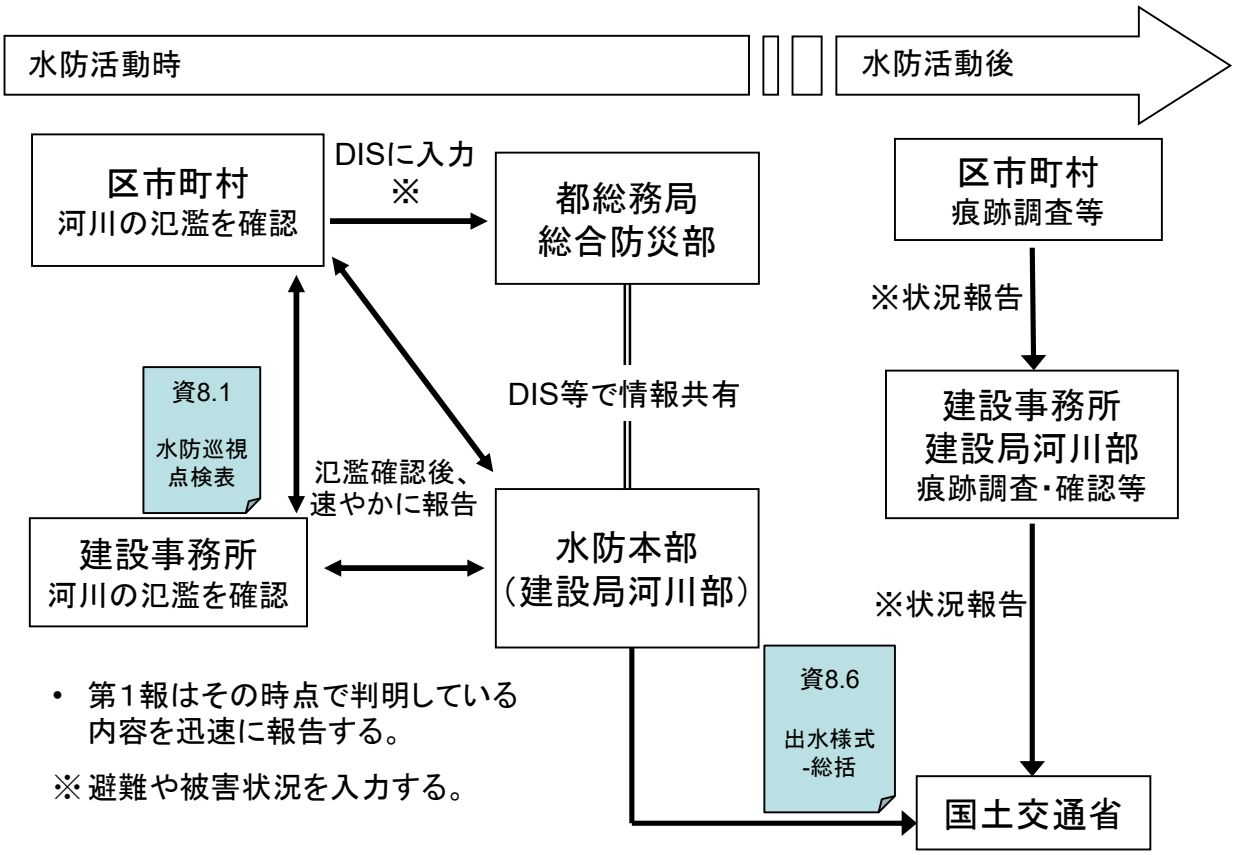

- 第１報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

※ 避難や被害状況を入力する。

８．４　一般資産の浸水被害の発生についての報告

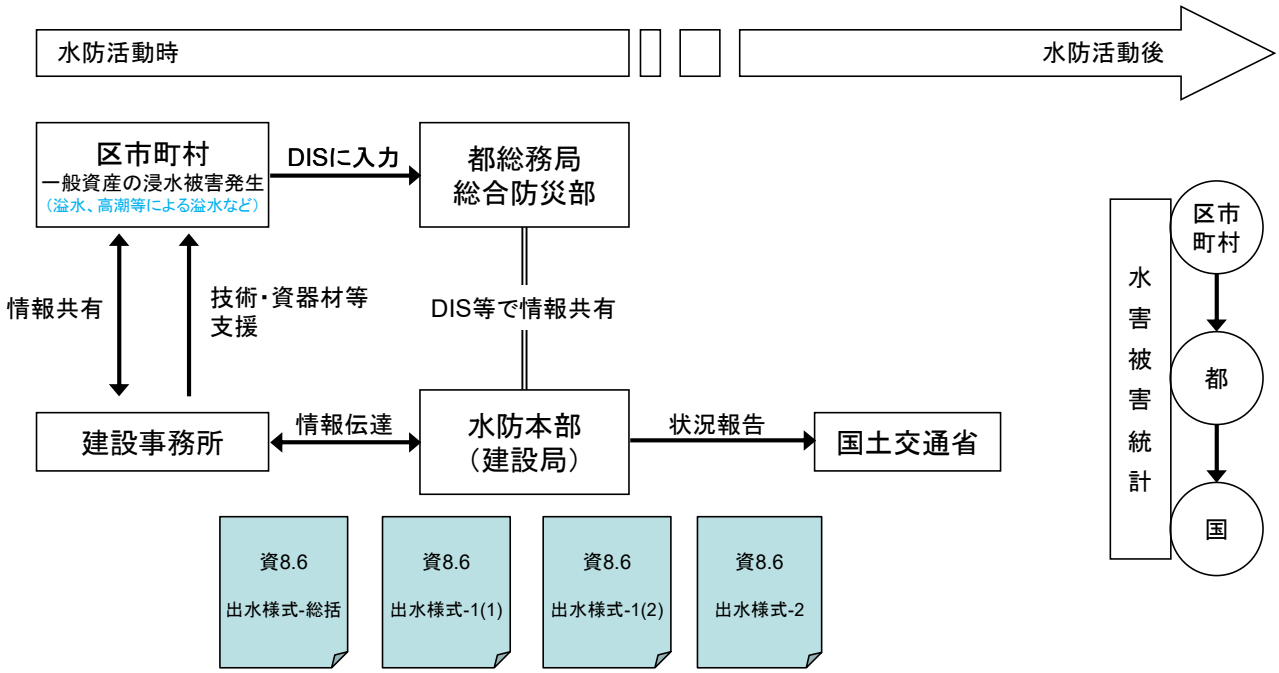

※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

８．５　土砂災害に関する被害の発生についての報告

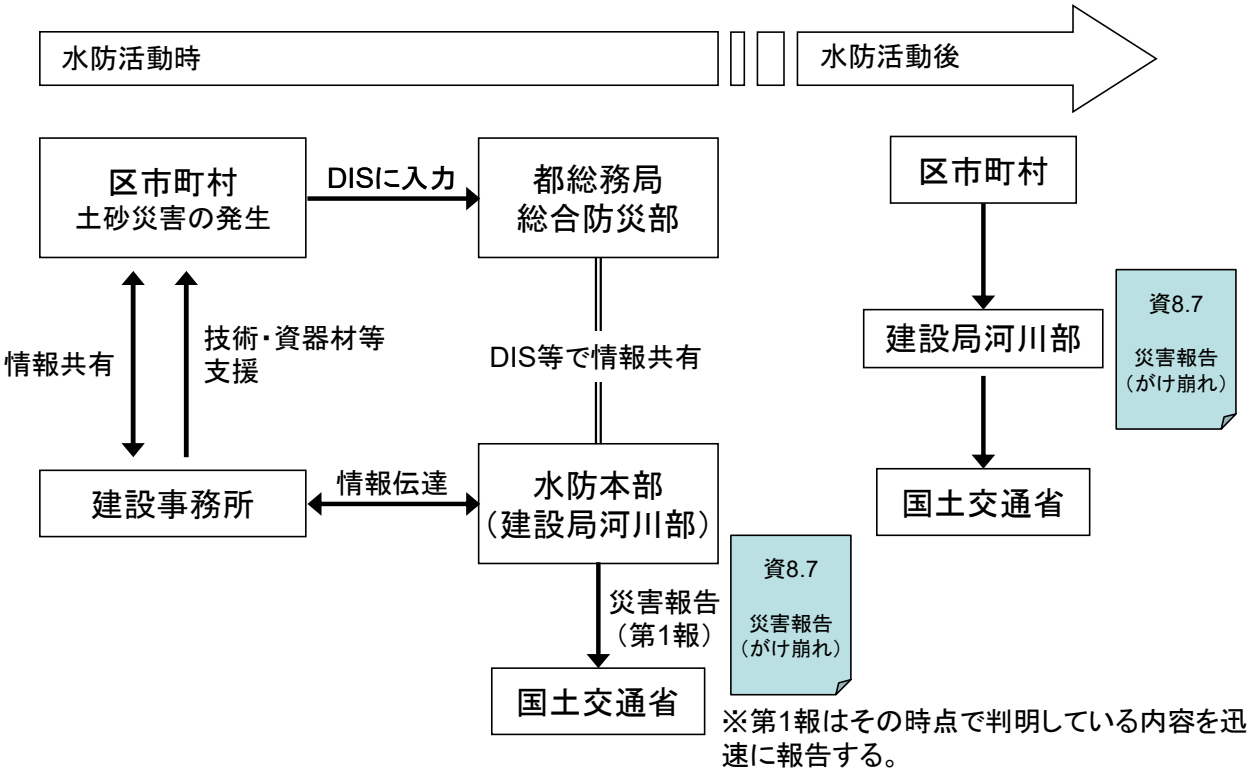

※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

８．６　公共土木施設に関する被害の発生についての報告

公共土木施設被害が発生したときは、各管理者は速やかに被害報告表をＦＡＸで報告する。

⇒ 資８．８ 被害報告表

報告の流れは以下のとおりである。

河川・海岸	都管理	建設事務所・支庁 →(FAX) 河川部防災課
	区市町村管理	区市町村 →(FAX) 建設事務所・支庁 区市町村 →(FAX) 河川部防災課
下水道	都管理	下水道局 →(FAX) 河川部防災課
	市町村管理	市町村 →(FAX) 下水道局（流域下水道本部） →(FAX) 河川部防災課
道路等	都管理	建設事務所・支庁 →(FAX) 道路管理部保全課 → 河川部防災課
	区市町村管理	区市町村 →(FAX) 建設事務所・支庁 区市町村 →(FAX) 道路管理部保全課 → 河川部防災課

注）第１報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。災害復旧を申請する場合は、災害終息後７日以内に概算被害額を算定し、河川部防災課へ提出する。

第９章　通信連絡

９．１　通信施設

各水防機関は、緊急を要する場合に、相互の連絡･伝達または通報･指示などの情報連絡が迅速かつ的確に行うことができるよう、通信施設の整備強化に努める。

特に、大規模な災害が発生した場合には、ＮＴＴの回線は通信規制や輻輳のために確実な通信手段ではなくなる。このような場合に災害対策を実施するために必要な通信を確保することを目的として、東京都防災行政無線を整備している。

９．１．１　通信連絡網の概要

東京都水防本部を中心とした通信連絡網の概要は以下のとおりである。

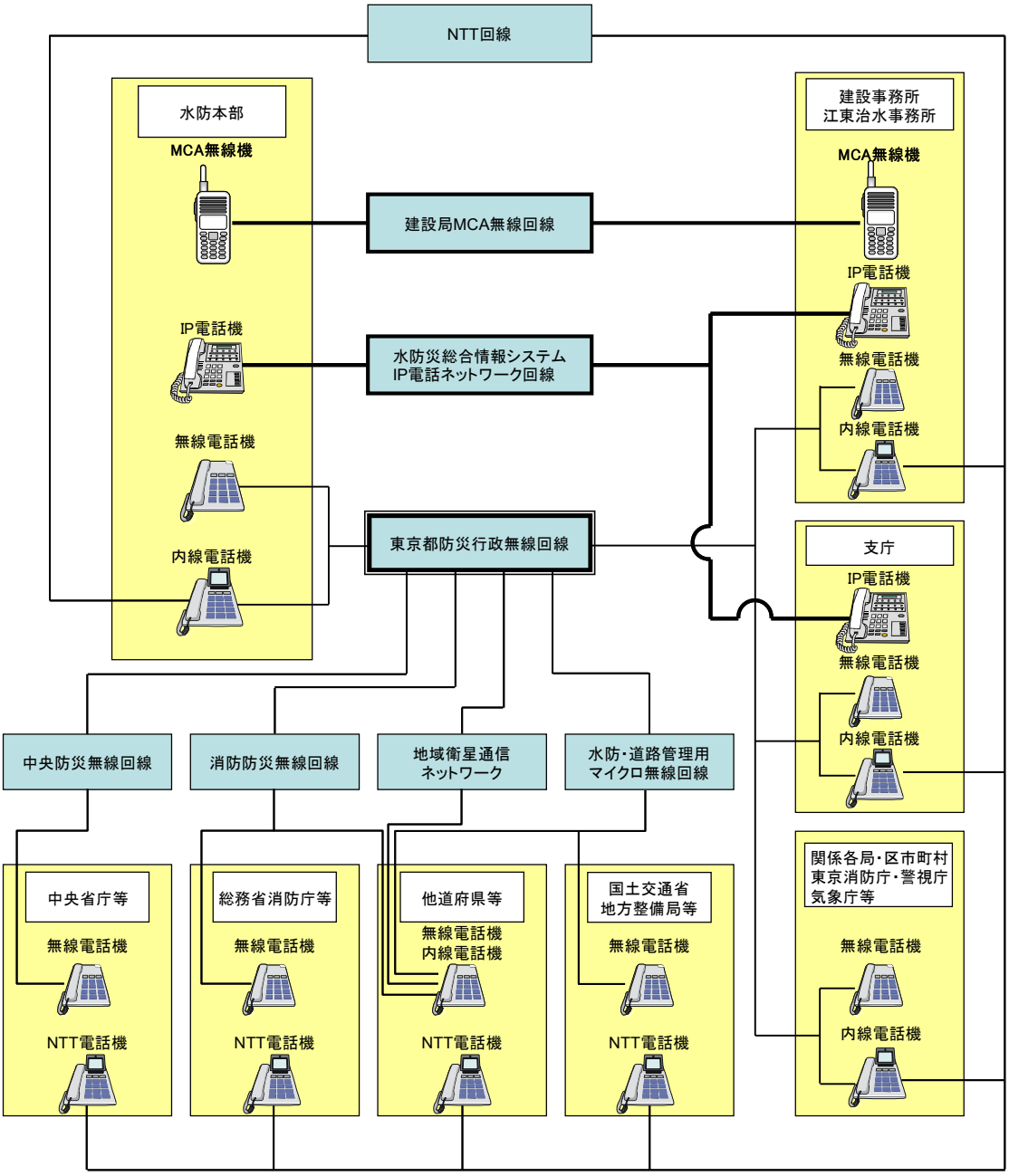

※内線電話･無線電話･NTT電話が共通の場合もあるため、通信手段の詳細は各機関毎に確認すること

９．１．２　通信連絡に関する用語

東京都防災行政無線	災害時における情報通信の確保を目的とした無線通信システムで、建設事務所、区市町村役場・都出先機関・防災関係機関との間を結ぶものである。統制局、多重系端末局、MCA系端末局、移動系無線局で構成されている。中央防災無線・消防防災無線・水防・道路管理用マイクロ無線・地域衛星通信ネットワークとの接続が可能。
中央防災無線	内閣府を中心に指定行政機関、指定公共機関、全都道府県等を結ぶ無線通信網で、地上系無線通信網と衛星系通信網で構成されている。
消防防災無線	総務省消防庁と全都道府県とを結んでおり、電話・ファクシミリによる相互通信・消防庁からの一斉指令が行われている。
水防・道路管理用 マイクロ無線（マイクロ）	国土交通省（地方整備局、河川事務所、水資源公団等）と全都道府県を結ぶ地上系無線通信網である。
地域衛星通信ネットワーク	全国の地方公共団体と防災関係機関とを通信衛星「SUPERBIRD」で相互に結び、音声やデータ、映像の送受信を行う通信システム
災害時優先電話	災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことが可能となる。
建設局MCA無線	建設局で整備したMCA無線。半固定局と携帯局があり、災害現場や現地対策本部との通信を確保する。
水防災総合情報システム IP電話	水防災総合情報システムのビジネスイーサ回線を利用したIP電話で、水防本部、建設事務所・江東治水事務所・支庁に設置。
ビジネスイーサ回線	NTT東日本が提供する専用のネットワークサービス。水防災総合情報システムにおいては、都庁、建設事務所、支庁等を結んでいる。専用の閉じたネットワークであるため、セキュリティと通信の信頼性の確保が可能。
内線電話機	外線発信番号をダイヤルすることでNTT回線（加入電話）に接続が可能。無線発信番号をダイヤルすることで、無線電話（防災行政無線等）に接続が可能。電話毎に内線番号が割り当てられている。
無線専用電話機 （無線電話機）	無線電話（防災行政無線等）に接続が可能だが、NTT回線（加入電話）に接続することはできない。電話毎に無線番号が割り当てられている。

９．２　通信方法

９．２．１　水防本部（都庁舎）から各機関への通信方法

●NTT回線を利用する場合 （通信先：加入電話）

経路図

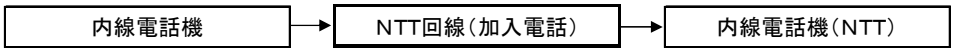

かけ方（内線電話）

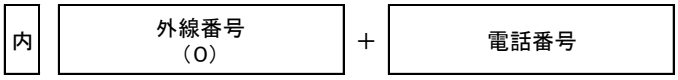

（例） 0＋03－5320－5435（河川部防災課　水防室）

●防災行政無線回線を利用する場合 （通信先：建設事務所、支庁、区市町村、都内関係機関等）

経路図

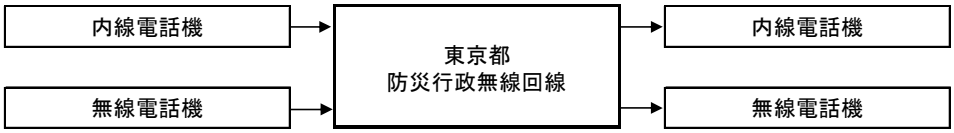

かけ方（内線・無線共通）

・内線・無線電話を利用して内線電話にかける場合

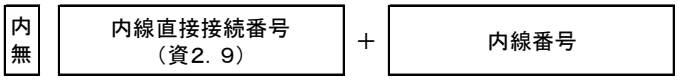

（例） 7549 ＋ 252 （一建工事課工務担当にかける場合）

・内線・無線電話を利用して無線電話にかける場合

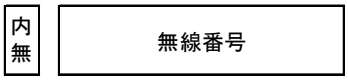

（例） 79671 （気象庁にかける場合）

●　マイクロ無線回線を利用する場合 （通信先：国土交通省、他県等）

経路図

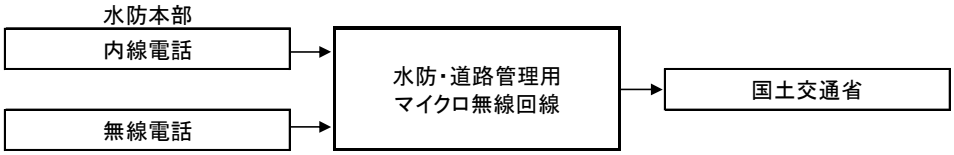

かけ方（内線・無線共通）

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合

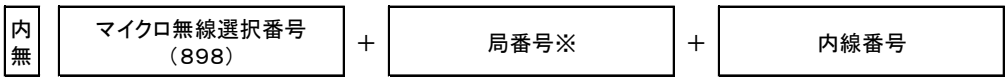

（例1） 898 ＋ 83－733 ＋ 591 （荒川下流河川事務所にかける場合）

（例2） 898 ＋ 83－703 ＋ 314 （埼玉県県土整備部にかける場合）

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

●地域衛星通信ネットワーク回線を利用する場合 （通信先：他県等）

経路図

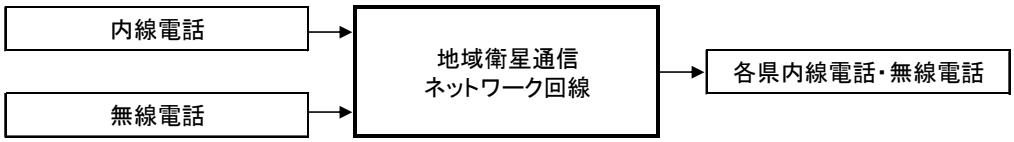

かけ方（内線・無線共通）

・内線電話・無線電話を利用して各県の内線電話・無線電話にかける場合

（例） 890 ＋ 011 ＋ 200－6 ＋ 5137 （埼玉県県土整備部にかける場合）

●建設局MCA無線を利用する場合 （通信先：建設事務所）

経路図

かけ方（MCA無線機）

（例） 1250 （建設局河川部防災課　半固定機にかける場合）

●　水防災総合情報システム回線を利用する場合 （通信先：建設事務所、支庁）

経路図

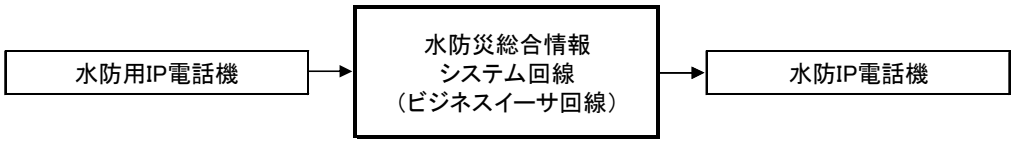

かけ方（水防用IP電話）

（例） 11801 （南多摩東部建設事務所にかける場合）

９．２．２　建設事務所・江東治水事務所・支庁から各機関への通信方法

●NTT回線を利用する場合 （通信先：加入電話）

経路図

かけ方（内線電話）

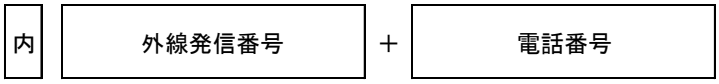

（例） 0＋03－5320－5164 （河川部防災課にかける場合）

●防災行政無線回線を利用する場合 （通信先：建設事務所、支庁、区市町村、都内関係機関等）

経路図

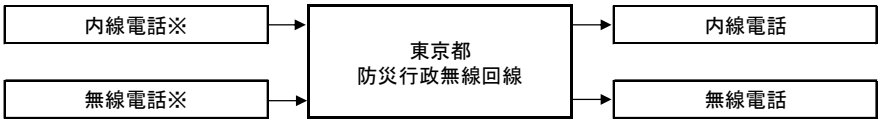

かけ方（内線電話）

・内線電話を利用して内線電話にかける場合

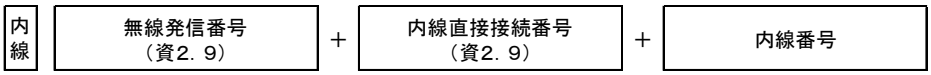

（例） 9 ＋ 8049 ＋ 内線番号 （西建の内線電話から青梅市役所の内線電話にかける場合）

・内線電話を利用して無線電話にかける場合

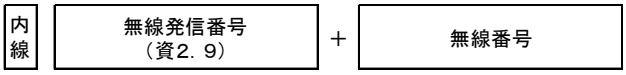

（例） 8 ＋ 70972 （南東建の内線電話から河川部防災課にかける場合）

かけ方（無線電話）

・無線電話を利用して内線電話にかける場合

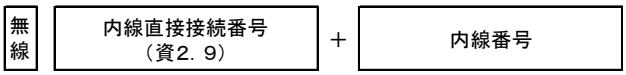

（例） 7349 ＋ 内線番号 （各事務所の無線電話から文京区役所の内線電話にかける場合）

・無線電話を利用して無線電話にかける場合

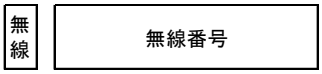

（例） 73076 （各事務所の無線電話から千代田区役所にかける場合）

●マイクロ無線回線を利用する場合 （通信先：国土交通省、他県等）

経路図

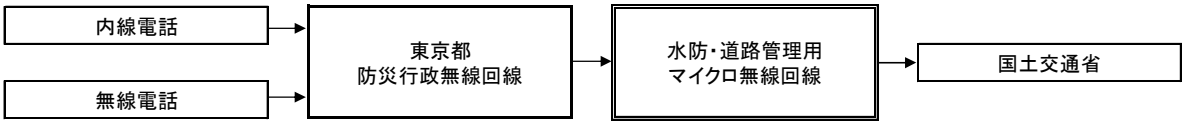

かけ方（内線電話）

・内線電話を利用して各機関にかける場合

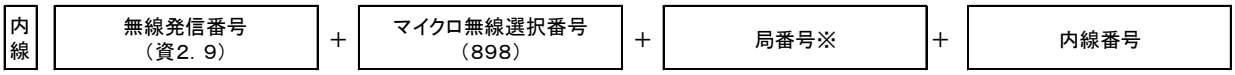

（例） 6 ＋ 898 ＋ 83－733 ＋ 591 （六建の内線電話から荒川下流河川事務所にかける場合）

かけ方（無線電話）

・無線電話を利用して各機関にかける場合

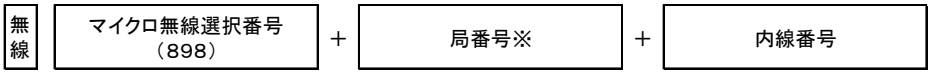

（例1） 898 ＋ 83－733 ＋ 591 （各事務所の無線電話から荒川下流河川事務所にかける場合）

（例2） 898 ＋ 83－703 ＋ 314 （各事務所の無線電話から埼玉県県土整備部にかける場合）

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

●地域衛星通信ネットワーク回線を利用する場合 （通信先：他県等）

経路図

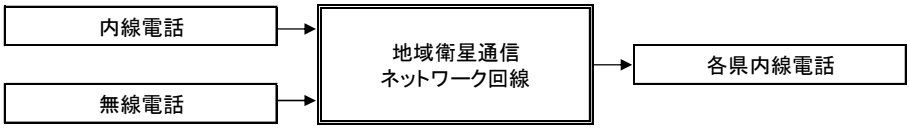

かけ方（内線電話）

・内線電話を利用して各県の内線電話・無線電話にかける場合

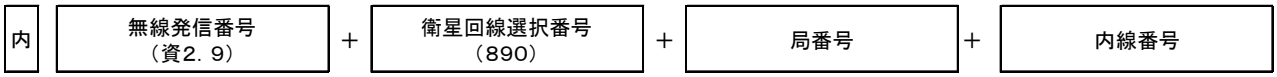

（例） 8 ＋ 890 ＋ 014－413 ＋ 9245 （南東建から厚木土木事務所東部センターにかける場合）

かけ方（無線電話）

・無線電話を利用して各県の内線電話・無線電話にかける場合

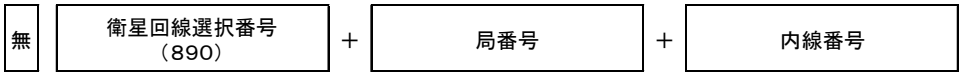

（例） 890 ＋ 011－200－6 ＋ 5137 （各事務所から埼玉県県土整備部にかける場合）

●建設局MCA無線を利用する場合 （通信先：建設事務所）

経路図

かけ方（MCA無線）

（例） 1250 （建設局河川部防災課の半固定機にかける場合）

●水防災総合情報システム回線を利用する場合 （通信先：建設事務所、支庁）

経路図

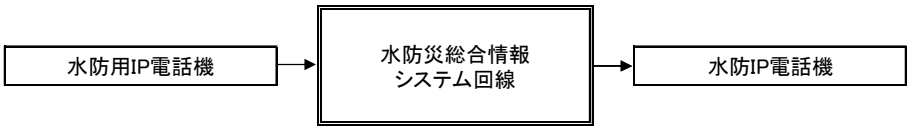

かけ方（水防用IP電話）

（例） 11801 （建設局河川部防災課　水防室にかける場合）

９．２．３　区市町村から各機関への通信方法

●防災行政無線回線を利用する場合 （通信先：建設事務所、支庁、区市町村等）

経路図

かけ方（内線電話）

・内線電話を利用して内線電話にかける場合

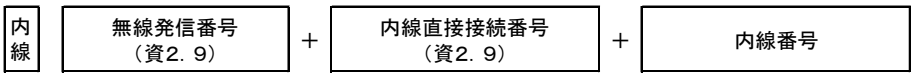

（例） ６ ＋ ２ ＋ 41－551 （文京区役所から河川部防災課防災総括担当にかける場合）

かけ方（無線電話）

・無線電話を利用して無線電話にかける場合

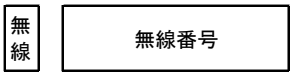

（例） 73076 （各機関から千代田区役所にかける場合）

● マイクロ無線回線を利用する場合 （通信先：国土交通省、他県等）

経路図

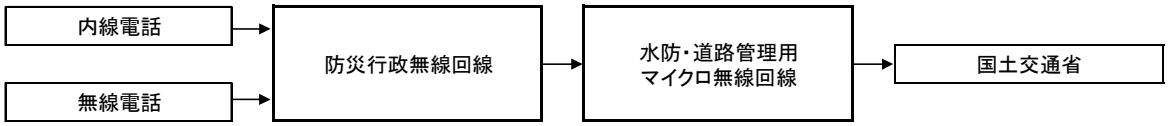

かけ方（内線電話）

・内線電話を利用して各機関にかける場合

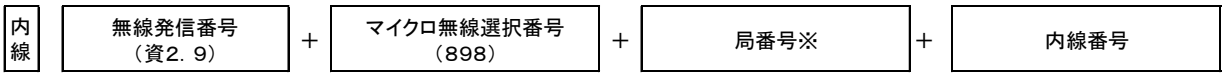

（例） 141 ＋ 898 ＋ 83－733 ＋ 591 （板橋区役所から荒川下流河川事務所にかける場合）

かけ方（無線電話）

・無線電話を利用して各機関にかける場合

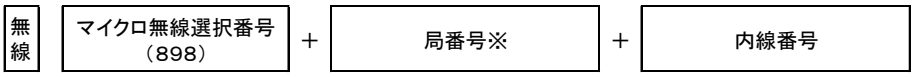

（例1） 898 ＋ 83－733 ＋ 591 （各機関から荒川下流河川事務所にかける場合）

（例2） 898 ＋ 83－703 ＋ 314 （各機関から埼玉県県土整備部にかける場合）

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

９．２．４　他県から各機関への通信方法

●マイクロ無線回線を利用する場合　（通信先：水防本部、建設事務所、支庁、区市町村、国交省等）

経路図

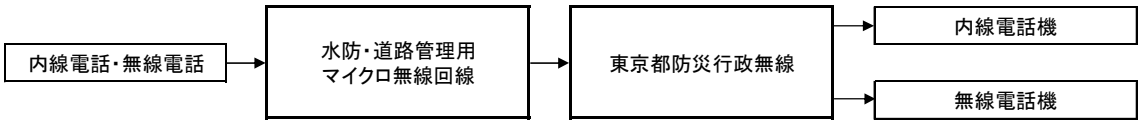

かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合

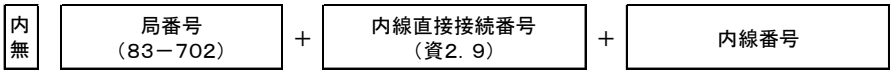

（例）　83－702　＋　2　＋　41－582　（各県から東京都水防本部にかける場合）

かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合

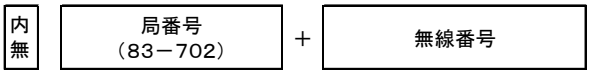

（例）　83－702　＋　70972　（各県から水防災対策室にかける場合）

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

●地域衛星通信ネットワーク回線を利用する場合（通信先：水防本部、建設事務所等）

経路図

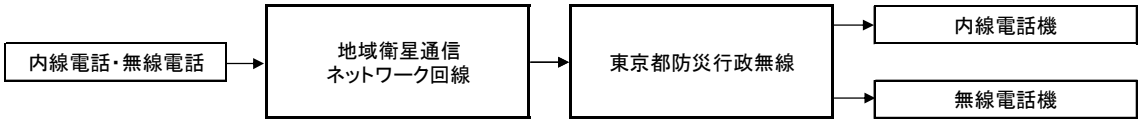

かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合

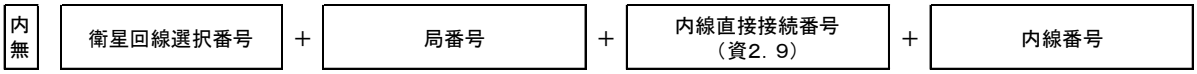

（例）　＊989　＋　013－100　＋　2　＋　41－582　（埼玉県県土整備部から東京都水防本部にかける場合）

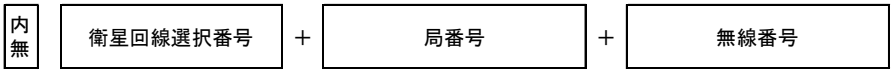

（例）　9　＋　013－100　＋　70972　（神奈川県から東京都水防本部にかける場合）

９．２．５　国土交通省から各機関への通信方法

●　マイクロ無線回線を利用する場合　（通信先：水防本部、建設事務所等）

経路図

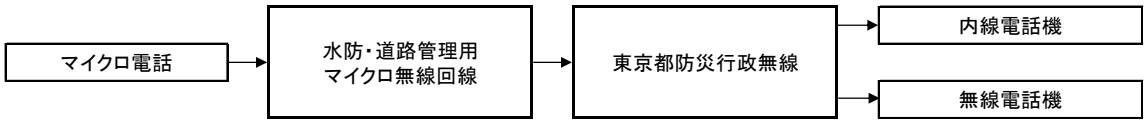

かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関の内線電話にかける場合

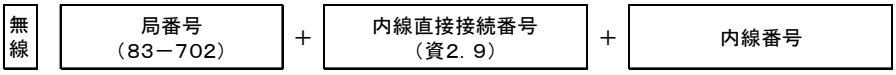

（例）　83－702　＋　2　＋　41－551　（建設局河川部防災課）

・内線電話・無線電話を利用して各機関の無線電話にかける場合

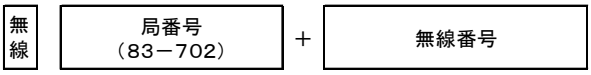

（例）　83－702　＋　70972　（東京都水防本部（水防災対策室））

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

防災行政無線番号一覧

※ 区市町村、都出先機関、防災関係機関等は「東京都防災行政無線電話番号簿」を参照
※ 総務局総合防災部及び国土交通省関東地方整備局を除く無線局は、水防本部において統制*が可能（「東京都防災行政無線局の管理及び運営に関する要綱」（抜すい）参照）
＊ 統制：ホットラインの設定、通信時間規制、発信規制など

機関の名称	無線電話	内線電話	FAX番号
河川部	70972 70983	41-551 41-582	70071 70098
第一建設事務所	75411	252	75401
第二建設事務所	75511	3810	75501
第三建設事務所	75611	303	75601
第四建設事務所	75711	451	75701
第五建設事務所	75811	7589	75801
第六建設事務所	75911	300	75901
西多摩建設事務所	83011	2511	83001
南多摩東部建設事務所	83111	3511	83101
南多摩西部建設事務所	83211	431,432	83201
北多摩南部建設事務所	83311	451	83301
北多摩北部建設事務所	83411	3710	83401
江東治水事務所	77111		77101
水門管理センター	72211		72201
木下川センター	77122		77102
港湾局東京港建設事務所 高潮対策センター	76111		76101
第二高潮対策センター	76011		76001
警視庁	76311		76301
東京消防庁	71511		71501
総務局総合防災部	70227	25-121	70013
国土交通省関東地方整備局 （災害対策室）	898-83-6391 898-83-6392		898-83-2939

９．２．６　画像伝送システム端末

画像伝送システムは、防災行政無線により映像、音声等を伝達することで、地点間でのテレビ会議等に使用することができるものである。

画像伝送システム端末設置機関一覧（抜粋）

建設局総務部	建設局河川部	建設局道路管理部	第一建設事務所
第二建設事務所	第三建設事務所	第四建設事務所	第五建設事務所
第六建設事務所	西多摩建設事務所	南多摩東部建設事務所	南多摩西部建設事務所
北多摩南部建設事務所	北多摩北部建設事務所	江東治水事務所	港湾局総務部
港湾局高潮対策センター	港湾局第二高潮対策センター	港湾局東京港建設事務所	警視庁
東京消防庁	東京都防災センター		

９．３　防災行政無線系統図

図－1　　防災行政無線系統図（全都移動系抜粋）
通信事項　防災行政事務に関する事項

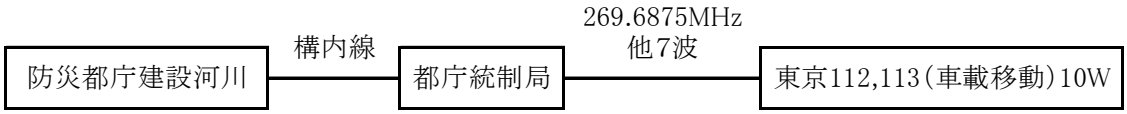

図－2　　防災行政無線系統図（地区移動系）
周波数153.25MHz, 153.77MHz
通信事項　防災行政事務に関する事項

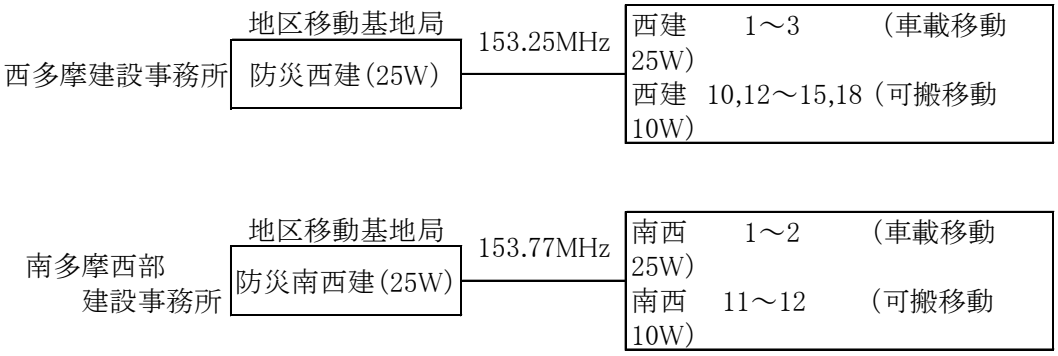

注）１．本図について

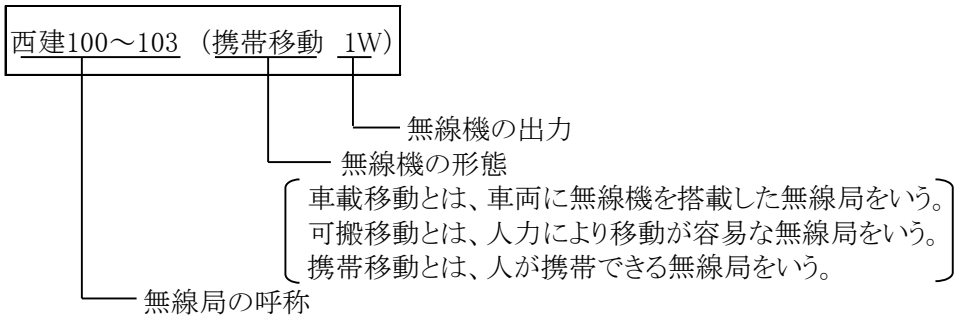

２．MCA無線の本格導入に伴い、電波状況の悪い建設事務所等に防災行政無線を配備している。

図－３　　水門用無線局系統図

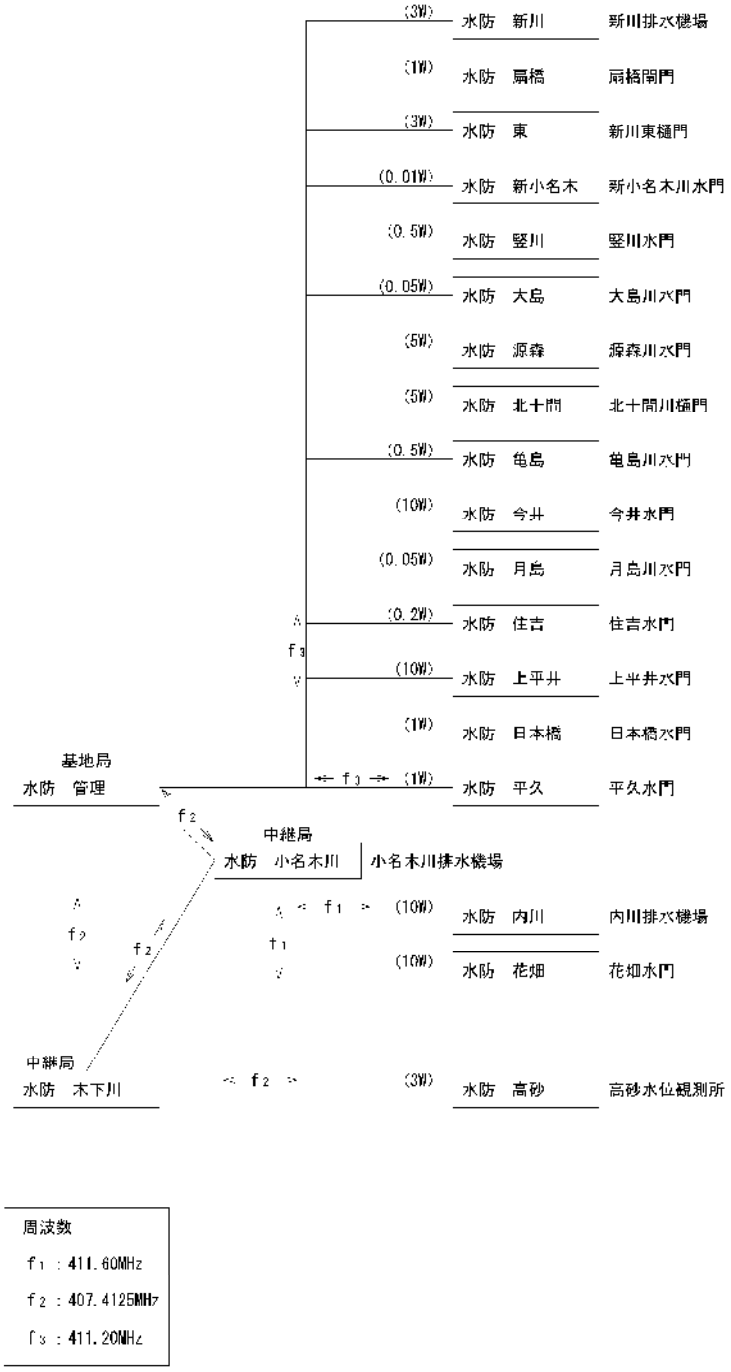

９.４　通信優先利用

水防に関する通信連絡は上記施設によるが、国土交通大臣、都知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。（法２７）

（１）　警察通信施設

（２）　気象官署通信施設

（３）　鉄道通信施設

（４）　電気事業通信施設

第１０章　防災情報の提供

東京都では、都市化の進展に伴い、河川流域の保水・遊水機能の低下や下水道の普及による洪水到達時間の短縮化などにより、河川への流出量が増大し、洪水の危険性が高まっている。また、氾濫域における地下空間利用の高度化による被害ポテンシャルが増大しており、地下空間の浸水被害や、それに伴う交通・ライフライン等都市機能の麻痺など、いわゆる「都市型水害」が頻発している。こうした都市型水害による被害の軽減を目的とし、治水施設の着実な整備を進める一方、防災情報の提供など、ソフト対策にも積極的に取り組んでいる。

１０．１　過去の水害記録

都では、毎年の水害の状況を浸水実績図と併せて「水害記録」として公表している。

建設局ホームページ

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/suishin/suigai_kiroku/kako.html

１０．２　洪水浸水想定区域図

都では、円滑かつ迅速な避難の確保や浸水防止の取組の促進により、水災による被害の防止や軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水区域を示した「洪水浸水想定区域図」と、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域を示した「高潮浸水想定区域図」を作成し、公表している。

なお、都では、川から水があふれることで浸水する外水氾濫と下水道管の能力を超えて浸水する内水氾濫の両方を合わせて表示した「浸水予想区域図」も作成、公表している。

建設局ホームページ（洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html

港湾局ホームページ（高潮浸水想定区域図）

http://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/yakuwari/takashio/shinsuisoutei.html

１０．３　洪水ハザードマップ

各区市町村では、上記洪水浸水想定区域図等に基づき、浸水の区域や程度とともに、避難路や避難場所などの情報をわかりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を作成・公表している。また、国管理河川において、国土交通省が作成した洪水浸水想定区域図に基づきハザードマップを作成・公表している区市町村もある。

なお、各区市町村で公表している洪水ハザードマップについては、東京都建設局のホームページでリンクをまとめている。

建設局ホームページ

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu03.html

１０．４　東京都における排水作業準備計画

都では、大規模な高潮により浸水が発生した際に速やかな解消を図るため、排水作業等の具体的な方法・手順を取りまとめた「東京都における排水作業準備計画」を令和４年８月に作成し、東京都建設局のホームページで公表している。

建設局ホームページ

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/suibo/haisuijunbi.html

１０．５　土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所マップ

都では、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」に基づき、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定している。また、土砂災害の被害のおそれのある箇所を土砂災害危険箇所マップとして、東京都建設局のホームページで公表している。

建設局ホームページ

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html

１０．６　雨量・河川水位等の情報提供

雨量、河川水位、河川監視映像等の防災情報は、以下のホームページでパソコンや携帯電話、スマートフォン等から確認することができる。

気象庁　https://www.jma.go.jp/jma/index.html

国土交通省

・川の防災情報

https://www.river.go.jp/

・防災情報提供センター

https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

【携帯版】https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html　（携帯版二次元バーコード）

・国管理河川監視映像

【利根川上流河川事務所】　https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00126.html

【江戸川河川事務所】　https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index007.html

【荒川上流河川事務所】　https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index005.html

【荒川下流河川事務所】　https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00079.html

【京浜河川事務所】　https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index034.html

東京都建設局

・東京都水防災総合情報システム

https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html

【携帯版】https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/i/tsim0201g.html

【スマートフォン版】

https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/s/tsim0401g.html

※東京都水防災総合情報システムは、英語、中国語（簡体字）、韓国語にも対応

（携帯版）　（スマートフォン版）

・東京都水防チャンネル（YouTube）

https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ

（二次元バーコード）

・水門閉鎖情報配信メールサービス

https://www.mag2.com/m/M0050679

【携帯版】http://mobile.mag2.com/mm/M0050679.html

（携帯版）　（スマートフォン版）

東京都下水道局

・東京アメッシュ

https://tokyo-ame.jwa.or.jp/

（スマートフォン版）

東京都港湾局

・東京都高潮防災総合情報システム

https://www.takashio-bosai.metro.tokyo.lg.jp/im/tkim0101g.html

※英語、中国語（簡体字）、韓国語にも対応

（二次元バーコード）

・東京都高潮防災チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCHas0i3-m3Ig0y00Bvm85qA

（二次元バーコード）

１０．７　大雨警報・洪水警報の危険度分布

気象庁から、大雨警報・洪水警報等を補足する情報として、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、及び洪水警報の危険度分布が発表されている（常時 10 分毎に更新）。

大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

これらの概要は次のとおりである。

(1) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。

(2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。

(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。

気象庁ホームページ

・大雨警報（土砂災害）の危険度分布

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/

・大雨警報（浸水害）の危険度分布

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/

・洪水警報の危険度分布

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

【土砂災害】　【浸水害】　【洪水】

（二次元バーコード）

１０．８　東京都防災Ｘによる情報提供

河川水位や雨量等、水防に関する情報は、水防管理団体や防災機関等の水防活動及び地域住民などの自主的な避難行動に際して極めて重要な基礎情報であり、迅速かつ的確な提供に取組んでいる。

防災Ｘは、リアルタイムに情報を発信する利点を持ち、移動中の対象についても広く伝播が期待できる SNS の一種として、都民に対して水防に関する情報を迅速に周知させ、注意喚起を行うものである。

水防に関する情報発信は「東京都　防災」で行っており、概要は以下のとおりである。

（1）アカウント名

アカウント名	@tokyo_bousai（東京都 防災）
URL	https://x.com/tokyo_bousai

（二次元バーコード）

（２）水防に関する発信情報

- 洪水予報等の氾濫危険情報等
- 土砂災害警戒情報
- その他水防上必要な情報

（３）発信例

・氾濫危険情報（左：洪水予報河川、右：水位周知河川）を発信する場合

・土砂災害警戒情報を発信する場合

資　料　編

資　料　編

１．関係法令等 …… 資１－１
資１．１　水防法 …… 資１－１
資１．２　水防法施行令 …… 資１－34
資１．３　水防法施行規則 …… 資１－36
資１．４　水防法施行通知[一部施工通知]（平成２７年７月２１日） …… 資１－46
資１．５　水防法施行通知[一部施工通知]（平成２７年１１月１９日） …… 資１－61
資１．６　水防法施行通知（平成２９年６月１９日） …… 資１－66
資１．７　水防法施行通知（令和３年７月１５日） …… 資１－89
資１．８　水防法施行通知（令和３年１１月１日） …… 資１－104
資１．９　水防法施行通知（令和５年５月３１日） …… 資１－107
資１.10　東京都水防条例 …… 資１－109
資１.11　東京都水防協議会運営要領 …… 資１－110
資１.12　東京都水防信号等に関する規則 …… 資１－112
資１.13　東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱（抜すい） …… 資１－113

２．水防業務分担 …… 資２－１
資２．１　東京都水防本部業務要領 …… 資２－１
資２．２　水防本部業務分担表 …… 資２－４
資２．３　建設事務所及び江東治水事務所の業務分担表 …… 資２－６
資２．４　水防管理団体水防業務分担表 …… 資２－13
資２．５　消防機関業務分担表 …… 資２－24
資２．６　警察機関業務分担表 …… 資２－30
資２．７　国土交通省関東地方整備局水防業務分担表 …… 資２－36
資２．８　関係機関連絡窓口一覧 …… 資２－38
資２．９　関係機関無線発信番号および内線直接接続番号一覧 …… 資２－39
資２.10　関係機関の回線選択番号および局番号一覧 …… 資２－40
資２.11　建設局ＭＣＡ無線番号および水防災総合情報システムＩＰ電話番号一覧 …… 資２－41

３．雨量・水位観測所等 …… 資３－１
資３．１　雨量観測所 都及び区市管理（水防災総合情報システムに情報取込みあり） …… 資３－１
資３．２　雨量観測所 気象庁管理 …… 資３－６
資３．３　雨量観測所 区市管理（水防災総合情報システムに情報取込みなし） …… 資３－７
資３．４　水位観測所 都及び区管理 …… 資３－９
資３．５　水位観測所 国土交通省管理 …… 資３－19
資３．６　水位観測所 区市管理 …… 資３－21
資３．７　潮位観測所 …… 資３－22
資３．８　映像監視局 都管理 …… 資３－24
資３．９　映像監視局 国土交通省管理 …… 資３－31
資３.10　映像監視局 区市管理 …… 資３－33
資３.11　「東京都水防災総合情報システム」における雨量観測値 …… 資３－37
資３.12　「東京都水防災総合情報システム」における水位観測値 …… 資３－38

４．水防上注意を要する箇所等 …… 資４－１
資４．１　令和６年度　水防上注意を要する箇所（都管理河川） …… 資４－１
資４．２　令和６年度　重要水防箇所（国土交通省管理河川） …… 資４－11

５．河川情報等の発表に関する協定、様式等 ・・・

資６.31　葛飾区排水機場操作規程 ･･･ 資６－58
資６.32　調布排水樋管操作規則（要約） ･････････････････････････････････････ 資６－61
資６.33　玉川排水樋管操作方法（要約） ･････････････････････････････････････ 資６－62
資６.34　都内水門操作状況一覧伝達様式 ･････････････････････････････････････ 資６－63
資６.35　小河内ダム事前放流実施要領 ･･･ 資６－65

７．水防用備蓄資器材等･･･ 資７－１
資７．１　水防用備蓄資器材一覧表（東京都、警察・消防機関、水防管理団体）･････････ 資７－１
資７．２　水防用備蓄資器材一覧表（国土交通省）･････････････････････････････････ 資７－25
資７．３　水防用土砂採取箇所一覧表（東京都、水防管理団体）･････････････････････ 資７－27
資７．４　水防用土砂採取箇所一覧表（国土交通省）･････････････････････････････ 資７－30
資７．５　水防工法 ･･･ 資７－31
資７．６　移動式排水ポンプ配置表 ･･･ 資７－36

８．水防活動等の報告に関する様式等･･･ 資８－１
資８．１　水防巡視要領 ･･･ 資８－１
資８．２　水防活動報告書① ･･･ 資８－４
資８．３　水防活動報告書②＜参考＞ ･･･ 資８－５
資８．４　水防活動実施報告書 ･･ 資８－６
資８．５　河川に係わる災害発生時の情報伝達マニュアル･････････････････････････ 資８－７
資８．６　国への出水状況報告様式 ･･ 資８－11
資８．７　災害報告（がけ崩れ） ･･･ 資８－16
資８．８　被害報告表 ･･ 資８－17

９．東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針･････････････････････ 資９－１
資９．１　東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針･････････････････････ 資９－１

１．関係法令等

資１．１　水防法

（昭和 24.6.4　法律 193 号）

改正　昭和 27. 7.31　法律 258 号、同 29. 6. 1　同 140 号、同 29. 6. 8 同 163 号、
同 30. 7.11　同　61 号、同 31. 6.11　同 141 号、同 32. 5.16 同 105 号、
同 33. 3.15　同　 8 号、同 35. 6.30　同 113 号、同 47. 6.23 同　94 号、
同 57. 7.16　同　66 号、同 59.12.25　同　87 号、同 60. 6.21 同　89 号、
平成 6. 6.29　同　49 号、同　7. 4.21　同　69 号、同 11. 7.16 同　87 号、
同 11.12.22　同 160 号、同 13. 6.13　同　46 号、同 17. 5. 2 同　37 号、
同 23. 8.30　同 105 号、同 23.12.14　同 124 号、同 25. 6.12 同　35 号、
同 25. 6.14　同　44 号、同 25. 6.21　同　54 号、同 26.11.19 同 109 号、
同 27. 5.20　同　22 号、同 29. 5.19　同　31 号、令和 3. 5.10 同 30 号、
同　3. 5.10　同　31 号、同　4. 6.17　同　68 号、同　5. 5.31　同 37 号

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　水防組織（第三条―第八条）
第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三）
第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条）
第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
第七章　雑則（第四十五条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管

理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する

財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域

内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

４　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

５　　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

６　　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

７　　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

２　　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

５　　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知さ

せなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防

計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪

水浸水想定区域として指定するものとする。

一　　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二　　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三　　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三　　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

３　　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

２　　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交

通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第

二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構

成員）

３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

６　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

８　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

２　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、

同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

２　　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

３　　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

４　　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

５　　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

２　　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

３　　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

４　　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその

損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

２　　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

３　　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

２　　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　　国土交通大臣

二　　当該河川の存する都道府県の知事

三　　当該河川の存する市町村の長

四　　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五　　当該河川の河川管理者

六　　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七　　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

３　　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

２　　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　　当該都道府県知事

二　　当該河川の存する市町村の長

三　　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四　　当該河川の河川管理者

五　　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六　　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３　　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条　　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条　　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条　　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条　　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当

該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条　　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条　　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができ

る。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係

る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）
第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四　水防に関する調査研究を行うこと。
五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）
第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）
第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
２　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
３　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
４　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）
第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）
第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条　　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

２　　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

３　　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

４　　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条　　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二　　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条　　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

２　　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

３　　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）
第四十六条　　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）
第四十七条　　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
２　　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）
第四十八条　　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）
第四十九条　　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
２　　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）
第五十条　　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）
第五十一条　　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
２　　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
第五十三条　　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以

下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　　第二十条第二項の規定に違反した者

三　　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

１　　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

２　　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

３　　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

４　　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）　抄

１　　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月八日法律第一六三号）　抄

（施行期日）
１　この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附　則　（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）　抄

１　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附　則　（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三三年三月一五日法律第八号）
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）
第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。
２　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附　則　（昭和四七年六月二三日法律第九四号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則　（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則　（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附　則　（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）
１　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則　（平成七年四月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成七年八月一日
第三条　この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一三年六月一三日法律第四六号）　抄

（施行期日）

１　　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成一七年五月二日法律第三七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。
第三条　旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二二年一一月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成二五年六月一二日法律第三五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行

の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二五年六月一四日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定　平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二五年六月二一日法律第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五

号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）
第二十二条　　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）
第一条　　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二七年五月二〇日法律第二二号）　抄

（施行期日）
第一条　　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　　第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。
２　　前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）
第五条　　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条　　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二九年五月一九日法律第三一号）　抄

（施行期日）
第一条　　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条　　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条　　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三〇号）　抄

（施行期日）
第一条　　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三一号）　抄

（施行期日）
第一条　　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　　附則第三条の規定　公布の日
二　　第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、

第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
第三条　　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第四条　　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月三一日法律第三七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第五条　　この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条　　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資１．２　水防法施行令

平成 23 年 12 月 26 日政令第 428 号
改正　平成 29 年 6 月 14 日政令第 158 号

内閣は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十二条第一項第二号 の規定に基づき、この政令を制定する。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）
第一条　水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一　浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為
二　仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

（特定緊急水防活動）
第二条　法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。
一　氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
二　氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
三　前二号の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
四　人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
五　堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

附　則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附　則　（平成二九年六月一四日政令第一五八号）

（施行期日）
１　この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

２　第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとすることにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。

資１．３　水防法施行規則

平成12年11月21日　　建設省令第 44号
改正　平成17年 6月 1日国土交通省令第 62号
改正　平成23年12月26日国土交通省令第100号
改正　平成25年 7月 5日国土交通省令第 59号
改正　平成25年 9月13日国土交通省令第 76号
改正　平成27年 7月17日国土交通省令第 54号
改正　平成29年 6月14日国土交通省令第 36号
改正　令和２年12月23日国土交通省令第 98号
改正　令和３年７月14日国土交通省令第 48号
改正　令和３年10月29日国土交通省令第 69号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）
第一条　水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。
２　洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
３　第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
４　第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
５　前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
６　洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）
第一条の二　法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川

の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条　法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一　指定の区域

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条　法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

２　前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条　法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

２　第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二　法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水

の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条　法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定の区域

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水継続時間

２　法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条　法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

２　前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条　法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

２　高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

３　前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

４　第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準）

第七条の二　法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条　法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　指定の区域
二　浸水した場合に想定される水深
三　浸水継続時間

（高潮浸水想定区域等の公表）
第九条　法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。
２　前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）
第十条　法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）
第十一条　法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。
一　第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項
ロ　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項
二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）
第十二条　法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
二　地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
三　地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四　地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
五　地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
六　自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
イ　法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
七　前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
２　地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）
第十三条　地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。
２　統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
３　地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）
第十四条　法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）
第十五条　法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　統括管理者の氏名及び連絡先
二　自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
三　法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）
第十六条　法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
二　要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
四　要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
六　前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）
第十七条　第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）
第十八条　法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
二　大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
三　大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
四　大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
六　前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用）
第十九条　第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

（その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地）
第十九条の二　法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

（浸水被害軽減地区の指定の公示）

第十九条の三　法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一　浸水被害軽減地区の指定をする旨

二　当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

三　当該浸水被害軽減地区の位置

四　当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

２　前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図

（浸水被害軽減地区の標識の設置の基準）

第十九条の四　法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を明示したものであること。

イ　浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

ロ　浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

ハ　浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先

ニ　標識の設置者及びその連絡先

二　浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出）

第十九条の五　法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

２　法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

３　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項）
第十九条の六　法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。
（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知）
第十九条の七　法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

（氾濫による被害の拡大を防止するための作業）
第二十条　水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
第二十一条　法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（権限の委任）
第二十二条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一　法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
二　法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
三　法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
四　法第三十一条の規定により指示をすること。
五　法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附　則
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附　則　（平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）
この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。
附　則　（平成一七年六月一日国土交通省令第六二号）　抄

（施行期日）
第一条　この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
附　則　（平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。
附　則　（平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）
この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。
附　則　（平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。
附　則　（平成二七年一月一六日国土交通省令第二号）　抄

（施行期日）
第一条　この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。
附　則　（平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号）　抄

（施行期日）
第一条　この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。
附　則　（平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）
この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。
附　則　（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則　（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。
附　則　（令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号）　抄

（施行期日）
１　この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

別記様式（第 19 条の 5 関係）

別記様式（第１９条の５関係）

浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書

水防法（以下「法」という。）第１５条の８第１項の規定により法第１５条の８第１項本文に規定する行為を届け出ます。 年　　月　　日 殿 届出者　住所 氏名	
1　浸水被害軽減地区の名称及び指定番号	
2　法第１５条の８第１項本文に規定する行為の種類	
3　法第１５条の８第１項本文に規定する行為を行う場所	
4　法第１５条の８第１項本文に規定する行為の設計又は施行方法の概要	
5　法第１５条の８第１項本文に規定する行為の着手予定日	年　　月　　日
6　法第１５条の８第１項本文に規定する行為の完了予定日	年　　月　　日
7　その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年　　月　　日　　第　　号

備考　1　届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
2　※印のある欄は記載しないこと。
3　法第１５条の８第１項本文に規定する行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
4　「その他必要な事項」の欄には、法第１５条の８第１項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

資１．４　水防法施行通知[一部施行通知]（平成２７年７月２１日）

平成２７・７・２１　国水政第２４号
国水下企第３０号
各都道府県知事、各指定市の長
各地方整備局長、北海道開発局、
沖縄総合事務局長あて
国土交通省水管理・保全局長

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）は、平成 27 年５月 20 日に公布され、平成 27 年７月 19 日に施行されたところである。

また、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 27 年政令第 273 号）及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（平成 27 年国土交通省令第 54 号）は、平成 27 年７月 17 日に公布され、改正法のうち公布から６月以内に施行されることとされている雨水公共下水道及び下水道の維持修繕基準に関する規定を除き、平成 27 年７月 19 日に施行された。

改正法の施行については、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、（※）速やかに関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、水防行政及び下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

注）　各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、（※）以下を、「速やかに関係事項を貴管下関係機関に周知方取り計らわれ、水防行政及び下水道行政の運営に万全を期されたく通知する。」とする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言とする。

記

一　水防法関係

１ 用語の定義の追加（第２条関係）

雨水出水に係る浸水対策については、洪水に係る水防活動の一部として、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の対象としてきたところである。近年、雨水出水に起因する大規模な浸水被害が発生しており、浸水被害の防止をより推進するため、「一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水」を「雨水出水」として定義し、水防法の目的に明記するものとした。

なお、「雨水出水」とは、一般に「内水」としていた概念を指す用語であり、降雨による出水全般を指すものではないことに留意されたい。

２ 水防計画における下水道管理者の協力に関する事項の記載について（水防法第２条、第７条及び第 33 条並びに下水道法第 23 条の２関係）

水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものにするため、都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、下水道管理者の水防活動への協力について記載することができるものとしたものである。

下水道管理者による協力の内容としては、下水道の水位に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加、資機材の提供等が想定される。水防計画に記載された協力事項については、下水道管理者は協力することが義務付けられることとなる。また、水防計画への記載に当たっては、都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者があらかじめ下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。なお、水防計画に記載した事項以外について、下水道管理者が協力することを排除しているものではなく、下水道の管理を通じて水災の防御を図るという下水道管理者の責務はこれまでと変わるものではないことに留意されたい。

３ 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知について（水防法第 13 条の２関係）

（１）本規定の必要性について

雨水出水においては、その原因となる短時間かつ局地的に降る大雨を事前に予測することが困難であること及び降雨から浸水までの時間が極めて短いことを踏まえ、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じることが必要である。

このため、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（以下「水位周知下水道」という。）について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとしたものである。また、当該通知をした都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとしている。

（２）水位周知下水道の指定について

水位周知下水道の指定は、公共下水道等の排水施設等の名称を都道府県の水防計画に規定することにより行われたい。

また、「雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるもの」とは、雨水出水による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される公共下水道等の排水施設等を指すものであり、都道府県知事又は市町村長が総合的に判断するべきものであるが、例えば、氾濫水が地下街等に一気に流入し、人的被害が発生するおそれがある地下街等が発達している区域に存する公共下水道等の排水施設等が想定される。

（３）雨水出水特別警戒水位の設定について

雨水出水特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を的確に提供していくために定められる性質のものであり、具体的には、住民等の避難に要する時間及び下水道の水位の上昇速度等を考慮して定められるものである。

雨水出水特別警戒水位を設定する際には、水位周知下水道の水位観測所名及びその水位観測所における雨水出水特別警戒水位を都道府県の水防計画に規定されたい。

（４）雨水出水に係る水位情報の周知について

雨水出水特別警戒水位に達した旨を一般に周知するに当たっては、降雨から浸水までの時間が極めて短い雨水出水の特性を踏まえ、報道機関に協力を求めることに加え、緊急速報メールを活用する等、インターネット、携帯端末等の地域の実情に応じて速報性のある伝達手段を積極的に活用し、円滑かつ迅速に周知が図られるよう努められたい。

４ 高潮に係る水位情報の通知及び周知について（水防法第 13 条の３関係）

（１）本規定の必要性について

高潮においては、災害が発生する前に円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じ、被害の軽減を図ることが必要である。

このため、都道府県知事が、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（以下「水位周知海岸」という。）について、高潮特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとしたものである。また、当該通知をした都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとしている。

（２）水位周知海岸の指定について

水位周知海岸の指定は、海岸名並びに起点及び終点を都道府県の水防計画に規定することにより行われたい。

「高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるもの」とは、高潮による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される海岸を指すものであり、都道府県知事が総合的に判断するべきものであるが、例えば、地形等の条件から被害が発生するおそれの高い県庁所在地、地域の中核的な都市、三大都市圏等に係る海岸が想定される。

水位周知海岸を指定しようとする場合においては、都道府県における水防協議会（水防協議会が設置されていない都道府県にあっては都道府県防災会議）に海岸管理者等の関係する施設管理者を参加させるよう努められたい。

（３）高潮特別警戒水位の設定について

高潮特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を的確に提供していくために定められる性質のものであり、具体的には、住民等の避難に要する時間、水位の上昇速度及び堤防等の構造等を考慮して設定するものである。

高潮特別警戒水位を設定する際には、対象とする海岸及び河川の起点及び終点、水位観測所名並びにその水位観測所における高潮特別警戒水位を都道府県の水防計画に規定されたい。

なお、高潮特別警戒水位を設定しようとする場合においては、水防協議会等の場を活用する等により、海岸管理者等の関係する施設管理者の意見を聴くよう取り計らわれたい。

（４）高潮に係る水位情報の周知について

高潮特別警戒水位に達した旨を一般に周知するに当たっては、報道機関に協力を求めることに加え、インターネット、携帯端末等の地域の実情に応じた伝達手段を積極的に活用し、円滑かつ迅速に周知が図られるよう努められたい。

５ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域について（水防法第 14 条、14 条の２及び 14 条の３関係）

（１）本規定の必要性について

洪水に係る浸水想定区域制度は、平成 13 年の水防法改正時に新たに設けられた制度であり、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な住民の避難の確保を図ること等を目的としているものである。

改正前の水防法においては、「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」（以下「計画降雨」という。）を前提として浸水想定区域を指定するものとしていたが、これまでの計画降雨を上回る降雨が発生しており、被害が頻発、激甚化することが想定されていることから、「想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模降雨」という。）を前提にするものとしたものである。

また、近年、洪水のほか、雨水出水及び高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発しており、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じる必要性が高まっている。このため、洪水への対応と同様に、想定最大規模降雨による雨水出水及び「想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模高潮」という。）に対する円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じるため、「雨水出水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」を設けるものとしたものである。

（２）洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定について

①雨水出水浸水想定区域の指定について

雨水出水浸水想定区域の指定は、水位周知下水道を対象として行うものであり、想定最大規模降雨により排水施設の排水能力を上回り排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は放流先の河川の水位上昇等に伴い排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

今回改正した水防法施行規則では、雨水出水浸水想定区域の指定に当たっては、下水道から河川等に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとした。

②高潮浸水想定区域の指定について

高潮浸水想定区域の指定は、水位周知海岸を対象として行うものであり、想定最大規模高潮により当該海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

高潮浸水想定区域の指定に当たっては、水位周知海岸のうち、高潮浸水想定区域に関する事項に大きな影響を及ぼす堤防等の構造及び管理の状況を勘案して想定最大規模高潮によって決壊が想定される全ての区間において決壊することを想定して行うものとした。また、それらの構造及び管理の状況については、当該施設の管理者の意見を聴くものとした。

③浸水想定区域の早期指定について

洪水若しくは雨水出水により地下街等が発達している区域の浸水が想定される河川若しくは公共下水道等の排水施設等又は高潮により大きな被害が発生するおそれの高い東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海若しくは有明海等に存する海岸については、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等が特に必要であることから、これらに係る洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下単に「浸水想定区域」という。）を、早期に指定するよう努められたい。なお、当該指定の実施目標は、概ね５年程度を想定している。

④連続施設から浸水する地下街等の取扱いについて

今回改正した水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）では、浸水想定区域の指定は、想

定最大規模降雨又は想定最大規模高潮により、地上部分の浸水は想定されない地下街等であっても、当該地下街等に地下で連続する施設（以下「連続施設」という。）から浸水することを想定し、連続施設を通じて浸水する地下街等の存する区域を含めて行うことができることを明確化したところである。

連続施設を通じて浸水する地下街等の存する区域を含めて、浸水想定区域を指定するに当たっては、当該地下街等の名称及び所在地を明示されたい。なお、連続施設を通じて浸水する地下街等は、連続施設からの浸水が想定される全ての地下街等ではなく、相当規模の地下街等であって当該地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保等が必要なものである。

⑤浸水想定区域の指定にあたり明示する事項について

今回改正した水防法施行規則では、浸水想定区域の指定の際には、指定の区域、浸水した場合に想定される水深を明らかにするとともに、長時間にわたり浸水するおそれがある場合には浸水継続時間を明らかにするものとした。洪水浸水想定区域については、加えて、計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び水深を、雨水出水浸水想定区域については、加えて、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにするものとした。

雨水出水浸水想定区域の指定における「主要な地点における一定の時間ごとに水深の変化」の「主要な地点」とは、地下街等の出入口等、住民の避難等に資する上で重要となる地点を想定しており、地下街等の所有者又は管理者が雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときに、地下街等の利用者の全てが安全に避難できることの確認等に用いることを想定している。

⑥浸水想定区域の指定の際の配慮について

ハザードマップ作成の効率化等を図るため、浸水想定区域の指定の前提となる電子データの保存に係るガイドラインを別途通知する予定であるので、それを参考とし、電子データを保存するよう努められたい。

また、浸水想定区域を指定する際には、市町村地域防災計画の修正等に要する期間に配慮し、指定の内容等について、あらかじめ市町村の防災担当部局に対して説明されたい。

（３）指定の変更について

①洪水浸水想定区域の指定の変更について

洪水浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ　洪水調節施設、放水路、堤防等の整備等河川整備の進捗により洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ　想定最大規模降雨の見直しにより洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ　土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ　技術の進歩等に伴う地形測量や氾濫解析の精度向上により、洪水浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホ　その他必要と認められる場合

②雨水出水浸水想定区域の指定の変更について

雨水出水浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ　下水道整備の進捗により雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ　想定最大規模降雨の見直しにより雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ　土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改

変等により雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ　技術の進歩等に伴う地形測量や氾濫解析の精度向上により、雨水出水浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホ　その他必要と認められる場合

③高潮浸水想定区域の指定の変更について

高潮浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ　堤防等の整備等海岸及び河川の整備の進捗により高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ　想定最大規模高潮の見直しにより高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ　土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ　技術の進歩等に伴う地形測量や水理解析の精度向上により、高潮浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホ　その他必要と認められる場合

６ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について（水防法第 15 条関係）

（１）市町村地域防災計画に定める事項について

改正前の水防法第 15 条第３項は、浸水想定区域の指定を受けて、市町村地域防災計画上に当該区域ごとの洪水予報等の伝達方法等を適切に定めることを義務づけるものであるが、今般、洪水浸水想定区域に加えて雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の制度を設けることから、これらの区域の指定があった際の市町村地域防災計画に定めるべき事項を規定したものである。

水防法第 15 条第１項第２号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」及び同項第３号の「災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項」は、従前の「避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項」に含まれていた事項として解されるべきものである。なお、（※）避難場所については、洪水、雨水出水及び高潮のそれぞれに適した指定緊急避難場所について記載し、避難経路については、水没するおそれのあるアンダーパス等の避難の際に危険な箇所を記載するよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

（※）以下を、「各都道府県知事に対して、「避難場所については、洪水、雨水出水及び高潮のそれぞれに適した指定緊急避難場所について記載し、避難経路については、水没するおそれのあるアンダーパス等の避難の際に危険な箇所を記載するよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

また、地下街等において、建設予定又は建設中の段階から、浸水防止板の設置等の対策をとることができるよう、市町村地域防災計画に定める地下街等の対象に「地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて不特定かつ多数の者が利用すると見込まれる施設」を追加するものとしたものである。

（２）避難措置の住民等への周知について

想定最大規模降雨又は想定最大規模高潮によって洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には、

住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあること、また、ハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、ハザードマップの周知先を当該地域の「住民」から「住民、滞在者その他の者」に改めるものとしたものである。これに伴い、従来は周知の手段として印刷物の配布を基本としてきたが、今後はインターネットによる周知を基本とするものとする。ただし、インターネットが使えない住民等に対しては、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等により、周知を図るものとする。

（３）市町村地域防災計画及びハザードマップの作成・見直しについて

（※）従前の浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を指定した場合、これらの浸水想定区域の指定の変更をした場合及び避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成し、見直しをするとともに、（２）に示す方法により住民等への周知を徹底するよう貴管内市町村に周知方努められたい。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

（※）以下を、「各都道府県知事に対して、「従前の浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を指定した場合、これらの浸水想定区域の指定の変更をした場合及び避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成・見直しするとともに、（２）に示す方法により住民等への周知を徹底するよう貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

７　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等について（第 15 条の２関係）

（１）連続施設の管理者等からの意見聴取について

改正前の水防法第 15 条の２では、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成しなければならないものとされている。

地下街等への浸水は、当該地下街等の出入口等から発生するだけでなく、当該地下街等と地下で連続している施設から予期せず発生する可能性がある。このため、地下街等の所有者又は管理者は、計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であって、その配置その他の状況に照らし、当該地下街等への浸水経路となることが想定されるビル等、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとしたものである。

（※）なお、市町村地域防災計画には、主要な地下街等だけでなく、当該地下街等と地下で連続している不特定かつ多数の者が利用するビル等についても記載に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、（※）以下を、「なお、各都道府県知事に対して、「なお、市町村地域防災計画には、主要な地下街等だけでなく、当該地下街等と地下で連続している不特定かつ多数の者が利用するビル等につい

ても記載に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

（２）雨水出水に対する避難確保・浸水防止計画の確認について

雨水出水については、その原因となる急な大雨（短時間強雨）を事前に予測することが困難であり、また、降雨開始から浸水発生までの時間が極めて短いことから、短時間で確実に避難を実施することが特に重要である。このため、今回改正した水防法施行規則では、雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときは、地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとした。

（３）避難確保・浸水防止対策の実施状況等の確認について

（※）市町村長が地下街等の所有者又は管理者から避難確保・浸水防止計画の報告を受けた場合には、その内容について確認するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づく避難訓練や浸水防止対策の実施状況の把握に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注）　各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

（※）以下を、「各都道府県知事に対して、「市町村長が地下街等の所有者又は管理者から避難確保・浸水防止計画の報告を受けた場合には、その内容について確認するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づく避難訓練や浸水防止対策の実施状況の把握に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

８　公用負担について（第 28 条関係）

改正前の水防法第 28 条では、地域の住民の生命を保護するため、緊急時において、水防の現場で、必要な土地を一時使用し、土石等の資材を使用すること等を認めている。排水ポンプ車や可搬型排水ポンプをはじめとする排水用機器が昨今の水防活動において重要な役割を果たすことから、改正水防法第 28 条第１項において公用負担の対象として排水用機器を位置づけるものである。

９　特定緊急水防活動について（第 32 条関係）

大規模な水災が発生して国が支援を行う必要が生じた場合に、国が円滑に支援を行えるよう、国が直接現地において行う応急対策活動については、水防法第 32 条に規定されているところである。今回改正した水防法施行規則では、高度な機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として、堤防等が決壊した際の、決壊箇所以外の浸水が想定される区域及び浸水した区域における水防資機材の設置による水流の制御を規定した。

（※）水流の制御の実施に当たっては、事前にその効果及び影響を把握する必要があることから、氾濫シミュレーション等を実施し、資材や要員、作業用機械の手配等を含めた作業計画を策定しておくものとした。

注）　各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

（※）以下を、「水流の制御の実施にあたっては、事前にその効果及び影響を把握する必要があることから、氾濫シミュレーション等を実施し、資材や要員、作業用機械の手配等を含めた作業計画を策定されたい」とする。

二　下水道法関係

１ 用語の定義の追加

（１）下水道の定義（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第２号関係）

「下水道」の定義規定において明記される下水道施設の例示に「貯留施設」を追加した。近年、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しており、都市部において雨水を貯留することの重要性が増すとともに、雨水貯留施設の管理に関する管理協定制度を設け、用語が多用されることとなったことから、「貯留施設」が「下水道」の一部であることを明確化した。

（２）浸水被害の定義（下水道法第２条第９号関係）

排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において、①排水施設に当該雨水を排除できないこと、又は、②排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことに起因する浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることを「浸水被害」として定義した。

２ 災害時維持修繕協定の締結について（下水道法第 15 条の２、第 25 条の 18、第 31 条関係）

（１）災害時維持修繕実施者について

下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において下水道管理者以外の者が下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があるときは、災害時維持修繕実施者（下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者）と災害時維持修繕協定を締結することができることとした。災害時維持修繕協定を締結することにより、災害時に下水道法第 16 条の承認を得ることなく、災害時維持修繕実施者は下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる。

災害時維持修繕実施者としては、民間企業や日本下水道事業団、下水道公社等を広く想定している。

（２）災害時維持修繕協定に記載する必要がある事項について

災害時維持修繕協定に記載する必要がある事項は以下の通りである。

イ　協定下水道施設の名称、範囲（下水道法第 15 条の２第１号関係）
　協定の目的となる協定下水道施設の範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが望ましい。

ロ　業務の内容（下水道法第 15 条の２第２号関係）
　各地域の状況等を勘案したうえで、災害時維持修繕実施者が業務を実施するための要件及び実施する業務の内容を定めることが望ましい。
　当該要件には、例えば、一定の震度や降雨量といった基準に該当する場合や下水道管理者から災害時維持修繕実施者に対する出動の要請があった場合に業務を実施することを定める。
　当該業務の内容には、例えば、緊急点検、緊急措置、応急復旧等を定める。

ハ　費用負担（下水道法第 15 条の２第３号関係）

ニ　災害時維持修繕協定の有効期間（下水道法第 15 条の２第４号関係）

ホ　災害時維持修繕協定に違反した場合の措置（下水道法第 15 条の２第５号関係）
　例えば、災害時維持修繕実施者が協定に違反した場合、書面による通告の上、協定を解除

できることなどを定める。

へ　その他必要な事項

協定に定めのない事項についての取扱については、その都度協議して定めることなどを定める。

３ 発生汚泥等の再生利用の努力義務化について（下水道法第 21 条の２第２項、第 25 条の 18 第１項関係）

下水道管理者の発生汚泥等を処理する場合の減量化に係る努力義務に加え、発生汚泥等の燃料又は肥料としての再生利用に係る努力義務を規定した。

燃料としての再生利用とは、例えば、下水汚泥固形燃料や消化ガス、発生汚泥等の焼却廃熱等を利用することであり、肥料としての再生利用とは、例えば、りんその他の発生汚泥等に含まれる有用物質やコンポスト化した発生汚泥等を利用することである。これらの利用を図るため、発生汚泥等の処理施設の更新に当たり、燃料又は肥料として再生利用するための再生施設の整備を優先的に検討するなど、必要な措置を講じられたい。また、下水道管理者自らが利用するほか、下水道管理者以外の者による発生汚泥等の再生利用にも努めるものとする。

なお、発生汚泥等の再生利用に当たり、下水汚泥固形燃料を利用者に安心して使ってもらうための JIS 規格を定めているので活用されたい。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の関係規定を遵守するほか、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）に規定する肥料を生産する場合にあっては、下水道管理者は、肥料取締法に規定される生産業者に該当するので、同法の関係規定を遵守するほか、発生汚泥等から有害重金属等をほとんど含有しないりん化合物を回収する手法の導入を検討することや、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成 27 年３月改訂、農林水産省）に基づく品質管理を行うなど、良質な肥料の生産に努めるとともに、他者に発生汚泥等の処分を委託し、他者が肥料の生産を行う場合等にあっては、当該生産業者が良質な肥料を生産することに配慮されたい。また、農地への堆積等により周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、肥料の生産場所、生産量、流通計画等について、地方公共団体の関係部局と十分な調整を図られたい。

４ 水防計画における下水道管理者の協力に関する事項の記載について（水防法第２条、第７条及び第 33 条並びに下水道法第 23 条の２関係）【再掲】

水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものにするため、都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、下水道管理者の水防活動への協力について記載することができるものとしたものである。

下水道管理者による協力の内容としては、下水道の水位に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加、資機材の提供等が想定される。水防計画に記載された協力事項については、下水道管理者は協力することが義務付けられることとなる。また、水防計画への記載に当たっては、都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者があらかじめ下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。なお、水防計画に記載した事項以外について、下水道管理者が協力することを排除しているものではなく、下水道の管理を通じて水災の防御を図るという下水道管理者の責務はこれまでと変わるものではないことに留意されたい。

５ 下水道暗渠等への量水標等及び熱交換器等の設置に関する規制緩和について

下水道は、これまでも良好な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など多様な役割を担ってきたが、多発する局地的豪雨への対応や下水道が有する再生可能エネルギーの利用加速化への要請など、下水道を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、その期待されている役割を積極的に果たす必要がある。

このため、下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない範囲内で、下水道管理者は、下水道法第 25 条に基づく下水道条例に規定された占用許可又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４による行政財産の目的外使用許可（以下「占用許可等」という。）に基づいて、水防管理者又は量水標管理者が公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設（以下「下水道暗渠等」という。）に量水標等を設置することや国、地方公共団体、熱供給事業者等が下水道暗渠等に熱交換器等を設置することを認めることができることとして、所要の規定を整備した。

下水道管理者にあっては、改正趣旨を踏まえ、特に以下の点に留意して、当該事務の執行を図ることとされたい。また、暗渠の使用に係る下水道条例の改正等必要な措置を講ずることとされたい。

（１）下水道暗渠等に設けることのできる工作物について（下水道法第 24 条第３項第３号、第 25 条の 17 第３号、下水道法施行令第 17 条の２及び第 17 条の 10 関係）

下水道暗渠等に設けることのできる物件として、熱交換器のほか、当該熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物を定めた。また、熱交換器には、これと構造上同等であり一体とみなせる熱源水配管を含む。

さらに、量水標等並びに熱交換器及び測定器を支持し、又は保護するための工作物としては、これらを支持するバンドや保護管を想定している。ただし、これらの工作物は、規模、形状等が多様であるため、個々の物件の設置に当たっては、下水道管理者が下水の排除等に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められるもののみについて占用許可等を行うこととされたい。

（２）下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設けることのできる主体について（下水道法第 24 条第３項第３号、第 25 条の 17 第３号、下水道法施行令第 17 条の３関係）

① 量水標等を設けることのできる主体について

下水道暗渠等に量水標等を設置することのできる者は、水防管理者及び量水標管理者とした。

② 熱交換器等を設けることのできる主体について

下水道暗渠等に熱交換器等を設けることのできる者は、国、地方公共団体、熱供給事業者のほか、下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、及び下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すると下水道管理者が認めた者とした。

計画が「適正」であるとは、熱交換器等の設置及び維持管理に関する事項が下水の排除及び暗渠の管理に著しい支障を及ぼすおそれのないこと等、不適正なものでないことを意味する。計画が「確実」であるとは、下水熱の利用に関する計画が確実な根拠に基づいていることを意味する。

「経理的基礎」を有するとは、下水熱の利用を行うのに必要な経理面すなわち設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済方法等の確実性ばかりでなく経営の堅実性が要求される。「技術的能力」を有するとは、当該者の組織体制、個々の担当者の実務経験、経歴、技術力等によ

って判断される。

下水熱の利用に関する計画の規模、技術等は多様であることから、下水道管理者におかれては、これらの趣旨を踏まえ、下水の排除及び暗渠の管理に支障を及ぼすことがないよう個別の者について適切に判断されたい。

（３）道路管理者との調整について

道路区域内に設置されている下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置する場合においては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の規定が適用されることとなるため、当該設置に係る占用許可を申請する者に対しては、下水道施設に係る占用許可等の申請とともに道路管理者に対する道路の占用許可を申請することが必要となる旨を周知されたい。

なお、その際、下水道管理者の処分と道路管理者の処分に齟齬をきたさないよう調整を行うという観点等から道路管理者と十分な調整を図ることとするほか、量水標等及び熱交換器等が設置される下水道暗渠等の道路占用許可に関する占用の目的の変更手続が必要であることに留意されたい。また当該調整の結果を踏まえて下水道暗渠等への量水標等及び熱交換器等の設置及び維持管理のために行う工事の実施方法及び時期等については、道路の構造又は交通に対する支障を及ぼすことがないよう配意されたい。

（４）下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設ける場合の手続について

下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置する場合の占用許可の申請（占用許可の変更申請を含む。）手続については、占用許可の申請者の事務負担の軽減を図るため、申請書類及び添付書類を必要最小限にする等申請手続の簡素化かつ明確化に努めるものとし、下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置することが道路法第３２条の規定の適用を受ける場合にあっては、道路管理者と協力して両管理者の一方を経由しての申請を可能とする等申請手続の簡素化のために必要な措置を講ずるよう努められたい。

（５）量水標等及び熱交換器等を設ける者に対する情報提供等について

下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置することについては、下水道暗渠等を占用しようとする者に対して、必要に応じて、下水道台帳の閲覧や下水熱の賦存量や存在位置を示す「下水熱ポテンシャルマップ」の作成、公表等を通じた情報の提供を図られたい。また、「下水熱ポテンシャルマップ」の作成に当たっては、「下水熱ポテンシャルマップ作成の手引き」（平成 27 年３月、環境省・国土交通省）を参考にされたい。

なお、下水熱の活用に当たっては、改訂を行った「下水熱利用マニュアル（案）」（平成 27 年７月、国土交通省）を参考にされたい。

６ 浸水被害対策区域における特別の措置について

（１）浸水被害対策区域制度の創設について（下水道法第２章第２節関係）

浸水被害対策区域は、排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。指定対象となる地域としては、例えば、地域の降水量や土地利用等の状況を踏まえ、浸水対策が必要な地域であって、道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域、公共下水道の雨水貯留管等の整備よ

りも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設を活用する方が費用対効果の高い地域などを想定しており、公共下水道管理者がこれらの観点から地域の実情を踏まえて判断されたい。

また、これまでも、地方公共団体のまちづくり部局等が、民間の雨水貯留浸透施設の設置を推進している地域もあるため、公共下水道管理者が浸水被害対策区域の指定や排水設備に適用すべき技術上の基準の策定、雨水貯留施設の管理協定による管理を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置に関する施策に齟齬が生じることのないよう、対象地域のまちづくり部局等と適切に調整を図られたい。

なお、民間事業者による雨水貯留浸透施設等の整備の促進を図る際には、「都市計画運用指針の改正による民間の雨水貯留施設等の位置づけについて」(平成 27 年 1 月 18 日国水下流第 46 号)などを参照し、都市計画部局や建築部局等と十分に連携しつつ、都市計画法等に基づく諸制度の活用について検討されたい。

さらに、浸水被害対策区域での民間の雨水貯留浸透施設の設置等に対しては、予算・税制等の特例措置を講じているので、こうした支援策を積極的に活用されたい。

（２）雨水貯留施設の管理協定制度について（下水道法第 25 条の３から第 25 条の９、下水道法施行令第 17 条の５、下水道法施行規則第 17 条の３から第 17 条の５関係）

①　管理協定の対象となる雨水貯留施設について

下水道法第 25 条の３により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして雨水の貯留容量が 100m3 以上のものに限る。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

なお、対象地域の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、特に必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、条例で、区域を限り、管理協定を締結できる雨水貯留施設の規模を 100m3 未満に引き下げることが可能である。また、下水道法第 25 条の４により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設について、上記と同様に、雨水施設所有者となろうとする者（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用および収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

下水道法第 25 条の９により、管理協定は、施設所有者が代わってもそれ以降の所有者等に対しても効力を有するため、公共下水道管理者が雨水貯留施設を継続的に管理することが可能となっている。

また、区分所有権が設定されるテナントビル等について、完成後に管理協定を締結する場合は区分所有権を有する者全員と管理協定を締結する必要があるが、下水道法第 25 条の４に基づきテナントビル等の販売前にデベロッパーとの間であらかじめ管理協定を締結しておけば、承継効により、管理協定の締結後に区分所有者となる者に対しても管理協定が適用されることになる。

②　管理協定に記載する必要がある事項について

管理協定に記載する必要がある事項は、以下の通りである。

イ　協定雨水貯留施設の名称、範囲

協定雨水貯留施設が建物の地下等に設けられている場合には、その属する建物の名称を記載する。また、協定の目的となる範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが適当である。

ロ　協定雨水貯留施設の管理の方法

協定雨水貯留施設の点検、清掃、維持修繕に関すること、豪雨等の発生時における運転操作その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定める。

ハ　管理協定の有効期間

５年以上 50 年以下の間で管理協定の有効期間を定める。また、下水道法第 25 条の８の規定により管理協定の延長も可能である。

ニ　管理協定に違反した場合の措置

例えば、協定の有効期間中における正当な事由がない協定の破棄の申し出や管理協定に基づく公共下水道管理者の管理行為の妨害などの雨水貯留施設所有者等の違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を求めることなどが考えられる。

（３）条例で排水設備に適用すべき技術上の基準について（下水道法第 25 条の２、下水道法施行令第 17 条の４、下水道法施行規則第 17 条の２関係）

浸水被害対策区域において、管理協定制度の活用、予算や税制等の支援策のみでは浸水被害の軽減が困難な場合等も想定される。このような場合等において、下水道法第 25 条の２に基づき排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を条例で定めるに当たっては、政令及び省令に規定する条例の基準に基づいて、条例を策定されたい。

また、当該基準は建築基準法施行令（昭和第 25 年政令第 338 号）第９条に基づく建築基準関係規定となり、建築主事等が建築確認等の際に当該基準に適合しているか否かを審査するものとなる。このため、条例で技術上の基準を定める場合は、その内容についてあらかじめ建築関係部局と調整を図るよう留意されたい。

さらに、当該基準において、雨水の地下への浸透に関する基準を設ける場合には、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の浸透不適地においては、当該基準を適用すべきでないことに留意されたい。また、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成 22 年４月、国土交通省）等を参考に、浸透能力を保持するために、浸透部分に詰まった土砂の除去等の適正な維持管理を行うよう、設置者に対して必要な助言や指導を行うこととされたい。

７ 協議会の設置について

地方公共団体における下水道技術職員の減少等により下水道の管理体制の脆弱化が懸念される中、下水道管理者同士の広域的な連携を促進し、効率的かつ適切な下水道施設の整備や維持管理、更新を行っていくことを目的に協議会制度を創設した。下水道の管理の効率化を図るために、地方公共団体の実情に応じて、積極的に協議会制度の活用を図られたい。

（１）協議会において協議の対象となる事項について（下水道法第 31 条の４第１項関係）

例えば、複数の市町村等による下水汚泥処理の共同化、維持管理業務の一括発注等広域的な連携による管理の効率化を進めていくに当たって必要な事項が想定される。

なお、既に設置されている協議会についても、下水道法第 31 条の４の要件に該当するものにあっては、規約等に明示することによって法定協議会に移行することができるものである。

（２）協議会の構成員について（下水道法第 31 条の４第２項関係）

協議会の構成員には、例えば、下水道管理の効率化に資する措置を講ずることができる者として日本下水道事業団や下水道公社等、管理の効率化に資する知見・ノウハウを有する者として有識者や国等を必要に応じて加えることが考えられる。

８ 流域別下水道整備総合計画書の様式の変更について（下水道法施行規則第１条の２、別記様式第１関係）

流域別下水道整備総合計画書の様式について、計画書の簡素化のために主要な排水施設の表を削除するとともに、社会状況や財政状況の変化に機動的に対応した流総計画にするために概ね 10 年間に優先的に整備すべき方針を定める中期的な整備方針の表を追加したものである。また、必要に応じて、水質環境基準以外の目標や季節別の処理水質等を設定し、地域の実情を勘案した流総計画になるよう、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」（平成 27 年１月、国土交通省）を参考に策定されたい。

資１．５　水防法施行通知[一部施行通知]（平成２７年１１月１９日）

平成２７・１１・１９　国水下企第８１号
各地方整備局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長　　経由
各都道府県知事、各指定都市の長　　あて
国土交通省水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の一部施行について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）は、平成 27 年５月 20 日に公布され、一部の規定を除き平成 27 年７月 19 日に施行されたところである。

今般、「水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成 27 年政令第 383 号）が公布され、改正法の公布から６月以内に施行されることとされていた雨水公共下水道及び公共下水道の維持又は修繕の基準、事業計画制度の拡充等に係る改正規定が平成 27 年 11 月 19 日に施行されることとなった。

また、「下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 384 号。以下「改正令」という。）が平成 27 年 11 月 13 日に公布、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年国土交通省令第 78 号。以下「改正省令」という。）が平成 27 年 11 月 13 日に公布され、いずれも平成 27 年 11 月 19 日に施行されることとなった。

改正法の施行については、既に通知している「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成 27 年月 7 日 21 日国水政第 24 号・国水下企第 30 号）及び下記の事項に十分留意した上で適切な運用に努められるとともに、速やかに下記の関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言とする。

記

１　雨水公共下水道制度の創設について

（１）雨水公共下水道の定義等（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号ロ関係）

公共下水道により雨水排除及び汚水処理を行う区域について、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた「都道府県構想」の見直しが進められていることを背景に、雨水排除のみに特化した下水道整備ができるよう、公共下水道の定義を改め、これまでの公共下水道を第２条第３号イとし、雨水の排除を行い、汚水の排除及び処理を行わない公共下水道を同号ロとして新たに規定した（下水道法第４条第３項において雨水公共下水道と略称）。

雨水公共下水道は、市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道

で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものである。

雨水公共下水道の整備区域は、具体的には、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について（平成 19 年９月 14 日 19 農振第 1045 号、19 水港第 1801 号、国都下事第 226 号、環廃対発第 070914001 号）」通知以前に、「都道府県構想」において公共下水道の整備を予定していたが、その後、効率的な整備手法の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域について、浸水被害の防止を図ることを目的としたものである。このような場合を除き、公共下水道が雨水排除及び汚水処理の機能を同時に担うことは従前のとおりである。

都市部における浸水対策については、これまでも河川部局と下水道部局が連携して実施してきたところであり、雨水公共下水道の事業の実施に際しても、今後両部局が協議の場において計画の整合を図るとともに事業の進捗状況を定期的に確認する等により、十分調整・連携して浸水対策を推進されたい。

（２）雨水公共下水道に係る規定の適用関係

雨水公共下水道は、下水道法第２章の公共下水道に係る規定のうち、下水道法第２条第３号イに該当する公共下水道が合流式である場合又は分流式である場合の汚水管に適用される規定（下水道法第 11 条の３、第 12 条の２から第 12 条の 11、第 18 条の２、第 21 条第２項、第 21 条）は適用されない。

なお、これらの規定は、「終末処理場を設置している公共下水道又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している公共下水道（下水道法第 12 条の２第１項）」に限って適用されると規定されているものか又は文言上雨水公共下水道に適用されないことが明らかであるものであるため、雨水公共下水道の適用関係について書き分けを行う等の特段の措置を講じていない。

（３）雨水公共下水道の事業計画（下水道法第４条、第５条第１項第５号、第６条第３号、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第３条、下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号））様式第２関係）

雨水公共下水道は下水の処理を行わないことから、雨水公共下水道の事業計画は、予定処理区域に代えて、予定排水区域を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式第２備考を改めるとともに、予定排水区域が排水施設の配置及び能力に相応していることを要件とした。

また、公共下水道管理者は雨水公共下水道の事業計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域等を公示して、これらに関して利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないこととした。

なお、雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから、事業計画の策定又は変更に際し、環境大臣への協議又は届出は不要である。雨水公共下水道の事業計画策定に当たっては、人口減少等に対応したコンパクトシティ等の長期的なまちづくりとの調整を図りつつ、既存の水路等を活用する等により地域の実情に応じた最適な整備手法を検討されたい。

（４）指定都市の雨水公共下水道（下水道法施行令第４条の２、第 24 条の３第１項第２号関係）

雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから指定都市が策定する雨水公共下水道の事業計画については、下水道法第２条第４号イに該当する流域下水道に接続する下水道法第２条第３号イに該当する公共下水道の事業計画と同様、都道府県に協議することとした。

また、公衆衛生の重大な被害又は公共用水域の水質への重大な影響を防止するため緊急の必要

がある場合に都道府県が指示することとされる下水道に、指定都市が管理する雨水公共下水道を追加した。

２ 持続的な下水道事業の確立のための措置について

（１）措置の趣旨及び背景

社会資本全体の老朽化の進行が見込まれる中で、インフラの維持又は修繕の適確な実施に係る社会的な要請が高まっていることに加え、一部の排水施設では腐食等に起因する道路陥没等が発生している状況を踏まえ、予防保全を中心とした持続的な下水道事業の確立が急務である。このため、今回、維持又は修繕に関する技術上の基準を創設するともに、施設の構造など施設整備に関する事項を記載することとしてきた事業計画について、排水施設の点検の方法及び頻度を記載することとする等の措置を講ずることとした。

なお、維持又は修繕等に係る具体的な方策については、別途「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-（平成 27 年 11 月国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部）」を策定し、事業計画制度の運用については、別途「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成 24 年３月 27 日国水下事第 63 号）」を改定することとしたので参照されるとともに、持続的な下水道事業の確立に向けては、事業の健全性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保のための取組についても合わせて検討いただきたい。

（２）公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等の創設（下水道法第７条の２、下水道法施行規則第４条の４関係）

今回の改正では、公共下水道管理者又は流域下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が、公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことを明確化するとともに、政令において、多種多様な施設を含む、公共下水道等の維持又は修繕に関し、公共下水道管理者等が共通して遵守すべき最低限の技術上の基準等を定めることとした。

①　技術上の基準等の内容

技術上の基準等としては、以下の事項を定めた。

イ　公共下水道等の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゆんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずることとした。

ロ　公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこととした。

「点検」の具体的な対応としては、排水施設については、マンホールの内部に職員等が入り直接目視で確認すること、又は、地上から管口カメラ等によりマンホール内部を映像等により確認することによって、その他の施設についても、職員等が直接目視で確認すること、又は測定機器を用いて聴覚で確認すること等によって、損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握すること等を想定している。

ハ　ロの点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあっては、５年に１回以上の適切な頻度で行うこととした。

当該排水施設は、下水道法施行規則第４条の４第１項において、（ⅰ）暗渠である構造の部分を有する排水施設のうち、（ⅱ）下水の流路の勾配が著しく変化する箇所若しくは下水の流路の高低差が激しい箇所又は伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所及びこれらの箇所の周辺であって、（ⅲ）コンクリートその他腐食しやすい材料でつくられているものを規定した。

ニ　ロの点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。

「必要な措置」としては、具体的には、点検等により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握した際に、診断・評価を行い、その結果に基づいて対策（維持・修繕又は改築の方法等）を検討し、順次対策を実施すること等を想定している。

ホ　災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることとした。

下水道は災害の発生時においても人々が使い続けなければならない施設であり、その損壊等による溢水や処理能力の低下等は、人々の健康、生命に直接的かつ多大な影響を及ぼすおそれがあるため、その機能を維持するための迅速かつ適確な応急措置が求められるものである。

「必要な応急措置」としては、可搬式排水ポンプや仮設消毒池の設置などの災害時における措置のほか、災害時における措置を迅速かつ適確に行えるよう下水道事業における業務継続計画の策定や所要の資機材等の調達、円滑な調達のための協定の締結などによる適切な事前準備を行われたい。

②　点検結果等の記録及び保存

下水道法施行規則第４条の４第１項の排水施設については、次回点検時における異状の適確な把握や効率的な維持又は修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果について、次に点検を行うまでの期間保存することとした。

なお、その他の公共下水道等についても、同様の観点から点検結果の記録及び保存に努められたい。

（３）事業計画制度の拡充

① 事業計画への記載事項の追加等（下水道法第５条第１項第１号、第６条第１号及び第２号、第 25 条の 12 第１項第１号、第 25 条の 13 第１号及び第２号、下水道法施行令第４条第１号及び第５号、第 17 条の６第１号及び第５号、下水道法施行規則様式第２、第３、第 15 関係）

事業計画の記載事項等について、以下の追加又は変更を行った。

イ　排水施設の点検の方法及び頻度の記載

公共下水道等の事業計画において、排水施設の点検の方法及び頻度を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式を改めるとともに、それらが下水道法第７条の２第２項の技術上の基準に適合していることを要件とした。これは、不適切な点検により、排水施設の腐食等が見過ごされれば、これらに起因する道路陥没等は人命への影響があるため、下水道法第７条の２第２項の技術上の基準の創設に加え、事業計画策定又は変更時に都道府県知事又は国土交通大臣による確認を行うことで、適切な点検の実効性を担保しようとするものである。

具体的には、公共下水道については、下水道法施行規則様式第２又は様式第３において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法施行規則第４条第２号の主要な管渠の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

また、流域下水道については、下水道法施行規則様式第 15 において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法第 18 条第２号の排水施設の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

ここでいう「点検箇所の数」としては、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設（公共下水道にあっては、主要な管渠（下水道法施行規則第３条に定める、下水排除面積が 20 ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあっては、10 ヘクタール）以上の管渠。以下同じ。）に限る。）の箇所を点検するために職員等が入る又は管口カメラ等を挿入するためのマンホールの数を記載するとともに、下水道法施行規則第４条第２号又は第 18 条第２号の平面図には「点検箇所の数」に計上したマンホールの位置が明らかになるようにされたい。

ロ　土地利用の状況の考慮

公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められていることを要件とした。

「土地利用の状況」とは、商業地や住宅地といった土地の用途に加え、地下街、高齢者・障害者等の要配慮者関連施設、ターミナル駅周辺等の土地の高度利用の状況等を示すものである。「公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められている」とは、商業地や住宅地といった雨水の流出の程度を考慮し公共下水道等の整備を行うことに加え、雨水の流出の程度を考慮するだけでは、地下街浸水による人命被害や交通の機能断絶による重大な経済被害が生じうる場合等について、土地の高度利用の状況等も考慮し、その防止を図るため適切な範囲で公共下水道等の整備水準を上げることなどを想定している。

ハ　協議書類の変更

イ及びロを確認するため、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の状況を記載した書類を添付しなければならないこととするとともに、毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源を記載した書類には、維持管理に要する費用についても含めることとした。

③　経過措置（改正法附則第３条関係）

改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画については、改正法の施行の日（平成 27 年 11 月 19 日）から起算して３年を経過する日（その日までに事業計画を変更するときは変更の日）までの間は、なお従前の例によることとした。

このため、改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画について、平成 30 年 11 月 18 日までに変更の必要があるときは、合わせて改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、変更の手続を行うこととされたい。また、事業計画を変更する予定がない場合にも、平成 30 年 11 月 18 日までの間に、改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、改正法に基づく手続により、事業計画を変更されたい。

資１．６　水防法施行通知（平成２９年６月１９日）

平成２９・６・１９　国水政第１２号
各地方整備局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、
各都道府県知事、各指定都市の長、
（独）水資源機構理事長　　あて
国土交通省水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の一部施行について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）は平成 29 年５月 19 日に、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 29 年政令第 158 号）及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（平成 29 年国土交通省令第 36 号）は、平成 29 年６月 14 日にそれぞれ公布され、いずれも平成 29 年６月 19 日に施行されたところである。

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、平成 27 年９月の関東・東北豪雨による被害を受け、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めてきたところであるが、平成 28 年８月には台風 10 号等の一連の台風によって国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生する事態となった。これらの中小河川では、人的、財政的制約がある中で、直ちに堤防整備等のハード対策による対応を行うことには限界があることから、水害リスク情報の共有や地域一体となった避難確保体制の整備といったソフト対策や、既存ストックを活用したハード対策が一層求められているところである。

今回の改正法は、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるものである。

改正法の施行については、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県知事におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政、河川行政及び土砂災害防止行政の運営に万全を期されるようお願いする。

また、今回の改正法に合わせ、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」を国土交通省としてとりまとめ、近日中に各都道府県知事及び各指定都市の長等に向けて通知する予定である。

この計画に基づく取組も一体として、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、先の水害のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を推進するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術

的助言とする。

記

第一　水防法関係

１ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（水防法第 15 条の３関係）

（１）改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、各事業法における取組として、例えば、社会福祉施設について「非常災害に関する具体的計画」の策定と避難訓練の実施が定められるなど（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 82 条の２）、各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により災害時の避難確保や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。また、これまでも、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることで、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下第一において「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）に係る努力義務が課されていた（水防法第 15 条第１項第４号ロ及び改正前の同法第 15 条の３）。

しかしながら、平成 28 年３月末時点で対象となる全国の要配慮者利用施設 31,208 施設のうち、水防法に基づく避難確保計画を作成している施設は未だ 716 施設にとどまっている。また、平成 28 年８月に発生した台風 10 号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者９名が命を落とす痛ましい被害が発生する事態となった。当該施設では火災についての避難マニュアルは作成されていた
ものの、各種の洪水発生に関する警報とこれに応じて要配慮者がとるべき避難行動等を定めた水害に関する避難計画等は作成されておらず、実際、当該施設の管理者は市町村から発令された避難準備情報の意味（要配慮者利用施設の利用者が避難を開始すべきこと）を理解できていなかった。

このような状況を踏まえ、改正法では、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改めることとするものである。

（２）避難確保計画の作成の義務化

１）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村防災会議又は市町村長（以下「市町村長等」という。）が市町村地域防災計画にその名称及び所在

地を定めた施設である（水防法第 15 条第１項第４号ロ）。

具体的にいかなる施設を市町村地域防災計画に定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととなるが、例えば、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校）等が想定される。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

２）避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法施行規則第 16 条の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に水害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、**下記１（２）３）**に示す**①「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」**を情報提供することや、**同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」**を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」とは当該要配慮者利用施設について所有権を有する者を、「管理者」とは当該要配慮者利用施設について法律、契約又は慣習上の管理権を有する者を指すものである。「管理者」のみならず「所有者」にも避難確保計画の作成を求めることができることとしているのは、通常、避難確保計画の作成は管理者が行うことが想定されるが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、各施設の管理者がそれぞれ存在することから、複数の要配慮者利用施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいこともあり得るからである。

３）避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

① 「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成 29 年６月改訂）

② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成 29 年６月作成）

また、今後、モデルとなる地区において国土交通省及び関係機関が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

（３）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

（４）市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（水防法第 15 条の３第３項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第４項）。

ここでいう「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

（５）留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、自ら避難訓練を主催して要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

２ 浸水被害軽減地区の指定等（水防法第 15 条の６から第 15 条の８まで及び第 54 条関係）

（１）改正の趣旨

輪中堤防等の盛土構造物や自然堤防（以下「盛土構造物等」という。）には、洪水氾濫の際に浸

水の拡大を抑制する効用を有し、これにより浸水被害の軽減に有用なものがある。このような盛土構造物等は、伝統的に地域の取組によって保全されていたり、市町村道や宅地等として利用されていたりしているが、宅地開発や道路の新設等に伴い切土や除却され、当該効用を喪失してしまう場合もある。

そこで、既存の資源を最大限に活用する見地から、このような盛土構造物等の保全を図るため、改正法により、水防管理者が、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防その他の帯状の盛土構造物等が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができることとしたものである。この指定により、当該地区内の土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（以下「形状変更行為」という。）を行おうとする者には、これに着手する 30 日前までの届出義務が課され、当該届出に係る行為について水防管理者は助言・勧告を行い得ることになる。これにより、土地の形状変更行為を行う者と水防管理者が当該行為の態様について調整したり、土地の形状変更行為自体は認めざるを得ない場合であっても、水防管理者が当該土地の形状変更を事前に確知し、もって必要な対応（例えば、出水時に重点的に土のう積みを行う箇所とする等）を行うための時間的余裕を確保することができるものである。

（２）浸水被害軽減地区の指定

１）指定の対象となる土地について

浸水被害軽減地区として指定される土地としては、第一に、歴史的に形成されたいわゆる輪中堤防やその跡地（輪中堤防として造成された盛土構造物が宅地開発等によって一部掘削や切土され、あるいはその上部に家屋等の構造物が増築される等して形状が変化しているものの、依然として帯状の形状を保持しているもの。）といった帯状の盛土構造物が存する土地がある。ここでいう「盛土構造物」とは何らかの人為的作用によって主に土石を用いて築造された物を指すものである。また、第二に、「その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地」（水防法第 15 条の６第１項）として水防法施行規則第 19 条の２に定められた「河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地」である自然堤防のある土地がある。

水防管理者は、これらの土地のうち、帯状に連なって連続的（堤防状）であることから、河川に対して浸水を抑制すべきエリアを守る形（輪中状等）で位置しているものであって、洪水浸水想定に鑑み、当該土地の有無により浸水範囲、浸水深等に有意な差があるなど浸水の拡大を抑制する効用があり、これにより当該地区が浸水被害の軽減に有用であると認められるものについて、住家の立地状況等の周辺地の利用状況等を考慮し、当該土地の所有者の同意を得て指定することになる。なお、この効用については、必ずしも洪水浸水想定区域が前提とする浸水を防ぐほどの効用が求められるものではなく、洪水浸水想定区域が前提とする洪水以下の洪水に対しても、地域の実情等を踏まえて当該地区が浸水被害の軽減に有用であると認められれば足りるものである。

また、水防法第 15 条の６第１項において洪水浸水想定区域に「隣接し、又は近接する区域を含み」とされているように、浸水被害軽減地区に指定することができる土地には洪水浸水想定区域に隣接又は近接する土地が含まれる。これは、盛土構造物等の存在によって洪水による浸水が防がれており、このため、洪水浸水想定区域における浸水が想定されるエリアには含まれていない土地を指定することができるようにする趣旨である。

なお、同項において「河川区域（河川法第６条第１項に規定する河川区域をいう。）を除く」とされているように、河川区域内の盛土構造物等は浸水被害軽減地区に指定することができない。河

川区域内の土地は洪水の防御又は軽減のために河川管理者によって管理されるものであり、水防管理者による保全の必要がないからである。

２）指定の方法

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない（水防法第 15 条の６第２項）。

市町村長への意見聴取については、浸水被害軽減地区の指定に当たっては、当該地区の現状や当該地区が消滅した場合の住民避難への影響等、地域行政を担当する市町村長が保有する最新かつ詳細な情報に基づく意見を踏まえることが的確な指定に資することから行うものである。なお、実際は、水防管理者（同法第２条第２項）は市町村長であることが大宗であるが、この場合でも水防所管部局から防災所管部局や都市計画所管部局へ意見照会等することになる（このことは同法第 15 条の６第３項及び第 15 条の８第２項の市町村長への通知についても妥当する。）。

土地の所有者の同意については、浸水被害軽減地区の保全には当該地区内の土地の所有者の自発的協力が不可欠であることからこれを必要としたものである。すなわち、**上記２（１）**で述べたとおり、浸水被害軽減地区の指定制度は、既に宅地等の他の用途に用いられている土地を対象としてその利用に一定の制限を課す一方、新たな施設整備等を行うことなく洪水による被害を軽減しようとする趣旨のものであるから、当該指定によっても水防管理者や他の公物管理者が当該地区の維持管理に責任を有することはなく、その維持管理は従前の所有者に引き続き委ねられることになる。したがって、当該指定に係る私権制限を最小化しつつ当該地区の効用を維持し、もって制度目的を達成するためには、当該地区の所有者が指定に納得したうえで引き続き当該地区の維持管理を担う必要があるのである。土地の所有者の同意は書面によって得ることが望ましい。

なお、浸水被害軽減地区の指定は、当該地区内の土地の所有者が変更された場合でも引き続き効力を有する。このため、当該土地の新所有者に対して改めて同意を得る必要はない。また、浸水被害軽減地区の指定は行政行為であるため、その指定の際に土地の所有者の同意が要件とされているとしても、同指定後に土地の所有者の一方的な意思で指定を解除することはできず、指定権者たる水防管理者の意思によらなければならない。指定解除の際は、同法第 15 条の６第５項に基づき市町村長への意見聴取及び土地の所有者の同意が必要である。

３）指定の公示

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない（水防法第 15 条の６第３項）。同指定は、公示をもってその効力を生ずることになる（同条第４項）。

浸水被害軽減地区の指定の効力は、当該地区内の土地において土地の形状変更行為を行おうとする不特定多数の者や、当該土地を譲り受ける第３者にも及ぶものであるから、これを広く一般に周知して取引の安全を確保するとともに、土地の形状変更行為を行う者から確実に届出を受ける必要がある。このような観点から水防管理者による公示を行うこととしているものである。

公示の具体的な方法については、水防法施行規則第 19 条の３の定めるところにより、市町村等の公報又はインターネット上への掲載等の方法によって行う。同条第１項第２号に定める「名称」については一般にわかりやすいものを付けること（輪中堤防の歴史的呼称等）が望ましい。同項第

３号の「位置」については同条第２項により市町村、大字、字、小字及び地番（同項第１号）と平面図（同項第２号）によって明示することとされているが、地番が未指定の場合はこれが指定されるまでの間は市町村、大字、字及び小字による特定で足りることとする。平面図については、縮尺2500分の１以上の図面によることが望ましい。また、同項第４号の「高さ」については水防管理者が地形データを参照したり、測量を行ったりする等してこれを調査することになるが、浸水被害軽減地区の全延長にわたる調査までは必要なく、当該地区を保全する上で必要な主要な地点の「高さ」を把握すれば足りる。

また、水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない（水防法第15条の６第３項）。市町村長及び土地の所有者に対しては、あらかじめ意見聴取や同意を得ているものの、その効力がいつ発生するのかを確知させる必要があることから、水防管理者による通知を行うこととするものである。この通知は、前述の公示事項を通知してもよいし、単に指定を行う期日を通知して詳細は公示を参照することを求めても差し支えない。

４）指定の際の留意事項

浸水被害軽減地区の指定は、当該地区内の土地の形状変更行為を行う者に対し一定の行為規制を課すものであることから、その範囲は必要な範囲に限定するとともに、都市計画等との整合を図る観点から、当該土地の土地利用の計画等を踏まえて行わなければならない。

（３）標識の設置

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしたときは、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例等で定めるところにより、当該地区の区域内に標識を設けなければならない（水防法第15条の７第１項）。

浸水被害軽減地区の指定は、上記２（２）２）で述べたとおり、当該地区内の土地の所有者が変更された場合でも引き続き効力を有し、また、上記２（２）３）で述べたとおり、当該土地の所有者のみならず当該土地において形状変更行為を行う不特定多数の者にも効力を有するものである。したがって、当該土地を譲り受ける第３者等を保護して取引の安全を図り、あるいは土地の形状変更行為を行う者から確実に届出を受けるためには、当該土地が浸水被害軽減地区の指定を受けた土地であることを対外的に明示する必要がある。標識の設置はこのような趣旨に基づき行われるものである。

同項を受け、水防法施行規則第19条の４が標識の設置の参酌基準を定めている。同条第１号ハの「管理者及びその連絡先」については、土地の管理者が公共主体である場合は特段の問題はないが、宅地等の私人が所有する土地を浸水被害軽減地区に指定した際はプライバシーとの関係が問題となる。この場合は、市町村の水防担当部局等の連絡先を記しておき、第３者から問い合わせを受けた場合に土地の管理者へ取り次ぐこと等の対応をとることが望ましい。また、当該地区に公共主体と私人の両者の所有する土地が含まれるような場合には、公共主体の管理者及びその連絡先を代表として標識に記載することが望ましい。

また、同法第15条の７第２項により浸水被害軽減地区内の土地の所有者等は正当な理由がない限り標識の設置を拒み、又は妨げてはならないとされている。ここでいう「正当な理由」とは、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の手続を適切に履践しなかったような場合が一応想定

される。なお、標識の設置場所については、当該土地の所有者等と水防管理者が十分な協議を行った上で決定することが望ましい。

同条第３項では、何人も標識を水防管理者の承諾を得ないで移転、除却、汚損又は損壊してはならないこととされている。これに違反した者に対しては、同法第 54 条第１号に基づき罰金が科されることになる。

同法第 15 条の７第４項は、標識の設置により損失を受けた者に対して水防管理団体が損失補償をしなければならないことを定めている。通常、単に標識を設置するだけで損失が生じることは想定し難いが、標識を設置できる場所が限定されており、かつ、その場所に設置することで既にある工作物を移転させる必要がある場合等にはこの移転費用が損失に該当するような場合が想定される。なお、損失補償額については、損失を受けた者と水防管理団体が十分な協議を行った上で決定することが望ましい。

（４）届出等

１）届出が必要な行為

浸水被害軽減地区内の土地において形状変更行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、水防管理者に届け出なければならない（水防法第 15 条の８第１項）。いかなる行為が形状変更行為に該当するかは社会通念上判断されることになるが、一般的には、当該地区内の盛土構造物等の高さ等の物理的形状を有意に毀損することで当該地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するような場合がこれに当たるものと考えられる。届出は、同項で列挙されている行為の種類、場所、設計等及び水防法施行規則第 19 条の６に定める事項を同規則第 19 条の５の定めるところによって行う。

また、形状変更行為に該当する場合であっても、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」及び「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」については届出を要しない（水防法第 15 条の８第１項ただし書）。

「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」について、水防法施行令第１条第１号は「浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為」を、同条第２号は「仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）」を定めている。

前者は浸水被害軽減地区内の土地がその形態を保持するための修繕や補修に加え、当該土地が道路や宅地等に利用されている場合のこれらの修繕や補修も含むものである。具体的には、修繕・補修、電線又は水道管等の埋設といった、浸水被害軽減地区の効用に影響しない当該土地の本来の管理方法に従った行為をいうものである。

後者については、浸水被害軽減地区に隣接する区域における工事の必要等から当該地区において仮設の建築物を建築するために行うもの等をいうものである。

いかなる行為が届出を要しない行為に当たるかは個別具体的な判断が必要であるため、各水防管理者と当該行為を行おうとする者において事前に調整することが望ましい。

水防管理者は、届出を受けたときは、水防法施行規則第 19 条の７で定めるところにより、当該届出の内容を市町村長に通知しなければならない（水防法第 15 条の８第２項）。届出に係る形状変更行為が行われることで、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するよ

うな場合には、水防管理者のみならず、住民避難等の地域行政を担当する市町村長においても避難体制の再検討等の何らかの対策を講ずる必要がある場合があるため、市町村長においても当該届出を確知することができるようにする趣旨である。

２）助言又は勧告

水防管理者は、届出があった場合、浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる（水防法第 15 条の８第３項）。助言又は勧告には強制力はないが、これは、浸水被害軽減地区の保全はその所有者の自発的協力があって初めて可能になること、同地区の指定の趣旨は、形状変更行為を事前の届出制とすることで、水防管理者が同地区の変更の予定を確知し、もって必要な対応を行う時間的余裕を確保する点にもあることに鑑みたものである。

助言又は勧告の内容としては、形状変更行為の態様をできるだけ同地区の効用に影響を及ぼさない形とするよう調整することや、形状変更行為の時期を出水期の後に延期するよう求めること等が想定される。ただし、前述のとおり、浸水被害軽減地区の保全は当該地区の土地の所有者の自発的協力が不可欠であることや、助言又は勧告は強制力を伴わない措置であることに鑑み、その内容は、届出をした者が通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものであることが望ましい。また、助言又は勧告に対し、届出をした者による対応が困難である場合は、形状変更行為があった箇所について出水時に優先して土のう設置等の水防活動を行う箇所とする等、浸水被害の軽減の観点から水防管理者において代替的な対応をとることが望ましい。

さらに、浸水被害軽減地区内の土地の管理者等から届出に先立って事前に相談がなされた場合には、水防管理者は必要な助言等を行うことが望ましい。

なお、ここでいう助言と勧告に法的意義における差異はないが、一般的には助言は勧告と比してより緩やかな行政的関与の形態であるといえる。

（５）浸水被害軽減地区の指定に関する河川管理者の援助等

水防管理者が浸水被害軽減地区の指定を行おうとする際には、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている（水防法第 15 条の 12 第１項）。

一般に、河川管理を担う河川管理者は、河道及びその周辺の地形情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、水防管理者による効果的な浸水被害軽減地区の指定のために必要である。河川管理者の行う援助の具体的内容は河川の状況や当該河川管理者が保有する知見によって様々であろうが、例えば、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供することや、水防管理者が指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑み助言を与えること等が想定される。

また、河川管理者はこの援助を効果的かつ円滑に行うため、河川協力団体（河川法第 58 条の８第１項に基づく指定を受けた河川協力団体をいう。以下同じ。）に必要な協力を要請することができる（水防法第 15 条の 12 第２項及び河川法第 58 条の 10）。河川協力団体は、自発的に河川管理に資する活動を河川管理者と連携して行うＮＰＯ等であり、河川に関する調査研究や地元住民・他のＮＰＯとのコミュニケーション等の諸活動を通じて有用な知見を蓄積しているため、これを河川管

理者による援助に活用しようとする趣旨である。具体的にどのような協力をするのかは河川協力団体の活動等によって様々であろうが、例えば、地域の水害誌の調査や文献の収集、大学の研究者や地元の研究家、過去の水害の体験者等へのヒアリング等を通じて得られた過去の水害の際に被害の軽減に有用だった盛土構造物等に関する情報を提供することや、河川の管理等に協力する中で河川協力団体が把握した河川の周辺に存する盛土構造物等についての情報を提供すること等が想定される。

３ 大規模氾濫減災協議会の組織等（水防法第 15 条の９及び第 15 条の 10 関係）

（１）改正の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、比較的発生頻度の高い降雨による洪水による被害を未然に防ぐために実施されてきた従来からの「洪水氾濫を未然に防ぐ」ためのハード対策に加え、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等が行われることになる。

なお、水防法第 15 条の９第１項及び第 15 条の 10 第１項において「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、協議会の取組が対象とする降雨規模（外力）の最大値を示すものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が生ずることが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

協議会の運用に係る詳細については、別途、「水防法第 15 条の９及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年６月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）（以下「協議会通知」という。）を発出したところであるので、これを参照されたい。

（２）協議会の組織

協議会は、国土交通大臣が組織するものについては水防法第 10 条第２項又は第 13 条第１項の規定により国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県知事が組織するものについては同法第 11 条第１項又は第 13 条第２項の規定により都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織される。水防法上、洪水予報河川又は水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）については洪水浸水想定区域が指定され（同法第 14 条第１項）、これに基づく避難確保の措置等が講ずることとされる等（同法第 15 条から第 15 条の４まで）、洪水予報河川等が洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる河川であることに鑑みた各種の措置が講じられており、協議会の組織の単位においてもこの枠組みを活用しようとするものである。

なお、都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、協議会の運用において複数協議会を合同で開

催しても差し支えない。既にある他の協議会等の枠組みを活用してこれを協議会とすることも可能である。また、協議会の名称については、設置主体である各都道府県等の裁量に委ねられることとなるが、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等にも鑑みて決定されたい。その他の運用上の留意事項については協議会通知を参照されたい。

（３）協議事項

協議会においては、洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策について多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について関係者が協議を行い、その結果を「地域の取組方針」等として取りまとめて取組を推進することが期待される。協議事項としては、円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組及び氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組等が想定されるところである。詳細については協議会通知を参照されたい。

なお、ハード・ソフト一体となった対策の協議を行う上で前提となる河川整備の状況等については、あらかじめ河川管理者等の構成員から協議会の場において共有を図ることが望ましい。また、前述の協議事項以外にも、各構成員の取組を幅広く紹介することや、意見交換や連絡体制の確立等を行い、積極的に関係者の連携体制を強化することが望ましい。

（４）構成員

大規模氾濫減災協議会の構成員は、これを組織する国土交通大臣並びに都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区気象台長又は沖縄気象台長若しくは地方気象台長が必須の構成員とされている（水防法第 15 条の９第２項）。都道府県大規模氾濫減災協議会については、これを組織する都道府県知事並びに市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区気象台長又は沖縄気象台長若しくは地方気象台長が必須の構成員である（水防法第 15 条の 10 第２項）。なお、協議会の運用上、これらの者の委任を受けた者を構成員とすることも可能である。

また、必須の構成員に加え、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる（同法第 15 条の９第２項第７号及び第 15 条の 10 第２項第６号）。いかなる者を構成員に加えるかは国土交通大臣又は都道府県知事が地域の実情に鑑みて決定することになるが、例えば、浸水が想定される近隣市町村、広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、避難誘導や救助といった災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊、協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院、洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者等が想定されるところである。

（５）協議の結果

協議会において協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない（水防法第 15 条の９第３項（同項を第 15 条の 10 第３項において準用する場合を含む））。ここでいう「協議が調う」とは、洪水による被害の軽減を図るため多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について、当該事項を実施する責任を有する者を含む関係者が当該施策の検討の方向性や取組方針等について合意することを指すものである。

また、ここでいう「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項を実施する責任を有する者において、自らの施策の実施計画等（例えば、水防計画や市町村地域防災計画等）に当該事項を反映させるなどしてその責任においてこれを実施する責務を負うことをいうものである。

４ 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等（水防法第 15 条の 11 及び第 15 条の 12 関係）

（１）改正の趣旨

平成 28 年８月の台風 10 号による豪雨災害においては、水位周知等を行う河川に指定されていなかった小本川において洪水氾濫が発生し、人的被害を含む広範な被害が生じた。その一因として、近年小本川では大規模な氾濫がなかったことから、町や地域住民に大規模な氾濫が発生する可能性があることの認識が共有されていなかったことが挙げられている。

全国各地で水害が頻発、激甚化する中、住民等の避難を確保するためには、既に水防法において洪水予報河川等に指定され、洪水浸水想定区域の指定等の措置を講ずることとされている河川以外の河川においても水害リスク情報を周知し、住民等がこれを認識することが重要である。

そこで、改正法では、洪水予報河川等に指定されない中小河川についても、地域の実情に鑑みて、市町村長が洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川については、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該浸水実績等を水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設することとするものである。

なお、浸水実績等の把握については、対象となる河川全てについてその把握を義務付けることは、市町村に過重な事務負担を強いるものであり、また、そもそも十分な資料が残っていない等のデータ不足により市町村の努力によっても過去の浸水実績等を把握できない場合があることも予想されるため、これを努力義務とするものである。他方、浸水実績等を十分に把握することができた場合は、これを速やかに住民等に周知することが住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で重要であるから、この事務については義務としているところである。

（２）過去の浸水実績等の把握

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない（水防法第 15 条の 11）。いかなる河川を対象とするかは市町村長が地域の実情に鑑みて判断することになるが、例えば、避難すべき住民等が居住する住宅や、高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川等がこれに当たるものと想定される。

浸水実績等の把握については、水害統計調査、水害の痕跡調査の報告書、水害時の写真（空撮、衛星写真）等、公共主体が実施する水害に関する調査の記録を参照することで把握可能な場合がある。その他、地域の水害誌や市町村史等の文献を調査することで、浸水深や浸水範囲を把握することが可能な場合もある。また、一つ一つの浸水実績等では限られた区域の水害リスクしか把握できない場合であっても、これらをまとめることで地域全体の水害リスクを把握できる場合もあるため、このような手法も適宜活用することが有効である。

他方、調査した過去の浸水深や浸水範囲が比較的小規模な洪水によるものである場合等は、実効的な水害リスク情報とはならない上に、その浸水範囲等の外にある区域が安全な区域と判断されるなど、かえって住民等の避難の判断を鈍らせる場合もあり得ることから、浸水実績等の把握においてはできる限り主要な洪水時のものを採用したり、極めて局所的かつ小規模な浸水実績等を排除したりするなど、適切な取捨選択を行う必要があることに留意されたい。いかなる洪水が主要な洪水であるかは地域の実情を踏まえて判断されることになるが、例えば、河川整備の計画検討の際に用

いる地域にとって著名な洪水がこれに当たることが想定される。

また、で述べるように、浸下記４（４）　水実績等の把握に当たっては、河川管理者による情報提供等の援助が行われることになるから、各市町村におかれては、当該河川の河川管理者と十分に調整のうえ浸水実績等の把握を行われたい。

（３）把握した過去の浸水実績等の周知

浸水実績等を把握した市町村長は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、これを水害リスク情報として周知しなければならない（水防法第 15 条の 11）。

周知の具体的な方法は市町村長が地域の実情を踏まえて適切に判断することになるが、例えば、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップ（同法第 15 条第３項）の公表、町中の看板・電柱等への掲示等が想定される。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等の方法が想定される。

なお、浸水実績等の周知に当たっては、住民等がその浸水範囲等の外にある区域を安全な区域と判断するなど、当該浸水実績等の周知がかえって住民等の避難の判断を鈍らせる場合もあり得ることに留意し、当該浸水実績等を超える浸水が発生し得ることを併せて周知することが重要である。このため、周知に当たっては、当該浸水実績等があくまで過去の一例であること、当該浸水実績以上の浸水をもたらす洪水が発生し得ることを明示するとともに、当該浸水実績等に係る降雨量等を併記することが望ましい。

また、新たに浸水実績等を把握した場合や、地形等の改変があった場合等には、適切に周知内容を見直すよう努められたい。

（４）過去の浸水実績等の把握に関する河川管理者の援助等

市町村長が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている（水防法第 15 条の 12 第１項）。

一般に、河川管理を担う河川管理者は、過去の浸水情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、市町村長による効果的な浸水実績等の把握のために必要である。河川管理者の行う援助の具体的内容は河川の状況や当該河川管理者が保有する知見によって様々であるが、例えば、過去の浸水情報を提供することや、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について河川の現況等に照らし助言を与えること等が想定される。

また、河川管理者はこの援助を効果的かつ円滑に行うため、河川協力団体に必要な協力を要請することができる（水防法第 15 条の 12 第２項及び河川法第 58 条の 10）（河川協力団体の協力を求める趣旨については、上記２（５）と同じ。）。具体的にどのような協力をするのかは河川協力団体の活動等によって様々であるが、例えば、地域の水害誌の調査や文献の収集、大学の研究者や地元の研究家、過去の水害の体験者等へのヒアリング等を通じて得られた過去の浸水情報に係る情報を提供すること等が想定される。

（５）過去の浸水実績等の把握・周知に関する国の支援について

国土交通省では次の参考資料を提供しているので、浸水実績等の把握・周知に当たって参考とさ

れたい。

① 地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（平成 29 年３月）

② 水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年４月）

③ まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（平成 29 年６月）

５ 民間事業者等による水防活動の円滑化（水防法第 19 条並びに第 28 条第２項及び第３項関係）

（１）改正の趣旨

洪水被害等の防御・軽減を図るため、水防団等による水防活動の重要性がますます高まっている一方、水防団員数の減少・高齢化、都市近郊における団員の昼間不在等による現実には出動できない団員の増加等により、地域の水防力の低下が懸念されている。

他方、近年、水防管理者が建設業者等の民間事業者に水防活動を委任するケースが増えてきている。このような民間事業者は、大型の重機を所有していたり、応急復旧に関する知見を有していたりするため、水防団等を補い、地域の水防力を強化するために重要な役割を果たしており、今後更にその重要性が高まると考えられる。

そこで、改正法により、現行水防法では民間事業者等の私人に認められていない緊急通行（水防法第 19 条）及び公用負担（同法第 28 条）について、水防管理者から水防活動の委任を受けた場合にこれを認めることで、民間事業者等による水防活動を円滑化し、もって地域の水防力の強化を図ることとするものである。

（２）水防活動を行う民間事業者等による緊急通行及び公用負担

１）緊急通行

水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる（水防法第 19 条第１項）。

ここでいう「水防上緊急の必要がある場所」とは、現に洪水が発生し、あるいはそのおそれが高まっていることから水防活動ないしその準備に着手するため赴く必要がある、水防の現場や水防用の資材又は器具を備蓄してある水防倉庫のある場所等を指すものである。

また、「一般交通の用に供しない通路」とは私道や専用道路等の通路を指し、「公共の用に供しない空地」とは私有の田畑や放牧地、宅地等を指し、「公共の用に供しない水面」とは私有の池や沼等を指すものである。なお、「公共の用に供しない空地及び水面」の通行の際は、なるべく通行によって損失が生じるような場所（収穫前の田畑等）を避けることが望ましい。

２）公用負担

水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる（水防法第 28 条第２項）。

ここでいう「水防のため緊急の必要があるとき」とは、洪水等により堤防の決壊の危険等が具体的に生じている場合等であって、水防活動のために土地の一時使用や土石、竹木の使用等が必要な場合を指すものである。このような緊急の必要の有無については、実際に水防活動を行っている主

体が認定することが適切であるため、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は自らの判断で当該必要について認定し、同項に基づく公用負担を行い得るものである。

また、「使用」とは、物の所有権等を移転することなくその用法に従って一時これを用いることをいうものである。したがって、必要な期間が終われば当該物は本来の所有権者等に返還しなければならない。正当な使用によって物が消滅ないし損壊し、これを返還することが適当ではないと認められる場合は、下記５（３）のとおり、損失補償として当該物を時価で弁償することになる。

なお、同条第１項に基づく水防管理者等による公用負担については、土石、竹木等の収用や工作物等の処分が認められているが、私人に所有権の強制的移転や他人の財産の損壊までも認めることは法的バランスを欠くものであるから、改正法では使用のみを認めることとしている。

３）水防活動の委任の方法

水防管理者による民間事業者等に対する水防活動の委任は、当該委任の範囲を明確化する観点から、水防活動を実際に行う箇所やそのおおよその内容を明示して行うことが望ましい。緊急通行や公用負担を具体的にどこで、どのような方法で行うかまでは事前に予想し難く、水防の現場における判断が必要となるため、この点について具体的な委任を要するものではないが、円滑な水防活動の実施の観点から、水防活動を委任する際に、必要な場合に緊急通行や公用負担を行い得ることを水防管理者から明示しておくことが望ましい。

委任は書面により行うことが望ましいが、緊急を要する場合等は口頭でも足りる。

また、洪水時等に民間事業者等に水防活動を円滑に委任するためには、平時から水防活動を行う箇所やその内容等の委任の範囲について調整を行うことが有効である。このため、水防管理者と民間事業者等の間で災害協定等を締結しておくことが望ましい。また、過去の活動実績を勘案する等して水防活動を委任する民間事業者等を適切に選定されたい。

なお、水防活動の委任を受けた民間事業者等には緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、これを受忍する私人の側からすると、民間事業者等が当該委任を受けたことを明らかにする委任証や腕章等を身につけておくことが有用である。この他、水防活動を含む災害協定等を締結した民間事業者等について、あらかじめ市町村の公報やインターネット上へ掲載すること等により周知することも有用である。また、民間事業者等による水防活動が地域の安全に貢献していることについて住民等の理解を得る上でも、このような取組は重要である。

水防活動を委任する場合は、ライフジャケットの着用や撤退に係るルール等について事前に取り決めるなど、民間事業者等の水防活動における安全を確保するために必要な措置をとるよう配慮されたい。

（３）損失補償

水防活動の委任を受けた民間事業者等が行う緊急通行や公用負担によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は時価によってその損失を補償しなければならない（水防法第 19 条第２項及び第 28 条第３項）。このような損失は公共の利益のために生じたものであるから、その補償の責任は水防管理団体が負うこととしたものである。

なお、同法第 19 条第２項の新設により、水防団長等が行う緊急通行に係る損失補償について規定を新設しているが、単に従来の考え方を明文化したものである。すなわち、従来は、緊急通行に係る損失が生ずることが通常想定されないことから損失補償の規定は設けられていなかったが、仮

に損失が生じた場合には水防管理団体に当然に補償の責任があるものと解されてきた。今回の改正法では、民間事業者等に緊急通行を認めることとしたことに鑑み、この点を明文化したものである。

第二　河川法及び水資源機構法関係

国土交通大臣又は水資源機構による都道府県知事等が管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における権限代行（河川法第 16 条の４及び第 65 条の３関係並びに水資源機構法第 19 条の２から第 19 条の５まで、第 30 条の２及び第 30 条の３関係）

（１）改正の趣旨

全国各地で頻発・激甚化する水害に対応するため、迅速な災害復旧事業に関する工事の実施や、ダム等の施設能力を向上させる再開発工事等の実施の必要性が高まっている。一方、このような工事の実施には高度な技術又は機械力を要するものであるが、工事実施体制や技術上の制約等により都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、このような工事を的確に実施できないこともある。

そこで、改正法により、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があった場合に、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が特定河川工事として都道府県知事等に代わって実施することができる権限代行制度を創設し、水害からの安全の確保を図っていくこととするものである。

権限代行制度の運用に係る詳細については、別途、「河川法第 16 条の４及び独立行政法人水資源機構法第 19 条の２に基づく権限代行制度の創設について」（平成 29 年６月 19 日国水政第 14 号・国水環第 21 号・国水治第 27 号・国水防第 53 号・国水策第 19 号）を発出したところであるので、これを参照されたい。

（２）河川の改良工事又は修繕に係る権限代行

１）国土交通大臣が河川の改良工事又は修繕に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、その管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事又は修繕に関する工事（以下「改良工事等」という。）について、国土交通大臣に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（河川法第 16 条の４第１項）。

この要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る改良工事等について、これが「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」であって、当該要請をした都道府県等の「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して･･･都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合」に当該要請を受諾して特定河川工事としてこれを行うこととなる（同項）。

いかなる工事が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に当たるかについては個別具体的な判断が必要であるが、社会条件や自然条件等により技術的難度が高い工事がこれに当たるものと考えられる。

また、いかなる場合が「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して･･･都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合」に当たるかについては、工事に要する技術又は機械力や当該工事の緊急性と都道府県等の工事実施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、個別具体的に判断されることになる。

各都道府県等におかれては、権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を行われたい。

２）水資源機構が河川管理施設の改築又は修繕に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号）第３条第１項に規定する水資源開発水系内の河川で自ら管理する河川管理施設の改築又は修繕に関する工事（以下「特定改築等工事」という。）について、水資源機構に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（独立行政法人水資源機構法（以下「水資源機構法」という。）第 19 条の２第１項）。

この要請を受けた水資源機構は、当該要請に係る特定改築等工事について、これが「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」及び「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」であって、当該要請をした都道府県等の「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して･･･都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」に当該要請を受諾して特定河川工事としてこれを行うこととなる（同項）。

ここでいう「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」と認められるものとは、水資源開発が治水上の安全と極めて密接な関係にあり、これを十分に考慮して推進されるべきものであることに鑑み、水の安定的な供給の確保と一体的に推進していくべき工事等をいうものである。

いかなる工事が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に当たるかについての考え方は**上記（２）１）**と同様である。
いかなる場合が「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して･･･自ら行うことが適当であると認められる場合」に当たるかについては個別具体的な判断が必要であるが、国土交通大臣に加え水資源機構についても権限代行を行うことができることとした趣旨に鑑み、例えば、**上記（２）１）**と同様に、当該工事の緊急性と当該都道府県等の工事実施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、当該工事を代行する必要があると認められ、かつ、水資源機構が権限代行を実施する方が国土交通大臣がこれを行う場合に比べて効率的な場合がこれに当たるものと考えられる。

各都道府県等におかれては、水資源開発水系内において権限代行を要請する場合には、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分な調整を行われたい。

３）対象となる工事

改良工事等に係る国土交通大臣の特定河川工事については、ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事等及び国土交通大臣が特定河川工事として行う災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事が対象となる（河川法施行令第 10 条の７）。

なお、ここでいう「その他これらに類する施設」とは、施設の類型としてダム、導水路、放水路又は捷水路に類似している施設を指すものではなく、改良工事等の実施に高度の技術又は機械力を要するという性質において類似している施設を指すものである。したがって、施設類型においてダム等に類似していない施設についても、特殊な社会条件や自然条件、高度な技術等を要する工事と一体的に実施するといった事情に起因してその実施に高度な技術等を要するに至ったような施設に係る改良工事等については、国土交通大臣の指定によって特定河川工事の対象となる。

特定改築等工事に係る水資源機構の特定河川工事については、ダムに関する工事が対象となる（水資源機構法施行令第 17 条の２）。

４）権限代行の公示

国土交通大臣が特定河川工事を施行するときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間等を公示しなければならない（河川法施行令第 10 条の８第１項）。水資源機構の特定河川工事についても同様である（水資源機構法第 19 条の２第３項及び同法施行令第 17 条の４）。この公示については、通常は官報に掲載して行うこととなるが、再度災害の防止のために迅速な工事着手が必要な場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上での掲載や施行区域周辺の看板での掲載も可能である（河川法施行規則第７条の６ただし書及び水資源機構法施行令第 17 条の４ただし書）。

５）代行する権限

国土交通大臣が行う特定河川工事において国土交通大臣が代行する河川管理者の権限は河川法施行令第 10 条の８第２項に、水資源機構が行う特定河川工事において水資源機構が代行する河川管理者の権限は水資源機構法施行令第 17 条の３第１項に列挙された権限である。

これらの権限は工事の執行に伴う必要最小限の権限である。代行する権限を必要最小限の範囲に限定しているのは、今回の改正法により創設する権限代行制度は、実施に高度な技術等を要する工事を国土交通大臣又は水資源機構が代行し、もって都道府県等を技術的に支援することを趣旨とするものであるため、通常の管理（行政管理を含む。）に係る権限まで代行する必要はないからである。

なお、権限代行を実施している間、国土交通大臣又は水資源機構の特定河川工事が施行されている区間における代行権限は排他的に代行者たる国土交通大臣又は水資源機構が行使することになる。したがって、権限代行を要請した都道府県知事等はこれらの権限を行使することはできない。他方、他の河川管理権限については特定河川工事が施行されている区間も含めて引き続き都道府県知事等が行使することになるため、同区間における当該他の河川管理権限の行使に当たっては、特定河川工事の施行との関係で支障が生じないよう、各地方整備局等担当部局又は水資源機構担当部局と事前に十分な調整を図られたい。

６）費用負担

改良工事等（二級河川の修繕を除く。）に係る国土交通大臣の特定河川工事に関しては、まず国が全額国費をもって事業を行い（河川法第 65 条の３第６項）、その後都道府県等に対し当該工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額を納付させることとしている（河川法施行令第 37 条の２第１項）。今回の改正法により創設する権限代行制度は都道府県等に対する技術的支援をその趣旨とするものであるため、特定河川工事に要する費用の負担については、都道府県等が自ら河川工事を実施する場合と同様とするものである。

特定改築等工事（二級河川の修繕を除く。）に係る水資源機構の特定河川工事の費用の支払方法については水資源機構と都道府県知事等の協議によることになる（水資源機構法施行令第 42 条の２第５項）。工事費用については、水資源機構は、都道府県等から工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額の納付

を受け、国から当該都道府県知事等が自ら当該工事を実施した場合に国が交付する負担金等の額の納付を受けることになる(同法第30条の２第２項及び第４項並びに同法施行令第42条の２第３項)。

二級河川の修繕に係る国土交通大臣又は水資源機構の特定河川工事に係る費用については、全額都道府県等の負担となる（河川法第65条の３第２項及び同法施行令第37条の２第２項並びに水資源機構法第30条の２第４項及び同法施行令第42条の２第４項)。

（３）河川の災害復旧事業に係る権限代行

１）国土交通大臣が災害復旧事業に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、その管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下同じ。）に関する工事について、国土交通大臣に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（河川法第16条の４第１項)。その意義については**上記（２）１）**と同じである。

各都道府県等におかれては、権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を行われたい。

なお、国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合等には、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第51条に基づく特定災害復旧等河川工事として都道府県知事等に代わって災害復旧事業に関する工事を行うことも可能である。特定災害復旧等河川工事と河川法に基づく特定河川工事のいずれを要請するかは代行の対象となる工事の性質等の地域の実情を踏まえて都道府県知事等が総合的に判断することになる。特定災害復旧等河川工事と特定河川工事のいずれであっても違いがないような場合には、前者がより限定された状況における権限代行制度であることに鑑み、これを要請することになるものと考えられる。

２）水資源機構が河川管理施設の災害復旧事業に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、水資源開発促進法第３条第１項に規定する水資源開発水系内の河川で自ら管理する河川管理施設の災害復旧事業に係る工事（以下「特定災害復旧工事」という。）について、水資源機構に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（水資源機構法第19条の２第１項)。その意義については**上記（２）２）**と同じである。

各都道府県等におかれては、水資源開発水系内において権限代行を要請する場合には、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分な調整を行われたい。

３）対象となる工事

国土交通大臣又は水資源機構の災害復旧事業に係る特定河川工事の対象に特段の限定はない。河川の改良工事等と異なり、災害復旧事業に関する工事については、例えば連続堤防の復旧であっても、その被災状況や自然状況等の具体的状況によっては工事の実施に高度な技術等を要することがあるからである。ただし、水資源機構が特定災害復旧工事に係る特定河川工事を行う場合は、**上記（３）２）**のとおり、水資源機構がこれを行う方が国土交通大臣がこれを行う場合に比べて効率的な場合であり、水資源機構が専らダムについて深い知識や経験を有する組織であることに鑑みると、その対象工事は原則としてダムに関する災害復旧工事になるものと想定される。

なお、**上記（２）３）**で述べたとおり、国土交通大臣の特定河川工事については、災害復旧事業

と併せて行う改良工事についても、高度な技術力等を要する災害復旧事業と一体として行われるものであるため、改良工事に係る特定河川工事として実施することができる（河川法施行令第 10 条の７第２号）。水資源機構の特定河川工事についても、ダムの災害復旧事業と併せて行う改築について特定河川工事として実施することができる（水資源機構法施行令第 17 条の２）。なお、災害復旧事業とこれと併せて行う改良工事又は改築は観念的には別個の権限代行であるため、それぞれ権限代行を要請する必要があることに留意されたい。

４）権限代行の公示

国土交通大臣が特定河川工事を施行するときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間等を公示しなければならない（河川法施行令第 10 条の８第１項）。水資源機構の特定河川工事についても同様である（水資源機構法第 19 条の２第３項及び同法施行令第 17 条の４）。この公示については、通常は官報に掲載して行うこととなるが、緊急的に災害復旧事業に着手する必要がある場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上での掲載や施行区域周辺の看板での掲載も可能である（河川法施行規則第７条の６ただし書及び水資源機構法施行令第 17 条の４ただし書）。

５）代行する権限

上記（２）５）と同じ。

６）費用負担

災害復旧事業に関する工事に係る国土交通大臣の特定河川工事に関しては、まず国が全額国費をもって事業を行い（河川法第 65 条の３第６項）、その後都道府県等に対し当該工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額を納付させることとしている（河川法施行令第 37 条の２第１項）。今回の改正法により創設する権限代行制度は都道府県等に対する技術的支援をその趣旨とするものであるため、特定河川工事に要する費用の負担については、都道府県知事等が自ら河川工事を実施する場合と同様とするものである。

なお、国土交通大臣の特定河川工事に係る災害復旧事業の国庫負担金の算定は国庫負担法の定めるところによる。

災害復旧事業に関する工事に係る水資源機構の特定河川工事における費用の支払方法については水資源機構と都道府県知事等の協議によることになる（水資源機構法施行令第 42 条の２第５項）。工事費用については、水資源機構は、都道府県等から工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額の納付を受け、国から当該都道府県知事等が自ら当該工事を実施した場合に国が交付する負担金等の額の納付を受けることになる（同法第 30 条の２第２項及び第４項並びに同法施行令第 42 条の２第３項）。

なお、水資源機構の特定河川工事に係る災害復旧事業の国庫負担金の算定についても、国庫負担法の定めるところによる（水資源機構法第 30 条の２第１項）。

第三　土砂災害防止法関係

１ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（土砂災害防止法第８条の２関係）

（１）改正の趣旨

改正法により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域（同法第７条）内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められたもの（同法第８条第１項第４号）についても、水防法と同様、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとしている。

洪水等の水害と土砂災害は、その主たる原因が降雨であること、一降雨の期間中に水害と土砂災害がほぼ同時に発生する場合があること、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域は近接・重複することが多いことなどから、密接な関連を有する災害であるといえるため、今回一括して同様の措置を講ずることとしたものである。

（２）避難確保計画の作成の義務化

１）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設は、土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村長等が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設（土砂災害防止法第８条第１項第４号）である。要配慮者利用施設の具体例としては、**上記第一１（２）１）**のとおりである。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

２）避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法施行規則第５条の２の定めるところにより、要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した訓練の実施に関する事項を定めた計画（以下第三において「避難確保計画」という。）を作成する義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に土砂災害の危険性を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、**下記１（２）３）**に示す①**「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」**を情報提供することや、**同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」**を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」と「管理者」の意義については、**上記第一１（２）２）**を参照されたい。

３）避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供し

ている。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

① 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成 29 年６月作成）

② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成 29 年６月作成）

また、今後、国土交通省及び関係機関が連携して地域一体となった避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関するモデル地区における知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

（３）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、土砂災害に関する情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

（４）市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（土砂災害防止法第８条の２第３項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第４項）。

ここでいう「正当な理由」の意義については、**上記第一１（４）**を参照されたい。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

（５）留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、毎年６月の土砂災害防止月間を中心に取り組んでいる土砂災害・全国防災訓練において要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

第四　その他

要配慮者利用施設における避難確保計画又はこれに基づく避難訓練の実施について市町村が行う補助や、浸水被害軽減地区における標識設置、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等、改正法に基づく各種の取組については、防災・安全交付金による支援が可能である。各都道府県及び市町村におかれては、必要に応じこの支援も活用して取組の推進に努められたい。

また、各制度の運用について不明な点等ある場合は、地方整備局担当部局等に設けられた相談窓口に問い合わせされたい。

資１．７　水防法施行通知（令和３年７月１５日）

令和３・７・１５　国水政第２０号
各都道府県知事 あて
国土交通省 水管理・国土保全局長

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第31 号。以下「改正法」という。）が令和３年５月10 日に、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和３年政令第205 号。以下「改正政令」という。）及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（令和３年国土交通省令第48 号。以下「改正省令」という。）が令和３年７月14 日にそれぞれ公布され、改正法についてはその一部が、改正政令及び改正省令についてはその全てが令和３年７月15 日に施行されたところである。

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることから、これまでの治水政策を抜本的に見直す必要がある。このため、国や都道府県の河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進が求められているところである。

今般の法改正は、このような状況を踏まえ、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するために講じられたものである。

改正法の施行に当たっては、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を含む。）に周知方取り計らわれ、水防行政、下水道行政、河川行政、海岸行政及び土砂災害防止行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第245 条の４第１項に規定する技術的助言とする。

記

第一 水防法・土砂災害防止法関係

１．洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象の拡大について（水防法第14 条から第14 条の３まで関係）

（１）改正の趣旨

水防法（昭和24 年法律第193 号）における洪水、雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域制度は、各水害に対応し、避難場所や避難路の設定等の措置を講じることで住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること等を目的としているものである。

改正前の同法においては、洪水、雨水出水又は高潮により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、公共下水道等（公共下水道、流域下水道又は都市下水路をいう。以下同じ。）の排水施設（水位周知下水道）又は海岸（水位周知海岸）について、それぞれ洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下まとめて「浸水想定区域」という。）の指定対象とされてきた。

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、例えば、令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川において、多くの浸水被害が発生したところであり、河川、下水道、海岸の周辺地域に潜在的に水害リスクがあるにもかかわらずそうしたリスクが周知されていない場合、当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。

こうした状況を踏まえ、改正法による水防法の改正（以下「水防法改正」という。）により、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。

（２）浸水想定区域の指定対象の拡大について

① 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大等について

水防法改正により、同法第14 条第１項第２号及び第２項第２号において、洪水浸水想定区域の指定対象となる河川として、「洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの」が追加されたところである。

この「国土交通省令で定める基準」については、改正省令による水防法施行規則（平成12 年建設省令第44 号）の改正（以下「水防法施行規則改正」という。）により、同規則第１条の２において、「当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができること」とされた。このうち、「当該河川の周辺地域に・・・避難の用に供する施設が存」するとの基準に該当しない河川としては、地形の状況等により、想定最大規模降雨が生じたとしても明らかにこれら住宅等に洪水による浸水被害が発生せず防御対象が存しないと判断できる山付き河川等を想定している。防御対象が存するかどうか判断できない場合には、地盤高や河川の水位計算から浸水範囲を想定する等により、当該基準に該当するかを判断されたい。また、市町村長が入手できることとされる「当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報」とは、河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報を想定している。

② 雨水出水浸水想定区域の指定対象排水施設の拡大等について

水防法改正により、同法第14 条の２第１項第２号及び第３号並びに第２項第２号及び第３号において、雨水出水浸水想定区域の指定対象となる公共下水道等の排水施設（以下単に「排水施設」という。）として、「下水道法（昭和33 年法律第79 号）第25 条の２に規定する浸水被害対策区域内に存する排水施設」及び「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」が追加されたところである。

この「国土交通省令で定める基準」については、水防法施行規則改正により、同規則第４条の２において、「当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができること」とされた。このうち、市町村長が入手できることとされる「当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報」とは、下水道管理者が取得する水位情報やポンプ等の操作状況の情報のほか、気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報を想定している。

③ 高潮浸水想定区域の指定対象海岸の拡大等について

水防法改正による同法第14 条の３第１項第２号において、高潮浸水想定区域の指定対象となる海岸として、「高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの」が追加されたところである。

この「国土交通省令で定める基準」については、水防法施行規則改正により、同規則第７条の２において、「当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができること」としている。このうち、市町村長が入手できることとされる「当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報」とは、気象庁が発表する気圧、波浪、高潮に関する情報を想定している。

（３）浸水想定区域の指定について

① 区域指定に当たり勘案する事項及び明示事項等について

（ｉ）洪水浸水想定区域の指定について

（イ）区域の早期指定

新たに洪水浸水想定区域の指定対象となる河川については、当該河川流域における円滑かつ迅速な避難等のための措置を速やかに講じるため、指定区間内の一級河川又は二級河川の洪水浸水想定区域の指定主体である都道府県知事におかれては、同区域をできるだけ早期に指定するよう努められたい。新たな洪水浸水想定区域の指定は、令和７年度までに実施することを想定している。なお、国土交通大臣においても、令和７年度までに必要な区域指定を完了することとしている。

（ロ）区域指定の方法及び明示事項

新たに洪水浸水想定区域の指定対象となる河川のうち、決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して区域指定を行う方法によることが適当なものについては、従来どおり、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第４版）（平成27 年７月）」に基づく解析を活用して当該方法により区域指定を行うことが適当である。

一方で、新たに洪水浸水想定区域の指定対象となる河川には、想定最大規模降雨による洪水時に、想定される水位が一連の区間に渡って堤防高（掘込河道においては堤内の地盤高）を大きく超えるような小規模河川が多く存することが想定される。

このため、このような河川の洪水浸水想定区域の指定は、水防法施行規則改正により、同規則第１条第１項本文に規定する従来の方法に加え、同項但書に規定する「想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法」によっても行うことができることとした。具体的には、簡易な解析手法等の活用により区域指定する手法をまとめた「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き（令和２年６月）」を参考とされたい。

また、洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項について、新たに洪水浸水想定区域の指定対象となる河川では、水防法施行規則改正により、同規則第２条において、「指定の区域」、「浸水した場合に想定される水深」及び「浸水継続時間（長時間にわたり浸水するおそれがある場合に限る）」を明らかにするものとしている。比較的小規模な河川であるため長時間にわたる浸水のおそれがないものが多く想定されるため、このような場合には、同条第３号に規定される「浸水継続時間」の明示は不要である。

なお、洪水予報河川及び水位周知河川については、洪水に対応したまちづくり等を進める際の検討材料として活用できるよう、引き続き、同条第４号に規定される「計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深」も明らかにするものとしている。

（ⅱ）雨水出水浸水想定区域の指定について

（イ）区域の早期指定

新たに雨水出水浸水想定区域の指定対象となる排水施設については、当該排水施設周辺における円滑かつ迅速な避難等のための措置を速やかに講じるため、区域の指定たる都道府県知事及び市町村長におかれては、同区域をできるだけ早期に指定するよう努められたい。新たな雨水出水浸水想定区域の指定は、令和７年度までにまずは約800 団体で実施することを想定している。

（ロ）区域指定の方法及び明示事項

新たに雨水出水浸水想定区域の指定対象となる排水施設における雨水出水浸水想定区域指定に当たっては、今般の改正を踏まえ、浸水想定手法に関する解説を充実させた「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和３年７月）」を参考とされたい。

また、雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項について、新たに雨水出水浸水想定区域の指定対象となる排水施設では、水防法施行規則改正により、同規則第５条において、「指定の区域」、「浸水した場合に想定される水深」及び「浸水継続時間（長時間にわたり浸水するおそれがある場合に限る）」を明らかにするものとしている。

なお、水位周知下水道については、地下街等の所有者又は管理者が雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときに主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を用いることが想定されることから、引き続き、「主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化」も明らかにするものとしている。

（ⅲ）高潮浸水想定区域の指定について

（イ）区域の早期指定

新たに高潮浸水想定区域の指定対象となる海岸については、当該海岸周辺における円滑かつ迅

速な避難等のための措置を速やかに講じるため、区域の指定主体たる都道府県知事におかれては、同区域をできるだけ早期に指定するよう努められたい。新たな高潮浸水想定区域の指定は、令和７年度までに実施することを想定している。

（ロ）区域指定の方法及び明示事項

新たに高潮浸水想定区域の指定対象となる海岸における高潮浸水想定区域の指定に当たっては、従来どおり、高潮浸水想定の作成に当たって必要な技術的事項をまとめた「高潮浸水想定区域図作成の手引き（令和２年６月）」を参考とされたい。

また、高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項について、新たに高潮浸水想定区域の指定対象となる海岸も含め、水防法施行規則第８条において、「指定の区域」、「浸水した場合に想定される水深」及び「浸水継続時間（長時間にわたり浸水するおそれがある場合に限る）」を明らかにするものとしている。

② 浸水想定区域の指定の際の配慮

ハザードマップ作成の効率化及び浸水想定区域図の活用等を図るため、浸水想定区域の指定主体におかれては、浸水想定区域の指定の前提となる電子データの作成・管理について、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第３版）（令和元年９月）」を参考とされたい。

また、同主体におかれては、同区域を指定する際には、市町村地域防災計画の修正等に要する期間に配慮し、指定の内容等について、あらかじめ市町村の防災担当部局に対して説明されたい。

さらに、浸水想定区域図の広範な周知を目的として、重ねるハザードマップや浸水ナビ、国土数値情報といった、様々な手法による公開や活用を図っていくため、各浸水想定区域に係る電子データは、作成後速やかに国土交通省及び国土地理院に提供されたい。

③ 浸水想定区域の指定に関する国の支援

浸水想定区域の指定を支援するため、国土交通省では氾濫解析を行うための参考資料として①に示した手引きやマニュアルを公表・周知するとともに、国が取得した三次元の地形データ（ＬＰデータ等）の提供を行っている。また、防災・安全交付金により財政面での支援を行っている。浸水想定区域の指定主体におかれては、これらも活用して浸水想定区域の早期指定に努められたい。

２．浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について（水防法第15 条関係）

（１）市町村地域防災計画に定める事項について

水防法第15 条は、浸水想定区域の指定を受けて、市町村地域防災計画上に当該区域ごとの洪水予報等の伝達方法等を適切に定めることを義務付けているものであり、新たに浸水想定区域の指定があった際には、速やかに当該地区の市町村地域防災計画に反映する必要がある。今般の水防法改正により、新たに浸水想定区域の指定対象となる河川、排水施設及び海岸を追加することとされたが、これらについては、洪水予報河川及び水位周知河川、水位周知下水道並びに水位周知海岸とは異なり、水位等の情報の通知が法令上位置付けられていないため、同法第15 条第１項第１号において、市町村防災会議が市町村防災計画にその伝達方法を定めることとされている洪水予報等の対象として、水位等の通知情報に加え、「その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は

高潮に関する情報」が追加された。当該情報としては、具体的には、１．（２）で示したとおり、河川管理者や下水道管理者が取得する水位情報等のほか、気象庁が発表する雨量や洪水、雨水出水、高潮等に関する情報を想定している。

（２）市町村地域防災計画及びハザードマップの作成・見直し等について

市町村におかれては、浸水想定区域の新たな指定や避難場所又は避難経路等に変更があった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成・見直すとともに、住民等への分かりやすく効果的な方法による周知を徹底されたい。

なお、市町村における周知に当たっては、住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあること、また、ハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、インターネット、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等、適切な方法により、その広範な周知を図られたい。

加えて、市町村におかれては、住民等が地域の水害リスクを日頃から身近に実感できるよう、生活空間である“まちなか”に浸水深や避難場所等を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」の実施に努められたい。

（３）ハザードマップの作成・見直し等に関する国の支援について

ハザードマップの作成・見直し等を支援するため、国土交通省では、市町村がハザードマップを作成及び利活用する際の参考となるよう作成にあたっての考え方や推奨される事例等を示した「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28 年４月）」、市町村におけるハザードマップ作成の負担軽減のため必要最低限の情報を含んだハザードマップを容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール（国土地理院の地図を活用し容易に作成可能）」、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る検討や作業等の流れを示した「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第２版）（平成29 年６月）」の公表・提供を行うとともに、ハザードマップの作成・活用に関する相談窓口を国土交通省の河川関係事務所内に設置している（災害情報普及支援室）。また、防災・安全交付金により財政面での支援を行っている。市町村におかれては、これらも活用してハザードマップの作成・見直し等に努められたい。

（４）重要事項説明の対象となるハザードマップ対象エリアの拡大について

宅地建物取引業法（昭和27 年法律第176 号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務付づけている。当該対象項目として、宅地建物取引業法施行規則（昭和32 年建設省令第12号）第16 条の４の３第３の２号等に基づき、水防法の規定に基づき作成されたハザードマップにおける対象物件の所在地が規定されている。今般の水防法改正により、上述のとおり、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象が拡大されることにより、重要事項説明の対象となるハザードマップ対象エリアが拡大することが見込まれる。

これに伴って、市区町村によりハザードマップの新規作成又は見直しが行われ、その旨が都道府県水防担当部局に共有された場合には、「水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）」（令和２年７月17 日国不動第９号・国水環防第16 号・国水下流第17 号）の

とおり、都道府県の水防担当部局におかれては、ハザードマップの新規作成又は見直しが行われた旨を宅地建物取引業法の担当部局に共有するとともに、当該宅地建物取引業法の担当部局におかれては、不動産関連団体に対し、その旨の適切な周知に努められたい。

また、市区町村に対し、引き続き、「水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）」のとおり、ハザードマップの新規作成又は見直しが行われた際には、遅滞なく、その旨を都道府県水防担当部局に共有するなど、宅地建物取引業者に対して適切に周知がなされるよう配慮するとともに、宅地建物取引業者及び宅地又は建物の購入者等からの問い合わせに対して迅速かつ適切に対応するよう周知されたい。

なお、不動産･建設経済局から、別途、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(令和３年７月15 日国不動第41 号) が発出されているところであるので、宅地建物取引業者からの問い合わせ等に対し適切に対応されたい。

３．要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための避難訓練の報告義務化等（水防法第15条の３、土砂災害防止法第８条の２関係）

（１）改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、平成29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の改正により、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定め、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「要配慮者利用施設の管理者等」という。）に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）の実施が義務化された。これに基づき、国土交通省は、都道府県及び市町村を通じ、要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を働きかけてきたところ。

こうした中、令和２年７月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じる事案が発生した。このような事案の再発防止を図るとともに、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化すること等が懸念されていることを踏まえ、洪水、雨水出水及び高潮の各水害並びに土砂災害時における要配慮者利用施設の利用者の実効性のある避難の確保を確実なものとするため、水防法改正及び改正法による土砂災害防止法の改正（以下「土砂災害防止法改正」という。）により、従来の避難確保計画の作成・報告及び避難訓練の実施に加え、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができることとされた。

（２）避難訓練の報告義務化について

水防法改正による同法第15 条の３第５項及び土砂災害防止法改正による同法第８条の２第５項において、避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の管理者等は、当該計画の定めるところにより避難訓練を実施した後、市町村長へ実施した避難訓練の結果を報告する義務が課されることとされたところである。

市町村においては、要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難訓練を実施した後に速やかに市町村長へその結果を報告する必要がある旨の周知に努められたい。報告内容は、避難訓練の実施日、避難訓練の参加者・参加人数、避難訓練で想定した災害の種類、避難訓練の種類・内容に加え、避難先や避難経路の安全性の確認結果、避難訓練によって明らかになった課題とその改善方法等も含めることとし、実際に避難誘導を行った場合には、避難支援に要した人数と避難に要した時間も記載を求めること。

また、市町村においては、要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難の実効性を高めるために定期的に避難訓練を実施し、避難訓練には、要配慮者利用施設の管理者等の職員や利用者だけでなく、避難支援要員として登録されている利用者の家族や地域住民等が参加することが望ましい旨の周知に努められたい。

（３）避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長による助言・勧告について

水防法改正による同法第15 条の３第６項及び土砂災害防止法改正による同法第８条の２第６項において、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けた市町村長は、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告することとされた。

市町村においては、防災部局と福祉部局等が協力して要配慮者利用施設の管理者等に対して適切に助言・勧告するための体制を構築することとされたい。その上で、水防法施行規則第16 条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13 年国土交通省令第71 号）第５条の２に定める避難確保計画に定めるべき「要配慮者利用施設における防災体制に関する事項」及び「避難の誘導に関する事項」等が適切に定められているか、具体的には、避難先や避難経路、避難方法、避難開始のタイミング、避難支援要員の確保等の内容が、想定されている災害リスクや個々の要配慮者利用施設の特性等に照らして適切なものとなっているか、避難確保計画に定められた避難訓練の内容が災害時の確実な避難に資するものになっているかを確認するとともに、避難訓練の結果と実施した避難訓練から明らかとなった課題を踏まえた避難確保計画の見直し状況等を確認し、改善すべき点がある場合は、市町村長が要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告するよう努められたい。

（４）市町村長による助言・勧告に関する国の支援について

（３）の市町村による要配慮者利用施設の管理者等に対する助言・勧告を支援するため、国土交通省は、避難確保計画に記載すべき内容の解説や記載様式、記載例を示した「避難確保計画作成の手引き（令和２年６月）」、市町村において避難確保計画の内容を確認する際の着眼点をまとめた「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29 年６月）」及び「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成についての動画（令和２年10 月）」を公表・提供するとともに、助言・勧告にあたって参考となるチェックリストや避難訓練結果の報告様式等を示した「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」（令和３年６月21 日国水環防第４号及び国水砂第93 号）、「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」（令和３年６月25 日国水環防第５号及び国水砂第98 号）及び「医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握について」（令和３年７月６日国水環防第６号及び国水砂第106 号）を都道府県に通知している。また、「令和２年７月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会（厚生労働省・国土交通省）」における検討成果を踏まえて、今

後、これらの技術資料の内容の充実や必要なチェックリストの整備等を行う予定である。市町村におかれては、これらも活用して助言・勧告に努められたい。

（５）留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、要配慮者利用施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、市町村においては、防災部局と福祉部局等が協力して、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、自ら避難訓練を主催して要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

第二 下水道法関係

樋門等の操作規則について（下水道法第７条の２関係）

（１）改正の趣旨

令和元年東日本台風において、樋門が閉鎖されず、増水した河川水が下水道に逆流して市街地に溢れたことにより、浸水被害が生じる事案が発生した。当該事案を機に国土交通省において全国調査を行ったところ、操作規則自体を定めていない樋門又は樋管（以下「樋門等」という。）の施設が約４割あることが判明した。今後、気候変動に伴う降雨量の増加により、
公共下水道等の下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が樋門等の操作を行う機会が増えることが想定される。このような状況を踏まえ、改正法による下水道法の改正（以下「下水道法改正」という。）により、公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定が義務付けられた。

（２）公共下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則の策定について

下水道法改正により、同法第７条の２等において、公共下水道管理者等が管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門等で操作を伴うもの（以下「操作施設」という。）については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならないこととされた。この操作規則に定めなければならない事項としては、改正省令による下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）の改正により、同規則第４条の４において、「操作施設の操作の基準に関する事項」「操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項」「操作施設を操作するために必要な水象の観測に関する事項」等としている。

公共下水道管理者等におかれては、操作規則の策定に当たっては、現場操作員の意見を踏まえるとともに、河川管理者等放流先の管理者との調整を図られたい。また、操作施設周辺の河川に存する水門等に係る洪水・高潮時、津波時等における操作との整合が十分に図られたものとなるよう留意されたい。

併せて、操作規則策定後においても継続して現場操作員に対する内容の周知徹底及び訓練に努めるとともに、操作施設の操作を安全かつ確実に実施するため、遠隔操作化や電動化などの必要な施

設整備を図られたい。

なお、操作規則の策定に係る詳細については、別途、「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について（令和３年７月15 日国水下流第４号）」を発出したところであるので、これを参照されたい。

第三 河川法関係

１．国土交通大臣による都道府県知事等が管理する指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持及び市町村長が管理する準用河川における権限代行の拡大について（河川法第16 条の５、第65 条の４及び第100 条関係）

（１）改正の趣旨

全国各地で頻発・激甚化する水害に対応するため、平成29 年の河川法（昭和39 年法律第39 号）改正により、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があった場合に、実施に高度な技術又は機械力を要する工事について、国土交通大臣が特定河川工事として都道府県知事等に代わって実施することができるとするいわゆる権限代行制度が創設された。

その後、土砂や流木が河川を埋め尽くす河川埋塞を伴う洪水が全国で発生し、また、都道府県知事が管理する河川と市町村長が管理する準用河川が同時に被災する災害が発生した。
このような災害に対し、都道府県や市町村においては、工事実施体制や技術上の制約等により必要な工事又は維持を的確に実施できない場合が想定される。

このような状況を踏まえ、改正法による河川法改正（以下「河川法改正」という。）により、権限代行制度の対象に災害時の河川の埋塞に係る維持を追加するとともに、準用河川も権限代行制度の対象河川に追加することで、被災地の早期復旧を一層図っていくこととされた。

なお、今般の改正による権限代行制度の運用に係る詳細については、別途、「河川法第16 条の４及び第16 条の５に基づく権限代行制度について」（令和３年７月15 日国水政第28 号・国水環第50 号・国水治第42 号・国水防第97 号・国水策第58 号）を発出したところであるので、これを参照されたい。

（２）特定維持の権限代行対象への追加について

① 権限代行の対象となる「特定維持」

河川法改正により、同法第16 条の５において、災害が発生した場合において国土交通大臣は、都道府県知事等が管理する指定区間内の一級河川又は二級河川（準用河川については（３）を参照。）に係る一定の要件を満たした「特定維持」について、都道府県知事等から要請があった場合に、都道府県知事等に代わって実施することができることとされたところである。

（ⅰ）特定維持の対象となる「維持」の範囲

特定維持の対象となる維持の範囲については、同法第16 条の５において、「災害によって発生した河川の埋塞に係る維持」が対象とされている。

（ⅱ）権限代行の対象となる「特定維持」

都道府県知事等から要請を受けた国土交通大臣は、同法第16 条の５において、当該要請に係る（ⅰ）の維持が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当で

あると認められるもの（特定維持）」であって、当該要請をした都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の「維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合」に事務に支障のない範囲内でこれを実施することができることとされている。

前者の「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの（特定維持）」は、社会条件や自然条件等により技術的難度が高い維持がこれに当たるものと考えられ、要請に係る維持の「特定維持」への該当については、個別具体的に判断されることとなる。また、後者の（都道府県知事等の）「維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合」の要件は、特定維持に要する技術又は機械力や当該維持の緊急性と都道府県等の維持の実施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案した上で、該当性を個別具体的に判断することとなる。

各都道府県等におかれては、国土交通大臣に権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等の担当部局と十分な調整を図られたい。

② 特定維持を代行する際の公示事項等

改正政令による河川法施行令（昭和40 年政令第14 号）の改正（以下「河川法施行令改正」という。）により、同令第10 条の９において、国土交通大臣が特定維持を代行するときは、あらかじ　め、「特定維持を行う河川の名称及び区間」、「特定維持の内容」及び「特定維持の開始の日」を公示しなければならないこととしている。また、この公示については、改正省令による河川法施行規則（昭和40 年建設省令第7 号）第７条の７により、官報に掲載して行うことを原則としつつ、応急復旧や早期復旧のために迅速な維持着手が必要な場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上や施行区域周辺の看板等適当な方法によることも可能としている。

③ 特定維持を代行する際の代行権限

国土交通大臣が特定維持を実施する場合において国土交通大臣が代行する河川管理者の河川管理に係る権限（以下「河川管理権限」という。）は、河川法施行令改正により、同令第10 条の９第２項に列挙された事項（河川法第17 条、第18 条、第66 条、第67 条、第74条、第89 条に規定する権限）としており、土地への立入り等、特定維持の実施に必要とされる最小限の権限である。

これは、国土交通大臣による権限代行制度は、実施に高度な技術等を要する維持を国土交通大臣が代行することにより都道府県等を技術的に支援するものであり、当該維持の代行に伴い、行政管理を含むいわゆる通常の管理に係る権限まで代行する趣旨ではないという考え方によるものである。

なお、国土交通大臣により特定維持が代行されている場合、代行実施区間における前述の代行権限は、一義的に特定維持の代行者たる国土交通大臣が行使することになる。したがって、特定維持の代行を要請した都道府県知事等はこれらの権限を行使することはできない。他方、前述以外の河川管理権限については、特定維持が代行されている区間も含めて、引き続き都道府県知事等が行使することになる。このため、同区間における都道府県知事等による河川管理権限の行使に当たっては、国土交通大臣が代行する特定維持の実施及び代行権限との関係で支障が生じないよう、あらかじめ各地方整備局等の担当部局と十分な調整を図られたい。

④ 費用負担について

国土交通大臣による特定維持の実施に係る費用については、河川法改正により、同法第65 条の４第１項において、全額都道府県等の負担とされている。また、同条第５項において、まず国が全額国費をもって事業を行い、その後、都道府県等に対し当該維持に要する費用の額を納付させることとしている。これは、国土交通大臣による権限代行制度は、都道府県等に対する技術的支援を趣旨とするものであるため、特定維持に要する費用の負担については、都道府県等が自ら維持を実施する場合と同様とするものである。

なお、河道断面の３割程度以上の埋塞又は流木の著しい堆積が発生した場合には、その除去を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26 年法律第97 号）の規定の適用を受ける災害復旧事業で行うことが可能である。災害復旧事業で行う場合には、河川法第16条の４第１項の規定に基づく「特定河川工事」の対象となり費用負担の規定が異なるので、留意されたい。

（３）準用河川の権限代行対象への追加について

河川法改正により、同法第100 条において、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したいわゆる準用河川についても、国土交通大臣による特定河川工事及び特定維持に係る代行制度の対象に追加することとされた。代行制度の対象となる特定工事や特定維持の内容、代行の実施に係る代行権限の対象、費用負担や関係手続等については、同条により、都道府県が管理する河川の規定が準用される。ただし、特定河川工事のうち、ダムに関する改良工事等については、準用河川での実施が想定されないことから、河川法施行令改正により、同令第57 条の４条において、代行の対象とはしないこととしている。

各市町村におかれては、都道府県知事が補助金等の交付に関する事務を行う事業に係る権限代行を国土交通大臣に要請する場合は、あらかじめ所轄の都道府県と十分な調整を図ることが望ましい。また、各都道府県におかれては、貴管内市町村から当該権限代行要請に係る相談があった場合は、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を図られたい。ただし、災害時など緊急を要する場合はこの限りではない。

２．ダム洪水調節機能協議会制度の創設（河川法第51 条の２及び第51 条の３関係）

（１）改正の趣旨

昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川管理者が管理する治水を目的とするダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められていることを踏まえ、洪水の発生のおそれがある緊急時において、利水ダム等を事前放流に最大限活用することを主な内容とした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）が令和元年12 月に既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で取りまとめられた。基本方針及び国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、令和２年度より、利水ダム等における事前放流について、任意の協議会の設置や治水協定の締結等、関係利水者の協力を得て取組が推進されてきたところである。今後、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画するダム洪水調節機能協議会制度を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされた。

（２）協議会の組織について

河川法改正により、同法第51 条の２において、河川管理者は、一級河川に設置された同法第44 条第１項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（以下「利水ダム等」という。）について「ダム洪水調節機能協議会」を組織することとされ、同法第51 条の３において、河川管理者は、二級河川に設置された利水ダム等について「都道府県ダム洪水調節機能協議会」を組織することができることとされた。

また、河川法施行令改正により、同令第２条第１項第６号において、一級河川の指定区間における協議会の設置は都道府県知事が行うこととされる管理の対象外とされ、国土交通大臣がこれを行うこととなる。これを受け、一級河川の河川管理者たる国土交通大臣が組織する「ダム洪水調節機能協議会」については、それぞれの一級河川ごとに、二級河川の河川管理者たる都道府県知事が組織する「都道府県ダム洪水調節機能協議会」については、それぞれの二級河川ごとに組織することを基本とする。

なお、同一の河川管理者が管理する複数の河川について、協議会をまとめて設置することが効果的な場合には、複数の河川を対象として一の協議会を設置しても差し支えない。

（３）協議会の構成員について

① ダム洪水調節機能協議会

一級河川に設置された利水ダム等を対象とする「ダム洪水調節機能協議会」の構成員は、河川法改正により、同法第51 条の２第２項第１号から第３号において、河川管理者（国土交通大臣）、一級河川に設置された利水ダム等に係る水利使用に関し河川法第23 条（流水占用）の許可を受けた者又は河川法第26 条第１項（ダムの新築等）の許可を受けた者（以下「利水ダム管理者」という。）（以下総称して「関係利水者」という。）及び関係都道府県知事とされている（必須構成員）。このうち「関係都道府県知事」については、指定区間内の一級河川の管理を行う者としての都道府県知事等を想定している。

必須構成員は、同条第３項及び第４項において、河川管理者からの協議実施に係る通知に対し、協議に応じなければならないこととされている。

また、必須構成員に加え、同条第２項第４号において、関係行政機関や関係市町村長等、河川管理者である国土交通大臣が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

② 都道府県ダム洪水調節機能協議会

二級河川に設置された利水ダム等を対象とする「都道府県ダム洪水調節機能協議会」の構成員は、河川法改正により、同法第51 条の３第２項第１号及び第２号において、河川管理者（都道府県知事）及び二級河川に設置された利水ダム等に係る関係利水者とされている（必須構成員）。必須構成員は、「ダム洪水調節機能協議会」と同様、河川管理者からの協議実施に係る通知に対し、協議に応じなければならないこととされている。

また、「ダム洪水調節機能協議会」と同様、必須構成員に加え、同項第３号において、関係行政機関や関係市町村長等、河川管理者である都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

③ 留意事項

①、②のとおり、「ダム洪水調節機能協議会」及び「都道府県ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）については、河川管理者が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる。この「河川管理者が必要と認める者」については、河川管理者である国土交通大臣又は都道府県知事が地域の実情に鑑みて決定することとなるが、既に治水協定が締結されている河川においては、治水協定の締結にあたって設置した協議の場に参加している者を、引き続き構成員とすることが望ましい。

また、具体の構成員については、協議会の運用上、法令に位置付けられている構成員から委任を受けた者とすることも可能である。

（４）協議事項について

協議会においては、基本方針に定められた取組を着実に進め、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るための協議等を行うことを想定している。

具体的には、①事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直し、②河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備、③事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映、④利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組、⑤更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議等が想定されるところである。

また、既に治水協定が締結されている河川においては、締結した治水協定の内容を踏まえて協議を進めていくことが望ましい。

なお、前述の協議事項以外にも、各構成員の取組の紹介・共有、当該年度の出水対応に向けた連絡体制の確立及び出水対応の振返り、対応改善に向けた意見交換の実施等により、各協議会において、事前放流による洪水調節機能の向上を図ることが望ましい。

（５）関係行政機関への協力要請及び協議結果の尊重について

河川法改正により、同法第51 条の２第５項（第51 条の３第３項において準用する場合を含む。）において、協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明等の必要な協力を求めることができるとされている。

また、同法第51 条の２第６項（第51 条の３第３項において準用する場合を含む。）において、協議会において協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。ここでいう「協議が調う」とは、協議会の構成員が取組の実施に合意することを、「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項について、取組を実施する責務を負うことと解釈される。

（６）河川法における事前放流の考え方等について

（事前放流の法的な性格）

公共用物たる河川を利用する利水ダム管理者には、当該河川で発生する災害の防除に積極的に協力する社会的責務があり、これを前提に河川法第52 条では、河川管理者から利水ダム管理者へ事前放流を指示できることを定めている。

このため、利水ダムの事前放流は、利水ダム管理者の判断のみで実施されるものではなく、災害の発生が急迫する場合には同条の指示が河川管理者により行われることを念頭に、治水上の必要性から、河川管理者による河川の管理の一環として、治水協定の協議･締結、操作規程（※）の承認を通じて河川管理者が利水ダム管理者に実施を求めるものである。

※操作規程等により河川管理者の事前確認を得ることが義務付けられた実施要領を含む。

また、これまでに、河川管理者は、同条の指示に基づく利水ダム管理者による措置が円滑に行われることを意図して、事前放流の実施条件や実施方法、連絡方法等を定めた治水協定を利水ダム管理者と協議・締結してきており、この治水協定においては、利水ダム管理者は河川管理者による同条の指示がなくとも事前放流を実施することに合意して頂いており、この点では、利水ダムの事前放流は利水ダム管理者の協力により行われているものである。

このように、利水ダムの事前放流は、同条の指示を行い得ることを念頭に、治水上の責任を有する河川管理者が河川の管理の一環として利水ダム管理者に実施を求めるものであるが、利水ダム管理者の協力により、同条の指示を行うことなく実施されているものである。

今回の河川法改正では、令和元年東日本台風など水害の激甚化や気象予測技術の発展を背景に、治水協定に基づいて行われている事前放流に継続して取り組んでいくために、「ダム洪水調節機能協議会」、「都道府県ダム洪水調節機能協議会」を河川法に位置付け、利水ダム管理者等に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務を課すこととしたものである。

（河川管理者及び利水ダム管理者の役割）

河川管理者は、河川法第47 条第１項に規定する操作規程の承認手続のなかで、操作規程に従ったダム操作により治水上の支障が生じないかを確認する責務がある。また、利水ダム管理者には、同条第３項により、承認された操作規程に従ってダムを操作する責務がある。

（今後の洪水調節機能の強化に向けて）

今後は、「ダム洪水調節機能協議会」、「都道府県ダム洪水調節機能協議会」での協議を通じて、事前放流の実施条件や利水ダムの能力等の理解を深め、より円滑に事前放流を実施できるよう取り組む。

また、利水ダム等の洪水調節機能の一層の向上を図るため、河川管理者は、関係利水者の協力を得つつ、事前放流で確保した空き容量を最大限有効に活用するためのダムの操作方法や必要な機能改善などの検討を進めていくこととしており、その結論を踏まえて、ガイドラインの見直しを行っていく予定である。

資１．８　水防法施行通知（令和３年１１月１日）

令和３・１１・１　国都安第４９号
国都計第９６号
国都公景第112号
国水政第８２号
国住参建第2016号
各都道府県知事、各指定都市の長 あて
国土交通省 都市局長
水管理・国土保全局長
住宅局長

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（６ヶ月以内施行分）について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第31 号。以下「改正法」という。）が令和３年５月10 日に公布された。

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることから、これまでの治水政策を抜本的に見直し、国や都道府県の河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進していくことが求められている。

今般の法改正は、このような状況を踏まえ、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するために講じられたものである。

このうち、公布の日から起算して３ヶ月以内に施行することとされた水防法（昭和24 年法律第193 号）、河川法（昭和39 年法律第167 号）及び下水道法（昭和33 年法律第79 号）等の規定（以下「３ヶ月以内施行規定」という。）については、関係法令の整備等により、令和３年７月15 日に施行されており、別途、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について（令和３年７月15 日国水政第20 号）」を通知している（※）。

（※）３ヶ月以内施行規定の関係法令及び通知については、国土交通省の流域治水関連法ホームページに掲載

【ホームページURL】 https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html

また、今般、改正法のうち、公布の日から起算して６ヶ月以内に施行することとされた特定都市河川浸水被害対策法（平成15 年法律第77 号）、下水道法、都市計画法（昭和43 年法律第100 号）、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132 号）等の規定（以下「６ヶ月以内施行規定」という。）のほか、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（令和３年政令第296 号。以下「改正政令」という。）及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（令和３年国土交通省令第69 号。

以下「改正省令」という。）が令和３年10 月29 日にそれぞれ公布され、改正法、改正政令及び改正省令について、その全てが令和３年11 月１日に施行された。

６ヶ月以内施行規定の施行に当たっては、３ヶ月以内施行規定の施行と同様、前述の改正法の趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県知事におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、水防行政、河川行政、下水道行政、都市行政及び建築行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第245 条の４第１項に規定する技術的助言とする。

記

※第一 特定都市河川浸水被害対策法関係、第三　下水道法関係、第四 河川法施行令関係は省略

第二 水防法関係

１．洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大について（水防法第14 条及び第14 条の２関係）

（１）改正の趣旨

水防法（昭和24 年法律第193 号）における洪水、雨水出水等に係る浸水想定区域制度は、各水害に対応し、避難場所や避難路の設定等の措置を講じることで住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること等を目的としているものである。

近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化による浸水被害の状況等を踏まえ、水防法改正においては、水害リスク情報の空白地帯を解消し、住民等の円滑かつ迅速な避難確保を図る観点から、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川及び下水道をその指定対象に追加することとされ、このうち、「災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川・公共下水道等の排水施設」（※）（改正後の水防法第14条及び第14 条の２）については、３ヶ月以内施行の対象として、既に指定対象に追加されている。

（※）水防法施行規則（平成12 年建設省令第44 号）第１条の２及び第４条の２において、「周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時・雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時・雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水・雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該河川・排水施設の水位その他の情報を入手することができること」とされている。

これに加え、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域は、その流域に避難を要する人口が非常に多く、浸水から国民の生命・身体等を保護すべき河川及び流域であるという特性に鑑み、浸水想定区域の指定対象に特定都市河川及びその流域内に存する下水道を追加することとされた。

なお、これに併せ、現行の特定都市河川浸水被害対策法において都市洪水等発生時の円滑かつ迅速な避難確保等を図ることとされている都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域制度については、水防法の規定に基づく浸水想定区域制度に一本化することとされた。

（２）浸水想定区域の指定対象の拡大について

前述のとおり、水防法における浸水想定区域の制度により、特定都市河川流域における住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を着実に図る趣旨から、水防法改正による改正後の同法第14条第１項第２号及び同条第２項第２号において、洪水浸水想定区域の指定対象河川に特定都市河川を、同法第14 条の２第１項第３号及び同条第２項第３号において、雨水出水浸水想定区域の指定対象に特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設を追加することとされた。

（３）都市洪水想定区域・都市浸水想定区域制度の洪水浸水想定区域・雨水出水浸水想定区域制度への一本化に伴う経過措置について

（１）のとおり、今般、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域制度（改正前の特定都市河川浸水被害対策法（以下「旧特定都市河川法」という。）第32 条。以下「都市洪水想定区域等」という。）が水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域・雨水出水浸水想定区域制度へ一本化（旧特定都市河川法第32 条及び第33条は削除）されることとされているが、既に指定済の都市洪水想定区域等において、途切れることなく法定の避難確保措置を講ずる観点から、水防法の規定に基づく浸水想定区域が新たに指定されるまでの間、都市洪水想定区域等の指定及び区域指定に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（旧特定都市河川法第33 条）について、なお従前の例によることとする経過措置を講じることとされている。具体的には、水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定及びそれに基づく市町村防災計画の見直しが行われた時点で、都市洪水想定区域等の指定を廃止することが望ましい。

資１．９　水防法施行通知（令和５年５月３１日）

令和５・５・３１　国水政第１７号
気企第３４号
各都道府県知事 あて
国土交通省 水管理・国土保全局長
気象庁長官

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の一部の施行について

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 37 号。以下「改正法」という。）については、令和５年５月 31 日に公布され、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２の改正規定及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に第 11 条の２を加える改正規定（国土交通大臣による都道府県知事への予測水位情報の提供）については同日から、それ以外の改正規定については同日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から、施行されることとなった。

国土交通大臣による都道府県知事への予測水位情報の提供に係る改正規定が施行されるに当たっては、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められたい。また、速やかに関係事項を貴管内水防管理団体及び関係市町村に周知方取り計らわれ、水防行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言とする。

記

１．国土交通大臣による予測水位情報の提供（気象業務法第 14 条の２及び水防法第 11 条の２関係）

（１）改正の趣旨

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、バックウォーター現象などによって本川・支川合流地点における浸水被害が発生する事例が発生している。

こうした中、国指定洪水予報河川（水防法第 10 条第２項の規定により国土交通大臣が指2定した河川をいう。）においては、本川・支川一体で水位予測を行うモデルを令和３年から導入しており、精度が高く、長時間先の予測が可能となっている。

これを踏まえ、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、都道府県指定洪水予報河川（水防法第 11 条第１項の規定により都道府県知事が指定した河川をいう。以下同じ。）の洪水予報の早期発表を図るため、気象業務法及び水防法の改正により、当該情報を、都道府県指定洪水予報河川について洪水予報を行う都道府県知事の求めに応じ都道府県知事及び気象庁長官に提供することとし、当該情報提供を気象業務法第 17 条及び第 23 条の予報及び警報の制限の対象外とすることとされた。

また、気象庁は、提供を受けた情報を踏まえて都道府県知事と共同して洪水予報を行うとともに、当該情報の活用に当たって特に専門的知識を要する場合は、国土交通大臣に技術的助言を求めることとされた。

都道府県におかれては、各都道府県指定洪水予報河川における洪水予報の実施状況を踏まえ、予測水位情報の提供（以下「情報提供」という。）の求めの実施について判断されたい。

また、現在は都道府県指定洪水予報河川ではない河川についても、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、洪水予報を実施することが可能となると見込まれる場合は、当該河川の洪水予報河川への指定を図り、洪水予報を行うことが望ましい。

（２）予測水位情報の提供の開始に係る手続

都道府県は、情報提供を受けるに当たっては、以下の協定等の締結・変更を行われたい。

① 都道府県は、改正法による改正後の水防法第 11 条の２の規定に基づき、情報提供の求めを行うに当たっては、地方整備局等へ情報提供の依頼を行った上で、両者間で情報提供に関する包括的な協定を締結されたい。

② 都道府県は、地方整備局等及び地方気象台等と共同して、①の包括的な協定に基づき、対象とする河川名及び情報提供の方法等を明記した情報提供の実施要領を定められたい。

③ 都道府県は、地方気象台等と共同して、②の情報提供の実施要領を踏まえ、情報提供を受ける都道府県指定洪水予報河川の洪水予報実施要領について、提供を受けた情報の活用に関する内容を追記する等の必要な変更を行われたい。

なお、予測水位情報の提供制度の運用に係る詳細については、別途、「気象業務法及び水防法改正に伴う対応について」（令和５年５月 31 日国水環第 33 号）を発出したところであるので、これを参照されたい。

資１．１０　東京都水防条例

昭和24年 8月11日　条例第 68号
改正　昭和46年12月27日　条例第156号
改正　平成11年12月24日　条例第143号
改正　平成12年10月13日　条例第192号
改正　平成19年 3月16日　条例第 68号
改正　平成23年12月22日　条例第 99号

第一条　東京都の水防に関して、法令で定めるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条　水防法（以下法という。）第４条の指定水防管理団体は、知事が東京都水防協議会にはかって指定し、これを告示する。

第三条　法第８条第１項の規定に基づき、知事の附属機関として東京都水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第四条　協議会は、会長に知事を充て、委員 15 人で組織する。

２　委員は、次に掲げるもののうちから、知事が命じ又は委嘱する。

副知事、都建設局職員、国土交通省関東地方整備局職員、通信・気象・警察・消防・水道各行政機関職員、輸送及び配電事業関係者、区市町村長及び学識経験者

３　知事は、必要と認めるときは、臨時委員をおくことができる。

４　協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

第五条　協議会の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員は、前条第２項に掲げる職から退いたときは、その職を失う。

３　補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条　知事は、水防計画に基づき、水防上重要地域の水防を確保するため、資材及び倉庫等を整備することができる。

第七条　知事は、東京都水防計画を毎年４月末日までに、関係水防管理団体に周知させなければならない。

第八条　建設事務所の職員は、水防計画に定める事務を担任し、その所轄内の水防管理団体と緊密な連絡を保ち、その水防活動を援助しなければならない。

第十条　この条例の施行に必要な事項は、知事がこれを定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資１．１１　東京都水防協議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、東京都水防条例（昭和 24 年 8 月 11 日　条例第 68 号、以下「条例」という。）第４条第４項の規定に基づき、東京都水防協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成等）

第２条　協議会は、会長の知事の外、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）で構成する。

２　条例第４条第２項で規定する委員は、以下のとおりとする。

東京都議会議員　（委嘱委員）
東京都副知事
東京都総務局危機管理監
東京都建設局長
東京都建設局道路監
東京都建設局河川部長
国土交通省関東地方整備局職員　（委嘱委員）
東日本電信電話株式会社社員　（　〃　）
気象庁東京管区気象台職員　（　〃　）
警視庁警備部職員　（　〃　）
東京消防庁警防部職員　（　〃　）
東京都水道局浄水部長
東京電力ホールディングス株式会社社員　（委嘱委員）
特別区長　（　〃　）
市町村長　（　〃　）
計１５人

３　条例第４条第３項で規定する臨時委員は、同条第２項で規定するものの外に水防に関連し、調査審議に加わる必要が認められるものとし、以下のとおりとする。

東京都建設局次長
東京都総務局総務部長
東京都総務局総合防災部長
東京都財務局経理部長
東京都建設局総務部長
東京都建設局道路管理部長
東京都港湾局港湾整備部長
東京都下水道局計画調整部長
東京商工会議所女性会会員　（委嘱委員）
特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟会員　（委嘱委員）
計１０人

（委員等の委嘱・任命）

第３条　委員等のうち委嘱委員については、各機関の長（特別区長については特別区長会会長、市町村長については東京市長会会長、東京都議会議員については東京都議会議長）から推薦を受け、委嘱を行う。

２　前項以外の委員等については、充て職とする。

３　委員等の任期は２年とする。ただし、重任を妨げない。

４　委員等は、当該職から退いたときは、その職を失う。

５　補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第４条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員等に通知しなければならない。

３　前項の通知を受けた委員等が事故のため出席できない場合は、その委員等の指名する職務上の代理者が出席することができる。

（議事手続）

第５条　会議の議事は、会長が主宰する。

２　会長に事故ある時は、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

（記録）

第６条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。

２　議事録には、次の事項を記載しなければならない。

一　会議の日時及び場所

二　議事の件名及び概要並びに議決事項

三　その他必要と認める事項

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、建設局河川部が行う。

附　則

この要領は、平成１７年４月１４日から施行する。

この要領は、平成２７年３月２０日から施行する。

この要領は、平成２８年１１月２１日から施行する。

この要領は、令和５年２月６日から施行する。

資１．１２　東京都水防信号等に関する規則

昭和24年 8月規則第133号
改正　昭和34年 5月　　第 95号
改正　平成19年 1月19日第　2号

第１条　水防法（以下法という。）第 18 条の水防のために出動する車両の標識は、別記第１号の標識を使用する。
第２条　法第 20 条の水防信号は、出動信号及び危険信号の２種とし、別記第２号の区分によって周知させるものとする。
第３条　法第 49 条第２項の身分を示す証票は、別記第３号の様式による。

附　　則

この規則は公布の日から施行する。

（別　記）

第一号　　標　　識

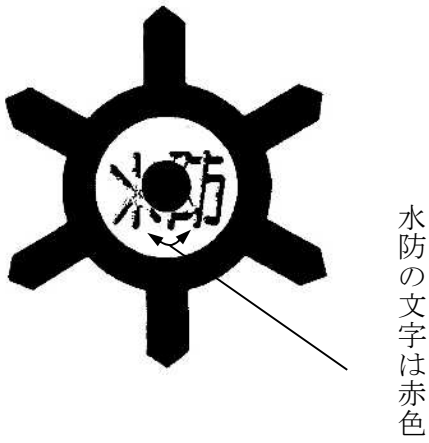

第二号　　水　防　信　号

１　出動信号

半　　鐘　　●－●　●　　●－●　●　　●－●　●　　（二点、一点班打、三分間）

∧約五秒

サイレン　　●－　●－　●－

∨約六秒休み　　（三分間）

２　危険信号

半　　鐘　　●－●－●－●　　●－●－●－●　　●－●－●－●

（四点、三分間）

∧約二十秒

サイレン　　●－　●－　●－　　（五分間）

∨約十秒休み

水防信号は、区市町村の望楼及び消防機関の営造物に備付の半鐘又はサイレンによって行う。

第三号　　水防要員の証票

（表　面）

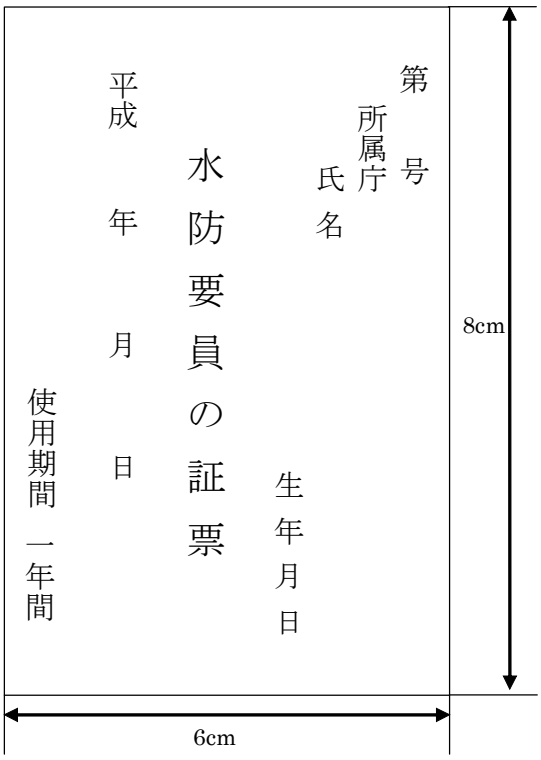

（裏　面）

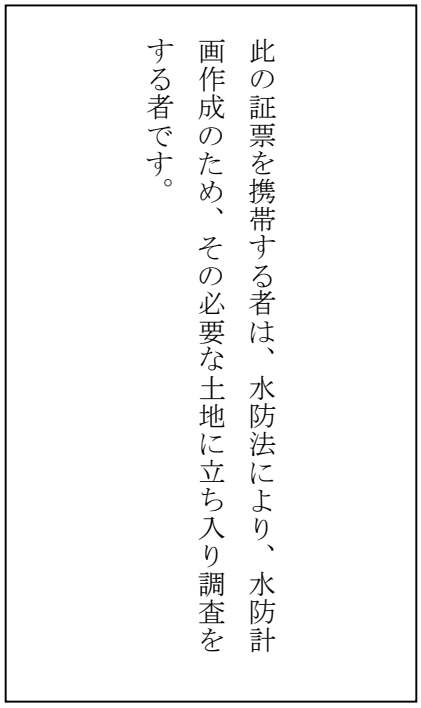

資１．１３　東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱（抜すい）

１．（趣旨）・・・・・・・・・第１条

この要綱は、東京都地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する東京都防災行政無線局及び地域衛星通信ネットワークに加入する地球局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

２．（定義）・・・・・・・・・第３条

この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 通信の統制　　災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱順序の指定等を行うこと又これらの措置を取り得る状態にすることをいう。

３．（無線局の種別）・・・・・・・・・第４条

この要綱において固定局、基地局、陸上移動局及び地球局とは、それぞれ電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第４条第１項第１号、第６号、第 12 号及び第 20 号の２に規定する無線局の種別をいう。

２　前項に定めるもののほか、無線局等の種別及びその意義は、次のとおりとする。

(1) 統　制　局　　無線局の通信の統制をする固定局をいう。
(2) 中　継　局　　統制局と端末局の通信を中継する固定局をいう。
(3) 端　末　局　　東京都地域防災計画に定める防災機関、後方医療機関及び医療対策拠点に設置された固定局をいう。
(4) 全都移動局　　東京都全域及び隣接県の区域を通信範囲とする陸上移動局をいう。
(5) 地区移動局　　東京都の一定の区域を通信範囲とする陸上移動局をいう。
(6) 移動多重局　　多重通信を行う陸上移動局をいう。
(7) 移動地球局　　移動して運用する地球局をいう。
(8) 通　信　所　　他の無線局と接続する端末装置が設置された場所をいう。

４．（災害時の運用体制）・・・・・・・・・第 18 条第５項

建設局長は、東京都水防本部が設置されている間、又は前項（東京都災害対策本部が設置されたとき）の場合を除き必要と認めるときは、統制局において、水防業務を所掌する建設局の機関に所在する無線局等に係る通信の全部又は一部について通信の統制を行う。この場合は、通信の統制に係る無線局等の運用に関する事務の統括及び当該無線局等の運用に係る無線管理者等に対する指揮監督は、建設局長が行う。

５．（通信統制者の通知）・・・・・・・・・第 19 条

前条の規定により通信の統制を行う者（以下「通信統制者」という。）は、通信の全部又は一部について通信の統制を開始又は終了する都度、直ちにその旨を財務局長に通知するとともに、当該無線局等の無線管理者等に通知しなければならない。

６．（附　則）

この要綱は、平成６年８月１５日から施行する。
この要綱は、平成１０年７月１日から施行する。
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１６年９月１５日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２．水防業務分担

資２．１　東京都水防本部業務要領

（目　的）

第１　洪水又は高潮等により災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、東京都水防計画第２章第２節に基づき設置する東京都水防本部（以下「本部」という。）は、気象、洪水、その他水防に関する情報の確保、水防管理団体の水防活動の指導、応援、水防資器材の準備配置、被害情報の収集、国土交通省水害対策本部並びに関東地方整備局洪水対策本部、その他関係機関との緊密な連絡等にあたり、もって被害を最小限にとどめることを目的とする。

（本部の構成）

第２　本部は総務部、道路管理部及び河川部の３部をもって構成する。

２　本部には本部長、副本部長、部長、課長及び部員をおく。

また、担当部長、参事、担当課長、副参事を置くことができるものとする。

３　(1) 本部長は建設局長、副本部長は次長、道路監、部長は総務部長、道路管理部長及び河川部長、課長は総務部の課長、広報広聴担当課長、道路管理部及び河川部の各課長とする。

(2) 部員は総務部、道路管理部及び河川部の職員のうちから本部長が命ずる者をもって組織する。

(3) 担当部長及び副参事は各部長又は各課長を補佐する。

（所掌事務）

第３　(1) 本部活動に対する資器材の応援、情報連絡及び技術援助等総合企画に関すること。

(2) 水防活動状況、水害状況、その他本部において必要となる情報収集並びに資料の作成に関すること。

(3) 水防活動状況、水害状況、その他本部において発表すべき報告書の編集に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか水防管理上重要な事項に関すること。

２　総務部の分掌事務

(1) 総務課、職員課

ア　他官庁及び他局との情報連絡に関すること。

イ　応急対策に必要な他官庁への援助要請手続に関すること。

ウ　本部長の発表する報告書の編集に関すること。

エ　道路管理部及び河川部の調整に関すること。

オ　広報に関すること。

カ　その他の課に属さないこと。

(2)計理課

水防活動、応急対策の予算及び会計事務に関すること。

(3) 用度課

資材、労力の調達及び輸送の連絡事務に関すること。

３　道路管理部の分掌事務

(1) 管理課、路政課

ア　都管理道路の保全に必要な資器材並びに輸送車輛の調達に関すること。

イ　その他庶務的事項に関すること。

(2) 監察指導課、保全課、安全施設課

ア　水害等による都管理道路に関する公共土木施設被害、その他の被害状況の情報収集及び連絡に関すること。

イ　都管理道路被害の現地状況調査及び技術的指導に関すること。

ウ　道路応急復旧に関する資器材の調達調整に関すること。

４　河川部の分掌事務

(1)　管理課、指導調整課

ア　水防活動に必要な資器材並びに輸送車輛の調達に関すること。

イ　その他の庶務的事項に関すること。

(2) 計画課、改修課、防災課

ア　水防本部の設置、廃止に関すること。

イ　気象、水位、流量、雨量の情報収集、連絡に関すること。

ウ　国土交通省管理河川の洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報の受理及び伝達に関すること。

エ　都管理河川の洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報の発表及び伝達に関すること。

オ　土砂災害警戒情報の発表及び伝達に関すること。

カ　水防活動状況、河川に起因する浸水状況及び公共土木施設の被害状況の情報収集、連絡に関すること。

キ　水防資器材の応援及び現地の状況調査、技術的指導に関すること。

ク　国土交通省直轄河川の水防活動状況及び現地の状況の情報収集、連絡に関すること。

ケ　防災行政無線の運用統制に関すること。

（水害を予防するための指示）

第４　本部長は、水防対策上必要があると認めるときは、水防管理団体に対し、水害を防ぎょし、又は軽減するための必要な指示をするものとする。

（出水の状況の早期予知）

第５　河川部は、気象庁、関東地方整備局及び高水、高潮速報の連絡系統内の各機関と緊密な連絡をとり、台風の状況、河川の出水状況、高潮の状況等を早期に予知するよう努め、気象状況及び水位状況等の報告書を作成し本部長に提出するものとする。

（水防活動、水害状況の調査報告）

第６　河川部は、収集した資料と他の収集した状況等を整理し、本部長に提出するものとする。

２　道路管理部及び河川部は、水害を防ぎょするために必要な水防作業等の技術指導とこれに関する資料を収集整理し、本部長に提出するものとする。

３　道路管理部及び河川部は、災害が発生したときは迅速に応急対策に関する資料を本部長に提出するものとする。

（応急対策）

第７　本部長は、公共施設が災害を受けた旨の報告を受けた場合で必要があると認めるときは、応急対策に関し、各部に適切な指示を行わせるものとする。

（水防活動・水害状況の発表）

第８　本部長は、気象、水位、流量、洪水予報、水防警報、災害状況等に関する報告書を編集し、必要に応じて報道機関その他の求めに応じて発表するものとする。

（態勢及び業務分担）

第９　本部の態勢は、東京都水防計画第３章３．１の規定に準ずるものとし、業務の分担は水防本部業務分担表による。

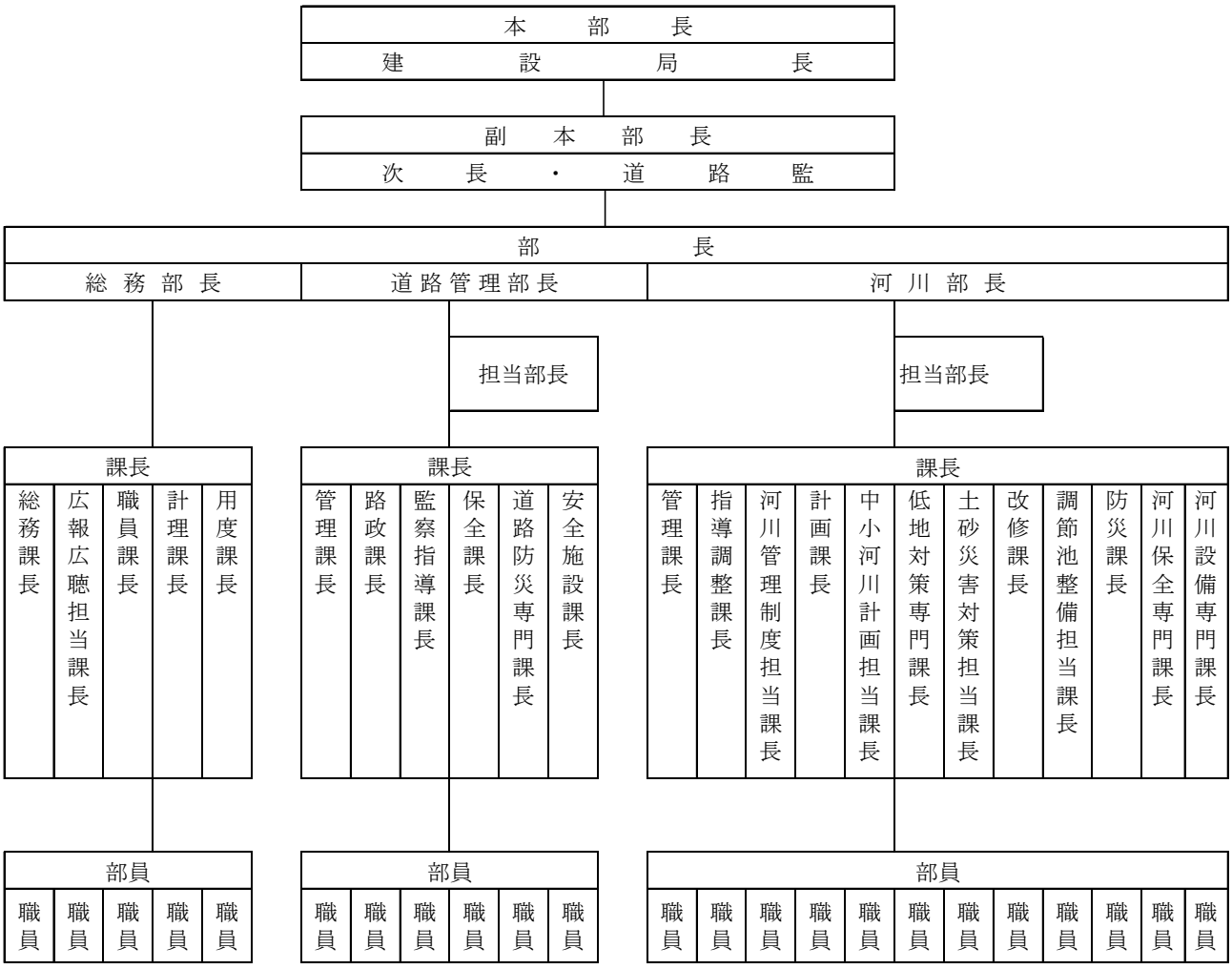

資２．２　水防本部業務分担表

構成		分担表	電話	班及び業務分担	人員	
					幹員	部員
本部長		建設局長	03-5320-5201 (内線)40-001 (防行)70550	総括指導	1	－
副本部長		次長	03-5320-5202 (内線)40-002	本部長補佐	1	－
副本部長		道路監	03-5320-5203 (内線)40-003	本部長補佐	1	－
部長		総務部長	03-5320-5205 (内線)40-100 (防行)70551	部内総括	1	－
総務部	課　長	総務課長	03-5000-2437 (内線)40-110 (防行)70553	庶務班 1. 他官庁・他局との情報連絡 2. 他官庁への援助要請手続き	1	17
		職員課長	03-5000-2442	服務・給与	1	19
		計理課長	03-5000-2439	計理班 予算及び会計事務	1	23
		用度課長	03-5000-2443	用度班 1. 資材・労力の調達 2. 輸送の連絡調整	1	13
		広報広聴 担当課長	03-5000-2438 (内線)40-020 (防行)70552	広報	1	－
部長		道路管理部長	03-5320-5270 (内線)40-400 (防行)70554	部内総括	1	－
道路管理部	道路保全担当部長		03-5320-5271 (内線)40-401	部長補佐	1	－
	課長	管理課長	03-5320-5272 (内線)40-410 (防行)70555	庶務班 資器材、輸送車輌の調達	1	31
		路政課長	03-5320-5280 (内線) 40-440		1	
		監察指導課長	03-5320-5285 (内線)40-470 (防行)70556	技術班、情報班 1. 情報収集連絡 2. 被害関係等整理 ア　公共土木施設被害 イ　その他の被害 ウ　活動状況 3. 現地指導 4. 資器材の調達調整 5. 国等との連絡調整	1	88
		保全課長	03-5320-5290 (内線)40-510 (防行)70557		1	
		道路防災 専門課長	03-5320-5309 (内線)40-584		1	
		安全施設課長	03-5320-5300 (内線)40-560		1	

構成		分担表	電話	班及び業務分担	人員 幹員	人員 部員
部長		河川部長	03-5320-5400 (内線)41-400 (防行)70559	部内総括	1	－
河川部	河川防災担当部長		03-5320-5200 (内線)41-420	部長補佐	1	－
	課長	管理課長	03-5320-5401 (内線)41-410 (防行)70560 (防行)70562	庶務班 資器材、輸送車輌等の調達	1	35
		指導調整課長	03-5320-5416 (内線)40-430 (防行)70561		1	
		河川管理制度担当課長	03-5320-5417 (内線)41-440		1	
		計画課長	03-5320-5410 (内線)41-450 (防行)70563 (防行)70564	技術班 1. 情報収集連絡 ア 水防活動 イ 気象情報 ウ 洪水予報・水防警報 エ 雨量・水位・潮位 オ 土砂災害警戒情報 2. 被害関係等整理 ア 公共土木施設被害 イ がけ崩れ ウ その他の被害 エ 活動状況 3. 雨量・水位・潮位整理 4. 現地指導 5. 資器材の調達調整 6. 水防関係機関との連絡調整 7. 無線の運用統制	1	93
		中小河川計画担当課長	03-5320-5418 (内線)41-451		1	
		低地対策専門課長	03-5320-5336 (内線)41-490		1	
		土砂災害対策担当課長	03-5320-5419 (内線)41-452		1	
		改修課長	03-5320-5420 (内線)41-510 (防行)70570 (防行)70571		1	
		調節池整備担当課長	03-5320-5198 (内線)41-520		1	
		防災課長	03-5320-5430 (内線)41-550 (防行)70565～9		1	
		河川保全専門課長	03-5320-5163 (内線)41-570		1	
		河川設備専門課長	03-5320-5396 (内線)41-580		1	
水防本部構成員			幹員(課長級以上)	31	人	
			部　員	319	人	
			計	350	人	

資２．３　建設事務所及び江東治水事務所の業務分担表

班別	業務分担
所長･副所長	総　括　指　導
庶　務　班	１．各班の連絡調整に関すること。 ２．水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。 ３．各班に属さないこと。
情報連絡班	１．水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。（内水を含む） ２．雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。 ３．土砂災害警戒情報の収集･整理に関すること。 ４．気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。
技　術　班	１．水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ２．水防実施状況の調査、及び報告に関すること。 ３．所管工事現場等の警戒巡視の指示に関すること。※ ４．施設操作等の指示に関すること。※ ５．公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 ６．がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 ７．危険箇所の警戒巡視に関すること。※ ８．雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ９．工区班応援に関すること。 １０．　被害があった際の維持修繕等必要な措置。※
工　務　班	１．水防資器材の受払の調整に関すること。 ２．水防資器材の配分、輸送計画に関すること。
工　区　班	１．雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ２．所管工事現場等の警戒巡視に関すること。※ ３．危険箇所の警戒巡視に関すること。※ ４．水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ５．公共土木施設の被害状況調査に関すること。 ６．がけ崩れの被害状況調査に関すること。 ７．被害があった際の維持修繕等必要な措置。※

※　水防法に基づく水防活動ではなく、工事現場及び管理施設の対策や河川法に基づく管理行為等

第一建設事務所　　計　120 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	中央区明石町2-4	(03) 3542-0680		1	東京湾岸のうち中央区、港区内 隅田川、月島川、 神田川、日本橋川、 亀島川、築地川、 汐留川、古川 千代田区、中央区、港区内の都道及び一般国道(指定区間外)130号
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 3542-0681	(03) 3542-7129	11	
情報連絡班	工事課長	〃	(03) 3542-1291 (無) 75411	(03)3541-7678 (無) 75401	16	
技術班	工事課長	〃	〃	〃	65	
	補修課長	〃	(03) 3542-3721	(03) 3542-7679		
	管理課長	〃	(03) 3542-1471			
工務班	用地課長	〃	(03) 3542-0151		14	
千代田工区	工区長	千代田区神田松永町119	(03)5295-0225	(03) 5295-0227	5	
中央工区	工区長	中央区明石町5-21	(03) 3544-8831	(03) 3544-8826	3	
港工区	工区長	港区三田1-2-13	(03) 3452-1464	(03) 3452-2414	5	

第二建設事務所　　計　173 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	品川区広町2-1-36	(03) 3774-0311		1	東京湾岸のうち大田区、品川区内 多摩川、海老取川、 丸子川、野川、 仙川、谷沢川、 渋谷川、目黒川、 北沢川、烏山川、 蛇崩川、立会川、 内川、呑川、九品仏川 品川区、大田区、世田谷区、目黒区、渋谷区内の都道及び一般国道(指定区間外)131号と246号と466号
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 3774-0312	(03) 3774-2488	12	
情報連絡班	工事第二課長	〃	(03) 3774-0381 (無) 75511	(03)3774-0328 (無)75501	7	
技術班	管理課長	〃	(03) 3774-8181		92	
	工事第一課長	〃	(03) 3774-9001	(03)3774-0328		
	工事第二課長	〃	(03) 3774-0381 (無) 75511	(03)3774-0328 (無)75501		
	補修課長	〃	(03) 3774-8711	(03) 3774-9196		
工務班	用地課長	〃	(03) 3774-8111		41	
品川工区	工区長	品川区西五反田3-6-12	(03) 5496-0361	(03) 5487-4546	3	
目黒工区	工区長	目黒区中目黒4-5-26	(03) 3715-3265	(03) 3793-1648	5	
大田工区	工区長	大田区大森北5-11-5	(03) 5763-1531	(03) 5763-1532	5	
世田谷工区	工区長	世田谷区世田谷2-29-30	(03) 3420-9651	(03) 3420-9653	7	

第三建設事務所　　計　150 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	中野区中野4-11-19	(03) 3387-6246	(03) 3387-5140	1	妙正寺川、神田川、善福寺川、江古田川 新宿区、中野区、杉並区内の都道
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 3387-5130	(03) 3387-5140	15	
	用地課長	〃	(03) 3387-5147			
情報連絡班	管理課長	〃	(03) 3387-5139		24	
	工事第二課長	〃	(03) 3387-5142 (無) 75611	(03)3387-8851 (無)75601		
技術班	工事第一課長	〃	(03) 3387-5141		62	
	工事第二課長	〃	(03) 3387-5142 (無) 75611	(03)3387-8851 (無) 75601		
	補修課長	〃	(03) 3387-5379	(03) 3387-9180		
工務班	工事第一課長	〃	(03) 3387-5141		28	
	用地課長	〃	(03) 3387-5147			
中野工区	工区長	中野区沼袋3-2-4	(03) 3389-3449	(03) 3389-4609	20	
新宿工区	工区長	新宿区西新宿6-26-5	(03) 3343-7832	(03) 3342-1873		
杉並工区	工区長	杉並区上荻1-11-11	(03) 3393-2391	(03) 3393-2392		
善福寺川事業センター	センター長	杉並区堀の内2-1-1	(03) 5305-3540	(03) 3315-0602		
妙正寺川事業センター	センター長	中野区松が丘1-33-17	(03) 3228-1419	(03) 3228-1491		

第四建設事務所　　計　165 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	豊島区南大塚2-36-2	(03) 5978-1701		1	新河岸川、石神井川 白子川、千川上水、荒川 豊島区、板橋区、練馬区内の都道及び一般国道(指定区間外)122号
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 5978-1703	(03) 3947-1419	11	
情報連絡班	工事第二課長	〃	(03) 5978-1733 (無) 75711	(03)5978-1748 (無)75701	12	
技術・工務A班	工事第二課長	〃	〃	〃	36	
	用地課長	豊島区南大塚2-37-5	(03) 5978-1713			
技術・工務B班	補修課長	豊島区南大塚2-36-2	(03) 5978-1740		45	
	管理課長	〃	(03) 5978-1706			
	用地課長	豊島区南大塚2-37-5	(03) 5978-1713			
技術・工務C班	工事第一課長	豊島区南大塚2-36-2	(03) 5978-1726		46	
	用地課長	豊島区南大塚2-37-5	(03) 5978-1713			
豊島工区	工区長	豊島区上池袋4-18-11	(03) 3916-6616	(03) 3916-6617	3	
板橋工区	工区長	板橋区小豆沢4-26	(03) 3967-3541	(03) 3967-3542	3	
練馬工区	工区長	練馬区北町6-30-1	(03) 3933-6121	(03) 3933-6122	5	
石神井工区	工区長	練馬区西大泉2-12-18	(03) 3867-7816	(03) 3867-7817	3	

第五建設事務所　　計　129 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	葛飾区東新小岩1-14-11	(03) 3692-4541		1	荒川、江戸川、旧江戸川、中川、新中川、綾瀬川、隅田川、新川、大場川、旧中川、大横川、大島川西支川、大島川東支川、大横川南支川、北十間川、大横川支川、仙台堀川、平久川、古石場川、小名木川、竪川、旧綾瀬川 東京湾岸、葛西海岸のうち江東区、江戸川区内 越中島川、横十間川 墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区内の都道及び一般国道(指定区間外)14号
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(03) 3692-4573	(03) 3692-4576	10	
情報連絡班	管理課長	〃	(03) 3692-4324		20	
	工事課長	〃	(03) 3692-4707 (無) 75811	(03) 3692-4582 (無) 75801		
技術班	管理課長	〃	(03) 3692-4324		56	
	工事課長	〃	(03) 3692-4707	(03) 3692-4582 (無) 75801		
	補修課長	〃	(03) 3692-4403			
工務班	用地課長	〃	(03) 3692-4603		18	
墨田工区	工区長	墨田区堤通1-16-4	(03) 3619-2583 (03) 3619-2679	(03) 3619-2584	3	
江東工区	工区長	江東区東陽7-3-10	(03) 3645-4617 (03) 3645-4615	(03) 3645-4618	7	
葛飾東工区	工区長	葛飾区南水元4-14-9	(03) 3608-9391 (03) 3608-9340	(03) 3608-9364	5	
葛飾西工区	工区長	葛飾区西新小岩3-35-26	(03) 3694-5211 (03) 3694-5192	(03) 3694-5212	3	
江戸川南工区	工区長	江戸川区北葛西1-22-16	(03) 3680-8481 (03) 3680-8504	(03) 3680-8482	3	
江戸川北工区	工区長	江戸川区上一色3-30-12	(03) 3654-8141 (03) 3654-0778	(03) 3654-8142	3	

第六建設事務所　　計　144 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	足立区千住東2-10-10	(03) 3882-4018		1	荒川、中川、 隅田川、神田川、 新河岸川、綾瀬川、 毛長川、石神井川、 新芝川、伝右川、 垳川、芝川、旧綾瀬川 花畑川 文京区、台東区、北区、荒川区、足立区内の都道及び一般国道(指定区間外)
庶務班	庶務課長	〃	(03) 3882-1155		10	
情報連絡班	用地課長	〃	(03) 3882-1304		26	
	副所長兼工事課長	〃	(03) 3882-4084 (無) 75911	(03) 3882-7066 (無)75901		
技術1班	管理課長	〃	(03) 3882-1160		19	
技術2班	補修課長	〃	(03) 3882-1156		30	
技術3班	副所長兼工事課長	〃	(03) 3882-4084 (無) 75911	(03) 3882-7066 (無)75901	18	
工務班	用地専門課長	〃	(03) 3882-1338		19	
	副所長兼工事課長	〃	(03) 3882-4084 (無) 75911	(03) 3882-7066 (無)75901		
文京工区	工区長	文京区春日1-2-10	(03) 3811-3435	(03) 3814-9883	3	
台東工区	工区長	台東区北上野1-11-5	(03) 3841-0495	(03) 3841-0496	3	
北工区	工区長	北区西ヶ丘1-41-6	(03) 5993-0366	(03) 3906-7307	3	
荒川工区	工区長	荒川区荒川5-31-2	(03) 3892-1374	(03) 3892-9692	3	
足立東工区	工区長	足立区東和1-26-3	(03) 3620-5831	(03) 3620-5826	6	
足立西工区	工区長	足立区西新井3-3-5	(03) 3899-7341	(03) 3899-8023	3	

西多摩建設事務所　　計　176 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	青梅市東青梅3-20-1	(0428) 22-8431		1	多摩川、秋川、北秋川、養沢川、平井川、北大久野川、鯉川、氷沢川、大荷田川、鳶巣川、小菅川、日原川、残堀川、霞川、成木川、黒沢川、北小曾木川、玉の内川、直竹川、砂防指定地内河川、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村内の都道
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(0428) 22-8432	(0428) 22-8433	12	
情報連絡班	工事第二課長	〃	(0428) 22-7314 (0428) 22-7315 (無) 83011	(0428) 22-7994 (無)83001	20	
技術班	工事第一課長	〃	(0428) 22-7225		23	
工務班	管理課長	〃	(0428) 22-8434		27	
道路班	補修課長	〃	(0428) 22-7323	(0428) 22-7995	36	
	奥多摩出張所長	西多摩郡 奥多摩町氷川951-4	(0428) 83-3634	(0428) 83-3639		
協力班	用地課長 専門副参事	青梅市東青梅3-20-1	(0428) 22-5100 (0428) 22-5109		32	
奥多摩工区	工区長	西多摩郡 奥多摩町氷川951-4	(0428) 83-3637 (0428) 83-3638	(0428) 83-3639	5	
青梅工区	工区長	青梅市河辺町6-4-1	(0428) 22-5195 (0428) 22-5197	(0428) 22-5196	7	
福生工区	工区長	福生市北田園2-7-2	(042) 551-6420 (042) 530-4014	(042) 551-0969	5	
あきる野工区	工区長	あきる野市舘谷266-8	(042) 595-0974 (042) 595-1137	(042) 595-1134	5	
檜原工区	工区長	西多摩郡檜原村403	(042) 598-1139 (042) 598-1257	(042) 598-1138	3	

南多摩東部建設事務所　　計　112 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	町田市中町1-31-12	(042) 720-8620		1	境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川、大栗川、乞田川、三沢川、多摩川、三沢川分水路 町田市、多摩市、稲城市の都道
庶務班	庶務課長	〃	(042) 720-8621	(042) 729-4919	29	
	用地課長 用地専門課長	〃	(042) 720-8631			
情報連絡班	副所長兼工事課長	〃	(042) 720-8640 (無) 83111	(042) 720-6563 (無)83101	47	
技術班	補修課長	〃	(042) 720-8650	(042) 720-2347	12	
工務班	管理課長	〃	(042) 720-8625		12	
町田東工区	工区長	町田市原町田1-29-1	(042) 722-3166	(042) 722-4631	5	
町田西工区	工区長	町田市小山町22-2485	(042) 797-8333	(042) 797-8001	3	
多摩工区	工区長	多摩市関戸3-2-21	(042) 375-7145	(042) 339-9822	3	

南多摩西部建設事務所　　計　94 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	八王子市明神町3-19-2	(042) 643-2600		1	秋川、山田川、川口川、山入川、大沢川、大栗川、大田川、浅川、湯殿川、程久保川、兵衛川、多摩川、南浅川、案内川、小津川、谷地川、御霊谷川、醍醐川、城山川 八王子市、日野市内の都道
庶務班	庶務課長	〃	(042) 643-2602	(042) 646-5313	10	
情報連絡班	管理課長	〃	(042) 643-2610		17	
	用地課長 用地専門課長	〃	(042) 643-2621		14	
	副所長兼工事課長	〃	(042) 643-2648 (無) 83211	(無)83201	3	
技術班	副所長兼工事課長	〃	(042) 643-2648 (無) 83211	(無)83201	25	
工務班	補修課長	〃	(042) 643-2668	(042) 648-9399	12	
日野工区	工区長	日野市万願寺6-27-5	(042) 581-0457	(042) 586-3414	3	
八王子東工区	工区長	八王子市大和田町5-25-8	(042) 642-4596	(042) 642-4592	5	
八王子西工区	工区長	八王子市西寺方町686	(042) 651-3840	(042) 651-3810	4	

北多摩南部建設事務所　　計　115 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	府中市緑町1-27-1	(042) 330-1800		1	野川、入間川、仙川、神田川、石神井川、多摩川 小金井市、調布市、府中市、西東京市、三鷹市、武蔵野市、狛江市内の都道
庶務班	副所長兼庶務課長	〃	(042) 330-1801	(042) 369-3890	11	
情報連絡班	管理課長	〃	(042) 330-1805		28	
	工事第二課長	〃	(042) 330-1844 (無) 83311	(無)83301		
技術班	工事第一課長	〃	(042) 330-1834		37	
	補修課長	〃	(042) 330-1852	(042) 365-2501		
工務班	用地課長	〃	(042) 330-1811		23	
小金井工区	工区長	小金井市貫井北町5-18-18	(042) 326-8862	(042) 326-8864	4	
調布工区	工区長	調布市下石原1-19-4	(042) 483-5011	(042) 483-5016	7	
西東京工区	工区長	西東京市柳沢2-18-31	(042) 465-4170	(042) 465-4174	4	

北多摩北部建設事務所　　計　163 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	立川市柴崎町2-15-19	(042) 540-9500		1	残堀川、野川、 石神井川、黒目川、 落合川、柳瀬川、 空堀川、奈良橋川、 立川市、昭島市、 国立市、国分寺市、 東村山市、清瀬市、 小平市、東久留米市、 武蔵村山市、 東大和市内の都道
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(042) 540-9502	(042) 525-9746	11	
情報連絡班	工事第二 課長	〃	(042) 540-9521 (無) 83411	(無)83401	17	
第一技術班	管理課長	〃	(042) 540-9506		15	
第二技術班	工事第一 課長	〃	(042) 540-9512		29	
第三技術班	補修課長	〃	(042) 540-9526	(042) 521-1550	13	
工務班	用地第一課長 専門副参事	〃	(042) 540-9532		24	
工務班	用地第二課長 専門副参事	〃	(042) 540-9547		39	
小平工区	工区長	小平市小川町1-1091	(042) 343-0415	(042) 344-5720	4	
立川工区	工区長	立川市緑町3233-2	(042) 529-0020	(042) 529-8138	6	
東村山工区	工区長	東村山市久米川町4-32-8	(042) 393-4111	(042) 395-7599	4	

江東治水事務所　　計　124 人

班　名	分担者	所　在　地	TEL	FAX	人員	担当河川等
所長	所長	葛飾区東新小岩1-14-11	(03) 3692-4765		1	高潮対策事業河川、 耐震対策河川、 (江東内部河川) 水門・閘門・排水機場 (千代田区、中央区、 文京区、台東区、 墨田区、江東区、 北区、荒川区、 足立区、葛飾区、 江戸川区、大田区)
庶務班	副所長兼 庶務課長	〃	(03) 3692-4759		9	
技術班	内部河川 工事課長	〃	(03) 3692-4943		73	
	高潮工事 課長	〃	(03) 3692-4863			
	特定施設 建設課長	〃	(03) 3692-4969			
情報連絡班	水門管理 課長	江東区清澄1-2-37	(03) 5620-2490 (03) 5620-2492	(03) 5620-2491	10	
水門施設班 (1)	運転監視 担当 課長代理	〃	(03) 5620-2490	(03) 5620-2491	13	
		江戸川区平井7-34-25	(木下川) (無)77122	(木下川) (無)77102		
水門施設班 (2)	保全担当 課長代理	江東区清澄1-2-37	(03) 5620-2495	(03) 5620-2496	18	

建設事務所及び江東治水事務所　非常配備員　総数	1,665	人

資２．４　水防管理団体業務分担表

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
第一建設事務所	千代田区	千代田区 九段南 1-2-1	環境まちづくり部 道路公園課	直 03-5211-4239	03-3221-3410	神田川、日本橋川	172名
			政策経営部 災害対策・危機管理課	直 03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001		
	中央区	中央区 築地 1-1-1	環境土木部 管理調整課	直 03-3546-5402	03-3546-5639	神田川、日本橋川、亀島川、汐留川、築地川、月島川、隅田川	141名
			総務部 防災危機管理課	直 03-3546-5087 73111	03-3546-5708 73101		
	港区	港区 芝公園 1-5-25	街づくり支援部 土木課	直 03-3578-2217	03-3578-2369	古川、汐留川	349名
			防災危機管理室 防災課	直 03-3578-2541 73211	03-3578-2539 73201		

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
第二建設事務所	品川区	品川区 広町 2-1-36	防災まちづくり部 防災課	直 03-5742-6695 73811	03-3777-1181 73801	目黒川、立会川	332名
			防災まちづくり部 道路課	直 03-5742-6792	03-5742-6886		
	目黒区	目黒区 上目黒 2-19-15	都市整備部 道路公園課	直 03-5722-9775	03-3712-5129	目黒川、蛇崩川、呑川、 九品仏川、立会川	215名
			危機管理部 防災課	直 03-5723-8700 73911	03-5723-8725 73901		
	大田区	大田区 蒲田 5-13-14	都市基盤 整備部 都市基盤 管理課	直 03-5744-1304	03-5744-1527	多摩川、海老取川、丸子川 呑川、内川	291名
			総務部 防災危機 管理課	直 03-5744-1236 74011	03-5744-1519 74001		
	世田谷区	世田谷区 世田谷 4-21-27	土木部 土木計画調 整課	直 03-6432-7954	03-6432-7993	多摩川、丸子川、仙川、 野川、谷沢川、蛇崩川、 北沢川、烏山川、呑川	334名
			危機管理部 災害対策課	直 03-5432-2262 74111	03-5432-3014 74101		
	渋谷区	渋谷区 宇田川町 1-1	土木部 企画管理課	直 03-3463-2773	03-5458-4908	渋谷川	150名
			危機管理 対策部 防災課	直 03-3463-4475 74211	03-5458-4923 74201		

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
第三建設事務所	新宿区	新宿区 歌舞伎町 1-4-1	みどり土木部 道路課	直 03-5273-3525	03-3209-5595	神田川、妙正寺川	174名
			危機管理担当部 危機管理課	直 03-5273-4592	03-3209-4069		
				73311	73301		
	中野区	中野区 中野 4-11-19	都市基盤部 道路管理課	直 03-3228-8844	03-3228-5674	神田川、妙正寺川、 江古田川、善福寺川	166名
				74316			
			総務部 防災危機管理課	直 03-3228-8823	03-3228-5658		
				74311	74301		
	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1-15-1	都市整備部 土木計画課	直 03-5307-0739	03-3316-2470	神田川、善福寺川、 妙正寺川	428名
			危機管理室 防災課	直 03-5307-0705	03-3312-9402		
				74411	74401		

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
第四建設事務所	豊島区	豊島区 南池袋 2-45-1	都市整備部 道路整備課	直 03-3981-4878	03-3981-1008	神田川	146名
			総務部 防災危機 管理課	直 03-3981-2100 74511	03-3981-5018 74501		
	板橋区	板橋区 板橋 2-66-1	土木部 土木計画 交通安全課	直 03-3579-2520	03-3579-5435	荒川、石神井川、白子川、 新河岸川	200名
			危機管理部 防災危機 管理課	直 03-3579-2159 74811	03-3963-0150 74801		
	練馬区	練馬区 豊玉北 6-12-1	土木部 道路公園課	直 03-5984-1343	03-5984-1224	石神井川、白子川、千川上水	268名
			危機管理室 危機管理課	直 03-5984-2762 74911	03-3993-1194 74901		

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
第五建設事務所	墨田区	墨田区 吾妻橋 1-23-20	都市整備部 都市整備課	直 03-5608-6290	03-5608-6409	隅田川、荒川、旧中川、 北十間川、横十間川、 大横川、竪川、旧綾瀬川	129名
			都市計画部 危機管理担当 防災課	直 03-5608-6206 73611	03-5608-6425 73601		
	江東区	江東区 東陽 4-11-28	土木部 河川公園課	直 03-3647-2538	03-3647-9216	荒川、隅田川、旧中川、 北十間川、竪川、 小名木川、仙台堀川、 横十間川、古石場川、 越中島川、平久川、 大横川支川、大横川 大横川南支川、 大島川西支川、 大島川東支川、 江東区内東京湾岸	116名
			総務部（危機管理室） 防災課	直 03-3647-9584 73711	03-3647-8440 73701		
	葛飾区	葛飾区 立石 5-13-1	都市整備部 調整課	直 03-3695-1197	03-3697-1660	江戸川、荒川、中川、 新中川、綾瀬川、 大場川	190名
			地域振興部 危機管理課	直 03-3695-1195 75111	03-5698-1503 75101		
	江戸川区	江戸川区 中央 1-4-1	土木部 施設管理課	直 03-5662-1884	03-3652-9858	江戸川、荒川、中川、 新中川、旧江戸川、 旧中川、新川、 葛西海岸	212名
			危機管理部 防災危機管理課	直 03-5662-2037 75211	03-3652-9891 75201		

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
第六建設事務所	文京区	文京区 春日 1-16-21	土木部 管理課	直 03-5803-1241	03-5803-1359	神田川	114名
			危機管理室 防災課	直 03-5803-1179	03-5803-1344		
				73411	73401		
	台東区	台東区 東上野 4-5-6	都市づくり部 道路管理課	直 03-5246-1302	03-5246-1319	隅田川、神田川	205名
			総務部 危機・災害 対策課	直 03-5246-1092	03-5246-1099		
				73511	73501		
	北区	北区 王子本町 1-15-22	土木部 道路公園課	直 03-3908-9213	03-3908-1291	荒川、隅田川、新河岸川、 石神井川	123名
			危機管理室 防災・危機 管理課	直 03-3908-8184	03-3908-4016		
				74611	74601		
	荒川区	荒川区 荒川 2-2-3	防災都市づ くり部 土木管理課	直 03-3802-0714	03-3802-6230	隅田川	83名
			区民生活部 防災課	直 03-3803-8711	03-5810-6262		
				74711	74701		
	足立区	足立区 中央本町 1-17-1	都市建設部 都市建設課	直 03-3880-5478	03-3880-5719	荒川、隅田川、綾瀬川、 中川、毛長川、伝右川、 芝川、新芝川、垳川 旧綾瀬川、花畑川	190名
			危機管理部 災害対策課	直 03-3880-5836	03-3880-5607		
				75011	75001		

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
西多摩建設事務所	青梅市	青梅市 東青梅 1-11-1	市民安全部 防災課	代 0428-22-1111 内 2504 80411	0428-22-3508 80401	多摩川、霞川、成木川、 黒沢川、北小曽木川、 大荷田川、鳶巣川、 小布市川、喜代沢、 直竹川、その他支川	835名
	福生市	福生市 本町 5	総務部 防災危機管理課	直 042-551-1638 81611	042-553-3339 81601	多摩川	403名
	羽村市	羽村市 緑ヶ丘 5-2-1	総務部 防災安全課	代 042-555-1111 内 211 82411	042-554-2921 82401	多摩川	367名
	あきる野市	あきる野市 二宮 350	総務部 地域防災課	代 042-558-1111 内2343 直 042-559-1224 82511	042-558-1115 82501	多摩川、秋川、平井川、 鯉川、氷沢川、養沢川、 盆堀川、刈寄川	536名
	瑞穂町	西多摩郡 瑞穂町 箱根ケ崎 2335	協働推進部 安全・安心課	直 042-557-7610 82611	042-556-3401 82601	残堀川	226名
	日の出町	西多摩郡 日の出町 平井 2780	生活安全安心課	直 042-588-5067 82711	042-597-4369 82701	平井川、玉の内川、 北大久野川、足下田川、 谷戸川、羽生川	165名
	檜原村	西多摩郡 檜原村 467-1	総務課	代 042-598-1011 内 216 82811	042-598-1009 82801	秋川、北秋川	64名
	奥多摩町	西多摩郡 奥多摩町 氷川 215-6	総務課	直 0428-83-2349 82911	0428-83-2344 82901	多摩川、日原川、西川、 峰入川、小菅川、 大丹波川、海沢川、 峰谷川	128名

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
南多摩東部建設事務所	町田市	町田市 森野 2-2-22	防災安全部 防災課	直 042-724-2107 80811	042-725-3280 80801	境川、恩田川、鶴見川、 真光寺川、麻生川	2,264名
	多摩市	多摩市 関戸 6-12-1	総務部 防災安全課	直 042-338-6802 82211	042-339-7422 82201	多摩川、大栗川、乞田川	866名
	稲城市	稲城市 東長沼 2111	消防本部 防災課	代 042-377-7119 82311	042-377-0119 82301	多摩川、三沢川	546名
南多摩西部建設事務所	八王子市	八王子市 元本郷町 3-24-1	生活安全部 防災課	直 042-620-7207・8 80011	042-626-1271 80001	多摩川、浅川、大栗川、 大田川、湯殿川、兵衛川、 山田川、南浅川、案内川、 醍醐川、山入川、小津川、 城山川、御霊谷川、 川口川、秋川、谷地川、 大沢川	2,635名
	日野市	日野市 神明 1-11-16	総務部 防災安全課	直 042-585-1100 81111	042-587-5666 81101	多摩川、浅川、谷地川、 程久保川	1,490名

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
北多摩南部建設事務所	武蔵野市	武蔵野市 緑町 2-2-28	防災安全部 防災課	直 0422-60-1821 80211	0422-51-9184 80201	仙川、神田川	978名
	三鷹市	三鷹市 新川 6-37-1	防災安全部 防災課	直 0422-24-9102 80311	0422-45-1190 80301	野川、仙川、神田川	1,057名
	府中市	府中市 寿町1-5 （府中市中央防災センター）	総務管理部 防災危機管理課	直 042-335-4098 80511～2	042-335-6395 80501	多摩川、野川	1,323名
	調布市	調布市 小島町 2-35-1	総務部 総合防災 安全課	直 042-481-7346 80711	042-481-7255 80701	多摩川、野川、仙川、 入間川	1,326名
	小金井市	小金井市 本町 6-6-3	総務部 地域安全課	直 042-387-9807 80911	042-384-6426 80901	野川、仙川	655名
	狛江市	狛江市 和泉本町 1-1-5	総務部 安心安全課	直 03-3480-5500 81711	03-3480-5500 81701	多摩川、野川	463名
	西東京市	西東京市 中町 1-5-1	総務部 危機管理課	直 042-438-4010 81511	042-438-2820 81501	石神井川	1,042名

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
北多摩北部建設事務所	立川市	立川市 泉町 1156-9	市民生活部 防災課	直 042-523-2561 80111	042-528-4333 80101	多摩川、残堀川	158名
	昭島市	昭島市 田中町 1-17-1	総務部 防災安全課	直 042-541-5625 80611	042-544-7552 80601	多摩川、残堀川	667名
	小平市	小平市 小川町 2-1333	総務部 防災危機 管理課	直 042-346-9519 81011	042-346-9513 81001	石神井川	81名
	東村山市	東村山市 本町 1-2-3	防災安全部 防災防犯課	代 042-393-5111 内 3402 81211	042-393-6846 81201	柳瀬川、空堀川	142名
	国分寺市	国分寺市 戸倉 1-6-1	総務部 防災安全課	直 042-325-0124 81311	042-326-3624 81301	野川	127名
	国立市	国立市 富士見台 2-47-1	行政管理部 防災安全課	代 042-576-2111 内 145～7 81411	042-576-0264 81401	多摩川	60名
	東大和市	東大和市 中央 3-930	総務部 防災安全課	直 042-562-7395 81811	042-563-5931 81801	空堀川、奈良橋川	265名
	清瀬市	清瀬市 中里 5-842	総務部 防災防犯課	代 042-492-5111 内 3421 81911	042-492-2415 81901	空堀川、柳瀬川	433名
	東久留米市	東久留米市 本町 3-3-1	環境安全部 防災防犯課	直 042-470-7769 82011	042-470-7807 82001	黒目川、落合川	597名
	武蔵村山市	武蔵村山市 本町 1-1-1	総務部 防災安全課	代 042-565-1111 内 335 82111	042-563-0793 82101	残堀川、空堀川	40名

管内別	団体名	所在地	担当部課	TEL番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	FAX番号 (上段)ＮＴＴ (下段)防行無線	担当河川名等	人員
大島支庁	大島町	大島町 元町 1-1-14	総務課	代 04992-2-1443 83611	04992-2-1371 83601	全海岸、根古沢、沢立沢、北の山川、ヌタの沢川	150名
	利島村	利島村 248	総務課	代 04992-9-0011 83711	04992-9-0190 83701	全海岸、大島沢、蛇洞沢	11名
	新島村	新島村本村 1-1-1	総務課	代 04992-5-0240 83811	04992-5-1304 83801	全海岸、新堀川	15名
	神津島村	神津島村 904	総務課	代 04992-8-0011 84011	04992-8-1242 84001	全海岸、とりが沢	34名
三宅支庁	三宅村	三宅村 阿古 497	総務課	代 04994-5-0935 84111	04994-5-0932 84101	全海岸、川田沢	117名
	御蔵島村	御蔵島村	総務課	代 04994-8-2121 84211	04994-8-2239 84201	全海岸	26名
八丈支庁	八丈町	八丈町 大賀郷 2551-2	総務課	直 04996-2-1121 84311	04996-2-3874 84301	全海岸、芦川	130名
	青ヶ島村	青ヶ島村	総務課	直 04996-9-0111 84411	04996-9-0001 84401	全海岸	23名
小笠原支庁	小笠原村	小笠原村 父島	総務課	直 04998-2-3111 84511	04998-2-3222 84501	全海岸、八ツ瀬川、清瀬川	40名

水防管理団体　非常配備員　総数	25,213名

２３区　２６市　５町　８村　計　６２団体

資２．５　消防機関業務分担表

東京消防庁　　千代田区大手町1-3-5　　（代表）　03-3212-2111

第一消防方面本部　　千代田区麹町1-12　　（代表）　03-3222-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
丸の内	千代田区大手町1-3-5	03-3215-0119	130	丸の内	115	千代田区
麹町	千代田区麹町1-12	03-3264-0119	153	麹町	102	
神田	千代田区外神田4-14-3	03-3257-0119	160	神田	126	
京橋	中央区京橋3-14-1	03-3564-0119	184	京橋	139	中央区
日本橋	中央区日本橋兜町14-12	03-3666-0119	211	日本橋	143	
臨港	中央区晴海5-8-20	03-3534-0119	221	臨港	90	
芝	港区東新橋2-13-7	03-3431-0119	199	芝	200	港区
麻布	港区元麻布3-4-42	03-3470-0119	138	麻布	95	
赤坂	港区南青山2-16-9	03-3478-0119	138	赤坂	110	
高輪	港区白金2-4-12	03-3446-0119	224	高輪	104	
第一消防方面本部管内		計	1,758	計	1,224	

第二消防方面本部　　大田区大森東1-32-8　　（代表）　03-3763-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
品川	品川区北品川3-7-31	03-3474-0119	221	品川	235	品川区
大井	品川区東大井3-6-12	03-3765-0119	170	大井	162	
荏原	品川区平塚3-16-20	03-3786-0119	187	荏原	211	
大森	大田区大森東1-32-8	03-3766-0119	259	大森	217	大田区
田園調布	大田区雪谷大塚町13-22	03-3727-0119	169	田園調布	239	
蒲田	大田区蒲田本町2-28-1	03-3735-0119	250	蒲田	254	
矢口	大田区多摩川2-5-20	03-3758-0119	221	矢口	230	
第二消防方面本部管内		計	1,477	計	1,548	

第三消防方面本部　　世田谷区三軒茶屋2-33-21　　（代表）　03-3418-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
目黒	目黒区下目黒6-1-22	03-3710-0119	270	目黒	456	目黒区
世田谷	世田谷区三軒茶屋2-33-21	03-3412-0119	321	世田谷	738	世田谷区
玉川	世田谷区中町3-1-19	03-3705-0119	221	玉川	231	
成城	世田谷区成城1-21-14	03-3416-0119	195	成城	248	
渋谷	渋谷区神南1-8-3	03-3464-0119	313	渋谷	417	渋谷区
第三消防方面本部管内		計	1,320	計	2,090	

第四消防方面本部　　新宿区大久保3-14-26　　（代表）　03-3209-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
四谷	新宿区四谷3-10	03-3357-0119	151	四谷	88	新宿区
牛込	新宿区筑土八幡町5-16	03-3267-0119	131	牛込	129	
新宿	新宿区百人町3-29-4	03-3371-0119	319	新宿	288	
中野	中野区中央3-25-3	03-3366-0119	204	中野	190	中野区
野方	中野区丸山2-21-1	03-3330-0119	211	野方	203	
杉並	杉並区阿佐谷南3-4-3	03-3393-0119	359	杉並	341	杉並区
荻窪	杉並区桃井3-4-1	03-3395-0119	252	荻窪	273	
第四消防方面本部管内		計	1,627	計	1,512	

第五消防方面本部　　豊島区西池袋2-37-8　　（代表）　03-3590-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
小石川	文京区白山3-3-1	03-3812-0119	160	小石川	179	文京区
本郷	文京区本郷7-1-11	03-3815-0119	159	本郷	183	
豊島	豊島区東池袋3-19-20	03-3985-0119	185	豊島	211	豊島区
池袋	豊島区西池袋2-37-8	03-3988-0119	181	池袋	203	
王子	北区王子4-28-1	03-3927-0119	170	王子	174	北区
赤羽	北区赤羽南1-10-4	03-3902-0119	244	赤羽	177	
滝野川	北区西ケ原2-1-1	03-3916-0119	178	滝野川	158	
第五消防方面本部管内		計	1,277	計	1,285	

第六消防方面本部　　台東区蔵前2-10-9　　（代表）　03-3851-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
上野	台東区東上野5-2-9	03-3841-0119	182	上野	230	台東区
浅草	台東区駒形1-5-8	03-3847-0119	130	浅草	104	
日本堤	台東区千束4-1-1	03-3875-0119	150	日本堤	130	
荒川	荒川区荒川2-1-13	03-3806-0119	225	荒川	224	荒川区
尾久	荒川区東尾久8-44-4	03-3800-0119	167	尾久	160	
千住	足立区千住中居町9-14	03-3882-0119	176	千住	336	足立区
足立	足立区梅島2-1-1	03-3852-0119	297	足立	422	
西新井	足立区伊興2-5-11	03-3853-0119	271	西新井	286	
第六消防方面本部管内		計	1,598	計	1,892	

第七消防方面本部　　江東区森下5-1-4　　（代表）　03-3633-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
本所	墨田区横川4-6-6	03-3622-0119	205	本所	231	墨田区
向島	墨田区東向島6-22-3	03-3619-0119	183	向島	259	
深川	江東区木場3-18-10	03-3642-0119	308	深川	264	江東区
城東	江東区亀戸6-42-9	03-3637-0119	259	城東	253	
本田	葛飾区東立石3-12-7	03-3694-0119	271	本田	477	葛飾区
金町	葛飾区金町4-15-20	03-3607-0119	226	金町	368	
江戸川	江戸川区中央2-9-13	03-3656-0119	204	江戸川	271	江戸川区
葛西	江戸川区中葛西1-29-1	03-3689-0119	197	葛西	227	
小岩	江戸川区鹿骨2-42-11	03-3677-0119	221	小岩	410	
第七消防方面本部管内		計	2,074	計	2,760	

第八消防方面本部　　立川市泉町1156-1　　（代表）　042-522-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
立川	立川市泉町1156-1	042-526-0119	248	立川市	158	立川市
				国立市	123	国立市
武蔵野	武蔵野市吉祥寺北町4-6-1	0422-51-0119	191	武蔵野市	235	武蔵野市
三鷹	三鷹市下連雀9-2-17	0422-47-0119	223	三鷹市	197	三鷹市
府中	府中市寿町1-5	042-366-0119	281	府中市	398	府中市
昭島	昭島市松原町1-14-1	042-545-0119	165	昭島市	87	昭島市
調布	調布市下石原1-16-1	042-486-0119	221	調布市	288	調布市
小金井	小金井市本町6-6-1	042-384-0119	135	小金井市	66	小金井市
小平	小平市仲町21	042-341-0119	189	小平市	151	小平市
東村山	東村山市美住町2-28-16	042-391-0119	165	東村山市	109	東村山市
国分寺	国分寺市泉町2-2-3	042-323-0119	174	国分寺市	83	国分寺市
狛江	狛江市和泉本町1-23-10	03-3480-0119	134	狛江市	103	狛江市
北多摩西部	東大和市上北台1-956-1	042-565-0119	166	東大和市	110	東大和市
				武蔵村山市	182	武蔵村山市
清瀬	清瀬市中清戸2-850-1	042-491-0119	134	清瀬市	150	清瀬市
東久留米	東久留米市幸町3-4-34	042-471-0119	137	東久留米市	201	東久留米市
西東京	西東京市中町1-1-6	042-421-0119	200	西東京市	215	西東京市
第八消防方面本部管内		計	2,763	計	2,856	

第九消防方面本部　　八王子市石川町2099-2　　（代表）　042-648-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
八王子	八王子市上野町33	042-625-0119	458	八王子市	1,339	八王子市
青梅	青梅市師岡町3-2-5	0428-22-0119	183	青梅市	481	青梅市
町田	町田市本町田2380-3	042-794-0119	332	町田市	468	町田市
日野	日野市神明2-14-3	042-581-0119	176	日野市	368	日野市
福生	福生市福生1072	042-552-0119	195	福生市	167	福生市
				瑞穂町	170	瑞穂町
				羽村市	160	羽村市
多摩	多摩市諏訪1-69	042-375-0119	151	多摩市	216	多摩市
秋川	あきる野市伊奈466	042-595-0119	167	あきる野市	293	あきる野市
				日の出町	139	日の出町
				檜原村	193	檜原村
奥多摩	西多摩郡奥多摩町氷川952	0428-83-2299	46	奥多摩町	240	奥多摩町
第九消防方面本部管内		計	1,708	計	4,234	

第十消防方面本部　　練馬区北町3-10-14　　（代表）　03-3936-0119

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
板橋	板橋区板橋2-60-15	03-3964-0119	205	板橋	248	板橋区
志村	板橋区相生町17-1	03-5398-0119	313	志村	320	
練馬	練馬区豊玉北5-1-8	03-3994-0119	198	練馬	254	練馬区
光が丘	練馬区光が丘2-9-1	03-5997-0119	142	光が丘	164	
石神井	練馬区下石神井5-16-8	03-3995-0119	266	石神井	289	
第十消防方面本部管内		計	1,124	計	1,275	

東京消防庁管内	計	16,726	計	20,676	

市町村単独区域

消防署				消防団		管轄区域
署名	所在地	電話	人員	団名	人員	
稲城市消防本部（稲城）	稲城市東長沼2111	042-377-7119	109	稲城市	171	稲城市
大島町消防本部(大島町)	大島町元町字北の山270-2	04992-2-0119	23	大島町	326	大島町
三宅島消防本部(三宅村)	三宅村坪田1378	04994-6-1271	17	三宅村	115	三宅村
八丈町消防本部(八丈町)	八丈町大賀郷2928-2	04996-2-0119	27	八丈町	228	八丈町
				利島村	39	利島村
				新島	152	新島村新島
				式根島	48	新島村式根島
				神津島村	197	神津島村
				御蔵島村	35	御蔵島村
				青ヶ島村	18	青ケ島村
				小笠原村	57	小笠原村
計			176		1,386	

東京消防庁職員	16,726 人
市町村消防職員	176 人
消防職員総員	16,902 人
消防団員	22,062 人
合計	38,964 人

資２．６　警察機関業務分担表

警 視 庁　　千代田区霞ヶ関2-1-1　　（代表）　03-3581-4321

第一方面本部　　千代田区霞ヶ関2-1-1　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
麹町	千代田区麹町1-4-5	03-3234-0110	千代田区
丸の内	千代田区丸の内3-8-1	03-3213-0110	
神田	千代田区神田錦町3-3-2	03-3295-0110	
万世橋	千代田区外神田1-16-5	03-3257-0110	
中央	中央区日本橋兜町14-2	03-5651-0110	中央区
久松	中央区日本橋久松町8-1	03-3661-0110	
築地	中央区築地1-6-1	03-3543-0110	
月島	中央区晴海3-16-14	03-3534-0110	
愛宕	港区新橋6-18-12	03-3437-0110	港区
三田	港区芝浦4-2-12	03-3454-0110	
高輪	港区高輪3-15-20	03-3440-0110	
麻布	港区六本木4-7-1	03-3479-0110	
赤坂	港区赤坂4-18-19	03-3475-0110	
東京湾岸	江東区青海2-7-1	03-3570-0110	江東区、港区、品川区、大田区
大島	大島町元町1-15-6	04992-2-0110	大島町、利島村
新島	新島村本村3-13-4	04992-5-0381	新島村、神津島村
三宅島	三宅村伊豆640	04994-2-0511	三宅村、御蔵島村
八丈島	八丈町三根54-1	04996-2-0110	八丈島町、青ヶ島村
小笠原	小笠原村父島字西町	04998-2-2110	小笠原村

第二方面本部　　品川区勝島1-3-12　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
品川	品川区東品川3-14-32	03-3450-0110	品川区
大井	品川区大井5-10-2	03-3778-0110	
大崎	品川区大崎4-2-10	03-3494-0110	
荏原	品川区荏原6-19-10	03-3781-0110	
大森	大田区大森中1-1-16	03-3762-0110	大田区
田園調布	大田区田園調布1-1-8	03-3722-0110	
蒲田	大田区蒲田本町2-3-3	03-3731-0110	
池上	大田区池上3-20-10	03-3755-0110	
東京空港	大田区羽田空港3-4-1	03-5757-0110	

第三方面本部　　目黒区大橋2-21-8　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
世田谷	世田谷区三軒茶屋2-4-4	03-3418-0110	世田谷区
北沢	世田谷区松原6-4-14	03-3324-0110	
玉川	世田谷区中町2-9-22	03-3705-0110	
成城	世田谷区千歳台3-19-1	03-3482-0110	
目黒	目黒区中目黒2-7-13	03-3710-0110	目黒区
碑文谷	目黒区碑文谷4-24-17	03-3794-0110	
渋谷	渋谷区渋谷3-8-15	03-3498-0110	渋谷区
原宿	渋谷区神宮前1-4-17	03-3408-0110	
代々木	渋谷区本町1-11-3	03-3375-0110	

第四方面本部　　中野区中野4-12-2　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
牛込	新宿区南山伏町1-15	03-3269-0110	新宿区
新宿	新宿区西新宿6-1-1	03-3346-0110	
戸塚	新宿区西早稲田3-30-13	03-3207-0110	
四谷	新宿区左門町6-5	03-3357-0110	
中野	中野区中央2-47-2	03-5925-0110	中野区
野方	中野区中野4-12-1	03-3386-0110	
杉並	杉並区成田東4-38-16	03-3314-0110	杉並区
高井戸	杉並区宮前1-16-1	03-3332-0110	
荻窪	杉並区桃井3-1-3	03-3397-0110	

第五方面本部　　文京区春日1-5-12　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
富坂	文京区小石川2-14-2	03-3817-0110	文京区
大塚	文京区音羽2-12-26	03-3941-0110	
本富士	文京区本郷7-1-7	03-3818-0110	
駒込	文京区本駒込2-28-18	03-3944-0110	
巣鴨	豊島区北大塚1-15-15	03-3910-0110	豊島区
池袋	豊島区西池袋1-7-5	03-3986-0110	
目白	豊島区目白2-10-2	03-3987-0110	

第六方面本部　　台東区東浅草2-27-12　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
上野	台東区東上野4-2-4	03-3847-0110	台東区
下谷	台東区下谷3-15-9	03-3872-0110	
浅草	台東区浅草4-47-11	03-3871-0110	
蔵前	台東区蔵前1-3-24	03-3864-0110	
尾久	荒川区西尾久3-8-5	03-3810-0110	荒川区
南千住	荒川区南千住6-45-43	03-3805-0110	
荒川	荒川区荒川3-1-2	03-3801-0110	
千住	足立区千住1-38-1	03-3879-0110	足立区
西新井	足立区西新井栄町1-16-1	03-3852-0110	
竹の塚	足立区保木間1-16-4	03-3850-0110	
綾瀬	足立区谷中4-1-24	03-3620-0110	

第七方面本部　　江東区新木場4-2-31　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
深川	江東区木場3-18-6	03-3641-0110	江東区
城東	江東区北砂2-1-24	03-3699-0110	
本所	墨田区横川4-8-9	03-5637-0110	墨田区
向島	墨田区文花3-18-9	03-3616-0110	
亀有	葛飾区新宿4-22-19	03-3607-0110	葛飾区
葛飾	葛飾区立石2-7-9	03-3695-0110	
小松川	江戸川区松島1-19-22	03-3674-0110	江戸川区
葛西	江戸川区東葛西6-39-1	03-3687-0110	
小岩	江戸川区東小岩6-9-17	03-3671-0110	

第八方面本部　　立川市緑町3280　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
昭島	昭島市上川原町1-1-1	042-546-0110	昭島市
立川	立川市緑町3233-2	042-527-0110	立川市 国立市
東大和	東大和市芋窪6-1061-1	042-566-0110	東大和市 武蔵村山市 立川市
府中	府中市府中町1-10-5	042-360-0110	府中市
小金井	小金井市貫井南町3-21-3	042-381-0110	小金井市 国分寺市
田無	西東京市田無町5-2-5	042-467-0110	西東京市 東久留米市
小平	小平市小川町2-1264-1	042-343-0110	小平市
東村山	東村山市本町1-1-3	042-393-0110	東村山市 清瀬市
武蔵野	武蔵野市中町2-1-2	0422-55-0110	武蔵野市
三鷹	三鷹市上連雀8-2-36	0422-49-0110	三鷹市
調布	調布市国領町2-25-1	042-488-0110	調布市 狛江市

第九方面本部　　八王子市大横町14-20　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
青梅	青梅市野上町4-6-3	0428-22-0110	青梅市 奥多摩町
五日市	あきる野市五日市888-7	042-595-0110	あきる野市 日の出町 檜原村
福生	福生市加美平3-25	042-551-0110	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町
八王子	八王子市元本郷町3-19-1	042-621-0110	八王子市
高尾	八王子市東浅川町23-34	042-665-0110	
南大沢	八王子市南大沢1-8-3	042-653-0110	八王子市 町田市の一部
町田	町田市旭町3-1-3	042-722-0110	町田市 （南大沢管内除く）
日野	日野市日野589-1	042-586-0110	日野市
多摩中央	多摩市鶴牧1-26-1	042-375-0110	多摩市 稲城市

第十方面本部　　北区西が丘3-4-7　　（代表）03-3581-4321

警察署			管轄
署名	所在地	電話	
滝野川	北区西ヶ原2-4-1	03-3940-0110	北区
王子	北区王子3-22-22	03-3911-0110	
赤羽	北区神谷3-10-1	03-3903-0110	
板橋	板橋区板橋2-60-13	03-3964-0110	板橋区
志村	板橋区東坂下2-21-17	03-3966-0110	
高島平	板橋区高島平3-12-32	03-3979-0110	
練馬	練馬区豊玉北5-2-7	03-3994-0110	練馬区
光が丘	練馬区光が丘2-9-8	03-5998-0110	
石神井	練馬区石神井町6-17-26	03-3904-0110	

資２．７　国土交通省関東地方整備局水防業務分担表

江戸川河川事務所

支部又は出張所名	業務又は区域	所在地	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
江戸川支部		千葉県野田市宮崎134 江戸川河川事務所		
		防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741 731-400
		災害対策室	04-7125-7332 731-591	04-7123-6741 731-599
江戸川河口支所	江戸川 左岸0.0km 下1300m～15.5km 右岸0.0km 下1600m～19.79km 旧江戸川 左岸9.0km～9.4km 右岸9.0km～9.4km	江戸川区東篠崎町250 江戸川河口出張所	03-3679-1460 731-6322	03-3679-1648 731-6340
中川支所	中川 左岸27.8km～33.7km 右岸27.4km～33.7km 綾瀬川 左岸8.3km～17.2km 右岸8.3km～17.2km	埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-41 中川出張所	048-962-2634 731-6522	048-965-8482 731-6540
中川下流支所	中川 左岸12.4km～19.6km 右岸12.4km～27.4km	葛飾区高砂1-3-15 中川下流出張所	03-3694-2757 731-6622	03-3693-3932 731-6640

荒川上流河川事務所

支部又は出張所名	業務又は区域	所在地	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
荒川上流支部		埼玉県川越市新宿町3-12 荒川上流河川事務所	049-246-6715 732-591～593	049-246-6391 732-599
西浦和支所	荒川 太郎右衛門橋　から 笹目橋　まで	さいたま市桜区田島8-17-1 西浦和出張所	048-861-9129 732-6422	048-839-4670 732-6440

荒川下流河川事務所

支部又は 出張所名	業務又は区域	所在地	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
荒川下流 支部		北区志茂5-41-1 荒川下流河川事務所	03-3903-6821～4 733-574～6	03-3902-6676 733-562
小名木川 支所	荒川 西新井橋　から 河口　まで 綾瀬川 綾瀬排水機場　から 堀切菖蒲水門　まで	江東区大島8-33-26 小名木川出張所	03-3681-6131 733-6225	03-3683-7453 733-6240

京浜河川事務所

支部又は 出張所名	業務又は区域	所在地	ＮＴＴ電話 無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
京浜支部		横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 京浜河川事務所	045-503-4054 772-591～593	045-503-3174 772-550～551
多摩川上流 支所	多摩川 浅川合流点　から 万年橋　まで	福生市南田園3-64-2 多摩川上流出張所	042-552-0667 772-6525	042-530-1386 772-6540
多摩支所	多摩川 東名多摩川橋　から 浅川合流点　まで 浅川 合流点　から 南浅川合流点　まで	稲城市大丸3117-1 多摩出張所	042-377-7403 772-6425	042-377-3552 772-6440
田園調布 支所	多摩川 河口　から 東名多摩川橋　まで	大田区田園調布本町31-1 田園調布出張所	03-3721-4288 772-6325	03-3721-4289 772-6340

資２．８　関係機関連絡窓口一覧

所名	所在地	水防担当部課名	ＮＴＴ電話	無線電話	ＮＴＴＦＡＸ 無線ＦＡＸ
建設局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎6階	河川部防災課	03-5320-5164(直) 都庁内線41-551	70566	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534) 70098,70071
		防災対策室	03-5320-5435(直) 都庁内線41-582	70972 70983	
総務局	新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎9階	総合防災部 防災対策課	03-5388-2456(直) 都庁内線25-121	70227	03-5388-1260 70013
		夜間防災連絡室	03-5388-2459(直) 都庁内線67-460	70349	03-5388-1958 70023
大島支庁	大島元町字赤禿90-14（仮庁舎）	土木課	04992-2-4441(直)	8489-355 ～358	04992-2-2770 84601
	新島村本村6-4-24	新島出張所	04992-5-0281(直)	71711	
	神津島村447	神津島出張所	04992-8-0311(直)	71721	
三宅支庁	三宅村伊豆642	土木港湾課	04994-2-1313(直)	8479-400	04994-2-0232 84701
八丈支庁	八丈町大賀郷2466-2	土木課	04996-2-1114(直)	8489-311 8489-322	04996-2-4508 84801
小笠原支庁	小笠原村父島字西町	土木課	04998-2-2123(直)	8499-240 ～248	04998-2-2302 84901
	小笠原村母島字元地	母島出張所	04998-3-2121(直)	890-83511	04998-3-2122 890-83501
港湾局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎9階	総務部総務課	03-5320-5521(直) 都庁内線43-112		03-5388-1575 70081
東京港 建設事務所	江東区辰巳1-1-33	高潮対策センター	03-3521-3013(直)	76111	03-3521-2969 76101
交通局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎24階	車両電気部 管理課	03-5320-6164(直)		03-5388-1658
発電事務所	青梅市御岳2-238		0428-78-8567(直) 0428-78-9368(時間外)	85751	0428-78-8939 85750
水道局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎22階	総務部総務課	03-5320-6313	70621	03-5388-1675 70085
		浄水部浄水課	03-5320-6447(直) 03-5802-9000(時間外)	70624	03-5802-9039 70085
羽村取水 管理事務所	羽村市羽東3-8-32		042-554-2053(直)		042-555-8968
小河内貯水池 管理事務所	西多摩郡奥多摩町原5		0428-86-2211(直)		0428-86-2738
下水道局	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎28,29階	総務部総務課	03-5320-6528(直)	70631	03-5388-1700 70091
		施設管理部 管路管理課	03-5320-6616(直)		
東京消防庁	千代田区大手町1-3-5	警防部 (昼)特殊災害課 (夜)警防課指揮隊	03-3212-2111(代) (内)3682 (夜)3531～3		03-3213-1476
警視庁	千代田区霞ヶ関2-1-1	警備部 災害対策課	03-3581-4321(代) (内)55541 (夜)55151		03-3502-1450
国土交通省	千代田区霞ヶ関2-1-3	水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8111(代) (内)35731		
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	河川部 水災害予報センター	048-600-1947(直)		048-600-1428
気象庁	港区虎ノ門3-6-9	大気海洋部予報課	03-6758-3900(代) (内) 4830	79671(LTE) 79679(MCA)	03-3434-9103 79670
東京管区気象台	清瀬市中清戸3-235	気象防災部 地域防災推進課	042-497-7216(直)	77411	042-495-3159 77401
神奈川県	横浜市中区日本大通1	県土整備局 河港課	045-210-6520(直)		045-210-8890
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3-15-1	県土整備部 河川砂防課	048-830-5137(直)	200-6-5137	048-830-4865
陸上自衛隊第一師団 司令部	練馬区北町4-1-1	第２部情報班	03-3933-1161(代) (内)2120 (夜)2708		03-3933-8220
海上自衛隊横須賀地方 総監部	横須賀市西逸見町	第３幕僚室	0468-22-3500(代) (内)2222		0468-23-1009

資２．９　関係機関無線発信番号および内線直接接続番号一覧

	無線発信番号	内線直接接続番号
東京都(都庁舎)		
東京都水防本部	－	2
建設事務所		
第一建設事務所	6	7549
第二建設事務所	8	7559
第三建設事務所	8	7569
第四建設事務所	8	7579
第五建設事務所	6	7589
第六建設事務所	6	7599
西多摩建設事務所	9	8309
南多摩東部建設事務所	8	8319
南多摩西部建設事務所	6	8329
北多摩南部建設事務所	8	8339
北多摩北部建設事務所	82	8349
江東治水事務所	5	7719
支庁		
大島支庁	6	8469
三宅支庁	6	8479
八丈支庁	6	8489
小笠原支庁	6(地上)7(衛星)	8499
水防管理団体		
千代田区	80	7309
中央区	17	7319
港区	88	7329
新宿区	80	7339
文京区	6	7349
台東区	80	7359
墨田区	82	7369
江東区	86	7379
品川区	6	7389
目黒区	88	7399
大田区	140	7409
世田谷区	95	7419
渋谷区	6	7429
中野区	18	7439
杉並区	81	7449
豊島区	8	7459
北区	6	7469
荒川区	6	7479
板橋区	141	7489
練馬区	20	7499
足立区	84	7509
葛飾区	6	7519
江戸川区	85	7529

	無線発信番号	内線直接接続番号
水防管理団体		
八王子市	6	8009
立川市	77	8019
武蔵野市	8	8029
三鷹市	71	8039
青梅市	13	8049
府中市	8	8059
昭島市	5	8069
調布市	141	8079
町田市	63	8089
小金井市	8	8099
小平市	8	8109
日野市	＊	8119
東村山市	60	8129
国分寺市	75	8139
国立市	76	8149
福生市	6	8169
狛江市	7	8179
東大和市	85	8189
清瀬市	7	8199
東久留米市	5	8209
武蔵村山市	7	8219
多摩市	8	8229
稲城市	#0	8239
羽村市	86	8249
あきる野市	7	8259
西東京市	70	8159
瑞穂町	8	8269
日の出町	16	8279
檜原村	82	8289
奥多摩町	－	8299
大島町	6	8369
利島村	－	－
新島村	13	8389
神津島村	－	－
三宅村	－	8419
御蔵島村	－	8429
八丈町	－	8439
青ヶ島村	－	－
小笠原村	－	－

※詳細な電話番号については、「東京都防災行政無線電話番号簿」を確認のこと

資２．１０　関係機関の回線選択番号および局番号一覧

		地域衛星通信ネットワーク		水防・道路管理用マイクロ無線	
		回線選択番号	局番号	回線選択番号	局番号
東京都（水防本部）		890	013-100	898	83-702
	建設事務所	890	013-100	898	83-702
	支庁	890	013	898	83-702
	水防管理団体	890	013-100	898	83-702
神奈川県（県土整備局）		－	－	－	－
	厚木土木事務所 東部センター	－	－	－	－
	厚木土木事務所 津久井治水センター	－	－	－	－
	横浜川崎治水事務所	－	－	－	－
	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	－	－	－	－
埼玉県（県土整備部）		*989	011-200-6	－	83-703
	さいたま県土整備事務所	89	511-21	－	83-703
	朝霞県土整備事務所	89	522-160	－	83-703
	川越県土整備事務所	89	513-21	－	83-703
	飯能県土整備事務所	89	514-21	－	83-703
	越谷県土整備事務所	89	520-21	－	83-703
国土交通省（本省）		－	－	－	80
関東地方整備局		－	－	－	83
	利根川上流河川事務所	－	－	－	83-711
	江戸川河川事務所	－	－	－	83-731
	荒川上流河川事務所	－	－	－	83-732
	荒川下流河川事務所	－	－	－	83-733
	京浜河川事務所	－	－	－	83-772

※詳細な電話番号については、「東京都防災行政無線電話番号簿」および
地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿を確認のこと
http://www.lascom.or.jp/telno/index.html

資２．１１　建設局ＭＣＡ無線番号および水防災総合情報システムＩＰ電話番号一覧

	MCA無線		水防災総合情報システム IP電話
	半固定局	携帯局	
東京都(都庁舎)			
東京都水防本部(河川部)	1250	1251～1252	10101,10102,10103
総務部	1001	1002～1003	－
道路管理部	1100	1101～1102	10201
公園緑地部	1200	1201～1202	－
建設事務所等			
第一建設事務所	1300	1301～1314	11101
第二建設事務所	1350	1351～1367	11201
第三建設事務所	1400	1401～1414	11301
善福寺川取水施設	－	－	12501
第四建設事務所	1450	1451～1465	11401
第五建設事務所	1500	1501～1515	11501
第六建設事務所	1550	1551～1565	11601
西多摩建設事務所	1600	1601～1610	11701
南多摩東部建設事務所	1650	1651～1660	11801
南多摩西部建設事務所	1700	1701～1710	11901
北多摩南部建設事務所	1750	1751～1764	12001
北多摩北部建設事務所	1800	1801～1814	12101
東部公園緑地事務所	1850	1851～1852	－
西部公園緑地事務所	1900	1901～1902	－
江東治水事務所	1950	1951,1952,1956	12201
水門管理センター	－	1953～1955	12301
支庁			
大島支庁	－	－	15101
三宅支庁	－	－	15201
八丈支庁	－	－	15301
小笠原支庁	－	－	15401

３．雨量・水位観測所等

資３．１　雨量観測所 都及び区市管理（水防災総合情報システムに情報取込みあり）

水防災総合情報システムに雨量情報を取り込んでいる、都及び区市管理の観測所は次のとおりである。公開している観測所については、水防災総合情報システム HP で閲覧できる。

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	公開
1	ちゅうおう 中央	中央区明石町2-4(一建)	隅田川	一建	○
2	たかはま 高浜	港区港南3-9-63(高浜水門)	－		○
3	しながわ 品川	品川区広町2-1-36(二建)	目黒川	二建	○
4	いけがみ 池上	大田区池上1-35(呑川・稲荷橋)	呑川		○
5	えばら 荏原	品川区旗の台1-6(第二延山小学校屋上)	立会川	品川区	
6	しぶやばし 渋谷橋	渋谷区恵比寿1-2(恵比寿東公園)	渋谷川	二建	○
7	かみめぐろ 上目黒(休止中)	目黒区上目黒2-48-2(目黒土木公園事務所)	蛇崩川		
8	こまば 駒場	目黒区駒場1-22-4(駒場住区センター)	目黒川	目黒区	
9	みた 三田	目黒区三田2-10-33(田道住区センター三田分室)	目黒川		
10	ちゅうおうちょう 中央町	目黒区中央町2-23-24(ひまわりプラザ)	目黒川		
11	ひもんや 碑文谷	目黒区碑文谷2-16-6(碑住区センター)	立会川		
12	ひがしね 東根	目黒区東が丘1-7-14(東根住区センター)	呑川		
13	みやまえ 宮前	目黒区八雲3-22-15(自由が丘住区センター宮前分室)	呑川		
14	こうだいばし 工大橋	目黒区緑が丘3-3(呑川・九品仏川合流点)	呑川	二建	○
15	かみそしがや 上祖師谷	世田谷区上祖師谷4-18(仙川・宮下橋)	仙川		○
16	せたがや 世田谷	世田谷区世田谷4-21-27(世田谷区役所)	烏山川	世田谷区	○
17	きぬた 砧	世田谷区祖師谷3-10-4(砧図書館)	仙川		○
18	たまがわ 玉川	世田谷区等々力3-4-1(玉川総合支所)	谷沢川		○
19	からすやま 烏山	世田谷区粕谷4－9－27(烏山土木公園管理事務所)	烏山川		○
20	さくらじょうすい 桜上水	世田谷区桜上水3-17(桜上水資材置場)	北沢川		○
21	きたざわ 北沢	世田谷区代田5-19-1(北沢土木公園管理事務所)	北沢川		○
22	かみようが 上用賀	世田谷区上用賀5-19-6(ふじみ保育園)	谷沢川		○
23	なかの 中野	中野区中野4-11-19(三建)	妙正寺川	三建	○
24	しんじゅく 新宿	新宿区歌舞伎町1-4-1(新宿区役所)	神田川		○
25	くがやま 久我山	杉並区久我山2-11-7(荻窪消防署久我山出張所)	神田川		○
26	わだみばし 和田見橋	中野区弥生町5-7(神田川・善福寺川合流点)	神田川		○

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	公開
27	やよいちょう 弥生町	中野区弥生町1-58-14(弥生区民活動センター)	神田川	中野区	
28	えごた 江古田	中野区江原町2-3-15(江古田区民活動センター)	江古田川		
29	みなみなかの 南中野	中野区弥生町5-5-2(南中野区民活動センター)	神田川		
30	さぎのみや 鷺宮	中野区鷺宮3-22-5(鷺宮区民活動センター)	妙正寺川		
31	えどがわしょうがっこう　しらとりはし 江戸川小学校（白鳥橋）	新宿区水道町1-28	神田川	新宿区	
32	たじまばし 田島橋	新宿区高田馬場3-8-1	神田川		
33	みょうしょうじがわしんじゅくく 妙正寺川（新宿区）	中野区松ヶ丘1-33	妙正寺川		
34	しもいぐさ 下井草	杉並区下井草4-21(北公園緑地事務所)	妙正寺川	杉並区	
35	ばんやばし 番屋橋	杉並区和泉4-16	神田川		
36	いけぶくろばし 池袋橋	杉並区高井戸東1-18(南公園緑地事務所)	神田川		○
37	くがやまばし 久我山橋	杉並区久我山2-16	神田川		
38	あいおいはし 相生橋	杉並区成田東3-17(杉並土木事務所)	善福寺川		○
39	すぎなみ 杉並	杉並区阿佐谷南1-15(杉並区役所)	善福寺川		
40	はらてらぶばし 原寺分橋	杉並区西荻北4-40	善福寺川		
41	むさしの 武蔵野	武蔵野市緑町2-2-28（武蔵野市役所）	善福寺川		
42	としま 豊島	豊島区南大塚2-36-2(四建)	神田川	四建	○
43	ねりま 練馬	練馬区豊玉北6-12-1(練馬区役所)	江古田川		○
44	しゃくじい 石神井	練馬区上石神井3-37(愛宕橋)	石神井川		○
45	あかつか 赤塚	板橋区赤塚6-38-1(板橋区赤塚支所)	新河岸川		○
46	たなし 田無	西東京市南町5-6-13(田無庁舎)	石神井川		○
47	えちごやまはし 越後山橋	練馬区土支田4-47(越後山橋)	白子川		○
48	おおいずみ 大泉	練馬区大泉町4-1(比丘尼橋下流調節池管理棟)	白子川		○
49	いたばしくやくしょ 板橋区役所	板橋区板橋2-66-1(板橋区役所)	石神井川	板橋区	
50	ときわだいくみんじむしょ 常盤台区民事務所	板橋区常盤台3-27-1	石神井川		
51	いたばし　なかじゅく 板橋（仲宿）	板橋区仲宿50（板橋）	石神井川		
52	がっこうばし おおやぐち 学校橋（大谷口）	板橋区大谷口北町51（学校橋）	石神井川		
53	おおやぐちちいき 大谷口地域センター	板橋区大谷口2-12-5	石神井川		
54	くまのちいき 熊野地域センター	板橋区熊野町40-9	石神井川		
55	しばらばし 芝原橋	板橋区高島平7-48	新河岸川		
56	へいせいばし 平成橋	板橋区舟渡1-4（平成橋）	新河岸川		
57	ほくぶぼく 北部土木サービスセンター	板橋区新河岸1-9-8	新河岸川		
58	しむらだいごしょうがっこう 志村第五小学校	板橋区西台3-38-23	新河岸川		

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	公開
59	成増橋（なりますばし）	板橋区成増5-23（成増橋）	白子川	板橋区	
60	赤塚第二中学校（あかつかだいにちゅうがっこう）	板橋区成増3-18-1	白子川		
61	紅梅小学校（こうばいしょうがっこう）	板橋区徳丸8-10-1（紅梅小学校）	白子川		
62	保谷庁舎（ほうやちょうしゃ）	西東京市中町1-5-1(保谷庁舎)	石神井川	練馬区	
63	武蔵関公園（むさしせきこうえん）	練馬区関町北3-45-1	石神井川		
64	東部土木出張所支所（とうぶどぼくしゅっちょうじょしょ）	練馬区田柄3-27-21	石神井川		
65	大泉図書館（おおいずみとしょかん）	練馬区大泉学園町2-21-17	白子川		
66	新小岩（しんこいわ）	葛飾区東新小岩1-14-11（五建）	荒川	五建	○
67	金町（かなまち）	葛飾区東金町5-53(水元公園)	大場川		○
68	今井（いまい）	江戸川区江戸川4-14(今井水門)	新中川		○
69	江東（こうとう）	江東区猿江1-5-18(扇橋閘門)	小名木川		○
70	辰巳（たつみ）	江東区辰巳1-1-44(辰巳水門)	－		○
71	足立（あだち）	足立区千住東2-10-10(六建)	隅田川	六建	○
72	毛長橋（けながばし）	足立区古千谷本町4-10(毛長川・毛長橋)	毛長川		○
73	志茂橋（しもばし）	北区志茂5-24(新河岸川・志茂橋)	新河岸川		○
74	荒川（あらかわ）	荒川区荒川5-31-2(荒川工区)	隅田川		○
75	西新井（にしあらい）	足立区西新井3-3-5(足立西工区)	毛長川		○
76	青梅（おうめ）	青梅市東青梅3-20-1(西建)	霞川	西建	○
77	福生（ふっさ）	福生市北田園2-7-2(福生工区)	多摩川		○
78	羽村（はむら）	羽村市羽東1-29-35	多摩川		○
79	梅郷（ばいごう）	青梅市梅郷3-749(青梅市梅郷市民センター)	多摩川		○
80	奥多摩（おくたま）	西多摩郡奥多摩町氷川951-4(奥多摩工区)	多摩川		○
81	御岳山（みたけさん）	青梅市御岳山42(御岳ビジターセンター)	多摩川		○
82	日原（にっぱら）	西多摩郡奥多摩町日原819(奥多摩町森林館前)	日原川		○
83	小河内（おごうち）	西多摩郡奥多摩町川野872(旧奥多摩出張所)	小菅川		○
84	樋里（ひざと）	西多摩郡檜原村樋里4331-3(樋里ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ)	北秋川		○
85	五日市（いつかいち）	あきる野市館谷266-8(あきる野工区)	秋川		○
86	檜原（ひのはら）	西多摩郡檜原村上元郷403(檜原工区)	秋川		○
87	数馬（かずま）	西多摩郡檜原村数馬2612(旧数馬料金所)	秋川		○
88	菅生（すがお）	あきる野市菅生203(平井川・尾崎橋)	平井川		○
89	成木（なりき）	青梅市成木7-896(成木川・大指橋下流)	成木川		○
90	小曾木（おそき）	青梅市小曾木4-2040(黒沢川・青梅六中前)	黒沢川		○

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	公開
91	まちだ 町田	町田市中町1-31-12(南東建)	境　川	南東建	○
92	ほうらいばし 蓬莱橋	町田市小山町4312(境川・蓬莱橋)	境　川		○
93	つるま 鶴間	町田市鶴間1-1(境川・二津屋橋)	境　川		○
94	しもかわとばし 下川戸橋	町田市大蔵町203-2(鶴見川・下川戸橋)	鶴見川		○
95	ずし 図師	町田市図師町53(鶴見川・坂下橋)	鶴見川		○
96	いなぎ 稲城	稲城市百村1239(三沢川・新田橋)	三沢川		○
97	ひがしてらがた 東寺方	多摩市東寺方287(大栗川・霞ケ関橋)	大栗川		○
98	はちおうじ 八王子	八王子市明神町3-19-2(南西建)	浅　川	南西建	○
99	ゆぎ 柚木	八王子市堀之内3-1-24(大栗川・大田川合流点下流)	大栗川		○
100	ときわはし 常盤橋	八王子市大塚1726(大栗川・常磐橋)	大栗川		○
101	たかはた 高幡	日野市三沢3-53-15(程久保川・程久保橋)	程久保川		○
102	かたくら 片倉	八王子市片倉町2325(兵衛川・兵衛橋)	兵衛川		○
103	たかお 高尾	八王子市高尾町1903(南浅川・上椚田橋)	南浅川		○
104	おんがた 恩方	八王子市上恩方町352(浅川・板当橋)	浅　川		○
105	かたいど 片井戸	八王子市川口町2903(川口川・片井戸新橋)	川口川		○
106	たきやま 滝山	八王子市舟木町3(谷地川・明王下橋)	谷地川		○
107	あわず 粟須	八王子市石川町816-3(谷地川・新鶴見橋)	谷地川		○
108	ふちゅう 府中	府中市緑町1-27-1(北南建)	多摩川	北南建	○
109	しばくぼ 芝久保	西東京市芝久保町1-18(芝久保調節池)	石神井川		○
110	ながくぼ 長久保	三鷹市新川6-6(仙川・長久保三ノ橋)	仙　川		○
111	くらおねばし 鞍尾根橋	小金井市貫井南町4(野川・鞍尾根橋)	野　川		○
112	のがわこうえん 野川公園	小金井市中町1-1(武蔵野公園)	野　川		○
113	いりまがわぶんすいろ 入間川分水路	調布市東つづじヶ丘2-20（入間川ぶんぶん公園）	入間川		○
114	ちょうふ 調布	調布市小島町2-35-1(調布市役所)	多摩川	調布市	○
115	たちかわ 立川	立川市柴崎町2-15-19(北北建)	残堀川	北北建	○
116	なかざと 中里	清瀬市中里2-1570(空堀川・石田橋)	空堀川		○
117	ひがしやまと 東大和	東大和市高木3-238(空堀川・奈良橋川合流点上流左岸)	空堀川		○
118	ひがしくるめ 東久留米	東久留米市大門町2－14(黒目川黒目橋調節池管理棟)	黒目川		○
119	しもすなばし 下砂橋	立川市上砂町5-4-13(残堀川・新残堀橋)	残堀川		○
120	せいがんばし 青岸橋	武蔵村山市岸1-30(残堀川・青岸橋)	残堀川		○
121	いちりづかばし 一里塚橋	国分寺市東元町3-26(野川・一里塚橋)	野　川		○
122	こだいられいえん 小平霊園	東村山市萩山町1-16-1(小平霊園内)	落合川		○

番号	観測所名	所在地	流域	管理者	公開
123	くにたち 国立	国立市谷保2686-32	多摩川	北北建	○
124	ひがしむらやま 東村山	東村山市恩多町4-15(空堀川・丸山橋上流右岸)	空堀川		○
125	きよすみ 清澄	江東区清澄1-2-37(清澄排水機場)	仙台堀川	江東治水	○
126	かめじまがわ 亀島川	中央区新川二丁目地内(亀島川水門)	亀島川		○
127	しんかわ 新川	江戸川区北葛西1-16-22(新川排水機場)	新川		○
128	はなはた 花畑	足立区神明1-14-1(花畑水門)	花畑川		○
129	うちかわ 内川	大田区大森東3-28-2(内川排水機場)	内川		○
130	きねがわ 木下川	江戸川区平井7-34-25(木下川排水機場)	旧中川		○
131	はぶ 波浮	大島町波浮港17	－	大島支庁	○
132	のまし 野増	大島町野増字大宮216	－		○
133	ごじんかぢゃや 御神火茶屋	大島町野増字上山764-20（御神火茶屋）	－		○
134	つばいつき 津倍付	大島町元町字津倍付56-2	－		○
135	みやけ 三宅	三宅村伊豆642(三宅支庁)	－	三宅支庁	○
136	かま　しりさわうえ 釜の尻沢上	三宅村神着（釜の尻沢上流）	－		○
137	いがやさわ 伊ヶ谷沢	三宅村伊ヶ谷（旧共栄橋）	－		○
138	さび 錆	三宅村阿古（錆ヶ浜園地）	－		○
139	みち　さわ 道の沢	三宅村坪田（三宅高校）	－		○
140	みくらじま 御蔵島	御蔵島村字入りかねが沢	－		○
141	うだつしん 卯辰新２	御蔵島村字大川	－		○
142	うだつさんちょう 卯辰山頂	御蔵島村字御山	－		○
143	はちじょう 八丈	八丈町大賀郷2466-2(八丈支庁)	－	八丈支庁	○
144	えいごう 永郷	八丈町大賀郷5626-89（汚泥処理センター）	－		○
145	なかのごう 中之郷	八丈町中之郷2474（三原小学校）	－		○
146	あおがしま 青ヶ島	青ヶ島村無番地（青ヶ島村役場）	－		○
147	おがさわら 小笠原	小笠原村父島字西町(小笠原支庁)	－	小笠原支庁	○
148	やつせがわ 八ツ瀬川	小笠原村父島北袋沢	－		○
149	ははじま 母島	小笠原村母島元地	－		○

	設置数	公開数
都管理観測所	102	101
区市管理観測所	47	10
合計	149	111

資３．２　雨量観測所 気象庁管理

気象庁管理の雨量観測所は次のとおりである。

なお、観測データは、気象庁 HP で閲覧できる。

番号	観測所名	所在地	流域
1	おごうち 小河内	西多摩郡奥多摩町原	多摩川
2	おざわ 小沢	西多摩郡檜原村	北秋川
3	おうめ 青梅	青梅市新町	霞川
4	ねりま 練馬	練馬区石神井台	石神井川
5	はちおうじ 八王子	八王子市元本郷町	浅川
6	ふちゅう 府中	府中市幸町	多摩川
7	せたがや 世田谷	世田谷区岡本	谷沢川
8	とうきょう 東京	千代田区北の丸公園	－
9	えどがわりんかい 江戸川臨海	江戸川区臨海町	－
10	はねだ 羽田	大田区羽田空港	－
11	おおしま 大島	大島町元町字家の上	－
12	おおしまきたのやま 大島北ノ山	大島町元町字北の山	－
13	としま 利島	利島村	－
14	にいじま 新島	新島村川原	－
15	こうづしま 神津島	神津島村金長	－
16	みやけじま 三宅島	三宅村神着	－
17	みやけつぼた 三宅坪田	三宅村坪田	－
18	やえみがはら 八重見ヶ原	八丈島八丈町大賀郷	－
19	はちじょうじま 八丈島	八丈島八丈町大賀郷	－
20	あおがしま 青ヶ島	青ヶ島村	－
21	ちちじま 父島	小笠原村父島字西町	－
22	ははじま 母島	小笠原村母島字評議平	－

資３．３　雨量観測所 区市町村管理（水防災総合情報システムに情報取込みなし）

区市町村管理の雨量観測所で、水防災総合情報システムに雨量情報を取り込んでいない観測所は次のとおりである。

番号	観測所名	所在地	流域	管理者
1	港区役所（みなとくやくしょ）	港区芝公園1-5-25	古川	港区
2	本村小学校（ほんむらしょうがっこう）	港区南麻布3-9-33	古川	
3	みなとパーク芝浦（しばうら）	港区芝浦1-16-1	古川	
4	青南幼稚園（せいなんようちえん）	港区南青山4-18-17	古川	
5	麻布十番駅（あざぶじゅうばんえき）	港区麻布十番4-1-8	古川	
6	日本財団ビル（にほんざいだん）	港区赤坂1-2-2	古川	
7	高輪いきいきプラザ（たかなわ）	港区高輪3-18-15	古川	
8	はなみずき白金（しろかね）	港区白金3-3-3	古川	
9	新広尾公園（しんひろおこうえん）	港区麻布十番4-5-1	古川	
10	千代田区役所（ちよだくやくしょ）	千代田区九段南1-2-1（千代田区役所）	神田川	千代田区
11	和泉橋（いずみばし）	千代田区神田佐久間町1-11（和泉橋出張所）	神田川	
12	外濠公園（そとぼりこうえん）	千代田区五番町14	神田川	
13	第一中学校（だいいちちゅうがっこう）	文京区小石川5-8-9	神田川	文京区
14	大塚児童館（おおつかじどうかん）	文京区大塚6－22－19	神田川	
15	駕籠町小学校（かごまちしょうがっこう）	文京区本駒込2-29-6	神田川	
16	保健サービスセンター本郷支所（ほけん　ほんごう　ししょ）	文京区千駄木5-20-18	神田川	
17	柳町小学校（やなぎちょうしょうがっこう）	文京区小石川1-23-16	神田川	
18	文京総合福祉センター（ぶんきょうそうごうふくし）	文京区小日向2-16-15	神田川	
19	武蔵野橋（むさしのばし）	杉並区堀ノ内1-27	善福寺川	杉並区
20	本村橋（ほんむらばし）	杉並区南荻窪3-30	善福寺川	
21	丸山橋（まるやまばし）	杉並区上荻4-2	善福寺川	
22	江東区役所（こうとうくやくしょ）	江東区東陽4-11-28	－	江東区
23	平久水門（へいきゅうすいもん）	江東区木場1-1	隅田川	
24	西五反田（にしごたんだ）	品川区西五反田3-9-10	目黒川	品川区
25	大田区本庁舎（おおたくほんちょうしゃ）	大田区蒲田5-13-14	呑川	大田区
26	馬込特別出張所（まごめとくべつしゅっちょうじょ）	大田区中馬込3-25-5	内川	
27	嶺町特別出張所（みねまちとくべつしゅっちょうじょ）	大田区田園調布本町7-1	多摩川	

番号	観　測　所　名	所　在　地	流　域	管理者
28	新井宿特別出張所（あらいじゅくべつしゅっちょう）	大田区中央1-21-6	内　川	大田区
29	雪谷特別出張所（ゆきがやとくべつしゅっちょう）	大田区東雪谷3-6-2	呑　川	
30	道路工事事務所（どうろこうじじむしょ）	豊島区上池袋3-17-1	神田川	豊島区
31	高田公園（たかだこうえん）	豊島区高田1-28-3	神田川	
32	北区役所（きたくやくしょ）	北区王子本町1-15-22（北区役所第一庁舎屋上）	石神井川	北　区
33	荒川区役所分庁舎（あらかわくやくしょぶんちょうしゃ）	荒川区荒川2-25-3	隅田川	荒川区
34	足立区役所（あだちくやくしょ）	足立区中央本町1-17-1	荒　川	足立区
35	吉祥寺南町（きちじょうじみなみちょう）	武蔵野市吉祥寺南町5-2-14（消防団第１分団）	善福寺川	武蔵野市
36	境（さかい）	武蔵野市境3-17-11（消防団第８分団）	野　川	
37	武蔵野市役所（むさしのしやくしょ）	武蔵野市緑町2-2-28	善福寺川	
38	青梅市役所（おうめしやくしょ）	青梅市東青梅1-11-1	霞　川	青梅市
39	梅郷（ばいごう）	青梅市梅郷3-749-1	多摩川	
40	御岳山（みたけさん）	青梅市御岳山114	多摩川	
41	小曾木（おそき）	青梅市小曾木3-1656-1	黒沢川	
42	成木（なりき）	青梅市成木7-1176	成木川	
43	今井（いまい）	青梅市今井2-908-1	霞　川	
44	沢井（さわい）	青梅市沢井2-682	多摩川	
45	日の出町役場（ひでまちやくば）	日の出町平井2780	平井川	日の出町
46	肝要の里（かんようさと）	日の出町大久野4089	平井川	
47	上恩方（かみおんがた）	八王子市上恩方町2193	浅　川	八王子市
48	南大沢（みなみおおさわ）	八王子市南大沢3-1999-2	大栗川	
49	戸吹（とぶき）	八王子市戸吹町1904-1	谷地川	
50	上川（かみかわ）	八王子市上川町320-1	川口川	
51	館（たて）	八王子市館町2700	湯殿川	
52	高尾山口（たかおさんぐち）	八王子市高尾町2205	案内川	
53	宇津木（うつき）	八王子市久保山町2-18	多摩川	
54	昭島市役所（あきしましやくしょ）	昭島市田中町1-17-1（昭島市役所）	多摩川	昭島市
55	日野市防災情報センター（ひのしぼうさいじょうほう）	日野市神明1-11-16	多摩川	日野市
56	多摩市役所（たましやくしょ）	多摩市関戸6-12-1	多摩川	多摩市
57	稲城消防署（いなぎしょうぼうしょ）	稲城市東長沼2111	三沢川	稲城市

資３．４　水位観測所 都及び区管理

水防災総合情報システムに河川水位情報を取り込んでいる水位観測所

水防災総合情報システムに河川水位情報を取り込んでいる観測所は次のとおりである。公開している観測所については、水防災総合情報システム HP で閲覧できる。

（１）河川水位観測所

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
1	石神井川	溝田橋（みぞた）	北区堀船1-12(溝田橋上流)	六建	○
2		加賀橋（かが）	板橋区加賀1-12	四建	○
3		石神井川取水下流（しゃくじいがわしゅすいかりゅう）	練馬区高松3-1		○
4		石神井川取水上流（しゃくじいがわしゅすいじょうりゅう）	練馬区高松3-1		○
5		板橋（仲宿）（いたばし　なかじゅく）	板橋区仲宿50	板橋区	
6		久保田橋（くぼた）	板橋区双葉町13		
7		学校橋（大谷口）（がっこう　おおやぐち）	板橋区大谷口北町51		
8		栗原橋（くりはら）	板橋区桜川1-5		
9		宮宿橋（みやじゅく）	練馬区桜台3-10	練馬区	○
10		神路橋（かみじ）	練馬区向山4-36		○
11		すずしろ橋	練馬区富士見台4-41		○
12		愛宕橋（あたご）	練馬区上石神井3-36	四建	○
13		稲荷橋（いなり）	練馬区関町東2-16	練馬区	○
14		溜渕橋（ためぶち）	練馬区関町北3-45		○
15		溜渕橋上流（ためぶちばしじょうりゅう）	西東京市東伏見3-5	北南建	○
16		柳沢橋（やぎさわ）	西東京市柳沢1-10		○
17		南町（みなみちょう）	西東京市南町1-3(南町調節池上流)		○
18		向台（むこうだい）	西東京市向台町5-4(向台調節池上流)		○
19		芝久保（しばくぼ）	西東京市芝久保町1-18(芝久保調節池上流)		○
20	神田川	飯田橋（いいだ）	文京区後楽1-2(小石川橋上流)	六建	○
21		白鳥橋（しらとり）	新宿区新小川町7-17	新宿区	
22		一休橋（いっきゅう）	文京区関口1-25		
23		曙橋（あけぼの）	豊島区高田2-3	豊島区	
24		戸田平橋（とだひら）	新宿区高田馬場2-11	新宿区	
25		田島橋（たじま）	新宿区高田馬場3-8	三建	○
26		南小滝橋（みなみおたき）	新宿区北新宿4-37	新宿区	○
27		末広橋（すえひろ）	中野区中央1-12	中野区	

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
28	神田川	相生橋（あいおい）	新宿区西新宿5-14	新宿区	
29		氷川橋（ひかわ）	中野区弥生町2-23	中野区	
30		寿橋（ことぶき）	中野区弥生町5-26		
31		富士見橋（ふじみ）	杉並区和田1-1(富士見橋上流)	杉並区	○
32		和田見橋（わだみ）	中野区弥生町5-7(善福寺川合流点下流)	三建	○
33		神善合流（しんぜんごうりゅう）	中野区弥生町6-3	中野区	
34		方南橋（ほうなん）	杉並区方南1-52	杉並区	○
35		神田取水下（かんだしゅすいした）	杉並区和泉4-41（神田川環状七号線地下調節池）	三建	○
36		神田取水上（かんだしゅすいうえ）	杉並区和泉4-44（神田川環状七号線地下調節池）		○
37		番屋橋（ばんや）	杉並区和泉4-16	杉並区	○
38		向陽橋（こうよう）	杉並区永福3-5		○
39		池袋橋（いけぶくろ）	杉並区高井戸東1-27		○
40		佃橋（つくだ）	杉並区高井戸東2-29	三建	○
41		久我山橋（くがやま）	杉並区久我山2-16	杉並区	○
42		緑橋（みどり）	杉並区久我山3-30		○
43		丸山橋（まるやま）	三鷹市井の頭1-32	北南建	○
44	妙正寺川	昭和橋（しょうわ）	新宿区中落合1-6(昭和橋上流)	新宿区	
45		水車橋（すいしゃ）	新宿区中井1-14		
46		落合上（おちあいうえ）	新宿区中井1-14（落合調節池）	三建	○
47		上高田上（かみたかだうえ）	中野区上高田5-6		○
48		西落合（にしおちあい）	新宿区西落合2-19(区立西落合公園前)	新宿区	
49		妙正寺川（みょうしょうじ）	中野区松が丘1-33(妙正寺川第一調節池上)		
50		妙正寺二上（みょうしょうじにうえ）	中野区松が丘1-33（妙正寺川第二調節池）	三建	○
51		妙江合流（みょうえごうりゅう）	中野区松が丘2-29	中野区	
52		千歳橋（ちとせ）	中野区沼袋3-15		○
53		太陽橋（たいよう）	中野区若宮1-1		
54		鷺盛橋（ろせい）	中野区大和町4-51	三建	○
55		双鷺橋（そうろ）	中野区若宮3-58	中野区	
56		永久橋（えいきゅう）	杉並区下井草3-2	杉並区	○
57	江古田川	北江古田公園（きたえごたこうえん）	中野区江古田3-14	中野区	
58	善福寺川	朝日橋（あさひ）	中野区弥生町6-6(神田川合流点上流)	三建	○
59		定塚橋（じょうづか）	杉並区堀ノ内2-1	杉並区	○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
60	善福寺川	むさしの 武蔵野橋	杉並区堀ノ内1-27	杉並区	○
61		みやした 宮下橋	杉並区大宮2-26(和田堀第六調節池上)		○
62		はくさんまえ 白山前橋	杉並区成田東2-7		○
63		あいおい 相生橋	杉並区成田東3-17(相生橋)		○
64		にしだ 西田橋	杉並区成田西3-14	三建	○
65		にしたばた 西田端橋	杉並区荻窪1-44	杉並区	○
66		まつみ 松見橋	杉並区荻窪2-6		○
67		おぎくぼ 荻窪橋	杉並区南荻窪4-27	三建	※
68		はらてらぶ 原寺分橋	杉並区西荻北3-38	杉並区	○
69	古川	しのはし 四ノ橋	港区南麻布3-21	一建	○
70		ふるかわしゅすいぐちかりゅう 古川取水口下流	港区白金5-3		○
71		ふるかわしゅすいぐちじょうりゅう 古川取水口上流	港区白金5-3		○
72	渋谷川	しぶや 渋谷橋	渋谷区恵比寿1-2(恵比寿東公園)	二建	○
73	目黒川	しょうわ 昭和橋	品川区東品川3-8		○
74		おおさき 大崎橋	品川区西五反田1-29		○
75		ややまばし 谷山橋	品川区西五反田3-6(谷山橋上流)		○
76		えばらちょうせつちりゅう 荏原調節池下流	品川区西五反田3-6(荏原調節池取水堰下流)		○
77		にしごたんだ 西五反田	品川区西五反田3-9	品川区	
78		えばらちょうせつちじょうりゅう 荏原調節池上流	品川区西五反田3-6(市場橋上流)	二建	○
79		しもめぐろ 下目黒	目黒区下目黒2-9	目黒区	
80		でんがく 田楽橋	目黒区中目黒2-5(船入場調節池下流)	二建	○
81		やなぎばし 柳橋	目黒区青葉台2-17　※宿山橋から移設	目黒区	
82		あおばだい 青葉台	目黒区青葉台2-17（柳橋上流）	二建	○
83	呑川	あさひ 旭橋	大田区大森南5-4		○
84		にしかまた 西蒲田	大田区西蒲田5-2		○
85		いけがみ 池上	大田区池上2-22(稲荷橋上流)		○
86		こうだい 工大橋	目黒区緑が丘3-6(九品仏川合流点下流)		○
87	谷沢川	やがわ 矢川橋	世田谷区野毛1-15(矢川橋上流)	二建	○
88		まるやま 丸山橋	世田谷区中町4-23(丸山橋下流)	世田谷区	○
89		たまがわひかん 玉川樋管	世田谷区玉堤2-15		○
90	丸子川	おやま 尾山橋	世田谷区尾山台1-4	二建	○
91		たきの 滝ノ橋	世田谷区野毛1-5(天神橋下流)		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
92	立会川	立会川橋（たちあいがわ）	品川区南大井4-2(立会橋上流)	品川区	
93	野川	鎌田橋野川（かまたばしのがわ）	世田谷区鎌田4-1(仙川合流点上流)	二建	○
94		野川（のがわ）	狛江市東野川3-20(入間川合流点)	北南建	○
95		箕和田橋（みわだ）	調布市菊野台3-53		※
96		馬橋（まばし）	調布市八雲台2		※
97		大沢橋（おおさわ）	三鷹市大沢5-5（大沢橋上流）		○
98		大沢池上（おおさわいけうえ）	三鷹市大沢6-13（野川大沢調節池）		○
99		野川池上（のがわいけうえ）	小金井市前原町2-1(野川第二調節池上流)		○
100		鞍尾根橋（くらおね）	国分寺市東元町1-1（鞍尾根橋上流）	北南建	○
101		一里塚橋（いちりづか）	国分寺市東元町3-26	北北建	○
102	仙川	鎌田橋仙川（かまたばしせんかわ）	世田谷区鎌田3-13(野川合流点上流)	二建	○
103		宮下橋（みやした）	世田谷区上祖師谷4-18（宮下橋下流）		○
104		長久保（ながくぼ）	三鷹市新川6-6(長久保三ノ橋)	北南建	○
105		仙川花見（せんかわはなみ）	小金井市梶野町4-5(小金井川分水路取水口下流)		○
106		仙川取水（せんかわしゅすい）	小金井市緑町2-7(小金井川分水路取水口上流)		○
107	入間川	入間川（いりま）	調布市東つつじヶ丘2-39（神明橋下流）	北南建	○
108		入間川分水路（いりまがわぶんすいろ）	調布市東つつじヶ丘2-20（取水口上流）		○
109	残堀川	滝下橋（たきした）	立川市富士見町7－11	北北建	※
110		残堀池下（ざんぼりいけした）	昭島市もくせいの杜2		○
111		残堀池上（ざんぼりいけうえ）	立川市泉町		○
112		下砂橋（しもすな）	立川市上砂町5-4-13		○
113		富士塚橋（ふじづか）	武蔵村山市残堀5-111		※
114		青岸橋（せいがん）	武蔵村山市岸1-30		○
115		表橋（おもて）	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷775	西建	○
116	多摩川	万年橋（まんねん）	青梅市畑中1-23		○
117	平井川	平高橋（ひらたか）	あきる野市平沢634-2	西建	○
118		新開橋（しんかい）	あきる野市平沢634-2		※
119		尾崎橋（おざき）	あきる野市菅生203		○
120		玉の内橋（たまうち）	西多摩郡日の出町大久野8791		※
121	北大久野川	虫子橋（むしこばし）	西多摩郡日の出町大久野		○
122	秋川	東秋川橋（ひがしあきかわ）	あきる野市小川東1-23	西建	○
123		秋留橋（あきる）	あきる野市牛沼476		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
124	秋川	ひきた 引田橋	あきる野市引田740-2	西建	※
125		やまだ 山田	あきる野市山田973		○
126		とどはら 留原	あきる野市留原827-3		○
127		おわだ 小和田グラウンド	あきる野市小和田8		※
128		あきかわおちあい 秋川落合橋	あきる野市乙津249（養沢川合流点）		※
129	養沢川	ようざわがわしんばし 養沢川新橋	あきる野市乙津		○
130	谷地川	しんつるみ 新鶴見橋	八王子市石川町816-3	南西建	○
131		みょうおうした 明王下橋	八王子市舟木町3		○
132	浅川	まつえ 松枝橋	八王子市楢原町1578-57		○
133		たきのさわほたる 瀧乃澤蛍橋	八王子市下恩方町1597		○
134		いたあて 板当橋	八王子市上恩方町352		○
135	小津川	あかね 茜橋	八王子市下恩方町484		○
136	川口川	しみず 清水橋	八王子市中野山王3-25		○
137		かたいど 片井戸	八王子市川口町2903（片井戸新橋）		○
138	山入川	かみや 紙谷橋	八王子市西寺方町1138		※
139		みかみ 美紙橋	八王子市美山町1230		○
140	城山川	みむら 三村橋	八王子市大楽寺町645		○
141	南浅川	よこかわ 横川橋	八王子市元本郷町4-14	南西建	○
142		あさかわじむしょ 浅川事務所	八王子市高尾町1652		○
143		かみくぬぎだ 上椚田橋	八王子市高尾町1903		○
144	案内川	ひかわ 氷川橋	八王子市高尾町		○
145	山田川	たけや 竹屋橋	八王子市子安町4-31		○
146	湯殿川	さかえ 栄橋	八王子市長沼町54		※
147		あずま 東橋	八王子市片倉町815		○
148		しろはた 白旗橋	八王子市椚田町298		○
149	兵衛川	ひょうえ 兵衛橋	八王子市片倉町2325		○
150	程久保川	おちかわ 落川橋	日野市落川237-4	南西建	※
151		ほどくぼ 程久保橋	日野市三沢3-53-15		○
152	大栗川	かすみがせき 霞ケ関橋	多摩市東寺方287	南東建	○
153		ときわ 常盤橋	八王子市大塚1726	南西建	○
154		おおぐり 大栗川	八王子市堀之内3-1-24(大田川合流点下流)		○
155	大田川	おおた 大田川	八王子市堀之内3-1-9(大栗川合流点上流)		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
156	乞田川	くるま 車橋	多摩市関戸5-9-10	南東建	○
157		かみのね 上之根橋	多摩市豊ヶ丘1-21		○
158	三沢川	にった 新田橋	稲城市百村1239		○
159		みさわがわぶんすいない 三沢川分水内	稲城市坂浜3173(三沢川分水路内)		○
160		みさわがわうえ 三沢川上	稲城市坂浜3194(三沢川分水路)		○
161	鶴見川	しもかわと 下川戸橋	町田市大蔵町203-2		○
162		さかした 坂下橋	町田市図師町53		○
163	真光寺川	やさき 矢崎橋	町田市能ヶ谷町376-1		○
164	恩田川	たかせ 高瀬橋	町田市成瀬2284		○
165	境川	つるま 鶴間	町田市鶴間1-1(二津屋橋)		○
166		さかい 境橋	町田市原町田1-29		○
167		ねぎし 根岸橋	町田市根岸町573		○
168		ほうらい 蓬莱橋	町田市小山町4312		○
169	白子川	おちあい 落合橋	板橋区三園2-16	板橋区	
170		なります 成増橋	板橋区成増5-23		
171		こやす 子安橋	練馬区旭町3-13	練馬区	○
172		えちごやま 越後山橋	練馬区土支田4-47	四建	○
173		しんはしど 新橋戸橋	練馬区大泉町2-4		○
174		みつ 三ツ橋	練馬区東大泉2-28	練馬区	○
175		みや 宮の橋	練馬区東大泉4-22	四建	○
176		まつどの 松殿橋	練馬区東大泉7-43	練馬区	○
177	黒目川	くろめがわしゅすいした 黒目川取水下	東久留米市神宝町1-14	北北建	○
178		くろめがわしゅすいうえ 黒目川取水上	東久留米市大門町2-13		○
179		しもだ 下田橋	東久留米市小山1-3		○
180		おりうま 降馬橋	東久留米市下里1		○
181	落合川	おちあいがわしゅすいした 落合川取水下	東久留米市大門町2-14	北北建	○
182		おちあいがわしゅすいうえ 落合川取水上	東久留米市大門町2-14		○
183		たてのふた 立野二の橋	東久留米市本町		※
184		びしゃもん 毘沙門橋	東久留米市南沢3-2		○
185	柳瀬川	しろまえ 城前橋	清瀬市下宿1		○
186		かなやま 金山橋	清瀬市中里6		○
187		きよせ 清瀬橋	清瀬市中里4-1310		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
188	柳瀬川	境橋（さかい）	清瀬市中里2	北北建	○
189		よもぎ橋	東村山市秋津町4-20		○
190		秋津橋（あきつ）	東村山市秋津町3-29		○
191	空堀川	中里（なかざと）	清瀬市中里2-1570		○
192		青葉町（あおばちょう）	東村山市青葉町3－33		○
193		丸山橋（まるやま）	東村山市恩多町4－15		○
194		高木橋（たかぎ）	東大和市高木3-245		○
195		五中橋（ごちゅう）	東大和市芋窪5		○
196		神明橋（しんめい）	武蔵村山市神明3-66		○
197		中砂橋（なかすな）	武蔵村山市中央2-56		○
198		新薬師橋（しんやくし）	武蔵村山市中央3-30		○
199	奈良橋川	奈良橋川（ならはし）	東大和市高木3-238（空堀川合流点上流左岸）		○
200		宮前二の橋（みやまえに）	東大和市高木3		○
201		日月橋（にちげつ）	東大和市奈良橋2		○
202	霞川	霞川（かすみ）	青梅市今井1-382（大橋下流）	西建	○
203		霞川調節池上（かすみがわちょうせつちうえ）	青梅市今井2-946-1（下天神橋）		○
204		霞川調節池下（かすみがわちょうせつちした）	青梅市今井2-946-1（道場橋）		○
205	成木川	成木川（なりき）	青梅市成木1-298（末成橋）		○
206	黒沢川	黒沢川（くろさわ）	青梅市小曾木4-2040（青梅六中前無名橋）		○
207	隅田川	小台（おだい）	足立区小台1-27（尾竹橋上流）	六建	○
208	新河岸川	志茂橋（しも）	北区志茂5-24（新志茂橋下流）		○
209		浮間橋（うきま）	北区赤羽北2-28（浮間橋下流）		○
210		新河岸橋（しんがし）	北区浮間4-24（新河岸橋上流）		○
211		平成橋（へいせい）	板橋区舟渡1-4	板橋区	
212		芝原橋（しばら）	板橋区高島平7-48		
213		笹目橋（ささめ）	板橋区新河岸3-7（笹目橋下流右岸）	四建	○
214	綾瀬川	水戸橋（みと）	葛飾区小菅1-19	五建	○
215		内匠橋（たくみ）	足立区神明1-14（内匠橋下流）	六建	○
216	毛長川	鷲宮橋（わしみや）	足立区花畑7-19（鷲宮橋下流）		○
217		毛長橋（けなが）	足立区古千谷本町4-10（毛長橋上流）		○

番号	河　川　名	観　測　所　名	所　　在　　地	管　理　者	公 開
218	八　ツ　瀬　川	八ツ瀬川（やつせがわ）	小笠原村父島北袋沢	小 笠 原 支 庁	○

※　令和７年度中に公開予定

	設置数	公開数
都管理観測所	161	147
区市管理観測所	57	28
合計	218	175

（２）調節池（貯留量観測局あり）

番号	河川名	調節池名	所在地	最大貯留量 (m³)	調節池管理者	観測局管理者
1	石神井川	富士見池調節池（ふじみいけ）	練馬区関町北3-45	33,800	練馬区	四建
2		南町調節池（みなみちょう）	西東京市南町1-3	12,000	北南建	北南建
3		向台調節池（むこうだい）	西東京市向台町5-4	81,000		
4		芝久保調節池（しばくぼ）	西東京市芝久保町1-18	11,000		
5	妙正寺川	落合調節池（おちあい）	中野区中井1-14	50,000	三建	三建
6		上高田調節池（かみたかだ）	中野区上高田5-7	160,000		
7		鷺宮調節池（さぎのみや）	中野区白鷺1-4	35,000		
8		妙正寺川第一調節池（みょうしょうじがわだいいち）	新宿区西落合2-20	30,000	新宿区	
9		妙正寺川第二調節池（みょうしょうじがわだいに）	中野区松が丘1-33	100,000	三建	
10	神田川 善福寺川	神田川・環状七号線地下調節池（かんだがわ　かんじょうななごうせんちかちょうせつち）	中野区野方5-1 杉並区和泉4-41 杉並区堀ノ内2-1	540,000	三建	
11		和田堀第六調節池（わだぼりだいろく）	杉並区大宮1-6	48,000	杉並区	
12		善福寺川調節池（ぜんぷくじがわ）	杉並区成田西4-1	35,000	三建	
13	目黒川	荏原調節池（えばら）	品川区西五反田3-6	200,000	二建	二建
14		船入場調節池（ふないりば）	目黒区中目黒1-11	55,000		
15	野川	野川大沢調節池（のがわおおさわ）	三鷹市大沢6-13	158,000	北南建	北南建
16		野川第一調節池（のがわだいいち）	小金井市東町5-2	21,000		
17	残堀川	残堀川調節池（ざんぼりがわ）	立川市泉町・昭島市もくせいの杜2	60,000	北北建	北北建
18	石神井川 白子川	白子川地下調節池（しらこがわちか）	練馬区高松3-1 練馬区大泉町2-1	212,000	四建	四建
19		比丘尼橋下流調節池（びくにはしかりゅう）	練馬区大泉町4-1	212,000		
20		比丘尼橋上流調節池（びくにはしじょうりゅう）	練馬区東大泉2-28	34,400	練馬区	
21	黒目川・落合川	黒目橋調節池（くろめばし）	東久留米市大門町2-14	221,000	北北建	北北建
22	空堀川	上砂神明調節池(暫定)（かみすなしんめい）	東大和市芋窪6-1346	19,800		
23	霞川	霞川調節池（かすみがわ）	青梅市今井2-946-1	88,000	西建	西建
24	古川	古川地下調節池（ふるかわ）	港区白金5	135,000	一建	一建
			計	2,552,000		

（３）調節池（貯留量観測局なし）

番号	河川名	調節池名	所在地	最大貯留量（m^3）	調節池管理者
25	神田川	下高井戸調節池（しもたかいど）	杉並区下高井戸二丁目地内	30,000	三建
26	善福寺川	和田堀公園調節池（わだぼりこうえん）	杉並区大宮1-22	17,500	
27	妙正寺川	北江古田調節池（きたえこだ）	中野区江古田3-14	17,000	中野区
28	野川	野川第二調節池（のがわだいに）	小金井市中町1	28,000	北南建
29	柳瀬川	金山調節池（かなやま）	清瀬市中里6	46,000	北北建
30	空堀川	武蔵村山調節池(暫定)（むさしむらやま）	武蔵村山市中央2-61	13,800	
			計	152,300	

資３．５　水位観測所 国土交通省管理

国土交通省管理の観測所は次のとおりである。

なお、水位データは、国土交通省「川の防災情報」において閲覧できる。

番号	河川名	観測所名	所在地	担当事務所
1	利根川	やったじま 八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	利根川上流河川
2		くりはし 栗橋	埼玉県久喜市栗橋北	
3	江戸川	にしせきやど 西関宿	埼玉県幸手市西関宿	江戸川河川
4		の だ 野田	千葉県野田市中野台	
5		まつど 松戸	千葉県松戸市松戸	
6	旧江戸川	えどがわすいもんじょう 江戸川水門上	東京都江戸川区東篠崎町	
7		えどがわすいもんした 江戸川水門下	東京都江戸川区東篠崎町	
8	中川	よしかわ 吉川	埼玉県吉川市平沼	
9		たかさご 高砂	東京都葛飾区青戸	
10		いいづかばし 飯塚橋	東京都足立区大谷田町	
11	綾瀬川	やこう 谷古宇	埼玉県草加市松江	
12		うちたくみはし 内匠橋	東京都足立区神明	
13	荒川	くまがや 熊谷	埼玉県熊谷市榎町	荒川上流河川
14		ぢすいばし 治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	
15		みなみすなまち 南砂町	東京都江東区南砂町3丁目	荒川下流河川
16		いわぶちすいもん（かみ） 岩淵水門（上）	東京都北区志茂5丁目	
17		にしあらい 西新井	東京都足立区梅田4丁目	
18		おなぎがわ 小名木川	東京都江戸川区小松川1丁目	
19	入間川	おがや 小ヶ谷	埼玉県川越市小ヶ谷	荒川上流河川
20		すがま 菅間	埼玉県川越市鹿飼	
21	新河岸川	しき 志木	埼玉県志木市本町2丁目	荒川下流河川
22	隅田川	れいがんしま 霊岸島	東京都中央区新川2丁目	

番号	河川名	観測所名	所在地	担当事務所
23	多摩川	ちょうふばし 調布橋	東京都青梅市上長渕	京浜河川
24		ひのばし 日野橋	東京都日野市日野	
25		でんえんちょうふ（かみ） 田園調布（上）	東京都大田区田園調布	
26		でんえんちょうふ（しも） 田園調布（下）	東京都大田区田園調布	
27		いしはら 石原	東京都調布市多摩川三丁目	
28		たまがわ 玉川	東京都世田谷区玉川	
29		ろくごうばしかりゅう 六郷橋下流	東京都大田区南六郷3丁目	
30		ながぬまばしかりゅう 長沼橋下流	東京都八王子市長沼町	
31		ひのしおちかわ 日野市落川	東京都日野市落川	
32		しょうわようすいじょうりゅう 昭和用水上流	東京都昭島市拝島町5丁目	
33		くにたちしたにやす 国立市谷保	東京都国立市谷保	
34		ひのしさかえまち 日野市栄町	東京都日野市栄町1丁目	
35		たまがわかこう 多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	
36		いしはらだいに 石原第二	東京都稲城市矢野口	
37	浅川	あさかわばし 浅川橋	東京都八王子市大横町	
38		たかはたばし 高幡橋	東京都日野市高幡	
39	大栗川	ほうおんばし 報恩橋	東京都多摩市連光寺	
40	秋川	ひがしあきとめはし 東秋留橋	東京都あきる野市雨間	
41	恩田川	あさやまばし 浅山橋	神奈川県横浜市緑区長津田	

資３．６　水位観測所 区市管理

区市が独自に設置、管理する水位観測所は次のとおりである。

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者
1	隅田川	あけぼのちょうりっこう 曙町陸閘	足立区千住曙町39	足立区
2	石神井川	しんやなぎばし 新柳橋	北区豊島2-12	北区
3		あすかりょくち あすか緑地	北区豊島2-10先	
4		まつはし 松橋	北区王子本町1-7先	
5		おとなしりょくち 音無もみじ緑地	北区滝野川4-2先	
6		かんのんばし 観音橋	北区滝野川4-15	
7		おとなしりょくち 音無くぬぎ緑地	北区滝野川4-33-13	
8	日本橋川	きじばし 雉子橋	千代田区一ツ橋2-2-1	千代田区
9		しんみさきばし 新三崎橋	千代田区三崎町3-8-5	
10	神田川	こうらくばし 後楽橋	千代田区三崎町3-9-1	
11		りゅうけいばし 隆慶橋	文京区後楽2-3	文京区
12		はなみずばし 華水橋	文京区水道2-9	
13	善福寺川	ほんむらばし 本村橋	杉並区南荻窪3-30	杉並区
14		まるやまばし 丸山橋	杉並区上荻4-2	
15	古川	しろかねこうえん 白金公園	港区白金3-1-16	港区
16		しんひろおこうえん 新広尾公園	港区麻布十番4-5-1	
17	丸子川	いなりばし 稲荷橋	世田谷区上野毛2-17	世田谷区
18		じだゆうばし 治大夫橋	世田谷区瀬田4-1	
19	野川	たいしょうばし 大正橋	世田谷区大蔵5-28	
20		がんおいばし 雁追橋	世田谷区喜多見7-36	
21	仙川	しみずばし 清水橋	世田谷区大蔵5-1	
22		ひがしはらばし 東原橋	世田谷区祖師谷3-14	
23		さくらづつみ 桜堤	武蔵野市桜堤2-2	武蔵野市
24	毛長川	すいじんばし 水神橋	埼玉県草加市谷塚2-3	足立区
25	中川	はなみばし 花見橋	足立区六木3-8	
26	綾瀬川	あやせしんばし 綾瀬新橋	足立区綾瀬6-2	
27		くわふくろおおはし 桑袋大橋	足立区花畑8-8	
28	横十間川	おなぎがわ 小名木川	江東区扇橋3-23	江東区
29	南浅川	みなせばし 水無瀬橋	八王子市長房町45-2先	八王子市

資３．７　潮位観測所

（１）都及び区管理の潮位観測所

番号	管理者	観測所名	所在地	観測項目	
				内水位	外水位
1	江東治水事務所	源森川水門（げんもりがわ）	墨田区吾妻橋1-24-5	○	○
2		竪川水門（たてかわ）	墨田区千歳1-3-11	○	○
3		清澄排水機場（きよすみ）	江東区清澄1-2-37	○	○
4		新小名木川水門（しんおなぎがわ）	江東区常盤1-19-1	○	○
5		大島川水門（おおしまがわ）	江東区永代1-7-15	○	○
6		亀島川水門（かめじまがわ）	中央区新川二丁目地内	○	○
7		住吉水門（すみよし）	中央区佃1-1-18	○	○
8		月島川水門（つきしまがわ）	中央区月島3-25-11	○	○
9		北十間川樋門（きたじゅっけんがわ）	墨田区吾妻橋3-4-7		○
10		扇橋閘門（おうぎばし）	江東区猿江1-5-18	○	○
11		木下川排水機場（きねがわ）	江戸川区平井7-34-25	○	○
12		小名木川排水機場（おなぎがわ）	江東区東砂2-17-1	○	○
13		日本橋水門（にほんばし）	中央区日本橋茅場町1-14-4	○	○
14		新川排水機場（しんかわ）	江戸川区北葛西1-16-22	○	○
15		新川東樋門（第一樋門）（しんかわひがし）	江戸川区東葛西1-49-13	○	○
16		新川東樋門（第二樋門）（しんかわひがし）	江戸川区東葛西1-49-13	○	
17		今井水門（いまい）	江戸川区江戸川四丁目地内	○	○
18		上平井水門（かみひらい）	葛飾区西新小岩三丁目地内	○	○
19		花畑水門（はなはた）	足立区神明1-14-1	○	○
20		内川水門（うちかわ）	大田区大森東3-28-2	○	○
21	江東区	平久水門（へいきゅう）	江東区木場1-1	○	○

番号	管理者	観測所名	所在地	観測項目	
				内水位	外水位
22	東京港建設事務所	たつみ 辰巳水門	江東区辰巳1-1-44地先	○	○
23		しののめ 東雲水門	江東区豊洲5-6-5地先	○	○
24		しんすな 新砂水門	江東区新砂3-8地先	○	○
25		たかはま 高浜水門	港区港南3-9-63地先	○	○
26		ひので 日の出水門	港区海岸3-25-4地先	○	○
27		つきじがわ 築地川水門	中央区浜離宮庭園1-1先	○	○
28		めぐろがわ 目黒川水門	品川区東品川2-6-16地先	○	○
29		つくだ 佃水門	中央区晴海1-1-26地先	○	○
30		あさしお 朝潮水門	中央区晴海5-1-62地先	○	○

（２）国管理の潮位観測所

番号	観測所名	所在地	管理者
1	とうきょう 東京	中央区晴海 5丁目	気象庁
2	おかだ 岡田	大島町岡田	気象庁
3	こうづしま 神津島	神津島村	海上保安庁
4	みやけじま　あこ 三宅島（阿古）	三宅村阿古	海上保安庁
5	みやけじま　つぼた 三宅島（坪田）	三宅村大字坪田	気象庁
6	はちじょうじま 八丈島	八丈町三根	海上保安庁
7	ちちじま 父島	小笠原村父島東町	気象庁
8	ちば 千葉	千葉県市原市五井地先	海上保安庁
9	けいひんこう 京浜港	神奈川県横浜市神奈川区山内町	国土交通省港湾局
10	よこはま 横浜	神奈川県横浜市中区新港町	海上保安庁
11	よこすか 横須賀	神奈川県横須賀市西逸見町	海上保安庁
12	あぶらつぼ 油壺	神奈川県三浦市三崎町	国土地理院

資３．８　映像監視局 都管理

都管理の監視局は次のとおりである。

公開している監視局については、水防災総合情報システム HP 及び東京都水防チャンネルで閲覧できる。

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
1	神田川	飯田橋（いいだばし）	文京区後楽1-2（小石川橋上流）	六建	○
2		掃部橋（かもんばし）	文京区関口1-19（掃部橋上流）		○
3		南小滝橋（みなみおたきばし）	中野区東中野5-12	三建	○
4		高砂橋（たかさごばし）	中野区本町5-42		○
5		和田見橋（わだみばし）	杉並区和田1-3		○
6		神善合流（しんぜんごうりゅう）	中野区弥生町5-7（善福寺川合流点）		○
7		神田取水（かんだしゅすい）	杉並区和泉4（神田川取水施設）		○
8		番屋橋（ばんやばし）	杉並区和泉4-16		○
9		佃橋（つくだばし）	杉並区高井戸東2-29		○
10		久我山橋（くがやまばし）	杉並区久我山2-16		○
11	善福寺川	朝日橋（あさひばし）	中野区弥生町6-6(神田川合流点上流)		○
12		善福寺取水（ぜんぷくじしゅすい）	杉並区堀ノ内2-1（善福寺川取水施設）		○
13		白山前橋（はくさんまえばし）	杉並区成田東2-1		○
14		相生橋（あいおいばし）	杉並区成田西3-1		○
15		善福寺川調節池（ぜんぷくじがわちょうせつち）	杉並区成田西3-14		○
16		西田端橋（にしたばたばし）	杉並区荻窪1-44		○
17		荻窪橋（おぎくぼばし）	杉並区荻窪5-10		○
18		原橋（はらばし）	杉並区西荻北3-38		○
19	妙正寺川	落合調節池（おちあいちょうせつち）	新宿区中井1-14		○
20		上高田上（かみたかだうえ）	中野区上高田5-8		○
21		天神橋（てんじんばし）	中野区松が丘2-35		○
22		千歳橋（ちとせばし）	中野区沼袋3-15		○
23		中野工業１号橋（なかのこうぎょう　ごうばし）	中野区野方3-5（中野工業１号橋）		○
24		妙正寺取水（みょうしょうじしゅすい）	中野区野方5-1（妙正寺川取水施設）		○
25		太陽橋（たいようばし）	中野区若宮1-1		○
26		鷺盛橋（ろせいばし）	中野区大和町4-51		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
27	古川	四ノ橋（しのはし）	港区南麻布3-21	一建	○
28		古川地下調節池取水口（ふるかわちかちょうせつちしゅすいぐち）	港区白金5-3		○
29	渋谷川	渋谷橋（しぶやばし）	渋谷区恵比寿1-2（恵比寿東公園内）	二建	○
30	目黒川	大崎橋（おおさきばし）	品川区西五反田1-4		○
31	目黒川	荏原（えばら）	品川区西五反田3-9（荏原調節池）	二建	○
32		荏原調節池上流（えばらちょうせつちじょうりゅう）	品川区西五反田3-6		○
33		船入場（ふないりば）	目黒区中目黒1-8（船入場調節池）		○
34		青葉台（あおばだい）	目黒区青葉台2-17		○
35	石神井川	溝田橋（みぞたばし）	北区堀船1-12（溝田橋上流）	六建	○
36		加賀橋（かがばし）	板橋区加賀1-12	四建	○
37		久保田橋（くぼたばし）	板橋区双葉町13（久保田橋下流）		○
38		宮宿橋（みやじゅくばし）	練馬区桜台3-10（宮宿橋下流）		○
39		神路橋（かみじばし）	練馬区高松1-7（神路橋上流）		○
40		石神井取水口（しゃくじいしゅすいぐち）	練馬区高松3-1（石神井川取水施設）		○
41		すずしろ橋（はし）	練馬区富士見台4-44（すずしろ橋下流）		○
42		愛宕橋（あたごばし）	練馬区上石神井3-36（愛宕橋下流）		○
43		稲荷橋（いなりばし）	練馬区石神井台7-8（日之出橋上流）		○
44		溜渕橋（ためぶちばし）	練馬区関町北3-5（溜渕橋下流）		○
45		溜渕橋上流（ためぶちばしじょうりゅう）	西東京市東伏見3-5-25	北南建	○
46		柳沢橋（やぎさわばし）	西東京市柳沢1-10-7		○
47		向台（むこうだい）	西東京市向台町5-4		○
48		芝久保（しばくぼ）	西東京市芝久保1-18（芝久保調節池）		○
49	白子川	子安橋（こやすばし）	練馬区旭町3-13（子安橋上流）	四建	○
50		越後山橋（えちごやまばし）	練馬区土支田4-47（越後山橋上流）		○
51		新橋戸橋（しんはしどばし）	練馬区大泉町2-4（新橋戸橋下流）		○
52		三ツ橋（みつはし）	練馬区大泉町6-2（三ツ橋下流）		○
53		宮の橋（みやのはし）	練馬区東大泉4-22		○
54		松殿橋（まつどのばし）	練馬区東大泉7-43（松殿橋下流）		○
55	中川	青砥橋（あおとばし）	葛飾区青戸2	五建	○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
56	綾瀬川	みとばし 水戸橋	葛飾区小菅1-8	五　建	○
57		たくみばし 内匠橋	足立区南花畑3（内匠橋下流）	六　建	○
58	隅田川	おだい 小台	荒川区町屋6-38（尾竹橋下流）		○
59	毛長川	わしみやばし 鷲宮橋	足立区花畑7-22（鷲宮橋上流）	六　建	○
60		けながばし 毛長橋	足立区古千谷本町4（毛長橋上流）		○
61	新芝川	しんしばかわばし 新芝川橋	足立区入谷7-12（新芝川橋上流）		○
62	鶴見川	しもかわとばし 下川戸橋	町田市大蔵町203-2	南東建	○
63		さかしたばし 坂下橋	町田市図師町53		○
64	恩田川	たかせばし 高瀬橋	町田市成瀬2284		○
65	真光寺川	やさきばし 矢崎橋	町田市能ヶ谷町376-1		○
66	境　川	つるま 鶴間	町田市鶴間1		○
67		さかいばし 境橋	町田市原町田1-29		○
68		ねぎしばし 根岸橋	町田市根岸町573		○
69		ほうらいばし 蓬莱橋	町田市小山町4312		○
70	野　川	かまたばしのがわ 鎌田橋野川	世田谷区鎌田4-1	二　建	○
71		のがわ 野川	狛江市東野川3-20	北南建	○
72		まばし 馬橋	調布市国領町2-27		○
73		えのきばし 榎橋	調布市調布ヶ丘3		○
74		おおさわばし 大沢橋	三鷹市大沢5-5-6		○
75		のがわおおさわちょうせつち 野川大沢調節池	三鷹市大沢6-13（野川大沢調節池）		○
76		おおさわいけうえ 大沢池上	三鷹市大沢6-13（野川大沢調節池）		○
77		くらおねばし 鞍尾根橋	国分寺市東元町1-1（鞍尾根橋上流）		○
78		いちりづかばし 一里塚橋	国分寺市東元町3-26	北北建	○
79	仙　川	かまたばしせんかわ 鎌田橋仙川	世田谷区鎌田3-13	二　建	○
80		みやしたばし 宮下橋	世田谷区上祖師谷4-18		※
81		ながくぼ 長久保	三鷹市新川6-6	北南建	○
82		せんかわはなみ 仙川花見	小金井市梶野町4-6		○
83		せんかわしゅすい 仙川取水	小金井市緑町2		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
84	入間川	いりまがわぶんすいろ 入間川分水路	調布市東つつじヶ丘2-20（入間川分水路）	北南建	○
85		いりまがわ 入間川	調布市若葉町3-15		○
86	谷沢川	やがわばし 矢川橋	世田谷区野毛1-15	二建	○
87		まるやまばし 丸山橋	世田谷区中町4-23		○
88	丸子川	たかいりひもん 鷹の圦樋門	大田区田園調布5-49		○
89		たきはし 滝ノ橋	世田谷区野毛1-5		○
90	呑川	あさひばし 旭橋	大田区大森南5-4	二建	○
91		いけがみ 池上	大田区池上1-35（稲荷橋下流）		○
92	海老取川	てんくうばし 天空橋	大田区羽田5-14		○
93	黒目川	じんぽうおおはし 神宝大橋	東久留米市神宝町１	北北建	○
94		くろめいけくろめがわ 黒目池黒目川	東久留米市神宝町1-2		○
95		しもだばし 下田橋	東久留米市小山1		○
96	落合川	くろめいけおちあいがわ 黒目池落合川	東久留米市大門町2-14		○
97		たてのにはし 立野二の橋	東久留米市南沢1		○
98		びしゃもんばし 毘沙門橋	東久留米市南沢3		○
99	柳瀬川	しろまえばし 城前橋	清瀬市下宿1		○
100		かなやまばし 金山橋	清瀬市中里六丁目付近		○
101		さかいばし 境橋	清瀬市中里2		○
102		よもぎばし よもぎ橋	東村山市秋津町4-20		○
103		あきつばし 秋津橋	東村山市秋津町3		○
104	空堀川	なかざと 中里	清瀬市野塩2		○
105		のしおばし 野塩橋	清瀬市梅園　3		○
106		あおばちょう 青葉町	東村山市青葉町3		○
107		まるやまばし 丸山橋	東村山市栄町1		○
108		たかぎばし 高木橋	東大和市高木3-245		○
109		ごちゅうはし 五中橋	東大和市蔵敷3-757		○
110		しんめいばし 神明橋	武蔵村山市神明3		○
111		なかすなばし 中砂橋	武蔵村山市中央2		○
112		しんやくしばし 新薬師橋	武蔵村山市中央3		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
113	奈良橋川	みやまえに　はし 宮前二の橋	東大和市高木三丁目付近	北北建	○
114		にちげつばしかりゅう 日月橋下流	東大和市奈良橋3		○
115		むらやまばし 村山橋	東大和市蔵敷2-472付近		※
116	成木川	なり き がわ 成木川	青梅市成木一丁目付近	西建	○
117	秋川	ひがしあきかわばしごうりゅうぶ 東秋川橋（合流部）	八王子市高月町	南西建	○
118		ひがしあきかわばしさがん 東秋川橋（左岸）	八王子市高月町		○
119		あきる ばし 秋留橋	あきる野市牛沼	西建	○
120		やまだ 山田	あきる野市山田付近		○
121		ととはら 留原	あきる野市留原	西建	○
122	南浅川	よこがわばし 横川橋	八王子市元本郷町4-14	南西建	○
123		あさかわ じ む しょ 浅川事務所	八王子市高尾町付近		○
124		かみくぬぎだばし 上椚田橋	八王子市高尾町1903		○
125	浅川	まつえ ばし 松枝橋	八王子市楢原町1578-57		○
126		たきのさわほたるばし 瀧乃澤蛍橋	八王子市下恩方町1604-1		○
127		いたあてばし 板当橋	八王子市上恩方町付近		○
128	新河岸川	しも ばし 志茂橋	北区志茂5（新志茂橋下流）	六建	○
129		うきま ばし 浮間橋	北区浮間1（浮間橋下流）		○
130		しん が し ばし 新河岸橋	北区浮間4（新河岸橋上流）		○
131		ふなとおおはし 舟渡大橋	板橋区蓮根3	四建	○
132		ささめばし 笹目橋	板橋区高島平6-1（笹目橋下流）		○
133	霞川	かすみがわ 霞川	青梅市今井1	西建	○
134		かすみがわちょうせつち（かりゅう） 霞川調節池（下流）	青梅市今井2		○
135		かすみがわちょうせつち（じょうりゅう） 霞川調節池（上流）	青梅市今井2		○
136		ごたん だはし 五反田橋	青梅市木野下2		○
137	黒沢川	くろさわがわ 黒沢川	青梅市小曾木4		○
138	大栗川	かすみがせきばし 霞ケ関橋	多摩市東寺方	南東建	○
139		ときわばし 常盤橋	八王子市大塚1726	南西建	○
140		おおくりかわばし 大栗川橋	八王子市堀之内3-1-26		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
141	三沢川	すなば　はし 砂場の橋	稲城市百村	南東建	○
142		みさわがわうえ 三沢川上	稲城市坂浜3182		○
143	案内川	ひかわ ばし 氷川橋	八王子市高尾町	南西建	○
144	程久保川	おちかわばし 落川橋	日野市落川237-4		○
145		ほど く ぼばし 程久保橋	日野市三沢3-53-15		○
146	湯殿川	さかえばし 栄橋	八王子市長沼町54付近		○
147		ひがしばし 東橋	八王子市片倉町815		○
148		しろはた ばし 白旗橋	八王子市椚田町298		○
149	残堀川	やまなか さかした 山中坂下	立川市富士見町7	北北建	○
150		ざんぼりいけうえ 残堀池上	立川市泉町		○
151		しもすなばし 下砂橋	立川市上砂町5		○
152		ふ じ つかばし 富士塚橋	武蔵村山市残堀5-111		○
153		おもてばし 表橋	西多摩郡瑞穂町殿ケ谷775	西建	○
154	養沢川	こみや　　しぜん がっこう 小宮ふるさと自然学校	あきる野市乙津2028		○
155	多摩川	やまざきがわら 山崎河原	青梅市柚木町1-193-38		○
156	平井川	ひらたかばし 平高橋	あきる野市平沢634-2		○
157		おざき ばし 尾崎橋	あきる野市菅生203		○
158		ひがし ひらいばし 東平井橋	西多摩郡日の出町平井		○
159		しか　ゆ ばし 鹿の湯橋	日の出町平井3380		○
160		たま　うちばし 玉の内橋	西多摩郡日の出町大久野8791		○
161		おちあい ばし 落合橋	西多摩郡日の出町大久野		○
162	鯉川	おいわけばし 追分橋	あきる野市菅生		○
163	乞田川	くるまばし 車橋	多摩市連光寺2	南東建	○
164		かみの ね ばし 上之根橋	多摩市愛宕4		○
165	山入川	かみや ばし 紙谷橋	八王子市西寺方町1108-20	南西建	○
166	川口川	しみず ばし 清水橋	八王子市中野山王3-25-19		○
167		かた い ど 片井戸	八王子市川口町2903		○
168	大田川	みねが や と ばし 峯ヶ谷戸橋	八王子市堀之内3-1-41		○
169	兵衛川	ひょうえいばし 兵衛橋	八王子市片倉町2325		○

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者	公開
170	山田川	たけや ばし 竹屋橋	八王子市子安町4-31	南西建	○
171	城山川	みむら はし 三村橋	八王子市大楽寺町645		○
172	谷地川	しんあさひばし 新旭橋	日野市栄町5-22	南西建	○
173		しんつるみ ばし 新鶴見橋	八王子市石川町817-1		○
174		みょうおうしたばし 明王下橋	八王子市丹木町199-5		○
175	八ツ瀬川	やつせがわ 八ツ瀬川	小笠原村父島北袋沢	小笠原支庁	○

※　令和７年度中に公開予定

	設置数	公開数
都管理監視局	175	173

資３．９　映像監視局 国土交通省管理

国土交通省管理の監視局は次のとおりである。

なお、映像は、各担当河川事務所の HP で閲覧できる。

番号	河川名	観測所名	所在地	担当河川事務所
1	江戸川	西関宿（にしせきやど）	埼玉県幸手市西関宿	江戸川
2		野田（のだ）	千葉県野田市中野台	
3		松戸（まつど）	千葉県松戸市松戸	
4	中川	吉川（よしかわ）	埼玉県吉川市平沼	
5		高砂（たかさご）	東京都葛飾区青戸	
6	綾瀬川	谷古宇（やこう）	埼玉県草加市松江	
7	荒川	荒川大橋（あらかわおおはし）	埼玉県熊谷市榎町	荒川上流
8		大芦橋（おおあしばし）	埼玉県熊谷市小八林	
9		上江橋（かみごうばし）	埼玉県川越市古谷本郷	
10		ＪＲ川越線（かわごえせん）	埼玉県川越市古谷本郷	
11		治水橋（ちすいばし）	埼玉県さいたま市飯田新田	
12		南畑水質観測所（なんはたすいしつかんそくじょ）	埼玉県富士見市南畑新田	
13		植松橋（うえまつばし）	埼玉県深谷市本田	
14		久下橋（くげばし）	埼玉県熊谷市久下	
15		羽根倉橋（はねくらばし）	埼玉県志木上宗岡	
16		武蔵水路合流点（むさしすいろごうりゅうてん）	埼玉県比企郡吉見町明秋	
17		寄居水位観測所（よりいすいいかんそくじょ）	埼玉県大里郡寄居町寄居	
18		第一調節池（ダイイチチョウセツチ）（警報塔（ケイホウトウ））	埼玉県戸田市重瀬	
19		第一調節池（ダイイチチョウセツチ）（越流提（エツリュウテイ））	埼玉県さいたま市桜区上大久保	
20		笹目橋（ササメバシ）	埼玉県和光市下新倉	
21		熊谷大橋（クマガヤオオハシ）	埼玉県熊谷市押切	
22		笹目橋（ささめばし）	埼玉県戸田市下笹目	荒川下流
23		新荒川大橋（しんあらかわおおはし）	埼玉県川口市舟戸町	
24		岩淵水位観測所（いわぶちすいいかんそくじょ）	東京都北区志茂五丁目	
25		岩淵水門（いわぶちすいもん）	東京都北区志茂五丁目	
26		五色桜大橋（ごしきざくらおおはし）	東京都足立区江北	
27		西新井橋上流（にしあらいばしじょうりゅう）	東京都足立区本木	
28		堀切船着場（ほりきりふなつきば）	東京都葛飾区堀切	
29		平井大橋上流（ひらいおおはしじょうりゅう）	東京都墨田区平井	
30		首都高７号線下流（しゅとこうごうせんかりゅう）	東京都江戸川区西小松川	
31		小松川船着場（こまつがわふなつきば）	東京都江戸川区小松川	
32		新砂船着場（しんすなふなつきば）	東京都江東区新砂	

番号	河川名	観測所名	所在地	担当河川事務所
33	入間川	おがやすいいかんそくしょ 小ヶ谷水位観測所	埼玉県川越市小ヶ谷	荒川上流
34		すがますいいかんそくしょ 菅間水位観測所	埼玉県川越市芳野台	
35		いるまおおはし 入間大橋	埼玉県川越市中老袋	
36		はつかりばし 初雁橋	埼玉県的場	
37	多摩川	ちょうふばしすいいかんそくじょ 調布橋水位観測所	東京都青梅市上長淵	京浜
38		くさばなはいすいひかんじょうりゅう 草花排水樋管上流	東京都羽村市羽村地先	
39		なかひかん 那賀樋管	東京都羽村市羽中四丁目	
40		はむらおおはしかりゅう 羽村大橋下流	東京都羽村市玉川二丁目	
41		むつみばしじょうりゅう 睦橋上流	東京都福生市南田園	
42		あきがわごうりゅうてん 秋川合流点	東京都昭島市拝島町五丁目	
43		はちこうせんじょうりゅう JR八高線上流	東京都八王子市平町地先	
44		さかえまちはいすいひかん 栄町排水樋管	東京都日野市栄町二丁目	
45		ひのばしすいいかんそくじょ 日野橋水位観測所	東京都立川市錦町	
46		ちゅうおうじどうしゃどうじょうりゅう 中央自動車道上流	東京都国立市谷保地先	
47		けいおうせんきょうりょうじょうりゅう 京王線橋梁上流	東京都多摩市関戸一丁目	
48		せきどばしかりゅう 関戸橋下流	東京都多摩市関戸	
49		だいまるようすいせきかりゅう 大丸用水堰下流	東京都府中市是政六丁目	
50		いしはらだいにすいいかんそくじょ 石原第二水位観測所	神奈川県川崎市多摩区菅六丁目	
51		いしはらすいいかんそくじょ 石原水位観測所	東京都調布市多摩川	
52		けいおうさがみはらせんかりゅう 京王相模原線下流	東京都調布市多摩川七丁目	
53		おだきゅうせんきょうりょうじょうりゅう 小田急線橋梁上流	東京都狛江市東和泉	
54		ふたごばし 二子橋	東京都世田谷区玉川三丁目	
55		ふたこたまがわ　おくじょう 二子玉川ライズタワーオフィス屋上	東京都世田谷区玉川	
56		でんえんちょうふ（うえ）すいいかんそくじょ 田園調布（上）水位観測所	東京都大田区田園調布一丁目	
57		でんえんちょうふしゅっちょうじょ 田園調布出張所	東京都大田区田園調布本町	
58		とでひかん 戸手樋管	神奈川県川崎市幸区小向地先	
59		とでふなつきば 戸手船着場	神奈川県川崎市幸区幸町三丁目	
60		たまがわりょくちじむしょ 多摩川緑地事務所	東京都大田区西六郷四丁目	
61		たまがわかこうすいいかんそくじょ 多摩川河口水位観測所	神奈川県川崎市川崎区殿町	
62	浅川	あさかわはしすいいかんそくじょ 浅川橋水位観測所	東京都八王子市大横町	
63		あかつきばしじょうりゅう 暁橋上流	東京都八王子市田町八丁目	
64		ひらやまばしじょうりゅう 平山橋上流	東京都日野市平山五丁目	
65		たかはたばしじょうりゅう 高幡橋上流	東京都日野市上田	
66		たかはたばしすいいかんそくじょ 高幡橋水位観測所	東京都日野市高幡地先	
67	大栗川	ほうおんばしすいいかんそくじょ 報恩橋水位観測所	東京都多摩市関戸	

資３．１０　映像監視局 区市管理

区市管理の監視局は次のとおりである。

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者
1	隅田川	あけぼのちょうりっこう 曙町陸閘	足立区千住曙町39	足立区
2	石神井川	しんやなぎばし 新柳橋	北区豊島2-12	北区
3		あすか緑地（りょくち）	北区豊島2-10先	
4		やりみぞばし 鑓溝橋	北区王子1-4	
5		まつはし 松橋	北区王子本町1-7先	
6		おとなし　りょくち 音無もみじ緑地	北区滝野川4-2先	
7		かんのんばし 観音橋	北区滝野川4-15	
8		いたばし　なかじゅく 板橋（仲宿）	板橋区仲宿50	板橋区
9		がっこうばし 学校橋	板橋区大谷口北町51	
10		くりはらばし 栗原橋	板橋区桜川1-5	
11		まさくぼばし 正久保橋	練馬区桜台3-45	練馬区
12		みなみたなかばし 南田中橋	練馬区南田中5-25	
13		いなりばし 稲荷橋	練馬区関町東2-16	
14		ふじみいけすいもん 富士見池水門	練馬区関町北3-45	
15		ふじみいけ 富士見池	練馬区関町北3-45	
16		しつけみばし 湿化味橋	練馬区氷川台1-8	
17		なかのはし 中之橋	練馬区向山3-25	
18		どうらくはし 道楽橋	練馬区向山4-36	
19		いしかわばし 石川橋	練馬区春日町1-1	
20	日本橋川	こいしかわばし 小石川橋	文京区後楽1-2-7	千代田区
21	神田川	こいしかわばし 小石川橋	文京区後楽1-2-7	
22		りゅうけいばし 隆慶橋	文京区後楽2-3	文京区
23		しらとりばし 白鳥橋	新宿区新小川町7-17	新宿区
24		いっきゅうばし 一休橋	文京区関口1-25	

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者
25	神田川	あけぼのばし 曙橋	豊島区高田2-3	豊島区
26		あいおいばし 相生橋	新宿区西新宿5-4	新宿区
27		わだみばしじょうりゅう　わだ　ちょうめ 和田見橋上流（和田１丁目）	杉並区和田1-6	杉並区
28		こうようちゅうがっこうきん　えいふく　ちょうめ 向陽中学校付近（永福３丁目）	杉並区永福3-1	
29	妙正寺川	にしおちあい 西落合	新宿区西落合2-19	新宿区
30		みょうしょうじがわ 妙正寺川	中野区松が丘1-33	
31		みょうこうごうりゅう 妙江合流	中野区松が丘2-28	中野区
32		ぬまぶくろ 沼袋	中野区新井3-37	
33		ことぶきじんどうきょう 寿人道橋	中野区大和町4-26	
34		さぎのみやちょうせつち 鷺宮調節池	中野区若宮2-57	
35		そうろばし 双鷺橋	中野区若宮3-58	
36	江古田川	きたえごた 北江古田	中野区江古田3-14	
37	善福寺川	おおみやちゅうがっこうきん　ほり　うち　ちょうめ 大宮中学校付近（堀ノ内１丁目）	杉並区堀ノ内2-38	杉並区
38		おぎくぼこうえんふきん　おぎくぼ　ちょうめ 荻窪公園付近（荻窪２丁目）	杉並区荻窪2-39	
39		おきたばしじょうりゅう　ちょうめ 置田橋上流（上荻２丁目）	杉並区上荻2-5	
40		せきねぶんかこうえんふきん　すぎなみく　かみおぎ　ちょうめ 関根文化公園付近（杉並区上荻４丁目）	杉並区上荻3-1	
41	古川	しんひろおこうえん 新広尾公園	港区麻布十番4-5-1	港区
42	目黒川	ごうりゅうてんほうらいばし 合流点（宝来橋）	目黒区上目黒1-5	目黒区
43		でんがくばし 田楽橋	目黒区中目黒1-11	
44		くざかい　たいこばし 区境（太鼓橋）	目黒区下目黒2-3	
45		もりながばし 森永橋	品川区北品川5-8	品川区
46		いちばばし 市場橋	品川区西五反田3-9	
47	立会川	かこうぶ 河口部（上流側・下流側）	品川区東大井2-27	
48		べんてんばし 弁天橋上流側	品川区東大井2-24	
49		たちあいがわばし 立会川橋下流側	品川区東大井2-24	
50		たちあいがわばし 立会川橋	品川区南大井4-4	

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者
51	立会川	さくらばし 桜橋	品川区南大井5-4	品川区
52		つきみばし 月見橋	品川区南大井5-2	
53	谷沢川	たまがわひかん 玉川樋管	世田谷区玉堤2-15	世田谷区
54		やがわはし 矢川橋	世田谷区野毛1-15	
55		まるやまばし 丸山橋	世田谷区中町4-23	
56	丸子川	ほうらいばし 宝来橋	大田区田園調布4-36	大田区
57		にじはし 虹橋	大田区田園調布4-41	
58		いなりばし 稲荷橋	世田谷区上野毛2-17	世田谷区
59		じだゆうばし 治大夫橋	世田谷区瀬田4-1	
60	野川	すいどうばし 水道橋	世田谷区鎌田1-16	世田谷区
61		たいしょうばし 大正橋	世田谷区大蔵5-28	
62		がんおいばし 雁追橋	世田谷区喜多見7-36	
63		よしざわはし 吉澤橋	世田谷区鎌田3-1	
64	仙川	かまたばし 鎌田橋	世田谷区鎌田3-13	
65		しみずばし 清水橋	世田谷区大蔵5-1	
66	多摩川	だいとし 第２都市 げすいろ 下水路スクリーン	府中市是政3-45	府中市
67	白子川	おちあいばし 落合橋	板橋区三園2-16	板橋区
68		なりますばし 成増橋	板橋区成増5-23	
69		こやすばし 子安橋	練馬区旭町3-13	練馬区
70		とうえいばし 東映橋	練馬区大泉町6-6	
71		えちごやまばし 越後山橋	練馬区土支田4-48	
72		いっしんばし 一新橋	練馬区西大泉1-1	
73		がくえんばし 学園橋	練馬区東大泉4-31	
74	新河岸川	しばらばし 芝原橋	板橋区高島平7-48	板橋区
75		へいせいばし 平成橋	板橋区舟渡1-4	

番号	河川名	観測所名	所在地	管理者
76	毛長川	すいじんばし 水神橋	埼玉県草加市谷塚2-3	足立区
77	中川	はなみばし 花見橋	足立区六木3-8	
78	綾瀬川	あやせしんばし 綾瀬新橋	足立区綾瀬6-2	
79		くわふくろおおはし 桑袋大橋	足立区花畑8-8	
80	呑川	こうだいばし 工大橋	目黒区緑が丘3-4	目黒区
81		いしかわちょう 石川町	大田区石川町2-8	大田区
82		ちゅうおう 中央	大田区中央8-24	
83		めおとばし 夫婦橋（上流・下流）	大田区南蒲田1-4	
84		ひがしこうじや 東糀谷（上流・下流）	大田区東糀谷1-2	
85		あさひばし 旭橋（上流・下流）	大田区東糀谷6-1	
86	南浅川	みなせばし 水無瀬橋	八王子市横川町103-36先	八王子市

資３．１１　「東京都水防災総合情報システム」における雨量観測値

「東京都水防災総合情報システム」において示している雨量は以下のとおりである。

○１分間雨量、１０分間雨量、１時間雨量

	雨量	例
1分間雨量	観測時刻までの過去1分間に降った雨量	10時35分の1分間雨量： 10時34分00秒から10時34分59秒までの雨量の合計 （下図に示す「1分間」）
10分間雨量	観測時刻までの過去10分間に降った雨量	10時35分の10分間雨量： 10時25分00秒から10時34分59秒までの雨量の合計 （下図に示す「10分間」）
1時間雨量	観測時刻までの過去1時間に降った雨量	10時35分の1時間雨量： 9時35分00秒から10時34分59秒までの雨量の合計 （下図に示す「1時間」）

	時刻と降雨の範囲												
時	10												
分	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
秒	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59	00～59
観測時刻 10:35の1分雨量											1分間		
観測時刻 10:35の10分雨量		←10分間→											
観測時刻 10:35の1時間雨量	←1時間→												

○累計雨量

降り始め（1mm 以上の降雨）から観測時刻までに降った雨量。

無降雨が 6 時間続くと累計雨量はリセットされ、その後、1mm 以上の降雨があると新たな降り始めとして累計雨量が始まる。

累計雨量のリセットの図

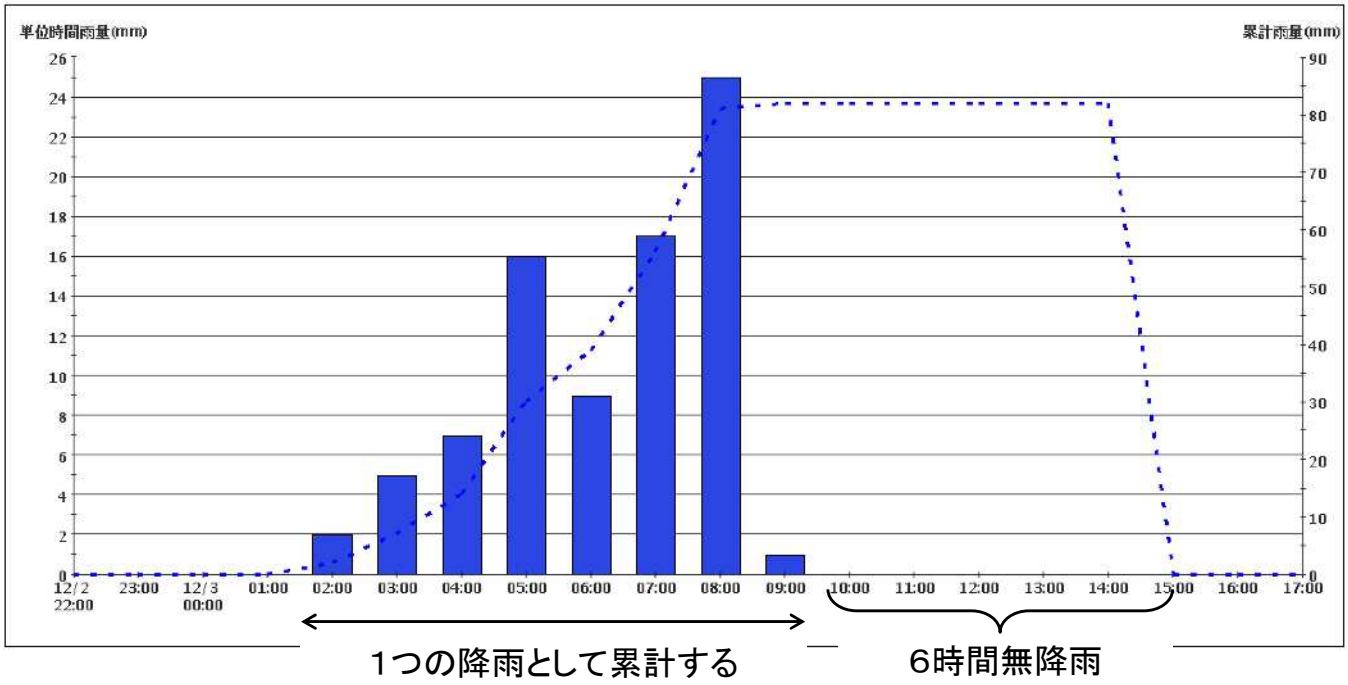

資３．１２　「東京都水防災総合情報システム」における水位観測値

「東京都水防災総合情報システム」における水位は、以下のフローにより表示している。

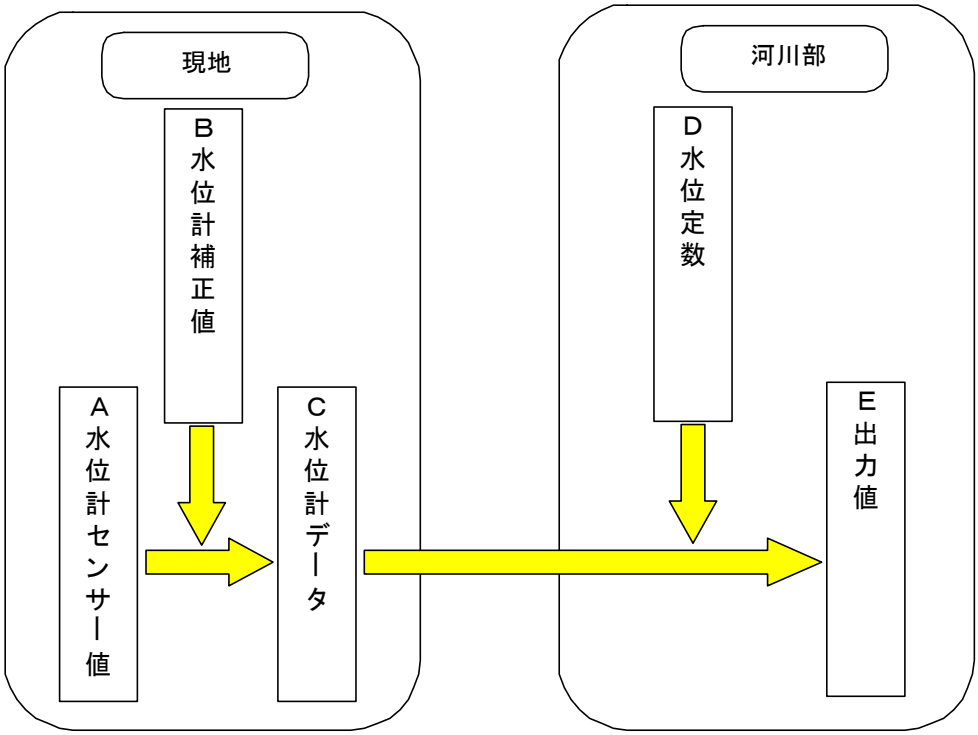

図　東京都水防災総合情報システムにおける水位表示までのフロー

A）水位計センサー値	現地の水位計センサーが読み取る補正前の値。
B）水位計補正値	水位計センサー値を補正するための値。 水位計センサー値は、実際の水位とのずれがあることから、それを訂正するための値。水位計毎に設定する必要がある。 観測局舎内の変換器の設定により行う。
C）水位計データ	補正後の水位計の下端から水面までの高さ
D）水位定数	水位 A.P. 値や天端下がり水位の出力値を計算するための定数（①～④）。

① 天端高 A.P.（m）	水位計設置箇所における現況天端高（A.P. 値）を表す。
② 天端高（cm）	「①天端高 A.P.（m）」から「③河床 A.P.（m）」までの高さ（下がり）を表す。
③ 河床 A.P.（m）	水位計設置箇所における計画もしくは現況の河床高（A.P. 値）を表す。
④ 水位計下限値（cm）	水位計の下端から「③河床 A.P.（m）」までの高さを表す。
E）出力値	システムに表示される水位のデータ（ａ、ｂ、ｃ）

a 水位（cm）	河床から水面までの高さ（単位：cm）を表す。
b 現在水位（A.P.（m））	観測した水位を A.P. 値（単位：ｍ）で表す。
c 天端下がり水位（cm）	観測した水位を、天端から何ｃｍ下がった位置にあるかを表す。 （水位があとどのくらいで天端に達するかの目安になる。）

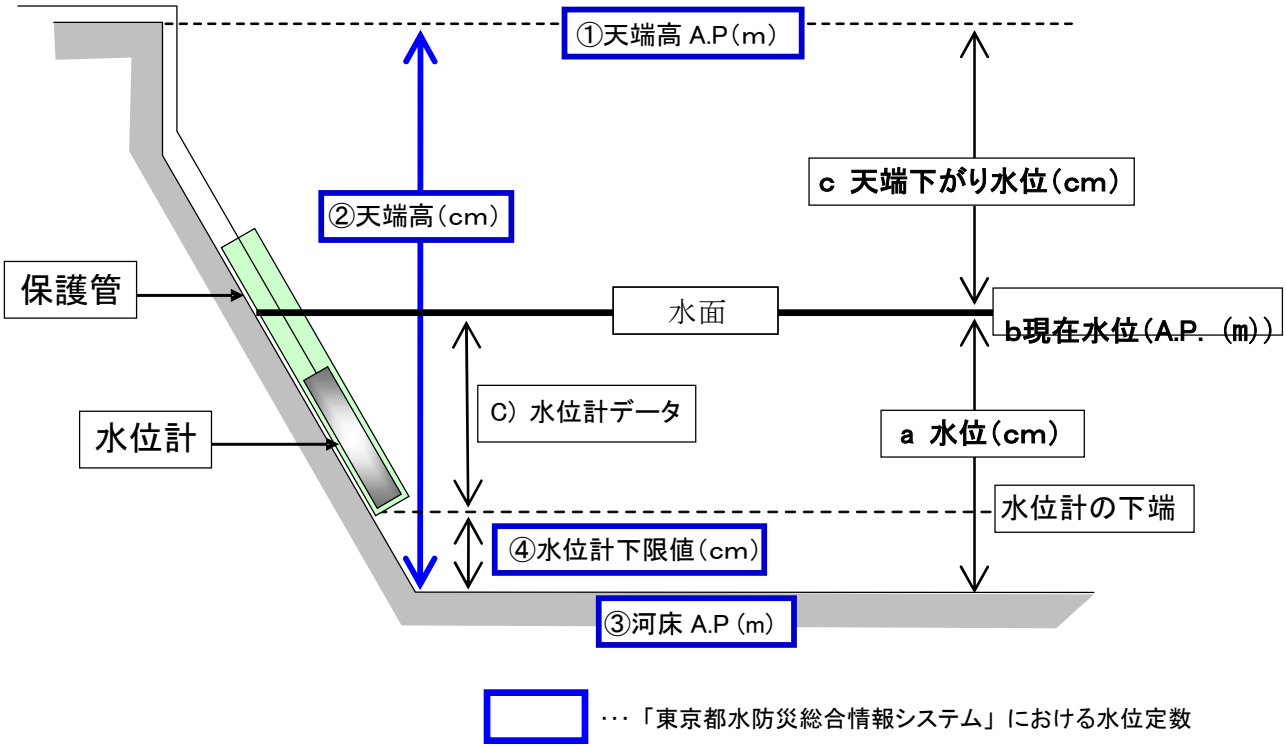
①天端高 A.P（m）
c 天端下がり水位（cm）
②天端高（cm）
保護管
水面
b現在水位（A.P.（m））
C）水位計データ
水位計
a 水位（cm）
水位計の下端
④水位計下限値（cm）
③河床 A.P（m）
・・・「東京都水防災総合情報システム」における水位定数

４．水防上注意を要する箇所等

資４．１　令和７年度　水防上注意を要する箇所（都管理河川）

１．集計表（洪水、高潮、堤防・護岸の強さ、陸閘、工事施工箇所）

番号	水系	河川名	洪水		高潮		堤防・護岸の強さ		陸閘		合計	
			箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
1	利根川	中川							1	140	1	140
2～3		綾瀬川							2	20	2	20
4～6		毛長川	3	1,020							3	1,020
計		3 河川	3	1,020	0	0	0	0	3	160	6	1,180
7	荒川	旧綾瀬川							1	10	1	10
8～9		隅田川							2	60	2	60
10～29		神田川	4	1,700					16	260	20	1,960
30～32		日本橋川					2	650	1	7	3	657
33～34		妙正寺川	2	840							2	840
35～38		江古田川	4	1,010							4	1,010
39～44		善福寺川	6	4,280							6	4,280
45～54		石神井川	10	4,700							10	4,700
55		新河岸川	1	20							1	20
56～60		白子川	5	3,630							5	3,630
61～64		柳瀬川	4	160							4	160
65～66		空堀川	2	860							2	860
67～74		奈良橋川	6	320			2	120			8	440
75～76		成木川	2	380							2	380
計		14 河川	46	17,900			4	770	20	337	70	19,007
77～79	多摩川	谷沢川	3	380							3	380
80		仙川	1	200							1	200
81		川口川	1	10							1	10
82～83		南浅川	2	40							2	40
84～87		谷地川	3	60			1	60			4	120
88～91		秋川	4	1,880							4	1,880
92		平井川	1	20							1	20
計		7 河川	15	2,590			1	60			16	2,650
93～95	鶴見川	鶴見川	3	170							3	170
計		1 河川	3	170							3	170
96～99	独立	目黒川	4	160							4	160
100～107		古川	2	3,130	2	180	4	1,480			8	4,790
108～109		立会川			2	1,400					2	1,400
110～117		境川	8	2,200							8	2,200
計		4 河川	14	5,490	4	1,580	4	1,480			22	8,550
総計		29 河川	81	27,170	4	1,580	9	2,310	23	497	117	31,557

工事施工箇所					工事施工箇所				
番号	水　系	河 川 名	工事施工箇所		番号	水　系	河 川 名	工事施工箇所	
			箇所数	延長(m)				箇所数	延長(m)
K1～8	利根川	綾 瀬 川	8	200	K73～74	多摩川	海 老 取 川	2	280
K9～11		新 中 川	3	150	K75～76		谷 沢 川	2	220
K12～13		毛 長 川	2	260	K77～85		野　川	9	2,470
計		3 河 川	13	610	K86～87		仙　川	2	40
K14～15	荒川	隅 田 川	2	850	K88		三 沢 川	1	40
K16～17		月 島 川	2	6	K89		大 栗 川	1	140
K18～19		北十間川	2	40	K90		乞 田 川	1	60
K20～21		横十間川	2	20	K91		川 口 川	1	10
K22～28		神 田 川	7	1,160	K92～93		残 堀 川	2	1,480
K29～31		日本橋川	3	90	K94		谷 地 川	1	10
K32		亀 島 川	1	100	K95		平 井 川	1	40
K33～36		妙正寺川	4	560	計		11 河 川	23	4,790
K37～44		善福寺川	8	1,440	K96	鶴見川	鶴 見 川	1	40
K45～51		石神井川	7	565	計		1 河 川	1	40
K52～53		新河岸川	2	380	K97～98	独立	目 黒 川	2	590
K54～57		白 子 川	4	340	K99～106		呑　川	10	1,350
K58～59		黒 目 川	2	200	K107～109		古　川	3	500
K60～71		空 堀 川	12	3,410	K110～111		境　川	2	250
K72		霞　川	1	50	K112～115		内　川	4	240
計		15 河 川	59	9,211	計		5 河 川	21	2,930
					総　計		35 河 川	117	17,581

２．内訳表

洪水、高潮、堤防・護岸の強さ、陸閘の内訳

図面番号	水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水(m)	高潮(m)	堤防・護岸の強さ(m)	陸閘(m)	所管事務所
1	利根川	中川	左	江戸川区東小松川三丁目（江戸川競艇場内）				140	五建
小計		1 河川		1 か所	－	－	－	140	
2		綾瀬川	左	足立区綾瀬四丁目～同区綾瀬六丁目（綾瀬新橋）				10	六建
3		綾瀬川	右	足立区弘道二丁目～同区青井三丁目（綾瀬新橋）				10	六建
小計		1 河川		2 か所	－	－	－	20	
4		毛長川	左	足立区花畑七丁目（鷺宮橋）	10				六建
5		毛長川	右	足立区花畑七丁目（鷺宮橋）	10				六建
6		毛長川	右	足立区舎人四丁目～同区入谷九丁目（ふれあい橋～埼玉県境）	1,000				六建
小計		1 河川		3 か所	1,020	－	－	－	
計		3 河川		6 か所	1,020	－	－	160	
7	荒川	旧綾瀬川	右	足立区千住曙町（隅田川合流点）				10	六建
小計		1 河川		1 か所	－	－	－	10	
8		隅田川	右	中央区築地五丁目（築地市場跡地）				50	一建
9		隅田川	左	江東区越中島二丁目（相生橋下流、東京海洋大学内）				10	五建
小計		1 河川		2 か所	－	－	－	60	
10		神田川	左	文京区後楽二丁目（隆慶橋）				20	六建
11		神田川	右	新宿区新小川町（隆慶橋）				20	三建
12		神田川	左	文京区水道一丁目（中之橋）				20	六建
13		神田川	右	新宿区新小川町（中之橋）				20	三建
14		神田川	左	文京区水道一丁目～水道二丁目（小桜橋）				20	六建
15		神田川	右	新宿区東五軒町（小桜橋）				20	三建
16		神田川	左	文京区水道二丁目（西江戸川橋）				20	六建
17		神田川	右	新宿区西五軒町（西江戸川橋）				20	三建
18		神田川	左	文京区水道二丁目（石切橋）				20	六建
19		神田川	右	新宿区水道町（石切橋）				20	三建
20		神田川	左	文京区水道二丁目（古川橋）				10	六建
21		神田川	右	文京区関口一丁目（古川橋）				10	六建
22		神田川	左	文京区水道二丁目（掃部橋）				10	六建
23		神田川	右	文京区関口一丁目（掃部橋）				10	六建
24		神田川	左	文京区水道二丁目（華水橋）				10	六建
25		神田川	右	文京区関口一丁目（華水橋）				10	六建
26		神田川	左	杉並区和泉四丁目～同区和泉三丁目（番屋橋上下流）	90				三建
27		神田川	右	杉並区和泉四丁目～同区和泉二丁目（番屋橋上下流）	90				三建
28		神田川	左	杉並区和泉二丁目～同区永福一丁目（神泉橋～永福橋）	760				三建
29		神田川	右	杉並区和泉二丁目～同区永福一丁目（神泉橋～永福橋）	760				三建
小計		1 河川		20 か所	1,700	－	－	260	
30		日本橋川	右	千代田区大手町二丁目（常磐橋）				7	一建
31		日本橋川	左	千代田区内神田二丁目～同区内神田一丁目（鎌倉橋～神田橋下流）			100		一建
32		日本橋川	右	千代田区大手町二丁目～同区一ツ橋一丁目（鎌倉橋～雉子橋下流）			550		一建
小計		1 河川		3 か所	－	－	650	7	

図面番号	水　系	河 川 名	左右岸	位　置　（　目　標　）	洪水(m)	高潮(m)	堤防・護岸の強さ(m)	陸閘(m)	所管事務所
33		妙 正 寺 川	左	中野区若宮三丁目～同区白鷺三丁目（双鷺橋下流～鷺の橋）	420				三建
34		妙 正 寺 川	右	中野区白鷺一丁目～同区白鷺二丁目（双鷺橋下流～鷺の橋）	420				三建
小計		1　河　川		2 か所	840	－	－	－	
35		江 古 田 川	左	中野区松が丘二丁目～同区江原町二丁目（妙正寺川合流点～下の原橋）	430				三建
36		江 古 田 川	右	中野区松が丘二丁目～同区江古田三丁目（妙正寺川合流点～下の原橋）	430				三建
37		江 古 田 川	左	中野区江原町二丁目（本多橋上下流）	100				三建
38		江 古 田 川	右	中野区江古田三丁目（本多橋下流）	50				三建
小計		1　河　川		4 か所	1,010	－	－	－	
39		善 福 寺 川	左	杉並区松ノ木一丁目～同区大宮一丁目（大松橋～宮下橋下流）	700				三建
40		善 福 寺 川	右	杉並区大宮一丁目（大松橋～宮下橋）	780				三建
41		善 福 寺 川	左	杉並区大宮二丁目～同区成田東二丁目（大成橋下流～成田下橋）	700				三建
42		善 福 寺 川	右	杉並区大宮二丁目～同区成田西一丁目（大成橋下流～成田下橋）	700				三建
43		善 福 寺 川	左	杉並区荻窪一丁目～同区荻窪二丁目（神通橋上流～松見橋）	700				三建
44		善 福 寺 川	右	杉並区荻窪一丁目～同区荻窪二丁目（神通橋上流～松見橋）	700				三建
小計		1　河　川		6 か所	4,280	－	－	－	
45		石 神 井 川	左	練馬区石神井台四丁目(小ヶ谷戸橋上流～豊城歩道橋)	210				四建
46		石 神 井 川	右	練馬区上石神井三丁目～同区上石神井四丁目(小ヶ谷戸橋上流～豊城歩道橋)	210				四建
47		石 神 井 川	左	練馬区石神井台四丁目(集い橋～豊栄橋上流)	310				四建
48		石 神 井 川	右	練馬区上石神井四丁目(集い橋～豊栄橋上流)	140				四建
49		石 神 井 川	左	練馬区石神井台四丁目～同区関町北三丁目(西豊城橋下流～溜渕橋)	1,490				四建
50		石 神 井 川	右	練馬区関町東二丁目～同区関町北三丁目(曙橋～溜渕橋)	1,320				四建
51	荒川	石 神 井 川	左	西東京市東伏見三丁目（溜渕橋～下野谷橋）	300				北南建
52		石 神 井 川	右	西東京市東伏見三丁目（溜渕橋～下野谷橋）	300				北南建
53		石 神 井 川	左	西東京市柳沢一丁目～同市柳沢二丁目（柳沢橋～上柳沢橋）	210				北南建
54		石 神 井 川	右	西東京市柳沢一丁目～同市柳沢二丁目（柳沢橋～上柳沢橋）	210				北南建
小計		1　河　川		10 か所	4,700	－	－	－	
55		新 河 岸 川	右	板橋区三園二丁目(白子川合流点)	20				四建
小計		1　河　川		1 か所	20	－	－	－	
56		白　子　川	右	練馬区旭町三丁目(子安橋上流)	130				四建
57		白　子　川	左	練馬区大泉学園町一丁目(御園橋～学園橋)	200				四建
58		白　子　川	右	練馬区東大泉三丁目(御園橋～学園橋)	200				四建
59		白　子　川	左	練馬区大泉学園町二丁目～同区南大泉四丁目(前田橋上流～七福橋)	1,550				四建
60		白　子　川	右	練馬区東大泉四丁目～同区東大泉七丁目(前田橋上流～七福橋)	1,550				四建
小計		1　河　川		5 か所	3,630	－	－	－	
61		柳　瀬　川	左	東村山市秋津町四丁目（よもぎ橋）	40				北北建
62		柳　瀬　川	右	東村山市秋津町四丁目（よもぎ橋）	10				北北建
63		柳　瀬　川	左	東村山市秋津町三丁目（秋津橋）	100				北北建
64		柳　瀬　川	右	東村山市秋津町三丁目（秋津橋）	10				北北建
小計		1　河　川		4 か所	160	－	－	－	
65		空　堀　川	右	武蔵村山市神明一丁目（中砂橋下流）	160				北北建
66		空　堀　川	左	武蔵村山市中央一丁目～同市本町四丁目（新薬師橋上下流）	700				北北建
小計		1　河　川		2 か所	860	－	－	－	

図面番号	水　系	河 川 名	左右岸	位　置　（　目　標　）	洪水(m)	高潮(m)	堤防・護岸の強さ(m)	陸閘(m)	所管事務所
67	荒川	奈 良 橋 川	左	東大和市高木三丁目（宮前二の橋上下流）	110				北北建
68		奈 良 橋 川	右	東大和市高木三丁目（宮前二の橋上下流）	110				北北建
69		奈 良 橋 川	左	東大和市奈良橋三丁目～同市奈良橋二丁目（日月橋）	10				北北建
70		奈 良 橋 川	右	東大和市奈良橋三丁目～同市奈良橋二丁目（日月橋）	10				北北建
71		奈 良 橋 川	左	東大和市蔵敷二丁目～同市蔵敷一丁目（村山橋）	40				北北建
72		奈 良 橋 川	右	東大和市蔵敷二丁目～同市蔵敷一丁目（村山橋）	40				北北建
73		奈 良 橋 川	左	東大和市芋窪三丁目（中丸一の橋上流）			60		北北建
74		奈 良 橋 川	右	東大和市芋窪三丁目（中丸一の橋上流）			60		北北建
小計		1　河　川		8 か所	320	－	120	－	
75		成　木　川	左	青梅市成木一丁目（末成橋上下流）	200				西建
76		成　木　川	右	青梅市成木一丁目（末成橋上下流）	180				西建
小計		1　河　川		2 か所	380	－	－	－	
計		14　河　川		70 か所	17,900	－	770	337	
77	多摩川	谷　沢　川	左	世田谷区玉堤二丁目（玉川排水樋管上流）	150				二建
78		谷　沢　川	右	世田谷区野毛一丁目（玉川排水樋管上流）	150				二建
79		谷　沢　川	右	世田谷区野毛一丁目（矢川橋上流）	80				二建
小計		1　河　川		3 か所	380	－	－	－	
80		仙　　川	右	世田谷区鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200				二建
小計		1　河　川		1 か所	200	－	－	－	
81		川　口　川	右	八王子市川口町（片井戸新橋上流）	10				南西建
小計		1　河　川		1 か所	10	－	－	－	
82		南　浅　川	左	八王子市廿里町（白山橋下流）	20				南西建
83		南　浅　川	右	八王子市廿里町（白山橋）	20				南西建
小計		1　河　川		2 か所	40	－	－	－	
84		谷　地　川	右	八王子市石川町（新鶴見橋下流）			60		南西建
85		谷　地　川	左	八王子市宮下町（谷開橋～鶴前橋）	20				南西建
86		谷　地　川	右	八王子市宮下町（若松橋下流）	20				南西建
87		谷　地　川	左	八王子市戸吹町（若松橋上流）	20				南西建
小計		1　河　川		4 か所	60	－	60	－	
88		秋　　川	左	あきる野市引田（引田橋）	10				西建
89		秋　　川	右	あきる野市引田（引田橋上下流）	1,100				西建
90		秋　　川	左	あきる野市山田（山田大橋上下流）	470				西建
91		秋　　川	右	あきる野市留原（秋川橋上流）	300				西建
小計		1　河　川		4 か所	1,880	－	－	－	
92		平　井　川	右	日の出町平井（東平井橋上流）	20				西建
小計		1　河　川		1 か所	20	－	－	－	
計		7　河　川		16 か所	2,590	－	60	－	
93	鶴見川	鶴　見　川	左	町田市下小山田町（新竹之内橋上下流）	90				南東建
94		鶴　見　川	左	町田市下小山田町（新竹之内橋～山の端橋）	40				南東建
95		鶴　見　川	右	町田市下小山田町（新竹之内橋～山の端橋）	40				南東建
小計		1　河　川		3 か所	170	－	－	－	
計		1　河　川		3 か所	170	－	－	－	

図面番号	水　系	河 川 名	左右岸	位　置　（　目　標　）	洪水(m)	高潮(m)	堤防・護岸の強さ(m)	陸閘(m)	所管事務所
96		目　黒　川	左	品川区西五反田二丁目（五反田大橋）	40				二建
97		目　黒　川	右	品川区西五反田二丁目（五反田大橋）	40				二建
98		目　黒　川	左	品川区西五反田二丁目（谷山橋）	40				二建
99		目　黒　川	右	品川区西五反田二丁目（谷山橋）	40				二建
小計		1　河　川		4 か所	160	－	－	－	
100		古　　川	左	港区浜松町二丁目（JR東海道本線～金杉橋）		170			一建
101		古　　川	右	港区芝一丁目（JR東海道本線上流）		10			一建
102		古　　川	左	港区東麻布二丁目（赤羽橋～新堀橋）			450		一建
103		古　　川	右	港区三田一丁目（赤羽橋～新堀橋）			520		一建
104		古　　川	左	港区東麻布二丁目～南麻布三丁目（新堀橋～四之橋）	1,380				一建
105		古　　川	右	港区三田一丁目～白金一丁目（新堀橋～四之橋）	1,750				一建
106		古　　川	左	港区南麻布三丁目～南麻布四丁目（四之橋～養老橋）			220		一建
107		古　　川	右	港区白金三丁目～白金五丁目（四之橋～養老橋）			290		一建
小計		1　河　川		8 か所	3,130	180	1,480	－	
108		立　会　川	左	品川区東大井二丁目～同区南大井六丁目（河口～月見橋）		700			二建
109		立　会　川	右	品川区南大井一丁目～同区南大井五丁目（河口～月見橋）		700			二建
小計		1　河　川		2 か所	－	1,400	－	－	
110		境　　川	左	町田市鶴間四丁目（東京女学館大学跡地付近）	280				南東建
111		境　　川	右	神奈川県大和市下鶴間（東京女学館大学跡地付近）	280				南東建
112		境　　川	左	町田市鶴間二丁目（鶴間一号橋上下流）	350				南東建
113		境　　川	右	神奈川県大和市下鶴間（鶴間一号橋上下流）	350				南東建
114		境　　川	左	町田市南町田（鶴間橋上下流）	240				南東建
115		境　　川	右	神奈川県大和市下鶴間(鶴間橋上下流)	240				南東建
116		境　　川	左	町田市森野五丁目～同市森野六丁目（島橋上流）	230				南東建
117		境　　川	右	神奈川県相模原市南区鵜野森一丁目（島橋上流）	230				南東建
小計		1　河　川		8 か所	2,200	－	－	－	
計		4　河　川		22 か所	5,490	1,580	1,480	－	
総計		29　河　川		117 か所	27,170	1,580	2,310	497	

工事施行箇所の内訳

図面番号	水　系	河　川　名	左右岸	位　置　（　目　標　）	工事施工箇所		
					延長（m）	所管事務所	摘要
K1	利根川	綾 瀬 川	左	足立区綾瀬一丁目（伊藤谷橋下流）	20	六建	
K2		綾 瀬 川	左	足立区綾瀬四丁目（五兵衛橋上流）	20	六建	
K3		綾 瀬 川	左	足立区綾瀬四丁目（綾瀬新橋上下流）	40	六建	
K4		綾 瀬 川	右	足立区弘道二丁目（綾瀬新橋上下流）	40	六建	
K5		綾 瀬 川	左	足立区綾瀬六丁目（綾瀬新橋上流）	20	六建	
K6		綾 瀬 川	左	足立区加平二丁目（新加平橋上流）	20	六建	
K7		綾 瀬 川	左	足立区北加平町（六町加平橋上流）	20	六建	
K8		綾 瀬 川	左	足立区神明南一丁目（内匠橋下流）	20	六建	
小計		1 河 川		8　か所	200		
K9		新 中 川	右	葛飾区奥戸八丁目（八剱橋）	90	五建	
K10		新 中 川	左	葛飾区奥戸九丁目（八剱橋）	30	五建	
K11		新 中 川	右	葛飾区奥戸八丁目（八剱橋）	30	五建	
小計		1 河 川		3　か所	150		
K12		毛 長 川	左	埼玉県草加市瀬崎四丁目（花畑大橋上流）	130	六建	
K13		毛 長 川	右	足立区花畑五丁目（花畑大橋上流）	130	六建	
小計		1 河 川		2　か所	260		
計		3　河 川		13　か所	610		
K14	荒川	隅 田 川	左	中央区月島三丁目～佃一丁目（勝どき橋上流～佃大橋上流）	800	一建	
K15		隅 田 川	右	中央区新川二丁目（亀島川水門）	50	治水	
小計		1 河 川		2　か所	850		
K16		月 島 川	左	中央区勝どき一丁目地内（月島川水門上流）	2	一建	
K17		月 島 川	右	中央区勝どき一丁目地内（月島川水門上流）	4	一建	
小計		1 河 川		2　か所	6		
K18		北十間川	左	江東区亀戸八丁目（小原橋）	20	五建	
K19		北十間川	右	墨田区立花三丁目（小原橋）	20	五建	
小計		1 河 川		2　か所	40		
K20		横十間川	左	江東区北砂一丁目～同区南砂一丁目（岩井橋）	10	五建	
K21		横十間川	右	江東区扇橋三丁目（岩井橋）	10	五建	
小計		1 河 川		2　か所	20		
K22		神 田 川	右	千代田区神田駿河台二丁目（御茶ノ水駅バリアフリー設置等工事仮設桟橋部）	100	一建	JR東日本施工
K23		神 田 川	左	文京区後楽二丁目（白鳥橋）	50	六建	
K24		神 田 川	右	新宿区新小川町（白鳥橋）	110	六建	
K25		神 田 川	左	杉並区和泉四丁目～同区和泉三丁目（番屋橋上下流）	90	三建	
K26		神 田 川	右	杉並区和泉四丁目～同区和泉二丁目（番屋橋上下流）	90	三建	
K27		神 田 川	左	杉並区永福二丁目（永福橋上流）	360	三建	
K28		神 田 川	右	杉並区下高井戸二丁目（永福橋上流）	360	三建	
小計		1 河 川		7　か所	1,160		
K29		日本橋川	右	中央区日本橋茅場町一丁目（日本橋水門）	50	治水	
K30		日本橋川	左	千代田区内神田一丁目（神田橋下流）	20	一建	
K31		日本橋川	右	千代田区内神田一丁目（神田橋下流）	20	一建	
小計		1 河 川		3　か所	90		
K32		亀 島 川	左	中央区新川二丁目地内（高橋上流）	100	一建	
小計		1 河 川		1　か所	100		

図面番号	水　系	河　川　名	左右岸	位　置　（　目　標　）	工事施工箇所		
					延長（m）	所管事務所	摘要
K33	荒川	妙正寺川	左	中野区若宮二丁目（下鷺橋上下流）	20	三建	
K34		妙正寺川	右	中野区白鷺一丁目（下鷺橋上下流）	20	三建	
K35		妙正寺川	左	中野区若宮三丁目（双鷺橋下流～八幡橋下流）	260	三建	
K36		妙正寺川	右	中野区白鷺一丁目（双鷺橋下流～八幡橋下流）	260	三建	
小計		1 河 川		4 か所	560		
K37		善福寺川	左	杉並区松ノ木一丁目（大松橋上流～宮木橋下流）	200	三建	
K38		善福寺川	右	杉並区松ノ木一丁目（大松橋上流～宮木橋下流）	200	三建	
K39		善福寺川	左	杉並区大宮二丁目～同区成田東二丁目（大成橋下流～白山前橋下流）	180	三建	
K40		善福寺川	右	杉並区大宮二丁目～同区成田東二丁目（大成橋下流～白山前橋下流）	180	三建	
K41		善福寺川	左	杉並区成田西三丁目（西田橋上流～西園橋）	170	三建	
K42		善福寺川	右	杉並区成田西三丁目（西田橋上流～西園橋）	170	三建	
K43		善福寺川	左	杉並区荻窪一丁目～同区荻窪三丁目（西田端橋下流～大谷戸橋下流）	170	三建	
K44		善福寺川	右	杉並区荻窪一丁目～同区荻窪三丁目（西田端橋下流～大谷戸橋下流）	170	三建	
小計		1 河 川		8 か所	1,440		
K45		石神井川	左	北区豊島二丁目（新柳橋上下流）	40	六建	
K46		石神井川	左	練馬区石神井台四丁目（扇橋～豊城橋）	45	四建	
K47		石神井川	右	練馬区石神井台四丁目（扇橋～豊城橋）	60	四建	
K48		石神井川	右	練馬区関町東二丁目（西豊城橋～曙橋）	140	四建	
K49		石神井川	右	練馬区関町東二丁目（西豊城橋～曙橋）	140	四建	
K50		石神井川	左	練馬区石神井台七丁目（日之出橋～稲荷橋）	70	四建	
K51		石神井川	右	練馬区石神井台七丁目（日之出橋～稲荷橋）	70	四建	
小計		1 河 川		7 か所	565		
K52		新河岸川	右	北区志茂三丁目～同区岩淵町（岩淵橋下流）	200	六建	
K53		新河岸川	右	北区岩淵町（新荒川大橋下流）	180	六建	
小計		1 河 川		2 か所	380		
K54		白子川	左	練馬区大泉学園町二丁目（東西橋上流～中島橋下流）	80	四建	
K55		白子川	右	練馬区東大泉町四丁目（東西橋上流～中島橋下流）	80	四建	
K56		白子川	左	練馬区大泉学園町二丁目（東西橋上流～中島橋下流）	90	四建	
K57		白子川	右	練馬区東大泉町四丁目（東西橋上流～中島橋下流）	90	四建	
小計		1 河 川		4 か所	340		
K58		黒目川	左	東久留米市神宝町一丁目（神宝大橋～黒目橋）	100	北北建	
K59		黒目川	右	東久留米市神宝町一丁目（神宝大橋～黒目橋）	100	北北建	
小計		1 河 川		2 か所	200		
K60		空堀川	左	清瀬市野塩一丁目～同市野塩四丁目（柳原橋～西武池袋線）	150	北北建	
K61		空堀川	右	清瀬市野塩一丁目～同市野塩四丁目（柳原橋～西武池袋線）	150	北北建	
K62		空堀川	右	清瀬市野塩四丁目～同市野塩五丁目（西武池袋線～前原橋）	160	北北建	
K63		空堀川	左	清瀬市野塩四丁目～同市野塩五丁目（西武池袋線～前原橋）	150	北北建	
K64		空堀川	右	東大和市清水四丁目～同市清水五丁目（清水橋～上砂二の橋）	350	北北建	
K65		空堀川	左	東大和市清水四丁目～同市清水五丁目（清水橋～上砂二の橋）	350	北北建	
K66		空堀川	左	東大和市狭山五丁目地内（上砂二の橋～狭山橋）	360	北北建	
K67		空堀川	右	東大和市狭山五丁目地内（上砂二の橋～狭山橋）	360	北北建	
K68		空堀川	右	東大和市蔵敷三丁目～同市芋窪六丁目（立野橋～上砂橋）	480	北北建	
K69		空堀川	左	東大和市蔵敷三丁目～同市芋窪六丁目（立野橋～上砂橋）	480	北北建	
K70		空堀川	右	武蔵村山市神明四丁目～同市神明一丁目（神明橋～中砂橋下流）	210	北北建	
K71		空堀川	左	武蔵村山市神明四丁目～同市神明一丁目（神明橋～中砂橋下流）	210	北北建	
小計		1 河 川		12 か所	3,410		

図面番号	水　系	河　川　名	左右岸	位　置　（　目　標　）	工事施工箇所		
					延長（m）	所管事務所	摘要
K72	荒川	霞　川	左	青梅市木野下二丁目地内から同市今寺一丁目地内まで（日野詰橋下流）	50	西建	
小計		1 河 川		1　か所	50		
計		15 河川		59　か所	9,211		
K73	多摩川	海老取川	左	大田区羽田旭町	160	二建	
K74		海老取川	左	大田区羽田五丁目（天空橋～稲荷橋）	120	二建	
小計		1 河 川		2　か所	280		
K75		谷 沢 川	左	世田谷区玉堤二丁目	110	二建	
K76		谷 沢 川	右	世田谷区野毛一丁目	110	二建	
小計		1 河 川		2　か所	220		
K77		野　川	左	世田谷区鎌田三丁目～同区鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建	
K78		野　川	右	世田谷区鎌田一丁目	320	二建	
K79		野　川	右	世田谷区鎌田二丁目	320	二建	
K80		野　川	左	世田谷区鎌田三丁目	250	二建	
K81		野　川	左	世田谷区鎌田四丁目	200	二建	
K82		野　川	左	世田谷区鎌田四丁目	370	二建	
K83		野　川	右	世田谷区鎌田二丁目	250	二建	
K84		野　川	左	調布市西つつじが丘四丁目～狛江市西野川四丁目	330	北南建	
K85		野　川	右	調布市西つつじが丘四丁目～狛江市西野川四丁目	330	北南建	
小計		1 河 川		9　か所	2,470		
K86		仙　川	左	世田谷区鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建	
K87		仙　川	右	世田谷区鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建	
小計		1 河 川		2　か所	40		
K88		三 沢 川	左	稲城市坂浜地内（新きさらぎ橋上流）	40	南東建	
小計		1 河 川		1　か所	40		
K89		大 栗 川	左	多摩市和田（並木橋上流）	140	南東建	
小計		1 河 川		1　か所	140		
K90		乞 田 川	左	多摩市乞田地内（であい橋上下流）	60	南東建	
小計		1 河 川		1　か所	60		
K91		川 口 川	右	八王子市川口町（山王橋下流）	10	南西建	
小計		1 河 川		1　か所	10		
K92		残 堀 川	左	立川市緑町～昭島市もくせいの杜三丁目地内（あかね橋～うのはな橋）	740	北北建	
K93		残 堀 川	右	立川市緑町～昭島市もくせいの杜三丁目地内（あかね橋～うのはな橋）	740	北北建	
小計		1 河 川		2　か所	1,480		
K94		谷 地 川	左	八王子市宮下町（猪追橋上流）	10	南西建	
小計		1 河 川		1　か所	10		
K95		平 井 川	右	西多摩郡日の出町平井地内（東平井橋下流）	40	西建	
小計		1 河 川		1　か所	40		
計		11　河 川		23　か所	4,790		
K96	鶴見川	鶴 見 川	右	町田市図師町（宮川橋上流）	40	南東建	
小計		1 河 川		1　か所	40		
計		1　河 川		1　か所	40		

図面番号	水　系	河　川　名	左右岸	位　　置　（　目　標　）	工事施工箇所		
					延長（m）	所管事務所	摘要
K97		目 黒 川	左	品川区北品川三丁目地内～同区南品川四丁目地内（要津橋）	320	二建	
K98		目 黒 川	左	品川区北品川二丁目地内～同区南品川一丁目地内（品川橋～東海橋）	270	二建	
小計		1 河 川		2 か所	590		
K99		呑　川	右	大田区大森南一丁目（呑川新橋）	20	二建	
K100		呑　川	左	大田区東蒲田二丁目（宝来橋～清水橋）	110	二建	
K101		呑　川	右	大田区西糀谷一丁目（宝来橋～清水橋）	110	二建	
K102		呑　川	左	大田区東鎌田二丁目（天神橋～夫婦橋）	210	二建	
K103		呑　川	右	大田区南蒲田一丁目（天神橋～夫婦橋）	210	二建	
K104		呑　川	左	大田区北糀谷一丁目地内～同区西糀谷二丁目地内（八幡橋）	130	二建	
K105		呑　川	左	大田区北糀谷二丁目～同区西糀谷一丁目（宝来橋）	180	二建	
K106		呑　川	右	大田区北糀谷二丁目～同区西糀谷一丁目（宝来橋）	180	二建	
K107		呑　川	左	大田区蒲田三丁目地内～同区蒲田四丁目地内（弾正橋～柳橋）	100	二建	
K108		呑　川	右	大田区蒲田三丁目地内～同区蒲田四丁目地内（弾正橋～柳橋）	100	二建	
小計	独立	1 河 川		10 か所	1,350		
K109		古　川	右	港区芝二丁目地内（将監橋～芝園橋）	250	一建	
K110		古　川	右	港区三田一丁目（一之橋～小山橋上流）	200	一建	
K111		古　川	左	港区南麻布三丁目～白金三丁目（四之橋～白金公園橋）	50	一建	
小計		1 河 川		3 か所	500		
K112		境　川	左	町田市金森六丁目（金山橋上下流）	190	南東建	
K113		境　川	左	町田市木曽東二丁目（桧橋上流）	60	南東建	
小計		1 河 川		2 か所	250		
K114		内　川	左	大田区大森西二丁目～同区大森西一丁目（富士見橋）	30	二建	
K115		内　川	右	大田区大森西三丁目～同区大森西四丁目（富士見橋）	30	二建	
K116		内　川	左	大田区大森西二丁目～同区大森西三丁目（四之橋）	90	二建	
K117		内　川	右	大田区大森西二丁目～同区大森西三丁目（四之橋）	90	二建	
小計		1 河 川		4 か所	240		
計		5 河 川		21 か所	2,930		
総計		35 河 川		117 か所	17,581		

資４．２　令和６年度　重要水防箇所（国土交通省管理河川）

重要水防箇所評定基準（案）

種別	重要度等		要注意区間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。　堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。　水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。　水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。　堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。　水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。　橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。　橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

江　戸　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

１．江戸川河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	145	江右	19-2	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	19.5k 上320m 19.5k 上301m	19.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	146	江右	19-3	江戸川	旧川跡	要注	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	19.5k 上301m 19.5k 上300m	1.0	旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	147	江右	19-4	江戸川	旧川跡	要注	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	19.5k 上197m 19.5k 上105m	92.0	旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	148	江右	19-5	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	19.5k 上105m 19.0k 上124m	188.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	149	江右	19-6	江戸川	旧川跡	要注	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	19.0k 上124m 18.5k 上231m	395.0	旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	150	江右	18-1	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	18.5k 上400m	1箇所	主・地 松戸･草加線葛飾橋	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	151	江右	18-2	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	18.5k 上303m	1箇所	国道298号新葛飾大橋	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	152	江右	18-3	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区東金町８丁目	18.5k 上264m	1箇所	国道298号葛飾大橋	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	153	江右	18-4	江戸川	旧川跡	要注	右	東京都	葛飾区東金町７丁目	18.5k 上231m 18.5k 上226m	5.0	旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	154	江右	18-5	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	葛飾区東金町７丁目	18.5k 上226m 18.0k 上372m	444.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	155	江右	18-6	江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区東金町７丁目	18.0k 上372m 17.5k 上284m	781.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	156	江右	17-1	江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区東金町６丁目	17.5k 上284m 17.5k 上231m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	157	江右	17-2	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区東金町６丁目	17.5k 上257m	1箇所	JR常磐線江戸川橋梁（上流）	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	158	江右	17-3	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区東金町６丁目	17.5k 上239m	1箇所	JR常磐線江戸川橋梁（下流）	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	159	江右	17-4	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区金町	17.5k 上144m	1箇所	国道6号新葛飾橋	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	160	江右	17-5	江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区東金町６丁目	17.5k 上11m 17.0k 上267m	312.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	161	江右	17-6	江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区金町浄水場	17.0k 上267m 17.0k 上212m	55.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	162	江右	16-1	江戸川	工作物	B	右	東京都	葛飾区柴又５丁目	16.0k 上163m	1箇所	北総鉄道江戸川橋梁	葛飾区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	163	江右	16-2	江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区柴又５丁目	16.0k 上70m 15.5k 上424m	202.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	164	江右	15-1	江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	江戸川区北小岩８丁目	15.5k 上95m 14.0k 上128m	1191.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

江　戸　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	165	江右	13-1	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区北小岩４丁目	13.5k 上185m 13.5k 上63m	122.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	166	江右	13-2	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区北小岩４丁目	13.5k 上73m	1箇所	京成電鉄成田線江戸川橋梁	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	167	江右	13-3	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区北小岩３丁目	13.5k 上63m 13.5k 上37m	26.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	168	江右	13-4	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区北小岩３丁目	13.0k 上268m 13.0k 上195m	73.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	169	江右	13-5	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区北小岩	13.0k 上220m	1箇所	国道14号市川橋（下り）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	170	江右	13-6	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区北小岩	13.0k 上203m	1箇所	国道14号市川橋（上り）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	171	江右	13-7	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区北小岩３丁目	13.0k 上65m 13.0k 上59m	6.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	172	江右	13-8	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区東小岩３丁目	13.0k 上59m	1箇所	JR総武線江戸川橋梁（上流）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	173	江右	13-9	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区東小岩３丁目	13.0k 上59m 13.0k 上9m	50.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	174	江右	13-10	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区東小岩３丁目	13.0k 上48m	1箇所	JR総武線江戸川橋梁（下流）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	175	江右	12-1	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区東小岩３丁目	12.0k 上60m 12.0k 上59m	1.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	176	江右	12-2	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区東小岩１丁目	12.0k 上59m 12.0k 上30m	29.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	177	江右	11-1	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区北篠崎２丁目	11.5k 上414m 11.5k 上363m	51.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	178	江右	11-2	江戸川	基礎地盤漏水	B	右	東京都	江戸川区北篠崎２丁目	11.0k 上278m 10.5k 上430m	337.0	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	179	江右	10-1	江戸川	基礎地盤漏水	B	右	東京都	江戸川区上篠崎１丁目	10.5k 上430m 10.5k 上429m	1.0	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	180	江右	10-2	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都	江戸川区上篠崎１丁目	10.5k 上429m 10.5k 上354m	75.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工 月の輪工
江戸川河川事務所	181	江右	10-3	江戸川	基礎地盤漏水	B	右	東京都	江戸川区上篠崎１丁目	10.5k 上354m 10.5k 上244m	110.0	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	182	江右	10-4	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区上篠崎２丁目	10.5k 上244m 10.0k 上134m	558.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	183	江右	10-5	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区篠崎町１丁目	10.0k 上134m 9.5k 上383m	262.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	184	江右	9-1	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区篠崎町	9.5k 上446m	1箇所	京葉道路江戸川大橋（下り）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

江　戸　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

１．江戸川河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長（m）	重要なる理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
					種別	階級		地先名		杆杭位置（K，m）			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川河川事務所	185	江右	9-2	江戸川	工作物	B	右	東京都	江戸川区篠崎町	9.5k 上434m	1箇所	京葉道路江戸川大橋(上り)	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	186	江右	9-3	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区篠崎町３丁目	9.5k 上383m 9.5k	383.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	187	江右	3-1	江戸川	堤体漏水	B	右	東京都	江戸川区篠崎町３丁目	3.5k 上317m 3.5k 上140m	177.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	シート張り工

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

中　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

番号に○　：氾濫危険水位設定箇所

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杙位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	64	中右	18-3	中川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	右	東京都	足立区六木３丁目	18.5k 上5m 18.0k 上493m	56	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	65	中右	18-4	中川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	東京都	足立区六木３丁目	18.0k 上493m 18.0k 上490m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし 月の輪工
江戸川河川事務所	66	中右	18-5	中川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	東京都	足立区六木３丁目	18.0k 上490m 18.0k 上294m	196	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢 築きまわし 月の輪工
江戸川河川事務所	67	中右	18-6	中川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	右	東京都	足立区六木３丁目	18.0k 上294m 18.0k 上218m	76	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	68	中右	18-7	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区六木２丁目	18.0k 上180m 18.0k 上136m	44	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	69	中右	18-8	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区六木２丁目	18.0k 上136m 17.5k 上233m	421	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	70	中右	17-1	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区佐野１丁目	17.5k 上233m 17.5k 上78m	155	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	71	中右	17-2	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区佐野１丁目	17.5k 上78m 17.0k 上52m	557	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	72	中右	17-3	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区佐野１丁目	17.5k 上52m 17.0k 上292m	291	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	73	中右	17-4	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区佐野１丁目	17.0k 上143m 17.0k 上53m	90	築堤後3年未満　Ｒ２中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事(R4.12)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	74	中右	17-5	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区大谷田２丁目	17.0k 上53m 16.5k 上152m	409	築堤後3年未満　Ｒ２中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事(R4.12)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	75	中右	16-1	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区大谷田１丁目	16.5k 上152m 16.5k 上27m	125	築堤後3年未満　Ｒ２中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事(R4.12)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	76	中右	16-2	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区大谷田１丁目	16.5k 上27m 16.5k 上13m	14	築堤後3年未満　Ｒ２中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事(R4.12)　Ｒ４中川右岸大谷田地区堤防整備工事(R6.2)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	77	中右	16-3	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区大谷田１丁目	16.5k 上13m 16.0k 上373m	163	築堤後3年未満　Ｒ４中川右岸大谷田地区堤防整備工事(R6.2)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	78	中右	16-4	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区大谷田１丁目	16.0k 上366m 16.0k 上235m	131	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	79	中右	16-5	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区中川５丁目	16.0k 上235m 16.0k 上209m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	80	中右	15-1	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区中川５丁目	15.5k 上418m 15.5k 上382m	36	築堤後3年未満　Ｒ２中川左岸新宿地先外堤防嵩上工事(R4.12)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	81	中右	15-2	中川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	東京都	足立区中川５丁目	15.5k 上382m 15.5k 上368m	14	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満　Ｒ２中川左岸新宿地先外堤防嵩上工事(R4.12)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢 シート張り工
江戸川河川事務所	82	中右	15-3	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区中川５丁目	15.5k 上368m 15.5k 上365m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	83	中右	15-4	中川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	東京都	足立区中川５丁目	15.5k 上365m 15.5k 上358m	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満　Ｒ５中川右岸中川五丁目地先堤防整備工事(不明)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢 シート張り工
江戸川河川事務所	84	中右	15-5	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区中川５丁目	15.5k 上358m 15.5k 上105m	253	築堤後3年未満　Ｒ５中川右岸中川五丁目地先堤防整備工事(不明)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	85	中右	15-6	中川	新堤防	要注	右	東京都	足立区中川３丁目	15.5k 上105m 15.5k 上92m	13	築堤後3年未満　Ｒ５中川右岸中川五丁目地先堤防整備工事(不明)	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	シート張り工

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

江　戸　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	86	中右	15-7	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区中川３丁目	15.0k 上23m 15.0k	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	87	中右	14-1	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区中川３丁目	15.0k 14.5k 上361m	64	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	88	中右	14-2	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区中川３丁目	14.5k 上340m 14.5k 上255m	85	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	89	中右	13-1	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区青戸８丁目	13.5k 上319m 13.5k 上293m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	90	中右	13-2	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区青戸８丁目	13.5k 上239m 13.5k 上186m	53	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	91	中右	13-3	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区青戸７丁目	13.5k 上80m 13.5k	80	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	92	中右	12-1	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区青戸６丁目	12.5k 上74m 12.5k 上49m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	93	中右	12-2	中川	越水（溢水）	B	右	東京都	葛飾区青戸６丁目	12.5k 上49m 12.5k 上25m	24	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	70	中左	18-1	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区西水元４丁目	18.0k 上334m 17.5k 上266m	551	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	71	中左	17-1	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区西水元３丁目	17.5k 上266m 17.0k 上148m	612	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	72	中左	17-2	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区西水元３丁目	17.0k 上99m 16.5k 上472m	124	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	73	中左	16-1	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区西水元３丁目	16.5k 上373m 16.0k 上237m	610	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	74	中左	16-2	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区南水元２丁目	16.0k 上237m 15.5k 上334m	417	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	75	中左	15-1	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区南水元２丁目	15.5k 上308m 15.5k 上272m	36	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	76	中左	15-2	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区南水元１丁目	15.5k 上272m 15.5k 上257m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	77	中左	15-3	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区南水元１丁目	15.5k 上231m 15.5k 上180m	51	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	78	中左	15-4	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区南水元１丁目	15.5k 上154m 15.0k 上394m	293	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	79	中左	15-5	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿６丁目	15.0k 上394m 15.0k 上293m	101	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	80	中左	15-6	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿６丁目	15.0k 上240m 15.0k 上107m	133	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	81	中左	15-7	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿６丁目	15.0k 上27m 14.5k 上507m	83	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	82	中左	14-1	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿５丁目	14.5k 上450m 14.5k 上253m	197	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	83	中左	14-2	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿５丁目	14.5k 上169m 14.5k 上141m	28	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	84	中左	14-3	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿５丁目	14.5k 上113m 14.5k 上11m	102	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	85	中左	14-4	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿２丁目	14.5k 上11m 14.0k 上251m	217	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	86	中左	14-5	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿２丁目	14.0k 上183m 14.0k 上69m	114	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

中　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杙位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	87	中左	13-1	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿２丁目	13.5k 上418m 13.5k 上395m	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	88	中左	13-2	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿２丁目	13.5k 上209m 13.5k 上186m	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	89	中左	13-3	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿１丁目	13.5k 上93m 13.5k 上89m	4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	90	中左	13-4	中川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	左	東京都	葛飾区新宿１丁目	13.5k 上89m 13.5k 上70m	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 Ｒ２中川左岸新宿地先外堤防嵩上工事(R4.12)	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢 シート張り工
江戸川河川事務所	91	中左	13-5	中川	新堤防	要注	左	東京都	葛飾区新宿１丁目	13.5k 上70m 13.0k 上443m	154	築堤後3年未満 Ｒ２中川左岸新宿地先外堤防嵩上工事(R4.12)	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	92	中左	13-6	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿１丁目	13.0k 上263m 13.0k 上211m	52	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	93	中左	13-7	中川	越水（溢水）	B	左	東京都	葛飾区新宿１丁目	13.0k 上184m 13.0k 上132m	52	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	葛飾区	東京都第五建設	中川下流出張所	積み土嚢

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

綾　瀬　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	32	綾右	11-7	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑８丁目	11.0k 上229m 11.0k 上179m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	33	綾右	11-8	綾瀬川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区花畑８丁目	11.0k 上179m 11.0k 上100m	79	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	34	綾右	11-9	綾瀬川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区花畑８丁目	11.0k 上50m 10.5k 上239m	238	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	35	綾右	10-1	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑８丁目	10.5k 上239m 10.5k 上107m	132	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	36	綾右	10-2	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑７丁目	10.5k 上21m 10.0k 上428m	96	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	37	綾右	10-3	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑７丁目	10.0k 上428m 10.0k 上377m	51	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	38	綾右	10-4	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑７丁目	10.0k 上377m 10.0k 上352m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	39	綾右	10-5	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑６丁目	10.0k 上352m 10.0k 上302m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	40	綾右	10-6	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑６丁目	10.0k 上302m 10.0k 上251m	51	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	41	綾右	10-7	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑６丁目	10.0k 上251m 10.0k 上176m	75	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	42	綾右	10-8	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑６丁目	10.0k 上176m 10.0k 上151m	25	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	43	綾右	10-9	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑６丁目	10.0k 上151m 10.0k 上75m	76	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	44	綾右	10-10	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑６丁目	10.0k 上75m 9.5k 上496m	90	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	45	綾右	9-1	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上496m 9.5k 上485m	11	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	46	綾右	9-2	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上485m 9.5k 上460m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	47	綾右	9-3	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上460m 9.5k 上434m	26	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	48	綾右	9-4	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上434m 9.5k 上409m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	49	綾右	9-5	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上409m 9.5k 上332m	77	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	50	綾右	9-6	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上332m 9.5k 上307m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	51	綾右	9-7	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上307m 9.5k 上255m	52	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	52	綾右	9-8	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上255m 9.5k 上204m	51	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	53	綾右	9-9	綾瀬川	旧川跡	要注	右	東京都	足立区花畑２丁目	9.5k 上204m 9.5k 上123m	81	旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	54	綾右	9-10	綾瀬川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区南花畑４丁目	9.0k 上281m 9.0k 上255m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

綾　瀬　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杙位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	55	綾右	9-11	綾瀬川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区南花畑４丁目	9.0k 上77m 8.5k 上475m	102	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	56	綾右	8-1	綾瀬川	新堤防	要注	右	東京都	足立区南花畑３丁目	8.5k 上414m 8.5k 上407m	7	築堤後3年未満 R4綾瀬川南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R6.3)	足立区	東京都第六建設	中川出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	57	綾右	8-2	綾瀬川	新堤防	要注	右	東京都	足立区南花畑３丁目	8.5k 上407m 8.5k 上385m	22	築堤後3年未満 R2綾瀬川右岸南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R5.3) R4綾瀬川南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R6.3)	足立区	東京都第六建設	中川出張所	シート張り工
江戸川河川事務所	58	綾右	8-3	綾瀬川	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	東京都	足立区南花畑３丁目	8.5k 上385m 8.5k 上345m	40	築堤後3年未満 R2綾瀬川右岸南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R5.3) R4綾瀬川南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R6.3) 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	シート張り工 月の輪工
江戸川河川事務所	66	綾右	8-11	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	東京都	足立区南花畑３丁目	8.5k 8.3k 上165m	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	67	綾右	8-12	綾瀬川	越水（溢水）	B	右	東京都	足立区南花畑３丁目	8.3k 上165m 8.3k 上46m	119	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	43	綾左	11-8	綾瀬川	（重点） 越水（溢水） 旧川跡	B 要注	左	東京都	足立区花畑８丁目	11.0k 上164m 11.0k 上153m	11	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	44	綾左	11-9	綾瀬川	（重点） 旧川跡	要注	左	東京都	足立区花畑８丁目	11.0k 上153m 11.0k 上138m	15	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	月の輪工
江戸川河川事務所	45	綾左	10-1	綾瀬川	越水（溢水）	B	左	東京都	足立区花畑８丁目	10.5k 上426m 10.5k 上271m	155	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 氾濫危険水位設定箇所（谷古宇観測所）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	46	綾左	10-2	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	左	東京都	足立区花畑８丁目	10.5k 上271m 10.5k 上185m	86	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	58	綾左	8-3	綾瀬川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	左	東京都	足立区神明１丁目	8.3k 上203m 8.3k 上172m	31	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 旧川跡の堤防	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢 月の輪工
江戸川河川事務所	59	綾左	8-4	綾瀬川	越水（溢水）	B	左	東京都	足立区神明１丁目	8.3k 上172m 8.3k 上26m	146	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	足立区	東京都第六建設	中川出張所	積み土嚢

凡例　灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○　　：氾濫危険水位設定箇所

１．江戸川河川事務所

旧　江　戸　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号		河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杙位置（K，m）	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
江戸川河川事務所	1	旧右	9-1	旧江戸川	（重点） 工作物	A	右	東京都	江戸川区東篠崎	9.0k 上300m	1箇所	老朽（江戸川水閘門） 完成年：Ｓ１８年3月	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	2	旧右	8-1	旧江戸川	越水（溢水）	B	右	東京都	江戸川区東篠崎町	8.9k 上30m 8.9k 上5m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢
江戸川河川事務所	1	旧左	9-1	旧江戸川	（重点） 工作物	A	左	東京都	江戸川区東篠崎	9.0k 上300m	1箇所	老朽（江戸川水閘門） 完成年：Ｓ１８年3月	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	
江戸川河川事務所	2	旧左	9-2	旧江戸川	越水（溢水）	B	左	東京都	江戸川区東篠崎町	9.0k 上81m 8.9k 上10m	171	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	江戸川区	東京都第五建設	江戸川河口出張所	積み土嚢

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

2. 荒川上流河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度			左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	都県及び市区町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
				総合評定	種別	階級		地先名	杙杭位置(K, m)			担当水防団体	担当事務所		
荒川上流	172	荒右28-1	荒川	B	工作物	B	右	東京都板橋区三園２丁目	28.8 下75	1箇所（16）	桁下高と計画洪水流量規模の水位との差が計画余裕高に満たない（笹目橋）	板橋区	東京都第四建設	西浦和	

３．荒川下流河川事務所

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号（頁番号）	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名	重要水防箇所 杭位置（K，m） 上流↓下流	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される水防工法
荒川下流	1	荒右28-1 (1/16)	荒川	越水	B	右	東京都板橋区新河岸３丁目	28.60k +115m 28.60k +101m	14	計算水位と現況越水堤防高の差が余裕高未満	板橋区	第四建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	2	荒右28-2 (1/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都板橋区新河岸３丁目	28.60k +115m 28.60k +16m	99	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	板橋区	第四建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	3	荒右26 (2/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都板橋区舟渡４丁目	26.20k +125m 26.20k +25m	100	旧川跡	板橋区	第四建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	4	荒右25 (2/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都板橋区舟渡４丁目	25.80k +0m 25.60k +80m	120	旧川跡	板橋区	第四建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	5	荒右24 (3/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都板橋区舟渡２丁目 東京都北区浮間２丁目	24.20k +40m 24.00k +120m	120	旧川跡	板橋区 北区	第四建設事務所 第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	6	(4/16)	荒川	工作物	B	右	東京都北区赤羽３丁目	22.00k +50m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（高崎線）	北区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	7	(4/16)	荒川	工作物	B	右	東京都北区赤羽３丁目	22.00k +29m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（東北本線）	北区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	8	(4/16)	荒川	工作物	B	右	東京都北区赤羽３丁目	22.00k +9m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（京浜東北線）	北区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	9	(4/16)	荒川	工作物	B	右	東京都北区岩淵町	21.25k +202m	1箇所 (10)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（新荒川大橋（下））	北区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	10	荒右21 (4/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都北区岩淵町	21.25k +190m 21.00k +105m	335	旧川跡	北区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	11	荒右20 (5/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都北区志茂４丁目 東京都北区志茂３丁目	20.00k +35m 19.50k +180m	355	旧川跡	北区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	12	荒右19-1 (5/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	右	東京都足立区新田１丁目	19.00k +131m 18.75k +247m	140	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	13	荒右19-2 (5/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都足立区新田１丁目	19.25k +85m 18.75k +247m	338	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	14	(5/16)	荒川	工作物	B	右	東京都足立区新田１丁目	18.75k +241m	1箇所 (21)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（鹿浜橋）	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	15	荒右18 (5/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都足立区新田２丁目	18.75k +232m 18.75k +176m	56	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	16	(6/16)	荒川	工作物	B	右	東京都足立区宮城２丁目	16.75k +134m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（江北橋）	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢

３．荒川下流河川事務所

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号（頁番号）	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名	重要水防箇所 粁杭位置（K，m） 上流↓下流	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される水防工法
荒川下流	17	荒右14 (8/16～9/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都足立区千住大川町 東京都足立区千住元町	14.00k +0m 12.50k +144m	1,360	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	18	(8/16)	荒川	工作物	B	右	東京都足立区千住元町	13.50k +245m	1箇所 (16)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（西新井橋）	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	19	荒右13 (8/16)	荒川	越水	B	右	東京都足立区千住元町	13.50k +227m 13.50k +217m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り ※橋梁部周辺対策として設置している擁壁については、荒川の水位上昇に伴い不安定になる恐れがあるため、積土のう等による対応が必要である。	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	20	荒右12-2 (9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区千住５丁目	12.50k +89m 12.25k +179m	189	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	21	荒右12-3 (9/16～10/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	右	東京都足立区千住５丁目	12.00k +195m 12.00k +100m	95	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	22	荒右12-4 (9/16～10/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都足立区千住５丁目	12.25k +0m 12.00k +100m	150	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	23	荒右12-5 (9/16～10/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区日ノ出町	12.00k +59m 11.75k +190m	117	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	24	荒右11-1 (9/16～10/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	東京都足立区日ノ出町	11.75k +164m 11.50k +220m	192	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	25	荒右11-2 (10/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都足立区日ノ出町 東京都足立区柳原２丁目	11.25k +175m 11.25k +25m	150	旧川跡	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	26	荒右10-1 (10/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都足立区柳原１丁目	10.50k +210m 10.50k +150m	60	旧川跡	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	27	荒右10-2 (10/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	右	東京都足立区柳原１丁目	10.50k +193m 10.50k +169m	27	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	28	荒右10-3 (10/16)	荒川	(重点) 越水	B	右	東京都足立区柳原１丁目	10.50k +169m 10.50k +158m	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	29	(10/16)	荒川	工作物	A	右	東京都足立区柳原１丁目	10.50k +164m	1箇所 (11)	桁下高が計画高潮位未満(京成本線)	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	30	(10/16)	荒川	工作物	B	右	東京都足立区柳原１丁目	10.50k +137m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(堀切橋)	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	31	荒右10-4 (10/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都足立区千住曙町	10.25k +160m 10.25k +116m	44	旧川跡	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工

３．荒川下流河川事務所

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号（頁番号）	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名	重要水防箇所 杆杭位置（K，m） 上流↓下流	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される水防工法
荒川下流	32	荒右10-5 (10/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都墨田区墨田５丁目	10.25k +106m 10.25k +50m	56	旧川跡	墨田区	第五建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	33	(11/16)	荒川	工作物	A	右	東京都墨田区墨田４丁目	8.75k +22m	1箇所 (17)	桁下高が計画高潮位未満(四ツ木橋)	墨田区	第五建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	34	荒右8-2 (11/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都墨田区八広６丁目	8.25k +32m 8.25k +0m	32	堤体の変状が生じる恐れ有り	墨田区	第五建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	35	荒右6 (12/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都江戸川区平井７丁目 東京都江戸川区平井６丁目	6.50k +135m 6.50k +35m	100	旧川跡	江戸川区	第五建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	36	(13/16)	荒川	工作物	B	右	東京都江戸川区平井５丁目	6.00k +41m	1箇所 (20)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(平井大橋)	江戸川区	第五建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	37	荒右5 (13/16)	荒川	越水 堤体漏水	B B	右	東京都江戸川区平井４丁目	5.75k +70m 5.75k +0m	68	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	第五建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢 表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	38	荒右3 (14/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都江戸川区小松川１丁目	3.25k +235m 3.25k +167m	68	旧川跡	江戸川区	第五建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	39	荒右2-1 (15/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都江戸川区小松川１丁目	2.25k +190m 2.25k +140m	50	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	第五建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	40	荒右2-2 (15/16～16/16)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都江東区東砂２丁目 東京都江東区新砂３丁目	2.25k +190m 0.50k +0m	1,937	旧川跡	江東区	第五建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	41	荒右1 (16/16)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都江東区東砂６丁目	0.75k -77m 0.50k +40m	131	堤体の変状が生じる恐れ有り	江東区	第五建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	42	(4/16～14/16)	荒川	越水 (流下能力)	B	右	東京都北区岩淵町 東京都江戸川区小松川２丁目	21.25k +0m 4.25k +0m	16,925	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	北区 足立区 墨田区 江戸川区	第六建設事務所 第五建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	43	荒左28-1 (1/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	埼玉県戸田市早瀬	28.60k +53m 28.40k +120m	61	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	44	荒左28-2 (1/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	埼玉県戸田市早瀬	28.00k +12m 27.80k +141m	63	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	45	荒左25-1 (2/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	埼玉県戸田市戸田公園 埼玉県戸田市川岸３丁目	25.60k +135m 25.00k +174m	485	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	46	荒左25-2 (2/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	埼玉県戸田市川岸１丁目	25.00k +136m 25.00k +19m	117	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工

３．荒川下流河川事務所

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号（頁番号）	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名	重要水防箇所 粁杭位置（K，m）上流↓下流	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される水防工法
荒川下流	47	荒左23-1 (3/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	左	埼玉県川口市緑町 埼玉県川口市宮町	23.80k +138m 23.80k +68m	70	機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	48	荒左23-2 (3/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	左	埼玉県川口市宮町 埼玉県川口市荒川町	23.80k +24m 23.60k +112m	60	機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	49	荒左22 (4/16)	荒川	（重点） 越水 堤体漏水	 B B	左	埼玉県川口市川口１丁目	22.00k +49m 21.75k +236m	63	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	積み土嚢 表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	50	(4/16)	荒川	工作物	B	左	埼玉県川口市川口１丁目	22.00k +41m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（高崎線）	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	51	(4/16)	荒川	工作物	B	左	埼玉県川口市川口１丁目	22.00k +21m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（東北本線）	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	52	(4/16)	荒川	工作物	B	左	埼玉県川口市川口１丁目	22.00k +1m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（京浜東北線）	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	53	(4/16)	荒川	工作物	B	左	埼玉県川口市本町１丁目	21.25k +114m	1箇所 (10)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（新荒川大橋（下））	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	54	荒左21 (4/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	埼玉県川口市本町１丁目 埼玉県川口市元郷２丁目	21.25k +0m 20.50k +331m	624	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	荒川左岸水害予防組合	さいたま県土整備事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	55	荒左19 (5/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	左	東京都足立区鹿浜２丁目	19.00k +67m 18.75k +180m	80	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	56	(5/16)	荒川	工作物	B	左	東京都足立区鹿浜２丁目	18.75k +172m	1箇所 (21)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（鹿浜橋）	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	57	荒左18-1 (5/16)	荒川	堤体漏水	B	左	東京都足立区鹿浜２丁目	18.75k +176m 18.75k +161m	15	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	58	荒左18-2 (5/16～6/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	左	東京都足立区鹿浜１丁目	18.75k +161m 18.50k +158m	208	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	59	荒左18-3 (5/16～6/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都足立区鹿浜１丁目 東京都足立区堀之内１丁目	18.75k +160m 18.00k +90m	820	旧川跡	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	60	荒左18-4 (6/16～7/16)	荒川	堤体漏水	B	左	東京都足立区堀之内１丁目 東京都足立区江北２丁目	18.25k +20m 16.75k +100m	1,354	堤体の変状が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	61	荒左17-1 (6/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	左	東京都足立区堀之内１丁目 東京都足立区江北２丁目	17.50k +216m 17.50k +146m	70	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工
荒川下流	62	荒左17-2 (6/16～7/16)	荒川	基礎地盤漏水	B	左	東京都足立区江北２丁目	17.25k +28m 16.75k +100m	354	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	釜段工

３．荒川下流河川事務所

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号（頁番号）	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名	重要水防箇所 粁杭位置（K，m） 上流↓下流	延長（m）	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される水防工法
荒川下流	63	(7/16)	荒川	工作物	B	左	東京都足立区扇２丁目	16.75k　+89m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（江北橋）	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	64	荒左16 (7/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区扇２丁目	16.75k　+81m 16.75k　+0m	81	機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	65	荒左13-1 (8/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区本木１丁目	13.75k　+60m 13.50k　+246m	62	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	66	(8/16)	荒川	工作物	B	左	東京都足立区関原１丁目	13.50k　+231m	1箇所 (16)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（西新井橋）	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	積み土嚢
荒川下流	67	荒左13-2 (8/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区関原１丁目	13.50k　+216m 13.50k　+80m	136	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	68	荒左13-3 (8/16～9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区梅田４丁目	13.25k　+150m 13.25k　+50m	100	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	69	荒左12-1 (9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区梅田１丁目	12.75k　+90m 12.75k　+20m	70	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	70	荒左12-2 (9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区梅田１丁目	12.50k　+201m 12.50k　+122m	79	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	71	荒左12-3 (9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立１丁目	12.50k　+92m 12.50k　+20m	72	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	72	荒左12-4 (9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立２丁目	12.00k　+221m 12.00k　+115m	106	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	73	荒左12-5 (9/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立２丁目	12.00k　+79m 11.75k　+282m	142	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	74	荒左11-1 (9/16～10/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都足立区足立２丁目	11.75k　+256m 11.75k　+138m	118	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	足立区	第六建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	75	荒左11-2 (10/16)	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	東京都葛飾区小菅１丁目	11.25k　+170m 11.25k　+55m	115	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	葛飾区	第五建設事務所	小名木川出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工 釜段工
荒川下流	76	荒左11-3 (10/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区小菅１丁目	11.25k　+0m 11.00k　+170m	80	旧川跡	葛飾区	第五建設事務所	小名木川出張所	釜段工

３．荒川下流河川事務所

荒　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

荒川下流	77	荒左10-1 (10/16)	荒川	(重点) 越水	B	左	東京都葛飾区堀切４丁目	10.50k 10.50k	151m 140m	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢
荒川下流	78	荒左10-2 (10/16)	荒川	堤体漏水	B	左	東京都葛飾区堀切４丁目	10.50k 10.50k	+157m +135m	22	堤体の変状が生じる恐れ有り	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	79	(10/16)	荒川	工作物	A	左	東京都葛飾区堀切４丁目	10.50k	+145m	1箇所 (11)	桁下高が計画高潮位未満(京成本線)	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢
荒川下流	80	(10/16)	荒川	工作物	B	左	東京都葛飾区堀切４丁目	10.50k	+118m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(堀切橋)	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢
荒川下流	81	荒左10-3 (11/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区堀切２丁目 東京都葛飾区堀切１丁目	10.00k 9.75k	+0m +51m	170	旧川跡	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	82	荒左8 (11/16)	荒川	越水・溢水 堤体漏水	B B	左	東京都葛飾区四つ木３丁目	8.75k 8.75k	+58m +25m	34	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り ※橋梁部周辺対策として設置している擁壁については、荒川の水位上昇に伴い不安定になる恐れがあるため、積土のう等による対応が必要である。	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢 表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	83	(11/16)	荒川	工作物	A	左	東京都葛飾区四つ木３丁目	8.75k	+36m	1箇所 (17)	桁下高が計画高潮位未満(四ツ木橋)	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢
荒川下流	84	荒左7 (12/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区東四つ木１丁目	7.25k 7.00k	+0m +150m	114	旧川跡	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	85	荒左6 (12/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都葛飾区西新小岩３丁目	6.75k 6.50k	+125m +125m	250	旧川跡	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	86	(13/16)	荒川	工作物	B	左	東京都葛飾区西新小岩２丁目 東京都葛飾区西新小岩１丁目	6.00k	+65m	1箇所 (20)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(平井大橋)	葛飾区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢
荒川下流	87	荒左4 (14/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区西小松川町	4.00k 4.00k	+282m +236m	46	旧川跡	江戸川区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	88	荒左3 (15/16)	荒川	堤体漏水	B	左	東京都江戸川区船堀２丁目 東京都江戸川区北葛西２丁目	3.00k 1.75k	+0m +172m	902	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	第五建設事務所	小名木川 出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工
荒川下流	89	荒左2 (15/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区船堀２丁目	2.75k 2.75k	+153m +106m	47	旧川跡	江戸川区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	90	荒左1-1 (15/16～16/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区西葛西１丁目	1.50k 1.25k	+47m +59m	218	旧川跡	江戸川区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	91	荒左1-2 (16/16)	荒川	旧川跡	要注意	左	東京都江戸川区西葛西１丁目 東京都江戸川区清新町１丁目	1.25k 0.00k	+14m +0m	1,236	旧川跡	江戸川区	第五建設事務所	小名木川 出張所	釜段工
荒川下流	92	(4/16～14/16)	荒川	越水 (流下能力)	B	左	埼玉県川口市本町１丁目 東京都江戸川区西小松川町	21.25k 4.25k	+0m +0m	16,872	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	荒川左岸水害予防組合 足立区 葛飾区 江戸川区	さいたま県土整備事務所 第六建設事務所 第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	1	多右61-1	多摩川	工作物	B	右	東京都	青梅市大柳	61.0k + 195m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(柳淵橋)	青梅市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	2	多右60-1	多摩川	工作物	B	右	東京都	青梅市駒木町3丁目	60.6k + 44m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(鮎美橋)	青梅市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	3	多右58-1	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	青梅市長淵3丁目	58.2k + 175m ～ 58.0k + 125m	256.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	青梅市	西多摩	多摩川上流	積み土のう
京浜	4	多右55-1	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	青梅市友田町1丁目	55.4k + 125m ～ 55.2k + 100m	207.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	青梅市	西多摩	多摩川上流	積み土のう
京浜	5	多右55-2	多摩川	水衝部	（重点） B	右	東京都	青梅市友田町1丁目	55.0k + 70m ～ 54.8k + 150m	170.7	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	青梅市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	6	多右54-1	多摩川	越水（溢水） 水衝部	A B	右	東京都	青梅市友田町1丁目	54.8k + 150m ～ 54.6k + 170m	293.8	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	青梅市 羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	7	多右54-2	多摩川	越水（溢水） 水衝部	A B	右	東京都	羽村市多摩川	54.6k + 170m ～ 54.6k + 0m	282.3	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	8	多右54-3	多摩川	水衝部	B	右	東京都	羽村市多摩川	54.6k + 0m ～ 54.0k + 75m	528.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	9	多右54-4	多摩川	越水（溢水） 水衝部	B B	右	東京都	羽村市羽	54.0k + 75m ～ 54.0k + 25m	60.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	10	多右54-5	多摩川	水衝部	B	右	東京都	羽村市羽	54.0k + 25m ～ 53.0k + 0m	893.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	11	多右54-6	多摩川	工作物	B	右	東京都	羽村市羽	54.0k + 0m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(羽村堰)	羽村市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	12	多右50-1	多摩川	堤体漏水	B	右	東京都	あきる野市草花	50.8k + 100m ～ 50.6k + 100m	171.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	あきる野市	西多摩	多摩川上流	シート張り
京浜	13	多右50-2	多摩川	水衝部	B	右	東京都	あきる野市草花	50.6k + 82m ～ 50.2k + 0m	348.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	あきる野市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	14	多右49-1	多摩川	堤体漏水 基礎地盤漏水	（重点） B B	右	東京都	あきる野市小川	49.4k + 100m ～ 48.6k + 0m	890.2	氾濫危険水位設定箇所（調布橋観測所） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	あきる野市	西多摩	多摩川上流	シート張り 月の輪
京浜	15	多右48-1	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	八王子市高月町	48.4k + 100m ～ 48.4k + 0m	100.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
京浜	16	多右48-2	多摩川	越水（溢水） 水衝部	B B	右	東京都	八王子市高月町	48.4k + 0m ～ 48.0k + 179m	196.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	17	多右48-3	多摩川	越水（溢水） 水衝部 旧川跡	B B 要	右	東京都	八王子市高月町	48.0k + 179m ～ 48.0k + 100m	72.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう 木流し 釜段工法
京浜	18	多右48-4	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	八王子市高月町	48.0k + 100m ～ 48.0k + 17m	75.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	19	多右48-5	多摩川	水衝部	B	右	東京都	八王子市高月町	48.0k + 17m ～ 47.8k + 50m	213.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	木流し
京浜	20	多右47-1	多摩川	工作物	B	右	東京都	八王子市高月町	47.8k + 154m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(昭和用水堰)	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	－
京浜	21	多右47-2	多摩川	越水（溢水） 水衝部	B B	右	東京都	八王子市高月町	47.8k + 50m ～ 47.8k + 25m	33.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	22	多右47-3	多摩川	水衝部	B	右	東京都	八王子市高月町	47.8k + 25m ～ 47.8k + 0m	33.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	木流し

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	23	多右46-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	昭島市拝島町6丁目	46.4k + 0m ～ 46.2k + 174m	34.4	旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	24	多右46-2	多摩川	工作物	B	右	東京都	昭島市拝島町6丁目	46.2k + 25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(拝島橋)	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	－
京浜	25	多右46-3	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	昭島市田中町4丁目	46.2k + 0m ～ 46.0k + 104m	106.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう
京浜	26	多右46-4	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	昭島市田中町4丁目	46.0k + 104m ～ 46.0k + 37m	74.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう 釜段工法
京浜	27	多右46-5	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	昭島市田中町4丁目	46.0k + 37m ～ 45.8k + 150m	109.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう
京浜	28	多右45-1	多摩川	越水（溢水）	A	右	東京都	昭島市田中町4丁目	45.8k + 150m ～ 45.8k + 126m	30.2	計算水位が現況堤防高以上	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう
京浜	29	多右45-2	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	A 要	右	東京都	昭島市田中町4丁目	45.8k + 126m ～ 45.8k + 25m	134.5	計算水位が現況堤防高以上 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう 釜段工法
京浜	30	多右45-3	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	昭島市田中町4丁目	45.8k + 25m ～ 45.8k + 0m	33.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう 釜段工法
京浜	31	多右45-4	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	昭島市田中町4丁目	45.8k + 0m ～ 45.6k + 133m	81.7	旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	32	多右45-5	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	八王子市平町	45.6k + 100m ～ 45.6k + 50m	64.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
京浜	33	多右45-6	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市平町	45.4k + 30m ～ 45.4k + 25m	6.5	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	34	多右45-7	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	（重点） B 要	右	東京都	八王子市平町	45.4k + 25m ～ 45.2k + 160m	81.6	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう 釜段工法
京浜	35	多右45-8	多摩川	越水（溢水） 水衝部 旧川跡	B B 要	右	東京都	八王子市平町	45.2k + 160m ～ 45.2k + 91m	84.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう 木流し 釜段工法
京浜	36	多右45-9	多摩川	越水（溢水） 水衝部	B B	右	東京都	八王子市平町	45.2k + 91m ～ 45.2k + 10m	98.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	37	多右45-10	多摩川	工作物	B	右	東京都	八王子市平町	45.2k + 45m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(日野用水堰)	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	－
京浜	38	多右45-11	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	八王子市平町	45.2k + 10m ～ 45.0k + 175m	35.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
京浜	39	多右44-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市小宮町	44.8k + 120m ～ 44.4k + 33m	362.7	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	40	多右44-2	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市小宮町	44.2k + 43m ～ 43.8k + 63m	318.0	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	41	多右43-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市小宮町	43.4k + 133m ～ 43.4k + 72m	65.8	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	42	多右43-2	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市小宮町	43.2k + 178m ～ 43.2k + 86m	91.5	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	43	多右43-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市栄町5丁目	43.0k + 195m ～ 43.0k + 43m	167.1	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	44	多右42-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市栄町5丁目	42.8k + 147m ～ 42.8k + 97m	61.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	45	多右42-2	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市栄町3丁目	42.4k + 169m ～ 42.4k + 66m	106.8	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	46	多右42-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市栄町3丁目	42.2k + 197m ～ 42.2k + 115m	82.4	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	47	多右41-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市栄町3丁目	41.8k + 74m ～ 41.8k + 40m	33.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	48	多右41-2	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市栄町2丁目	41.6k + 75m ～ 41.6k + 25m	41.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
京浜	49	多右41-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市栄町1丁目	41.4k + 187m ～ 41.4k + 53m	145.3	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	50	多右41-4	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市日野本町5丁目	41.2k + 183m ～ 41.2k + 147m	40.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	51	多右41-5	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市日野本町5丁目	41.0k + 190m ～ 40.8k + 175m	214.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	52	多右40-1	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市日野本町5丁目	40.8k + 175m ～ 40.6k + 139m	205.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り 釜段工法
京浜	53	多右40-2	多摩川	堤体漏水	B	右	東京都	日野市日野本町6丁目	40.6k + 139m ～ 40.0k + 150m	536.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り
京浜	54	多右40-3	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	東京都	日野市大字日野	40.0k + 150m ～ 40.0k + 125m	22.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう シート張り
京浜	55	多右40-4	多摩川	堤体漏水	（重点） B	右	東京都	日野市大字日野	40.0k + 125m ～ 40.0k + 0m	113.8	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り
京浜	56	多右39-1	多摩川	堤体漏水	B	右	東京都	日野市大字日野	39.8k + 110m ～ 39.8k + 4m	105.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り
京浜	57	多右39-2	多摩川	工作物	B	右	東京都	日野市大字日野	39.8k + 107m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(日野橋)	日野市	南多摩西部	多摩川上流	―
京浜	58	多右39-3	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市大字日野	39.8k + 4m ～ 39.2k + 100m	504.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り 釜段工法
京浜	59	多右39-4	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市大字日野	39.2k + 100m ～ 39.2k + 71m	29.1	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	60	多右39-5	多摩川	水衝部	B	右	東京都	日野市大字石田	39.0k + 70m ～ 39.0k + 5m	64.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	木流し
京浜	61	多右38-1	多摩川	水衝部	B	右	東京都	日野市万願寺1丁目	38.6k + 130m ～ 38.6k + 11m	118.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	木流し
京浜	62	多右38-2	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市万願寺1丁目	38.6k + 11m ～ 37.8k + 0m	812.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	63	多右37-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市石田1丁目	37.8k + 0m ～ 37.0k + 140m	704.9	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	64	多右36-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市石落川	36.8k + 62m ～ 36.6k + 181m	76.3	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
京浜	65	多右36-2	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市百草	36.6k + 150m ～ 36.6k + 100m	53.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
京浜	66	多右36-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	日野市百草	36.4k + 74m ～ 36.2k + 100m	175.2	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	67	多右36-4	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市落川	36.2k + 100m ～ 36.0k + 0m	300.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市 多摩市	南多摩西部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	68	多右36-5	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	多摩市一ノ宮1丁目	36.0k + 0m ～ 35.6k + 197m	203.5	旧川跡	多摩市	南多摩西部	多摩	釜段工法

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	69	多右35-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	多摩市一ノ宮2丁目	35.4k + 177m ～ 35.4k + 25m	152.0	旧川跡	多摩市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	70	多右35-2	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	（重点） B 要	右	東京都	多摩市一ノ宮2丁目	35.4k + 25m ～ 35.4k + 0m	25.0	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	多摩市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	71	多右35-3	多摩川	旧川跡	（重点） 要	右	東京都	多摩市一ノ宮2丁目	35.4k + 0m ～ 35.0k + 191m	208.9	越水危険箇所 旧川跡	多摩市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	72	多右34-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	多摩市関戸2丁目	34.6k + 69m ～ 33.6k + 140m	940.4	旧川跡	多摩市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	73	多右34-2	多摩川	工作物	B	右	東京都	多摩市関戸2丁目	34.6k + 25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(新関戸橋)	多摩市	南多摩西部	多摩	－
京浜	74	多右34-3	多摩川	工作物	B	右	東京都	多摩市関戸2丁目	34.6k + 14m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(関戸橋)	多摩市	南多摩西部	多摩	－
京浜	75	多右31-1	多摩川	工作物	B	右	東京都	稲城市大丸	31.8k + 136m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(武蔵野線多摩川橋)	稲城市	南多摩東部	多摩	－
京浜	76	多右31-2	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	稲城市大丸	31.2k + 120m ～ 31.2k + 10m	110.9	旧川跡	稲城市	南多摩東部	多摩	釜段工法
京浜	77	多右29-1	多摩川	水衝部	B	右	東京都	稲城市押立	29.8k + 100m ～ 29.8k + 47m	57.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	稲城市	南多摩東部	多摩	木流し
京浜	78	多右29-2	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	稲城市押立	29.8k + 47m ～ 29.8k + 40m	7.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	稲城市	南多摩東部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	79	多右29-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	稲城市押立	29.8k + 40m ～ 29.8k + 25m	15.6	旧川跡	稲城市	南多摩東部	多摩	釜段工法
京浜	80	多右29-4	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	稲城市押立	29.8k + 25m ～ 29.6k + 147m	78.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	稲城市	南多摩東部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	81	多右29-5	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	稲城市押立	29.6k + 147m ～ 29.4k + 87m	254.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	稲城市	南多摩東部	多摩	積み土のう
京浜	82	多右29-6	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	稲城市押立	29.4k + 87m ～ 29.4k + 37m	49.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	稲城市	南多摩東部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	83	多右29-7	多摩川	越水（溢水）	B	右	東京都	稲城市押立	29.4k + 37m ～ 29.4k + 25m	12.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	稲城市	南多摩東部	多摩	積み土のう
京浜	84	多右28-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	稲城市押立	28.2k + 70m ～ 28.0k + 184m	86.0	旧川跡	稲城市	南多摩東部	多摩	釜段工法
京浜	85	多右27-1	多摩川	工作物	B	右	東京都	稲城市矢野口	27.8k + 179m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩川原橋)	稲城市	南多摩東部	多摩	－
京浜	86	多右27-2	多摩川	旧川跡	要	右	東京都	稲城市矢野口	27.8k + 94m ～ 27.8k + 25m	69.2	旧川跡	稲城市 川崎市	南多摩東部 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	多摩	釜段工法
京浜	207	多左61-1	多摩川	工作物	B	左	東京都	青梅市大柳町	61.2k + 4m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(柳淵橋)	青梅市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	208	多左60-1	多摩川	工作物	B	左	東京都	青梅市滝ノ上町	60.8k + 121m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(鮎美橋)	青梅市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	209	多左55-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	羽村市羽加美4丁目	55.0k + 150m ～ 55.0k + 100m	53.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう
京浜	210	多左55-2	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	東京都	羽村市羽加美4丁目	55.0k + 100m ～ 55.0k + 0m	107.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう シート張り

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	211	多左55-3	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水 水衝部	B B B	左	東京都	羽村市羽加美4丁目	55.0k + 0m ～ 54.8k + 50m	155.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
京浜	212	多左54-1	多摩川	堤体漏水 水衝部	（重点） B B	左	東京都	羽村市羽加美4丁目	54.8k + 50m ～ 54.8k + 0m	51.8	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	シート張り 木流し
京浜	213	多左54-2	多摩川	堤体漏水	（重点） B	左	東京都	羽村市羽加美4丁目	54.8k + 0m ～ 54.6k + 100m	96.9	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	シート張り
京浜	214	多左54-3	多摩川	水衝部	B	左	東京都	羽村市羽中4丁目	54.2k + 0m ～ 53.2k + 91m	911.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	215	多左53-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	羽村市玉川2丁目	53.2k + 15m ～ 52.4k + 100m	718.4	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市 福生市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	216	多左53-2	多摩川	工作物	B	左	東京都	羽村市玉川2丁目	53.0k + 100m	1箇所	護岸工未整備(羽村市排水樋管)	羽村市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	217	多左52-1	多摩川	堤体漏水 水衝部	B B	左	東京都	福生市大字福生	52.4k + 100m ～ 52.2k + 187m	115.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	シート張り 木流し
京浜	218	多左52-2	多摩川	堤体漏水 水衝部 旧川跡	B B 要	左	東京都	福生市大字福生	52.2k + 187m ～ 52.2k + 130m	61.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	福生市	西多摩	多摩川上流	シート張り 木流し 釜段工法
京浜	219	多左52-3	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	福生市大字福生	52.2k + 130m ～ 52.2k + 125m	5.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	福生市	西多摩	多摩川上流	シート張り 釜段工法
京浜	220	多左52-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	福生市大字福生	52.2k + 125m ～ 52.2k + 100m	27.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	シート張り
京浜	221	多左52-5	多摩川	水衝部	B	左	東京都	福生市大字福生	52.2k + 80m ～ 51.4k + 0m	855.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	222	多左50-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	福生市熊川	50.0k + 0m ～ 49.6k + 90m	312.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	木流し
京浜	223	多左49-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	福生市熊川	49.4k + 175m ～ 49.0k + 114m	465.3	旧川跡	福生市	西多摩	多摩川上流	釜段工法
京浜	224	多左49-2	多摩川	陸閘	要	左	東京都	福生市熊川	49.2k + 0m	1箇所	睦橋アンダーパス	福生市	西多摩	多摩川上流	－
京浜	225	多左48-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	昭島市拝島町5丁目	48.0k + 133m ～ 48.0k + 25m	108.0	旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	226	多左48-2	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	昭島市拝島町5丁目	48.0k + 25m ～ 48.0k + 0m	25.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう 釜段工法
京浜	227	多左48-3	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	昭島市拝島町5丁目	48.0k + 0m ～ 47.8k + 69m	131.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	228	多左47-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市拝島町5丁目	47.8k + 69m ～ 47.0k + 50m	822.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	229	多左47-2	多摩川	越水（溢水） 水衝部	B B	左	東京都	昭島市拝島町4丁目	47.0k + 50m ～ 46.8k + 50m	200.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	積み土のう 木流し
京浜	230	多左46-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市拝島町4丁目	46.8k + 50m ～ 46.6k + 143m	107.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	231	多左46-2	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	昭島市拝島町4丁目	46.6k + 143m ～ 46.6k + 30m	113.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	232	多左46-3	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市拝島町4丁目	46.6k + 30m ～ 46.6k + 0m	30.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	233	多左45-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	昭島市田中町4丁目	45.8k + 113m ～ 45.4k + 138m	377.9	旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	234	多左45-2	多摩川	水衝部	（重点） B	左	東京都	昭島市大神町4丁目	45.4k + 0m ～ 45.2k + 140m	56.8	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	235	多左45-3	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	昭島市大神町4丁目	45.2k + 140m ～ 44.8k + 188m	347.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	236	多左45-4	多摩川	工作物	B	左	東京都	昭島市大神町4丁目	45.2k + 45m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(日野用水堰)	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	－
京浜	237	多左44-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市大神町4丁目	44.8k + 188m ～ 44.8k + 0m	182.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	238	多左44-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	昭島市宮沢町3丁目	44.6k + 38m ～ 43.8k + 0m	749.2	旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	239	多左43-1	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	昭島市宮沢町3丁目	43.8k + 0m ～ 43.6k + 167m	35.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	240	多左43-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	昭島市宮沢町3丁目	43.6k + 167m ～ 43.6k + 57m	116.9	旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	241	多左43-3	多摩川	工作物	B	左	東京都	昭島市神町3丁目	43.6k + 29m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩大橋)	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	－
京浜	242	多左43-4	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市福島町3丁目	43.2k + 144m ～ 43.2k + 71m	73.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	243	多左43-5	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	昭島市福島町3丁目	43.2k + 71m ～ 43.0k + 82m	188.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	244	多左43-6	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市福島町3丁目	43.0k + 82m ～ 42.8k + 79m	202.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	245	多左42-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	昭島市福島町3丁目	42.6k + 143m ～ 42.6k + 100m	42.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	246	多左42-2	多摩川	堤体漏水 水衝部	B B	左	東京都	昭島市郷地町3丁目	42.6k + 100m ～ 42.6k + 80m	19.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市 立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 木流し
京浜	247	多左42-3	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	立川市富士見町6丁目	42.6k + 80m ～ 42.4k + 110m	182.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り
京浜	248	多左42-4	多摩川	堤体漏水 水衝部	B B	左	東京都	立川市富士見町6丁目	42.4k + 110m ～ 42.4k + 58m	52.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 木流し
京浜	249	多左42-5	多摩川	堤体漏水 水衝部 旧川跡	B B 要	左	東京都	立川市富士見町6丁目	42.4k + 58m ～ 42.4k + 0m	58.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 木流し 釜段工法
京浜	250	多左42-6	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	立川市富士見町6丁目	42.4k + 0m ～ 41.8k + 100m	491.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 釜段工法
京浜	251	多左41-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	立川市富士見町6丁目	41.8k + 100m ～ 41.6k + 141m	161.5	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	252	多左41-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	立川市富士見町7丁目	41.2k + 181m ～ 41.2k + 42m	141.2	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	253	多左40-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	立川市柴崎町5丁目	40.8k + 90m ～ 40.4k + 167m	303.5	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	254	多左40-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	立川市柴崎町6丁目	40.4k + 51m ～ 40.4k + 0m	75.5	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法

4. 京浜河川事務所

多摩川重要水防箇所一覧表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	255	多左40-3	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	立川市柴崎町6丁目	40.4k + 0m ～ 40.2k + 140m	57.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	256	多左40-4	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	立川市柴崎町6丁目	40.2k + 140m ～ 40.0k + 195m	139.4	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	257	多左40-5	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	立川市錦町5丁目	40.0k + 195m ～ 40.0k + 160m	33.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	木流し 釜段工法
京浜	258	多左40-6	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	立川市錦町5丁目	40.0k + 160m ～ 39.8k + 126m	229.7	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	259	多左39-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	立川市錦町6丁目	39.8k + 100m ～ 39.6k + 100m	207.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り
京浜	260	多左39-2	多摩川	水衝部	（重点） B	左	東京都	立川市錦町6丁目	39.6k + 70m ～ 39.6k + 0m	70.1	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
京浜	261	多左39-3	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	国立市青柳2丁目	39.2k + 13m ～ 39.0k + 42m	205.3	旧川跡	国立市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
京浜	262	多左37-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市四谷6丁目	37.6k + 187m ～ 37.2k + 4m	546.6	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	263	多左36-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	府中市四谷5丁目	36.4k + 50m ～ 36.0k + 85m	344.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩	木流し
京浜	264	多左36-2	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市四谷3丁目	36.0k + 85m ～ 36.0k + 23m	57.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	265	多左36-3	多摩川	水衝部	B	左	東京都	府中市四谷3丁目	36.0k + 23m ～ 35.4k + 174m	374.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩	木流し
京浜	266	多左35-1	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市四谷1丁目	35.4k + 174m ～ 35.4k + 10m	115.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	267	多左35-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市四谷1丁目	35.4k + 10m ～ 35.2k + 25m	156.1	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	268	多左35-3	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市四谷1丁目	35.2k + 25m ～ 35.2k + 21m	3.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	269	多左35-4	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	府中市四谷1丁目	35.2k + 21m ～ 35.2k + 0m	18.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	府中市	北多摩南部	多摩	積み土のう
京浜	270	多左35-5	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市住吉町5丁目	35.2k + 0m ～ 34.8k + 154m	240.9	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	271	多左34-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	府中市住吉町5丁目	34.8k + 50m ～ 34.6k + 0m	254.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩	木流し
京浜	272	多左34-2	多摩川	工作物	B	左	東京都	府中市住吉町2丁目	34.6k + 38m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(新関戸橋)	府中市	北多摩南部	多摩	－
京浜	273	多左34-3	多摩川	工作物	B	左	東京都	府中市住吉町2丁目	34.6k + 25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(関戸橋)	府中市	北多摩南部	多摩	－
京浜	274	多左34-4	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市住吉町2丁目	34.4k + 63m ～ 34.2k + 155m	107.6	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	275	多左33-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市南町4丁目	33.8k + 78m ～ 33.6k + 127m	148.2	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	276	多左33-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市南町5丁目	33.4k + 62m ～ 33.2k + 15m	218.8	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	277	多左33-3	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市南町6丁目	33.0k + 51m ～ 32.8k + 80m	136.6	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法

4. 京浜河川事務所

多摩川重要水防箇所一覧表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杙杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	278	多左32-1	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市南町6丁目	32.8k + 80m ～ 32.6k + 196m	64.4	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	279	多左32-2	多摩川	水衝部	B	左	東京都	府中市是政6丁目	32.6k + 196m ～ 32.2k + 183m	427.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩	木流し
京浜	280	多左32-3	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市是政6丁目	32.2k + 183m ～ 32.2k + 111m	82.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	281	多左32-4	多摩川	水衝部	B	左	東京都	府中市是政6丁目	32.2k + 111m ～ 32.2k + 17m	107.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩	木流し
京浜	282	多左31-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市是政5丁目	31.4k + 84m ～ 31.0k + 173m	400.9	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	283	多左30-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市小柳町5丁目	30.6k + 168m ～ 30.0k + 100m	590.4	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	284	多左30-2	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市小柳町6丁目	30.0k + 100m ～ 29.8k + 113m	168.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	285	多左29-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	府中市小柳町6丁目	29.8k + 113m ～ 29.4k + 100m	383.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	286	多左29-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	府中市押立町5丁目	29.2k + 192m ～ 29.0k + 125m	436.1	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	287	多左29-3	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	府中市押立町5丁目	29.0k + 125m ～ 29.0k + 100m	40.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	府中市 調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	288	多左29-4	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	調布市上石原3丁目	29.0k + 100m ～ 29.0k + 25m	90.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	289	多左29-5	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要	左	東京都	調布市上石原3丁目	29.0k + 25m ～ 29.0k + 0m	30.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう シート張り 釜段工法
京浜	290	多左29-6	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	調布市上石原3丁目	29.0k + 0m ～ 28.4k + 100m	601.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	291	多左28-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	調布市上石原3丁目	28.4k + 100m ～ 28.2k + 51m	277.1	旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	292	多左28-2	多摩川	水衝部	B	左	東京都	調布市多摩川2丁目	28.0k + 50m ～ 27.6k + 175m	187.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	木流し
京浜	293	多左27-1	多摩川	工作物	B	左	東京都	調布市多摩川2丁目	27.8k + 138m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩川原橋)	調布市	北多摩南部	多摩	－
京浜	294	多左27-2	多摩川	越水（溢水） 水衝部	B B	左	東京都	調布市多摩川3丁目	27.6k + 175m ～ 27.6k + 100m	57.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう 木流し
京浜	295	多左27-3	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	調布市多摩川3丁目	27.6k + 100m ～ 27.4k + 50m	191.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう
京浜	296	多左27-4	多摩川	越水（溢水） 水衝部	（重点） B B	左	東京都	調布市多摩川3丁目	27.4k + 50m ～ 27.0k + 108m	325.5	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう 木流し
京浜	297	多左27-5	多摩川	陸閘	要	左	東京都	調布市多摩川3丁目	27.4k + 0m	1箇所	調布第四陸閘	調布市	北多摩南部	多摩	－
京浜	298	多左27-6	多摩川	越水（溢水） 水衝部 旧川跡	B B 要	左	東京都	調布市多摩川4丁目	27.0k + 108m ～ 27.0k + 0m	113.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう 木流し 釜段工法

4. 京浜河川事務所

多摩川重要水防箇所一覧表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置 (K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	299	多左27-7	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水 水衝部 旧川跡	B B B 要	左	東京都	調布市多摩川4丁目	27.0k + 0m ～ 26.8k + 28m	181.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう シート張り 木流し 釜段工法
京浜	300	多左26-1	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水 水衝部	B B B	左	東京都	調布市多摩川5丁目	26.8k + 28m ～ 26.8k + 0m	29.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう シート張り 木流し
京浜	301	多左26-2	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	東京都	調布市多摩川5丁目	26.8k + 0m ～ 26.6k + 50m	161.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう シート張り
京浜	302	多左26-3	多摩川	陸閘	要	左	東京都	調布市多摩川5丁目	26.8k + 0m	1箇所	調布第一陸閘	調布市	北多摩南部	多摩	－
京浜	303	多左26-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	調布市多摩川7丁目	26.4k + 100m ～ 26.4k + 92m	8.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	304	多左26-5	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	調布市多摩川7丁目	26.4k + 92m ～ 26.2k + 86m	218.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	305	多左26-6	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	調布市多摩川7丁目	26.2k + 86m ～ 26.2k + 1m	90.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	306	多左26-7	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	調布市多摩川7丁目	26.2k + 1m ～ 26.0k + 38m	132.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	307	多左26-8	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	調布市多摩川7丁目	26.0k + 38m ～ 25.8k + 76m	143.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	308	多左25-1	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	調布市染地2丁目	25.8k + 76m ～ 25.6k + 162m	102.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	309	多左25-2	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	調布市染地2丁目	25.6k + 162m ～ 25.6k + 100m	54.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	310	多左25-3	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	調布市染地2丁目	25.6k + 39m ～ 25.0k + 100m	465.0	旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	311	多左25-4	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	調布市染地2丁目	25.0k + 100m ～ 25.0k + 25m	64.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	312	多左25-5	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	調布市染地2丁目	25.0k + 25m ～ 24.8k + 134m	78.5	旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	313	多左24-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	調布市染地3丁目	24.8k + 50m ～ 24.8k + 25m	32.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩	積み土のう
京浜	314	多左24-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	調布市染地3丁目	24.4k + 14m ～ 24.2k + 22m	275.0	旧川跡	調布市 狛江市	北多摩南部	多摩	釜段工法
京浜	315	多左22-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	狛江市猪方4丁目	22.8k + 100m ～ 22.8k + 50m	30.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	316	多左22-2	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	東京都	狛江市猪方4丁目	22.8k + 50m ～ 22.8k + 25m	17.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩	積み土のう シート張り
京浜	317	多左22-3	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	狛江市猪方4丁目	22.8k + 25m ～ 22.6k + 112m	93.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	318	多左22-4	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	狛江市猪方4丁目	22.6k + 112m ～ 22.2k + 28m	452.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	319	多左22-5	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	狛江市猪方4丁目	22.2k + 28m ～ 21.6k + 137m	490.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	320	多左21-1	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	狛江市駒井町3丁目	21.6k + 137m ～ 21.4k + 123m	205.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り 釜段工法

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	321	多左21-2	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	狛江市駒井町3丁目	21.4k + 123m ～ 21.4k + 0m	118.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り
京浜	322	多左21-3	多摩川	堤体漏水 水衝部	B B	左	東京都	狛江市駒井町3丁目	21.4k + 0m ～ 21.2k + 0m	185.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩	シート張り 木流し
京浜	323	多左21-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	狛江市駒井町3丁目	21.2k + 0m ～ 21.0k + 155m	37.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市 世田谷区	北多摩南部 第二建設	多摩	シート張り
京浜	324	多左21-5	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	世田谷区喜多見2丁目	21.0k + 155m ～ 21.0k + 147m	6.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩	シート張り
京浜	325	多左21-6	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	世田谷区喜多見2丁目	21.0k + 147m ～ 20.8k + 99m	224.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	世田谷区	第二建設	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	326	多左20-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	世田谷区喜多見2丁目	20.8k + 99m ～ 20.4k + 138m	397.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩	シート張り
京浜	327	多左20-2	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	世田谷区喜多見1丁目	20.4k + 138m ～ 20.4k + 94m	48.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	世田谷区	第二建設	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	328	多左20-3	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都	世田谷区喜多見1丁目	20.4k + 94m ～ 20.2k + 100m	211.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩	シート張り
京浜	329	多左20-4	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	世田谷区宇奈根2丁目	20.0k + 92m ～ 20.0k + 1m	95.3	旧川跡	世田谷区	第二建設	田園調布	釜段工法
京浜	330	多左19-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	世田谷区宇奈根1丁目	19.6k + 100m ～ 19.4k + 100m	207.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	木流し
京浜	331	多左18-1	多摩川	陸閘	要	左	東京都	世田谷区鎌田1丁目	18.6k + 0m	1箇所	久地陸閘	世田谷区	第二建設	田園調布	－
京浜	332	多左18-2	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	世田谷区玉川3丁目	18.2k + 45m ～ 18.2k + 18m	34.4	旧川跡	世田谷区	第二建設	田園調布	釜段工法
京浜	333	多左18-3	多摩川	新堤防 旧川跡	要 要	左	東京都	世田谷区玉川3丁目	18.2k + 18m ～ 18.2k + 0m	22.7	新堤防で築造後3年以内の箇所(R3多摩川左岸二子玉川築堤護岸工事 R6.12完成) 旧川跡	世田谷区	第二建設	田園調布	シート張り 釜段工法
京浜	334	多左18-4	多摩川	水衝部 新堤防	（重点） B 要	左	東京都	世田谷区玉川3丁目	18.2k + 0m ～ 17.8k + 0m	484.0	氾濫危険水位設定箇所(田園調布(上)) 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所(R3多摩川左岸二子玉川築堤護岸工事 R6.12完成)	世田谷区	第二建設	田園調布	木流し シート張り
京浜	335	多左17-1	多摩川	工作物	B	左	東京都	世田谷区玉川3丁目	17.8k + 13m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(二子橋)	世田谷区	第二建設	田園調布	－
京浜	336	多左17-2	多摩川	越水（溢水） 水衝部 新堤防	（重点） B B 要	左	東京都	世田谷区玉川1丁目	17.8k + 0m ～ 17.6k + 150m	76.1	氾濫危険水位設定箇所(田園調布(上)) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所(R3多摩川左岸二子玉川築堤護岸工事 R6.12完成)	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう 木流し シート張り
京浜	337	多左17-3	多摩川	越水（溢水） 新堤防	B 要	左	東京都	世田谷区玉川1丁目	17.6k + 150m ～ 17.6k + 129m	22.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所(R3多摩川左岸二子玉川築堤護岸工事 R6.12完成)	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り
京浜	338	多左17-4	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	世田谷区玉川1丁目	17.6k + 129m ～ 17.0k + 175m	594.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	339	多左17-5	多摩川	陸閘	要	左	東京都	世田谷区玉川1丁目	17.6k + 100m	1箇所	玉川西陸閘、玉川東陸閘	世田谷区	第二建設	田園調布	－
京浜	340	多左16-1	多摩川	水衝部	B	左	東京都	世田谷区野毛3丁目	16.8k + 0m ～ 16.6k + 90m	110.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	木流し
京浜	341	多左16-2	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	世田谷区野毛3丁目	16.4k + 175m ～ 16.4k + 150m	24.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	342	多左16-3	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	世田谷区野毛2丁目	16.4k + 75m ～ 16.2k + 123m	151.0	旧川跡	世田谷区	第二建設	田園調布	釜段工法

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	343	多左16-4	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	世田谷区野毛2丁目	16.2k + 25m ～ 15.8k + 125m	295.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	344	多左15-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	世田谷区玉堤2丁目	15.6k + 0m ～ 15.0k + 132m	461.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	345	多左15-2	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	世田谷区玉堤1丁目	15.0k + 132m ～ 15.0k + 18m	104.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう 釜段工法
京浜	346	多左15-3	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	世田谷区玉堤1丁目	15.0k + 18m ～ 14.6k + 50m	344.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	347	多左14-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区田園調布5丁目	14.4k + 150m ～ 13.6k + 50m	888.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	348	多左13-1	多摩川	越水（溢水）	A	左	東京都	大田区田園調布1丁目	13.6k + 0m ～ 13.4k + 75m	197.6	計算水位が現況堤防高以上	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	349	多左13-2	多摩川	水衝部	B	左	東京都	大田区田園調布1丁目	13.4k + 0m ～ 13.2k + 100m	123.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	木流し
京浜	350	多左13-3	多摩川	工作物	B	左	東京都	大田区田園調布1丁目	13.2k + 110m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(調布取水堰)	大田区	第二建設	田園調布	－
京浜	351	多左13-4	多摩川	越水（溢水） 水衝部	A B	左	東京都	大田区田園調布1丁目	13.2k + 100m ～ 13.2k + 25m	95.6	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう 木流し
京浜	352	多左13-5	多摩川	水衝部	（重点） B	左	東京都	大田区田園調布1丁目	13.2k + 25m ～ 13.0k + 60m	223.5	大田区田園調布1丁目洪水予報個別対応地区 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	木流し
京浜	353	多左13-6	多摩川	水衝部	B	左	東京都	大田区田園調布本町	13.0k + 37m ～ 12.8k + 0m	270.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	木流し
京浜	354	多左12-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区田園調布本町	12.6k + 75m ～ 12.6k + 50m	28.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	355	多左12-2	多摩川	工作物	B	左	東京都	大田区田園調布南	12.6k + 28m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(新幹線橋梁)	大田区	第二建設	田園調布	－
京浜	356	多左12-3	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区田園調布南	12.0k + 175m ～ 11.8k + 75m	301.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	357	多左11-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区下丸子4丁目	11.2k + 150m ～ 11.0k + 175m	161.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	358	多左10-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区下丸子4丁目	10.8k + 25m ～ 10.4k + 100m	281.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	359	多左10-2	多摩川	工作物	B	左	東京都	大田区下丸子3丁目	10.4k + 56m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(瓦斯橋)	大田区	第二建設	田園調布	－
京浜	360	多左10-3	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区下丸子2丁目	10.0k + 50m ～ 10.0k + 25m	21.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	361	多左10-4	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区下丸子2丁目	10.0k + 0m ～ 9.8k + 100m	83.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	362	多左9-1	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	東京都	大田区下丸子2丁目	9.8k + 100m ～ 9.4k + 15m	441.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り
京浜	363	多左9-2	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要	左	東京都	大田区矢口3丁目	9.4k + 15m ～ 9.2k + 183m	24.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り 釜段工法
京浜	364	多左9-3	多摩川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	東京都	大田区矢口3丁目	9.2k + 183m ～ 8.8k + 100m	339.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り
京浜	365	多左8-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区矢口3丁目	8.8k + 100m ～ 8.4k + 127m	380.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう

4. 京浜河川事務所

多　摩　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	366	多左8-2	多摩川	工作物	B	左	東京都	大田区矢口3丁目	8.4k + 191m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多摩川大橋)	大田区	第二建設	田園調布	―
京浜	367	多左8-3	多摩川	越水（溢水） 新堤防	B 要	左	東京都	大田区矢口3丁目	8.4k + 127m ～ 8.2k + 40m	535.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所(R3多摩川左岸多摩川二丁目築堤護岸工事 R5.2完成)	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り
京浜	368	多左8-4	多摩川	越水（溢水）	（重点） B	左	東京都	大田区多摩川2丁目	8.2k + 40m ～ 6.0k + 100m	1,975.4	越水危険個所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	369	多左6-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区仲六郷4丁目	6.0k + 100m ～ 5.6k + 150m	199.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	370	多左6-2	多摩川	工作物	B	左	東京都	大田区仲六郷4丁目	6.0k + 18m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(京浜東北線多摩川橋)	大田区	第二建設	田園調布	―
京浜	371	多左5-1	多摩川	工作物	B	左	東京都	大田区仲六郷4丁目	5.8k + 194m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(東海道本線多摩川橋梁)	大田区	第二建設	田園調布	―
京浜	372	多左5-2	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区東六郷3丁目	5.4k + 100m ～ 5.4k + 25m	62.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	373	多左5-3	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区南六郷3丁目	5.0k + 125m ～ 4.0k + 25m	1,064.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	374	多左2-1	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	大田区本羽田3丁目	2.8k + 144m ～ 2.4k + 75m	492.4	旧川跡	大田区	第二建設	田園調布	釜段工法
京浜	375	多左2-2	多摩川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	大田区羽田2丁目	2.4k + 75m ～ 2.4k + 25m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう 釜段工法
京浜	376	多左2-3	多摩川	旧川跡	要	左	東京都	大田区羽田2丁目	2.4k + 25m ～ 2.2k + 171m	54.5	旧川跡	大田区	第二建設	田園調布	釜段工法
京浜	377	多左2-4	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区羽田3丁目	2.2k + 100m ～ 2.2k + 0m	96.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	378	多左2-5	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区羽田3丁目	2.0k + 75m ～ 1.8k + 125m	123.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	379	多左1-1	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区羽田6丁目	1.8k + 25m ～ 1.4k + 175m	254.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
京浜	380	多左1-2	多摩川	新堤防	要	左	東京都	大田区羽田空港1丁目	1.4k + 91m ～ 1.0k + 141m	435.8	新堤防で築造後3年以内の箇所(R2多摩川右岸戸手地区高規格堤防整備工事 R5.3完成)	大田区	第二建設	田園調布	シート張り
京浜	381	多左1-3	多摩川	越水（溢水） 新堤防	B 要	左	東京都	大田区羽田空港2丁目	1.0k + 141m ～ 1.0k + 131m	10.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所(R2多摩川右岸戸手地区高規格堤防整備工事 R5.3完成)	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り
京浜	382	多左1-4	多摩川	越水（溢水）	B	左	東京都	大田区羽田空港2丁目	1.0k + 131m ～ 1.0k + 100m	31.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう

浅　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

4. 京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置 (K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	1	浅右12-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市元本郷町4丁目	12.8k + 24m ～ 12.6k + 149m	82.1	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	2	浅右12-2	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市元本郷町3丁目	12.6k + 2m ～ 12.4k + 167m	42.7	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	3	浅右12-3	浅川	工作物	B	右	東京都	八王子市元本郷町1丁目	12.0k + 105m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(萩原橋)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	4	浅右11-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市平岡町	11.8k + 149m ～ 11.8k + 35m	115.8	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	5	浅右11-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	八王子市大横町	11.4k + 40m ～ 11.4k + 0m	41.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	6	浅右11-3	浅川	工作物	B	右	東京都	八王子市元横山町3丁目	11.4k + 30m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(浅川橋)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	7	浅右11-4	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	八王子市元横山町3丁目	11.4k + 0m ～ 11.2k + 175m	25.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	8	浅右10-1	浅川	工作物	B	右	東京都	八王子市元横山町1丁目	10.6k + 145m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(暁橋)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	9	浅右9-1	浅川	工作物	B	右	東京都	八王子市明神町4丁目	9.6k + 100m	1箇所	対策が必要な施設(明神町排水樋管)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	10	浅右8-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市北野町	8.4k + 14m ～ 8.0k + 149m	269.6	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	11	浅右8-2	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	八王子市北野町	8.0k + 50m ～ 8.0k + 45m	5.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	12	浅右8-3	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	八王子市北野町	8.0k + 45m ～ 7.8k + 100m	156.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	13	浅右7-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市長沼町	7.8k + 100m ～ 7.8k + 61m	41.9	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	14	浅右7-2	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市長沼町	7.8k + 19m ～ 7.6k + 83m	118.9	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	15	浅右7-3	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市長沼町	7.0k + 179m ～ 7.0k + 100m	85.5	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	16	浅右7-4	浅川	工作物	B	右	東京都	八王子市長沼町	7.0k + 121m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(長沼橋)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	17	浅右7-5	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	八王子市長沼町	7.0k + 100m ～ 6.8k + 150m	157.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	18	浅右6-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	八王子市長沼町	6.8k + 150m ～ 6.6k + 54m	291.4	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	19	浅右6-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市平山5丁目	6.0k + 90m ～ 6.0k + 20m	62.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	20	浅右5-1	浅川	越水（溢水）	（重点） B	右	東京都	日野市平山5丁目	5.8k + 25m ～ 5.6k + 198m	29.0	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	21	浅右5-2	浅川	越水（溢水） 新堤防	B 要	右	東京都	日野市平山5丁目	5.6k + 198m ～ 5.4k + 75m	305.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所(R2浅川右岸平山五丁目外築堤工事(平山五丁目地先)R4.6完成)	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り
京浜	22	浅右5-3	浅川	新堤防	要	右	東京都	日野市平山5丁目	5.4k + 75m ～ 5.4k + 8m	67.2	新堤防で築造後3年以内の箇所(R2浅川右岸平山五丁目外築堤工事(平山五丁目地先)R4.6完成)	日野市	南多摩西部	多摩	シート張り
京浜	23	浅右4-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市平山4丁目	4.6k + 102m ～ 4.6k + 71m	31.2	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法

浅　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

4. 京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置 (K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	24	浅右4-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市平山4丁目	4.6k + 40m ～ 4.4k + 48m	192.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	25	浅右4-3	浅川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市南平6丁目	4.4k + 48m ～ 4.2k + 183m	65.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	26	浅右4-4	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市南平6丁目	4.2k + 183m ～ 3.8k + 110m	475.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	27	浅右3-1	浅川	工作物	B	右	東京都	日野市南平5丁目	3.8k + 40m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(一番橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－
京浜	28	浅右3-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市南平5丁目	3.6k + 50m ～ 3.4k + 100m	151.4	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	29	浅右3-3	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市南平5丁目	3.2k + 115m ～ 3.2k + 75m	38.9	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	30	浅右3-4	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市南平5丁目	3.0k + 40m ～ 2.8k + 136m	56.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	31	浅右2-1	浅川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市南平5丁目	2.8k + 136m ～ 2.8k + 90m	97.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	木流し 釜段工法
京浜	32	浅右2-2	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市南平5丁目	2.8k + 90m ～ 2.8k + 62m	28.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	33	浅右2-3	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市上田	2.6k + 25m ～ 2.6k + 0m	25.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	34	浅右2-4	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市高幡	2.4k + 83m ～ 2.4k + 75m	8.1	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	35	浅右2-5	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市高幡	2.4k + 75m ～ 2.4k + 26m	49.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	36	浅右2-6	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市高幡	2.4k + 26m ～ 2.2k + 145m	85.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	37	浅右2-7	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市高幡	2.2k + 145m ～ 2.2k + 100m	48.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	38	浅右2-8	浅川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要	右	東京都	日野市高幡	2.2k + 100m ～ 2.0k + 184m	123.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り 釜段工法
京浜	39	浅右2-9	浅川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	東京都	日野市高幡	2.0k + 184m ～ 2.0k + 2m	181.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り
京浜	40	浅右2-10	浅川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	（重点） B B 要	右	東京都	日野市高幡	2.0k + 2m ～ 2.0k + 0m	2.0	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り 釜段工法
京浜	41	浅右2-11	浅川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市高幡	2.0k + 0m ～ 1.8k + 100m	91.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	42	浅右1-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市大字新井	1.8k + 100m ～ 1.8k + 75m	23.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	43	浅右1-2	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市大字新井	1.8k + 75m ～ 1.6k + 175m	95.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	44	浅右1-3	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市大字新井	1.6k + 175m ～ 1.6k + 141m	36.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	45	浅右1-4	浅川	工作物	B	右	東京都	日野市大字新井	1.6k + 155m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(万願寺歩道橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－

浅　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

4. 京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杵杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	46	浅右1-5	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市大字新井	1.6k + 125m ～ 1.6k + 39m	92.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	47	浅右1-6	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市大字新井	1.6k + 39m ～ 1.4k + 107m	134.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	48	浅右1-7	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市大字新井	1.4k + 107m ～ 1.2k + 125m	180.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	49	浅右1-8	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市大字新井	1.2k + 125m ～ 1.2k + 75m	49.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	50	浅右1-9	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市大字新井	1.2k + 75m ～ 1.2k + 47m	27.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	51	浅右1-10	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市大字新井	1.0k + 175m ～ 0.6k + 49m	534.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	52	浅右0-1	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市大字新井	0.6k + 49m ～ 0.4k + 150m	97.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	53	浅右0-2	浅川	越水（溢水）	B	右	東京都	日野市大字新井	0.4k + 150m ～ 0.2k + 192m	153.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	54	浅右0-3	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市大字新井	0.2k + 192m ～ 0.2k + 125m	70.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	55	浅右0-4	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市落川	0.2k + 125m ～ 0.0k + 12m	319.3	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	56	浅左12-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市中野上町4丁目	12.8k + 22m ～ 12.6k + 169m	58.5	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	57	浅左12-2	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市中野上町4丁目	12.6k + 146m ～ 12.6k + 108m	52.1	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	58	浅左12-3	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	八王子市中野上町4丁目	12.2k + 150m ～ 12.0k + 150m	203.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	59	浅左12-4	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	12.0k + 100m ～ 11.8k + 116m	168.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	60	浅左11-1	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	11.8k + 116m ～ 11.8k + 100m	13.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	61	浅左11-2	浅川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	11.8k + 100m ～ 11.6k + 152m	125.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り 釜段工法
京浜	62	浅左11-3	浅川	工作物	B	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	11.8k + 0m	1箇所	対策が必要な施設(中野山王排水口(樋管))	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	63	浅左11-4	浅川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	11.6k + 152m ～ 11.6k + 100m	47.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り
京浜	64	浅左11-5	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	11.6k + 100m ～ 11.4k + 25m	249.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	65	浅左11-6	浅川	工作物	B	左	東京都	八王子市中野上町1丁目	11.4k + 60m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(浅川橋)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	66	浅左11-7	浅川	新堤防	要	左	東京都	八王子市暁町1丁目	11.2k + 144m ～ 11.2k + 11m	126.1	新堤防で築造後3年以内の箇所(R2浅川右岸平山5丁目外築堤工事(中野上町地先)R4.6完成)	八王子市	南多摩西部	多摩	シート張り
京浜	67	浅左11-8	浅川	水衝部	B	左	東京都	八王子市暁町1丁目	11.0k + 150m ～ 11.0k + 142m	9.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	68	浅左11-9	浅川	水衝部 旧川跡	B 要	左	東京都	八王子市暁町1丁目	11.0k + 142m ～ 11.0k + 100m	52.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	木流し 釜段工法

浅　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

4. 京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	69	浅左11-10	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市暁町1丁目	11.0k + 100m ～ 10.6k + 12m	555.3	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	70	浅左10-1	浅川	工作物	B	左	東京都	八王子市暁町1丁目	10.6k + 165m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(暁橋)	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	71	浅左10-2	浅川	工作物	B	左	東京都	八王子市暁町1丁目	10.6k + 0m	1箇所	対策が必要な施設(暁町排水路(樋管))	八王子市	南多摩西部	多摩	－
京浜	72	浅左10-3	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都	八王子市大和田町7丁目	10.4k + 175m ～ 10.4k + 150m	27.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	73	浅左10-4	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町7丁目	10.4k + 102m ～ 10.4k + 50m	56.8	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	74	浅左10-5	浅川	堤体漏水 旧川跡	B 要	左	東京都	八王子市大和田町7丁目	10.4k + 50m ～ 10.4k + 36m	15.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	シート張り 釜段工法
京浜	75	浅左10-6	浅川	堤体漏水	B	左	東京都	八王子市大和田町7丁目	10.4k + 36m ～ 10.2k + 100m	144.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	シート張り
京浜	76	浅左10-7	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町7丁目	10.2k + 53m ～ 10.0k + 156m	100.6	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	77	浅左9-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町3丁目	9.2k + 176m ～ 9.2k + 154m	26.3	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	78	浅左9-2	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町3丁目	9.2k + 106m ～ 9.2k + 74m	38.2	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	79	浅左9-3	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町3丁目	9.2k + 24m ～ 9.0k + 174m	59.3	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	80	浅左8-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町1丁目	8.8k + 195m ～ 8.8k + 150m	44.8	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	81	浅左8-2	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	左	東京都	八王子市大和田町1丁目	8.8k + 150m ～ 8.8k + 115m	34.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	82	浅左8-3	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都	八王子市大和田町1丁目	8.8k + 115m ～ 8.8k + 100m	14.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	83	浅左8-4	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町1丁目	8.6k + 122m ～ 8.4k + 88m	237.9	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	84	浅左8-5	浅川	旧川跡	要	左	東京都	八王子市大和田町1丁目	8.4k + 5m ～ 8.0k + 191m	215.5	旧川跡	八王子市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	85	浅左8-6	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都	八王子市北野町	8.0k + 100m ～ 8.0k + 25m	87.7	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	月の輪
京浜	86	浅左8-7	浅川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	東京都	八王子市北野町	8.0k + 25m ～ 8.0k + 0m	27.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 月の輪
京浜	87	浅左8-8	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都	八王子市北野町	8.0k + 0m ～ 7.8k + 50m	161.9	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	月の輪
京浜	88	浅左7-1	浅川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	東京都	八王子市長沼町	7.8k + 50m ～ 7.8k + 0m	53.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 月の輪
京浜	89	浅左7-2	浅川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 水衝部	B B B	左	東京都	八王子市長沼町	7.8k + 0m ～ 7.6k + 0m	201.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 月の輪 木流し
京浜	90	浅左7-3	浅川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	東京都	八王子市長沼町	7.6k + 0m ～ 7.4k + 150m	46.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市	南多摩西部	多摩	積み土のう 月の輪
京浜	91	浅左7-4	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都	八王子市長沼町	7.4k + 150m ～ 7.4k + 50m	85.4	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市 日野市	南多摩西部	多摩	月の輪

浅　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

4. 京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	92	浅左7-5	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都	日野市西平山4丁目	7.4k + 50m ～ 7.2k + 125m	106.7	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	月の輪
京浜	93	浅左7-6	浅川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	左	東京都	日野市西平山3丁目	7.2k + 125m ～ 7.2k + 25m	69.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 月の輪
京浜	94	浅左7-7	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都	日野市西平山3丁目	7.2k + 25m ～ 7.2k + 0m	17.3	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	月の輪
京浜	95	浅左7-8	浅川	工作物	B	左	東京都	日野市西平山2丁目	7.0k + 135m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(長沼橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－
京浜	96	浅左7-9	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市西平山2丁目	7.0k + 75m ～ 7.0k + 0m	66.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	97	浅左6-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市西平山1丁目	6.2k + 121m ～ 6.0k + 114m	185.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	98	浅左5-1	浅川	新堤防	要	左	東京都	日野市西平山1丁目	5.8k + 107m ～ 5.8k + 37m	64.3	新堤防で築造後3年以内の箇所(R4浅川左岸東平山外築堤護岸工事　R5.6完成)	日野市	南多摩西部	多摩	シート張り
京浜	99	浅左5-2	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市東平山1丁目	5.8k + 25m ～ 5.6k + 125m	91.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	100	浅左5-3	浅川	旧川跡	（重点） 要	左	東京都	日野市東平山1丁目	5.6k + 42m ～ 5.4k + 85m	160.9	越水危険個所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	101	浅左5-4	浅川	工作物	B	左	東京都	日野市東平山1丁目	5.2k + 190m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(平山橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－
京浜	102	浅左3-1	浅川	工作物	B	左	東京都	日野市東豊田1丁目	3.8k + 30m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(一番橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－
京浜	103	浅左3-2	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市東豊田1丁目	3.6k + 165m ～ 3.4k + 106m	291.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	104	浅左3-3	浅川	水衝部	B	左	東京都	日野市大字川辺堀之内	3.0k + 140m ～ 2.8k + 170m	176.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
京浜	105	浅左2-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市大字川辺堀之内	2.8k + 158m ～ 2.8k + 91m	70.8	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	106	浅左2-2	浅川	工作物	B	左	東京都	日野市万願寺6丁目	2.4k + 15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(高幡橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－
京浜	107	浅左2-3	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市万願寺6丁目	2.2k + 150m ～ 1.8k + 47m	419.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	108	浅左1-1	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	日野市万願寺6丁目	1.8k + 47m ～ 1.8k + 0m	36.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	109	浅左1-2	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市万願寺6丁目	1.8k + 0m ～ 1.6k + 190m	11.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	110	浅左1-3	浅川	工作物	B	左	東京都	日野市万願寺5丁目	1.6k + 175m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(万願寺歩道橋)	日野市	南多摩西部	多摩	－
京浜	111	浅左1-4	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市万願寺5丁目	1.6k + 150m ～ 1.4k + 187m	182.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	112	浅左1-5	浅川	越水（溢水） 旧川跡	（重点） B 要	左	東京都	日野市石田2丁目	1.4k + 187m ～ 1.2k + 146m	328.1	越水危険個所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	113	浅左1-6	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市石田2丁目	1.2k + 146m ～ 1.2k + 75m	100.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう

浅　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

4. 京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杭位置 (K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
京浜	114	浅左1-7	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市石田2丁目	1.2k + 75m ～ 1.2k + 0m	95.8	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	115	浅左1-8	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	日野市石田	1.2k + 0m ～ 1.0k + 119m	79.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	116	浅左1-9	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市石田	1.0k + 119m ～ 0.6k + 150m	356.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	117	浅左0-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市石田	0.6k + 109m ～ 0.6k + 0m	109.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
京浜	118	浅左0-2	浅川	越水（溢水） 旧川跡	B 要	左	東京都	日野市石田	0.6k + 0m ～ 0.4k + 169m	30.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
京浜	119	浅左0-3	浅川	越水（溢水）	B	左	東京都	日野市石田	0.4k + 169m ～ 0.4k + 100m	68.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
京浜	120	浅左0-4	浅川	旧川跡	要	左	東京都	日野市落川	0.0k + 29m ～ 0.0k + 0m	29.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法

大　栗　川　重　要　水　防　箇　所　一　覧　表

４．京浜河川事務所

事務所名	番号	図面対象番号	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所 地先名		重要水防箇所 杆杭位置(K, m)	延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当水防団体	県及び市町村 担当土木事務所	国土交通省担当出張所	想定される水防工法
					(重点)						氾濫危険水位設定箇所(報恩橋観測所)				
京浜	1	大右1-1	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	1.1k + 0m ～	100.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				1.0k + 0m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
京浜	2	大右1-2	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	1.0k + 0m ～	36.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				0.9k + 68m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
				旧川跡	要						旧川跡				釜段工法
京浜	3	大右0-1	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	0.9k + 68m ～	90.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				0.8k + 87m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
京浜	4	大右0-2	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	0.8k + 87m ～	38.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				0.8k + 49m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
				旧川跡	要						旧川跡				釜段工法
京浜	5	大右0-3	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	0.8k + 49m ～	368.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				0.4k + 74m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
京浜	6	大右0-4	大栗川	工作物	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	0.6k + 15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(報恩橋)	多摩市	南多摩東部	多摩	－
京浜	7	大右0-5	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	0.4k + 74m ～	26.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				0.4k + 46m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
				旧川跡	要						旧川跡				釜段工法
京浜	8	大右0-6	大栗川	堤体漏水	B	右	東京都	多摩市連光寺1丁目	0.4k + 46m ～	42.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	多摩市	南多摩東部	多摩	シート張
				基礎地盤漏水	B				0.4k + 0m		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				月の輪
京浜	9	大左1-1	大栗川	越水（溢水）	B	左	東京都	多摩市関戸3丁目	1.0k + 0m ～	75.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	多摩市	南多摩東部	多摩	積土のう
									0.9k + 50m						
京浜	10	大左0-1	大栗川	旧川跡	要	左	東京都	多摩市関戸3丁目	0.7k + 37m ～	24.0	旧川跡	多摩市	南多摩東部	多摩	釜段工法
									0.7k + 13m						
京浜	11	大左0-2	大栗川	旧川跡	要	左	東京都	多摩市関戸3丁目	0.6k + 74m ～	583.0	旧川跡	多摩市	南多摩東部	多摩	釜段工法
									0.0k + 44m						
京浜	12	大左0-3	大栗川	工作物	B	左	東京都	多摩市関戸3丁目	0.6k + 15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(報恩橋)	多摩市	南多摩東部	多摩	－

５．河川情報等の発表に関する協定、様式等

資５．１　出水時における建設省関東地方建設局（河川部河川管理課）と東京都建設局（河川部防災課）との連絡についての覚書

１．相互の体制の連絡

体制に入った時は、その旨を相互に連絡する。

ただし、体制区分は次のとおりである。

ア）関東地方建設局

(1)　洪水対策本部

体制区分	準備	注意	警戒	緊急	非常
情勢	洪水又は高潮のおそれがある。	同　左（人員増加）	警戒水位以上が予想される。	計画高水位以上が予想される。	重大な被害発生

(2)　災害対策本部（重大な被害の発生に対処する応急復旧活動体制）

イ）東　京　都

(1)　水防本部設置（主として建設局が活動。窓口は防災課）

(2)　災害対策本部設置（体制は、１次～４次）

２．関東地方建設局から連絡する事項

関東地方建設局は、東京都河川部に、次の事項について、連絡する。

ア）水門等の操作（岩淵、江戸川、綾瀬、堀切菖蒲、隅田、新大場川、羽田第二、六郷の各水門・三郷、綾瀬の各排水機場）

イ）関東地方建設局洪水対策本部が発表する情報

３．東京都から連絡する事項

東京都河川部は、関東地方建設局に次の事項について連絡する。

ア）都内の被害状況概要（浸水状況、交通状況を含む。）

イ）都内における水防活動の概要（浸水状況、交通状況を含む。水防機関の他、警察、自衛隊の活動状況も含む。）

ウ）水門等の操作（今井、上平井、六ツ木の各水門・木下川、小名木川の各排水機場）

４．その他

顕著な被害または非常災害切迫状況、その他、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

５．連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、関東地方建設局においては河川管理課、東京都においては防災課とする。（ただし、小河内貯水池状況については水道局から連絡する。）

６．専用電話

相互の連絡の通信線としては、河川管理課防災課間の専用電話を用いることを原則とする。

昭和 41 年 8 月 24 日

関東地方建設局　　河川部河川管理課長

東京都建設局　　河川部防災課長

昭和 48 年１月 24 日（一部変更）
昭和 49 年２月 19 日（一部変更）
昭和 50 年３月　６日（一部変更）
昭和 58 年３月 31 日（一部変更）
平成　３年３月 31 日（一部変更）
平成 10 年２月　９日（一部変更）

資５．２　東京都と埼玉県の水防情報の協力に関する協定（要約）

（対象河川）

第２条　水防の対象とする河川は次のとおりとする。

綾瀬川、大場川、伝右川、垳川、毛長川、新河岸川、白子川、黒目川、柳瀬川、霞川、成木川、芝川、新芝川

（情報の交換）

第４条　都県は、気象庁が行う水防活動用の大雨若しくは洪水のいずれかの警報が発表されたとき、又は水防の必要が生じたときは、次に掲げる情報を交換するものとする。

(1)　水防活動の状況（水防実施状況、被災状況及び浸水状況を含む。）

(2)　その他水防活動に参考となる情報

（情報の窓口）

第５条　情報交換の窓口は、次のとおりとする。

(1) 東京都建設局河川部防災課　　電　話　03－5320－5431
　　建設省関東地方建設局専用電話 702－5566

(2) 埼玉県土木部河川課　　電　話　048－822－5932
　　建設省関東地方建設局専用電話 703－314

昭和 52 年４月１日

東京都知事

埼玉県知事

昭和 61 年４月１日（一部変更）

平成　３年４月１日（一部変更）

資５．３　東京都と神奈川県の水防情報の協力に関する協定（要約）

（対象河川）

第１条　対象とする河川は、境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川とする。

（情報等の交換）

第２条　甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和２８年運輸省告示第６３号）第１６条に規定する注意報又は警報（以下「注警報等」という。）が対象河川の流域に発表され、神奈川県又は東京都が水防態勢を敷いたときは、次項の情報を交換するものとする。

２　交換する情報は次のとおりとする。

（１）水防警報及びはん濫警戒情報

（２）その他水防活動に必要となる災害情報等

平成２２年５月２８日

甲　神奈川県知事（水防本部長）

松　沢　成　文

乙　東京都建設局長（水防本部長）

村　尾　公　一

資５．４　高潮時における東京都建設局（河川部防災課）と東京都港湾局（東京港建設事務所高潮対策センター）の連絡についての覚書

１．相互の体制の連絡

体制に入った時は、その旨を相互に連絡する。

ただし、体制区分は次のとおりである。

ア）東京都建設局

(1)　水防本部設置（主として建設局が活動。窓口は防災課）

イ）東京都港湾局

(1)　非常配備態勢

２．東京都建設局から連絡する事項

東京都建設局は、東京都港湾局に、次の事項について、連絡する。

ア）　港湾局から、高潮氾濫発生情報の発表及び解除に先立つ事前協議があったとき、その内容を確認して回答する

イ）　その他水防活動に参考となる情報

３．東京都港湾局から連絡する事項

東京都港湾局は、東京都建設局に、次の事項について、連絡する。

ア）　高潮氾濫発生情報の発表及び解除に先立つ協議

イ）　高潮氾濫発生情報の発表及び解除

ウ）　その他水防活動に参考となる情報

４．その他

顕著な被害または非常災害切迫状況、その他、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

５．連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、東京都建設局においては河川部防災課、東京都港湾局においては東京港建設事務所高潮対策センターとする。

令和２年５月２８日

東京都建設局　　河川部防災課長

東京都港湾局　　港湾整備部水防対策担当課長

令和３年６月２２日（一部変更）

資５．５　発表様式 洪水予報河川（国発表、都発表（芝川・新芝川））

氾濫の危険度に合わせ、以下となる。
- 氾濫注意情報
- 氾濫注意情報（警戒情報解除）
- 氾濫警戒情報
- 氾濫危険情報
- 氾濫発生情報
- 氾濫注意情報解除

○○川氾濫危険情報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　第　○　号
洪　　水　　警　　報
令和００年０月０日００時００分
○○河川事務所・○○地方気象台　共同発表

（見出し）

○○川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

（警戒レベル相当情報早見表）

○○川氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準水位観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
		現況水位	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測水位		
更新	○○市		4	-
更新	△△市		4	3
	○○町		-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２相当
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○ （○○市）	氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○市	△△市	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○市○○地区から○○○地区まで 右岸　○○市○○地区から○○○地区まで	○○川 左岸　△△市△△地区から△△△地区まで 左岸　△△市△△地区から△△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

洪水予報の標題、種類、見出し、主文の例

標題 種類	見出し	主文
○○川氾濫注意情報 洪水注意報*	【警戒レベル2相当情報[洪水]】○○川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル2相当】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫注意情報 洪水注意報*	【警戒レベル2相当情報[洪水]】○○川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル2相当】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報*	【警戒レベル3相当情報[洪水]】○○川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、○○日○○時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報*	【警戒レベル3相当情報[洪水]】○○川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報*	【警戒レベル3相当情報[洪水]】○○川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫危険情報 洪水警報*	【警戒レベル4相当情報[洪水]】○○川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり	【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫危険水位」に到達しました。○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫危険情報 洪水警報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】○○川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】○○川では、氾濫危険水位を下回る	【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】○○川では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫注意情報 （警戒情報解除） 洪水注意報 （警報解除）	【警戒レベル2相当情報[洪水]に引下げ】○○川では、避難判断水位を下回る	【警戒レベル2相当に引下げ】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫注意情報 洪水注意報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】○○川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル2相当】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫注意情報解除 洪水注意報解除	○○川では、氾濫注意水位を下回る	○○川の○○水位観測所（○○市○○）では「氾濫注意水位」を下回りました。
○○川氾濫発生情報 洪水警報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】○○川では、（堤防決壊による）氾濫が発生	【警戒レベル5相当】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区（△△岸）付近において（堤防決壊による）氾濫が発生しました。 直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫発生情報 （氾濫水の予報） 洪水警報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】○○川では、（堤防決壊による）氾濫が続く	【警戒レベル5相当】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地点（△△岸）付近より氾濫しています。 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

*　最初の注意報、警報のとき　洪水警報(発表)、洪水注意報(発表)とする。

資５．６　発表様式 洪水予報河川 氾濫発生情報（都発表、神田川他７河川）

正規

○○川氾濫発生情報
（警戒レベル５相当情報）

○○川洪水予報　第２号
洪水警報
令和００年０月０日００時００分
東京都・気象庁　共同発表

（見出し）

【警戒レベル５相当情報［洪水］】○○川　氾濫が発生又は切迫

（主文）

【警戒レベル５相当】○○川では、すでに氾濫が発生又は切迫しています。直ちに、区市からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

＜水位＞

○○川の各水位観測所の実況水位（○日○時○分）と予測水位（○日○時○分までの最大値）は次のとおりです。

○○水位観測所[○○区]　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位超過
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位超過

○○水位観測所[○○区]　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位超過

○○水位観測所[○○区]　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m

○○水位観測所[○○区]　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m

今後、これらの基準点において水位上昇の危険があるので、注視してください。

（氾濫による浸水が想定される地区）

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
○○付近	■東京都 ●○○区 ●△△区 ●□□区 ●◇◇市

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（参考）
（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○区	△△区	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○丁目（○○）から○○丁目（○○）まで 右岸　○○丁目（○○）から○○丁目（○○）まで	○○川 左岸　△△丁目（△△）から△△丁目（△△）まで 左岸　△△丁目（△△）から△△丁目（△△）まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

（注意事項）

氾濫が切迫している場合でも氾濫発生箇所・氾濫箇所として記載しています。

イメージ　今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ　川の防災情報　洪水予報画面

イメージ　水害リスクライン

イメージ　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課 電話：03-5320-5435
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-6758-3900

資５．７　発表様式 洪水予報河川 氾濫危険情報（都発表、神田川他７河川）

正規

○○川氾濫危険情報
（警戒レベル４相当情報）

○○川洪水予報　第１号
洪水警報（発表）
令和００年０月０日００時００分
東京都・気象庁　共同発表

（見出し）
【警戒レベル４相当情報［洪水］】○○川　今後氾濫するおそれ

（主文）
【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令の目安です。
流域の住民は、建物の二階に避難するなど浸水に警戒してください。
特に、地下施設は水が流れ込むおそれがありますので、十分警戒してください。

＜水位＞
　○○川の各水位観測所の実況水位（○日○時○分）と予測水位（○日○時○分までの最大値）は次のとおりです。

○○水位観測所［○○区］　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位超過

○○水位観測所［○○区］　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m

○○水位観測所［○○区］　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m

○○水位観測所［○○区］　（氾濫危険水位○（A.P.○）m　氾濫発生水位○（A.P.○）m）
　実況　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m
　予測　○（A.P.○）m　氾濫発生水位まで　あと○m

今後、これらの基準点において水位上昇の危険があるので、注視してください。

（雨量）
多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（参考）
（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○区	△△区	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○丁目（○○）から○○丁目（○○）まで 右岸　○○丁目（○○）から○○丁目（○○）まで	○○川 左岸　△△丁目（△△）から△△丁目（△△）まで 左岸　△△丁目（△△）から△△丁目（△△）まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課 電話：03-5320-5435
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-6758-3900

正規

○○川氾濫注意情報解除

○○川洪水予報　第○号
洪水注意報解除
令和○○年○月○日○○時○○分
東京都・気象庁　共同発表

（見出し）

○○川　氾濫のおそれなくなる

（主文）

（雨量）

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○区	△△区	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○丁目（○○）から○○丁目（○○）まで 右岸　○○丁目（○○）から○○丁目（○○）まで	○○川 左岸　△△丁目（△△）から△△丁目（△△）まで 左岸　△△丁目（△△）から△△丁目（△△）まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

イメージ　今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ　川の防災情報　洪水予報画面

イメージ　水害リスクライン

イメージ　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課 電話：03-5320-5435
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-6758-3900

資５．８　発表様式 水位周知河川（国発表）

氾濫の危険度に合わせ、以下となる。
・氾濫注意情報
・氾濫警戒情報
・氾濫危険情報

○○川氾濫危険情報
（警戒レベル４相当情報）

令和００年０月０日００時００分
国土交通省　○○河川事務所　発表
（第○号）

（主文）
【警戒レベル４相当情報［洪水］】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

（警戒レベル相当情報早見表）

氾濫警戒情報（警戒レベル４相当情報）		
新着・更新	新着・更新	更新
	基準水位観測所名	○○
	対象河川	○○川
	警戒レベル（　）相当	4
	現況水位	4 （レベル４水位超過）
更新	○○市	4
更新	△△市	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について［防災用語ウェブサイト：早見表］
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２相当
	警戒レベル２未満

（参考）
○○川　□□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■■市※※から□□町◎◎）

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

イメージ
川の防災情報
水位到達情報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

資５．９　発表様式 水位周知河川 氾濫発生情報（都発表）

○○川（○○橋）氾濫発生情報

○○川（○○橋）水位周知第２号
令和○年○月○日○時○分
東京都建設局発表

（見出し）

【警戒レベル５相当情報［洪水］】○○川　氾濫が発生又は切迫

（主　文）

【警戒レベル５相当】○○川では○○付近において、すでに氾濫が発生又は切迫しています。直ちに、区市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（水位）

○○水位観測所で、氾濫発生水位に到達しました。
○○川の基準地点（水位観測所）の実況水位（○日○時○分）は次のとおりです。

○○橋水位観測所（○○区）　実況 A.P.○○.○○m　氾濫発生水位超過

（参考資料）

（単位・基準:A.P.水位(m)）

観測所名	○○ 水位観測所 ○○区	△△ 水位観測所 △△区	□□ 水位観測所 □□市
レベル５水位 氾濫発生水位	○.○○	○.○○	○.○○
レベル４水位 氾濫危険水位※	○.○○	○.○○	○.○○
受け持ち区間	○○川 左岸　○○区○○（○○）から ○○区○○（○○）まで 右岸　○○区○○（○○）から ○○区○○（○○）まで	○○川 左岸　△△区△△（△△）から △△区△△（△△）まで 右岸　△△区△△（△△）から △△区△△（△△）まで	○○川 左岸　□□市□□（□□）から □□市□□（□□）まで 右岸　□□市□□（□□）から □□市□□（□□）まで
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	東京都○○区-、△△区-、□□市-、■■市-		

※水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

東京都ホームページ	パソコン・携帯電話から https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html（東京都 水防災総合情報システム） https://www.youtube.com/@TokyoSuibou（東京都水防チャンネル） https://twitter.com/tokyo_bousai（東京都 防災Ｘ）

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課　　電話：03-5320-5435（都庁内線60-623）

資５．１０　発表様式 水位周知河川 氾濫危険情報（都発表）

○○川（○○橋）氾濫危険情報

○○川（○○橋）水位周知第１号
令和○年○○月○○日○○時○○分
東京都建設局　発表

（見出し）

【警戒レベル４相当情報［洪水］】○○川　今後氾濫するおそれ

（主　文）

【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令の目安です。流域の住民は、建物の二階に避難するなど、浸水に警戒してください。特に、地下施設は水が流れ込むおそれがありますので、十分警戒してください。

（水位）

○○水位観測所で、氾濫危険水位に到達しました。
○○川の基準地点（水位観測所）の実況水位（○日○時○分）は次のとおりです。

○○橋水位観測所（○○区）　実況 A.P.○○.○○m　氾濫発生水位まで あと○センチ

（参考資料）

（単位・基準:A.P.水位(m)）

観測所名	○○端橋 水位観測所		
	○○区		
レベル５水位 氾濫発生水位	○○.○○		
レベル４水位 氾濫危険水位 ※	○○.○○		
受け持ち区間	左岸：○○区○○丁目（○○）から○○区○○丁目（○○）まで 右岸：○○区○○丁目（○○）から○○区○○丁目（○○）まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	東京都○○区、○○区		

※水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の氾濫危険水位を水位観測所に換算した水

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

東京都ホームページ	パソコン・携帯電話から
	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.ht（東京都 水防災総合情報シス
	https://www.youtube.com/@TokyoSuibou　（東京都水防チャンネル）
	https://twitter.com/tokyo_bousai　（東京都 防災Ｘ）

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課　　電話：03-5320-5435（都庁内線60-623）

○○川（○○橋）情報解除

○○川（○○橋）水位周知第○号
令和○年○○月○○日○○時○○分
東　京　都　建　設　局　　発　表

（見出し）

○○川では、氾濫のおそれなくなる

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコン・携帯電話から
東京都ホームページ	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.h （東京都 水防災総合情報シス
	https://www.youtube.com/@TokyoSuibou　（東京都水防チャンネル）
	https://twitter.com/tokyo_bousai　（東京都 防災Ｘ）

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課　　電話：03-5320-5435（都庁内線60-623）

資５．１１　発表様式 水防警報（国発表）

水防警報（準備）

令和００年０月０日００時００分
国土交通省　○○河川事務所　発表
（第○号）

（見出し）

○○川の○○基準観測所　水防機関準備

（現況）

○○川の○○基準観測所（○○町）の水位は、0日00時00分現在XX.XXm
です。

（発表）

水防機関は準備してください。

（水防警報発表状況）

○○河川事務所　水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	○○	△△
	対象河川	○○川	○○川
	水防警報発表状況	準備	
更新	○○市	準備	
更新	△△市	準備	

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　水防警報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

イメージ　川の防災情報 水防警報画面

イメージ　水害リスクライン

イメージ　浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

資５．１２　発表様式 水防警報（都発表）

種別は以下のとおり
・待機、出動、解除

水 防 警 報	
種　別	出動
発表河川	○○川
基準水位観測所	○○橋
発表番号	第　　号
日　時	令和○○年○月○○日○時○○分　東京都建設局 発表

番号	発　表　内　容
1	○時○分に　○○川　の　○○　水位観測所、氾濫注意水位　A.P.○○ｍ　になりました。
2	堤防の上端まであと　○○ｍ　となっており、今後も水位の上昇が見込まれます。
3	水防機関は、水防団を出動させてください。
4	
5	
6	
7	

問い合わせ先		
東京都水防本部（建設局河川部）	TEL	03-5320-5435
東京都南多摩東部建設事務所	TEL	042-720-8641

資５．１３　発表様式 その他河川 氾濫発生情報（都発表）

○○川（○○）氾濫発生情報

○○川（○○）水位情報第１号
令和○年○月○日○時○分
東京都建設局　発表

（見出し）

【警戒レベル５相当情報［洪水］】○○川　氾濫が発生又は切迫

（主　文）

【警戒レベル５相当】○○川では○○付近において、すでに氾濫が発生又は切迫しています。直ちに、区市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコン・携帯電話から
東京都ホームページ	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.htm（東京都 水防災総合情報システ
	https://www.youtube.com/@TokyoSuibou （東京都水防チャンネル）
	https://twitter.com/tokyo_bousai （東京都 防災Ｘ）

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課　　電話：03-5320-5435（都庁内線60-623）

○○川（○○）情報解除

○○川（○○）水位情報第2号
令和○年○○月○○日○○時○○分
東　京　都　建　設　局　　発　表

（見出し）

○○川では、氾濫のおそれなくなる

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコン・携帯電話から
東京都ホームページ	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.h（東京都 水防災総合情報シス
	https://www.youtube.com/@TokyoSuibou　（東京都水防チャンネル）
	https://twitter.com/tokyo_bousai　（東京都 防災Ｘ）

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課　　電話：03-5320-5435（都庁内線60-623）

資５．１４　発表様式 水位周知海岸 高潮氾濫発生情報（都発表）

水防関係速報
伝達記録用紙

情報番号	情報連絡班長	情報連絡掛長	発信者

情報の種別は、
・高潮特別警戒水位到達
・解除

発表湾（基準水位観測所）は
辰巳水門

東京湾沿岸（東京都区間）高潮氾濫発生情報

種　　別	高潮特別警戒水位到達
発　表　区　間	A.P.＋○.○m区間
基準水位観測所	辰巳水門
日　時	令和○年○○日○○時○○分　東京都港湾局・建設局発表

ＦＡＸ送付先

○○建・○○局・□□局・△△局・××庁
A区、B区、C区

主文には現在水位
が記載される

解除の場合は、
「○○湾では、はん濫の恐れは
なくなりました。」となる。

主　　文

【警戒レベル5相当情報［高潮］】
　○時○分に、東京湾沿岸（東京都区間）の辰巳水門で、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断等に資するものである高潮特別警戒水位A.P. +○.○mに到達しました。

　命の危険が迫っています。少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

参　　考

辰巳水門 ／ 江東区辰巳1－1－44地先

高潮特別警戒水位　　A.P. +○.○ m

問い合わせ先

東京都港湾局港湾整備部	TEL	03-5320-5574
東京都水防本部（建設局河川部）	TEL	03-5320-5435
東京港建設事務所高潮対策センター	TEL	03-3521-3013
東京都○○建設事務所	TEL	03-xxxx-xxxx

資５．１５　報道機関への情報提供

東京都水防本部の設置・廃止、水位周知河川における氾濫発生情報・氾濫危険情報、水位周知海岸における氾濫発生情報、その他河川における氾濫発生情報、高潮による溢水については、東京都から報道機関へ情報提供する。

水防本部		
	設置	廃止
水位周知河川		
	氾濫危険情報	情報解除
	氾濫発生情報	
その他河川		
	氾濫発生情報	情報解除
水位周知海岸		
	高潮氾濫発生情報	高潮氾濫発生情報解除
	溢水のお知らせ	

【報道機関一覧（都庁記者クラブ）】

・朝日新聞
・共同通信
・読売新聞
・ＮＨＫ
・毎日新聞
・日経新聞
・東京新聞
・産経新聞
・日刊工業新聞
・時事通信
・ニッポン放送
・文化放送
・日本テレビ
・フジテレビ
・テレビ朝日
・テレビ東京
・ジャパンタイムズ
・ＴＢＳ
・東京ＭＸテレビ
・エフエム東京

※ 洪水予報河川の氾濫発生情報や氾濫危険情報、土砂災害警戒情報は、気象庁を通じて、報道機関へ情報提供を行う。

資５．１６　報道発表様式

水防本部（第○報）

令和○○年○月○○日
建　　設　　局

東京都水防本部の設置について

令和○年○月○日○時○分「東京都水防本部」

を設置しましたのでお知らせします。

記

◎本部長　建設局長　○○　○○

◎態　勢　警戒配備態勢

◎設置理由

令和○年○月○日　○○○○ため

問合せ先 東京都水防本部 都庁内線　６０－６２３ ０３－５３２０－５４３５

水防本部（第○報）

令和○○年○月○○日
建　　設　　局

東京都水防本部の廃止について

令和○年○月○日、○時○分「東京都水防本部」を廃止しましたのでお知らせします。

〈水防本部廃止理由〉

令和○年○月○日　○時○分　○○○○ため

※〈水防本部設置理由〉
令和○年○月○日　○時○分　○○○○ため

問合せ先
東京都水防本部
都庁内線　６０－６２３
０３－５３２０－５４３５

高潮氾濫発生情報

水防本部（第○報）

東京湾沿岸（東京都区間）　高潮氾濫発生情報

令和○○年○月○○日
建　　設　　局
港　　湾　　局

高潮特別警戒水位に到達　災害が発生又は切迫

辰巳水門（江東区辰巳１－１－44 地先）の水位は、○月○分○○時○○分、高潮特別警戒水位（A.P.＋○○m）に到達しました。

命の危険が迫っています【警戒レベル５相当情報「高潮」】。少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

	水位観測所名	氾濫による浸水が想定される地区※	
A.P.＋○○m 区間	辰巳水門	○○区	○○区の高潮浸水想定区域
		○○区	○○区の高潮浸水想定区域

※ 氾濫による浸水が想定される区域は、一定の条件に基づく計算結果です。気象条件や堤防等の決壊の状況によっては、浸水想定区域外でも氾濫による浸水が起こる可能性があります。

問い合わせ先
　東京都水防本部
　　都庁内線　６０－６２３
　　直　　通　０３－５３２０－５４３５

　東京都港湾局港湾整備部
　　都庁内線　４３－５４０
　　直　　通　０３－５３２０－５５７４

溢水のお知らせ

水防本部（第○報）

令和○○年○月○○日
建　　設　　局
港　　湾　　局

高潮による溢水等をお知らせします

東京湾沿岸（東京都区間）が高潮のため、溢水しました。

	溢水場所	溢水日時	適要
A.P.＋○○m 区間	○○区	△時××分頃	○時△分現地確認
	○○区	不明	

問い合わせ先
東京都水防本部
都庁内線　６０－６２３
直　　通　０３－５３２０－５４３５

東京都港湾局港湾整備部
都庁内線　４３－５４０
直　　通　０３－５３２０－５５７４

解除のお知らせ

水防本部（第○報）

令和○○年○月○○日
建　　設　　局
港　　湾　　局

高潮氾濫発生情報の解除をお知らせします

辰巳水門（江東区辰巳１－１－44 地先）の水位は、高潮特別警戒水位（A.P.＋○○m）を下回ったため、解除します。

	水位観測所名	解除対象地区
A.P.＋○○m区間	辰巳水門	○○区の高潮浸水想定区域
		○○区の高潮浸水想定区域

問い合わせ先
東京都水防本部
都庁内線　６０－６２３
直　　通　０３－５３２０－５４３５

東京都港湾局港湾整備部
都庁内線　４３－５４０
直　　通　０３－５３２０－５５７４

６．水門等の操作に関する規則等

資６．１　東京都河川管理施設操作規則

	昭和48年 3月 8日	東京都告示第	276号
改正	昭和55年 7月 2日	東京都告示第	721号
改正	昭和58年 4月 6日	東京都告示第	393号
改正	昭和61年11月27日	東京都告示第	1248号
改正	平成 2年12月17日	東京都告示第	1381号
改正	平成 5年 3月 8日	東京都告示第	251号
改正	平成13年 1月 5日	東京都告示第	3号
改正	平成14年 4月 1日	東京都告示第	412の2号
改正	平成17年 8月25日	東京都告示第	1093号
改正	平成21年 3月25日	20建河指第	623号
改正	平成23年 2月 2日	22建河指第	356号
改正	平成24年 3月21日	23建河指第	570号
改正	平成26年 5月28日	26建河指第	73号
改正	平成29年 9月29日	29建河指第	219号
最終改正	平成31年 2月28日	30建河指第	364号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、東京都河川管理施設操作規則を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　水門等の操作の方法等（第四条―第七条）
第三章　水門等の警戒体制（第八条―第十条）
第四章　環七地下調節池関連取水施設の操作の方法等（第十一条―第十四条）
第五章　環七地下調節池関連取水施設の警戒体制（第十五条―第十七条）
第六章　白子川地下調節池関連取水施設の操作の方法等（第十八条―第二十一条）
第七章　白子川地下調節池関連取水施設の警戒体制（第二十二条―第二十四条）
第八章　雑則（第二十五条―第二十八条）

第一章　総則

（趣旨）

第一条　知事が河川法に基づき管理する水門、閘こう門、排水機場及び樋門（以下「水門等」という。）並びに神田川・環状七号線地下調節池（以下「環七地下調節池」という。）の神田川取水施設、善福寺川取水施設及び妙正寺川取水施設（以下「環七地下調節池関連取水施設」とい

う。）並びに白子川地下調節池の白子川取水施設及び石神井川取水施設（以下「白子川地下調節池関連取水施設」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（適用範囲）

第二条　この規則は、別表１に掲げる水門等、別表２に掲げる環七地下調節池関連取水施設及び別表３に掲げる白子川地下調節池関連取水施設について適用する。

（操作の目的）

第三条　水門等のうち、水門及び排水機場の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を図るとともに、水災の発生を防止することを目的とする。

２　水門等のうち、閘こう門の操作は、旧中川、横十間川の全川並びに北十間川、竪川、小名木川及び仙台堀川の一部（以下「内水位低下河川」という。）の舟航機能の維持を図ることを目的とする。

３　水門等のうち、樋門の操作は、内水位低下河川の水質浄化を図ることを目的とする。

４　環七地下調節池関連取水施設及び白子川地下調節池関連取水施設の操作は、各調節池の効果的な運用を図り、もって水害の発生を軽減することを目的とする。

第二章　水門等の操作の方法等

（操作の方法）

第四条　東京都江東治水事務所長（以下「治水所長」という。）は、別表１の操作基準により水門等の操作を行うものとする。ただし、水門等の調整、整備のため必要があるときは、別表１の操作基準以外の方法により水門等を操作することができる。

（操作の方法の特例）

第五条　治水所長は、地震等緊急事態及び事故その他のやむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において前条に規定する方法以外の方法により、水門等を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を建設局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（通知及び警告）

第六条　治水所長は、水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を及ぼすと認められるときは、局長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

２　治水所長は、水門等を操作することにより、付近に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、信号機若しくは拡声機又はその他の方法によりあらかじめ一般に警告するものとする。

（操作に関する記録）

第七条　治水所長は、水門等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

一　操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

二　気象、水象又は地象の状況

三　操作した門扉又は排水機の名称

四　操作の際に行つた通知又は警告の相手方及び内容

五　操作の理由

六　その他参考となるべき事項

第三章　水門等の警戒体制

（警戒体制の実施）

第八条　治水所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

一　気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報を発したとき。ただし、短時間に局地的な雷雨による大雨、洪水警報の場合で、所長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

二　気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの注意報を発したときで、所長が必要と認めたとき。

三　国土交通大臣又は知事が、利根川水系、荒川水系のいずれかの河川又は内川に水防警報を発したとき。

四　国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同で、利根川又は荒川に洪水予報を発したとき。

五　水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき。

六　その他治水所長が、洪水又は高潮が発生するおそれがあると認めたとき。

（警戒体制における措置）

第九条　治水所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一　洪水時、高潮時等において水門等を適切に操作することができる要員を確保すること。

二　水門等並びに水門等を操作するために必要な付属施設の点検及び整備を行うこと。

三　水門等の操作上必要な気象及び水象の観測並びに情報の収集を密にすること。

四　その他水門等の操作上必要な措置をすること。

（警戒体制の解除）

第十条　治水所長は、洪水若しくは高潮等が終つたとき、又は洪水若しくは高潮等が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第四章　環七地下調節池関連取水施設の操作の方法等

（操作の方法）

第十一条　東京都第三建設事務所長（以下「三建所長」という。）は、別表４の操作基準により環七地下調節池関連取水施設の操作を行うものとする。

（操作の方法の特例）

第十二条　三建所長は、河川管理施設に異常が認められた場合、あるいは不測の事態が生じたときは、前条に規定する方法以外の方法により、環七地下調節池関連取水施設を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

（情報提供）

第十三条　三建所長は必要に応じ、関係する水防機関に情報を提供するものとする。

（操作に関する記録）

第十四条　三建所長は、環七地下調節池関連取水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

一　操作者

二　操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

三　気象及び降雨状況

四　操作した時点の水位

五　ゲート及び排水ポンプの操作内容

六　操作の理由
七　その他参考となるべき事項

第五章　環七地下調節池関連取水施設の警戒体制

（警戒体制の実施）

第十五条　三建所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

一　神田川水系に関しての、洪水に係る東京都水防本部が設置されたとき。
二　東京二十三区西部に気象庁が大雨洪水注意報を発したときで、三建所長が必要と認めたとき。
三　その他三建所長が必要と認めたとき。

（警戒体制における措置）

第十六条　三建所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一　環七地下調節池関連取水施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
二　監視卓の点検を行うこと。
三　操作基準に基づき必要な措置をとること。

（警戒体制の解除）

第十七条　三建所長は、第十五条各号に掲げる事態が解消したときには、警戒体制を解除するものとする。

第六章　白子川地下調節池関連取水施設の操作の方法等

（操作の方法）

第十八条　東京都第四建設事務所長（以下「四建所長」という。）は、別表５の操作基準により白子川地下調節池関連取水施設の操作を行うものとする。

（操作の方法の特例）

第十九条　四建所長は、河川管理施設に異常が認められた場合、あるいは不測の事態が生じたときは、前条に規定する方法以外の方法により、白子川地下調節池関連取水施設を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

（情報提供）

第二十条　四建所長は必要に応じ、関係する水防機関に情報を提供するものとする。

（操作に関する記録）

第二十一条　四建所長は、白子川地下調節池関連取水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

一　操作者
二　操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
三　気象及び降雨状況
四　操作した時点の水位
五　ゲート及び排水ポンプの操作内容
六　操作の理由
七　その他参考となるべき事項

第七章　白子川地下調節池関連取水施設の警戒体制（監視態勢、連絡態勢、警戒配備態勢、非常配備態勢）

（警戒体制の実施）

第二十二条　四建所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。
一　第四建設事務所管内に関して、東京都水防本部が設置されたとき。
二　石神井川取水施設の取水地点において、石神井川の水位が設定水位に達したとき。
三　石神井川から白子川地下調節池に取水しているとき。
四　その他四建所長が必要と認めたとき。
（警戒体制における措置）
第二十三条　四建所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
一　白子川地下調節池関連取水施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
二　監視卓の点検を行うこと。
三　操作基準に基づき必要な措置をとること。
（警戒体制の解除）
第二十四条　四建所長は、第二十二条各号に掲げる事態が解消したときには、警戒体制を解除するものとする。
第八章　雑則
（点検及び整備）
第二十五条　治水所長、三建所長及び四建所長は、水門等及び各取水施設を操作するために必要な機械、器具等について、局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。
（観測）
第二十六条　治水所長は、水門等の操作に必要な気象及び水象について、局長の定めるところにより観測するものとする。
（記録及び報告等）
第二十七条　治水所長は、水門等を管理するのに必要な事項について、局長の定めるところにより記録し、保存し、局長に報告するものとする。
（局長への委任）
第二十八条　この規則に定めるほか、必要な事項は、局長が定める。
附則（平成２１年３月２５日付２０建河指第６２３号）
附則（平成２３年２月２２日付２２建河指第３５６号）
附則（平成２４年３月２１日付２３建河指第５７０号）
附則（平成２６年５月２８日付２６建河指第７３号）
附則（平成２９年９月２９日付２９建河指第２１９号）
附則（平成３１年２月２８日付３０建河指第３６４号）
この操作規則は、平成３１年３月１日から施行する。

別表１　水門、閘門、排水機場及び樋門（第二条関係）

<table>
<tr><th>整理番号</th><th>施 設 名</th><th>位　　置</th><th>操作基準</th></tr>
<tr><td>1</td><td>竪川水門</td><td>墨田区両国一丁目地先
同区千歳町一丁目地先
（隅田川と竪川との合流点）</td><td rowspan="3">平常時
１）三水門のいずれかの外水位（隅田川の水位）がAP＋2.30mに達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。

２）その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。
警戒体制時
１）外水位が上昇してAP＋1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。
２）その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。
地震・津波時（操作の特例）
１）震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。
　なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。
２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。
３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>新小名木川水門</td><td>江東区常盤一丁目地先
同区清澄二丁目地先
（隅田川と小名木川との合流点）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>大島川水門</td><td>江東区永代一丁目地先
（隅田川と大横川との合流点）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>扇橋閘門</td><td>江東区猿江一丁目地先
（小名木川の新扇橋と小松橋との間）</td><td>平常時
１）操作時間は、6月1日から8月31日までの間は、午前8時45分から午後6時まで、9月1日から翌年5月31日までの間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。
２）第一日曜日（9月に限り、第一日曜日、第二日曜日及び第三日曜日）、12月31日から1月3日までの4日間及び操作時間外は操作を行わない。ただし、事情やむを得ないと認められる場合は操作を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>警戒体制時</td></tr>
</table>

			操作は行わない。ただし、緊急事情やむを得ないと認められる場合は操作を行う。 地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。 なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは、閉鎖を原則とし、必要に応じて操作する。 ３）その後は、浸水の被害のおそれがなくなったときは、平常操作による。
５	清澄排水機場	江東区清澄一丁目地先 （隅田川と仙台堀川との合流点）	平常時 １）大島川水門、新小名木川水門及び竪川水門の門扉閉鎖後、清澄排水機場の内水位（仙台堀川の水位）がAP＋2.35mを超えるおそれがあるときは、運転を開始する。 ２）内水位が上昇するおそれがなくなったときは、運転を停止する。 地震・津波時（操作の特例） １）大島川水門、新小名木川水門及び竪川水門の門扉閉鎖後、新小名木川水門の内水位がAP＋2.10mを超えないように排水操作を行う。 ２）内水位が上昇するおそれがなくなったときは、排水操作を停止する。
６	木下川排水機場	江戸川区平井七丁目地先 （荒川と旧中川との分派点）	平常時 木下川排水機場の内水位（旧中川の水位）をAP－1.00mに保つように排水操作を行う。 警戒体制時 内水位がAP＋1.10mを超えないように排水操作を行う。ただし、外水位（荒川の水位）がAP＋5.10mを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水操作を停止する。なお、この場合において、内水位の上昇による氾濫のおそれが生じたときは、治水所長は、排水操作の再開に

			ついて国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長（以下「荒下所長」という。）と協議を行うことができる。 地震・津波時（操作の特例） 　平常時操作と同様。
7	小名木川排水機場	江東区東砂二丁目地先 （荒川と旧中川との合流点）	平常時 　小名木川排水機場の内水位（旧中川の水位）をAP－1.00mに保つように排水操作を行う。 警戒体制時 　内水位がAP＋1.10mを超えないように排水操作を行う。ただし、外水位（荒川の水位）がAP＋5.10mを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水操作を停止する。なお、この場合において、内水位の上昇による氾濫のおそれが生じたときは、治水所長は、排水操作の再開について荒下所長と協議を行うことができる。 地震・津波時（操作の特例） 　平常時操作と同様。
8	新川東水門	江戸川区江戸川五丁目地先 同区東葛西一丁目地先 （旧江戸川と新川との分派点）	平常時 　開扉のままとする。 警戒体制時 １）新川東水門の外水位（旧江戸川の水位）がAP＋2.15mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（新川の水位）と同水位になったときは、水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がAP＋2.15m以上の場合は、直ちに閉鎖する。 　なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
9	新川東樋門	江戸川区江戸川五丁目地	平常時

		先 同区東葛西一丁目	１）開扉のままとする。 ２）勤務時間外及び夜間は、原則として閉鎖のままとする。 ３）外水位が内水位より低くなっているときは、閉鎖する。 警戒体制時 １）閉鎖する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときには、直ちに閉鎖する。 　なお､震度４以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じて樋門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは、閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、平常時操作による。
10	新川排水機場	江戸川区北葛西一丁目地先 （中川と新川との合流点）	平常時 　新川排水機場の内水位（旧中川の水位）をAP＋0.50mに保つように排水操作を行う。 警戒体制時 　平常操作と同様 地震・津波時（操作の特例） 　平常操作と同様
11	住吉水門	中央区佃一丁目地先 （隅田川と旧佃川支川との合流点）	平常時 １）住吉水門の外水位（隅田川の水位）がAP＋2.35mに達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 警戒体制時 １）住吉水門の外水位（隅田川の水位）がAP＋1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位

			（佃支川の水位）と同水位になったときは、水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときに、水位がAP＋2.35m以上の場合は、直ちに閉鎖する。 　なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
12	月島川水門	中央区月島三丁目地先 同区勝どき一丁目地先 （隅田川と月島川との合流点）	平常時 １）月島川水門の外水位（隅田川の水位）がAP＋2.35mに達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 警戒体制時 １）月島川水門の外水位（隅田川の水位）がAP＋1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（月島川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。 　なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
13	源森川水門	墨田区向島一丁目地先	平常時

		同区吾妻橋一丁目地先 （隅田川と北十間川との合流点）	１）源森川水門の外水位（隅田川の水位）が AP＋2.30m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 警戒体制時 １）源森川水門の外水位（隅田川の水位）が AP＋2.35m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（北十間川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。 　なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
14	今井水門	江戸川区西瑞江四丁目地先 同区江戸川四丁目地先 （旧江戸川と新中川との合流点）	平常時 開扉のままとする。 警戒体制時 １）当該水門の外水位（旧江戸川又は中川の水位）が上昇して AP＋2.15m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。ただし、門扉を閉鎖しているとき当該水門の内水位（新中川又は中川の水位）が上昇して外水位よりも高くなったときは、一部の門扉の開閉操作を行い内水位を調整する。 ２）その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。
15	上平井水門	荒川中堤防地先 葛飾区西新小岩三丁目地先 （中川と綾瀬川との合流点）	

			地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときに、水位がAP＋2.15m以上の場合は、直ちに閉鎖する。 　なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
16	内川水門	大田区大森東三丁目地先 同区大森東一丁目地先 （内川下流端）	平常時 １）内川水門の外水位（東京湾の水位）がAP＋2.35mに達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 警戒体制時 １）内川水門の外水位（東京湾の水位）が上昇してAP＋2.35mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（内川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度４以上の地震が発生したときに水位がAP＋2.20m以上の場合は、直ちに閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
17	内川排水機場	大田区大森東三丁目地先 （内川下流端）	平常時 　内川水門の門扉が閉鎖されているときは、内水位（内川の水位）がAP＋2.50mを超えないように排水操作を行う。

			地震・津波時（操作の特例） １）内川水門の閉鎖後、内水位がAP＋2.20mを超えないように排水操作を行う。 ２）内水位が上昇するおそれがなくなったときは、排水操作を停止する。
18	日本橋水門	中央区日本橋茅場町一丁目地先 同区新川一丁目地先 （日本橋川と亀島川との分派点）	平常時 開扉のままとする。 警戒体制時 １）日本橋水門の外水位（日本橋川または隅田川の水位）が上昇してAP＋2.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例） １）震度５弱以上の地震が発生したときに、水位がAP＋2.85m以上の場合は、直ちに閉鎖する。 　なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。
19	亀島川水門	中央区湊一丁目地先 同区新川二丁目地先 （隅田川と亀島川との合流点）	
20	花畑水門	足立区神明一丁目地先 同区神明南一丁目地先 （綾瀬川と花畑川との合流点）	平常時 　開扉のままとする。 警戒体制時 １）花畑水門の外水位（綾瀬川の水位）が上昇してAP＋2.00mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 ２）その後、外水位が下降して内水位（花畑川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例）

			１）震度５弱以上の地震が発生したときに、水位がAP＋2.50m以上の場合は、直ちに閉鎖する。 　なお、震度４以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 ２）津波警報が発令されたときは閉鎖する。 ３）その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。

別表２　環七地下調節池関連取水施設（第二条関係）

整理番号	施 設 名	位　　置
1	神田川取水施設	杉並区和泉四丁目地先
2	善福寺川取水施設	杉並区堀ノ内二丁目地先
3	妙正寺川取水施設	中野区野方五丁目地先

別表３　白子川地下調節池関連取水施設（第二条関係）

整理番号	施 設 名	位　　置
4	白子川取水施設	練馬区大泉町二丁目地先
5	石神井川取水施設	練馬区高松三丁目地先

別表４　操作基準（環七地下調節池関連取水施設）（第十一条関係）

Ⅰ　ゲートの操作

１　平常時

各取水施設のゲートは全開扉とする。

なお、点検及び整備で環七地下調節池内に立ち入る際は、各取水施設のゲートは全閉扉とする。

２　警戒体制時

三建所長は以下の操作を行う。

１）神田川と善福寺川取水施設のゲートを待機堰高まで閉鎖し、妙正寺川取水施設は全閉扉する。

２）神田川の監視地点のいずれかの水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

３）神田川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、神田川取水施設のゲートを全開扉とする。

４）善福寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

５）妙正寺川の監視地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

６）妙正寺川取水施設の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

７）取水している状況において、神田川の監視地点の全ての水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートの高さを待機堰高まで閉鎖する。

８）取水している状況において、妙正寺川の監視地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全閉扉とする。

９）環七地下調節池の水位が設定水位になったときは、各取水施設のゲートを全閉扉とする。

10）警戒体制が解除された時点で、各取水施設のゲートを全開扉とする。

Ⅱ　排水ポンプの運転

環七地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各取水施設放流渠前の河道内水位が各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、神田川及び善福寺川取水施設のゲートが全閉扉もしくは待機堰高まで閉鎖されており、神田川の監視地点の全ての水位が各設定水位以下の場合で、三建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

別表５　操作基準（白子川地下調節池関連取水施設）（第十八条関係）

Ⅰ　ゲートの操作

１　平常時

１）石神井川取水施設のゲート高さは待機堰高とする。

２）白子川取水施設のゲート高さは全開扉とする。

３）点検及び整備で調節池内に立ち入る際は、石神井川取水施設のゲート及び白子川取水施設のゲートは全閉扉とする。

２　警戒体制時

四建所長は以下の操作を行う。

１）石神井川の監視地点の水位が設定水位(全開)に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全開扉とする。

２）石神井川から白子川地下調節池に取水開始後、石神井川の監視地点の水位が設定水位(待機)に達したときは、石神井川取水施設のゲートを待機堰高に閉扉する。

３）白子川地下調節池内の水位が設定水位に達した時は、石神井川取水施設のゲートを全閉扉する。

４）白子川地下調節池内の水位が３）の設定水位に達し、かつ比丘尼橋下流調節池の水位が設定水位に達したときは、白子川取水施設のゲートを全閉扉する。

Ⅱ　排水ポンプの運転

白子川地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各河道内水位が各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、四建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

資６．２　東京都河川管理施設操作規則の実施細目

Ⅰ　水門、閘門、排水機場及び樋門（以下「水門等」という。）について

（趣旨）

第１　東京都河川管理施設操作規則（昭和 48 年 3 月 8 日東京都告示第 276 号）のなかで、水門等について局長が別に定めることとされた事項等について、次のとおり定め、もって安全かつ円滑な業務の運営を図ることとする。

（水門による操作）

第２　東京都河川管理施設操作規則別表中、夜間は状況により閉鎖する、とされた水門で、閉鎖することが困難な水門については、江東治水事務所長（以下、「治水所長」という。）の判断により、水門毎の事情に照らし、安全かつ適切な操作を行うものとする。

なお、治水所長は判断にさきだち事前に河川部長と協議するものとする。

（関係機関への通知）

第３　関係機関への通知は、次の事由により水門及び排水機場を操作するとき若しくはしたとき、当該河川の管理者、特別区、消防署その他治水所長が必要と認める関係機関にその旨を通知するものとする。

(1) 警戒体制時に操作を行うとき。

(2) 地震等緊急事態並びに事故その他やむを得ない状況のときに操作をするとき。

(3) 平常時の水門、排水機場の操作で、操作の内容が公共の利害に重大な影響をおよぼすと判断されるとき。

（点検及び整備）

第４　点検及び整備は、日常点検、定期点検、精密点検の区分により、施設、機械器具の性能及び耐用年数等を総合的に勘案し実情に即した点検を実施するものとする。

なお、日常点検にあっては毎月１回、定期点検にあっては、１年に１回、精密点検にあっては、３年に１回を下廻ってはならない。

（観　測）

第５　観測は、操作に必要な気象情報を収集するとともに、原則として内水位計、外水位計、雨量計、風速計、風向計及び気圧計等により行うものとする。

（記録及び報告）

第６　水門及び排水機場を管理するに必要な事項の記録及び報告は、別表１の内容、区分により処理するものとする。

（其の他）

第７　この細目に定めるほか必要な事項は、治水所長が定めることができるものとする。

Ⅱ　神田川・環状七号線地下調節池（以下「環七地下調節池」という。）の神田川取水施設、善福寺川取水施設及び妙正寺川取水施設（以下「環七地下調節池関連取水施設」という。）について

（趣　旨）

第１　環七地下調節池関連取水施設の操作は、東京都河川管理施設操作規則の定めるところによるほか、この実施細目の定めるところによる。

（固定堰高）

第２　各取水施設の固定堰高は、下記のとおりである。

- 神田川取水施設　　ＡＰ＋31.85m
- 善福寺川取水施設　　ＡＰ＋31.86m
- 妙正寺川取水施設　　ＡＰ＋34.10m

（待機堰高）

第３　規則第１１条に定める操作基準の各取水施設の待機堰高は、下記のとおりとする。

- 神田川取水施設　　ＡＰ＋33.24m（計画Ｈ．Ｗ．Ｌ.）
- 善福寺川取水施設　ＡＰ＋33.58m（計画Ｈ．Ｗ．Ｌ.）

（監視地点）

第４　規則第１１条に定める操作基準の各監視地点は、下記のとおりとする。

- 神田川　　高砂橋、和田見橋
- 妙正寺川　中野工業１号橋

（設定水位）

第５　規則第１１条に定める操作基準の各設定水位は、別表２のとおりとする。

（情報提供）

第６　規則第１３条に定める関係する水防機関は、別紙１のとおりとする。

（監視卓の点検）

第７　規則第１６条における監視卓の点検項目は、別表４のとおりとする。

（点検及び整備）

第８　第三建設事務所長（以下、「三建所長」という。）は、警戒体制に備え、環七地下調節池関連取水施設については、別表５に定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保

つものとする。

（其の他）

第９　本細目に定めのない事項で環七地下調節池の操作を実施するために必要な事項は、その都度三建所長が定める。

Ⅲ　白子川地下調節池の白子川取水施設、石神井川取水施設（以下、「白子川地下調節池関連取水施設」という。）について

（趣　旨）

第１　白子川地下調節池関連取水施設の操作は、東京都河川管理施設操作規則の定めるところによるほか、この実施細目の定めるところによる。

（固定堰高）

第２　石神井川取水施設の固定堰高は、下記のとおりである。

・　石神井川取水施設　　ＡＰ＋31.16m

（待機堰高）

第３　規則第十八条に定める操作基準の石神井川取水施設の待機堰高は、下記のとおりとする。

・　石神井川取水施設　　ＡＰ＋32.06m

（監視地点）

第４　規則第十八条及び第二十二条に定める操作基準の監視地点は、下記のとおりとする。

・　石神井川取水地点（練馬大橋）地点

（設定水位）

第５　規則第十八条に定める操作基準の各設定水位は、別表３のとおりとする。

（情報提供）

第６　規則第二十条に定める関係する水防機関は、別紙２のとおりとする。

（監視卓の点検）

第７　規則第二十三条における監視卓の点検項目は、別表４のとおりとする。

（点検及び整備）

第８　第四建設事務所長（以下、「四建所長」という。）は、警戒体制に備え、白子川地下調節池関連取水施設については、別表５に定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（其の他）

第９　本細目に定めのない事項で白子川地下調節池の操作を実施するために必要な事項は、その都度四建所長が定める。

別表１

事　　項	内　　容	局長への報告	摘　要
履歴簿 （施設、機械、器具ごと）	管理区域、施設の概要修理、改造の内容及び年月日等に関する記録簿	無	
運転日誌	操作に関する記録簿	無	
作業日誌	操作以外の作業についての予定及び実施に関する記録簿	無	
点検記録簿	点検及び整備時の各部における計測、調整等に関する記録簿	無	
管理状況報告	門扉またはポンプの運転回数及びその目的、異状の有無等に関する報告。	毎月ごとに翌月の 10 日までに報告	様式１
潮位月報	潮位の観測に関する報告。	同　上	様式２
気象等の観測記録簿	気象（雨量等）観測に関する記録簿	無	

別表２　設定水位（環七地下調節池関連取水施設）

１　ゲートの操作

１）　下記地点のいずれかの水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

・高砂橋地点設定水位　　AP＋28.81m

・和田見橋地点設定水位　AP＋29.7m

２）　神田川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、神田川取水施設のゲートを全開扉とする。

・神田川取水施設地点設定水位　AP＋33.2m

３）　善福寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

・善福寺川取水施設地点設定水位　AP＋33.6m

４）　下記地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

・中野工業１号橋地点設定水位　AP＋34.6m

５）　妙正寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

・妙正寺川取水施設地点設定水位　AP＋35.3 m

６）　取水している状況において、下記地点の全ての水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートの高さを待機堰高まで閉鎖する。

・高砂橋地点設定水位　　AP＋27.71m

・和田見橋地点設定水位　AP＋28.7m

７）　取水している状況において、下記地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全閉扉する。

・中野工業１号橋地点設定水位　AP＋33.9 m

８）　環七地下調節池内の水位が下記の設定水位に達したときは、環七地下調節池関連取水施設のゲートを全閉扉とする。

・環七地下調節池内設定水位　AP＋4.40m

２　排水ポンプの運転

環七地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各取水施設放流渠前の河道内水位が下記の設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。

１）　神田川取水施設設定水位

・運転開始　　AP＋31.50m

・運転停止　　AP＋31.80m

２）　善福寺川取水施設設定水位

・運転開始　　AP＋31.51m

・運転停止　　AP＋31.81m

ただし、神田川及び善福寺川取水施設のゲートが全閉扉もしくは待機堰高まで閉鎖されており、

下記地点の全ての水位が各設定水位以下の場合で、三建所長が必要と認めるときは、運転が出来るものとする。

・高砂橋地点設定水位　AP＋27.71m　・和田見橋地点設定水位　AP＋28．7m

・和田見橋地点設定水位　AP＋28.7m

別表３　設定水位（白子川地下調節池関連取水施設）

１　ゲートの操作

１）石神井川の監視地点の水位が下記の設定水位（全開）に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全開扉とする。

取水地点（練馬大橋）での設定水位（全開）　A.P.+32.06m

２）石神井川から白子川地下調節池に取水開始後、石神井川の監視地点の水位が下記の設定水位（待機）に達したときは、石神井川取水施設のゲートを待機堰高に閉扉する。

取水地点（練馬大橋）での設定水位（待機）　A.P.+31.50m

３）白子川地下調節池内の水位が下記の設定水位に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全閉扉とする。

白子川地下調節池内設定水位　A.P.+3.63m

４）白子川地下調節池内の水位が３）の設定水位に達し、かつ比丘尼橋下流調節池の水位が下記の設定水位に達したときは、白子川取水施設のゲートを全閉扉する。

比丘尼橋下流調節池内設定水位　A.P.+31.75m

２　排水ポンプの運転

調節池内の貯留水のポンプ排水は、下記の各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、四建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

○白子川側への排水

運転開始　越後山橋水位　A.P.+23.82m

運転停止　越後山橋水位　A.P.+24.16m

○石神井川側への排水

運転開始　石神井川取水施設放流渠前の河道内水位　A.P.+30.70m

運転停止　石神井川取水施設放流渠前の河道内水位　A.P.+31.00m

別表４　　監視操作卓

項　　目	内　　容
事前点検	監視卓準備完了　（点灯） 故障表示　　（ 無 ） 水位表示　　（正常） ゲート開度計表示（100％）
ゲート閉鎖 操作後点検	故障表示　　（ 無 ） 水位表示　　（正常） ゲート開度計表示（設定限度）
ゲート開放 操作後点検	故障表示　　（ 無 ） 水位表示　　（正常） ゲート開度計表示（設定限度）
ポンプ 運転中点検	故障表示　　（ 無 ） 水位表示　　（正常）

別表５　　保守点検表

項　　目	内　　容	備　考
1. 日常点検	巡回、手入れ、記録等	1回/月
2. 定期点検	機器の運転操作、詳細な点検 記録の整理、無線設備の点検	2回/年
3. 洪水流入後の処理作業	調節池内排水	洪水流入完了後すみやかに
	調節池内清掃 泥土等の処理作業	排水後の池の状況により、適時実施する
4. その他	調節池、機器の修理及び応急処置	その都度

別紙１　関係する水防機関及び情報提供事項（環七地下調節池）

１．関係する水防機関

水防機関名	担当部課	所　在　地	電話（上段） FAX(下段)
新宿区	みどり土木部道路課	新宿区歌舞伎町1－4－1	5273－3525 3209－5595
中野区	都市基盤部 道路管理課	中野区中野4－11－19	3228－5592 3228－5668
杉並区	都市整備部 土木計画課	杉並区阿佐谷南1－15－1	5307－0739 3316－2470
	危機管理室 防災課		5307－0705 3312－9402
文京区	土木部 管理課	文京区春日1－16－21	5803－1241 5803－1359
	総務部 防災課		5803－1179 5803－1344
豊島区	都市整備部 道路整備課	豊島区南池袋2－45－1	3981－4878 3981－1008
東京消防庁	警防部 特殊災害課（昼）	千代田区大手町1－3－5	3212－2111（代） （内線3682） 3213－1476
	警防部 警防課指揮隊 （夜間･休日）		3212－2111（代） （内線3531～3） 3213－1476
	第四消防方面本部 防災担当	新宿区大久保3－14－26	3209－0119 3207－3779
警視庁	警備部 災害対策担当	千代田区霞が関2－1－1	3581-4321（代） （内線55541） 3502-1450
	第四方面本部 警備担当	中野区中野4－12－2	3581-4321（代） （内線7858－6642） 3387-3264

２．情報提供事項

（１）　各取水施設からの取水開始及び停止

（２）　調節池貯留量（取水時における調節池の５割・８割貯留時）

（３）　環七地下調節池関連取水施設のゲートに重大な支障が生じた時

（４）　排水の開始及び残留貯留量（率）（参考：情報提供）

別紙２　関係する水防機関及び情報提供事項（白子川地下調節池）

１．関係する水防機関

水防機関名	担当部課	所在地	電話　（上段） ＦＡＸ（下段）
練馬区	土木部道路公園課	練馬区豊玉北 6－12－1	03-5984-1343 03-5984-1224
板橋区	危機管理部防災危機管理課	板橋区板橋 2－66－1	03-3579-2159 03-3963-0150
北区	土木部道路公園課	北区王子本町 1-15-22	03-3908-9275 03-3908-6703
東京消防庁	第五消防方面本部防災担当	豊島区西池袋 2－37－8	03-3590-0119
	第十消防方面本部防災担当	練馬区北町 3－10－14	03-3936-0119
警視庁	第十方面本部警備担当	北区西が丘 3－4－7	03-3581-4321

２．情報提供事項

（１）調節池に貯留した流入実績

（２）白子川地下調節池関連取水施設のゲートに重大な支障が生じた時

なお、その他に情報が必要な場合には、別途調整する。

資６．３　東京港海岸保全施設操作規程

昭和55年3月14日　東京都告示第　295号
改正　昭和63年3月31日　東京都告示第　846号
改正　平成 4年3月 7日　東京都告示第　264号
改正　平成 9年3月19日　東京都告示第　286号
改正　平成16年4月 1日　東京都告示第　527号
改正　平成20年4月 1日　東京都告示第　466号
改正　平成23年7月29日　東京都告示第 1153号
改正　平成27年6月17日　東京都告示第　999号
改正　平成31年2月20日　東京都告示第　175号
改正　令和 5年3月14日　東京都告示第　242号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　警戒態勢等（第三条―第六条）
第三章　施設の操作等（第七条―第十条の二）
第四章　雑則（第十一条―第十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第十四条の二第一項の規定に基づき、東京港の海岸保全施設（以下「施設」という。）の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保に関し必要な事項を定め、もつて津波、高潮被害等水災の発生を防止することを目的とする。

（管理者）

第二条　前条の目的を達するため、東京港建設事務所長 （以下「所長」という。）は、港湾局長（以下「局長」という。）の命を受け、職員を指揮監督し、この規程に定める必要な措置を講じるものとする。

２　所長は、あらかじめ、所長が不在の場合の職務を代行する者を定めるものとする。

第二章　警戒態勢等

（警戒態勢の実施）

第三条　所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

一　気象庁が津波又は高潮のいずれかの警報を発したとき。
二　気象庁が津波又は高潮のいずれかの注意報を発したときで、所長が必要と認めるとき。
三　国土交通大臣又は知事が水防警報を発したとき（洪水のみのときを除く。）。
四　東京都水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く。）。

五　水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く。）。
六　気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発したとき。
七　前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）
第四条　所長は、警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
一　高潮時等に、施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
二　施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検を行い、必要な措置を講じること。
三　施設の操作に必要な気象、海象及び地象の観測並びに情報の収集を密に行い、適時局長に報告すること。
四　操作を委託している施設については、必要に応じて通報し、態勢の確認等を行うこと。
五　その他施設の操作上必要な措置を講じること。

（警戒態勢の解除）
第五条　所長は、第三条各号に掲げる事態が解消したときは、警戒態勢を解除するものとする。

（準警戒態勢）
第六条　所長は、第三条各号に掲げるときを除くほか、施設の操作を必要とする潮位に達するおそれがあると認めるときは、警戒態勢に準じる態勢（以下「準警戒態勢」という。）をとるものとする。
２　準警戒態勢時においては、前二条の規定を準用する。

第三章　施設の操作等

（操作の基準）
第七条　所長は、警戒態勢時及び準警戒態勢時にあつては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

（操作の特例）
第八条　所長は、事故その他緊急事態でやむを得ない事由があるときは、必要な限度において、前条の規定にかかわらず、施設を操作することができる。
２　所長は、前項の規定に基づき施設の操作を行つた場合には、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

（施設の操作）
第八条の二　操作の方法は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
一　操作を遠隔操作で行う施設　施設を監視機器により監視しながら行うものとし、当該操作が安全かつ確実に行われていることを確認するものとする。
二　操作を手動で行う施設　施設ごとに定められた操作手順表に基づき操作するものとする。

２　地震・津波発生時の水門、陸こう及び逆流防止扉の操作における注意事項は、別に定める。

（通報及び警告）
第九条　所長は、施設の操作を行うときは、速やかに関係機関に通報するものとする。
２　所長は、水門の閉鎖に当たり、高潮対策センター及び第二高潮対策センターから遠隔操作が不可能な場合等は、速やかに関係機関にその旨を連絡するものとする。
３　所長は、施設の操作により、附近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を警告するものとする。

（操作に関する記録）
第十条　所長は、施設の操作を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するとともに、局長に報告するものとする。
一　施設操作の開始、終了の年月日及び時刻
二　気象、海象又は地象の状況
三　操作した施設の名称
四　施設操作の際に行つた通報又は警告の相手方及びその内容
五　その他参考となる事項

（操作に従事する者の安全の確保）
第十条の二　操作に従事する者は、気象庁の発表する津波到達予測時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。
２　前項に定めるもののほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
３　操作に従事する者が安全に操作・避難する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間（次項において「操作・避難に関すること」という。）は、各施設の設置場所等の特性を考慮するものとする。
４　操作・避難に関することについては、別に定める。

第四章　雑則

（施設の維持）
第十一条　所長は、施設を良好な状態に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検を行い、必要な措置を講じるものとする。
２　所長は、前項に規定する施設の維持のため必要と認める場合には、第七条の規定にかかわらず施設を操作することができる。

（気象及び海象の観測）
第十二条　所長は、日常の気象及び海象について、定期に観測を行うものとする。
（水防訓練）
第十二条の二　所長は、別に定めるところにより、職員の動員並びに施設の操作及び通信連絡等の

習熟を内容とする水防訓練を実施するものとする。
２　前項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、この規程を見直すものとする。

（細則）
第十三条　この規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、局長の承認を得て所長が別に定める。

附則
この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年告示第八四六号）
この告示は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附則（平成二三年告示第一一五三号）
この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

附則（平成二七年告示第九九九号）
　この告示は、平成二十七年六月十八日から施行する。

附則（平成三十一年告示第一七五号）
　この告示は、平成三十一年二月二十日から施行する。

附則（令和五年告示第二四二号）
　この告示は、令和五年三月十四日から施行する。

別表（第７条関係）

施　設　名	所　在　地	操　　作　　基　　準
新 砂 水 門 あけぼの水門	江東区新砂三丁目８番地先 江東区辰巳二丁目８番１号地先	一　警戒態勢時（台風） ㈠　辰巳水門の外水位がA.P.＋１．８５メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。 二　警戒態勢時（地震） ㈠　気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水

辰巳水門 東雲水門 豊洲水門	江東区辰巳一丁目１番４４号地先 江東区豊洲五丁目６番５号地先 江東区越中島三丁目１番１号地先	門を閉鎖する。 ㈡　気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。 ㈢　気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 ㈣　被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。 三　準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋２．３０メートルを超えるおそれのある場合、辰巳水門の外水位が A.P.＋２．１５メートルのとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。
佃水門 朝潮水門 浜前水門	中央区晴海一丁目１番２６号地先 中央区晴海五丁目１番６２号地先 中央区勝どき五丁目１番地先	一　警戒態勢時（台風） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋１．８５メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。 二　警戒態勢時（地震） ㈠　気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 ㈡　気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。 ㈢　気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 ㈣　被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。 三　準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋２．５０メートルを超えるおそれのある場合、朝潮水門の外水位が A.P.＋２．３５メートルのとき、水門を閉鎖する。

		㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。
築地川水門 汐留川水門	中央区浜離宮庭園１番１号先 中央区浜離宮庭園１番１号先	一　警戒態勢時（台風） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋１．８５メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。 二　警戒態勢時（地震） ㈠　気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 ㈡　気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。 ㈢　気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 ㈣　被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。 三　準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋２．５０メートルを超えるおそれのある場合、築地川水門の外水位が A.P.＋２．３５メートルのとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。
古 川 水 門 日の出水門	港区海岸二丁目１番４号地先 港区海岸三丁目２５番４号地先 港区港南三	一　警戒態勢時（台風） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋１．８５メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。 二　警戒態勢時（地震） ㈠　気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 ㈡　気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センター

高浜水門 天王洲水門 目黒川水門	丁目９番６３号地先 港区港南四丁目５番７号地先 品川区東品川二丁目６番１６号地先	の地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。 ㈢　気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 ㈣　被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。 三　準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　辰巳水門の外水位が A.P.＋２．５０メートルを超えるおそれのある場合、高浜水門の外水位が A.P.＋２．３５メートルのとき、水門を閉鎖する。 ㈡　外水位が下降し、内外同水位になつたとき、水門を開放する。
辰巳排水機場	江東区辰巳一丁目１番４４号地先	一　警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門及び豊洲水門を閉鎖後、辰巳水門の内水位が A.P.＋２．３０メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。 ㈡　内水位が上昇するおそれのなくなつたとき、運転を停止する。 二　警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。
浜離宮排水機場	中央区浜離宮庭園１番１号先	一　警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　築地川水門及び汐留川水門を閉鎖後、築地川水門の内水位が A.P.＋２．５０メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。 ㈡　内水位が上昇するおそれのなくなつたとき、運転を停止する。 二　警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。

芝浦排水機場	港区港南三丁目９番６３号地先	一　警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　古川水門、日の出水門、高浜水門、天王洲水門及び目黒川水門を閉鎖後、高浜水門の内水位がA.P.＋２．５０メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。 ㈡　内水位が上昇するおそれのなくなつたとき、運転を停止する。 二　警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。
陸こう （第１グループ） 港南Ｇ－１ 港南Ｇ－２ 港南Ｇ－３ （第２グループ） その他陸こう及び逆流防止扉	東京港周辺に所在するもの	一　警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時（異常潮位） ㈠　気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、潮位が A.P.＋２．４メートルで第１グループの陸こうを閉鎖する。 ㈡　気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、潮位が A.P.＋２．８メートルで第２グループの陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。 ㈢　外水位が下降し、浸水するおそれがなくなつたとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。 二　警戒態勢時（地震） ㈠　気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき、水位及び津波の状況から、必要に応じて陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。 ㈡　気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、全ての陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。 ㈢　被害状況を調査し、安全を確認するとともに、浸水するおそれがなくなつたとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。

資６．４　高潮対策水門の操作について協議申合事項

（目　　的）

東京都水防計画第七章第１節のうち江東三角地帯の高潮防禦のため設けられた、水門について遅滞なくその操作を行えるよう、それぞれの水門管理者は予め協議申合せをし、万全の措置態勢を整えるものである。

（水門及び管理者協議申合事項）

第一項　この協議申合せは次の各号に掲げる水門施設に行う。

１．建設局所管　源森川、堅川、新小名木川、大島川、の各水門。

２．港湾局所管　豊洲、東雲、辰己、あけぼの、新砂、の各水門。

３．江東区所管　平久、洲崎南の各水門。

（警戒態勢）

第二項　次の各号に掲げる場合には警戒態勢に入る。

１．気象庁から洪水、高潮、津波警報等が発せられたとき。

２．建設大臣または都知事が水防警報を発したとき。

３．気象情報により洪水、高潮、津波等のおそれがあると認められたとき。

（情報連絡）

第三項　情報の通報、連絡は東京都水防計画水門無線局系統図による。

（門扉の操作原則）

第四項　門扉は通常の場合、原則として開放しておく。

第五項　門扉は原則として次の場合、閉鎖するものとする。

１．情報、警報等により、洪水高潮津波のおそれがある場合で水位がおよそ A.P.＋１m85 になったとき門扉を閉めはじめ、A.P.＋２m00 になるまでに完了する。

２．但し、第一項第３号に掲げる水門については、閉鎖後安全を確認のうえ必要に応じて開放する。

付　　記

この区域内で事故等のため水門閉鎖の必要を生じたときは江東治水事務所長、東京港湾高潮対策事務所長、建設省荒川下流工事事務所長、江東区長の間で相互連絡のうえ、適宜処理すること。

昭和 41 年 3 月 10 日

協　議　者

江　　東　　区　　長

建設省荒川下流工事事務所長

東京都東京港高潮対策事務所長

〃　建設局河川部長

〃　江東治水事務所長

〃　港湾局港営業部長

昭和51年 4月１日（一部変更）

昭和55年12月26日（　〃　）

昭和59年 9月13日（　〃　）

資６．５　江東区水門操作規程（要約）

第４条　土木部施設保全課長は、別表の操作基準により水門の操作を行うものとする。

別表

番号	水門名	位　　置	操　　作　　基　　準
1	平久	江東区木場一丁目 １番地先	１　警戒態勢時 外水位が上昇してＡＰプラス1.85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるときは閉鎖し、外水位が下降し、内外同水位になったときは開放する。 ２．地震又は津波時 区内で震度５弱以上の地震が発生したとき又は東京湾内湾に津波警報が発令されたときは閉鎖し、浸水被害のおそれがなくなったときは開放する。 なお、震度４以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ閉鎖する。 ３．平常時 水位観測し、外水位がＡＰプラス2.30メートルに達したときは閉鎖し、外水位が下降して内外同水位になったときは開放する。 ４．１から３までの規定にかかわらず、東京都港湾局又は東京都建設局が管理する水門及び排水機場の状況等に応じ閉鎖又は解放する。
2	洲崎南	江東区木場六丁目 １５番地先	同　　上
3	横十間川	江東区北砂一丁目 ２番地先	１．仙台堀川サイフォン 外水位(小名木川)が上昇し、APマイナス0.5メートルに達し、更に上昇するおそれがあるときは停止し、外水位が常時水位(APマイナス1.0メートル)になったときで、かつ水位上昇のおそれがなくなったときは再開する。 ２．水門 常時開放しておき、外水位(小名木川)が上昇し、APプラス0.3メートルに達したときは閉鎖し、内水位(横十間川親水公園側)より外水位(小名木川)が低下したときは開放する。
4	中の堀川樋門	江東区佐賀二丁目 １２番地先	１．常時は開放しておき、震度4以上の地震が発生したときは閉鎖する。 ２．閉鎖後の護岸等の点検で異常がないと判断したとき、開放する。

資６．６　江戸川区水門等操作規程（要約）

第４条　区長の名を受けた別表に掲げる排水機場等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、同表の操作基準により排水機場等の操作を行うものとする。

管理責任者	番号	施設名	所在地	操作基準	
				平常時	警戒態勢時
（一部省略）					
保全課長	2	善兵衛樋管	江戸川区北小岩8-29先	開放のままとする。	外水位がＡＰ＋2.15mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは閉鎖する。
	3	興農樋管	〃　北篠崎1-9先	〃	〃
	4	本郷樋管	〃　篠崎町1-44先	〃	〃
	5	前野樋門	〃　東篠崎2-1先	〃	〃
	6	宿川樋門	〃　江戸川3-10地先	〃	〃
	7	稲荷樋門	〃　江戸川5-28地先	閉鎖のままとする。	閉鎖のままとする。
	8	千種樋門	〃　東葛西3-15先	開放のままとする。	外水位がＡＰ＋2.15mに達し、さらに上昇するおそれがある時は閉鎖する。
	9	左近樋門	〃　東葛西9-3先	〃	〃
	１０	新左近川水門	〃　臨海町1-4先	開放のままとする。ただし、外水位がＡＰ＋2.15mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は気象庁が津波の特別警報、警報若しくは注意報を行ったときは閉鎖する。	〃
	１１	興宮樋門	〃　南小岩5-3先	開放のままとする。	〃

管理責任者	番号	施設名	所在地	操作基準	
				平常時	警戒態勢時
	１２	大杉樋門	〃　大杉3-25先	〃	〃
	１３	椿樋門	〃　春江町2-3先	〃	〃
	１４	無名圦	〃　一之江1-17先	〃	〃
	１５	春江樋門	〃　一之江2-22先	〃	〃
	１６	西小松樋門	〃　東小松川3-3先	内外水位差による自然開閉	周辺施設を点検し、必要があれば仕切弁を閉鎖する

資６．７　江戸川水閘門操作規則（要約）

（はん濫危険水位以下の洪水時の水門の操作方法）

第五条　江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、水閘門の上流側にある量水標において測定した江戸川の水位（Ｙ．Ｐ．±0.00 メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「江戸川水門上水位」という。）が、次の各号の定めるところにより、水門を操作するものとする。

(1)　江戸川水門上水位が上昇し、2.50 メートルになるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと。

(2)　江戸川水門上水位が 2.50 メートルに達し、さらに上昇する恐れがあるときは、水門のゲートを全閉すること。

(3)　江戸川水門上水位が 2.00 メートル以下に下降したときは、水門のゲートを全開すること。

（はん濫危険水位以下の高潮時の水門の操作方法）

第六条　所長は、東京湾に高潮警報が発令されたときは、前条及び第九条の規定にかかわらず、直ちに水門の全てのゲートを全開するものとする。

２　所長は、前項の高潮警報が解除されたときは、前条及び第九条の規定により水門のゲートを操作するものとする。

３　所長は、本条及び前条によりゲートを操作する場合においては、水門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水・高潮時の操作方法）

第七条　所長は、前条の操作を行っている場合において、野田水位観測所において測定した江戸川の水位（Ｙ．Ｐ．3.50 メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「野田水位」という。）が 10.8 メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

所長は、機側操作員の退避を判断した後においては、遠隔操作により、第五条に準じた操作を行うものとする。

管理者　国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．８　行徳可動堰操作規則（要約）

（はん濫危険水位以下の洪水・高潮時の操作方法）

第五条　江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、第八条により可動堰を操作している場合において、可動堰の上流側の量水標において測定した水位（Ｙ．Ｐ．±0.00 メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「可動堰上水位」という。）が、次の各号に定める水位となった場合は、可動堰を操作するものとする。

(1)　可動堰上水位が上昇し、2.50 メートルになるまでの間においては、可動堰のすべてのゲートを全閉にしておくこと。

(2)　可動堰上水位が 2.50 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、可動堰のゲートを全開すること。

(3)　可動堰上水位が、概ね 2.00 メートル以下となるときは、可動堰のゲートを全閉すること。

（はん濫危険水位を上回る洪水・高潮時の操作方法）

第六条　所長は、前条の操作を行っている場合において、野田水位観測所において測定した江戸川の水位（Ｙ．Ｐ．3.50 メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「野田水位」という。）が、10.3 メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。次の各号に定める水位となった場合は、可動堰を操作するものとする。

管理者　国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．９　新大場川水門操作要領（要約）

（はん濫危険水位以下の洪水の操作方法）

第五条　　江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、新大場川水門(外)観測所において測定した中川の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「新大場川水門(外)水位」という。）が２．３０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき、且つ吉川水位観測所において測定した中川の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「吉川水位」という。）が４．４０メートル以下であるときは、次の各号に定めるところにより水門を操作するものとする。

(1)　中川から大場川へ逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと。

(2)　中川から大場川への逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。

(3)　水門のゲートを全閉している場合において、新大場川水門(内)観測所の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「新大場川水門(内)水位」という。）が中川水位よりも高くなったときは、これを全開すること。

（はん濫危険水位を上回る洪水・高潮時の操作方法）

第六条　　所長は、前条の操作を行っている場合において、吉川水位が 4.40 メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、機側の操作室は堤防高よりも高く安全なため、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）は退避しないものとするが、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側が安全ではないと判断し、危険を察知した場合には、所長に待避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避を判断した後に報告することができる。

　所長は、機側操作員の退避を判断した後においては、遠隔操作により、第五条に準じた操作を行うものとする。

管理者　国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．１０ 六ツ木水門操作要領（要約）

（はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第五条　江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、水門の中川側にある量水標において測定した水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「外水位」という。）が、２．４５メートル以上、吉川水位観測所において測定した中川の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「吉川水位」という。）が４．５０メートル以下であるときは、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

(1)　中川から花畑川への逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと

(2)　中川から花畑川への逆流が始まったときは、水門ゲートを全閉すること。

(3)　前号により水門ゲートを全閉している場合において、水門の花畑川側の量水標において測定した水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「内水位」

という。）が外水位より高くなったときは、水門のゲートを全開すること。

（はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第六条　所長は、前条の操作を行っている場合において、吉川水位が４．５０メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

管理者 国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．１１　三郷放水路機場等施設操作規則（要約）

（中川・大場川の洪水時等における操作の方法）

第3条 所長は、埼玉県北葛飾郡吉川市平沼地先吉川しい観測所の量水標において測定した中川の水位（標高マイナス１．１３４メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「吉川水位」という。）が３．００メートル、三郷水門の中川側にある量水標において測定した中川の水位（標高マイナス１．１３４メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「三郷１水位」という。）が２．６０メートル、伏越の上流側にある量水標において測定した大場川の水位（標高マイナス１．１３４メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「大場川１水位」という。）が２．３０メートル、伏越の下流側にある量水標において測定した大場川の水位（標高マイナス１．１３４メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「大場川２水位」という。）が２．３０メートルのいずれかが前記の水位に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより機場等施設のポンプの運転及び停止、ゲートの全開全閉操作をするものとする。

一　吉川水位が３．００メートル又は三郷１水位が２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、三郷水門ゲート、運転するポンプに対する三郷樋管ゲート、吐出ゲート及び切替ゲートを全開し、機場のポンプの運転を開始し、三郷排水機場の呑み口側にある量水標において測定した三郷総水路内の水位（標高マイナス１．１３４メートルを０点といた量水標の水位をいう。以下「三郷３水位」という。）の上昇及び下降に応じたポンプの運転調整を行うこと。

吉川水位が３．００メートル及び三郷１水位が２．６０メートル以下になったときは、三郷水門ゲート、吐出ゲート及び切替ゲートを全閉すること。

なお、大場川伏越は大場川及び第二大場川の流水を下流させるため伏越上流ゲート及び伏越下流ゲートは全開しておくこと。

二　大場川１水位又は大場川２水位が２．３０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、大場川水門ゲート、大場川第二水門ゲートを全開し、大場川及び第二大場川の洪

水を三郷放水路に取り込み、大場川１水位より三郷１水位と三郷３水位が同水位となったときは、三郷水門ゲートを全閉すること。

大場川１水位より三郷１水位が高いときは、運転するポンプに対応する三郷樋管ゲート、吐出ゲート及び切替ゲートを全開し、機場のポンプの運転を開始し、三郷３水位の上昇及び下降に応じたポンプの運転調整を行うこと。

大場川１水位又は大場川２水位が２．３０メートル以下となったときは、大場川水門ゲート、吐出ゲート及び切替ゲートを全閉すること。

なお、大場川伏越は大場川及び第二大場川の洪水を流下させるため伏越上流ゲート及び伏越下流ゲートは全開しておくこと。

三　吉川水位が３．００メートル又は、三郷１水位が２．６０メートル、かつ大場川１水位が２．３０メートル又は、大場川２水位が２．３０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、大場川水門ゲート及び連絡水門ゲートを全閉し、三郷水門ゲート、大場川第二水門ゲート、運転するポンプに対応する三郷樋管ゲート、吐出ゲート及び切替ゲートを全開し、機場のポンプの運転を開始し、三郷３水位の上昇及び下降に応じたポンプの運転調整を行うものとし、中川の洪水が大場川及び第二大場川に逆流しないときは、大場川水門ゲート及び連絡水門ゲートを全開すること。

吉川水位が３．００メートル及び三郷１水位が２．６０メートル以下となったときは、三郷水門ゲートを全開し、大場川１水位及び大場川２水位が２．３０メートル以下となったときは、大場川水門ゲート、大場川第二水門ゲート、吐出ゲート及び切替ゲートを全閉すること。

なお、大場川伏越は大場川及び第二大場川の洪水を流下させるため伏越上流ゲート及び伏越下流ゲートは全開しておくこと。

四　前二号の操作終了後に、大場川・第二大場川洪水の初期処理（初期処理とが、大場川及び第二大場川の洪水を三郷放水路に取り込み大場川及び第二大場川の水位を下げることをいう。）とし三郷放水路内に調整量を確保する操作は、ポンプによる江戸川への排水又は、三郷１水位が三郷水門の三郷放水路側の量水標において測定した三郷放水路内の水位（標高マイナス１．１３４メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下「三郷２水位」という。）より低くなる干潮時に三郷水門ゲートを全開全閉操作し、三郷放水路内の水位を低下させること。（以下「洪水調整量確保操作」という。）

管理者　国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．１２　綾瀬川放水路機場等操作要領（要約）

（洪水時における操作の方法）

第五条　江戸川河川事務所長（以下「所長」という。）は、谷古宇水位観測所において測定した綾瀬川の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「谷古宇水位」という。）が２．６０メートル、古綾瀬川上流水門の古綾瀬川側の量水標において測定した古綾瀬川の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「古綾

瀬川上古水位」という。）が２．９０メートル及び八潮排水機場の北放水路側の量水標において測定した放水路の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「八潮機場北水位」という。）が２．６０メートル、吉川水位観測所において測定した中川の水位（Ａ．Ｐ．０．０００メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「吉川水位」という。）が４．２０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより機場等施設を操作するものとする。

(1) 谷古宇水位が２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、草加南水門のゲートを全開し、連絡水門のゲートを全閉すること。

(2) 谷古宇水位が２．７０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、草加北水門のゲートを全開すること。

(3) 古綾瀬川上古水位が２．９０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、古綾瀬川上流水門のゲート及び古綾瀬川下流水門のゲートを全開すること。

(4) 古綾瀬川上流水門にて綾瀬川放水路から古綾瀬川へ逆流が始まったときは、古綾瀬川上流水門のゲートを全閉すること。

(5) 古綾瀬川下流水門にて綾瀬川放水路から古綾瀬川へ逆流が始まったときは、古綾瀬川下流水門のゲートを全閉すること。

(6) 八潮機場北水位が２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、八潮排水機場の北放水路側のポンプの運転を開始すること。

(7) 中川から綾瀬川放水路へ逆流が始まったときは、八潮水門のゲートを全閉し、八潮排水機場の南放水路側のポンプの運転を開始すること。

(8) 前号及び(6)により機場のポンプを運転している場合において、八潮機場北水位及び、八潮排水機場の南放水路側の量水標において測定した放水路の水位（Ａ．Ｐ．０．０００を０点とした量水標の水位をいい、以下「南放水路水位」という。）が２．３０メートル以下となったときは、八潮排水機場のポンプの運転を停止すること。

(9) (6)及び(7)により八潮排水機場のポンプの運転をしている場合において、吉川水位が４．２０メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、八潮排水機場のポンプの運転を停止すること。

(10) 前号により八潮排水機場のポンプの運転を停止している場合において、吉川水位が４．２０メートル以下になったときは、八潮排水機場のポンプの運転を開始すること。

２ 所長は、谷古宇水位が２．５０メートル未満となったときは、草加南水門のゲート及び草加北水門のゲートを全閉し、連絡水門のゲートを全開するものとする。

３ 古綾瀬川上古水位が２．９０メートル未満となったときは、古綾瀬川下流水門のゲートを全閉するものとする。

４ 所長は、南放水路水位又は八潮水門内水位が八潮水門外水位より高くなったときは、八潮水門のゲートを全開するものとする。

５ 所長は、第１項から第４項により水門のゲートを操作する場合においては、水門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第六条　前条の操作を行っている場合において、次の各号に定めるとき、機側の操作室は堤防高よ

りも高く安全なため、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）は退避しないものとするが、機側操作員は、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側が安全ではないと判断し、危険を察知した場合には、所長に退避指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避を判断した後に報告することができる。

所長は、機側操作員の退避を判断した後においては、遠隔操作により、第五条に準じた操作を行うものとする。

(1) 八潮水門、八潮排水樋管の機側については、吉川水位が４．５０メートルを越え、さらに上昇が見込まれるとき

(2) 草加南水門、草加北水門、古綾瀬川下流水門、古綾瀬川上流水門の機側については、谷古宇水位が３．８０メートルを超え、さらに上昇が見込まれるとき

管理者　国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．１３　伝右川排水樋門操作要領（要約）

（洪水時における操作の方法）

第3条　所長は、樋門の伝右川側にある量水標において測定した水位（標高―１．１３メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「機場内水位」という。）が２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあると認められるときは、次の各号の定めるところにより樋門等を操作するものとする。

一　綾瀬川から伝右川へ逆流しているときは、樋門のゲートを全閉し、全閉後に樋門内水位が上昇し２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を開始すること。

二　伝右川から綾瀬川へ流下しているときは、綾瀬川から伝右川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開し、機場のポンプの運転を停止しておくこと。

三　前号により樋門のゲートを全開し、機場のポンプの運転を停止している場合において、綾瀬川から伝右川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉し、全閉後に機場内水位が上昇し２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を開始すること。

２　所長は、第１項第一号、第三号、第３項及び第７項により機場のポンプを運転している場合において、機場内水位が２．３０メートル以下になったときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。

３　所長は、前項により樋門のゲートを全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、機場内水位が上昇し２．６０メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは機場のポンプの運転を開始するものとする。

４　所長は、第２項により樋門のゲートを全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、機場内水位が樋門の綾瀬川にある量水標において測定した水位（標高－１．１３メートルを０点とした量水標の水位をいい、以下「機場外水位」という。）より高いときは、樋門

のゲートを全閉するものとする。

５　所長は、機場のポンプを運転している場合において、機場内水位が機場外水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し、樋門のゲートを全開するものとする。

６　所長は、機場のポンプを運転している場合において、機場外水位が３．８０メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。

７　所長は、前項の規定により機場のポンプの運転を停止している場合において、機場外水位が３．８０メートル以下となったときは、機場のポンプの運転を開始するものとする。

８　所長は、第１項、第４項及び第５項により樋門を操作する場合においては、樋門の綾瀬川側及び伝右川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

管理者　国土交通大臣（江戸川河川事務所）

資６．１４　岩淵水門操作規則（要約）

第５条　岩淵水門（上）水位観測所において荒川の水位がA.P.4.0メートル以上であるときは、全てのゲートを全閉するものとする。岩淵水門（上）水位が下降してA.P.4.0メートル未満になったときは、水門の全てのゲートを全開するものとする。

管理者　国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

資６．１５　綾瀬水門・堀切菖蒲水門・綾瀬排水機場操作規則　（要約）

（洪水時における操作の方法）

第５条　谷古宇水位観測所の量水標において測定した水位（以下「谷古宇水位」という。）がA.P.+2.60メートル及び機場の綾瀬川側にある量水標において測定した水位（以下「綾瀬（内）水位という。）がA.P.+1.20メートルを越えるときは、次の各号に定めるところにより機場等施設を操作するものとする。

１　樋管のゲートを全開にし、機場のポンプの運転を開始する。

２　機場のポンプを運転している場合において、荒川から綾瀬川へ逆流が始まったときは、綾瀬水門を全閉する。

３　機場のポンプを運転している場合において、堀切菖蒲水門位置で下流から上流へ逆流が始まったときは、堀切菖蒲水門を全閉する。

４　綾瀬水門（外）水位がA.P.+2.15メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより綾瀬水門の操作をする。

1)．荒川から綾瀬川へ逆流が始まるまでの間は、綾瀬水門を全開しておく。

2)．荒川から綾瀬川へ逆流が始まったときは、綾瀬水門を全閉する。

3)．綾瀬水門を全閉している場合において、綾瀬水門（外）水位が綾瀬水門（内）水位より低くなったときは綾瀬水門を全開する。

管理者　国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

資６．１６　隅田水門操作要領（要約）

第５条　隅田水門水位観測所において荒川の水位（隅田水門（表）水位）が A.P.＋2.15 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき水門のゲートを全閉する。
隅田水門の水位観測所で観測する荒川と旧綾瀬川の水位が同水位となったときは、水門のゲートを全開する。

管理者　国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

資６．１７　中川水門操作要領（要約）

第５条　中川水門水位観測所において荒川の水位（中川水門（表）水位）が 2.15 メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき水門のゲートを全閉する。
中川水門の水位観測所で観測する荒川と中川の水位が同水位となったときは、水門ゲートを全開する。

管理者　国土交通大臣（荒川下流河川事務所）

資６．１８　津波発生時の水門操作について（荒川下流河川事務所）

「東京湾内」において津波に関する発表がされた場合は、下表の通り水門の操作を行う。

優先順位	1	2	3	4	5	6
施設名	中川水門	堀切菖蒲水門	隅田水門	綾瀬水門	芝川水門	岩淵水門
津波操作条件	津波警報・大津波警報	津波警報・大津波警報	津波警報・大津波警報	津波警報・大津波警報	津波警報・大津波警報	津波警報・大津波警報

資６．１９　羽田水門・六郷水門操作要領（要約）

（洪水時における操作の方法）

第３条　所長は、田園調布（下）水位観測所において測定した水位が 4.50 メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

一　多摩川から船溜りへの逆流が始まるまでの間は、水門のゲートを全開しておくこと。

二　多摩川から船溜りへの逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。

三　一号及び二号の状態において川表水位が川裏水位より低くなったときは水門のゲートを全開すること。

第５条　所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、水門を操作することができるものとする。

管理者　国土交通大臣（京浜河川事務所）

資６．２０　羽田水門・六郷水門操作要領に基づく津波時の運用ルール（京浜河川事務所）

＜要領第５条関係＞

東京湾に津波警報・大津波警報が発表された場合には、要領第５条に基づき速やかに遠隔制御設備による閉操作を実施する。

資６．２１　東京都水道局調布防潮せき管理規程（要約）

（可動せき等の開放順位）

第 13 条　主任は、上流水位が A.P3.5 メートルを超えるときは、次の各号に掲げる順序により可動せき（水門及びこう門）を開かなければならない。

1. 水門
2. こう門
3. 起伏せき

2　前項の規定にかかわらず、漂流物の状況によっては、こう門を先に開くことができる。起伏せきが既に開放した状態である場合も同様とする。

3　前項第 3 号の措置は、同項第 1 号及び第 2 号の措置を行つても、なお上流水位が A.P 3.5 メートルを超え、下流水位が A.P2.0 メートルを超えるとき実施するものとし、次の各号に掲げる順序による。

1. 第三起伏せき
2. 第四起伏せき
3. 第二起伏せき
4. 第五起伏せき
5. 第一起伏せき

（可動せき等の開放及び通報）

第 14 条　前条の規定により可動せきを操作する場合は、初めから急激に行うことなく徐々に行い、下流の水位に急激な変化を与えないようにしなければならない。

2　洪水時における下流への流量は、せき地点における上流流量を超えてはならない。

3　主任は、可動せき（水門及びこう門）を操作しようとする場合は、あらかじめ操作計画をたて、状況、操作の開始時刻及び操作の方法を課長に報告するとともに、全開にするときは次に掲げる関係機関に予告しなければならない。

1. 防潮せき下流の漁業組合
2. その他局長が必要と認め別に定めるもの

4　主任は、起伏せきを操作しようとするときは、あらかじめ操作計画をたて、状況、操作の開始時刻及び操作の方法を課長に報告するとともに、実施予定１時間前までに次に掲げる関係機関に予告しなければならない。

1. 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所
2. 東京都建設局第二建設事務所
3. 防潮せき下流の漁業組合

4．その他局長が必要と認め別に定めるもの

管理者　水道局長（浄水部）

資６．２２　東京都水道局羽村取水堰操作規程（要約）

（投渡堰の操作）

第 12 条　堰地点の水位が AP＋126.494 メートルとなったときは、次の各号の順序により投渡堰の操作を行うものとする。

(1)　堰の水位が AP＋126.494 メートルとなった時は、第１投渡堰を払うものとする。

(2)　前号の措置を行った後において、堰の水位が AP＋126.494 メートルとなったときは、第２投渡堰を払うものとする。

(3)　前２号の措置を行った後において、堰の水位が AP＋126.494 メートルとなったときは、第３投渡堰を払うものとする。

２　前項各号の措置は、堰の水位が最高水位を過ぎて AP＋126.494 メートルに復するまでの間継続するものとする。

（危害防止のための通知等）

第 14 条　前条第１項の規定により投渡堰の操作をしようとするときは、操作に着手する予定時刻の１時間前までに、操作着手予定時刻を別表第２に掲げる機関に通知するものとする。

２　投渡堰の操作をしようとするときは、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するものとする。

管理者　水道局長（水源管理事務所）

別表第２（第１４条関係）

1 国土交通省京浜河川事務所管理課
2 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所
3 国土交通省京浜河川事務所多摩出張所
4 国土交通省京浜河川事務所田園調布出張所
5 国土交通省二ヶ領宿河原堰管理所
6 東京都建設局河川部防災課
7 東京都建設局西多摩建設事務所工事第二課
8 東京都建設局西多摩建設事務所福生工区
9 東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課
10 東京都建設局北多摩北部建設事務所工事第二課
11 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課
12 東京都建設局南多摩西部建設事務所工事課
13 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課
14 神奈川県横浜川崎治水事務所
川崎治水センター管理課
17 福生市総務部防災危機管理課
18 昭島市総務部防災課
19 あきる野市総務部地域防災課
20 警視庁第九方面本部
21 警視庁福生警察署
22 東京消防庁警防部総合司令室多摩指令室
23 東京消防庁福生消防署
24 東京消防庁福生消防署羽村出張所
25 秋川漁業協同組合
26 奥多摩漁業協同組合（奥多摩フィッシングセンター）
27 浄水部浄水課
28 水源管理事務所技術課
29 東村山浄水管理事務所技術課
30 水運用センター運用課
31 東村山浄水管理事務所小作浄水場

15 川崎市多摩区役所道路公園センター
16 羽村市総務部防災安全課
32 東村山浄水管理事務所玉川浄水場

資６．２３　東京都水道局小作取水堰操作規程（要約）

（堰ゲートの操作）

第 13 条　洪水吐ゲート上段扉の操作によっても、堰地点の水位が、AP＋133.441 メートルを越える場合には、次の各号の順序により洪水吐ゲート下段扉を操作するものとする。

（別図第１参照）

(1) 堰地点の水位が、AP＋133.441 メートルとなったときは、洪水吐第２号ゲートを全開するものとする。

(2) 前号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP＋133.441 メートルとなったときは、洪水吐第３号ゲートを全開するものとする。

(3) 前２号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP＋133.441 メートルとなったときは、洪水吐第１号ゲートを全開するものとする。

(4) 前３号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP＋133.441 メートルとなったときは、洪水吐第４号ゲートを全開するものとする。

(5) 前４号の措置を行った後において、堰地点の水位が、AP＋133.441 メートルとなったときは、土砂吐きゲートを全開するものとする。

２．前項各号の措置は、堰地点の水位が最高水位を過ぎて AP＋133.441 メートルに復するまでの間継続するものとする。

（危害防止のための通知）

第 15 条　前条第１項の規定により堰ゲートを操作しようとするときは、操作に着手する予定時刻の１時間前までに、操作着手予定時刻を別表第２に揚げる機関に通知するものとする。

２　堰ゲートの操作をしようとするときは、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するものとする。

管理者　水道局長（水源管理事務所）

資６．２４　東京都水道局小河内ダム操作規程（要約）

（ダム及び貯水池の諸元等）

第３条　ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1)　ダ　　ム

イ　高　　さ　　149m

ロ　堤頂の標高　　530m

ハ　余水吐の越流頂の標高　　519.95m

ニ　余水吐ゲート

(ｲ)　個々のゲートの規模及び数

高さ 7.2mで幅 10.9mのもの５門

(ﾛ)　個々のゲートの開閉の速さ

１分につき 0.3m

(ﾊ)　設計洪水流量　　1,500m^3／S

(2)　取水施設

イ　多摩川第１発電所取水管（ローラゲート）

(ｲ)　口　径　　2.8m　　１条

(ﾛ)　標　高　　453m

ロ　第１号取水施設取水管（減勢弁）

(ｲ)　口　径　　1.6m　　２条

(ﾛ)　標　高　　425m

開閉の速さ　　１分につき 0.15m

ハ　第２号取水施設取水管（減勢弁）

(ｲ)　取水庭

本　体　　幅　5.0m　　長さ　53.5m　　高さ　45.6m

(ﾛ)　取水口

本　体　　幅　8.0m　　長さ　15.0m　　高さ　47.1m

多段ゲート　直線形６段式　　１門

径間　8.0m　　扉高　33.6m

取水口ゲート

径間　4.6m　　扉高　4.2m

(ﾊ)　導水管　口径　3.8m～0.8 m　　１条

(ﾆ)　減勢弁室

本　体　　幅　19.5m　　奥行　9.7m

取水管（減勢弁）

口径　1.8m　　２条

0.6m　／　１条

標高　485.5m

開閉の速さ　　１分につき 0.14m（口径 1.8m）

開閉の速さ　　１分につき 0.13m（口径 0.6m）

減勢池　　巾　22m　　長さ　100m　　深さ　11m

ニ　冷水対策施設導水路

(ｲ)　導水管　　口径　3.3～2.5 m

(ﾛ)　標　高　483.654m

(ﾊ)　サージタンク

ＨＷＬ526.5m～ＬＷＬ490.0m

上室　　内径　9.7m　　高さ　　8.5m
立杭　　内径　4.9m　　高さ　67.35m

(3)　貯水池

イ　直接集水地域の面積　　262.88km^2
ロ　湛水区域の面積　　4.25km^2
ハ　最大背水距離　　13.87km
ニ　設計洪水位　　標高　526.50m
（水位計による表示 101.50m）
ホ　常時満水位　　標高　526.50m
（水位計による表示 101.50m）
ヘ　予備放流水位　　標高　522.70m
（水位計による表示 97.70m）
ト　最低水位　　標高　425.00m
（水位計による表示　0.00m）
チ　有効貯水容量　　185,400,000m^3

(4)　最大使用水量等

イ　最大使用水量　　21.5m^3／S
ロ　〃　注水用取水量　　30.0m^3／S

（予備警戒時）

第７条　この規程において「予備警戒時」とは、第５条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、これらに定められた降雨が発生するに至った時、又はその他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、これらに定められた降雨が発生するに至らなかった時又はその他洪水が発生するおそれがないと認められるに至る時までの間をいう。

（余水吐ゲート及び取水管バルブの操作の方法等）

第 13 条　ダムの余水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向って順次「第１号ゲート」、「第２号ゲート」、「第３号ゲート」、「第４号ゲート」及び「第５号ゲート」という。

２　ダムの余水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第５号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によって行なうものとする。

第３号ゲート
第２号ゲート
第４号ゲート
第１号ゲート

第５号ゲート

３　前項の場合におけるゲートの１回の開閉の動きは 0.3mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第10条の規定を守るためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

４　１のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該１のゲートが始動してから少なくとも 30 秒を経過した後でなければ、当該他のゲートを始動させてはならない。

５　ゲート及びダムの取水管バルブは、第 11 条の規定により放流する場合又はダムの余水吐若しくは取水管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

（放流の際の関係機関に対する通知）

第 14 条　河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 48 条の規定による通知は、ダムの余水吐又は取水管からの放流（当該放流の中途における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下「ダム放流」という。）の開始の少なくとも一時間前に別表１(1)欄に定めるところにより行なうものとする。

２　前項の通知をするときは、国土交通省関東地方整備局長（以下「関東地方整備局長」という。）に対しても、別表１(2)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「令」という。）第 31 条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

３　東京都交通局多摩川第１発電所（以下「発電所」という。）の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前２項の規定の例により通知しなければならない。

（放流の際の一般に周知させるための措置）

第 15 条　法第 48 条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から羽村地点までの多摩川の区間についてとるものとする。

２　令第 31 条の規定による警告は、別表２に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

１．ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあっては、ダム放流の開始約 15 分前に約 10 分間

２．ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあっては、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時約 15 分前に約 10 分間

３．警報車の拡声器による警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前

３　発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止する必要があると認められたときは、前

２項の規定により警告しなければならない。

（洪水時における措置）

第 22 条　洪水時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

１．　次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないよう必要最小限度に行なうこと。

イ　洪水時が始まった時からダムの余水吐ゲートを全開にし、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間、これを継続すること。

ロ　イの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイの規定により貯水池から放流すること。

２．法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

３．その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

別表第１　（第 14 条、第 19 条及び第 20 条第５号）

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(1)	東京都知事	建設局河川部防災課	加入電話	
	神奈川県知事	県土整備局河川下水道部河港課		
	東京都建設局西多摩建設事務所長	工事第二課		
	〃　南多摩東部　〃	工事課		
	〃　南多摩西部　〃	〃		
	〃　北多摩南部　〃	工事第二課		
	〃　北多摩北部　〃	〃		
	青梅市長	市民安全部防災課		
	川崎市長	総務企画局危機管理室		
	奥多摩町長	総務課		
	警視総監	警視庁警備部災害対策課		
	警視庁青梅警察署長	奥多摩交番		
	消防総監	東京消防庁警防部特殊災害課		
	東京都交通局発電事務所長	多摩川第３発電所		
(2)	関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課		

別表第２　（第 15 条第２項）

警報装置の名称	無線局免許状記載の警報装置の設置場所	警告手段	備考
第１号警報局 （小河内堰堤）	東京都西多摩郡奥多摩町原 東京都水道局小河内堰堤警報局内　　（ダム地点）	サイレン スピーカ	水道局
屋外スピーカー局 （副堰堤）	東京都西多摩郡奥多摩町原 東京都交通局多摩川第一発電所内	スピーカ	交通局
第２号警報局 （境）	東京都西多摩郡奥多摩町境字道所 東京都水道局境警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第３号警報局 （檜村）	東京都西多摩郡奥多摩町境字ヒムラ 東京都水道局檜村警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第４号警報局 （弁天橋）	東京都西多摩郡奥多摩町氷川 東京都水道局弁天橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第５号警報局 （氷川）	東京都西多摩郡奥多摩町字大氷川 東京都水道局氷川警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第６号警報局 （海沢）	東京都西多摩郡奥多摩町氷川地内 東京都水道局海沢警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第７号警報局 （白丸ダム）	東京都西多摩郡奥多摩町棚沢字馬沢石 東京都交通局白丸ダム警報局舎内	サイレン スピーカ	交通局
屋外スピーカー局 （鳩ノ巣下）	東京都西多摩郡奥多摩町棚沢	スピーカ	交通局
第８号警報局 （鳩ノ巣）	東京都西多摩郡奥多摩町棚沢 東京都水道局鳩ノ巣警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第９号警報局 （古里）	東京都西多摩郡奥多摩町大字小丹波字オタキ下 東京都水道局古里警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１０号警報局 （川井）	東京都西多摩郡奥多摩町梅沢 東京都水道局川井警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１１号警報局 （御岳）	東京都青梅市御岳 東京都交通局多摩川第三発電所内	サイレン スピーカ	交通局
屋外スピーカー局 （御岳玉堂）	東京都青梅市御岳	スピーカ	交通局
第１２号警報局 （沢井）	東京都青梅市柚木町 東京都水道局沢井警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１３号警報局 （二俣尾）	東京都青梅市二俣尾 東京都水道局二俣尾警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１４号警報局 （好文橋）	東京都青梅市梅郷 青梅市立西中学校校庭東京都水道局好文橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１５号警報局 （日向和田）	東京都青梅市日向和田 東京都水道局日向和田警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１６号警報局 （万年橋）	東京都青梅市畑中 東京都水道局万年橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１７号警報局 （調布橋）	東京都青梅市千ヶ瀬 東京都水道局調布橋警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１８号警報局 （河辺）	東京都青梅市長淵 東京都水道局河辺警報局内	サイレン スピーカ	水道局
第１９号警報局 （多摩川橋）	東京都羽村市羽西 東京都水道局多摩川橋警報局内　　（羽村地点）	サイレン スピーカ	水道局

管理者　水道局長（小河内貯水池管理事務所）

資６．２５　東京都交通局白丸調整池ダム操作規程（要約）

（ダム及び調整池の諸元等）

第３条　ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1)　ダム

イ　高　　さ　　30.3m

ロ　堤頂の標高　　293.3m

ハ　越流頂の標高　　274.8m

ニ　洪水吐ゲート

（イ）　個々のゲートの規模及び数

メインゲート　　高さ 16.5m、幅８ｍ　２門

サイドゲート　　高さ 10.0m、幅３ｍ　１門

（ロ）　個々のゲートの開閉の速さ

メインゲート　　１分につき 0.3m

サイドゲート　　低速　１分につき 0.1m

高速　１分につき 0.2m

ホ　放流管バルブ

（イ）　規模及び数　　内径 0.2m　２門

（ロ）　開閉の速さ　　１秒につき５㎜

ヘ　取水口ゲート

（イ）　個々のゲートの規模及び数

多摩川第三発電所

取水ゲート　ローラー式ゲート　　高さ 3.6m、幅 3.6m　１門

白丸発電所

取水ゲート　ローラー式ゲート　　高さ 1.8m、幅 1.8m　１門

（ロ）　個々のゲートの開閉の速さ

多摩川第三発電所

取水ゲート　　１分につき 0.3m

緊急閉鎖時　１分につき 2.3m

白丸発電所

取水ゲート　　１分につき 0.3m

緊急閉鎖時　１分につき 2.3m

ト　設計洪水流量　　2,000m^3／s

(2)　調整池

イ　集水地域の面積　　直接　134.3km^2

ロ　湛水区域の面積　　0.09km^2

ハ　最大背水距離　　1.8km

ニ　設計洪水位　　標高　290.8m

（水位計による表示　16m）

ホ　常時満水位　　標高　290.8m
（水位計による表示　16m）
ヘ　予備放流水位　　標高　282.3m
（水位計による表示 7.5m）
ト　最低水位　　標高　274.8m
チ　有効貯水容量　　840,000m^3

(3)　最大使用水量

イ　多摩川第三発電所　　28m^3／s
ロ　白丸発電所（維持、観光放流）　5.3m^3／s

（予備警戒時）

第７条　この規程において「予備警戒時」とは、第５条の予報区を対象として大雨洪水注意報又は洪水注意報が行われ、その他洪水の発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水の発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

（洪水吐ゲート及び放流管バルブの操作の方法等）

第 13 条　ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下「ゲート」という。）は、左岸に最も近いのから右岸に向かって順次「第１号メインゲート」、「第２号メインゲート」及び「サイドゲート」という。

２　ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第２号メインゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開けたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第１号メインゲート
第２号メインゲート

３　前項の規定にかかわらず、適宜サイドゲートを操作して放流量の分担調整を行えるものとする。

４　第２項の場合におけるメインゲートの１回の開閉の動きは 0.9m、前項の場合におけるサイドゲートの１回の開閉の動きは、1.8mを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

５　１のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該１のゲートが始動してから少なくとも 10 秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

６　ゲート及び放流管バルブは、第 11 条の規定により放流する場合、又はダムの洪水吐、若しくは放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

（放流の際の関係機関に対する通知）

第 14 条　法第 48 条の規定による通知は、ダムの洪水吐からの放流（当該放流の中途における放流

量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下「ダム放流」という。）の開始の少なくとも１時間前に別表第１（一）欄に定めるところにより行うものとする。

２　前項の通知をするときは、国土交通省関東地方整備局長（以下「関東地方整備局長」という。）に対しても別表第１（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号以下「令」という。）第３１条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

３　発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められたときは、前２項の規定の例により通知しなければならない。

（放流の際の一般に周知させるための措置）

第 15 条　法第４８条の一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から沢井地点まで（調整池からの最大放流量が３００m^3/ｓを超えるときは、ダム地点から小作地点まで）の多摩川の区間についてとるものとする。

２　令第３１条の規定による警告は、別表第２に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

(1)　ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあっては、ダム放流の開始約１０分前に約５分間

(2)　ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあっては、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時約１０分前に約５分間

(3)　警報車の拡声器による警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における多摩川の水位の上昇が開始されると認められる時の約１５分前

３　発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められたときは、前２項の規定の例により警告しなければならない。

（洪水時における措置）

第 22 条　洪水時においては、第２０条第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　次に定めるところにより、調整池から放流すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないよう必要最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　洪水時に至った時から流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、ダムの洪水吐ゲートを全開にした状態における流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2)　法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

別表第１（第 14 条、第 19 条及び第 20 条第４号）

	通知の相手方		通知の方法	適　用
	名　　称	相手機関の名称		
(一)	東京都知事	建設局河川部防災課	加入電話	
	奥多摩町長	総務課		
	青梅市長	防災課		
	羽村市長	総務部市民防災安全課		
	青梅警察署長	警備課		
	青梅消防署長	警防課		
	奥多摩消防署長	警防係		
	東京都水道局長	羽村取水管理事務所		
(二)	関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課	電子メール	

別表第２（第 15 条第２項）

警報局	サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造または能力	所管
白丸ダム	第7号サイレン	東京都西多摩郡奥多摩町 棚沢字馬沢石	三相交流電動機 200v　2.2kw	交通局
鳩ノ巣	第8号サイレン	東京都西多摩郡奥多摩町 棚沢	三相交流電動機 200v　2.2kw	水道局
古里	第9号サイレン	東京都西多摩郡奥多摩町 大字小丹波字オタキ下	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
川井	第10号サイレン	東京都西多摩郡奥多摩町 梅沢	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
御岳	第11号サイレン	東京都青梅市 御岳	三相交流電動機 200v　2.2kw	交通局
沢井	第12号サイレン	東京都青梅市 柚木町	三相交流電動機 200v　2.2kw	水道局
二俣尾	第13号サイレン	東京都青梅市 二俣尾	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
好文橋	第14号サイレン	東京都青梅市 梅郷	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
日向和田	第15号サイレン	東京都青梅市 日向和田	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
万年橋	第16号サイレン	東京都青梅市 畑中	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
調布橋	第17号サイレン	東京都青梅市 千ヶ瀬	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃
河辺	第18号サイレン	東京都青梅市 長淵	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃

多摩川橋	第19号サイレン	東京都羽村市 羽西	三相交流電動機 200v　2.2kw	〃

資６．２６　中央卸売市場築地市場差蓋操作要領（要約）

（管理及び警戒態勢の実施）

第１　差蓋は原則、閉鎖管理とする。財政調整担当部長は、次の各号に掲げるとき警戒態勢に入る。

１　気象庁から津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。

２　東京都水防本部または東京都災害対策本部が設置されたときで、財政調整担当部長が必要と認めたとき。

３　その他、財政調整担当部長が必要と認めたとき。

管　理　者　東京都知事（中央卸売市場管理部）

操作担当者　東京都知事（中央卸売市場管理部）

資６．２７　江戸川競艇場陸閘管理規程（要約）

３．操作

（１）東京都第五建設事務所より水防対策を指示されたとき。

（２）気象庁から津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。

（４）関東興業株式会社水防委員会において予防上必要と認めたとき。

管理者　関東興業株式会社

操作管理者　関東興業株式会社

資６．２８　綾瀬新橋陸閘操作規則

【警戒体制時】

水位がA.P.+2.90mに上昇し、さらに増水が予想される時に閉鎖する。

管　理　者　足立区

操作担当者　足立区

資６．２９　千住曙町陸閘操作規則

【警戒体制時】

水位がA.P.+3.70mに上昇し、さらに増水が予想される時に閉鎖する。

【地震・津波時】（操作の特例）

津波警報が発令されたときは、堤外地の安全確認の上、直ちに閉鎖する。

その後浸水のおそれがなくなったときは、解放する。

管　理　者　足立区

操作担当者　足立区

資６．３０　越中島陸閘の開閉操作に関する協定書（要約）

（施設の管理方法）

第５条　施設は、常時閉鎖管理とする。ただし、以下の一～六の場合に定める場合を除き、国立大学法人東京海洋大学（以下、「乙」という。）の責任のもと施設を開放することを妨げない。また、乙は自らの責において、以下の一～五の情報を得るものとする。なお、以下の一～六の場合には、施設が閉鎖状態にある旨、乙から東京都第五建設事務所（以下、「甲」という。）に対し報告を行うものとする。

一　気象庁が暴風雨又は高潮の警報及び注意報を発したとき。

二　気象庁が津波の警報及び注意報を発したとき。

三　国土交通大臣が荒川における水防警報を発令したとき。

四　異常潮位により、水位がAP+2.1mを超えるとき。

五　江東区における震度５弱以上の地震の発生等、施設を閉鎖すべき突発的事象が発生したとき。

六　その他、甲が施設の閉鎖を必要と認めたとき。

管　理　者　　東京都（第五建設事務所）

操作担当者　　国立大学法人東京海洋大学

資６．３１　葛飾区排水場操作規程

昭和50年4月1日

訓令甲第10号

都市整備部

（通則）

第1条　区長が管理する排水場の操作については、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条　この規程は、別表に掲げる排水場について適用する。

（昭54訓令甲32・平7訓令8・一部改正）

（操作の目的）

第3条　排水場の操作は、気象又は水象による水位の調整をはかるとともに、水災の発生を防止することを目的とする。

（操作の方法）

第4条　排水場の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、都市整備部公園課長とする。

2　管理責任者は、別表の操作基準によりその所属の職員(以下「所属職員」という。)をして排水場の操作を行わせるものとする。ただし、調整のため必要があるときは、同表の操作基準以外の方法により排水場の操作を命ずることができる。

(昭54訓令甲32・平5訓令13・平7訓令8・平10訓令26・平12訓令8・平13訓令17・平14訓令1・平16訓令9・平20訓令18・平26訓令9・一部改正)

（操作の方法の特例）

第5条　管理責任者は、緊急事態及び事故その他のやむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前条に規定する方法以外の方法により、排水場の操作を命ずることができる。この

場合においては、その旨を都市整備部長(以下「部長」という。)に報告するものとする。
(平 5 訓令 13・平 12 訓令 8・平 16 訓令 9・一部改正)

(操作に関する記録)

第 6 条　所属職員は、排水場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、管理責任者に報告するものとする。

(1)　操作した排水場の名称

(2)　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(3)　前各号のほか、参考となるべき事項

(警戒態勢の実施)

第 7 条　部長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

(1)　気象庁が大雨又は高潮の特別警報を行ったとき。

(2)　気象庁が大雨、高潮及び洪水のいずれかの警報を行ったとき。

(3)　気象庁が大雨、雷、高潮及び洪水のいずれかの注意報を行ったときで、部長が必要と認めるとき。

(4)　葛飾区水防本部が設置されたとき。

(5)　葛飾区災害対策本部が設置されたとき。

(6)　前各号のほか、部長が必要と認めるとき。

(平 26 訓令 9・一部改正)

(警戒態勢における措置)

第 8 条　部長は、警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1)　排水場を適切に操作することができる要員を確保すること。

(2)　排水場及び排水場を操作するために必要な付属施設の点検及び整備を行うこと。

(3)　排水場の操作上必要な気象及び水象の観測並びに情報の収集を密にすること。

(4)　前各号のほか、排水場の操作上必要な措置をすること。

(警戒態勢の解除)

第 9 条　部長は、大雨、高潮等のおそれがなくなったときは、警戒態勢を解除するものとする。

(平 26 訓令 9・一部改正)

(点検及び整備)

第 10 条　管理責任者は、排水場を操作するために必要な機械器具等について、部長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第 11 条　管理責任者は、排水場の操作上必要な気象及び水象等について、部長の定めるところにより、観測するものとする。

(記録及び報告等)

第 12 条　管理責任者は、排水場を管理するために必要な事項について、部長の定めるところにより、記録し、保存し、必要に応じ部長に報告するものとする。

(委任)

第 13 条　この規程に定めるほか、必要な事項は、部長が定める。

付　則(中間省略)

付　則(平成 12 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 13 年 3 月 30 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 19 年 7 月 9 日訓令第 21 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 20 年 3 月 31 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 21 年 6 月 24 日訓令第 24 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 22 年 6 月 1 日訓令第 10 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 26 年 6 月 19 日訓令第 9 号)

改正後の葛飾区排水場操作規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 2 条、第 4 条関係)

(昭 50 訓令甲 22・全改、昭 51 訓令甲 17・昭 52 訓令甲 1・昭 54 訓令甲 32・昭 55 訓令甲 1・昭 55 訓令甲 16・昭 56 訓令甲 21・昭 56 訓令甲 22・昭 57 訓令甲 14・昭 57 訓令甲 16・昭 58 訓令甲 24・昭 58 訓令甲 26・昭 58 訓令甲 27・昭 59 訓令 7・昭 59 訓令 14・昭 60 訓令 5・昭 60 訓令 8・昭 61 訓令 1・昭 62 訓令 10・昭 63 訓令 4・平元訓令 9・平 2 訓令 4・平 2 訓令 8・平 3 訓令 1・平 3 訓令 18・平 3 訓令 19・平 4 訓令 11・平 5 訓令 13・平 6 訓令 8・平 7 訓令 8・平 7 訓令 14・平 8 訓令 11・平 9 訓令 1・平 10 訓令 26・平 12 訓令 8・平 14 訓令 1・平 14 訓令 28・平 16 訓令 9・平 19 訓令 21・平 21 訓令 24・平 22 訓令 10・平 26 訓令 9・一部改正)

排水場名	位置	操作基準
六方排水場	葛飾区 四つ木三—4—38	操作の開始　水位警報器の示す高水位による。 操作の終了　水位警報器の示す低水位による。
四ツ木橋〃	〃 〃　　一—7—9	〃 〃
第三新宿〃	〃 新宿一—1—13	〃 〃
東金町〃	〃 東金町七—27—2	〃 〃
柴又〃	〃 柴又六—24—2	〃 〃
古谷〃	〃 金町四—25—14	〃 〃

資６．３２　調布排水樋管操作規則（要約）

第３章 樋管の操作の方法等

（ 洪水時の操作方法）

第８条 市長は，樋管において測定した水位が計画高水位以下であるときは，次の各号に掲げるところにより，樋管を操作するものとする。

（１）樋管の水位が監視開始水位（５メートル）を観測した場合においては，樋管のゲートが正しく稼働するか点検をすること。

（２）樋管の水位が樋管閉塞検討水位（６メートル）を観測した場合においては，突発的な状況変化に迅速に対応可能な常駐監視とし，樋管操作準備態勢に入ること。

（３）流向計等において多摩川から調布幹線への逆流が始まるまでの間においては，樋管のゲートを全開しておくこと。

（４）流向計等において多摩川から調布幹線への逆流が始まったと判断するときは，樋管のゲートを全閉すること。

（５）樋管の上下流側の水位差がほとんどない状態で水位が上昇し，流向計の不具合等により逆流の確認が必要な場合であって，かつ，樋管の水位が６．５メートル（被害発生水位・調布幹線天端高）に達すると見込まれるときは，多摩川から調布幹線への逆流を確認するために樋管のゲートを全閉して，上下流のどちらの水位が高くなるか確認すること。

（６）樋管の水位が計画高水位を超えた場合においては，樋管のゲートを全閉すること。ただし，その後水位の下降が見込まれる場合には，この限りではない。

（７）樋管のゲートを全閉している場合において，河川水位が下降傾向にあり，樋管の水位が計画高水位以下となり，樋管の上流側の水位が樋管の下流側の水位より高くなったときは，これを全開にすること。

２ 前項の場合においては，樋管の上下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

３ 第１項の規定にかかわらず，第６条第４号又は第５号の規定により機側操作員が退避する場合においては，樋管のゲートを全閉すること。ただし,その後水位の下降が見込まれる場合には，この限りではない。

（ 樋管の操作盤で操作できない場合の操作方法）

第９条 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに掲げる場合には，市長は，機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。

（１）樋管の操作盤での作業が機側操作員の生命を危険にさらす可能性がある場合

（２）道路の浸水等により樋管の操作盤に機側操作員がたどり着けない場合２前項に規定する場合であって，かつ，樋管のゲートが全閉されていない場合において，次の各号のいずれかに掲げる場合には，市長は，遠隔操作により樋管のゲートを全閉するものとする。ただし，その後水位の下降が見込まれる場合にはこの限りではない。

（１）流向計等において多摩川から調布幹線への逆流が始まったと判断する場合

（２）樋管の水位が計画高水位を超えた場合

３ 前項に規定する遠隔操作にあたっては，市長は，カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等，必要な措置を講ずるものとする。

４ 市長は，第２項の規定により樋管のゲートを全閉にしている場合において，河川水位が下降傾向にあり，樋管の水位が計画高水位以下となり，樋管の上流側の水位が樋管の下流側の水位より高くなったときは，樋管のゲートを全開にするものとする。

（ 平水時における操作の方法）

第１０条 市長は，調布幹線において測定した多摩川の水位が計画高水位以下であり，逆流が発生していないときは，樋管のゲートを全開しておくものとする。

管　理　者　調布市

操作担当者　調布市

資６．３３　玉川排水樋管操作規則（要約）

（はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第５条 受託者は、東京都大田区田園調布地先の田園調布（上）水位観測所において測定した多摩川の水位（以下「田調（上）水位」という。）が、５．４０メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

（１）多摩川から谷沢川への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。

（２）多摩川から谷沢川への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。

（３）樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。

２．前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第６条 受託者は、前条の操作を行っている場合において、田調（上）水位が１０．５メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、受託者に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

機側操作員は、退避の際、操作盤を遠隔操作できるようにし、全ての扉を閉じるものとする。

操作員が退避した場合は、受託者は、委託者に退避した旨を報告するものとする。

資６．３４　都内水門操作状況一覧伝達様式

※　受信確認の連絡は必要ありません。

水防関係速報 伝達記録用紙	情報番号	情報連絡班長	情報連絡掛長	発信者

都内水門操作状況一覧　第　　報　　1／2					
日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分　現在				
施設名	操作担当部署	閉鎖 開始時刻	閉鎖 終了時刻	開放 開始時刻	開放 終了時刻
国河川					
江戸川水閘門	江戸川河川事務所	:	:	:	:
行徳可動堰	江戸川河川事務所	:	:	:	:
新大場川水門	江戸川河川事務所	:	:	:	:
六ツ木水門	江戸川河川事務所（操作は足立区）	:	:	:	:
荒川ロックゲート	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
岩淵水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
綾瀬水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
隅田水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
中川水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
堀切菖蒲水門	荒川下流河川事務所	:	:	:	:
羽田第一水門	京浜河川事務所	:	:	:	:
羽田第二水門	京浜河川事務所	:	:	:	:
六郷水門	京浜河川事務所(操作は大田区)	:	:	:	:
都河川					
扇橋閘門	江東治水事務所	:	:	:	:
源森川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
竪川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
新小名木川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
大島川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
月島川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
住吉水門	江東治水事務所	:	:	:	:
亀島川水門	江東治水事務所	:	:	:	:
日本橋水門	江東治水事務所	:	:	:	:

問い合わせ先		
東京都水防本部（建設局河川部）	ＴＥＬ	０３－５３２０－５４３５

水防関係速報
伝達記録用紙

都内水門操作状況一覧　第　　報　　2／2					
日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分　現在				
施設名	操作担当部署	閉鎖 開始時刻	閉鎖 終了時刻	開放 開始時刻	開放 終了時刻
上平井水門	江東治水事務所	:	:	:	:
今井水門	江東治水事務所	:	:	:	:
花畑水門	江東治水事務所(操作は足立区)	:	:	:	:
内川水門	江東治水事務所(操作は大田区)	:	:	:	:
新川東樋門（第二樋門）	江東治水事務所	:	:	:	:
北十間川樋門	江東治水事務所	:	:	:	:
内川排水機場	江東治水事務所	:	:	:	:
木下川排水機場	江東治水事務所	:	:	:	:
小名木川排水機場	江東治水事務所	:	:	:	:
清澄排水機場	江東治水事務所	:	:	:	:
新川排水機場	江東治水事務所	:	:	:	:
区管理					
平久水門	江東区	:	:	:	:
洲崎南水門	江東区	:	:	:	:
新左近川水門	江戸川区	:	:	:	:
		:	:	:	:
その他※自由記入		:	:	:	:
		:	:	:	:
		:	:	:	:
		:	:	:	:
		:	:	:	:

問い合わせ先		
東京都水防本部（建設局河川部）	ＴＥＬ	０３－５３２０－５４３５

資６．３５　小河内ダム事前放流実施要領

（通則）

第１条 小河内ダムにおける事前放流の実施については、東京都水道局小河内ダム操作規程（以下、「操作規程」という）第20条第1項に規定される措置のほか、この要領に定めるところによる。

（事前放流の基本）

第２条 小河内ダム管理者は、以下の各号に該当する場合、事前放流を実施するものとする。

２　ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である４５０㎜（／４８時間）以上であるとき。

３　事前放流を行う場合は、ダム下流河川利用者（水根沢橋～羽村堰間）の安全の確保、貯水池法面の安定状況を考慮し安全が確保されていること。

（目標水位）

第３条 低下目標水位は、予測降雨量を用いダム流入量予測等により算出される流入量から、予測時点における満水位以下の空き容量及びダム放流量を減じた総量を確保容量とし、水位換算したものを低下目標水位とする。

２　予測降雨量の修正等に伴い随時目標水位の見直しを行うものとする。

（関係機関への通知）

第４条 事前放流を行う場合は、別表に定める関係機関に通知する。

（中止）

第５条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し操作規程第22条の洪水時における措置（洪水時の操作）に移行する。

２ 事前放流を行っている場合において、水位が低下目標水位以下となった場合には、事前放流操作を中止し、操作規程第４条に規定される洪水（洪水量）に等しくなるまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

３ 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として第２条第１項に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

４ 事前放流を行っている場合において、流入量が操作規程第４条に規定される洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。

５ 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

（報告等）

第６条 第２条の規定により事前放流を行おうとするとき及び第５条の規定により事前放流を中止したときは、第４条に規定する関係機関に通知するものとする。

附則

この要領は、令和３年３月３１日から実施する。

別表（第４条）

通知の相手方		通知の方法
名称	担当機関の名称	
東京都総務局総合防災部長	総務局総合防災部防災対策課	電話 FAX
東京都知事	建設局河川部防災課	
神奈川県知事	県土整備局河川下水道部河港課	
東京都建設局 西多摩建設事務所長	工事第二課	
〃 南多摩東部建設事務所長	工事課	
〃 南多摩西部建設事務所長	〃	
〃 北多摩南部建設事務所長	工事第二課	
〃 北多摩北部建設事務所長	〃	
青梅市長	市民安全部防災課	
羽村市長	総務部防災安全課	
川崎市長	総務企画局危機管理室	
奥多摩町長	総務課	
警視総監	警視庁警備部災害対策課	
警視庁青梅警察署長	奥多摩交番	
消防総監	東京消防庁警防部特殊災害課	
東京都交通局発電事務所長	多摩川第３発電所	
関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課	

７．水防用備蓄資器材等

資７．１　水防用備蓄資器材一覧表（東京都、警察・消防機関、水防管理団体）

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート m²
第一建設事務所	東京都	第一建設事務所	明石町	中央区明石町 ５－２１	03-3542-1292 (工事課工務担当)	9,960	50	470	1,526	110	0	0.0	3,486
			小計	1		9,960	50	470	1,526	110	0	0.0	3,486
		港湾局	佃水門	中央区晴海 １－１－２６	03-3531-5735	200	0	0	0	0	0	0.0	380
			朝潮水門 水防倉庫	〃 勝どき ６－３	〃	2,750	0	0	0	0	0	0.0	90
			浜前水門詰所	〃 勝どき ３－１４－１３	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			浜離宮 排水機場	〃 浜離宮庭園１－１	03-3434-3709	1,300	0	0	0	0	0	0.0	290
			芝浦排水機場	港区港南 ３－９－６３	03-3471-7818	1,750	0	0	0	0	0	0.0	480
			小計	5		6,000	0	0	0	0	0	0.0	1,240
		警視庁	警視庁 第一機動隊	千代田区北の丸 4-1	03-3212-8871	800	0	0	250	0	0	0.0	1,700
		東京消防庁	第一消防方面本部 外10消防署	千代田区麹町 1-12	03-3222-0119	1,775	0	3,920	1,045	10	0	0.7	1,280
			小計	2		2,575	0	3,920	1,295	10	0	0.7	2,980
		東京都　計		8		18,535	50	4,390	2,821	120	0	0.7	7,706
	水防管理団体	千代田区	真田濠	千代田区紀尾井町 ５－１	03-5211-4239 (道路公園課)	800	0	0	85	40	0	0.0	75
			小計	1		800	0	0	85	40	0	0.0	75
		中央区	八丁堀詰所	中央区八丁堀 ４－１－５	03-3546-5430 (道路課道路保全係)	550	0	50	120	0	0	0.0	58
			日本橋特別出張所	〃 日本橋 蛎殻町１－３１－１	〃	560	0	50	120	0	0	0.0	58
			月島特別出張所	〃 月島 ４－１－１	〃	500	0	49	100	0	0	0.0	92
			小計	3		1,610	0	149	340	0	0	0.0	208
		港区	中之橋	港区　東麻布 １－３０－７	03-3578-2032 (芝地区まちづくり課)	5,000	0	0	400	48	0	0.0	389
			麻布	〃 六本木 ５－１６－４５	03-5114-8803 (麻布地区まちづくり課)	1,500	0	0	100	0	0	0.0	39
			赤坂	〃 赤坂 ４－１８－１３	03-5413-7015 (赤坂地区まちづくり課)	1,000	0	0	50	0	0	0.0	65
			高輪	〃 高輪 １－16－２５	03-5422-7941 (高輪地区まちづくり課)	1,000	0	0	53	0	0	0.0	39
			芝浦港南	〃 芝浦 １－１６－１	03-6400-0032 (芝浦港南地区まちづくり課)	800	0	0	40	0	0	0.0	52
			小計	5		9,300	0	0	643	48	0	0.0	584
		水防管理団体　計		9		11,710	0	149	1,068	88	0	0.0	867
合計				17		30,245	50	4,539	3,889	208	0	0.7	8,573

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m³	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m²
第一建設事務所	東京都	第一建設事務所	明石町	25	34	13,750	0	180	15	2	6	2	3	10	2	76.0
			小計	25	34	13,750	0	180	15	2	6	2	3	10	2	76.0
		港湾局	佃水門	130	0	400	0	10	5	0	1	1	3	0	1	5.8
			朝潮水門 水防倉庫	130	0	3,400	0	8	5	1	2	1	3	0	2	35.2
			浜前水門詰所	0	0	200	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9.7
			浜離宮 排水機場	20	0	3,000	0	10	4	1	2	2	2	0	1	9.0
			芝浦排水機場	60	0	4,000	0	10	5	1	1	2	6	0	1	9.0
			小計	340	0	11,000	0	40	19	3	6	6	14	0	5	68.7
		警視庁	警視庁 第一機動隊	50	0	850	0	350	10	14	24	6	21	0	7	-
		東京消防庁	第一消防方面本部 外10消防署	181	304	570	0	1,087	149	101	90	21	49	27	17	-
			小計	231	304	1,420	0	1,437	159	115	114	27	70	27	24	0.0
		東京都　計		596	338	26,170	0	1,657	193	120	126	35	87	37	31	144.7
	水防管理団体	千代田区	真田濠	0	0	1,000	0	400	0	20	2	0	0	0	11	69.2
			小計	0	0	1,000	0	400	0	20	2	0	0	0	11	69.2
		中央区	八丁堀	85	0	5,200	0	90	35	10	16	5	3	30	3	10.0
			日本橋蛎殻町	160	0	4,800	0	90	30	10	6	5	3	60	3	28.5
			月島	162	0	4,200	0	80	30	10	6	5	3	29	3	22.0
			小計	407	0	14,200	0	260	95	30	28	15	9	119	9	60.5
		港区	中之橋	20	0	500	0	230	110	120	65	45	30	0	14	60
			麻布	30	0	100	0	30	11	10	5	3	3	5	4	88
			赤坂	10	40	300	0	30	10	10	5	5	5	5	5	7
			高輪	10	0	100	0	30	7	10	5	5	5	0	3	42
			芝浦港南	20	0	100	0	30	9	10	9	5	5	5	4	12
			小計	90	40	1,100	0	350	147	160	89	63	48	15	30	208.5
		水防管理団体　計		497	40	16,300	0	1,010	242	210	119	78	57	134	50	338.2
	合計			1,093	378	42,470	0	2,667	435	330	245	113	144	171	81	482.9

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート ㎡
第二建設事務所	東京都	第二建設事務所	羽田	大田区羽田5-30	03-3774-6658	1,000	50	50	2,335	310	0	2.0	200
			六郷	〃　西六郷4-37	〃	1,000	0	0	3,410	100	0	0.0	200
			多摩川大橋	〃　多摩川2-30	〃	1,400	100	0	1,800	50	0	0.0	2,527
			丸子橋	〃　田園調布本町31－12	〃	4,000	0	400	2,840	110	0	0.0	974
			夫婦橋	〃　南蒲田1-4	〃	1,400	50	400	2,000	0	0	0.0	194
			吉澤橋	世田谷区玉川3-42	〃	7,800	140	0	2,660	240	0	1.7	2,280
			中目黒	目黒区中目黒1-11	〃	6,200	150	900	520	140	0	0.0	2,527
			小計	7		22,800	490	1,750	15,565	950	0	3.7	8,902
		港湾局	天王洲水門	港区港南4-5-7	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			目黒川水門	品川区東品川2-6-16	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	2		0	0	0	0	0	0	0.0	0
		警視庁	警視庁第六機動隊	品川区勝島1-3-18	03-3765-0110	500	0	0	100	0	0	0.0	1,500
			第三機動隊	目黒区大橋2-17-16	03-3466-2371	300	0	0	200	0	0	0.0	1,500
		東京消防庁	第二消防方面本部外7消防署	大田区大森東1-32-8	03-3763-0119	2,420	0	4,200	2,938	186	11	3.0	1,888
			第三消防方面本部外5消防署	世田谷区三軒茶屋2-33-21	03-3418-0119	1,759	0	2,600	950	12	3	17.0	803
			小計	4		4,979	0	6,800	4,188	198	14	20.0	5,691
		東京都　計		13		27,779	490	8,550	19,753	1,148	14	23.7	14,593
		品川区	八潮橋下水防倉庫	品川区東大井1-10	03-5742-6548（道路課道路維持担当）	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			水防第一倉庫	〃　大崎5-10	〃	0	0	0	86	0	0	0.0	0
			水防第二倉庫	〃　北品川3-9	〃	6,000	0	0	0	0	0	0.0	0
			鮫洲材料置場	〃　東大井1-15	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			旗の台三丁目防災倉庫	〃　旗の台3-15	03-5742-6941（防災課避難体制係）	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			二葉材料置場	〃　二葉2-19	03-5742-6548（道路課道路維持担当）	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	6		6,000	0	0	86	0	0	0.0	0
		大田区	仲六郷水防資機材センター	大田区西六郷3-19-11	03-5744-1304（都市基盤管理課）	20,000	142	0	0	0	0	0.0	3,400
			大森地域庁舎	〃　大森西1-12-1	03-5764-0629（地域基盤整備第一課）	600	0	0	0	0	0	0.0	800
			鵜の木	〃　鵜の木3-33-12	03-3726-4300（地域基盤整備第三課）	500	0	0	15	0	0	0.0	800
			萩中公園	〃　萩中3-26-46	03-5713-2006（地域基盤整備第二課）	2,000	0	0	72	0	0	0.0	10,000
			田園調布水防センター	〃　田園調布5-49-5	03-3726-4300（地域基盤整備第三課）	616	0	0	0	0	0	0.0	50
			小計	5		23,716	142	0	87	0	0	0.0	15,050
		目黒区	船入場水防倉庫	目黒区中目黒1-11	03-5722-9775（道路公園課補修調整係）	2,000	0	0	360	0	0	0.0	773
			碑文谷公園内	〃　碑文谷6-9-11	〃	1,000	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	2		3,000	0	0	360	0	0	0.0	773
		世田谷区	青葉橋※	世田谷区世田谷3-9-12	03-3424-2790（世田谷土木管理事務所）	1,100	0	0	600	0	20	0.0	2,671
			赤堤	〃　赤堤3-34	03-5486-7010（北沢土木管理事務所）	1,200	0	0	80	0	0	0.0	1,000
			中町	〃　中町2-21-12	03-3702-4914（玉川土木管理事務所）	1,200	0	230	700	360	65	0.0	1,320
			小計	3		3,500	0	230	1,380	360	85	0.0	4,991
		渋谷区	大山資材倉庫	渋谷区西原2-53-2	03-3463-2794（道路課道路維持係）	4,200	0	0	500	0	0	0.0	804
			小計	1		4,200	0	0	500	0	0	0.0	804
		水防管理団体　計		17		40,416	142	230	2,413	360	85	0.0	21,618
合計				30		68,195	632	8,780	22,166	1,508	99	23.7	36,211

※ 庁舎移転整備に伴い、資材は二子玉川分庁舎（世田谷区玉川1-20-1）に一時移転中。

管内別	所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m³	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m²
第二建設事務所 東京都	第二建設事務所	羽田	350	150	3,000	0	48	92	15	30	28	10	0	2	52.2
		六郷	100	140	5,750	0	95	20	9	10	19	4	0	2	34.0
		多摩川大橋	150	75	1,600	0	141	25	14	10	20	5	0	1	29.8
		丸子橋	400	160	5,050	0	60	30	12	10	0	4	0	2	37.4
		夫婦橋	200	8	1,000	0	175	19	12	8	0	5	0	2	31.1
		吉澤橋	125	665	5,700	0	106	30	25	17	17	21	0	2	53.3
		中目黒	25	205	1,900	0	28	6	4	3	2	4	0	1	133.1
		小計	1,350	1,403	24,000	0	653	222	91	88	86	53	0	12	370.9
	港湾局	天王洲水門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20.0
		目黒川水門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20.0
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	40.0
	警視庁	警視庁 第六機動隊	50	0	1,750	0	58	41	11	18	13	17	0	14	-
		第三機動隊	50	0	250	0	32	25	19	10	6	3	0	3	-
	東京消防庁	第二消防方面本部 外7消防署	180	182	5,310	0	1,878	209	168	66	30	30	60	43	-
		第三消防方面本部 外5消防署	248	57	850	0	914	92	53	18	19	30	9	25	-
		小計	528	239	8,160	0	2,882	367	251	112	68	80	69	85	0.0
	東京都　計		1,878	1,642	32,160	0	3,535	589	342	200	154	133	69	99	410.9
	水防管理団体	八潮橋下水防倉庫	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	60.0
	品川区	水防第一倉庫	20	0	1,400	0	188	0	5	0	0	0	0	0	80.0
		水防第二倉庫	0	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	60.0
		鮫洲材料置場	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	70.0
		旗の台三丁目防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0
		二葉材料置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.0
		小計	20	0	1,400	0	296	0	12	0	0	0	0	4	295.0
	大田区	仲六郷水防資機材センター	0	0	2,000	0	24	1	3	0	0	5	0	4	266.7
		大森地域庁舎	0	0	0	0	28	0	2	10	13	14	0	1	8.0
		鵜の木	150	50	1,000	0	210	55	9	0	0	0	0	5	104.5
		萩中公園	0	14	1,000	0	268	6	6	2	3	3	0	5	10.0
		田園調布水防センター	0	0	150	0	10	0	0	0	0	0	0	5	233.9
		小計	150	64	4,150	0	540	62	20	12	16	22	0	20	623.1
	目黒区	船入場水防倉庫	20	0	4,000	0	100	10	11	8	2	4	0	19	90.1
		碑文谷公園内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0
		小計	20	0	4,000	0	100	10	11	8	2	4	0	19	93.1
	世田谷区	青葉橋※	10	0	210	0	122	41	5	20	14	0	20	2	34.6
		赤堤	25	0	60	0	98	27	6	20	0	5	5	0	209.9
		中町	150	0	1,000	0	160	50	42	21	4	30	50	17	101.8
		小計	185	0	1,270	0	380	118	53	61	18	35	75	19	346.3
	渋谷区	大山資材倉庫	200	0	3,060	0	147	19	23	46	32	0	0	30	682.0
		小計	200	0	3,060	0	147	19	23	46	32	0	0	30	682.0
	水防管理団体　計		575	64	13,880	0	1,463	209	119	127	68	61	75	92	2,039.5
合計			2,453	1,706	46,040	0	4,998	798	461	327	222	194	144	191	2,450.4

※ 庁舎移転整備に伴い、資材は二子玉川分庁舎(世田谷区玉川1-20-1)に一時移転中。

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m^3	シート m^2
第三建設事務所	東京都	第三建設事務所	向陽橋	杉並区永福 3-1-1	03-3387-5137（工事第二課工務担当）	13,000	90	400	3,090	0	0	0.0	6,080
			新道橋	中野区沼袋 3-2-4	〃	3,350	100	100	2,990	30	0	0.0	2,268
			小計	2		16,350	190	500	6,080	30	0	0.0	8,348
		警視庁	第五機動隊	新宿区 市ヶ谷本村町6-1	03-3269-7131	600	0	0	50	0	0	0.0	1,100
			第八機動隊	〃 若松町 14-1	03-3202-0551	600	0	0	200	0	0	0.0	2,000
			特科車両隊	〃 市ヶ谷本村町7-1	03-3267-2451	200	0	0	0	0	0	0.0	800
		東京消防庁	第四消防方面本部外7消防署	〃 大久保 3-14-26	03-3209-0119	1,320	0	4,100	1,741	59	0	0.0	1,472
			小計	4		2,720	0	4,100	1,991	59	0	0.0	5,372
		東京都　計		6		19,070	190	4,600	8,071	89	0	0.0	13,720
		新宿区	西部工事事務所	新宿区下落合 1-9-8	03-3364-2422（西部工事事務所）	150	0	0	0	0	0	0.0	447
			柏木資材置場	〃 北新宿4-36-6	〃	3,400	0	0	0	0	0	0.0	39
			東部工事事務所	〃 市ヶ谷仲之町 2-42	03-5361-2454（東部工事事務所）	1,500	0	0	0	0	0	0.0	1,500
			小計	3		5,050	0	0	0	0	0	0.0	1,986
			川添公園	〃 東中野1-22	〃	1,000	0	0	0	0	0	0.0	78
			旧向台小学校水防倉庫	〃 弥生町1-25	〃	1,200	0	0	0	0	0	0.0	233
			なかしん広場	〃 本町3-2	〃	800	0	0	0	0	0	0.0	0
			第二中学校内	〃 本町5-14	〃	1,580	0	0	0	0	0	0.0	0
			江古田公園	〃 松が丘2-29	〃	2,220	0	0	0	0	0	0.0	0
			新道橋	〃 沼袋3-1	〃	1,200	0	0	0	0	0	0.0	0
			中野上高田公園地下水防倉庫	〃 上高田5-7	〃	7,600（袋のみ）	0	0	100	0	0	1.0	1,218
			中野上高田公園	〃 上高田5-7	〃	1,200	0	0	0	0	0	0.0	0
			中野区役所	〃 中野4-11-19	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			三谷橋外17か所	〃 野方2-32外	〃	3,880	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	27		20,680	0	0	100	0	0	1.0	1,529
		杉並区	南公園緑地事務所水防倉庫	杉並区高井戸東 1-18-5	03-5307-0739（土木計画課土木調整グループ）	0	0	0	306	0	0	0.0	514
			杉並土木事務所	〃 成田東 3-17-30	03-3315-4178（杉並土木事務所管理係）	4,000	500	0	0	0	0	0.0	1,607
			南公園緑地事務所	〃 高井戸東 1-18-5	03-3304-0521（南公園緑地事務所）	800	0	0	0	0	0	0.0	0
			北公園緑地事務所	〃 下井草 4-21-8	03-3396-5261（北公園緑地事務所）	700	0	0	0	0	0	0.0	0
			堀ノ内材料置場外24か所	〃 堀ノ内 1-9外	03-3315-4178（杉並土木事務所管理係）	6,340	0	800	150	0	0	0.0	0
			小計	29		11,840	500	800	456	0	0	0.0	2,121
		水防管理団体　計		59		37,570	500	800	556	0	0	1.0	5,636
合計				65		56,640	690	5,400	8,627	89	0	1.0	19,356

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
第三建設事務所	東京都	第三建設事務所	向陽橋	300	360	7,300	0	145	78	14	15	7	4	10	7	46.2
			新道橋	0	0	5,800	0	52	10	11	0	0	2	0	5	30.0
			小計	300	360	13,100	0	197	88	25	15	7	6	10	12	76.2
		警視庁	第五機動隊	75	0	600	0	170	29	20	36	4	6	0	2	-
			第八機動隊	25	0	400	0	96	36	12	22	20	16	0	7	-
			特科車両隊	25	0	300	0	120	19	13	10	4	22	0	11	-
		東京消防庁	第四消防方面本部 外7消防署	50	257	4,600	0	1,420	146	127	54	17	22	7	31	-
			小計	175	257	5,900	0	1,806	230	172	122	45	66	7	51	0.0
		東京都　計		475	617	19,000	0	2,003	318	197	137	52	72	17	63	76.2
		新宿区	西部工事事務所	50	0	50	0	14	2	4	0	0	0	0	3	16.0
			柏木資材置場	250	0	920	0	8	0	4	0	0	0	0	2	400.0
			東部工事事務所	125	0	580	0	15	2	5	0	0	0	0	5	55.0
			小計	425	0	1,550	0	37	4	13	0	0	0	0	10	471.0
			川添公園	50	20	200	0	20	1	1	0	0	1	2	1	10.0
			旧向台小学校水防倉庫	50	29	200	0	20	2	1	0	0	1	2	1	12.0
			なかしん広場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.0
			第二中学校内	0	30	200	0	19	5	1	0	0	1	2	1	13.0
			江古田公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0
			新道橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0
			中野上高田公園 地下水防倉庫	50	200	3,000	0	153	18	7	0	0	0	0	4	695.0
			中野上高田公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0
			中野区役所	0	0	0	0	89	0	2	5	1	0	0	1	138.0
			三谷橋 外17か所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.0
			小計	150	279	3,600	0	301	26	12	5	1	3	6	8	908.0
		杉並区	南公園緑地事務所 水防倉庫	25	0	6,900	0	89	62	12	6	4	8	150	12	48.8
			杉並土木事務所	50	0	200	0	26	1	3	5	0	0	0	2	79.2
			南公園緑地事務所	0	0	0	0	46	5	0	1	0	1	0	0	99.2
			北公園緑地事務所	0	0	50	0	20	0	0	0	0	0	0	1	99.2
			堀ノ内材料置場 外24か所	0	0	0	0	5	8	2	0	0	0	0	2	186.3
			小計	75	0	7,150	0	186	76	17	12	4	9	150	17	512.7
		水防管理団体　計		650	279	12,300	0	524	106	42	17	5	12	156	35	1,891.7
合計				1,125	896	31,300	0	2,527	424	239	154	57	84	173	98	1,967.9

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート m²
第四建設事務所	東京都	第四建設事務所	小豆沢	板橋区小豆沢4-26	03-5978-1734（工事第二課工務担当）	1,200	0	200	1,975	65	22	1.6	1,166
			舟渡	〃 舟渡4-14	〃	600	480	0	3,580	65	13	0.0	777
			北町	練馬区北町6-30-1	〃	6,000	0	0	1,250	100	10	0.0	1,318
			大泉	〃 東大泉2-29	〃	7,600	20	0	600	48	10	0.0	1,360
			小計	4		15,400	500	200	7,405	278	55	1.6	4,621
		東京消防庁	第五消防方面本部外7消防署	豊島区西池袋2-37-8	03-3590-0119	2,096	0	3,200	1,999	116	18	0.0	1,277
			第十消防方面本部外5消防署	練馬区北町3-10-14	03-3936-0119	1,979	0	2,696	1,704	73	0	0.0	1,360
			小計	2		4,075	0	5,896	3,703	189	18	0.0	2,637
		東京都　計		6		19,475	500	6,096	11,108	467	73	1.6	7,258
	水防管理団体	板橋区	稲荷台水防倉庫	板橋区稲荷台15	03-3579-2508（工事調整係）	600	0	0	120	0	0	0.0	1,037
			南部土木サービスセンター	〃 富士見町3-1	〃	1,000	0	0	82	0	0	0.0	376
			北部土木サービスセンター	〃 新河岸1-9-8	03-5398-7333（工事調整係）	1,163	0	0	18	0	0	0.0	340
			小計	3		2,763	0	0	220	0	0	0.0	1,753
		練馬区	東部土木出張所	練馬区豊玉中3-28-8	03-3994-0083（東部土木出張所）	1,170	5	0	0	0	0	0.0	116
			西部土木出張所	〃 石神井町3-30-26	03-3995-0083（西部土木出張所）	1,970	0	0	0	0	0	0.0	100
			小計	2		3,140	5	0	0	0	0	0.0	216
		豊島区	道路工事事務所	豊島区上池袋3-17-1	03-3916-6636（道路工事事務所）	1,000	0	0	0	0	0	0.2	100
			公園管理事務所	〃 千早2-1-14	03-5995-3011（公園管理事務所）	400	0	0	0	0	0	0.8	100
			小計	2		1,400	0	0	0	0	0	1.0	200
		水防管理団体　計		7		7,303	5	0	220	0	0	1.0	2,169
	合計			13		26,778	505	6,096	11,328	467	73	2.6	9,427

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m³	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m²
第四建設事務所	東京都	第四建設事務所	小豆沢	210	75	1,100	0	58	4	17	8	11	10	0	4	39.7
			舟渡	315	85	11,250	0	82	46	17	7	6	13	18	3	40.7
			北町	150	90	2,200	0	51	9	15	14	12	11	0	5	33.3
			大泉	40	23	1,500	0	50	2	14	9	0	10	0	4	33.9
			小計	715	273	16,050	0	241	61	63	38	29	44	18	16	147.6
		東京消防庁	第五消防方面本部外7消防署	90	88	450	0	944	118	89	22	7	8	6	45	-
			第十消防方面本部外5消防署	215	180	950	0	911	52	73	35	4	29	1	28	-
			小計	305	268	1,400	0	1,855	170	162	57	11	37	7	73	0.0
		東京都　計		1,020	541	17,450	0	2,096	231	225	95	40	81	25	89	147.6
	水防管理団体	板橋区	稲荷台水防倉庫	4	30	1,200	0	65	27	26	0	0	8	0	6	101.3
			南部土木サービスセンター	50	4	110	0	299	25	15	12	8	6	0	4	179.8
			北部土木サービスセンター	50	0	200	0	141	15	10	8	7	5	0	3	33.3
			小計	104	34	1,510	0	505	67	51	20	15	19	0	13	314.4
		練馬区	東部土木出張所	40	6	150	0	28	7	3	3	0	0	0	6	126.0
			西部土木出張所	20	0	100	0	5	5	2	3	0	0	0	4	158.0
			小計	60	6	250	0	33	12	5	6	0	0	0	10	284.0
		豊島区	道路工事事務所	10	0	100	0	40	20	5	10	2	5	0	6	180.0
			公園管理事務所	15	100	100	0	60	14	9	15	3	5	0	4	76.0
			小計	25	100	200	0	100	34	14	25	5	10	0	10	256.0
		水防管理団体　計		189	140	1,960	0	638	113	70	51	20	29	0	33	854.4
合計				1,209	681	19,410	0	2,734	344	295	146	60	110	25	122	1,002.0

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート ㎡
第五建設事務所	東京都	第五建設事務所	葛飾西工区	葛飾区 西新小岩 3-35-26	03-3694-5211（葛飾西工区）	12,000	0	100	170	0	3	6.3	583
			上平井橋	〃 東四つ木 1-1-31	〃	19,400	50	0	1,770	140	0	3.2	2,721
			高砂	〃 細田 3-8	03-3608-9391（葛飾東工区）	6,500	0	0	3,500	50	0	0.5	2,800
			江戸川北工区	江戸川区 上一色 3-30-12	03-3654-8141（江戸川北工区）	11,800	0	0	1,800	250	0	0.5	1,800
			臨海町	〃 臨海町 6-2-6	03-3680-8481（江戸川南工区）	15,500	20	0	1,200	0	0	2.1	0
			江東工区	江東区 東陽 7-3-10	03-3645-4617（江東工区）	11,800	0	0	700	60	0	0.0	600
			江東西	墨田区 両国 1-12-5	〃	11,600	50	0	2,000	100	0	0.0	1,080
			清澄	江東区 清澄 3-2-1	〃	19,600	20	0	500	0	0	0.0	600
			墨田工区	墨田区 堤通 1-16-4	03-3619-2583（墨田工区）	6,480	0	300	200	60	0	14.2	1,200
			小計	9		114,680	140	400	11,840	660	3	26.8	11,384
		港湾局	高潮対策センター	江東区辰巳 1-1-33	03-3521-3013	400	0	0	0	0	0	0.0	400
			砂町排水機場	〃 新砂 3-8	03-3521-2791	2,600	0	0	0	0	0	0.0	194
			辰巳排水機場	〃 辰巳 1-1-44	〃	2,200	0	0	0	0	0	0.0	380
			東雲水門 水防倉庫	〃 東雲 1-1-19	〃	2,600	0	0	0	0	0	2.9	90
			豊洲水門	〃 越中島 3-1-1	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	90
			あけぼの水門	〃 辰巳 2-8-1	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	90
			小計	6		7,800	0	0	0	0	0	2.9	1,244
		警視庁	第二機動隊	江戸川区臨海町 1-2-2	03-5676-6031	300	0	0	250	0	0	0.0	1,000
			第九機動隊	江東区新砂 1-7-20	03-3645-0110	750	0	0	0	0	0	0.0	800
		東京消防庁	第七消防方面本部 外9消防署	〃 森下 5-1-4	03-3633-0119	2,549	0	5,300	832	185	2	0.0	2,440
			小計	3		3,599	0	5,300	1,082	185	2	0.0	4,240
		東京都　計		18		126,079	140	5,700	12,922	845	5	29.7	16,868
	水防管理団体	墨田区	平井橋	墨田区立花 3-29-10	03-5608-6290（都市整備課庶務・細街路担当）	14,700	0	0	530	50	0	0.0	1,360
			小計	1		14,700	0	0	530	50	0	0.0	1,360
		江東区	清澄※	江東区清澄 3-2-1	03-3647-2538（河川公園課）	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			東陽第一	〃 東陽 1-39-3	〃	4,400	0	0	350	0	28	1.5	325
			新六の橋	〃 亀戸 9-1	〃	13,000	0	0	100	0	1	3.5	136
			平野	〃 平野 4-3-11	〃	5,400	0	10	50	0	0	0.5	194
			亀戸	〃 亀戸 2-1-21	〃	7,200	5	40	513	121	10	6.2	1,892
			潮見	〃 潮見 1-2-1	〃	5,200	0	130	0	0	0	0.4	14,386
			進開橋	〃 大島 4-1	〃	12,140	0	120	130	4	23	0.1	1,963
			小計	7		47,340	5	300	1,143	125	62	12.2	18,896
		葛飾区	道路補修課庁舎	葛飾区立石4-34-4	03-5654-9581（道路補修課工務係）	7,600	0	0	20	0	0	0.0	87
			新宿五丁目第３防災倉庫	〃 新宿5-20-18	03-5654-9581（道路補修課工務係）	7,600	0	70	980	0	0	0.0	680
			第１水防倉庫	〃 立石6-9-1	03-3695-8380（公園課工務係）	4,300	0	10	1,000	0	0	0.0	116
			小菅一丁目倉庫 ※新水戸橋工事中のため閉鎖中	〃 小菅1-8地先	〃	2,000	0	0	150	0	0	0.0	0
			高砂一丁目倉庫	〃 高砂1-7-1	03-5670-8109（施設維持課維持係）	14,000	0	0	100	0	0	0.0	97
			奥戸八丁目倉庫	〃 奥戸8-4-15	〃	3,000	0	0	400	0	0	0.0	0
			西新小岩三丁目倉庫	〃 西新小岩 3-36-5	〃	8,200	0	0	100	0	0	0.0	0
			小計	7		46,700	0	80	2,750	0	0	0.0	980
	水防管理団体	江戸川区	中川新橋倉庫	江戸川区平井 2-2	03-5662-1930（保全課）	1240	0	0	700	0	0	1.5	0
			南小岩倉庫	〃 南小岩 3-11	〃	2500	0	0	1000	0	0	3.7	907
			新左近川倉庫	〃 臨海町 1-4地先	〃	1900	0	0	0	0	0	0.0	778
			椿水防倉庫	〃 春江町 2-3-24	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			中央水防倉庫	〃 中央 3-21	〃	280	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	5		5,920	0	0	1,700	0	0	5.2	1,685
		水防管理団体　計		20		114,660	5	380	6,123	175	62	17.4	22,921
	合計			38		240,739	145	6,080	19,045	1,020	67	47.1	39,789

※清澄水防倉庫は東京都第五建設事務所の水防倉庫と場所を共有し、第五建設事務所が備蓄している水防資材を江東区と共有している。

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
第五建設事務所	東京都	第五建設事務所	葛飾西工区	50	170	3,600	0	150	45	71	9	25	29	10	10	33.1
			上平井橋	0	195	15,840	0	0	20	21	8	9	0	10	6	49.6
			高砂	1,110	15	4,800	0	421	72	18	0	0	18	10	8	59.5
			江戸川北工区	50	165	33,120	0	9	21	25	0	8	5	5	7	41.4
			臨海町	0	0	5,000	0	58	20	0	0	0	0	0	0	33.3
			江東工区	50	0	2,000	0	0	1	10	5	0	7	10	7	42.0
			江東西	50	100	2,000	0	36	49	24	6	8	4	10	7	20.9
			清澄	0	0	1,800	0	265	7	5	6	0	0	0	0	49.3
			墨田工区	50	100	5,400	0	277	33	30	8	20	40	10	5	120.3
			小計	1,360	745	73,560	0	1,216	268	204	42	70	103	65	50	449.4
		港湾局	高潮対策センター	45	0	3,000	0	22	13	8	3	1	3	0	2	30.0
			砂町排水機場	25	0	1,000	0	10	5	1	0	0	2	0	1	6.8
			辰巳排水機場	25	0	3,000	0	10	5	1	1	1	3	0	1	34.5
			東雲水門 水防倉庫	30	45	3,000	0	25	13	3	3	2	3	0	2	87.5
			豊洲水門	20	0	0	0	10	5	2	1	0	1	0	1	3.0
			あけぼの水門	0	0	0	0	10	5	1	1	0	0	0	1	3.0
			小計	145	45	10,000	0	87	46	16	9	4	12	0	8	164.8
		警視庁	第二機動隊	75	0	1,000	0	70	4	9	29	3	2	0	4	-
			第九機動隊	50	0	250	0	62	17	25	20	6	7	0	12	-
		東京消防庁	第七消防方面本部 外9消防署	55	158	1,393	0	1,694	108	100	20	13	26	6	95	-
			小計	180	158	2,643	0	1,826	129	134	69	22	35	6	111	0.0
		東京都　計		1,685	948	86,203	0	3,129	443	354	120	96	150	71	169	614.2
	水防管理団体	墨田区	平井橋	0	0	8,650	0	230	0	0	0	0	3	0	7	110.6
			小計	0	0	8,650	0	230	0	0	0	0	3	0	7	110.6
		江東区	清澄※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0
			東陽第一	0	79	6,100	0	116	4	6	13	5	0	0	9	112.5
			新六の橋	75	142	650	0	28	30	11	1	4	2	0	2	50.7
			平野	25	0	0	0	28	0	1	1	0	0	0	0	20.2
			亀戸	100	124	4,200	0	279	23	23	2	0	9	0	13	88.1
			潮見	50	0	350	0	78	17	2	2	0	2	0	3	33.3
			進開橋	178	0	850	0	132	48	30	10	14	16	0	0	30.3
			小計	428	345	12,150	0	661	122	73	29	23	29	0	27	355.1
		葛飾区	道路補修課庁舎	0	0	0	0	101	0	2	0	0	0	0	3	35.1
			新宿五丁目第３防災倉庫	450	0	800	0	298	60	69	2	12	17	0	8	35.6
			第１水防倉庫	250	0	400	0	517	30	42	0	11	6	3	17	96.0
			小菅一丁目倉庫	0	0	100	0	50	4	0	0	0	1	1	0	3.0
			高砂一丁目倉庫	50	0	100	0	159	19	19	0	0	2	0	10	63.9
			奥戸八丁目倉庫	50	0	0	0	107	12	19	10	0	1	0	0	25.9
			西新小岩三丁目倉庫	0	0	200	0	107	7	17	0	0	2	0	0	20.1
			小計	800	0	1,600	0	1,339	132	168	12	23	29	4	38	279.6
	水防管理団体	江戸川区	中川新橋倉庫	115	0	0	0	197	65	26	5	0	5	0	22	159.7
			南小岩倉庫	150	0	0	0	380	20	18	1	1	5	0	17	156.2
			新左近川倉庫	0	0	0	0	233	19	9	2	0	0	0	10	77.5
			椿水防倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221.0
			中央水防倉庫	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	1	173.0
			小計	265	0	0	0	830	104	53	8	1	10	0	50	787.4
		水防管理団体　計		1,493	345	22,400	0	3,060	358	294	49	47	71	4	122	1,532.7
	合計			3,178	1,293	108,603	0	6,189	801	648	169	143	221	75	291	2,146.9

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート m²
第六建設事務所	東京都	第六建設事務所	蔵前	台東区蔵前 2-10-2	03-3882-1408（工事課工務担当）	8,150	40	200	1,300	80	0	0.0	233
			荒川	荒川区荒川 5-31-2	03-3892-1374（荒川工区）	5,830	40	700	2,035	50	0	0.0	285
			南千住	〃　南千住 8-7	〃	9,000	80	390	3,100	0	0	0.0	1,030
			東尾久	〃　東尾久 8-25	〃	6,000	40	200	738	0	0	1.0	190
			岩淵	北区岩淵町41	03-5993-0366（北工区）	12,800	40	0	450	0	0	3.0	1,555
			飯塚橋	足立区大谷田 1-28	03-3620-5831（足立東工区）	3,510	85	125	840	175	0	0.0	195
			内匠橋	〃　神明 1-14-1	〃	12,000	80	260	2,258	200	0	5.0	290
			千住関屋町	〃　千住関屋町9	〃	5,400	60	45	550	0	0	0.0	553
			小計	8		62,690	465	1,920	11,271	505	0	9.0	4,331
		東京消防庁	第六消防方面本部外8消防署	台東区蔵前 2-10-9	03-3851-0119	3,140	0	4,600	668	8	0	0.0	526
			小計	1		3,140	0	4,600	668	8	0	0.0	526
		東京都　計		9		65,830	465	6,520	11,939	513	0	9.0	4,857
	水防管理団体	文京区	同心町	文京区春日 2-9	03-5803-1241（管理課庶務係）	0	0	0	0	0	0	0	0
			道路課	〃　春日 1-16-21	〃	8,000	0	0	0	0	0	0	194
			千駄木	〃　千駄木 3-20-19	〃	7,000	0	0	0	0	0	0	0
			その他	〃　関口2-1	〃	1,721	10	0	1,025	165	0	0	0
			小計	4		16,721	10	0	1,025	165	0	0.0	194
		台東区	土木事務所	台東区東上野5-14-4	03-5246-1316（土木課工務担当）	0	0	0	0	0	0	0	505
			上野七丁目倉庫	〃　上野7-15-69	〃	1,400	0	0	0	0	0	0	0
			旧下谷清掃事務所北上野分室（仮置）	〃　北上野2-16-8	〃	0	0	0	400	0	0	0	0
			小計	3		1,400	0	0	400	0	0	0.0	505
		北区	北区水防倉庫	北区赤羽台 3-17	03-3908-9213（道路公園課河川係）	10,200	0	0	1,000	180	0	4.0	700
			小計	1		10,200	0	0	1,000	180	0	4.0	700
		荒川区	南千住水防倉庫	荒川区南千住 4-8	03-3802-4892（土木管理課維持みどり係）	100	0	0	1,100	0	0	0	5,832
			天王公園土のう置場	〃　南千住 6-67	〃	300	0	0	0	0	0	0	0
			宮地陸橋下土のう置場	〃　西日暮里 1-1-1	〃	1,600	0	0	0	0	0	0	0
			尾竹橋清掃作業所跡地	〃　町屋 7-16	〃	1,000	0	0	0	0	0	0	0
			熊野前陸橋下土のう置場	〃　東尾久 8-10-3	〃	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	5		3,000	0	0	1,100	0	0	0.0	5,832
		足立区	中央本町	足立区中央本町 1-15	03-3880-5008（道路維持課）	200	0	0	0	0	0	0	150
			神明南	〃　神明南 2-14-5	〃	10,000	0	0	440	0	0	0	510
			花畑	〃　花畑 3-16-14	〃	3,000	0	0	0	0	0	0	0
			梅島	〃　梅島 1-30-20	〃	2,000	0	0	200	0	0	0	240
			諏訪木	〃　西新井 3-25	〃	0	0	0	480	0	0	0	1400
			小計	5		15,200	0	0	1,120	0	0	0.0	2,300
		水防管理団体　計		18		46,521	10	0	4,645	345	0	4	9,531
合計				27		112,351	475	6,520	16,584	858	0	13.0	14,388

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
第六建設事務所	東京都	第六建設事務所	蔵前	25	38	13,600	0	53	9	11	4	1	3	8	2	95.1
			荒川	218	486	9,900	0	55	35	30	5	7	8	10	2	30.0
			南千住	20	0	5,400	0	44	16	10	3	4	8	5	1	41.0
			東尾久	90	28	2,275	0	60	25	13	1	5	4	5	3	52.4
			岩淵	30	25	13,140	0	92	156	9	11	12	1	4	2	33.3
			飯塚橋	170	190	3,200	0	29	8	9	1	3	3	0	2	90.0
			内匠橋	70	138	9,586	0	92	27	19	17	5	8	102	5	44.6
			千住関屋町	13	0	1,025	0	25	7	2	2	0	0	0	2	25.6
			小計	636	905	58,126	0	450	283	103	44	37	35	134	19	412.0
		東京消防庁	第六消防方面本部外8消防署	52	145	355	0	1,026	197	111	27	10	14	15	50	-
			小計	52	145	355	0	1,026	197	111	27	10	14	15	50	0.0
		東京都　計		688	1,050	58,481	0	1,476	480	214	71	47	49	149	69	412.0
	水防管理団体	文京区	同心町	0	0	0	0	192	0	0	0	0	0	0	0	28
			道路課	0	0	1,400	0	110	0	0	5	3	2	0	11	18
			千駄木	0	0	400	0	430	90	0	0	0	1	0	0	40
			その他	100	129	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	14
			小計	100	129	1,800	0	732	90	29	5	3	3	0	11	100.1
		台東区	土木事務所	0	0	0	0	0	0	0	20	5	6	0	0	67
			上野七丁目倉庫	0	0	0	0	97	12	0	0	0	0	0	0	48
			旧下谷清掃事務所北上野分室（仮置）	0	0	0	0	420	33	51	0	0	0	0	20	30
			小計	0	0	0	0	517	45	51	20	5	6	0	20	144.5
		北区	北区水防倉庫	240	110	5,000	0	350	90	21	10	30	6	190	9	149.0
			小計	240	110	5,000	0	350	90	21	10	30	6	190	9	149.0
		荒川区	南千住水防倉庫	210	28	2,400	0	295	22	44	28	18	10	12	18	32.6
			天王公園土のう置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15.0
			宮地陸橋下土のう置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12.9
			尾竹橋清掃作業所跡地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
			熊野前陸橋下土のう置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12.0
			小計	210	28	2,400	0	295	22	44	28	18	10	12	18	72.5
		足立区	中央本町	10	0	400	0	45	8	13	5	0	6	0	3	176.2
			神明南	50	14	1200	0	125	8	45	22	5	8	0	30	59.6
			花畑	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	66.0
			梅島	10	0	200	0	40	3	3	1	2	1	0	18	99.2
			諏訪木	10	0	400	0	110	21	24	19	29	30	0	4	302.8
			小計	80	14	2,200	0	350	40	85	47	36	45	0	55	703.8
		水防管理団体　計		630	281	11,400	0	2,244	287	230	110	92	70	202	113	1,170
合計				1,318	1,331	69,881	0	3,720	767	444	181	139	119	351	182	1,581.9

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート ㎡
西多摩建設事務所	東京都	西多摩建設事務所	友田	青梅市友田町1-802	0428-22-5195（青梅工区）	9,100	0	0	1,400	300	0	1.0	1,872
			今寺	〃　今寺1-793	〃	11,750	140	0	1,370	160	5	1.0	2,388
			上成木	〃　成木4-676	〃	7,400	0	0	1,680	150	5	1.0	2,235
			羽村	羽村市玉川2-1	042-551-6420（福生工区）	8,900	0	0	900	100	45	1.0	1,300
			福生	福生市北田園2-7-3	〃	13,300	250	0	1,360	105	0	1.0	1,400
			雨間	あきる野市雨間南郷1579	〃	8,700	0	0	600	100	21	1.0	1,134
			牛沼	〃　牛沼476-1	〃	10,400	150	0	500	0	73	1.0	594
			草花	〃　草花3213-5	〃	10,300	0	0	700	130	66	1.0	600
			留原	〃　留原812-1	042-595-1137（あきる野工区）	6,000	340	0	200	100	19	1.0	744
			萱窪	日の出町大字大久野1157-14	〃	5,000	540	0	700	75	0	3.0	934
			小計	10		90,850	1,420	0	9,410	1,220	234	12.0	13,201
		東京都　計		10		90,850	1,420	0	9,410	1,220	234	12.0	13,201
	水防管理団体	青梅市	森下	青梅市森下町552	代0428-22-1111内2504（防災課防災係）	2,000	0	0	90	0	0	0.0	1,555
			梅郷	〃　梅郷3-755	〃	2,000	0	0	300	0	0	0.0	1,944
			沢井	〃　沢井2-720-3	〃	2,000	0	0	300	0	0	0.0	1,944
			成木	〃　成木4-638-1	〃	2,000	0	0	325	0	0	0.0	0
			長渕	〃　長渕6-492-1	〃	2,000	0	0	0	0	0	0.0	583
			小曾木	〃　小曾木3-1656-8	〃	2,000	0	0	300	0	0	0.0	0
			大門	〃　大門2-288	〃	2,000	0	0	300	0	0	0.0	2,138
			東青梅	〃　師岡町3-9-6	〃	2,000	0	0	320	0	0	0.0	0
			新町	〃　新町4-17-1	〃	2,000	0	0	230	0	0	0.0	1,944
			河辺	〃　河辺町6-18-1	〃	2,000	0	0	100	0	0	0.0	389
			御岳山	〃　御岳山114	〃	0	0	0	250	0	0	0.0	214
			今井	〃　今井2-908-1	〃	2,000	0	0	300	0	0	0.0	1,944
			小計	12		22,000	0	0	2,815	0	0	0.0	12,655
		福生市	ひふみ備蓄庫	福生市本町25-4	042-551-1638（防災危機管理課防災危機管理係）	0	0	0	1,200	35	0	0.0	0
			福東トモダチ公園備蓄庫	〃　熊川1573-1	〃	2,000	0	0	0	0	0	0.0	16,848
			わらつけ中央災害備蓄庫	〃　福生2302-7	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	3,434
			小計	3		2,000	0	0	1,200	35	0	0.0	20,282
		羽村市	中央地域備蓄倉庫	羽村市羽東2-1-10	042-555-1111内206・207・214（防災安全課）	2,800	13	370	130	0	0	0.0	1,944
			東部地域備蓄倉庫	〃　神明台3-15-22	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	12,878
			西部地域備蓄倉庫	〃　小作台5-19-4	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	11,944
			清流地区備蓄倉庫	〃　羽741-37	〃	100	0	100	50	0	0	0.0	194
			小計	4		2,900	13	470	180	0	0	0.0	26,960
		瑞穂町	役場倉庫	瑞穂町箱根ヶ崎2335	042-557-7610（協働推進部安全・安心課安全係）	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			災害用資材置場	〃　武蔵318	〃	7,070	0	0	0	0	0	0.0	1,194
			元狭山防災倉庫	〃　二本木487-1	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	177
			小計	3		7,070	0	0	0	0	0	0.0	1,371
		あきる野市	市資機材倉庫	あきる野市平沢32-1	042-558-1111（2343）（地域防災課）	20,740	0	0	675	0	0	0.0	13,024
			養沢防災倉庫	〃　養沢1225-1	〃	2,000	0	0	67	0	0	0.0	0
			小計	2		22,740	0	0	742	0	0	0.0	13,024
		日の出町	役場倉庫	日の出町平井2780	042-588-5067（生活安全安心課）	2,200	0	0	150	0	0	0.0	1,944
			小計	1		2,200	0	0	150	0	0	0.0	1,944
		檜原村	役場倉庫	檜原村467-1	042-598-1011内216（総務課総務係）	3,000	0	0	300	0	0	0.0	125
			小計	1		3,000	0	0	300	0	0	0.0	125
		奥多摩町	役場倉庫	奥多摩町海沢707-1	0428-83-2349（総務課危機管理調整担当）	3,000	0	0	100	0	0	0.0	400
			小計	1		3,000	0	0	100	0	0	0.0	400
		水防管理団体　計		27		64,910	13	470	5,487	35	0	0.0	76,761
	合計			37		155,760	1,433	470	14,897	1,255	234	12.0	89,962

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
西多摩建設事務所	東京都	西多摩建設事務所	友田	445	213	3,780	0	126	40	0	2	11	3	0	1	39.6
			今寺	180	815	0	0	45	37	27	5	10	7	0	1	34.7
			上成木	100	106	3,100	0	40	40	11	3	11	6	0	10	34.7
			羽村	170	500	800	0	94	50	18	6	8	10	40	3	50.5
			福生	380	50	3,670	0	74	45	17	6	11	10	5	5	49.7
			雨間	200	85	800	0	39	40	18	6	10	4	20	3	34.7
			牛沼	150	90	800	0	42	63	17	2	11	11	0	5	34.7
			草花	180	157	800	0	81	36	32	2	10	4	0	1	49.7
			留原	150	100	600	0	34	29	12	5	3	5	0	5	34.0
			萱窪	150	150	3,000	0	95	69	18	6	15	1	0	2	34.0
			小計	2,105	2,266	17,350	0	670	449	170	43	100	61	65	36	396.3
		東京都　計		2,105	2,266	17,350	0	670	449	170	43	100	61	65	36	396.3
	水防管理団体	青梅市	森下	700	0	4,300	0	20	17	0	0	0	0	0	1	26.4
			梅郷	50	0	1,000	0	17	10	4	0	0	0	0	0	20.0
			沢井	500		800	0	10	10	3	0	0	0	0	0	20.0
			成木	500	0	1,000	0	10	10	5	0	0	0	0	0	20.0
			長渕	500	0	1,000	0	12	10	0	0	0	3	0	1	20.0
			小曾木	500	0	1,000	0	9	10	4	0	0	5	0	0	20.0
			大門	500	25	1,000	0	10	10	7	0	0	4	0	0	20.0
			東青梅	500	0	1,000	0	10	10	5	0	0	5	0	0	20.0
			新町	500	0	1,000	0	9	7	4	0	0	2	0	0	20.0
			河辺	500	0	1,000	0	9	10	5	0	0	5	0	0	20.0
			御岳山	400	0	400	0	4	3	0	0	0	3	0	0	79.6
			今井	0	0	0	0	10	10	5	0	0	0	0	0	20.0
			小計	5,150	25	13,500	0	130	117	42	0	0	27	0	2	306.0
		福生市	ひふみ備蓄庫	0	19	400	0	36	0	11	2	10	0	0	3	72.1
			福東トモダチ公園備蓄庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89.8
			わらつけ中央災害備蓄庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141.8
			小計	0	19	400	0	36	0	11	2	10	0	0	3	303.7
		羽村市	中央地域備蓄倉庫	0	0	500	0	51	26	3	10	0	0	0	3	148.7
			東部地域備蓄倉庫	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0	199.6
			西部地域備蓄倉庫	0	0	0	0	0	3	0	10	0	0	0	0	209.7
			清流地区備蓄倉庫	0	0	200	0	10	5	2	0	0	0	0	1	7.2
			小計	0	0	700	0	61	44	5	30	0	0	0	4	565.2
		瑞穂町	役場倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	20.0
			災害用資材置場	0	0	400	0	5	2	2	2	0	0	0	14	86.4
			元狭山防災倉庫	0	0	200	0	5	2	2	2	0	0	0	0	129.6
			小計	0	0	600	0	10	4	4	4	1	0	0	14	236.0
		あきる野市	市資機材倉庫	0	8	460	0	17	12	4	10	10	6	0	5	34.0
			養沢防災倉庫	0	0	0	0	12	5	1	0	0	1	0	4	18.0
			小計	0	8	460	0	29	17	5	10	10	7	0	9	52.0
		日の出町	役場倉庫	20	0	200	0	20	4	6	0	1	1	0	4	13.0
			小計	20	0	200	0	20	4	6	0	1	1	0	4	13.0
		檜原村	役場倉庫	0	0	200	0	20	5	3	0	20	3	0	0	6.0
			小計	0	0	200	0	20	5	3	0	20	3	0	0	6.0
		奥多摩町	役場倉庫	0	0	200	0	40	25	7	1	0	0	0	0	10.0
			小計	0	0	200	0	40	25	7	1	0	0	0	0	10.0
		水防管理団体　計		5,170	52	16,260	0	346	216	83	47	42	38	0	36	1,491.9
合計				7,275	2,318	33,610	0	1,016	665	253	90	142	99	65	72	1,888.2

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート m²
南多摩東部建設事務所	東京都	南多摩東部建設事務所	町田	町田市原町田 1-29	042-722-3166 (町田東工区)	10,112	90	151	362	134	0	0.0	2,053
			野津田	〃　野津田町 945	042-720-8641 (工事課)	10,223	100	270	492	53	0	0.0	2,561
			関戸	多摩市関戸 3-2-21	042-375-7145 (多摩工区)	11,250	100	100	300	200	10	0.0	2,029
			押立	稲城市押立 667-1	〃	9,796	100	150	300	65	0	0.0	3,532
			小計	4		41,381	390	671	1,454	452	10	0.0	10,175
		東京都　計		4		41,381	390	671	1,454	452	10	0.0	10,175
		町田市	相原防災倉庫（水防用）	町田市相原町 ４３９４	042-724-2107 (防災課)	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			忠生災害備蓄倉庫	〃　忠生 ２－１６－１	〃	8,000	30	0	3,600	590	0	0.0	34,020
			つくし野災害備蓄倉庫	〃　つくし野 ２－３５	〃	0	20	0	640	158	0	0.0	40,338
			相原備蓄倉庫	〃　相原町 ４５－１	〃	1,500	20	0	1,200	394	0	0.0	66,446
			鶴川災害備蓄倉庫	〃　真光寺 ３－２１－１	〃	19,000	30	0	1,500	570	0	0.0	79,704
			小計	5		28,500	100	0	6,940	1,712	0	0.0	220,508
		多摩市	諏訪防災倉庫	多摩市馬引沢 ２－３－１３	042-338-6802 (防災安全課)	1,000	0	0	2,900	0	20	0.0	1,944
			関戸防災倉庫	〃　関戸 ５－１７－１４	〃	3,500	0	60	0	0	0	0.0	3,304
			和田防災倉庫	〃　和田 １４４０	〃	12,400	0	0	0	0	0	0.0	15,552
			南野防災倉庫	〃　南野 ２－４－７	〃	0	0	0	40	0	0	0.0	1,166
			唐木田防災倉庫	〃　唐木田 ３－１５	〃	19,000	0	0	0	0	0	0.0	70,762
			愛宕防災倉庫	〃　愛宕 １－５２	〃	5,000	700	0	0	0	0	0.0	6,026
			小計	6		40,900	700	60	2,940	0	20	0.0	98,754
		稲城市	市役所倉庫	稲城市東長沼 ２１１１	042-377-7119 内33 (消防本部防災課)	0	0	0	17	0	0	0.0	97
			消防署 警防倉庫	〃　東長沼 ２１１１	042-377-7119 内25 (消防本部警防課)	600	3	0	50	0	0	0.0	680
			矢野口 ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ	〃　矢野口 ２２７１	042-377-7119 内33 (消防本部防災課)	600	0	0	475	0	0	0.0	0
			坂浜 ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ	〃　坂浜 ９７４	〃	400	0	0	200	0	0	0.0	0
			押立防災倉庫	〃　押立 ８２５－２	〃	310	0	0	500	0	0	0.0	389
			平尾防災倉庫	〃　平尾 １－４１－１４	〃	600	0	0	425	0	0	0.0	194
			百村 ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ	〃　百村 ２０１７	〃	260	0	0	425	0	0	0.0	583
			大丸防災倉庫	〃　大丸 ５４６－４	〃	500	0	0	425	0	0	0.0	0
			長峰 ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ	〃　長峰 ２－３１－１	〃	600	0	0	225	0	0	0.0	0
			長峰スポーツ広場防災倉庫	〃　長峰 ３－１０－１	〃	0	0	0	200	0	0	0.0	10,692
			小計	10		3,870	3	0	2,942	0	0	0.0	12,635
		水防管理団体　計		21		73,270	803	60	12,822	1,712	20	0.0	331,897
合計				25		114,651	1,193	731	14,276	2,164	30	0.0	342,072

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m³	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m²
南多摩東部建設事務所	東京都	南多摩東部建設事務所	町田	52	278	3,550	0	46	8	8	6	8	7	0	3	32.0
			野津田	51	130	2,950	0	44	31	12	8	4	14	0	5	34.0
			関戸	248	93	6,350	40	70	33	14	9	9	12	0	8	30.0
			押立	106	460	5,150	0	101	30	15	7	6	9	0	8	41.6
			小計	457	961	18,000	40	261	102	49	30	27	42	0	24	137.6
	東京都　計			457	961	18,000	40	261	102	49	30	27	42	0	24	137.6
		町田市	相原防災倉庫（水防用）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0
			忠生災害備蓄倉庫	0	200	400	0	34	0	26	0	0	0	0	6	147.3
			つくし野災害備蓄倉庫	420	315	1,300	0	63	12	19	0	0	0	0	9	200.0
			相原備蓄倉庫	640	152	200	0	0	0	0	0	0	0	0	5	149.3
			鶴川災害備蓄倉庫	160	227	200	0	6	8	12	0	0	0	0	3	110.0
			小計	1,220	894	2,100	0	103	20	57	0	0	0	0	23	626.6
		多摩市	諏訪防災倉庫	250	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	80.0
			関戸防災倉庫	200	0	3,150	0	366	70	40	22	34	8	0	11	80.0
			和田防災倉庫	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.0
			南野防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.0
			唐木田防災倉庫	0	0	0	0	133	0	0	0	0	0	0	0	116.3
			愛宕防災倉庫	0	0	0	0	26	10	3	0	0	0	0	0	80.0
			小計	600	0	3,150	0	593	80	43	22	34	8	0	11	516.3
		稲城市	市役所倉庫	5	0	200	0	35	0	10	6	0	2	0	0	20.0
			消防署 警防倉庫	40	40	0	0	50	4	3	8	4	4	0	2	3.3
			矢野口コミュニティ防災センター	0	0	200	0	49	19	10	10	0	8	0	1	33.6
			坂浜コミュニティ防災センター	0	0	0	0	50	19	8	10	0	0	0	1	39.6
			押立防災倉庫	0	0	0	0	100	20	10	8	0	8	1	1	40.9
			平尾防災倉庫	0	0	0	0	42	20	10	10	0	9	0	1	42.0
			百村コミュニティ防災センター	0	0	0	0	50	22	8	10	0	7	0	2	39.0
			大丸防災倉庫	0	0	200	0	52	20	10	10	0	4	0	2	63.7
			長峰コミュニティ防災センター	0	0	600	0	20	10	5	10	0	5	0	2	30.0
			長峰スポーツ広場防災倉庫	0	0	600	0	20	10	5	8	0	4	0	2	204.0
			小計	45	40	1,800	0	468	144	79	90	4	51	1	14	516.1
		水防管理団体　計		1,865	934	7,050	0	1,164	244	179	112	38	59	1	48	1,659.0
合計				2,322	1,895	25,050	40	1,425	346	228	142	65	101	1	72	1,796.6

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート m²
南多摩西部建設事務所	東京都	南多摩西部建設事務所	大和田	八王子市大和田町2-3-23	042-642-4596（八王子東工区）	5,800	300	0	2,000	300	291	0.0	2527
			湯殿	〃 小比企町2077	042-643-2648（工事課工務担当）	23,000	270	0	2,350	272	0	0.0	609
			水無瀬	〃 日吉町7-9	〃	3,500	310	0	2,645	100	56	0.0	406
			高幡	日野市万願寺6-27-5	042-581-0457（日野工区）	10,800	100	0	2,000	76	61	0.0	9166
			小計	4		43,100	980	0	8,995	748	408	0.0	12,708
		東京消防庁	第九消防方面本部外8消防署	八王子市石川町2099-2	042-648-0119	1,818	0	3,800	1,807	289	22	52.0	2,223
			小計	1		1,818	0	3,800	1,807	289	22	52.0	2,223
		東京都　計		5		44,918	980	3,800	10,802	1,037	430	52.0	14,931
	水防管理団体	八王子市	補修センター	八王子市中野上町4-10-15	042-625-3526	11,000	0	0	537	0	10	0.0	540
			浅川事務所	〃 高尾町1652-1	042-661-1231	310	0	0	145	0	0	0.0	0
			由木事務所	〃 下柚木2-10-6	042-676-8911	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			由木東事務所	〃 鹿島111-1	042-675-5711	300	0	0	125	0	0	0.0	0
			横山事務所	〃 並木町15-15	042-661-1281	600	0	0	200	0	0	0.0	0
			元八王子事務所	〃 大楽寺町419-1	042-624-3278	80	0	0	100	0	0	0.0	3
			恩方事務所	〃 下恩方町3395	042-651-3200	61	0	0	0	0	0	0.0	6
			川口事務所	〃 川口町908-1	042-654-4011	130	0	0	200	0	0	0.0	10
			加住事務所	〃 加住町1-170-2	042-691-2373	100	0	0	100	0	0	0.0	5
			由井事務所	〃 片倉町245-1	042-635-3208	100	0	0	140	0	0	0.0	8
			石川事務所	〃 石川町481	042-645-8721	0	0	0	150	0	0	0.0	5
			北野事務所	〃 北野町549-5	042-524-8711	20	0	0	180	0	0	0.0	10
			館事務所	〃 館町156	042-665-4511	200	0	0	200	0	0	0.0	10
			小計	13		12,901	0	0	2,077	0	10	0.0	597
		日野市	防災情報センター倉庫	日野市神明1-11-16	042-585-1111 内 7746(防災安全課)	2,000	5	0	24	0	0	0.0	195
			小計	1		2,000	5	0	24	0	0	0.0	195
		水防管理団体　計		14		14,901	5	0	2,101	0	10	0.0	792
	合計			19		59,819	985	3,800	12,903	1,037	440	52.0	15,723

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
南多摩西部建設事務所	東京都	南多摩西部建設事務所	大和田	480	334	2550	0	24	67	38	9	32	2	0	14	54
			湯殿	227	470	1830	0	24	35	14	25	9	5	0	10	41
			水無瀬	175	201	1000	0	24	38	17	15	0	4	0	12	33
			高幡	200	50	3350	0	39	28	8	4	6	4	0	7	20
			小計	1,082	1,055	8,730	0	111	168	77	53	47	15	0	43	147.7
		東京消防庁	第九消防方面本部外8消防署	92	982	1,465	0	1,169	119	116	371	341	18	28	46	-
			小計	92	982	1,465	0	1,169	119	116	371	341	18	28	46	0.0
	東京都　計			1,174	2,037	10,195	0	1,280	287	193	424	388	33	28	89	147.7
	水防管理団体	八王子市	補修センター	70	300	400	0	199	22	24	11	14	18	0	6	45.0
			浅川事務所	50	65	0	0	5	1	2	1	1	0	0	1	6.6
			由木事務所	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2.0
			由木東事務所	10	0	1,000	0	2	1	1	1	1	1	0	0	6.6
			横山事務所	50	40	300	0	3	1	2	1	2	2	0	1	5.0
			元八王子事務所	40	10	200	0	2	1	3	0	1	1	0	0	6.6
			恩方事務所	0	0	0	0	2	1	1	1	1	2	0	0	3.3
			川口事務所	40	20	100	0	3	1	2	2	1	1	0	0	3.3
			加住事務所	50	30	300	0	2	1	3	1	1	1	0	0	3.3
			由井事務所	40	30	500	0	2	1	2	2	1	1	0	0	3.3
			石川事務所	50	40	250	0	2	1	2	2	1	1	0	0	3.3
			北野事務所	40	40	200	0	1	1	2	1	1	2	0	0	3.3
			館事務所	50	30	450	0	1	1	2	1	1	1	0	0	3.3
			小計	490	605	3,700	0	224	33	46	25	26	31	0	8	94.9
		日野市	防災情報センター倉庫	30	0	180	0	100	10	10	4	2	4	0	8	135.0
			小計	30	0	180	0	100	10	10	4	2	4	0	8	135.0
	水防管理団体　計			520	605	3,880	0	324	43	56	29	28	35	0	16	229.9
合計				1,694	2,642	14,075	0	1,604	330	249	453	416	68	28	105	377.6

資料編７　水防用備蓄資器材等

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート ㎡
北多摩南部建設事務所	東京都	北多摩南部建設事務所	府中	府中市緑町1-27-1	042-330-1845（工事第二課工務担当）	1,700	100	100	63	6	0	0	270
			是政	〃　是政5-8	042-326-8862（小金井工区）	14,300	30	50	304	294	412	0.0	136
			調布	調布市下石原1-19-4	042-483-5011（調布工区）	11,600	100	50	220	190	0	0.0	1,080
			狛江	狛江市東和泉4-10-9	〃	15,570	30	50	2,515	0	256	0.0	360
			武蔵野	武蔵野市境4-11-15	042-465-4170（西東京工区）	4,890	0	50	294	102	60	0.0	200
			小計	5		48,060	260	300	3,396	592	728	0.0	2,046
		警視庁	第七機動隊	府中市朝日町3-16-8	042-358-7110	600	0	0	500	60	0	0.0	1,600
			小計	1		600	0	0	500	60	0	0.0	1,600
		東京都　計		6		48,660	260	300	3,896	652	728	0.0	3,646
	水防管理団体	武蔵野市	市庁舎	武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1821（防災安全部防災課消防防災係）	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			災害用備蓄倉庫	〃　八幡町2-5-3	〃	0	0	2,860	0	0	0	0.0	0
			小計	2		0	0	2,860	0	0	0	0.0	0
		三鷹市	災害用備蓄倉庫外2か所	三鷹市新川6-37-1	0422-24-9102（防災課）	3,100	0	0	80	0	0	0.0	5,750
			小計	3		3,100	0	0	80	0	0	0.0	5,750
		府中市	小柳町防災倉庫	府中市小柳町6-3	042-335-4098（防災危機管理課災害対策室）	3,000	0	50	50	0	0	0.0	7,426
			四谷水防倉庫	〃　四谷3-46	〃	1,200	0	0	3,000	0	0	0.0	0
			小計	2		4,200	0	50	3,050	0	0	0.0	7,426
		調布市	防災倉庫	調布市富士見町3-2-15	042-481-7346（総合防災安全課防災対策係）	6,500	0	0	300	0	0	0.0	3,110
			小計	1		6,500	0	0	300	0	0	0.0	3,110
		小金井市	本町防災倉庫	小金井市本町5-39-20	042-387-9807（総務部地域安全課）	200	0	0	0	0	0	0.0	0
			市役所倉庫	〃　本町6-6-3	〃	510	0	0	100	0	0	0.0	1,166
			小計	2		710	0	0	100	0	0	0.0	1,166
		狛江市	災害対策備蓄倉庫　外1か所	狛江市和泉本町1-2外	03-3480-5500（総務部安心安全課防災防犯係）	2,800	0	0	1,215（単管パイプを含む）	0	0	0.0	12,152
			小計	2		2,800	0	0	1,215	0	0	0	12,152
		西東京市	谷戸イチョウ公園倉庫	西東京市谷戸町2-12	042-438-4010（総務部危機管理課）	0	0	0	200	0	0	0.0	1,555
			保谷南分庁舎倉庫外2か所	〃　中町1-5-1	〃	2,000	0	0	100	0	0	0.0	2,916
			小計	4		2,000	0	0	300	0	0	0.0	4,471
		水防管理団体　計		16		19,310	0	2,910	5,045	0	0	0.0	34,075
	合計			22		67,970	260	3,210	8,941	652	728	0.0	37,721

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m³	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m²
北多摩南部建設事務所	東京都	北多摩南部建設事務所	府中	0	0	0	0	54	25	7	1	0	2	0	1	10.8
			是政	1,690	3,800	0	400	59	1	36	34	38	19	0	5	39.7
			調布	50	250	2,400	0	30	10	21	5	1	2	0	2	33.1
			狛江	50	70	0	0	98	29	16	6	4	3	0	4	40.8
			武蔵野	175	0	20,500	0	106	25	16	5	6	10	10	6	43.4
			小計	1,965	4,120	22,900	400	347	90	96	51	49	36	10	18	167.8
		警視庁	第七機動隊	5	0	500	0	50	6	6	7	0	13	0	1	-
			小計	5	0	500	0	50	6	6	7	0	13	0	1	0.0
		東京都　計		1,970	4,120	23,400	400	397	96	102	58	49	49	10	19	167.8
	水防管理団体	武蔵野市	市庁舎	0	0	0	0	20	20	20	10	0	10	0	0	144.0
			災害用備蓄倉庫	0	800	15,000	0	91	0	0	0	0	0	0	1	124.0
			小計	0	800	15,000	0	111	20	20	10	0	10	0	1	268.0
		三鷹市	災害用備蓄倉庫 外2か所	110	0	2,000	0	98	43	4	20	0	4	0	88	1,114.7
			小計	110	0	2,000	0	98	43	4	20	0	4	0	88	1,114.7
		府中市	小柳町防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	106.6
			四谷水防倉庫	0	0	0	0	200	126	8	0	0	0	0	4	66.0
			小計	0	0	0	0	200	126	8	0	0	0	0	6	172.6
		調布市	防災倉庫	30	0	1,800	0	267	63	16	21	2	2	0	27	97.9
			小計	30	0	1,800	0	267	63	16	21	2	2	0	27	97.9
		小金井市	本町防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	59.7
			市役所倉庫	0	0	0	0	13	4	0	14	0	0	0	0	134.1
			小計	0	0	0	0	13	4	0	14	0	2	0	0	193.8
		狛江市	災害対策備蓄倉庫　外1か所	38	0	400	0	435	83	126	2	0	0	0	32	182.5
			小計	38	0	400	0	435	83	126	2	0	0	0	32	182.5
		西東京市	谷戸イチョウ公園倉庫	0	0	200	0	123	12	42	0	6	0	0	5	9.6
			保谷南分庁舎倉庫 外2か所	0	0	600	0	30	2	2	0	0	0	0	0	272.8
			小計	0	0	800	0	153	14	44	0	6	0	0	5	282.4
		水防管理団体　計		178	800	20,000	0	1,277	353	218	67	8	18	0	159	2,311.9
合計				2,148	4,920	43,400	400	1,674	449	320	125	57	67	10	178	2,479.7

管内別		所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう 袋	大型土のう 袋	水のう 袋	土のう留杭 本	軽量鋼板 枚	篭 本	木材 m³	シート ㎡
北多摩北部建設事務所	東京都	北多摩北部建設事務所	小平	小平市小川町1-1091	042-343-0415（小平工区）	8,630	100	26	875	90	0	0.0	2,296
			立川	立川市上砂町5-4-13	042-529-0020（立川工区）	10,600	0	60	730	0	100	0.6	972
			立川防災ｾﾝﾀｰ内	〃　緑町3233-2	〃	12,200	200	100	1,310	190	0	0.0	2,527
			武蔵村山	武蔵村山市中央1-62-2	042-343-0415（小平工区）	9,600	200	60	1,186	323	0	0.6	3,022
			清瀬	清瀬市中里4-1301	042-393-4111（東村山工区）	8,200	150	60	1,088	45	0	1.0	3,121
			小計	5		49,230	650	306	5,189	648	100	2.2	11,938
		警視庁	第四機動隊	立川市緑町3567	042-522-0110	500	0	0	200	0	0	2.0	4,844
		東京消防庁	第八消防方面本部外15消防署	〃　泉町1156-1	042-522-0119	6,083	4	7,700	4,143	207	11	0.0	1,928
			小計	2		6,583	4	7,700	4,343	207	11	2.0	6,772
		東京都　計		7		55,813	654	8,006	9,532	855	111	4.2	18,710
	水防管理団体	立川市	本庁防災倉庫	立川市泉町1156-9	042-523-2561（防災課防災係）	0	0	0	0	0	0	0.0	100
			JR高架下倉庫	〃　羽衣町1-1先	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			多摩広域防災倉庫	立川市緑町3256番地	〃	400	0	0	0	0	0	0.0	0
			リサイクルセンター	立川市西砂町4-77-1	042-531-5518	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			防災備蓄倉庫・避難所外52か所	公園・消防団詰所小中学校	042-523-2561（防災課防災係）	2,841	0	0	374	0	0	0.0	25,505
			小計	57		3,241	0	0	374	0	0	0.0	25,605
		小平市	建設事業所	小平市津田町3-34-8	042-341-0357（都市開発部道路課）	300	0	0	50	0	0	0.0	0
			本庁備蓄庫	〃　小川町2-1333	042-346-9519（総務部防災危機管理課）	1,080	0	0	200	0	0	0.0	1,944
			東部備蓄庫	〃　花小金井1-8-1	042-467-1251	50	0	0	10	0	0	0.0	0
			西部備蓄庫	〃　小川西町4-10-13	042-343-1200	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			市民総合体育館及び防災倉庫外計51か所	市民総合体育館地域センター小中学校外	042-346-9519（総務部防災危機管理課）	10,030	0	0	865	0	0	0.0	175,116
			小計	55		11,460	0	0	1,125	0	0	0.0	177,060
		国立市	市役所倉庫	国立市富士見台2-47-1	042-576-2111 内145～7（防災安全課）	1,000	0	0	200	0	0	0.0	10,108
			小計	1		1,000	0	0	200	0	0	0.0	10,108
		昭島市	昭和町分室	昭島市昭和町1-6-11	042-541-5625（防災安全課防災係）	4,200	0	0	0	0	0	0.0	36,314
			防災備蓄倉庫外38か所	〃　朝日町4-23-12外	〃	3,200	0	0	350	0	0	0.0	21,578
			小計	40		7,400	0	0	350	0	0	0.0	57,892
		国分寺市	市役所倉庫	国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111（防災安全課）	1,179	0	0	300	0	0	0.0	1,430
			小計	1		1,179	0	0	300	0	0	0.0	1,430
		東村山市	富士見文化ｾﾝﾀｰ防災倉庫	〃　富士見町5-4-51	〃	0	0	0	300	0	0	0.0	14,449
			秋水園	〃　秋津町4-17-1	〃	3,000	0	0	0	0	0	0.0	0
			前川公園グラウンド	〃　野口町2-19-1	〃	1,000	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	3		4,000	0	0	300	0	0	0.0	14,449
		武蔵村山市	市役所倉庫	武蔵村山市本町1-1-1	042-563-5071（防災安全課災害対策係）	1,500	0	0	660	0	0	0.0	0
			備蓄倉庫	〃　三ツ藤3-54-2	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	25,272
			小計	2		1,500	0	0	660	0	0	0.0	25,272
北多摩北部建設事務所	水防管理団体	東大和市	上仲原備蓄庫	東大和市向原1-1-1	042-563-2111 内1350（防災安全課）	0	0	0	0	0	0	0.0	4,082
			蔵敷備蓄庫	〃　蔵敷2-337	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	12,441
			奈良橋備蓄庫	〃　奈良橋2-616-9	〃	2,000	0	0	0	0	0	0.0	3,693
			地下備蓄庫	〃　中央3-930	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			総務部倉庫	〃	〃	2,000	0	0	400	0	0	0.0	466
			小計	5		4,000	0	0	400	0	0	0.0	20,682
		清瀬市	市役所倉庫	清瀬市中里5-842	042-492-5111 内3421（防災防犯課）	300	0	0	0	0	0	0.0	260
			下宿倉庫	〃　下宿2-524-1	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			松山倉庫	〃　松山2-6-25	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			野塩倉庫	〃　野塩1-322-2	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0
			小計	4		300	0	0	0	0	0	0.0	260
		東久留米市	まえさわ防災倉庫	東久留米市前沢4-6-16	042-470-7769	1,717	0	0	100	0	0	0.0	13,240
			小計	1		1,717	0	0	100	0	0	0.0	13,240
	水防管理団体　計			169		35,797	0	0	3,809	0	0	0.0	345,998
合計				176		91,610	654	8,006	13,341	855	111	4.2	364,708
建設事務所管内　計				469		1,024,758	7,022	53,632	145,997	10,113	1,782	156.3	977,930

管内別		所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m³	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m²
北多摩北部建設事務所	東京都水防管理団体	北多摩北部建設事務所	小平	100	100	1,500	0	44	11	15	1	0	5	0	5	33.1
			立川	350	200	3,450	0	85	42	20	5	1	5	0	10	33.1
			立川防災ｾﾝﾀｰ内	50	280	1,900	0	72	20	4	7	10	9	0	2	39.6
			武蔵村山	110	510	1,450	0	68	64	25	9	6	9	0	0	34.8
			清瀬	75	244	1,850	0	60	33	11	5	14	13	0	5	33.1
			小計	685	1,334	10,150	0	329	170	75	27	31	41	0	22	173.7
		警視庁	第四機動隊	50	0	9,950	0	25	8	3	15	15	14	0	1	-
		東京消防庁	第八消防方面本部外15消防署	663	392	21,215	0	2,113	128	128	117	75	19	6	79	-
			小計	713	392	31,165	0	2,138	136	131	132	90	33	6	80	0.0
	東京都　計			1,398	1,726	41,315	0	2,467	306	206	159	121	74	6	102	173.7
	水防管理団体	立川市	本庁防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57.5
			JR高架下倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.0
			多摩広域水防倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459.6
			リサイクルセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
			防災備蓄倉庫・避難所外52か所	0	0	0	0	382	345	318	345	0	340	0	30	-
			小計	0	0	0	0	382	345	318	345	0	340	0	30	597.1
		小平市	建設事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24.6
			本庁備蓄庫	0	0	1,000	0	8	0	5	10	0	20	0	2	109.5
			東部備蓄庫	0	0	30	0	14	0	2	0	0	0	0	2	38.5
			西部備蓄庫	0	0	0	0	17	0	3	1	0	0	0	2	51.6
			市民総合体育館及び防災倉庫外計51か所	0	0	6,470	0	197	0	6	20	0	0	0	44	750.6
			小計	0	0	7,500	0	236	0	16	31	0	20	0	50	974.8
		国立市	市役所倉庫	20	0	30	0	22	5	3	3	3	3	0	6	22.9
			小計	20	0	30	0	22	5	3	3	3	3	0	6	22.9
		昭島市	昭和町分室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30.0
			防災備蓄倉庫外38か所	0	0	135	0	112	50	30	34	0	0	0	6	1,812.0
			小計	0	0	135	0	112	50	30	34	0	0	0	6	1,842.0
		国分寺市	市役所倉庫	0	0	0	0	18	0	1	12	0	0	0	0	16.0
			小計	0	0	0	0	18	0	1	12	0	0	0	0	16.0
		東村山市	富士見文化ｾﾝﾀｰ防災倉庫	0	0	11,600	0	22	10	1	0	0	0	0	0	198.0
			秋水園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
			前川公園グラウンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
			小計	0	0	11,600	0	22	10	1	0	0	0	0	0	198.0
		武蔵村山市	市役所倉庫	0	40	200	0	60	29	17	24	65	31	0	2	41.0
			備蓄倉庫	0	0	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58.5
			小計	0	40	340	0	60	29	17	24	65	31	0	2	99.5
		東大和市	上仲原備蓄庫	0	0	600	0	47	3	0	3	3	1	0	0	32.0
			蔵敷備蓄庫	0	0	600	0	33	4	0	3	3	1	0	0	32.0
			奈良橋備蓄庫	0	0	2,200	0	20	3	0	3	3	1	0	0	32.4
			地下備蓄庫	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105.6
			総務部倉庫	0	0	50	0	41	4	3	5	0	0	0	0	36.0
			小計	0	0	3,850	0	141	14	3	14	9	3	0	0	238.0
		清瀬市	市役所倉庫	0	0	120	0	42	0	0	0	0	0	0	0	21.0
			下宿倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63.8
			松山倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.6
			野塩倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13.6
			小計	0	0	120	0	42	0	0	0	0	0	0	0	118.0
		東久留米市	まえさわ防災倉庫	0	0	260	0	62	1	0	0	0	2	0	0	16.2
			小計	0	0	260	0	62	1	0	0	0	2	0	0	16.2
		水防管理団体　計		20	40	23,835	0	1,097	454	389	463	77	399	0	94	4,122.5
	合計			1,418	1,766	65,150	0	3,564	760	595	622	198	473	6	196	4,296.2
建設事務所管内　計				25,233	19,826	498,989	440	32,118	6,119	4,062	2,654	1,612	1,680	1,049	1,588	20,470.3

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう袋	大型土のう袋	水のう袋	土のう留杭本	軽量鋼板枚	篭本	木材 m³	シート ㎡
島嶼支庁計	大島支庁	土木倉庫	大島町元町 字金砂6-4-2	04992-2-4441 (土木課)	3,500	0	0	0	0	0	0.0	1,200
		新島出張所	新島村本村 6-4-24	04992-5-0281 (新島出張所)	400	0	0	0	0	0	0.0	40
		神津島出張所	神津島村1204	04992-8-0311 (神津島出張所)	450	0	0	0	0	0	0.0	2,600
		小計	3		4,350	0	0	0	0	0	0.0	3,840
	三宅支庁	土木倉庫	三宅村伊豆642	04994-2-1313 (土木港湾課)	5,200	130	0	5	0	0	0.0	1,800
		御蔵島工事監督事務所	御蔵島村	04994-8-2270 **(御蔵島工事監督事務所)**	78	0	0	4	0	0	0.0	0
		御蔵島舟木倉庫	御蔵島村	〃	270	10	0	4	0	0	0.0	0
		小計	3		5,548	140	0	13	0	0	0.0	1,800
	八丈支庁	土木倉庫	八丈町三根384	04996-2-1114 (土木課)	3,000	120	0	0	170	0	0.0	544
		小計	1		3,000	120	0	0	170	0	0.0	544
	小笠原支庁	土木倉庫	小笠原村 父島字西町	04998-2-2123 (土木課)	2,000	0	2,000	0	0	0	0.0	100
		出張所倉庫	〃 母島字元地	04998-3-2121 (母島出張所)	200	0	200	0	0	0	0.0	0
		小計	2		2,200	0	2,200	0	0	0	0.0	100
島嶼支庁　計			9		15,098	260	2,200	13	170	0	0.0	6,284

管内別	所管別	倉庫名	所在地	電話番号（連絡先）	土のう袋	大型土のう袋	水のう袋	土のう留杭本	軽量鋼板枚	篭本	木材 m³	シート ㎡
東京都管内　総計			478		1,039,856	7,282	55,832	146,010	10,283	1,782	156.3	984,214

管内別	所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
島嶼支庁計	大島支庁	土木倉庫	20	0	600	0	100	0	1	10	4	2	0	2	80.0
		新島出張所	0	0	200	0	5	0	0	0	2	0	0	1	15.0
		神津島出張所	0	200	400	0	16	2	1	3	3	0	0	1	50.2
		小計	20	200	1,200	0	121	2	2	13	9	2	0	4	145.2
	三宅支庁	土木倉庫	5	0	150	0	15	5	1	5	5	1	0	2	80.0
		御蔵島工事監督事務所	1	4	18	0	1	0	1	2	1	1	0	0	2.0
		御蔵島舟木倉庫	0	4	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15.0
		小計	6	8	218	0	16	5	2	7	6	2	0	2	97.0
	八丈支庁	土木倉庫	0	0	200	0	23	30	5	6	11	1	0	2	50.0
		小計	0	0	200	0	23	30	5	6	11	1	0	2	50.0
	小笠原支庁	土木倉庫	10	0	0	0	15	2	2	2	10	2	0	3	0.0
		出張所倉庫	5	0	0	0	5	2	2	6	6	2	0	0	0.0
		小計	15	0	0	0	20	4	4	8	16	4	0	3	0.0
島嶼支庁　計			41	208	1,618	0	180	41	13	34	42	9	0	11	292.2

管内別	所管別	倉庫名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
東京都管内　総計			25,274	20,034	500,607	440	32,298	6,160	4,075	2,688	1,654	1,689	1,049	1,599	20,762.5

（令和７年３月１日時点）

資７．２　水防用備蓄資器材一覧表（国土交通省）

事務所名	出張所名	所在地	電話番号	土のう袋	水のう袋	土のう留杭本	軽量鋼板枚	篭本	木材 m^3	シート m^2
江戸川河川事務所	江戸川河口出張所	江戸川区東篠崎250	03-3679-1460	1,000	0	0	0	0	0	160枚
	中川出張所	越谷市越ヶ谷4-2-41	048-962-2634	0	0	0	0	0	0	280枚
	中川下流出張所	葛飾区高砂1-3-15	03-3694-2757	1,000	0	0	0	0	0	166枚
	小計	3		2,000	0	0	0	0	0	606枚
荒川上流河川事務所	西浦和出張所	さいたま市田島8-17-1	048-861-9129	1,600	0	0	0	0	0	390枚
	小計	1		1,600	0	0	0	0	0	390枚
荒川下流河川事務所	荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	03-3903-6821	0	0	1,159	0	0	0	240枚
	小名木川出張所	江東区大島8-33-26	03-3681-6131	705	0	16	0	0	0	162枚
	浮間地区荒川防災ステーション	北区浮間1-2-28		3,866	0	0	640	0	0	519枚
	小計	3		4,571	0	1,175	640	0	0	921枚
京浜河川事務所	多摩川上流出張所	福生市北田園1-19-2	042-552-0667	1,090	0	0	0	0	0	65枚
	多摩出張所	稲城市大丸3117-1	042-377-7403	3,920	0	60	0	0	0	156枚
	田園調布出張所	大田区田園調布本町31-1	03-3721-4288	1,000	0	10	0	0	0	13枚
	小計	3		6,010	0	70	0	0	0	238枚
合計		10		14,181	0	1,245	640	0	0	2,155枚

事務所名	出張所名	鉄線 kg	杭 本	縄 m	玉石 m^3	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	番線ｶｯﾀｰ 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫面積 m^2
江戸川河川事務所	江戸川河口出張所	0	0	0	0	20	0	2	0	0	0	0	0	－
	中川出張所	20	0	0	0	5	2	2	2	1	2	0	0	－
	中川下流出張所	50	0	0	0	5	1	2	3	2	1	0	0	－
	小計	70	0	0	0	30	3	6	5	3	3	0	0	0
荒川上流河川事務所	西浦和出張所	0	0	0	0	18	5	1	5	1	2	0	0	－
	小計	0	0	0	0	18	5	1	5	1	2	0	0	0
荒川下流河川事務所	荒川下流河川事務所	1	40	0	0	149	0	4	0	0	0	0	0	－
	小名木川出張所	3	94	0	0	21	0	2	0	0	0	0	0	－
	浮間地区荒川防災ステーション	0	0	0	0	6	0	0	6	5	0	0	2	72
	小計	4	134	0	0	176	0	6	6	5	0	0	2	72
京浜河川事務所	多摩川上流出張所	0	0	6巻	0	12	8	3	0	0	4	0	0	－
	多摩出張所	0	0	10巻	0	20	5	3	13	1	2	0	0	－
	田園調布出張所	20	0	14巻	0	11	4	3	4	2	3	0	0	－
	小計	20	0	30巻	0	43	17	9	17	3	9	0	0	0
合計		94	134	30巻	0	267	25	22	33	12	14	0	2	72

（令和７年３月１日時点）

資７．３　水防用土砂採取箇所一覧表（東京都、水防管理団体）

管内別	所管別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考
第一建設事務所	東部公園	東京タワー下公園地 （古川左岸 0.4km）	港区芝公園４丁目	03-3821-6142 庶務課庶務係	500 ㎥	
	千代田区	東郷元帥記念公園 （日本橋川右岸 1.3km）	千代田区三番町１８	03-5221-4239 道路公園課管理係	550 ㎥	
		外濠公園運動場 （市ヶ谷濠 0.1km）	〃　五番町先	〃	730 ㎥	
	中央区	鉄砲洲児童公園 （隅田川右岸 0.1km）	中央区湊１－５－１	03-3546-5412 管理調整課庶務係	90 ㎥	
		桜川公園 （亀島川右岸 0.2km）	〃　入船１－１－１	〃	130 ㎥	
		あかつき公園 （隅田川右岸 0.2km）	〃　築地７－19－１	〃	440 ㎥	
		堀留児童公園 （日本橋川左岸 0.2km）	〃　日本橋堀留町1－1－16	〃	40 ㎥	
		浜町公園 （隅田川右岸 0.1km）	〃　日本橋浜町２－59－１	〃	960 ㎥	
		坂本町公園 （日本橋川右岸 0.3km）	〃　日本橋兜町15－３	〃	200 ㎥	
		月島第一児童公園 （朝潮運河右岸 0.1km）	〃　月島４－２－１	〃	80 ㎥	
		新月島公園 （晴海運河右岸 0.1km）	〃　晴海１－３－29	〃	2,980 ㎥	
	港区	麻布運動場 （古川左岸 0.6km）	港区南麻布５－６	03-5114-8803　麻布地区 総合支所まちづくり課	100 ㎥	
		本芝公園 （新芝運河左岸 0.3km）	〃 芝４－15－１	03-3578-2032　芝地区 総合支所まちづくり課	70 ㎥	
		檜町公園 （古川左岸 1.2km）	〃 赤坂９－７－９	03-5413-7015　赤坂地区 総合支所まちづくり課	10 ㎥	
		芝浦公園	〃 芝浦３－１	03-6400-0032　芝浦港南地区総合支所まちづくり課	80 ㎥	
第二建設事務所	世田谷区	宇奈根公園	世田谷区宇奈根１丁目	03-6432-7917 道路・交通計画部	1,200 ㎥	
	品川区	西大井広場公園	品川区西大井１－４－１０	03-5742-6695 防災まちづくり部	700 ㎥	
		鮫洲運動公園	〃　東大井１－４－１１	〃	700 ㎥	
	大田区	平和島倉庫	大田区平和島２－１ （平和島陸橋下）	03-3726-4300 地域基盤整備第三課	5 ㎥	
		鵜の木水防倉庫	〃　鵜の木３－３３－１２	03-5764-0629 地域基盤整備第一課	5 ㎥	
		六間堀資材置場	〃　羽田４－７	03-5713-2006 地域基盤整備第二課	20 ㎥	
		道々橋水防倉庫	〃　久が原１－１３－１	〃	4 ㎥	
		仲六郷水防資機材センター	〃　仲六郷３－１９－１１	03-5744-1304 都市基盤管理課	60 ㎥	
	目黒区	水防倉庫	目黒区中目黒１－１１	03-5722-9775 道路公園課	15 ㎥	
		碑文谷公園	〃　碑文谷６－９－１１	〃	6 ㎥	
第三建設事務所	杉並区	和田公園	杉並区和田２－１	03-3315-4178 杉並土木事務所	15 ㎥	
		だいしょうじ公園	〃　堀ノ内１－９	〃	11 ㎥	
第四建設事務所	豊島区	上り屋敷公園内	豊島区西池袋２－１４－２	03-5995-3011 公園管理事務所	2 ㎥	
		高田中央３丁目公園内 （目白通り、高田児童館）	〃　高田３－３８－６	〃	1 ㎥	
		高田第二公園内 （都立江戸川橋公園付近）	〃　高田１－２	〃	1 ㎥	
	練馬区	谷原材料置場	練馬区谷原４－２０－３８	03-3995-0083 西部土木出張所	4 ㎥	

管内別	所管別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考
第五建設事務所	江東区	荒川砂町庭球場管理棟南	江東区東砂３－２８－１３	03-3647-2538 河川公園課工務係	30 ㎥	
	葛飾区	総合スポーツセンター野球場	葛飾区高砂１－２	03-3695-1197 調整課 事業調整担当	50 ㎥	
		水元中央公園	〃　水元１－１９	〃	50 ㎥	
		上千葉砂原公園	〃　西亀有１－２７	〃	50 ㎥	
		上千葉南公園	〃　お花茶屋３－１	〃	30 ㎥	
		お花茶屋公園	〃　お花茶屋１－２２	〃	50 ㎥	
		高砂北公園	〃　高砂４－３	〃	50 ㎥	
		葛飾にいじゅくみらい公園	〃　新宿６－３	〃	50 ㎥	
		青戸地区桜づつみ	〃　青戸７－３２	〃	2,400 ㎥	
		新小岩公園	〃　西新小岩１－１	〃	100 ㎥	
第六建設事務所	台東区	隅田公園	台東区花川戸２－１	03-5246-1321 公園課公園管理担当	6 ㎥	
		東盛公園	〃　三ノ輪１－２３－２	〃	9 ㎥	
		金竜公園	〃　西浅草３－２５－７	〃	16 ㎥	
		入谷南公園	〃　松ヶ谷３－２３－７	〃	15 ㎥	
		精華公園	〃　蔵前４－１５－９	〃	50 ㎥	
		日本堤公園	〃　東浅草２－２７－１	〃	3 ㎥	
	北区	神谷堀公園	北区王子５－２８	03-3908-9213 道路公園課工務係	200 ㎥	
		中央公園	〃 十条台１－２－１	〃	100 ㎥	
		桐ヶ丘中央公園	〃 桐ヶ丘２－７	〃	300 ㎥	
	足立区	中川防災公園	足立区大谷田２－２５－５	03-3880-5478 都市建設課事業推進係	300 ㎥	
		舎人一号公園	〃　入谷９－２９－１	〃	1,000 ㎥	
		入谷砂原めいろ公園	〃　入谷９－９－１５	〃	300 ㎥	
南多摩東部建設事務所	町田市	水防用土のう置場	町田市下小山田町2592-1	042-724-2107 防災課	3 ㎥	土のう置き場
		水防用土のう置場	〃　下小山田町204-3	〃	3 ㎥	土のう置き場
		水防用土のう置場	〃　山崎町462	〃	3 ㎥	土のう置き場
		水防用土のう置場	〃　森野2-950-1	〃	3 ㎥	土のう置き場
	多摩市	愛宕土のうステーション	多摩市愛宕１－５２	042-338-6802 防災安全課防災担当	10 ㎥	
		宮之下公園土のうステーション	〃　一ノ宮２－２７－２	〃	2 ㎥	土のうステーション
		第９分団詰所跡地土のうステーション	〃　一ノ宮４－１９－１４	〃	12 ㎥	土のうステーション及び大型土のう袋を配置
		くるまぼり公園土のうステーション	〃　東寺方１－１６－５	〃	2 ㎥	土のうステーション
		健康センター土のうステーション	〃　関戸４－１９－５	〃	2 ㎥	土のうステーション
		大河原公園土のうステーション	〃　関戸２－１９－４	〃	2 ㎥	土のうステーション
		関戸３丁目公園土のうステーション	〃　関戸３－１０－９	〃	2 ㎥	土のうステーション

管内別	所管別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考
南多摩東部建設事務所	稲城市	稲城市消防本部	稲城市東長沼２１１１	042-377-7119 消防本部防災課	9 m^3	土のうトン袋×６ （土のう袋で420袋）
		稲城市消防団第一分団詰所	〃　矢野口２２７１－１	〃	3 m^3	土のうトン袋×２ （土のう袋で140袋）
		稲城市消防団第二分団詰所	〃　東長沼５９０－１	〃	3 m^3	土のうトン袋×２ （土のう袋で140袋）
		稲城市消防団第三分団詰所	〃　大丸５４６－４	〃	1.5 m^3	土のうトン袋×１ （土のう袋で70袋）
		稲城市消防団第四分団詰所	〃　百村２０１７	〃	3 m^3	土のうトン袋×２ （土のう袋で140袋）
		稲城市消防団第五分団詰所	〃　坂浜９７４	〃	3 m^3	土のうトン袋×２ （土のう袋で140袋）
		稲城市消防団第六分団詰所	〃　平尾１－４１－１４	〃	3 m^3	土のうトン袋×２ （土のう袋で140袋）
		稲城市消防団第七分団詰所	〃　押立８２５	〃	3 m^3	土のうトン袋×２ （土のう袋で140袋）
		稲城市消防団第八分団詰所	〃　長峰２－３１－１	〃	1.5 m^3	土のうトン袋×１ （土のう袋で70袋）
		南多摩水再生センター （消防訓練場）	〃　大丸１４９２	〃	65 m^3	土のうトン袋×43 （土のう袋で3,010袋）
南多摩西部建設事務所	八王子市	補修センター	八王子市中野上町4-10-15	042-625-3526 道路交通部	6 m^3	
	日野市	日野市資材置場 （中央自動車道付近）	日野市日野本町１－４	042-585-1111 道路課	25 m^3	
北多摩南部建設事務所	北南建	野川第二調節池 （小金井新橋下流左岸）	小金井市中町一丁目	042-330-1808 管理課河川管理担当	5,000 m^3	大型車乗り入れ可能
北多摩北部建設事務所	北北建	空堀川事業用地 （空堀川新薬師橋下流左岸）	武蔵村山市中央一丁目地内	042-540-9521 工事第二課工務担当	300 m^3	ダンプ４ｔ
	東大和市	市役所第３駐車場	東大和市中央三丁目地内	042-562-7395 防災安全課	10 m^3	土のう置き場
	清瀬市	清瀬市役所　地下駐車場	清瀬市中里五丁目８４２	042-492-5111(3421) 防災防犯課防災防犯係	15 m^3	土のう置き場

（令和７年３月１日時点）

資７．４　水防用土砂採取箇所一覧表（国土交通省）

所管別	河川別	箇所名	所在地	電話番号（連絡先）	可能採取量	備考
江戸川河川事務所	江戸川	右岸18.4k付近	葛飾区東金町地先	04-7125-7436 防災対策課 03-3679-1460 江戸川河口出張所	400 ㎥	（第２種側帯）
	中川	右岸18.1k ～18.25k付近	足立区六木３丁目地先	04-7125-7436 防災対策課 03-3694-2757 中川下流出張所	800 ㎥	（第２種側帯）
		右岸14.0k付近	葛飾区亀有２丁目地先	〃	920 ㎥	（第２種側帯）
		右岸13.1k付近	〃　青戸７丁目地先	〃	2,000 ㎥	（第２種側帯）
京浜河川事務所	多摩川	左岸3.9km	大田区南六郷１丁目	045-503-4018 防災情報課水防企画係	1,984 ㎥	
		左岸4.2km	〃　南六郷２丁目	〃	380 ㎥	
		左岸7.2km	〃　西六郷	〃	1,200 ㎥	
		左岸19.4km	世田谷区宇奈根１丁目	〃	830 ㎥	
		左岸24.8km	調布市染地	〃	1,500 ㎥	
		左岸29.4km	府中市小柳町６丁目	〃	10,900 ㎥	
		右岸31.6km	稲城市大丸２２７１	〃	2,100 ㎥	
		右岸42.9km	八王子市小宮町	〃	10,500 ㎥	
		左岸46.0km	昭島市田中町	〃	5,500 ㎥	
		左岸50.4km	福生市南田園	〃	3,900 ㎥	
		左岸50.9km	〃　北田園１丁目	〃	300 ㎥	
	浅川	左岸0.0km	日野市石田１丁目	〃	3,400 ㎥	
		左岸0.7km	〃　石田１丁目	〃	650 ㎥	
		左岸0.9km	〃　石田１丁目	〃	850 ㎥	
		左岸1.4km	〃　万願寺	〃	5,300 ㎥	
		左岸2.6km	〃　川辺堀之内	〃	3,800 ㎥	
		左岸7.6km	八王子市長沼	〃	3,500 ㎥	
荒川下流河川事務所	荒川	小名木川排水機場下流側帯 荒川右岸2k付近	江東区東砂２	03-3902-2379 管理課	1,300 ㎥	
		堀切橋下流側帯 荒川右岸10.5k付近	足立区柳原１	〃	2,000 ㎥	
		足立区桜づつみ 荒川左岸13.75～19k付近	〃　本木１丁目～鹿浜２丁目	〃	20,500 ㎥	
		戸田桜づつみ 荒川左岸26.4～27.325付近	戸田市戸田公園地先	〃	12,000 ㎥	

（令和７年３月１日時点）

資７．５　水防工法

１．積土のう工（越水防止工）

堤防天端に土俵を一段・二段積みにして、越水を防止する。

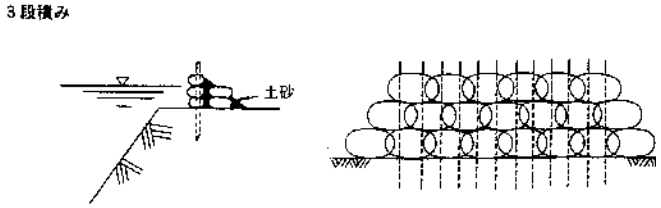

１．各土のうは、留杭で固定すること。ただし、流れが急なときは留杭を２倍にすることも可。

２．防水シートを併用すると止水性が高まる。

２．鋼板防護工（越水防止工）

軽量鋼板を用いて行うせき板工。

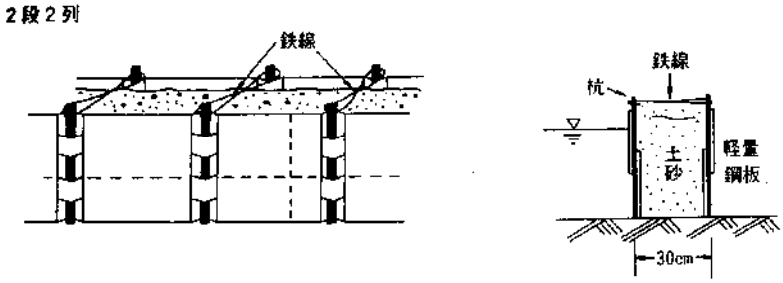

１．小口は土のうでおさえる。

２．中詰土砂の一部を土のうにすることも可。

３．防水シートを併用すると防水性が効果的である。

４．軽量に施工するときは、鋼板を一列とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

３．護岸裏積土のう工（越水防止工）

胸壁護岸を越水するおそれのある時行なわれる工法で、裏のり側から低部を広く積み重ねて防止する。

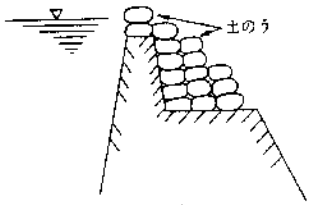

４．かま段工（漏水防止工）

堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土俵積みし、中に水を貯めて、その水圧で漏水を少なくすると共に、湧水で堤防が破損しないよう一定の箇所に水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。

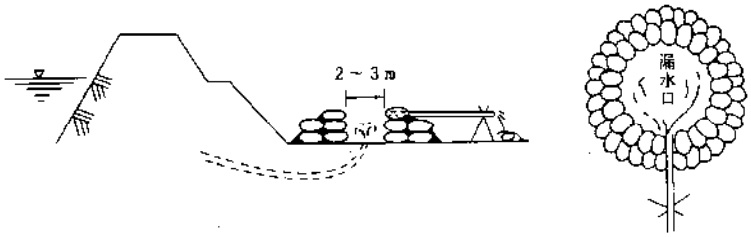

１．防水シートを併用すると止水性が高まる。

２．土のう留杭は状況に応じて用いる。

３．鋼製かましつきセットで実施することも可。

５．月の輪工（漏水防止工）

堤防裏のり面の漏水箇所に土俵を半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの

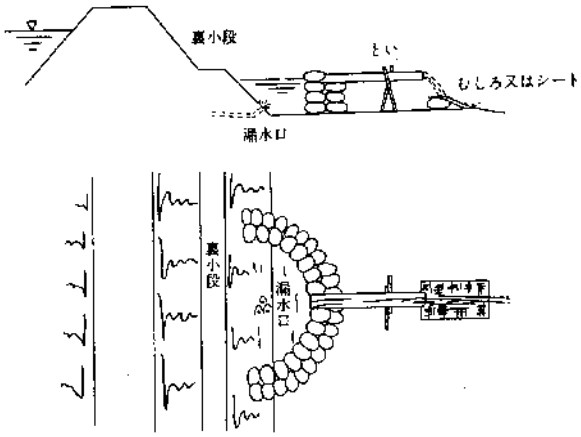

１．防水シートを併用すると止水性が高まる。

６．吸水性水のう積工（浸水防止工）

ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。

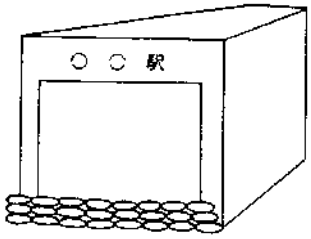

１．４段積（１段ｈ≒10cm）以上のときは、２列とするか土のう留杭を使用する。

２．防水シートを併用すると止水性が高まる。

７．シート張り工（洗掘防止工）

堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被ふくし漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張工」ともいう。

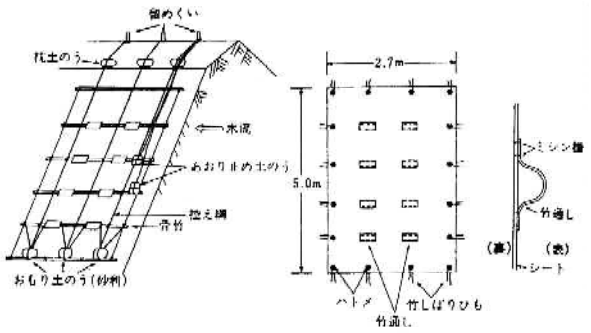

８．立てかご工（洗掘防止工）

堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを一列に敷き、杭でとめ、これを主台として縦にじゃかごを並べ玉石を詰める。

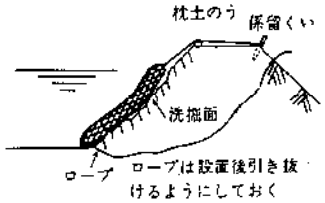

９．川倉工（決壊防止工）

急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。

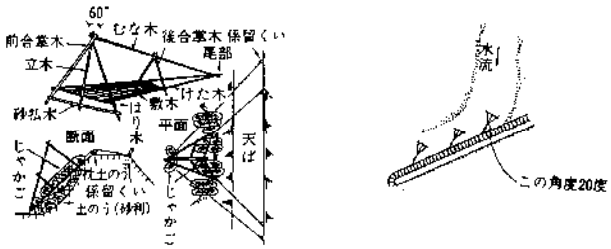

１０．五徳縫い工（崩壊防止工）

堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を３～４本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土俵をおく。また簡易なものを「さし竹工」という。

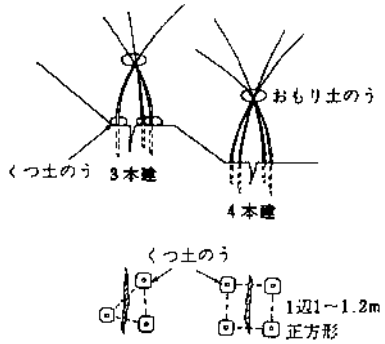

１１．杭打ち継ぎ工（き裂防止工）

天端のき裂をはさんで両肩付近にくいをさして、鉄線で連結する。

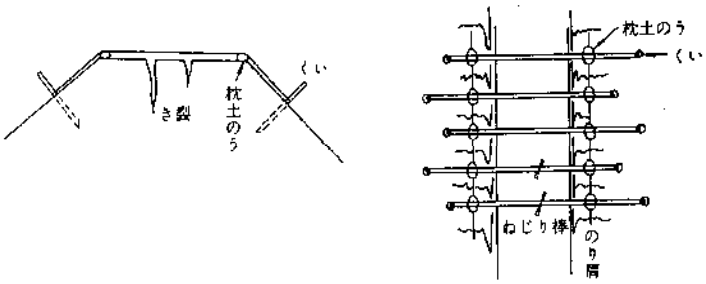

１２．木流し工（洗掘防止工）

堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土俵を結びつけ、堤防天端の留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。

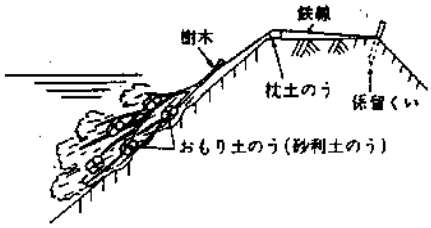

１３．その他の水防工法

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現　在
水があふれる（越水）		せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手　困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現　在
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	上端（天端）～居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金剛、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに推積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とびロ
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（「実務者のための水防ハンドブック」より）

資７．６　移動式排水ポンプ配置表

配置先		排水量（m^3/min）	台数	備考
第一建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	港区	0.10	2	電気式
		0.11	1	電気式
		0.12	6	電気式
		0.15	1	電気式
		0.50	1	エンジン式
		1.00	3	エンジン式
		1.20	1	エンジン式
		1.40	1	エンジン式
第二建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	大田区	0.20	1	
		0.50	3	
		0.70	3	
		1.70	1	
		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m
	世田谷区	0.10	29	
		0.30	4	
		0.40	2	
		0.50	2	
		0.53	5	
		0.62	1	
		1.10	1	
		1.20	1	
		1.40	1	
		1.50	4	
		5.00	4	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（20m×4本）
第三建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	中野区	0.12	8	電気式
		0.50	4	エンジン式
		1.50	2	エンジン式
	杉並区	0.40	2	エンジン式
		0.57	1	エンジン式
		1.20	18	エンジン式
		1.40	5	エンジン式
第四建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	豊島区	0.90	4	エンジン式
		0.13	8	電気式
	板橋区	0.12	12	
		0.25	2	
		1.20	2	
	練馬区	1.20	3	
		0.12	2	
		0.10	2	
		0.06	3	
第五建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	江東区	1.40	1	
		1.70	3	
		1.25	3	
		0.95	4	
	葛飾区	11.00	1	油圧式
	江戸川区	0.08	25	
		0.95	3	
第六建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
南多摩東部建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
南多摩西部建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	日野市	3.30	3	エンジン式
北多摩南部建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	狛江市	15.00	1	油圧式
北多摩北部建設事務所		5.00	2	排水ポンプ車に搭載、揚程10m、ホース（25m×2本、15m×2本、10m×2本）
	立川市	0.20	1	

合　計		223
	都　計	20
	区 市 計	203

８．水防活動等の報告に関する様式等

資８．１　水防巡視要領

水防巡視要領

第１　目的
この要領は、建設事務所等が水防活動の一環として実施する水防巡視に際し、必要な事項を定める。
第２　水防巡視の実施
水防巡視は、降雨、水位状況、「土砂災害警戒情報の発表」により、適宜実施する。
第３　水防巡視の実施箇所
水防巡視は、水防上注意を要する箇所、砂防、急傾斜地、地すべりに関する工事の事業箇所、その他必要な箇所について実施する。
第４　点検の内容
水防巡視にあたっては、別紙水防巡視点検表（以下、点検表という。）に基づき、河川の状況、護岸の状況、水防活動の状況などについて、可能な範囲で点検する。
第５　河川の状況点検
河川の状況については、量水標等により目視で水位（天端下がり）を観測するとともに、減水の痕跡等により水位の変化を確認する。また、流量あるいは河積を阻害している支障物の有無等を点検する。
第６　護岸の状況点検
護岸の状況については、損傷や変形、浸食、河床洗掘などの有無等について点検する。
第７　がけ地等の状況点検
がけ地等の状況点検については、斜面の亀裂や斜面からの出水・落石等の異常の有無について点検する。
第８　水防活動の実施状況確認
水防活動の状況については、水防活動を実施している場合の、具体的な水防工法等を確認する。
第９　洪水後の水位確認
必要に応じて、洪水後の最高と推測される水位を水跡等により確認する。
第１０　報告
点検表は、巡視点検が終わり次第速やかに作成し、当分の間、建設事務所等で保管する。なお、点検表は、要請に応じ提出する。
また、水防工法等を実施した場合は、「東京都水防計画」資料編９．２の「水防活動報告書」、護岸等に被害が見られた場合は、資料編９．７の「被害報告表」等を作成し、速やかに河川部防災課に報告する。
第１１　施行
本要領は、平成 17 年度水防活動より施行する。

記載例

水防巡視点検表

<table>
<tr><td>水防管理団体・
建設事務所名</td><td>○○○</td><td colspan="3">令和　○年　○月　○日　○時　○分現在</td></tr>
<tr><td>担当部署連絡先</td><td>○○部○○課
○○係</td><td>Tel　○○○○
Fax　○○○○</td><td>報告者</td><td>○○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防巡視箇所</td><td colspan="4">○○川　左・右　岸　（目標物）○○○○　地先</td></tr>
<tr><td colspan="4">注意を要する箇所（洪水・高潮・堤防・護岸の強さ・工事施工）・注意を要する箇所以外</td></tr>
<tr><td>地名・住所</td><td colspan="4">○○　区・市・町・村　○○○○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">河川の状況</td><td colspan="2">水位（天端下がり）　約　０．７ｍ</td><td colspan="2">現在、水位は、　上昇中・変化なし・下降中</td></tr>
<tr><td colspan="4">支障物　あり・なし

（左岸）第二中学校下流にある第四橋上流部の橋桁に流木が衝突しているため、河積が減少し流量に支障をきたしている。</td></tr>
<tr><td>護岸等の状況</td><td colspan="4">変状　あり・なし

（左岸）第二中学校の対岸（右岸）の護岸に約50㎝の亀裂が見られる。現時点では、護岸機能に支障はきたしていない。</td></tr>
<tr><td>水防活動状況</td><td colspan="4">水防活動　あり・なし

第四橋上流部の左右岸に橋から上流約３０ｍにわたり積土のう（３段）を水防団が実施済みである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>洪水後の水位</td><td colspan="4">洪水後、護岸にある水跡等で推測　　水位（天端下がり）約　０．３ｍ</td></tr>
</table>

別紙

水 防 巡 視 点 検 表

<table>
<tr><td>水防管理団体・
建設事務所名</td><td></td><td colspan="4">令和　　年　　月　　日　　時　　分現在</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当部署連絡先</td><td rowspan="2">部　　課
係</td><td colspan="2">Tel</td><td rowspan="2">報告者</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">Fax</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防巡視箇所</td><td colspan="5">左
川　　岸　　地先
右</td></tr>
<tr><td colspan="5">注意を要する箇所（洪水・高潮・堤防・護岸の強さ・工事施工）　・　注意を要する箇所以外</td></tr>
<tr><td>地名・住所</td><td colspan="5">区 市
町 村</td></tr>
<tr><td rowspan="3">河 川 の 状 況</td><td colspan="2">水 位（天端下がり）　約　　.　　m</td><td colspan="3">現在、水位は、　上昇中
変化なし
下降中</td></tr>
<tr><td colspan="2">支 障 物　あり・なし</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">護岸等の状況</td><td colspan="2">変 状　あり・なし</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防活動状況</td><td colspan="2">水 防 活 動　あり・なし</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>洪水後の水位</td><td colspan="5">洪水後、護岸にある水跡等で推測　　水位（天端下がり）　約　　.　　m</td></tr>
</table>

資８．２　水防活動報告書①

＜速報版＞

水防活動報告書

水防管理団体		令和　年　月　日　時 現在		
担当部所連絡先	部　課 係	Tel Fax	報告者	
水防活動実施箇所	川　左・右　岸　地先			
地名・住所		区 市 町 村		
活動日時	自　月　日　時　～　至　月　日　時			
出動人員	職　員	消防団	その他	
	人	人	人	
水防活動の概況および工法	工　法			
	延　長	m		

使用資器材	品　名	単位	数　量	水位の状況	
				水防関係者の死傷状況	
通信欄					

注１．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
注２．水防活動終了後3日以内に建設事務所にＦＡＸで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。
注３．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

資８．３　水防活動報告書②（参考）

令和〇〇年　台風第〇号における水防活動
（東京都〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

概　要
　〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける中、土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（住所等）
積み土のう工

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇月〇日～〇日 〇時～〇時 約〇〇時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

■溢水箇所：〇〇川（〇〇橋下流右岸）
■住所：〇〇市〇〇地先

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（住所等）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（住所等）
浸水状況

水防活動実施箇所
地図等

注1．この報告書は水防活動毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
注2．この様式は参考様式であり、水防活動の状況や概要が分かるように作成すること。（様式は任意で可）
注3．水防活動報告書①を提出後、速やかに建設事務所の水防担当者へメール等により提出すること。

資８．４　水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

	区市町村 水防管理団体 建設事務所 支庁　名	水防活動延べ人員（人）	使用資材費（円）		備　　考
			主要資材	その他資材	（資材の内訳等）
月分					
月分					
月分					
計					

※書ききれない場合には、表を加工してください。

資８．５　河川に係わる災害発生時の情報伝達マニュアル

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル
（地方整備局等及び都道府県から国土交通本省への伝達）

（目的）

第1条　「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（平成13年2月26日付け河川局長通知）」及び「『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について』並びに『河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について』（平成13年2月26日付け河川環境課長、治水課長、防災課長、保全課長通知）」について、河川に係る情報伝達の運用方針を定め、もって災害発生時の緊急かつ適切な対応に資する事を目的とする。

（対象河川）

第2条　連絡対象河川は、地方整備局及び北海道開発局が管理する一級河川、並びに都道府県が管理する一級河川指定区間及び二級河川とする。

（情報伝達の対象事象）

第3条　情報伝達を行う対象は、次の各号に掲げる事象とする。

一　地震

二　河川の氾濫

三　高潮、津波による災害

四　大規模な山腹崩壊・土石流が発生し、下流の河川区域に重大な影響を及ぼすおそれがある場合

五　その他、連絡すべきと判断される事象

（情報伝達の種類、時期、手段、内容及びルール）

第4条　地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局及び都道府県から国土交通本省へ情報伝達する情報の種類、伝達時期、手段、内容及び伝達ルートは、別紙に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによっては、資料の追加等がある場合は、その都度、本省から指示するものとする。

（情報伝達担当者等）

第5条　地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに都道府県内における広報及び本省への情報伝達については、事前に担当者を選定しておくものとする。

（地方整備局等と都道府県との伝達ルートの確立）

第6条　地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局と都道府県との情報伝達ルートについても、対象事象毎に定めておくものとする。

（別紙）

1　出水時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類		情報の伝達時期		伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	緊急情報	(1)出水見通し	各区間を受け持つ観測所において、氾濫危険水位を超える恐れがある時（すでに避難判断水位に到達しており、6時間先までの水位予測で氾濫危険水位の超過が予測されたとき等）	特定区間の場合	電話 E-mail (FAX)	特定区間の危険箇所の状況 【特定区間調書の総括-2、様式-1～5】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
				特定区間ではない場合	電話 E-mail (FAX)	危険箇所の状況 【危険箇所調書の様式-1、様式-3】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		(2)出水概要	氾濫注意水位を超えた時から、減水して氾濫注意水位を下回るまで	本省の指示により適宜	E-mail	整備局ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況（大規模内水含む） ・排水ポンプ車等による水防活動状況 ・ホットライン実施状況 ・水防団活動実施状況 【出水様式－総括】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
	災害及び復旧状況	(3)被害情報	整備局等が情報を受けた時直ちに		電話 E-mail (FAX)	【出水様式－1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
			重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	電話	氾濫発生箇所、決壊箇所、決壊延長、堤防等の被害状況等	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室：企画専門官]
				第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【出水様式－1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
		(4)緊急復旧状況	本省の指示により定期的に		E-mail (FAX)	【出水様式－2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	緊急情報	(1)出水状況 (水位・雨量)	氾濫危険水位に達した場合（氾濫危険水位の設定がされていない河川においては氾濫の恐れがある場合）※1	第1報 (都道府県単位)	電話 E-mail (FAX)	・水位上昇の見込み（天端超過の可能性） ・河道形状（掘込みor有堤 等） ・決壊した場合の被害想定	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
				第2報以降 本省、整備局等の指示により適宜	E-mail (FAX)	都道府県ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況（大規模内水含む） ・排水ポンプ車等による水防活動状況 ・水防団活動実施状況 【出水様式－総括】	
	災害及び復旧状況	(2)被害情報	重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	電話	氾濫発生箇所、決壊箇所、決壊延長、堤防等の被害状況等	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室：企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
				第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【出水様式－総括】 【出水様式－1(1)・(2)】 【出水様式－2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省防災課（復旧ライン）、治水課、河川環境課河川保全企画室]

※1管内（都道府県単位）における第2報以降は、本省および整備局等の指示による。なお、(2)被害情報については、すべての河川を報告すること。

2 地震時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期		伝達手段 （）は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに		電話 E-mail (FAX)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 （ホットライン）	電話	被害状況（箇所、形態、規模等）	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室：企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail （電話） (FAX)	【地震様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail （電話） (FAX)	緊急復旧情報 【地震様式－2】 （現地状況写真等 添付）	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに		電話 E-mail (FAX)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 （ホットライン）	電話	被害状況（箇所、形態、規模等）	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室：企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail （電話） (FAX)	【地震様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail （電話） (FAX)	緊急復旧情報 【地震様式－2】 （現地状況写真 添付）	[都道府県]→[整備局等] →[本省防災課（復旧ライン）、治水課、河川環境課河川保全企画室]

3 津波時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期		伝達手段 （）は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)津波被害情報	気象庁から津波警報（補助区間のみの場合を含む）が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに		電話 E-mail (FAX)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 （ホットライン）	電話	被害状況（箇所、形態、規模等）	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室：企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail （電話） (FAX)	【津波様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail （電話） (FAX)	緊急復旧情報 【津波様式－2】 （現地状況写真等 添付）	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)津波被害情報	気象庁から津波警報（補助区間のみの場合を含む）が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに		電話 E-mail (FAX)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 （ホットライン）	電話	被害状況（箇所、形態、規模等）	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室：企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail （電話） (FAX)	【津波様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail （電話） (FAX)	緊急復旧情報 【津波様式－2】 （現地状況写真等 添付）	[都道府県]→[整備局等]→[本省防災課（復旧ライン）、治水課、河川環境課河川保全企画室]

4 河岸崩落時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

<table>
<tr><th>区分</th><th>情報の種類</th><th colspan="2">情報の伝達時期</th><th>伝達手段
()は予備手段</th><th>伝達内容</th><th>伝達ルート</th></tr>
<tr><td rowspan="4">【国管理】
本省
↑
整備局等</td><td rowspan="3">(1)河岸崩落
災害報告</td><td colspan="2">被害が発生したら
・第1報は速やかに
・第2報以降は適宜速やかに</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>・河岸崩落状況
・河岸崩落被害情報
・復旧活動状況等
【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[本局河川管理課等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重大な被害が生じた場合</td><td>第1報
(ホットライン)</td><td>電話</td><td>被害状況(箇所、規模等)</td><td>[本局河川情報管理官等]
→[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td rowspan="2">【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td rowspan="2">[本局河川工事課、河川管理課等]
→[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>(2)緊急復旧情報</td><td colspan="2">緊急復旧状況について、適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">【都道府県管理】
本省
整備局等
↑
都道府県
又は
本省
↑
整備局等
↑
都道府県</td><td rowspan="3">(1)河岸崩落
災害報告</td><td colspan="2">被害が発生したら
・第1報は速やかに
・第2報以降は適宜速やかに</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>・河岸崩落状況
・河岸崩落被害情報
・復旧活動状況等
【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[都道府県]→[整備局等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重大な被害が生じた場合</td><td>第1報
(ホットライン)</td><td>電話</td><td>被害状況(箇所、規模等)</td><td>[都道府県]
→[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
[都道府県]→[整備局等]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td rowspan="2">【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td rowspan="2">[都道府県]→[整備局等]→[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>(2)緊急復旧情報</td><td colspan="2">緊急復旧状況について、適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td></tr>
</table>

5 その他の事象の情報伝達

その他の災害等で、本省に伝達すべき事象が発生した場合は、上記1～4に準じて、適宜伝達するものとする。

資８．６　国への出水状況報告様式

出水様式ー総括

○河川（○月○日○:○現在）

■被害状況

＜国管理河川＞

1）一般被害

水系　　河川　　箇所　（浸水家屋　　戸　家屋損壊　　戸）

整備局等	水系	河川	市町村	地点		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				左右岸	KP	原因	床上（約戸）	床下（約戸）	原因	全壊（約戸）	半壊（約戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

水系　　河川　　箇所　（うち　　箇所で対策完了）

整備局等	水系	河川	市町村	地点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量（約）	

＜都道府県管理河川＞

1）一般被害

水系　　河川　（浸水家屋　　戸　家屋損壊　　戸）

都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				原因	床上（約戸）	床下（約戸）	原因	全壊（約戸）	半壊（約戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

水系　　河川

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況
				状態	件数	

■国管理河川の出水状況

1）現在、氾濫危険水位を超えている河川　　水系　　河川

整備局等	水系	河川						

2）現在、避難判断水位を超えている河川　　水系　　河川

整備局等	水系	河川						

3）現在、氾濫注意水位を超えている河川　　水系　　河川

整備局等	水系	河川						

4）氾濫危険水位を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

整備局等	水系	河川						

5）避難判断水位を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

整備局等	水系	河川						

6）氾濫注意水位を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

整備局等	水系	河川						

■都道府県管理河川の出水状況

1）現在、氾濫危険水位を超えている河川　　水系　　河川

都道府県	水系	河川						

2）氾濫危険水位を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

都道府県	水系	河川						

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

＜国管理河川＞

整備局等	水　系	河　川	市町村	地　点		排水P車出動状況		水防活動状況
				左右岸	KP	出動数（台）	稼働状況	

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	排水P車出動状況		水防活動状況
				出動数（台）	稼働状況	

○国管理河川のホットライン実施状況

水系　　市町村　　回

整備局等	水　系	河川事務所	市町村	回数

○水防団による水防活動の実施状況

＜国管理河川＞

水系　　団体

整備局等	水　系	団体数

＜都道府県管理河川＞

団体

都道府県	団体数

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

出水様式-1（1）　被 害 情 報　（　国管理　河川　）

（ 整備局等名：　　）
（ 都道府県名：　　）

出 水 名	台風○○号　　（第　　報）			
水 系 名	１級河川　○○○川（ふりがな）		河 川 名	○○○川（ふりがな）
出水状況 現状 （見込み）				
被害状況 現状 （予測） 【記入例】	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○	発生場所	○○県 ○○町（ふりがな）
	状況	決壊	距 離 標	左 ○.○ ～ ○.○ km
	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在　＜　速 報 値　＞			
	（　拡大中　） （1）浸水面積　＜ 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ＞ ○○町　○○ha　（予測　ha） ○○町　（予測　ha） （2）人的被害　＜ 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ＞ ○○町　死者　人 行方不明者　人 （3）家屋被害　＜ 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ＞ ○○町　床下浸水　戸（予測　戸） 床上浸水　戸（予測　戸） 軒下浸水　戸（予測　戸） 家屋流出　戸 （4）その他　＜ 有 : 無 : 調査中 : 未確認 ＞ ○○町　国道○号線　通行止め （予測　○○町　JR○○線　通行止め）			

注）・平面図を添付（決壊等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）
・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

出水様式-1(2)　　被 害 情 報　（　国管理　河川　）

（ 整備局等名：　　）
（ 都道府県名：　　）

被害への対応状況 現状 （予定）	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在
	（1） 実施済みの対応 （2） 今後の対応
水防活動状況 現状 （予定）	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在 ＜ 速 報 値 ＞
	（1）○○町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 （2）○○町

河川環境課河川保全企画室　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課　（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　　月　　日　　時　　分　）

出水様式－２　緊　急　復　旧　情　報　（ 国・都道府県管理河川 ）

（整備局等名：　　）
（都道府県名：　　）

出 水 名	台風〇〇号　　（ 第　　報 ）		
水 系 名	１級河川　〇〇〇川	河 川 名	〇〇〇川
時　　点	〇月〇日〇時現在	発生日時	R〇.〇.〇　〇:〇
発生場所	〇〇県〇〇町	距 離 標	左：右 〇.〇～〇.〇ｋｍ
被災状況	破堤：堤防洗掘：河岸洗掘 漏水：その他（　　）	状　　況	拡大中：変化なし 減少中
	被災延長　　ｍ		
復旧状況	【〇月〇日時点】 （１）復旧工法 （２）着手日時 （３）完成予定日時 （４）進捗状況		

注）・別添として、全体計画（平面図、断面図）及び進捗状況（前回報告からの進捗）が分かる資料を添付すること
・写真を添付

資８．７　災害報告（がけ崩れ）

緊急・詳細報告用

第　　報

災 害 報 告（がけ崩れ）

（　　年　　月　　日　　時　現在）

ふりがな 発生場所	東京都（とうきょうと） ［ 都・道・府・県 ］	［ 市・郡 ］	［ 区・町・村 ］	大字	地区名	
発生日時	［ 不明・調査中・確認済］　　年　　月　　日　　時　　分					

気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離	ｋｍ	
	連続雨量	mm	年　月　日　時 ～	年　月　日　時			
	最大24時間雨量	mm/24hr	年　月　日　時 ～	年　月　日　時			
	最大時間雨量	mm/hr	年　月　日　時 ～	年　月　日　時			

斜面の種類	自然斜面	H＝　m	横断図(別途添付しても良い)	概況平面図(別途添付しても良い)
	人工斜面	H＝　m		
	勾配 θ_1	度		
拡大の見込み		［ 有・無 ］		
保全対象人家戸数		戸		

崩壊の状況	高さ	m	巾	m
	面積	m^2	勾配θ2	度
	崩壊又は流出土砂量	m^3		
	がけ下端の堆積深	m		
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋　m		
		②家屋　m		
	被害家屋位置の堆積深	①家屋　m		
		②家屋　m		
	崩土の到達距離	m		
	その他			

被害状況	人的被害	死者	《　》<　>名	被害者年齢	才	（公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）	
		行方不明	《　》<　>名		才		
		負傷者	《　》<　>名		才		
	物的被害 人家	全壊･流出	《　》<　>戸	木造 《　》<　>戸	RC 《　》<　>戸		
		半壊	《　》<　>戸	木造 《　》<　>戸	RC 《　》<　>戸		
		一部破損	《　》<　>戸	木造 《　》<　>戸	RC 《　》<　>戸		
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）			
	公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物　等）	（流出、破損、埋没、交通の不通状況　等を記載）					
	その他						

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）

砂防関連施設の有無	［有(国交・治山)･無･調査中］	災害関連緊急事業申請の有無	［有･無･調査中］
報道の有無	［有（新聞・ＴＶ・プレス）・無］	関連施設の保全対象の有無	［有･無･調査中］

関係法令等（該当する項目に○をつける）		直轄		砂防指定地	地すべり防止区域　［ 国土・林・農 ］
		保安林		急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
		国有林		土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域
		民有林		土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域
		災害対策基本法防災計画区域			宅造基準条例の適用区域
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号	箇所番号
		その他（		土砂法の指定の有無	［有･無］

報告者	①	所属		氏名	③	所属		氏名
	②	所属		氏名	④	所属		氏名

※　**第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。**

※　写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座標				
	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

資８．８　被害報告表

別記様式1

被　害　報　告　表

都道府県名	県等コード	第　報	報　告　者	令和　年　月　日　時　現在			
				調査率	%	気象コード	

異常気象名		災害発生年月日	自　月　日：至　月　日

気象データ	市町村名	連続雨量最大：（　　観測所）		被災中心地：（　　観測所）	
	連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大平均風速	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分
	その他				

工種	都工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川						
海岸（港湾に係るもの）						
海岸（その他）						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
公園						
計						

９．東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針

資９．１　東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針

令和６年５月１４日

目次

１．はじめに
２．本協議会の対象河川
３．本協議会の構成員
４．東京都管理河川の概要と近年の溢水実績
５．減災のための目標
６．目標達成に向けて実施する取組
７．フォローアップ

１．はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。

このことから、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会より「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申され、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、その翌日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめられた。国直轄河川では減災対策協議会が設置された。

そのような中、平成 28 年 8 月には、台風第 10 号等の一連の台風によって、国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成 29 年６月 19 日に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県大規模氾濫減災協議会が創設された。その翌日に国土交通省において、概ね５年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、緊急行動計画として取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成 29 年 12 月 19 日に東京都管理河川においても、河川管理者、区市町村等の多様な関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有し、対策を一体的・ 計画的に推進するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設置した。

本協議会においては、東京都管理河川の特性を踏まえ、想定し得る洪水氾濫等に対し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について、「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）として平成 30 年６月 28 日に取りまとめた。

平成 30 年７月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。この答申で、減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備え

と連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、平成 31 年 1 月 29 日に国土交通省により緊急行動計画が改定された。

この緊急行動計画に基づき、「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「人的被害をなくすこと」、「物的被害を最小限度にとどめること」の実現に向けて、多様な主体が連携して洪水氾濫等による被害を軽減するため、令和２年５月 22 日に本取組方針を改定した。

令和３年度は、本取組方針で定めた取組の目標年次にあたることから、平成 29 年度から令和３年度までの取組状況や今般の社会情勢の変化などを踏まえ、令和４年度以降の取組方針として改定する。

引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき、連携して減災に向けた取組を推進し、毎年開催する協議会において、その進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の対象河川

本協議会の対象河川は、以下のとおりである。

【一級河川】: 90 河川

（利根川水系）

旧江戸川、新川、中川、綾瀬川、新中川、大場川、伝右川、垳川、毛長川

（荒川水系）

旧中川、隅田川、月島川、大横川、大島川西支川、大島川東支川、大横川南支川、
北十間川、横十間川、大横川支川、仙台堀川、平久川、古石場川、小名木川、竪川、
神田川、日本橋川、亀島川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、石神井川、新河岸川、
白子川、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、霞川、成木川、黒沢川、
北小曽木川、旧綾瀬川、芝川、新芝川、直竹川

（多摩川水系）

多摩川、海老取川、谷沢川、野川、仙川、丸子川、入間川、三沢川、大栗川、乞田川、
太田川、程久保川、浅川、湯殿川、兵衛川、山田川、川口川、南浅川、案内川、
城山川、御霊谷川、山入川、小津川、醍醐川、残堀川、谷地川、秋川、養沢川、
北秋川、平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川、大荷田川、鳶巣川、
日原川、小菅川、大沢川、三沢川分水路

（鶴見川水系）

鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川

【二級河川】: 10 河川

目黒川、呑川、古川、渋谷川、境川、内川、立会川、越中島川、築地川、汐留川

３．本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
東京都	建設局長（本協議会の設置主体）
千代田区	千代田区長
中央区	中央区長
港区	港区長
新宿区	新宿区長
文京区	文京区長
台東区	台東区長
墨田区	墨田区長
江東区	江東区長
品川区	品川区長
目黒区	目黒区長
大田区	大田区長
世田谷区	世田谷区長
渋谷区	渋谷区長
中野区	中野区長
杉並区	杉並区長
豊島区	豊島区長
北区	北区長
荒川区	荒川区長
板橋区	板橋区長
練馬区	練馬区長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
八王子市	八王子市長
立川市	立川市長
武蔵野市	武蔵野市長
三鷹市	三鷹市長
青梅市	青梅市長
府中市	府中市長
昭島市	昭島市長
調布市	調布市長
町田市	町田市長
小金井市	小金井市長
小平市	小平市長
日野市	日野市長

構成機関	構成員
東村山市	東村山市長
国分寺市	国分寺市長
国立市	国立市長
福生市	福生市長
狛江市	狛江市長
東大和市	東大和市長
清瀬市	清瀬市長
東久留米市	東久留米市長
武蔵村山市	武蔵村山市長
多摩市	多摩市長
稲城市	稲城市長
羽村市	羽村市長
あきる野市	あきる野市長
西東京市	西東京市長
瑞穂町	瑞穂町長
日の出町	日の出町長
檜原村	檜原村長
奥多摩町	奥多摩町長
気象庁東京管区気象台	気象防災部長
国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長
	荒川上流河川事務所長
	荒川下流河川事務所長
	京浜河川事務所長
東京都	建設局河川防災担当部長
	第一建設事務所長
	第二建設事務所長
	第三建設事務所長
	第四建設事務所長
	第五建設事務所長
	第六建設事務所長
	西多摩建設事務所長
	南多摩東部建設事務所長
	南多摩西部建設事務所長
	北多摩南部建設事務所長
	北多摩北部建設事務所長
	江東治水事務所長

構成機関	構成員
	総務局防災計画担当部長 生活文化スポーツ局私学部長 都市整備局都市基盤部長 住宅政策本部住宅政策担当部長 福祉局総務部長 保健医療局総務部長 港湾局港湾整備部長 交通局車両電気部長 水道局浄水部長 下水道局計画調整部長 教育庁総務部長
オブザーバー機関	構成員
警視庁 東京消防庁	警備部災害対策課長 警防部長

４．東京都管理河川の概要と近年の溢水実績

（１）河川の概要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の５つに大別される。

ア　多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は 1,240km^2 で山梨県、東京都及び神奈川県の１都２県にまたがる一級河川である。

イ　鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積 235km^2 の一級河川である。

ウ　荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積 2,940km^2 の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わ

せて東京湾に注いでいる。

エ　利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の 16,840 ㎢の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながら東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は 987km^2 の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は 200km^2 の一級河川である。

オ　その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、などの二級河川がある。

（２）近年の溢水実績

○平成 17 年９月４日豪雨災害の状況

23 区西部を中心に記録的な集中豪雨となり、神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など８河川から溢水し、都内全体で 5,827 棟の浸水被害が発生した。

特に被害が大きかった神田川流域では、約 3,587 棟の浸水被害を記録した。

○平成 20 年８月 28 日豪雨災害の状況

平成 20 年８月 28 日に発生した豪雨では、町田市図師で１時間に 115 ミリ、八王子市恩方では１時間に 86 ミリの猛烈な雨を記録した。境川など２河川で溢水し、都内全体で 302 棟の浸水被害が発生した。また、境川では馬場橋や二国橋付近において護岸等が被災した。

○平成 22 年７月５日豪雨災害の状況

石神井川流域のほぼ全域で１時間 50 ミリを超える降雨を記録した。特に下流域で猛烈な雨が降り、板橋区板橋では、時間最大 114 ミリの降雨を記録し、溝田橋付近で溢水した。都内全体で 810 棟の浸水被害が発生し、特に被害の大きかった石神井川流域では、660 棟に上った。

○平成 26 年７月 24 日豪雨災害の状況

平成 26 年７月 24 日に発生した豪雨では、西東京市芝久保で、時間最大 77 ミリの降雨を記録した。善福寺川で溢水し、都内全体では 169 棟の浸水被害が発生した。

○平成 28 年８月 22 日から 23 日台風第９号災害の状況

台風第 9 号の接近・通過により、立川市上砂町では、時間最大 81 ミリを記録した。柳瀬川など３河川で溢水し、都内全体では 403 棟の浸水被害が発生した。

○令和元年 10 月 12 日から 13 日台風第 19 号災害の状況

台風第 19 号の接近・通過により、多摩地域を中心に 25 区市町村で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨となった。11 日～13 日にかけての総雨量は、多摩地域の西多摩郡奥多摩観測所では 650 ミリ、23 区西部の練馬区越後山橋観測所では 348 ミリを記録した。

この大雨により、都管理河川では南浅川や秋川など７河川が溢水するとともに、国管

理河川の多摩川でも溢水するなど、都内全体では 1323 棟の浸水被害が発生した。このうち、都管理河川からの溢水による浸水被害は 61 棟であった。

○令和５年６月２日から３日台風第２号災害の状況

台風第２号の接近・通過により、三鷹市新川では、時間最大 54 ミリを記録した。善福寺川で溢水し、都内全体では 44 棟の浸水被害が発生した。

５．減災のための目標

「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、本協議会では東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成員が連携して令和８年度を目途に達成すべき減災目標を、以下のとおり設定した。

【達成すべき目標】

東京都管理河川の氾濫等に伴う水害に対し、確実・迅速な情報伝達及び避難指示等の発令体制を構築することにより「人的被害をなくすこと」及び関係機関が積極的な連携のもと実施される水防活動により「物的被害を最小限度にとどめること」を目指す。

【目標達成に向けた３つの柱】

上記の目標の達成に向け、下記取組を基本事項として、具体的な取組を実施する。

○　円滑かつ迅速な避難のための取組
○　的確な水防活動のための取組
○　迅速な氾濫水の排水に関する取組

６．目標達成に向けて実施する取組

各構成員がそれぞれ又は連携して実施する減災に向けた取組は以下のとおりである。

１）円滑かつ迅速な避難のための取組

◆情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	・避難指示に直結する氾濫危険情報等を、直接区市町村長へ伝達する取組の促進	区市 都
	・避難指示等の発令判断を支援する情報を、区市町村避難指示部署等へ伝達する取組の促進	区市町村 都
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況の確認 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準の確認	区市町村 気象台 都

③水害危険性の周知、ＩＣＴを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について、住民等への周知方法の確認、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組の促進 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸についての情報共有 ・水防活動時に発表した情報や調節池の貯留実績などを水防活動報告として局 HP に公表 ・河川氾濫の恐れがある際、住民の迅速な避難行動に繋がる氾濫危険情報等を提供する水位周知河川等の指定拡大を推進	区市町村 気象台 都
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報の整理と運用	区市町村 気象台 都
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善を検討	区市町 都
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基にした避難場所、経路の検討 ・隣接区市町村の避難場所の共有、連絡体制の構築	区市町村 都
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	・洪水浸水想定区域図や浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基にした要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況の確認 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認 ・地域防災計画に定められた地下街等における浸水防止計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練の実施、避難経路の精査	区市町村 都

◆平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑧想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図（外水・内水）の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、洪水浸水想定区域図（外水）を指定（水防法第14条） ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し ・多段階の浸水想定図の作成・共有	都 市町村
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基にした水害ハザードマップの作成促進と作成状況の共有 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法の検討 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良についての検討	区市町村 都
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例の共有	区市町村 都
⑪浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報の共有、住民等へ効果的に周知する取組の実施 ・自助・共助の支援に向け、浸水予想区域図や過去に発生した水害記録等の情報について、利用者が一元的に確認できる水害リスク情報システム（仮称）を公表	区市町村 都
⑫自助・共助の仕組みの強化	・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進 ・水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知の検討 ・地域防災力の向上のための人材育成	区市町村 都
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定の共有、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施	区市町村 気象台 都
⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組の実施	区市町村 気象台 都

◆円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型･メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報の共有 ・水位計（危機管理型を含む）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）の共有 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理の実施	区市町村 都

２）的確な水防活動のための取組

◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑯水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施 ・各構成員が保有する水防資機材についての共有、円滑な水防活動の実施に向けた検討	区市町村 都
⑰水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練の実施 ・都と水防管理団体が共同で実施する排水ポンプ車を活用した訓練の実施	区市町村 気象台 都
⑱水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況の共有	区市町村 都
⑲水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水氾濫等に対してより広域的、効率的な水防活動を実施するための協力内容等の検討	区市町村 都

◆多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑳災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況の確認 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法についての検討と運用	区市町村 都
㉑洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害の確認、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）についての検討	区市町村 都

３）氾濫水の排水に関する取組

◆氾濫水の排水に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
㉒排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等の共有 ・東京都における排水作業準備計画の共有 ・本計画に基づく実地訓練等の実施	区市町村 都

４）その他の取組

◆その他の事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
㉓堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画に基づく河川管理施設整備の実施 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施 ・気候変動を踏まえた河川施設のあり方、東京都豪雨対策基本方針（改定）の公表	都 区
㉔樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組についての共有 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法についての情報の共有 ・都管理の樋門・樋管等についての施設の確実な運用体制の検討	都
㉕水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保した水防災意識社会再構築の取組の支援	都
㉖適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有	都
㉗災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練への参画 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報の共有	区市町村 気象台 都
㉘災害情報等の共有体制の強化	・ＤＩＳ（災害情報システム）にて災害情報や避難情報の迅速な共有	区市町村 都
㉙地方自治法第 245 条の４第１項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の共有 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報の共有	国

７．フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や東京都水防計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

令和７年度

東 京 都 水 防 計 画

令 和 6 年 度
第 4 8 号 登 録

令和７年３月発行

編集・発行　東京都建設局河川部防災課
電話（5321）1111内線41-551

印 刷 会 社　会社名　丸正印刷紙工株式会社
住所　東京都新宿区水道町１番22号
電話　03(3269)7788

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70％再生紙を使用